

令和元年度 国営木曾三川公園
運営維持管理業務

別添資料
(案)

令和元年 5 月

国土交通省中部地方整備局

分類	資料番号	資料名	頁番号
共通仕様書	別添1	公園平面図	別添1
	別添2	国土交通本省委託契約取扱要領	別添15
	別添3	管理事務所図	別添39
	別添4	国営木曾三川公園における行為の禁止等に関する取扱い要領	別添53
	別添5	土地利用方針図	別添58
	別添6	閉園判断基準	別添71
	別添7	設置等許可物件関係	別添73
	別添8	木曾三川公園災害対策運営要領	別添74
	別添9	危険動物マニュアル(セアカゴケグモ)	別添96
	別添10	国営木曾三川公園における事故対応	別添125
	別添11	行政相談、要望等対応	別添134
	別添12	提供施設一覧表・位置図(建築物)	別添136
	別添13	園内施設(設備等)位置図	別添146
	別添14	国営木曾三川公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて	別添159
	別添15	国営木曾三川公園運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて	別添164
マネジメント及び企画立案	別添16	「国営木曾三川公園 運営管理維持業務」における情報セキュリティについて	別添168
	別添17	車両運行マニュアル	別添170
	別添18	施設利用料徴収フロー	別添173
	別添19	建物に係る消防計画	別添174
	別添20	行催事について	別添193
	別添21	行催事実施計画書例	別添195
	別添22	持ち込みイベント等対応マニュアル	別添202
	別添23	継続必要性の高いイベント対応	別添212
	別添24	ボランティア活動(規約・活動内容)	別添214
	別添25	グラフィックコントロールマニュアル	別添231
	別添26	ペット対応	別添299
	別添27	接客・接遇について	別添303
	別添28	巡視ルート図	別添306

分類	資料番号	資料名	頁番号
マネジメント及び 企画立案	別添29	国営木曾三川公園木曾川水園(自然発見館)における環境教育運営計画	別添319
	別添30	国営木曾三川公園(アクアワールド水郷パークセンター)における環境教育運営計画	別添331
施設設備維持管理	別添31	建物に係る点検整備(位置図)	別添343
	別添32	工作物に係る点検整備(位置図)	別添355
	別添33	建物、工作物に係る点検整備計画	別添368
	別添34	魚類管理マニュアル (河川環境楽園 木曾川水園 魚類管理について)	別添372
植物管理	別添35	芝生、中低木、高木、草花管理区域図	別添398
	別添36	林地管理区域図	別添411
	別添37	草地管理区域図	別添414
	別添38	リサイクルマニュアル	別添419
収益施設管理運営 規定書	別添39	収益施設管理運営対象区域図	別添462
	別添40	木舟ルート図	別添474
	別添41	収益施設に係る自主点検整備計画	別添475
	別添42	公園利用重点調整区域	別添476
	別添43	自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象	別添488
	別添44	指定する既存施設の改修運営の対象一覧表	別添495

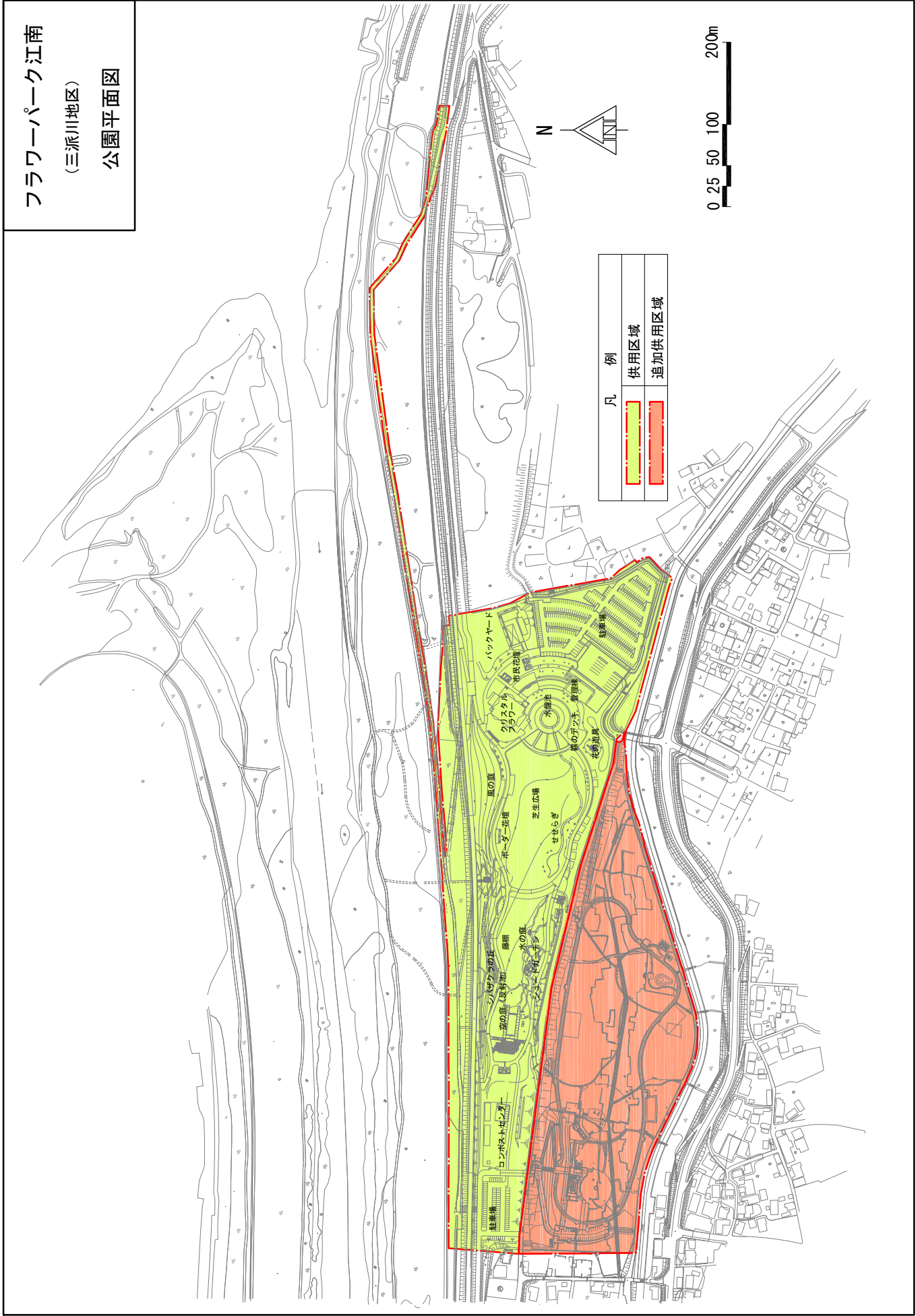
公園平面図



フラワーパーク江南

(三派川地区)

公園平面図



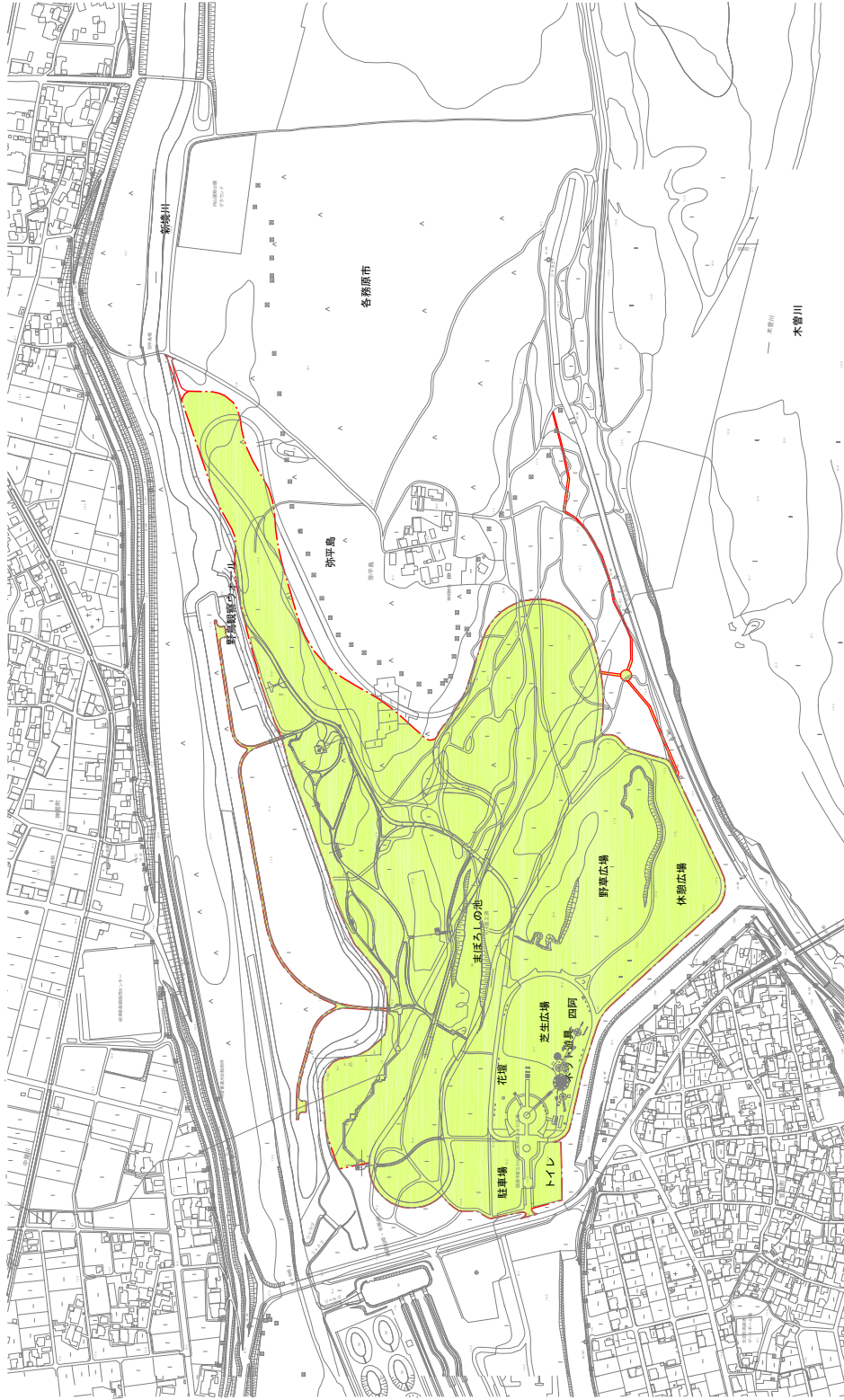
かさだ広場・各務原
アウトドアワールド

(三派川地区)

公園平面図

凡 例

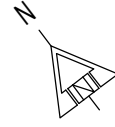
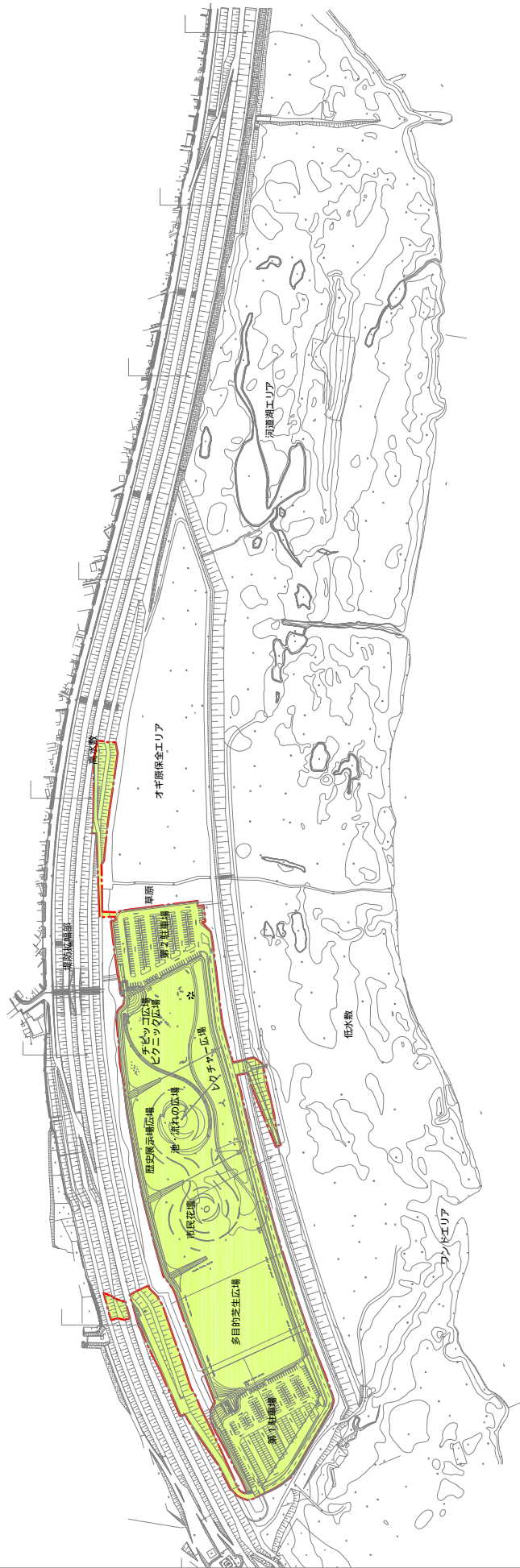
供用区域



桜堤サブセンター

(中央水郷地区)

公園平面図



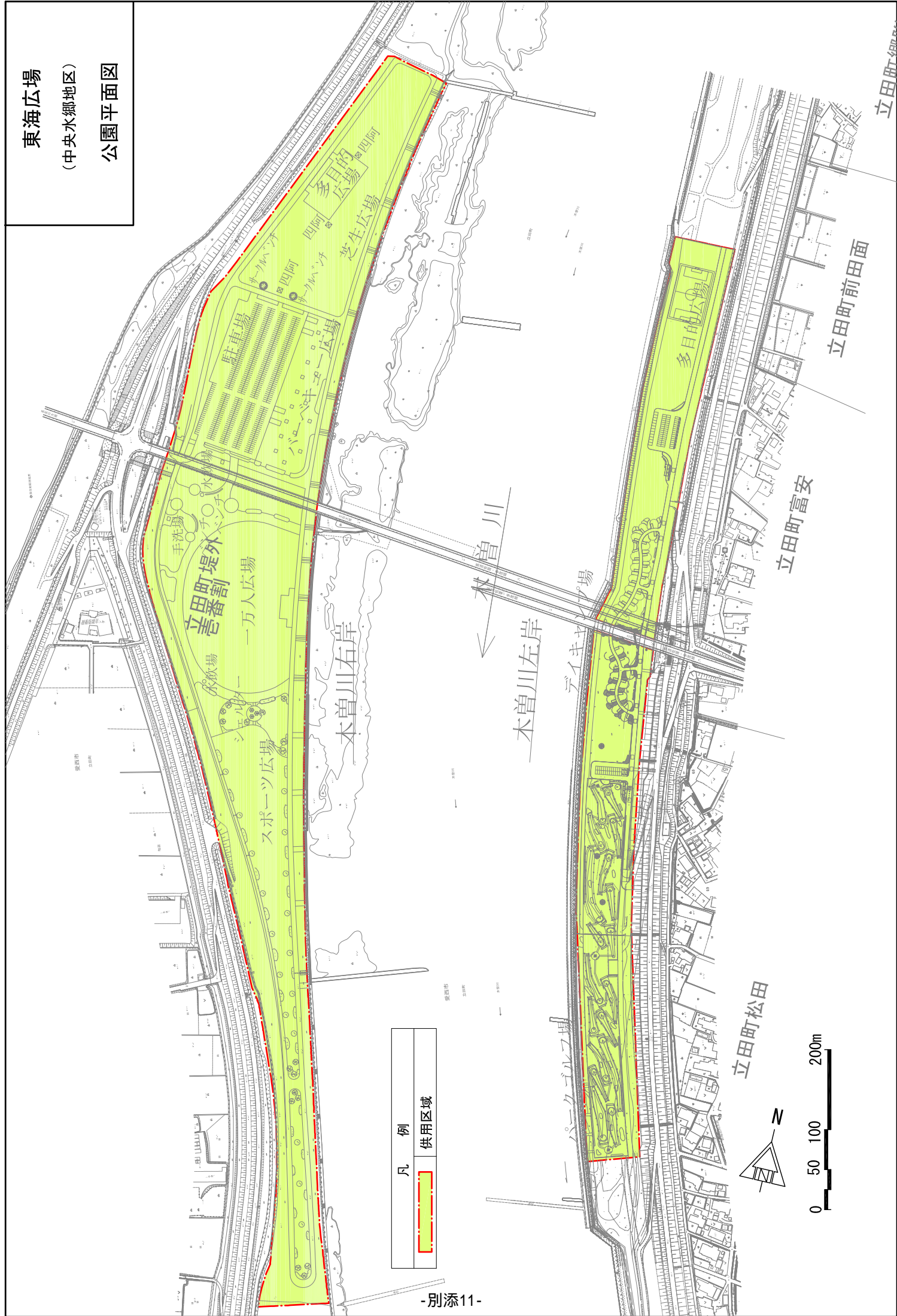
アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)

公園平面図



凡 例	
	供用区域
	追加供用区域

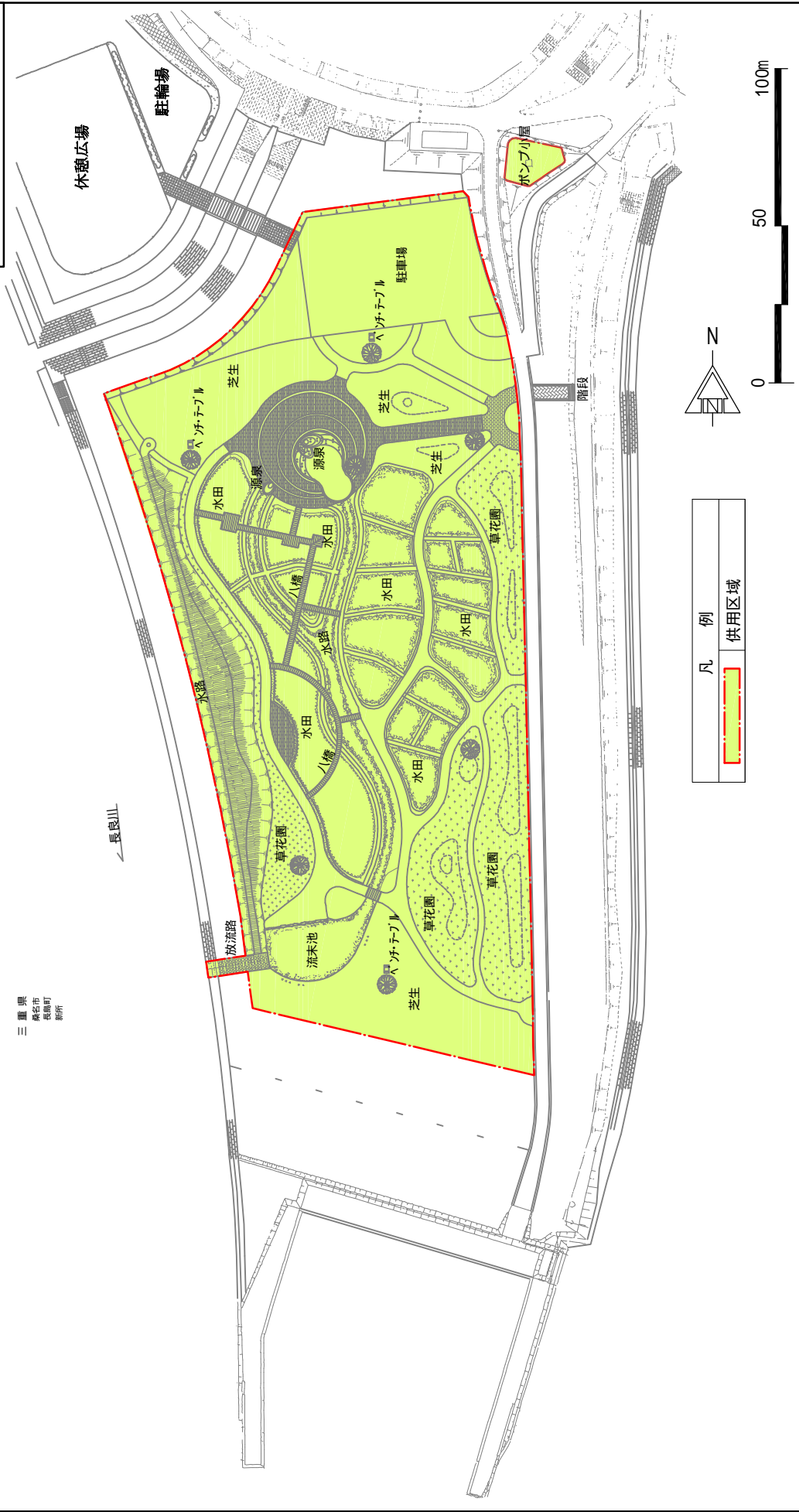
東海広場
(中央水郷地区)
公園平面図



船頭平河川公園

(中央水郷地区)

公園平面図



三重県
桑名市
長良町
新所

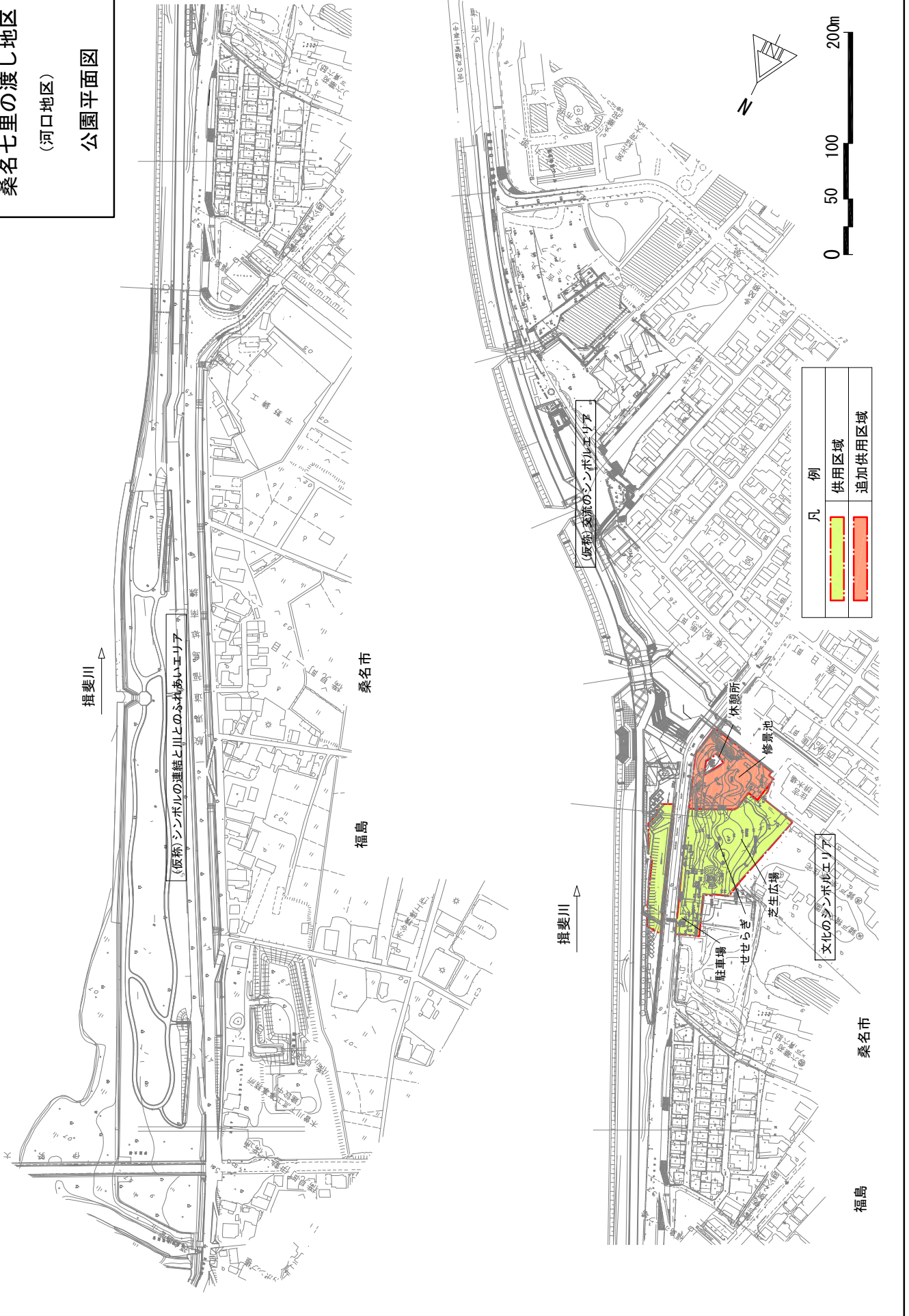
←長良川



桑名七里の渡し地区

(河口地区)

公園平面図



国土交通本省委託契約取扱要領

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月1日	国官会第823号
改正	平成20年8月1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）

から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（再委託等）

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

（報告書等の提出）

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

（検査等）

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認

めたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛での請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月 1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 (委託件名)

委託業務実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ￥ ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆—
(うち消費税及び地方消費税額◆◆◆, ◆◆◆—)

成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○ ◆◆◆◆と、受託者 □□□□ ◆◆◆◆は、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 受託者は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第3条 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の

決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 3 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 6 受託者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

（履行体制の把握）

- 第4条 受託者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行確保のため 必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書等の変更等）

- 第5条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を委託者に提出し承認を受けなければならない。
- 2 委託者は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受託者と協議するものとする。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託業務の内容の変更等）

- 第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。
この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、委託者が承継するものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。

- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

- 4 第2項の規定は、委託者が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。

- 5 委託者は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。

- 6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

- 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を委託者に引

き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第10条 受託者は、前条第7項により、成果物の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して遅延日数に応じ、年2.90パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(概算払)

第11条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

第12条 受託者は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、委託者にその旨を申請する。

- 2 受託者は、前項の結果に不足額が生じた場合には、委託者に不足額の支払いを請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを委託者に返還しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、委託者が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 受託者は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除するこ

とができる。

- 一 受託者の責に帰すべき事由により、実施期間内に委託業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 前号のほか、委託者において、受託者が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する委託者の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき。
- 三 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者は、前項により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 受託者は、第1項により、委託者が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、委託者に対してその概算払の額に、概算払日から返還の日までの日数に応じ、年2.90パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 受託者は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。

なお、当該帳簿については、受託者において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
支出負担行為担当官
○○○○ ◆◆◆◆

受託者 住 所
団 体 名
代表者氏名

(別 紙)

委託契約に関する特約条項

- 第1 受託者は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契約取扱要領第4に規定する実施計画書（別記様式第1）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、受託者の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。
- 第2 受託者は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 受託者は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 委託者は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の用途その他必要な事項について、国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する必要があるものとし、この場合、受託者はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する用途基準に従わなければならないこと。
- 第6 委託者は、受託者が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、受託者は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

実 施 計 画 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

四半期別必要経費内訳書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘要

- (備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
3. 変更にあたっては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。

実施体制書

(受託の名称)

再委託先等の名称等

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

(注) 再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。

(備考)

本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。

- ①相手方の名称および代表者名
- ②所在地
- ③再委託を予定する業務内容及び必要性
- ④契約予定契約

再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆
◆円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名_____ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○

印

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所
氏 名

受託者 ××株式会社	<p style="text-align: center;">(再委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">○○○有限公司</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td>△△に関する□□地区基 礎調査</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">○○○株式会社(予定)</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">○○○合資会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先□)</p> <p style="text-align: center;">.....</p>	○○○有限公司		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査	○○○株式会社(予定)		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○合資会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		<p style="text-align: center;">(再々委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再々委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table>	○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	
○○○有限公司																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査																																																			
○○○株式会社(予定)																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○合資会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書

通

2. 残存物件報告書

通

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
 3. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第8(第7)

平成〇〇年度 × × × 委託費経費内訳報告書

受託の名称 年月日	件名	予定経費額 A	支出額 B	過不足額 A-B	支						出				
					直接人件費	技術経費	謝金	旅費	備品費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 年月日は、契約毎に、その都度、記載すること。
 3. 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じて適宜加除して計上すること。また、各区分の上限は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。

(単位:円)

目						備 考			
光熱水料	賃金	会議費	雑役務費	小計	再委託費	諸経費	伝票番号	支払い先	その他
0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0			

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 4. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

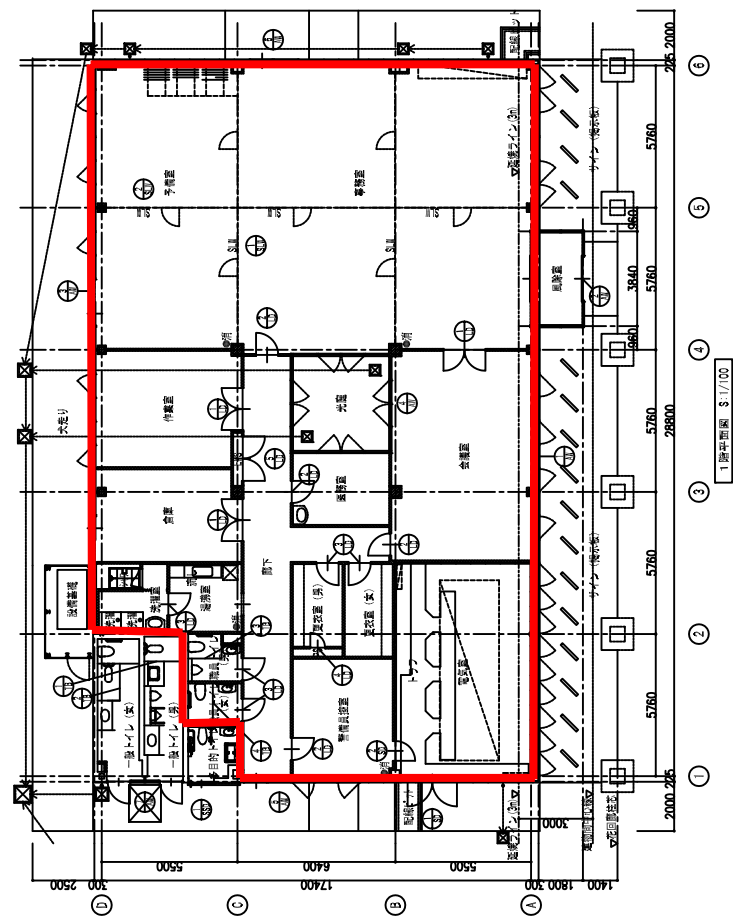
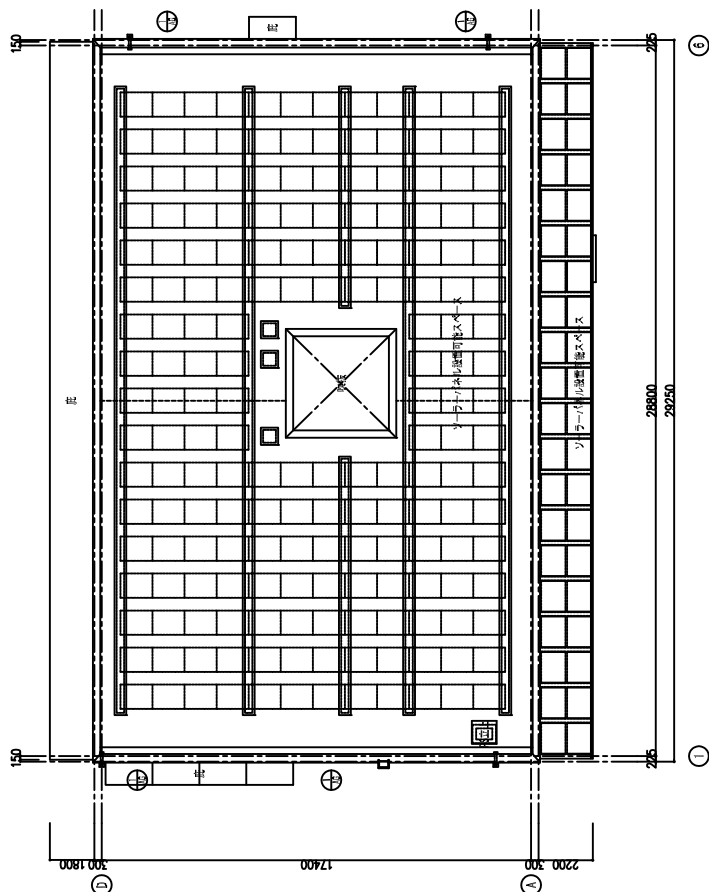
管理事務所一覧表

地区名	拠点	施設名	種類	構造	単位	数量	貸与面積(m ²)
三派川地区	フラワーパーク江南	管理施設	事務所(管理棟)	鉄骨造	棟	1	490
	河川環境楽園(木曽川水園)	教養施設	研修施設(自然発見館・新発見館)	鉄骨造	棟	1	161
	138タワーパーク	管理施設	事務所・休憩所(管理棟)	鉄骨造	棟	1	572
中央水郷地区	長良川サービスセンター	管理施設	センターハウス(A棟)	鉄骨造	棟	1	36
	アクアワールド水郷パークセンター	管理施設	管理棟	木造	棟	1	81
	木曽三川公園センター	管理施設	管理棟	鉄骨造	棟	1	389
	カルチャービレッジ	管理施設	管理棟(輪中ドーム管理室)	鉄骨造	棟	1	57

フラワーパーク江南

(三派川地区)

管理事務所図



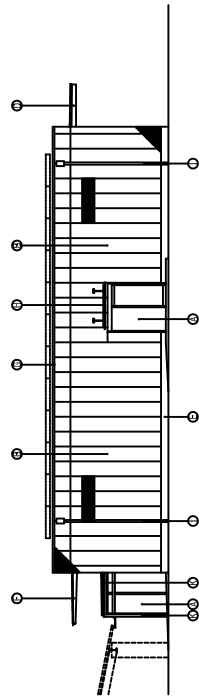
委託期間貸与部分



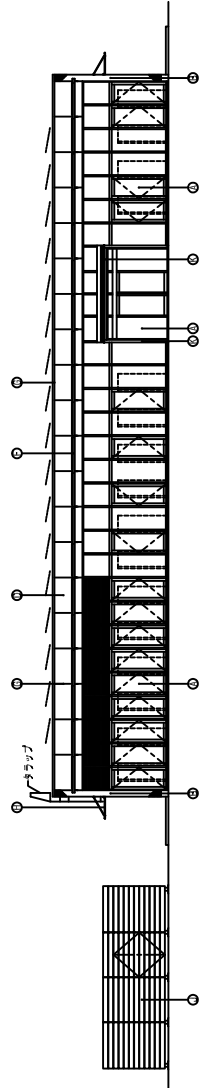
フラワーパーク江南

(三派川地区)

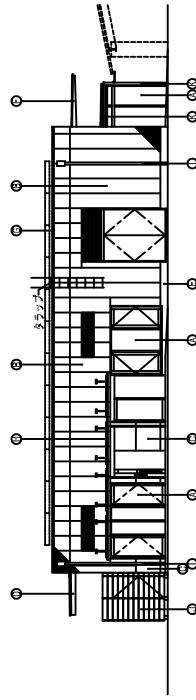
管理事務所図



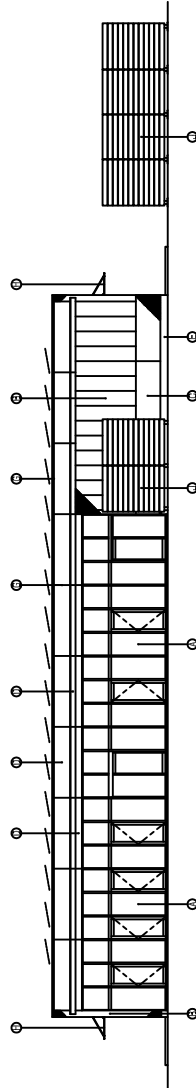
南側立面図 1/100



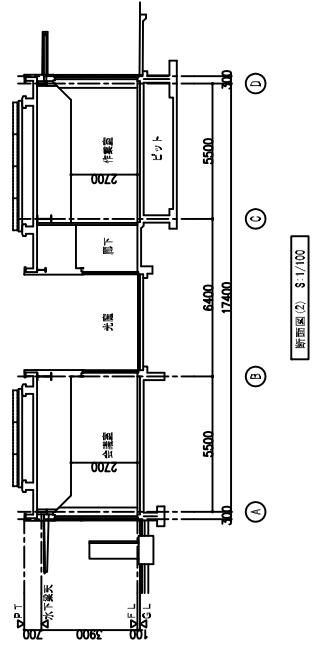
西側立面図 1/100



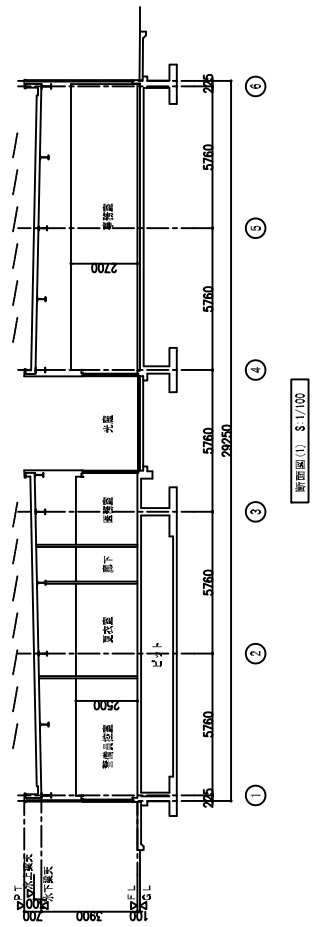
北側立面図 1/100



東側立面図 1/100

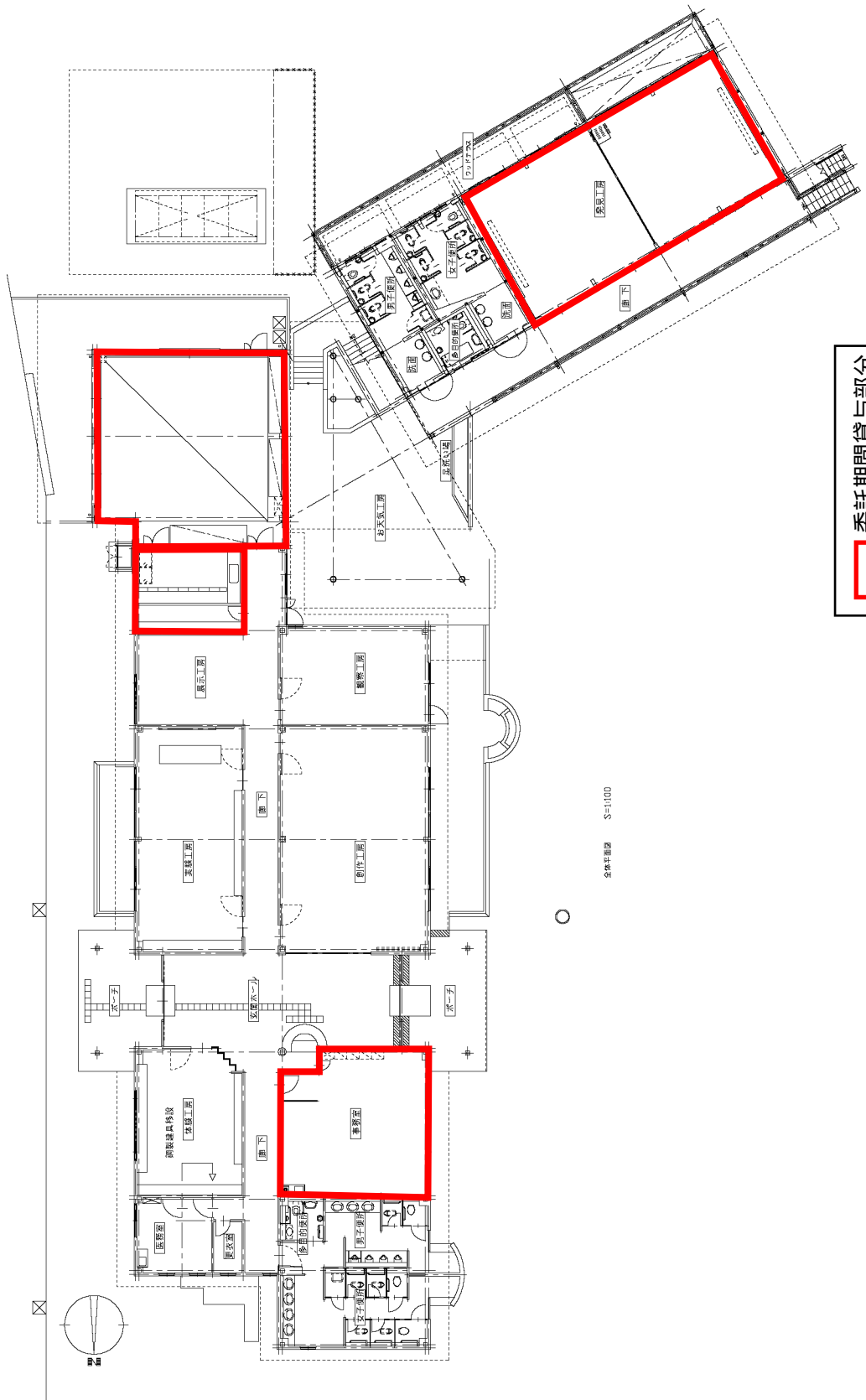


断面図(2) 1/100



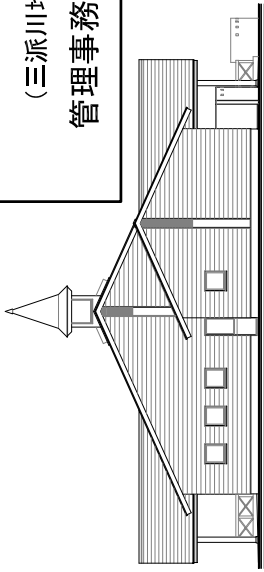
断面図(1) 1/100

河川環境楽園
 (木曾川水園)
 (三派川地区)
 管理事務所図

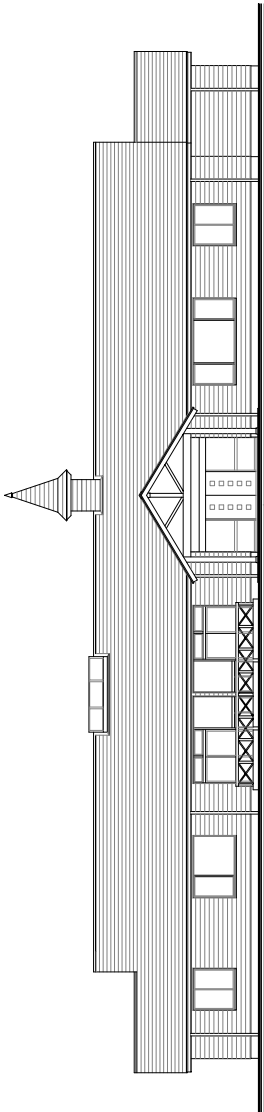


〇 委託期間貸与部分

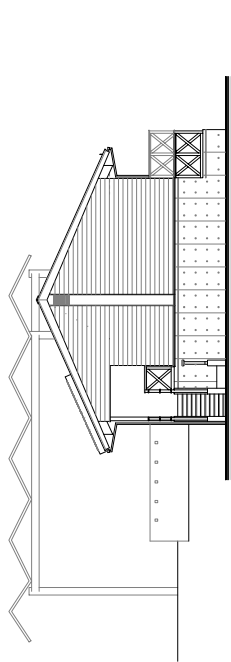
河川環境楽園
(木曽川水園)
(三派川地区)
管理事務所図



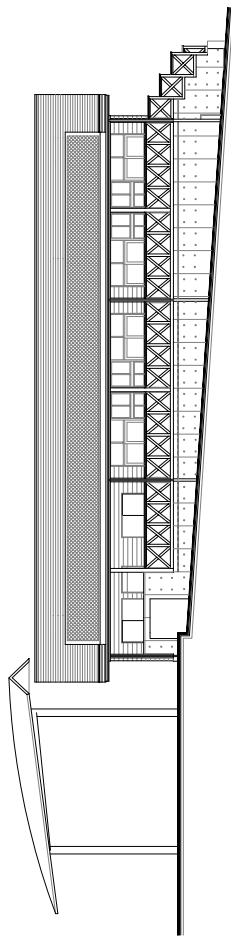
北 立面図 S=1:100



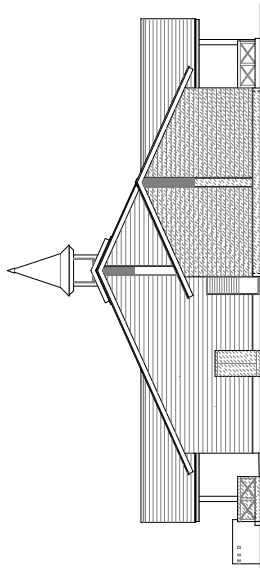
東 立面図 S=1:100



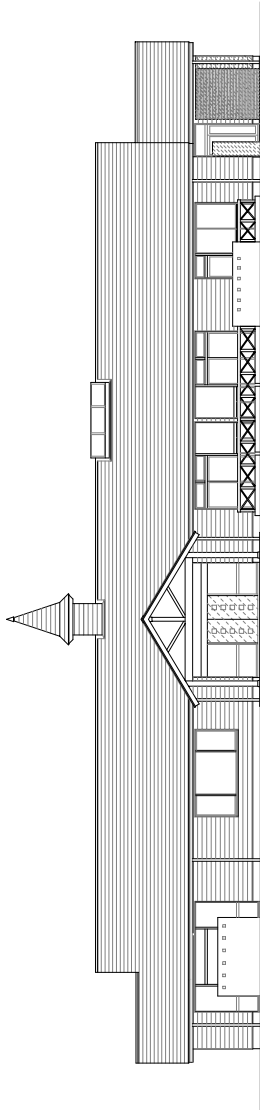
西 立面図 S=1:100



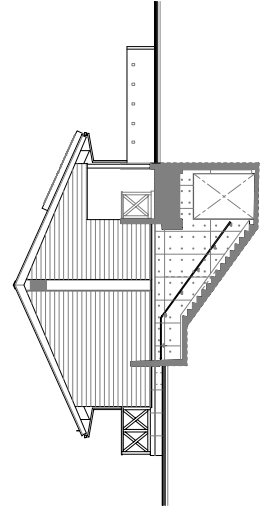
北 立面図 S=1:100



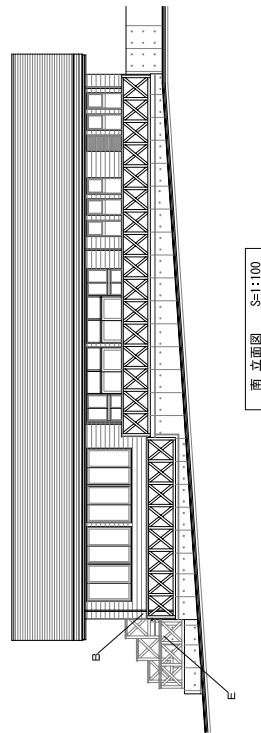
南 立面図 S=1:100



西 立面図 S=1:100



東 立面図 S=1:100

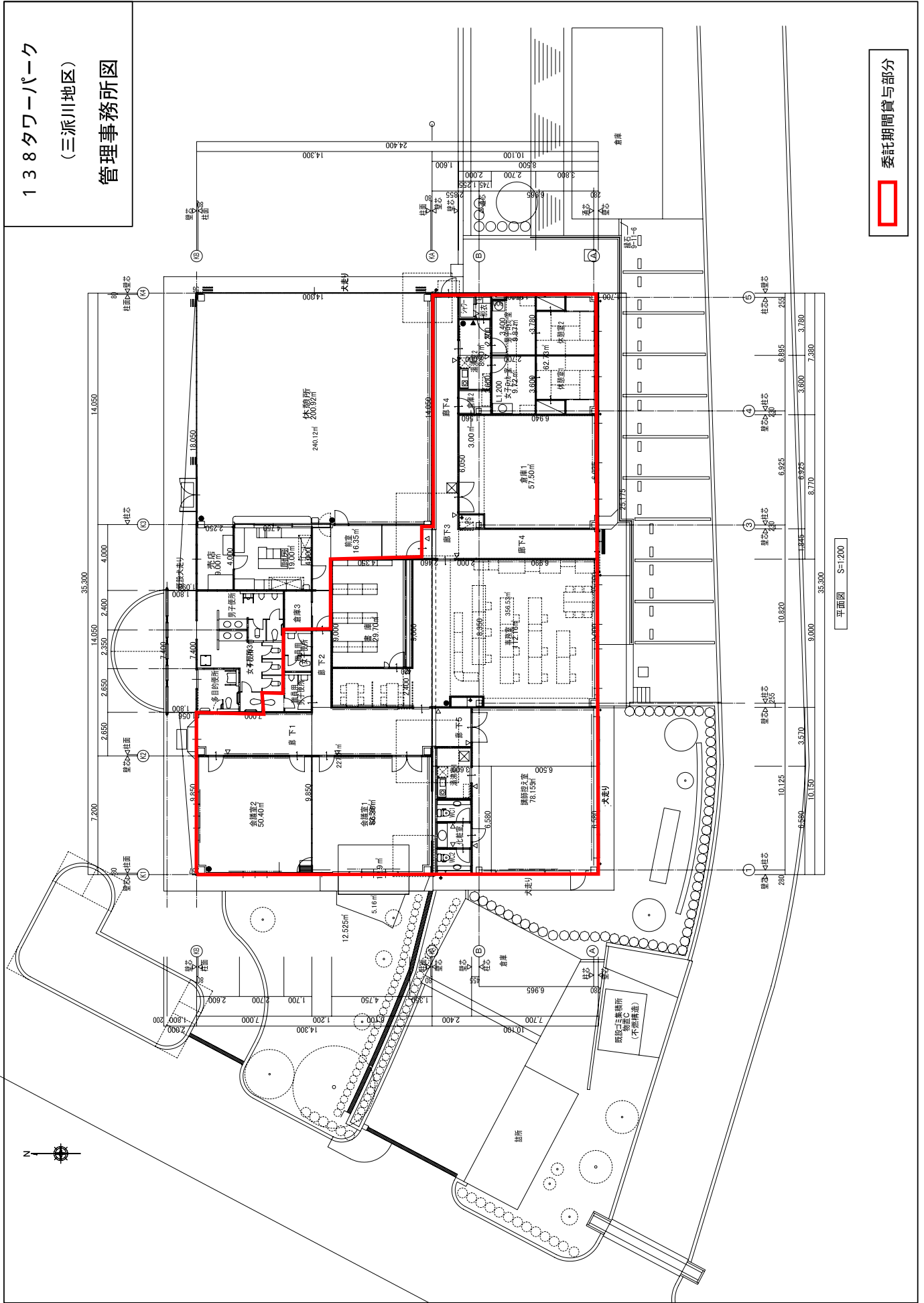


南 立面図 S=1:100

138タワーパーク

(三派川地区)

管理事務所図



委託期間貸与部分

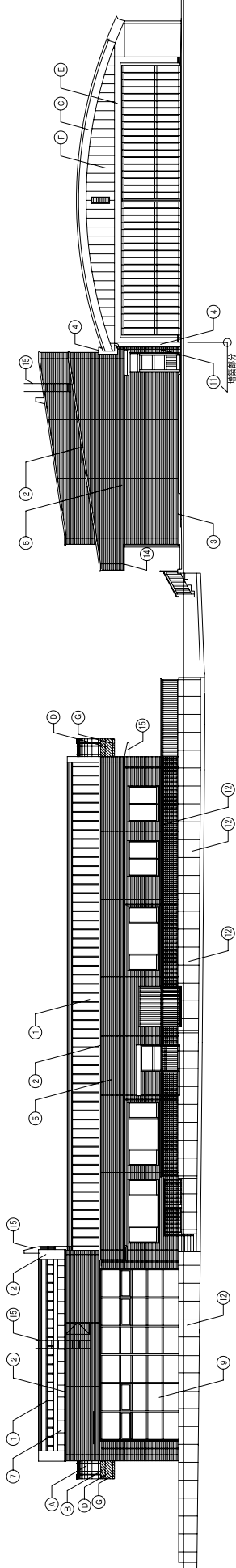


平面図 S=1/200

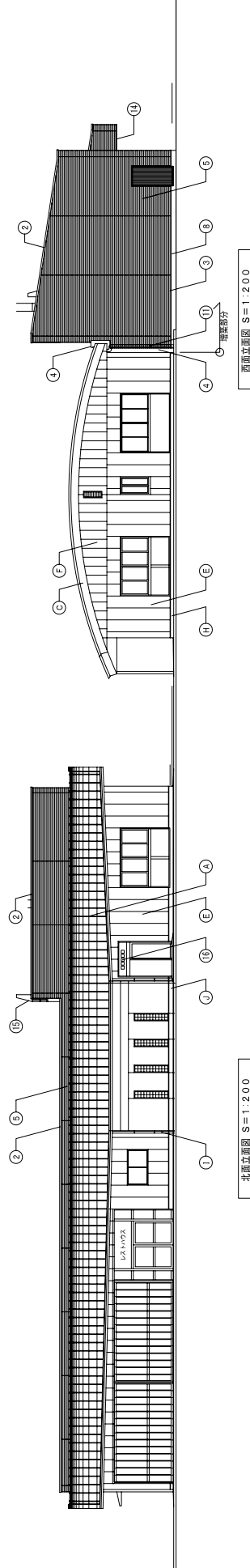
138タワーパーク

(三派川地区)

管理事務所図



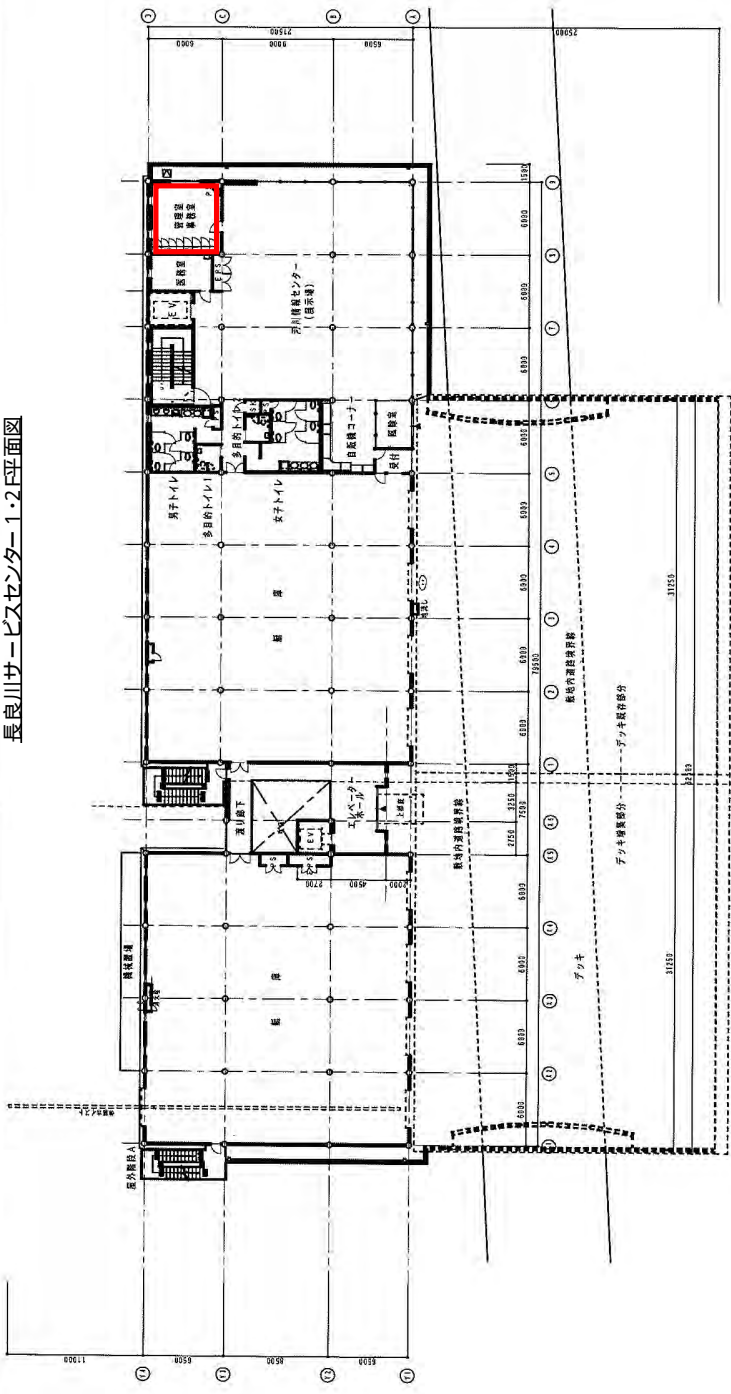
南面立面図 S=1:200



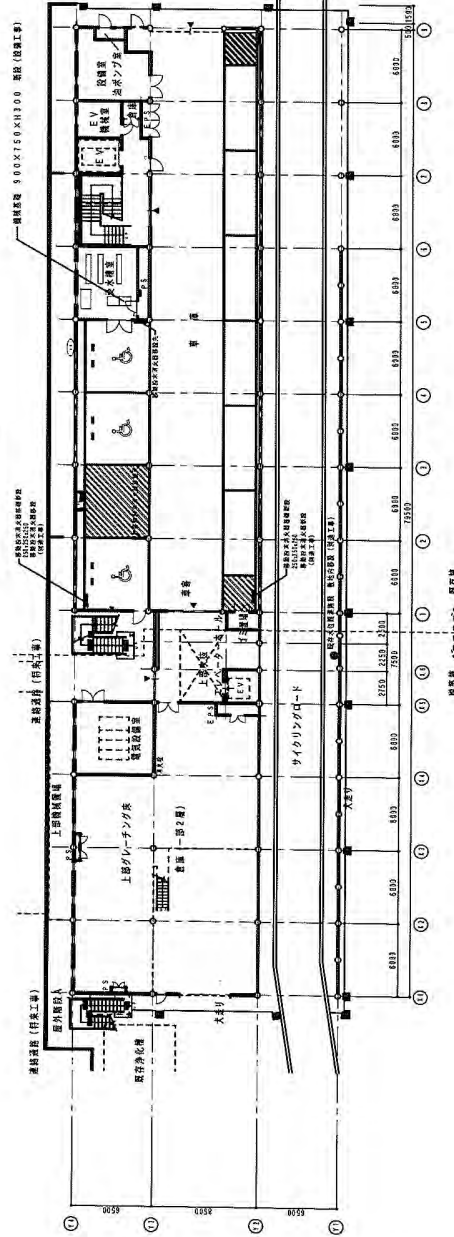
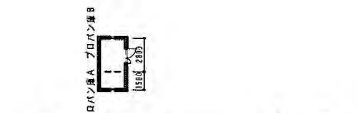
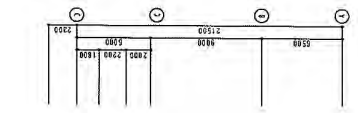
北面立面図 S=1:200

長良川サービスセンター 1・2F平面図

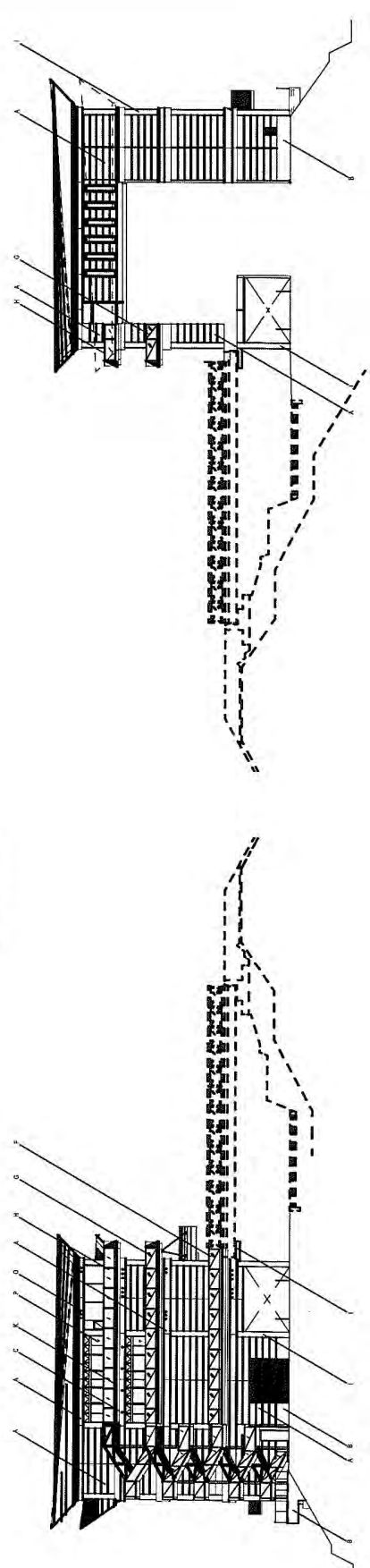
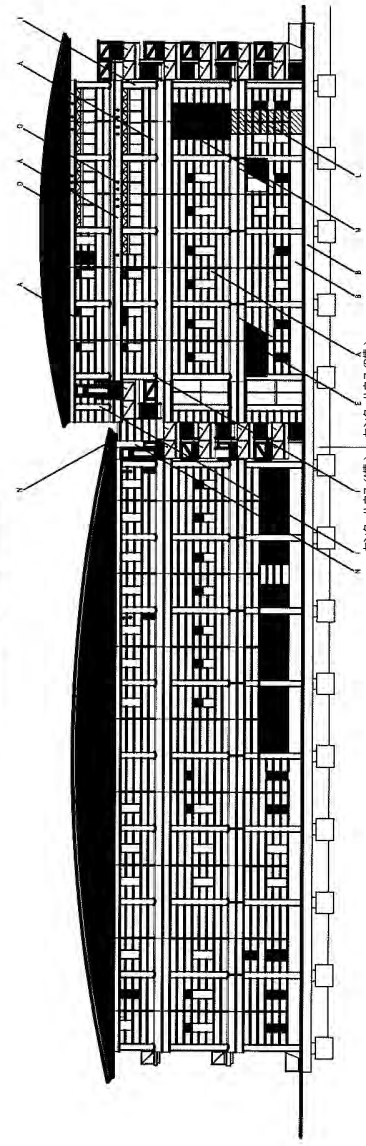
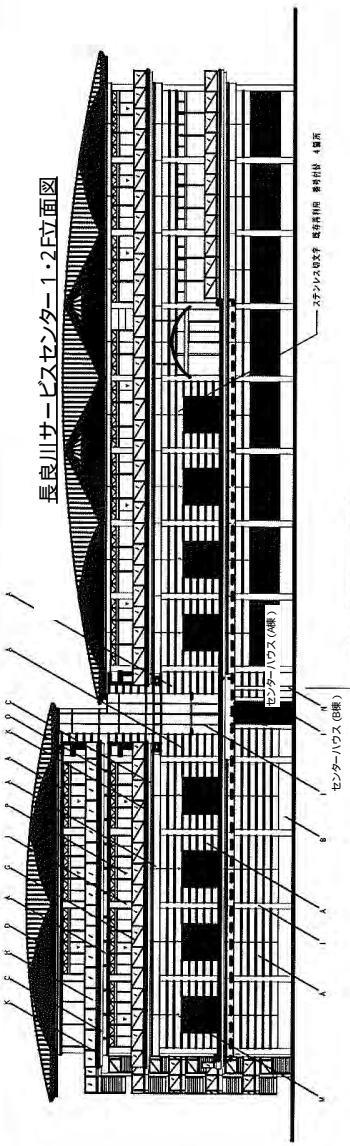
長良川サービスセンター
(中央水郷地区)
管理事務所図



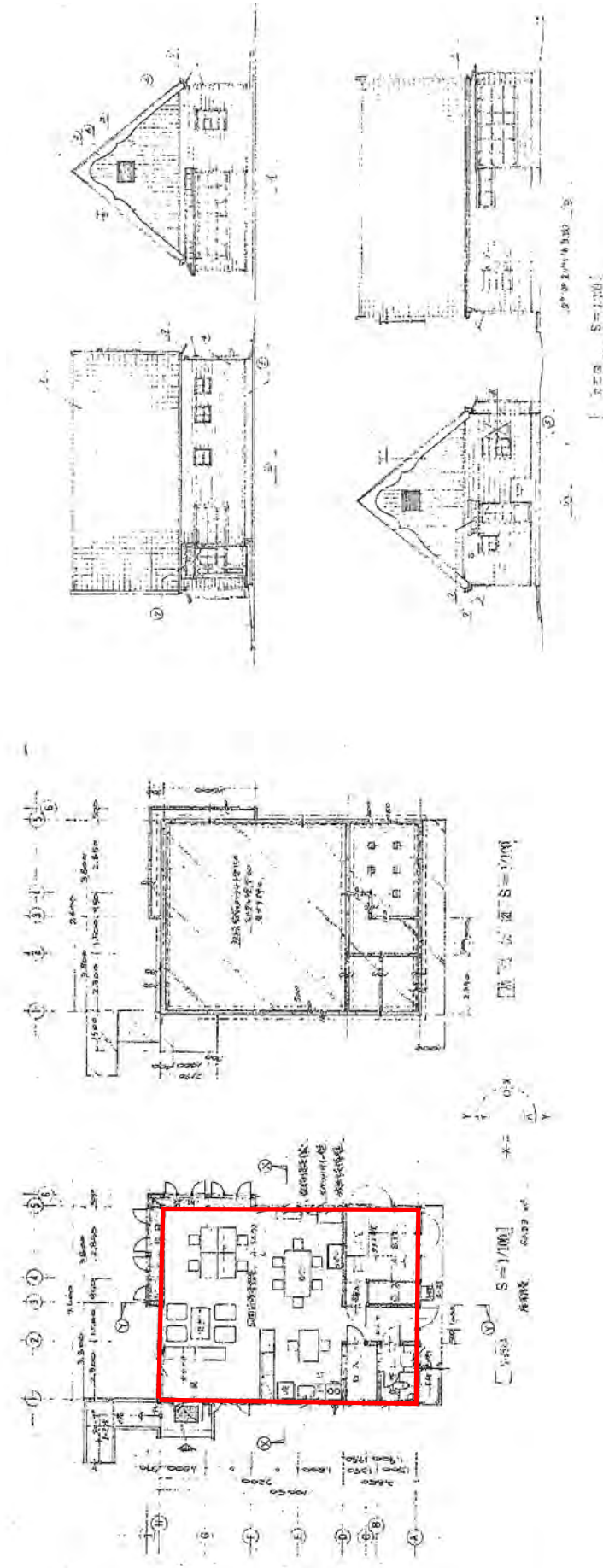
委託期間貸与部分



長良川サービスセンター
 (中央水郷地区)
 管理事務所図



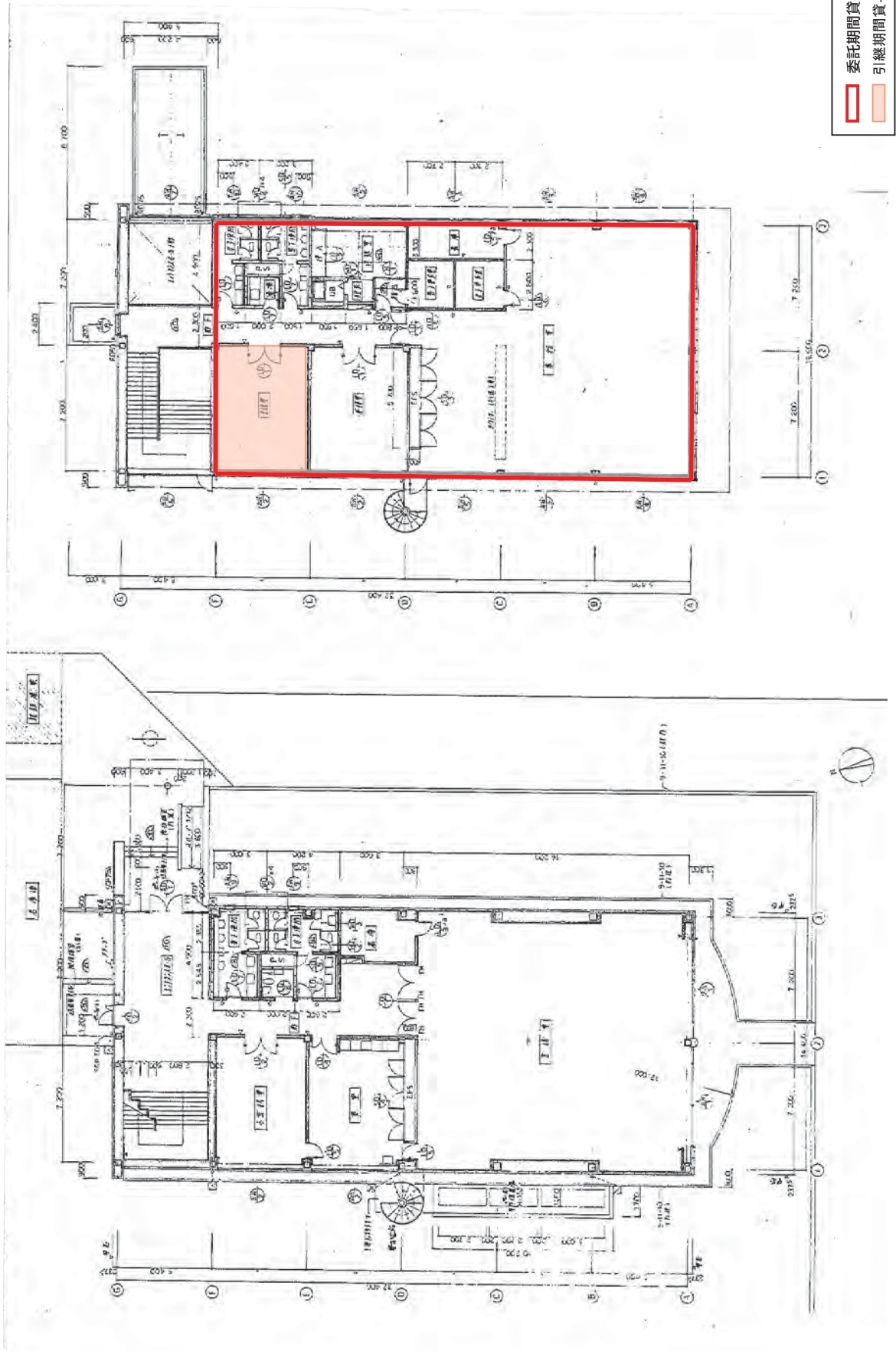
アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)
管理事務所図



委託期間貸与部分

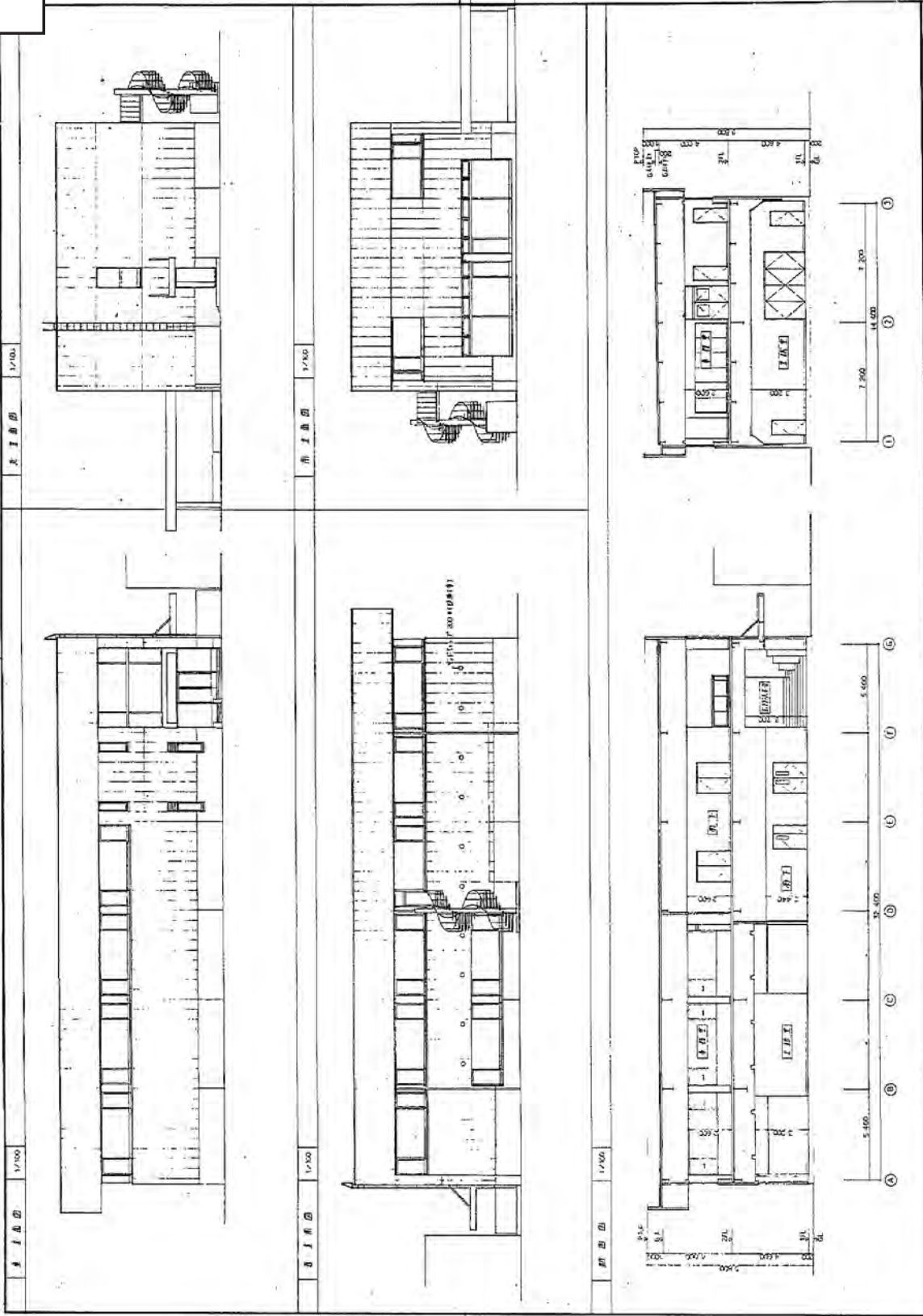


木曾三川公園センター
 (中央水郷地区)
 管理事務所図



委託期間貸与部分
 引継期間貸与部分

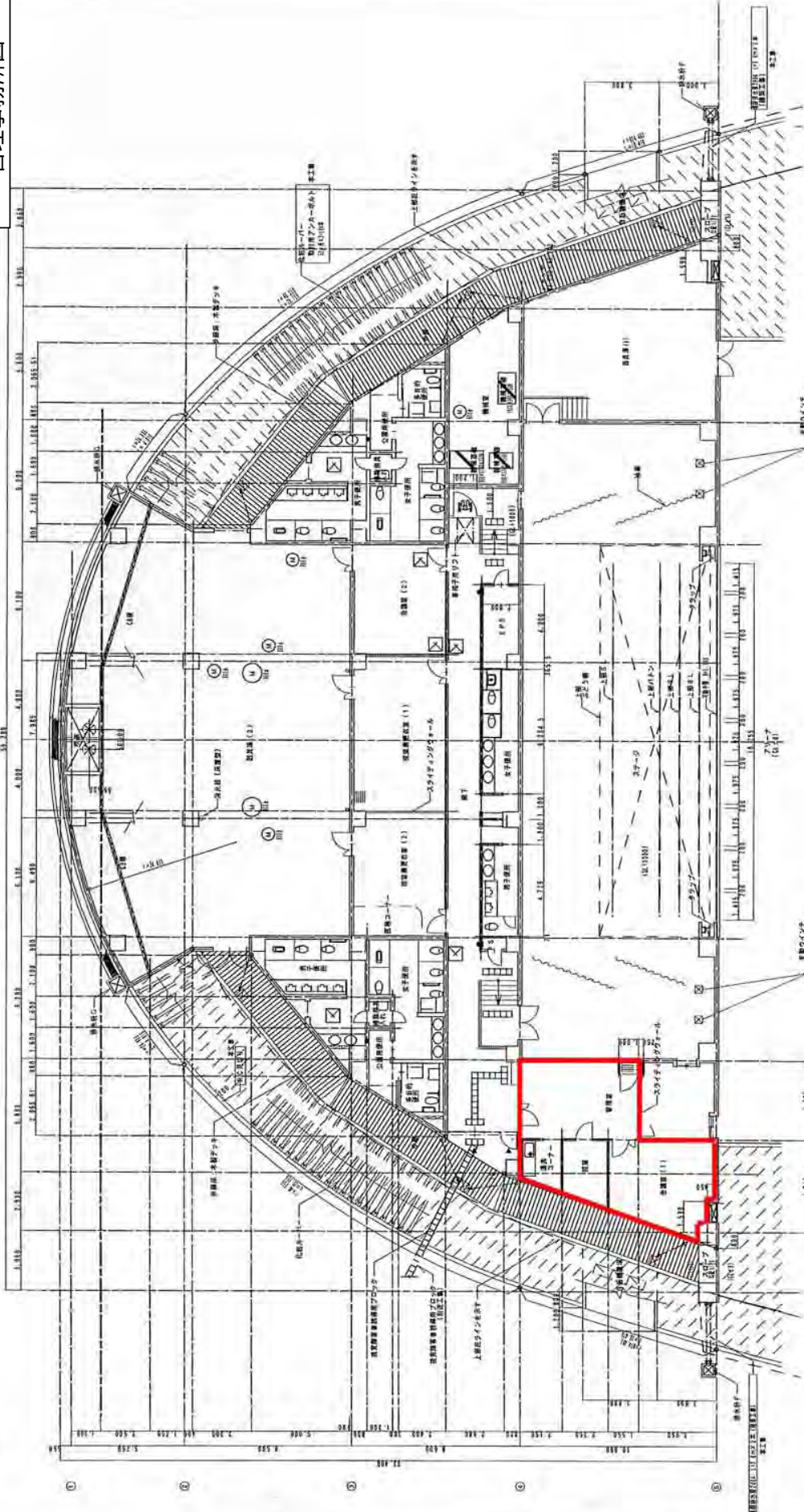
木曾三川公園センター
 (中央水郷地区)
 管理事務所図



カルチャービレッジ

(中央水郷地区)

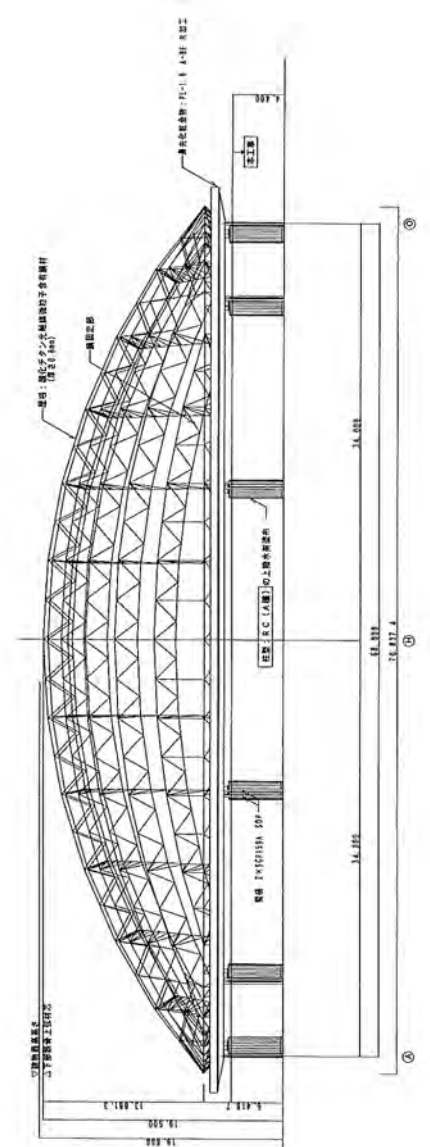
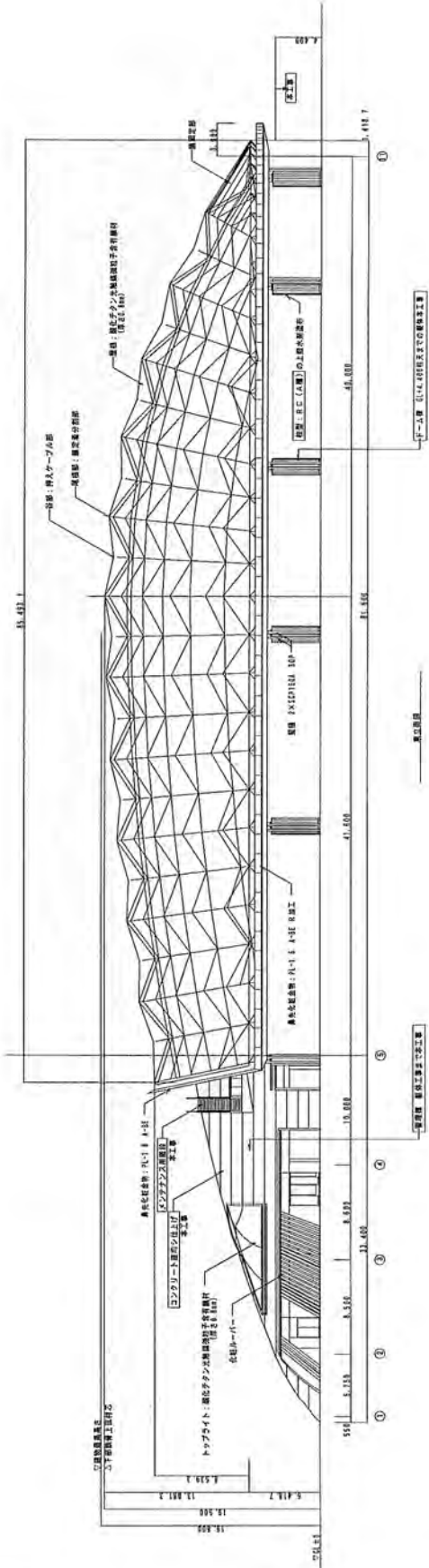
管理事務所図



委託期間貸与部分



カルチャービレッジ
 (中央水郷地区)
 管理事務所図



国営木曽三川公園における行為の禁止等に関する取扱要領

木曽川上流河川事務所
木曽川下流河川事務所

(目 的)

第1条 この要領は、国営木曽三川公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の指針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(運 用)

第2条 公園における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）、河川法及びその他関連法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定 義)

第3条 この要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより公告された区域をいう。

- 2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 中部地方整備局の調査職員。
 - 二 中部地方整備局から公園の管理に関する業務を受託した事業者に属するスタッフ。
 - 三 中部地方整備局又は事業者との契約により、中部地方整備局又は事業者の指揮監督を受けて公園の管理等の業務を行う者
- 3 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉、果実種子及びその他動植物等を採取する行為
- 二 第6条第一号に定める指定場所以外でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為
- 三 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で次の各号に掲げる行為
- イ 定められたサイクリングコース以外の区域及び進入禁止区域への乗り入れ

- ロ 定められた駐輪場以外の区域の自転車の放置
- ハ 過度なスピード走行
- ニ 無理な追い越し
- 四 他の利用者の快適性を損なう騒音の発生
- 五 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 六 公園管理者の許可なく、洗濯、寝泊まり等をする行為
- 七 次の各号の禁止物件を持ち込む行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、やりを含む）
 - ロ ブーメラン、弓矢、鋼製円盤、砲丸、パチンコ、ラジコンの飛行機又はヘリコプター、エンジン付きの模型等
 - ハ 補鳥網（カスミ網等）、植物採集道具、補虫道具（子供用のおもちゃを除く）、劇薬
 - ニ 木製・金属製バット、硬球、軟球、ソフトボール等硬質なもの
 - ホ 花火、火薬、大量のガス、大量のマッチ、油脂類及び火を使用する器具類（定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、又はイベント時に予め公園管理者の許可又は承諾を受けた物を除く）
 - ヘ 営利目的のみの展示会のための商品等
 - ト その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの
- 八 次の各号の使用等条件付き制限物件を許可なく持ち込む行為
（定められた場所や予め公園管理者の許可を受けた場所は除く）
 - イ 球技用のネット
 - ロ 一輪車、スケートボード、ローラースケート、インラインスケート、キックボード、補助輪付自転車、ホッピング、幼児用の乗り物（三輪車、四輪車）
 - ハ 野球用具類（ビニール等柔らかい素材のもの）、ゴルフ用具類（パターゴルフで使用するもの）、ラケット類、ソリ、バッテリー付の模型
 - ニ テント（個人利用）、芝生等を傷める構造のタープ・パラソル・デッキチェア
 - ホ 多量のビン類、多量のアルコール類
 - ヘ 引き綱の無い犬等ペット類
 - ト その他、場所の特定が必要と思われるもの

(法第11条の規定に関する適用除外)

第5条 公園内における行為のうち、職員等が管理等のために行うものについては、法第11条の規定を適用しない。

(場所の指定)

第6条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第18条に定める指定する場所は、次の各号に定める場所とする。

- 一 第3号関係 バーベキュー広場・デイキャンプ場(東海広場)、野外卓(ワイルドネイチャープラザ)のほか公園管理者が行催事ごとに指定する場所
- 二 第4号関係 管理用施設、修景施設、及びその他「立入禁止」の表示をしている区域
- 三 第5号関係 駐車場及びその進入路及び基本走行ルート

(許可を要する行為)

第7条 公園内における行為のうち次の各号に掲げるものは、法12条に準ずる行為とみなし、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
- 二 ロープ又は木柵等で公園内の一定の区域を限って実施するもの
- 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 四 営利を目的として、又は会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの
- 五 公園内に標識又は横断幕を掲示して行うもの
- 六 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
- 七 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの

(法第12条の規定に関する適用除外)

第8条 公園内における行為のうち、職員等が管理のために行うものについては、法第12条の規定を適用しない。

2 前第7条の規定にかかわらず以下の施設の利用については、法第12条の規定が適用されない軽微なものとみなし、届出書(施設利用申請書等)を提出する。

- 一 イベント広場野外ステージ(138タワーパーク)
- 二 クリスタルフラワー(フラワーパーク江南)
- 三 自然発見館・農家(木曾川水園)
- 四 水と緑の館〔展示・イベントスペース〕(木曾三川公園センター)
- 五 テニスコート・サッカーグラウンド・サンドコート・研修室・ミーティング

- ルーム・トレーニングルーム等（長良川サービスセンター）
- 六 パートナー棟（アクアワールド水郷パークセンター）
- 七 輪中ドーム（カルチャービレッジ）

（利用指導）

第9条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

（許可基準）

第10条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利のみを目的とした物販の販売又は頒布
- 二 公共性に欠け、又は排他的な催し、集会、展示会及び興行（ただし利用者が集中しない場所や時期でかつ、広場、通路等が独占されて他の利用者の利用が著しく阻害されることがない場合を除く）
- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興行
- 四 公共性にかかる募金又は署名活動
- 五 公園利用又は公園管理に係わりのない調査
- 六 休園日又は開園時間外の利用、ただしロケーション等の場合で公園のPR効果等が高いと認められるものを除く
- 七 次の各号に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の損害
 - ハ 他の利用者に危害を加え又は不便を生じさせること
- 八 事故の発生又は公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
- 九 前各号に定めるもののほか、公園管理者が公園の利用上又は管理上から不適切と認めるもの

（許可条件）

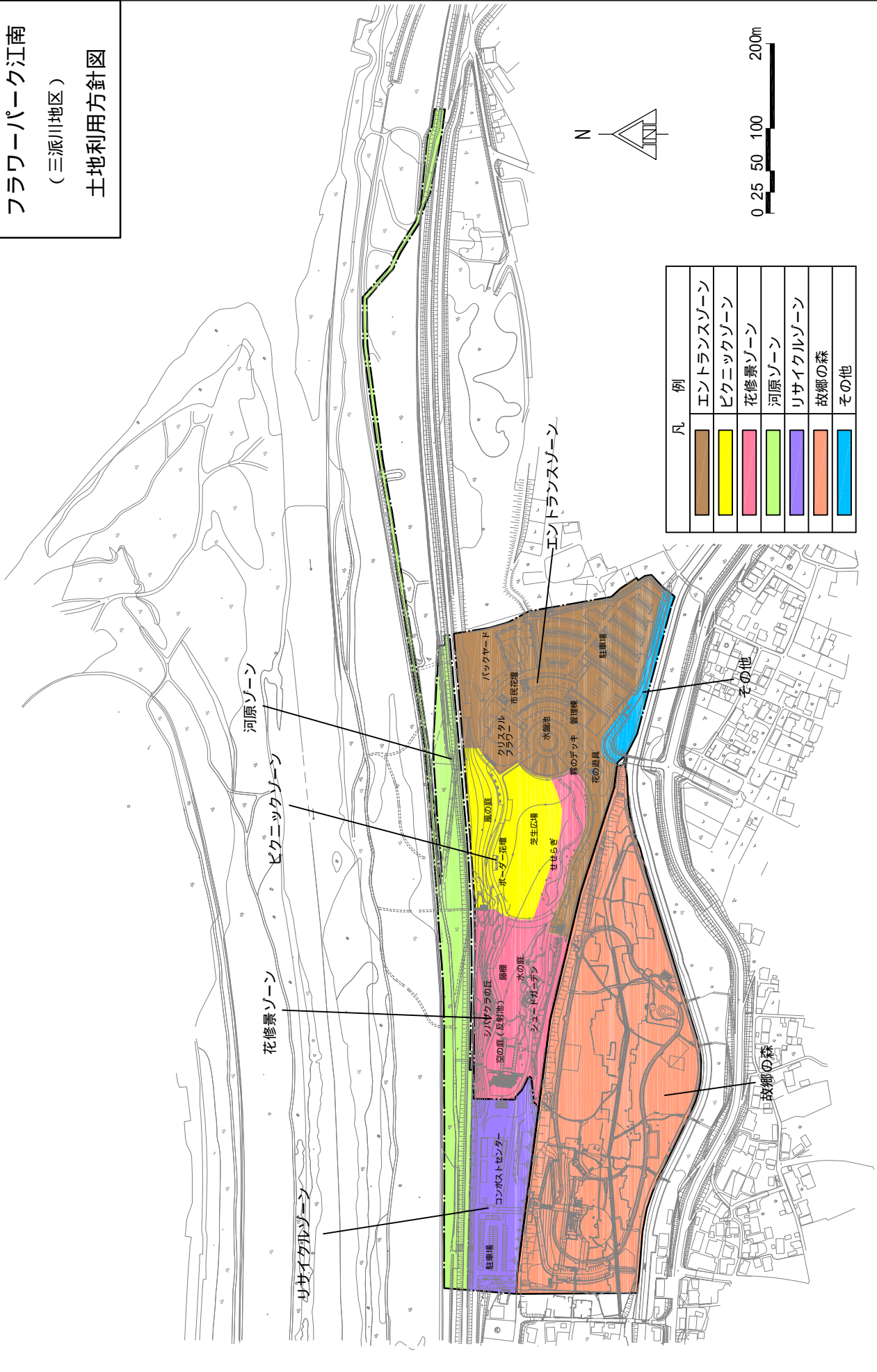
第11条 公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること
 - イ 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること
 - ロ 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと

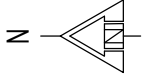
- ハ 公園の風致及び美観、その他の公園都市の機能を害しないこと。
- 二 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園管理者の許可を受けること
- 三 許可の期間が満了したときは公園を直ちに原状に回復すること。ただし原状に回復することが不適當な場合は、職員等の指示に従い必要な措置を講ずること
- 四 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに職員等に報告するとともに、公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること
- 五 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは原状に回復、又は賠償すること
- 六 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命ずる場合がある。
 - イ 申請内容に偽りがあつたり、不正な手段により許可を受けた場合
 - ロ この許可条件を守らない場合
 - ハ 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合
 - ニ 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - ホ 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合
- 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、職員等の指示に従うこと
- 八 自動車の使用については次に掲げる条件に従うこと
 - イ 搬入する機材等は必要最小限とし、かつ必要な箇所と各入口との往復のみに使用すること
 - ロ 乗り入れる車両は原則として、積載重量が2t以下、車両定員が10名以内とし、乗入台数は2台以内とすること
- 九 自転車の使用については目的外使用しないこと
- 十 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分におこない、当日は保健担当員等を必ず同伴させること。
- 十一 ロケーションについては、原則として「国営木曽三川公園」の名称を入れること。
- 十二 行為の許可申請に係る事務は、原則として行為の行われる期日から起算して6箇月前の同数日（6箇月前の同数日が休日の場合はその前日の平日）から行うものとする。

附則 この要領は平成24年4月1日から適用する。

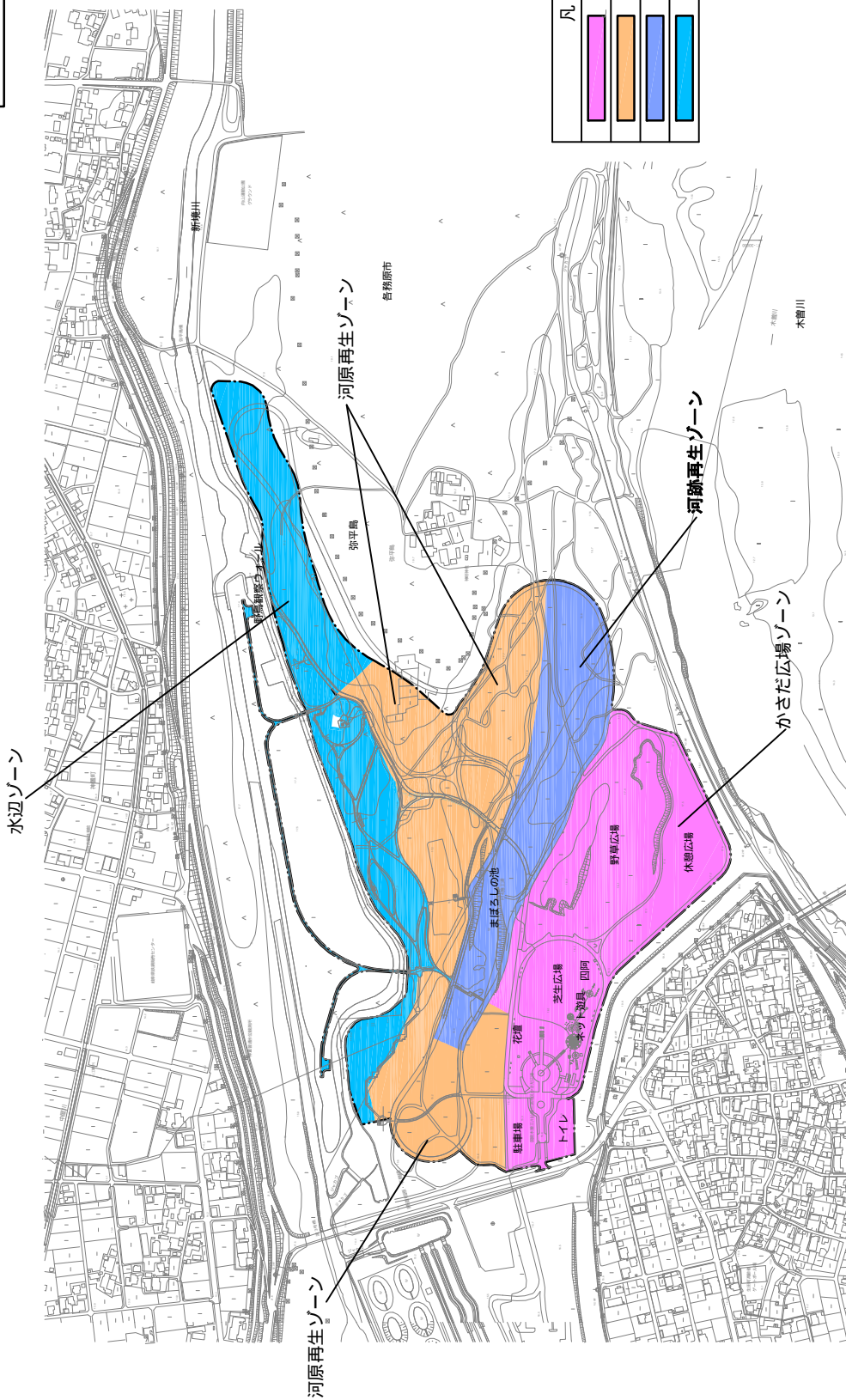
フラワーパーク江南
(三派川地区)
土地利用方針図



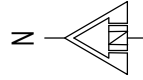
凡 例	
	エントランスゾーン
	ピクニックゾーン
	花修景ゾーン
	河原ゾーン
	リサイクルゾーン
	故郷の森
	その他



かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)
土地利用方針図

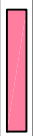
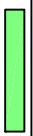
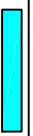
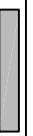


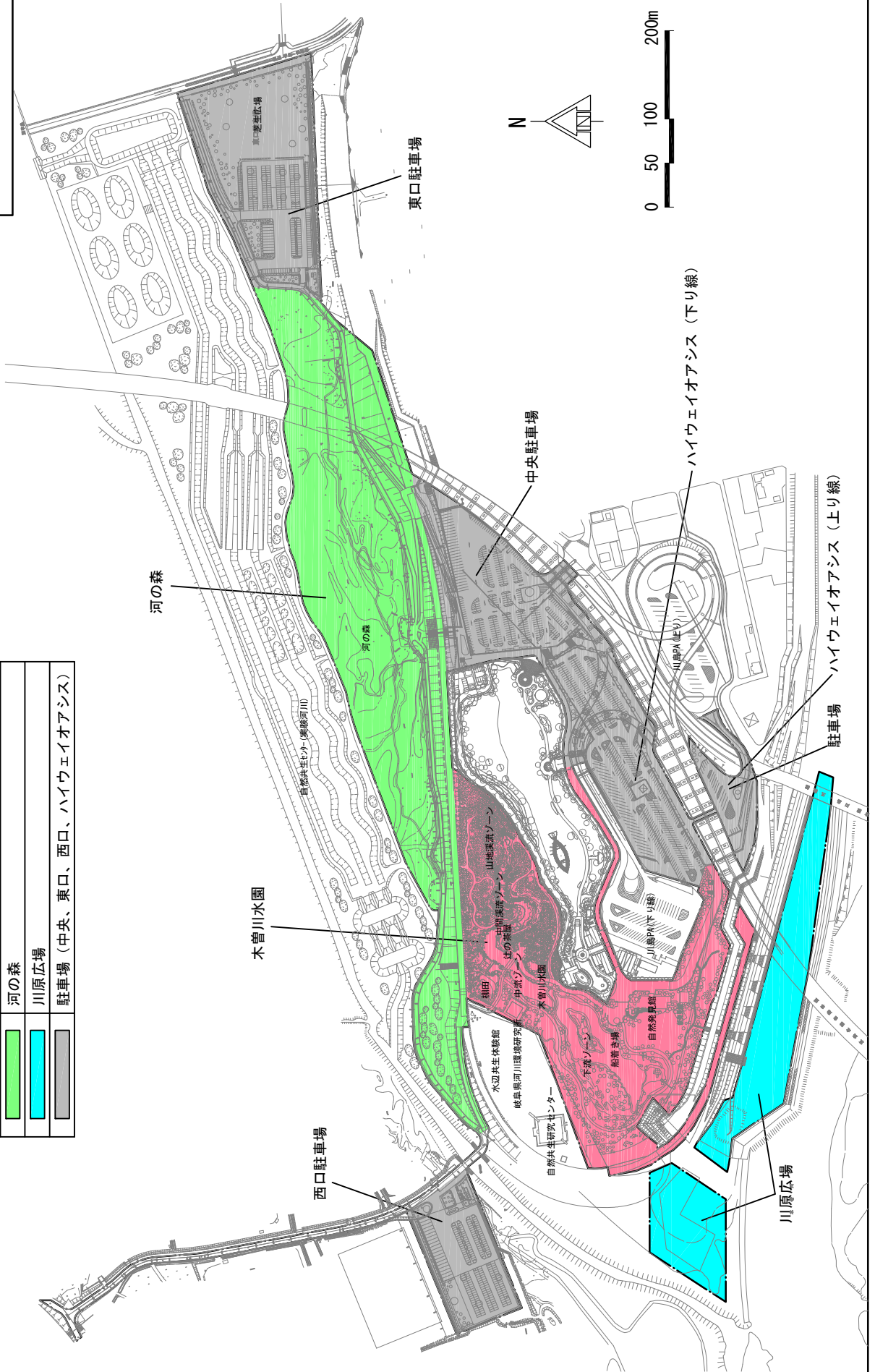
凡 例
かさだ広場ゾーン
河原再生ゾーン
河跡再生ゾーン
水辺ゾーン



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

土地利用方針図

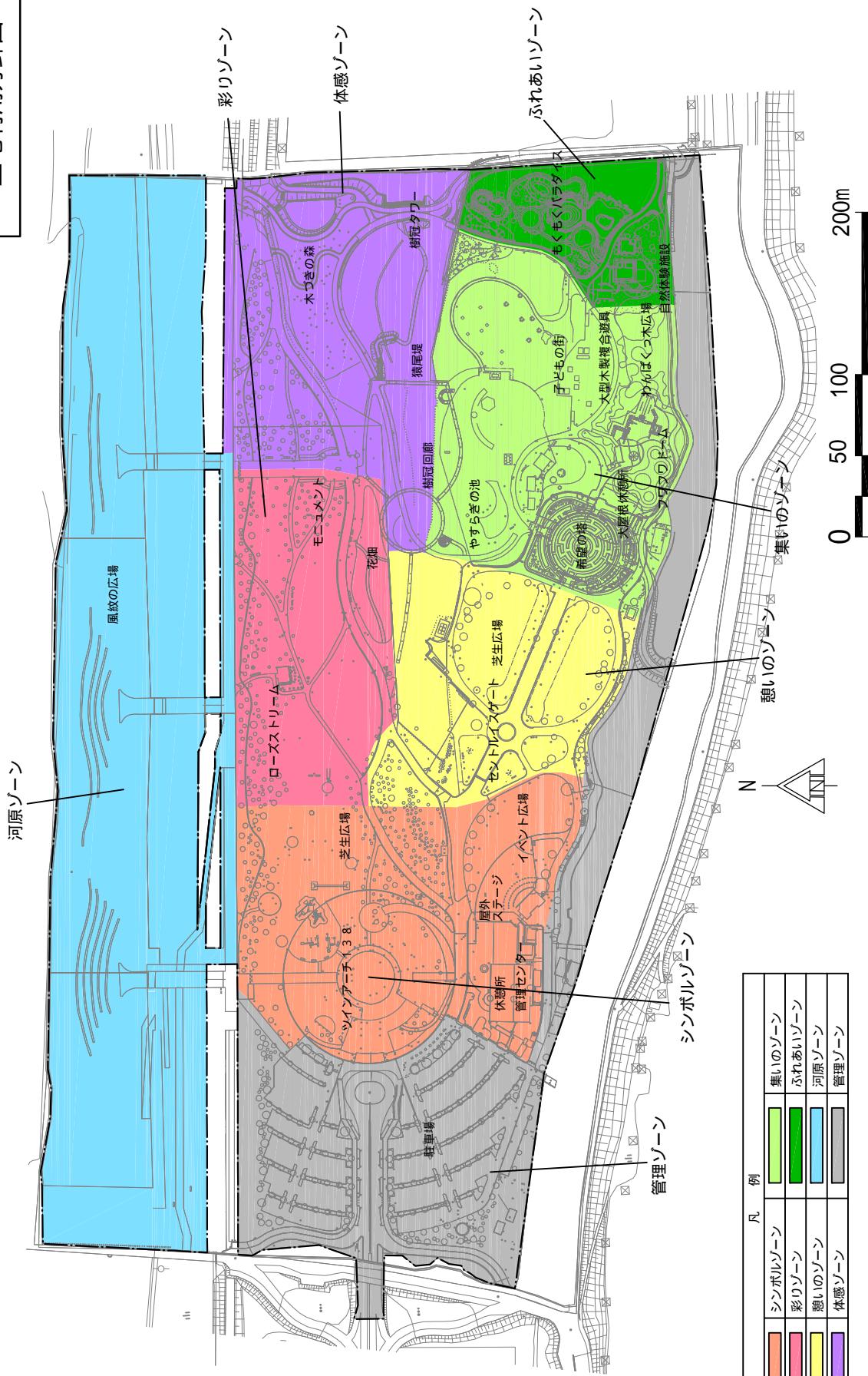
凡	例
	木曾川水園
	河の森
	川原広場
	駐車場 (中央、東口、西口、ハイウェイオアシス)











138タワーパーク

(三派川地区)

土地利用方針図



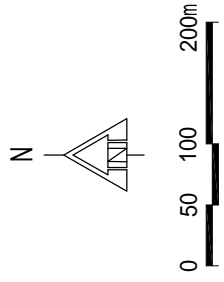
凡例	
	シンボルゾーン
	彩りゾーン
	悪いゾーン
	体感ゾーン
	集いのゾーン
	ふれあいゾーン
	河原ゾーン
	管理ゾーン

ワイルドネイチャー
プラザ
(中央水郷地区)
土地利用方針図



凡 例

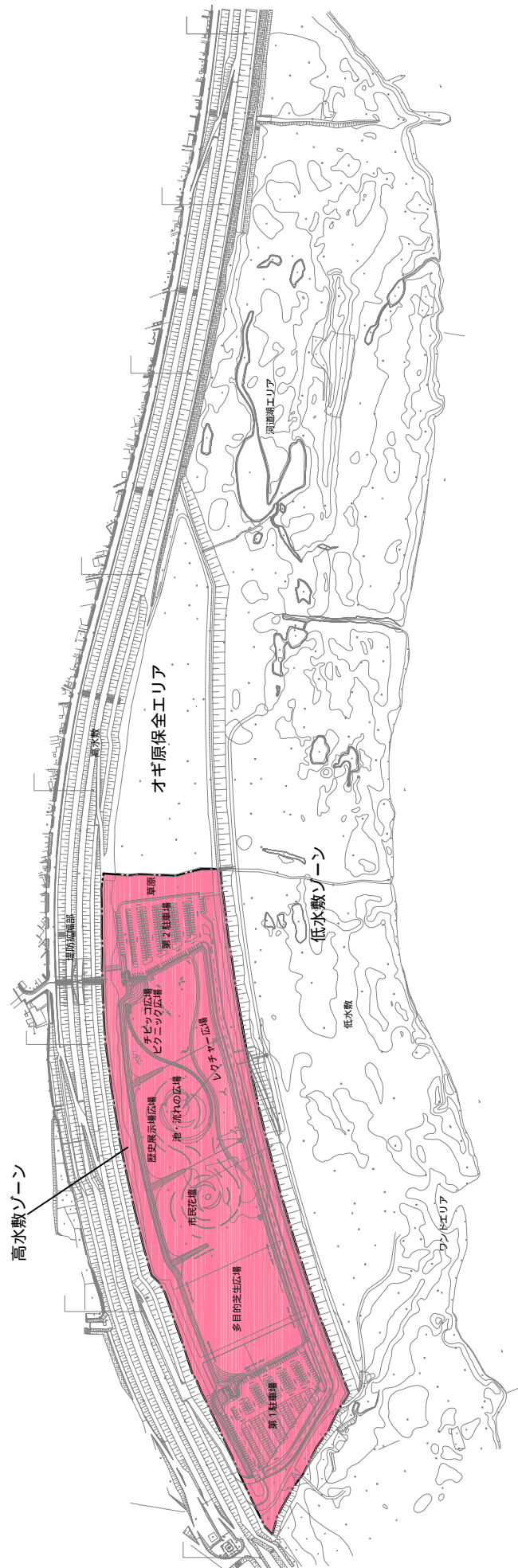
	エントランスゾーン		森のブレイゾーン
	中央広場ゾーン		水上スポーツゾーン
	祖父江砂丘ゾーン		ピクニックゾーン
	自然観察ゾーン		デイキャンプゾーン
	運搬ゾーン		



桜堤サブセンター

(中央水郷地区)

土地利用方針図






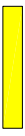
凡	例
	高水敷ゾーン

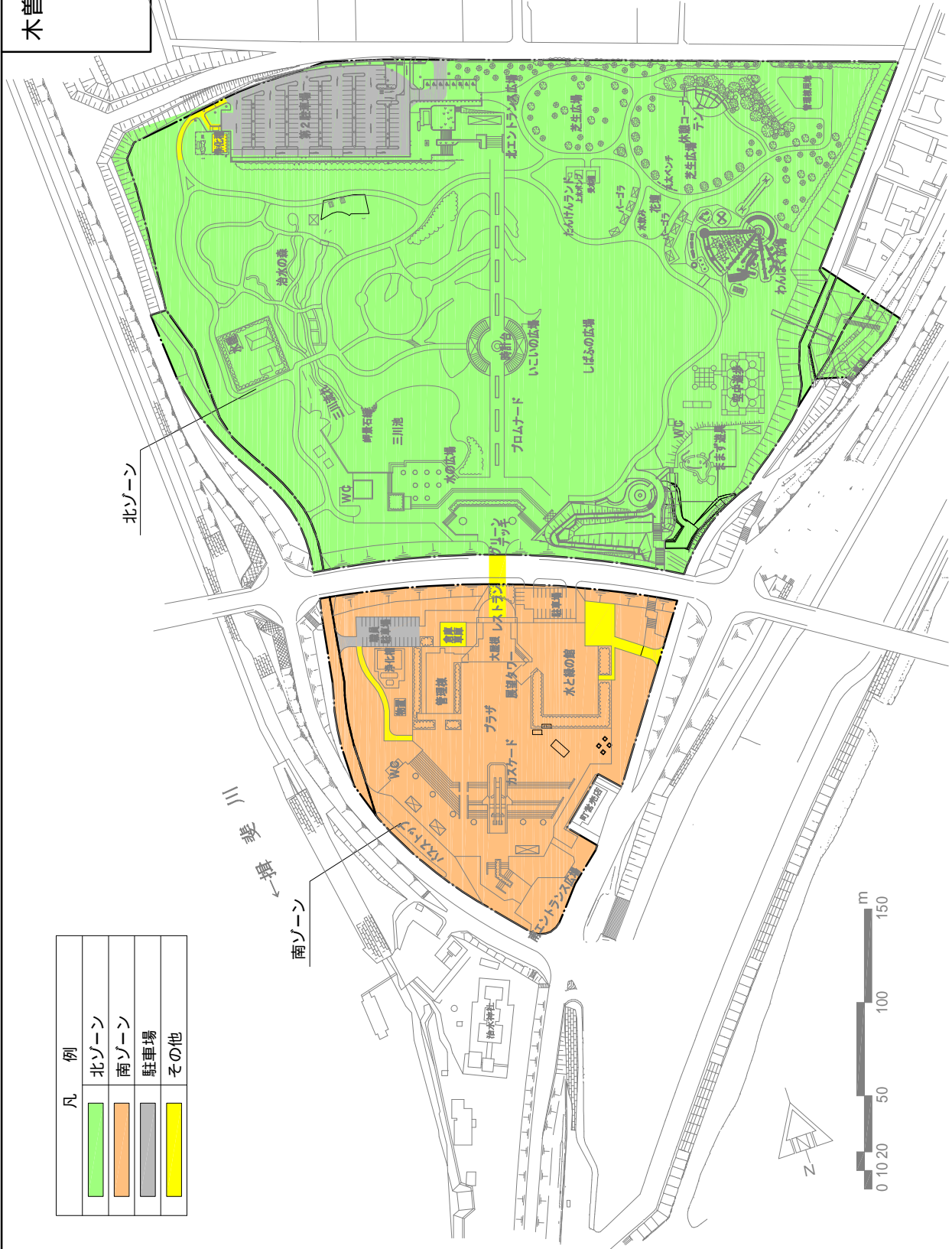


木曾三川公園センター

(中央水郷地区)

土地利用方針図

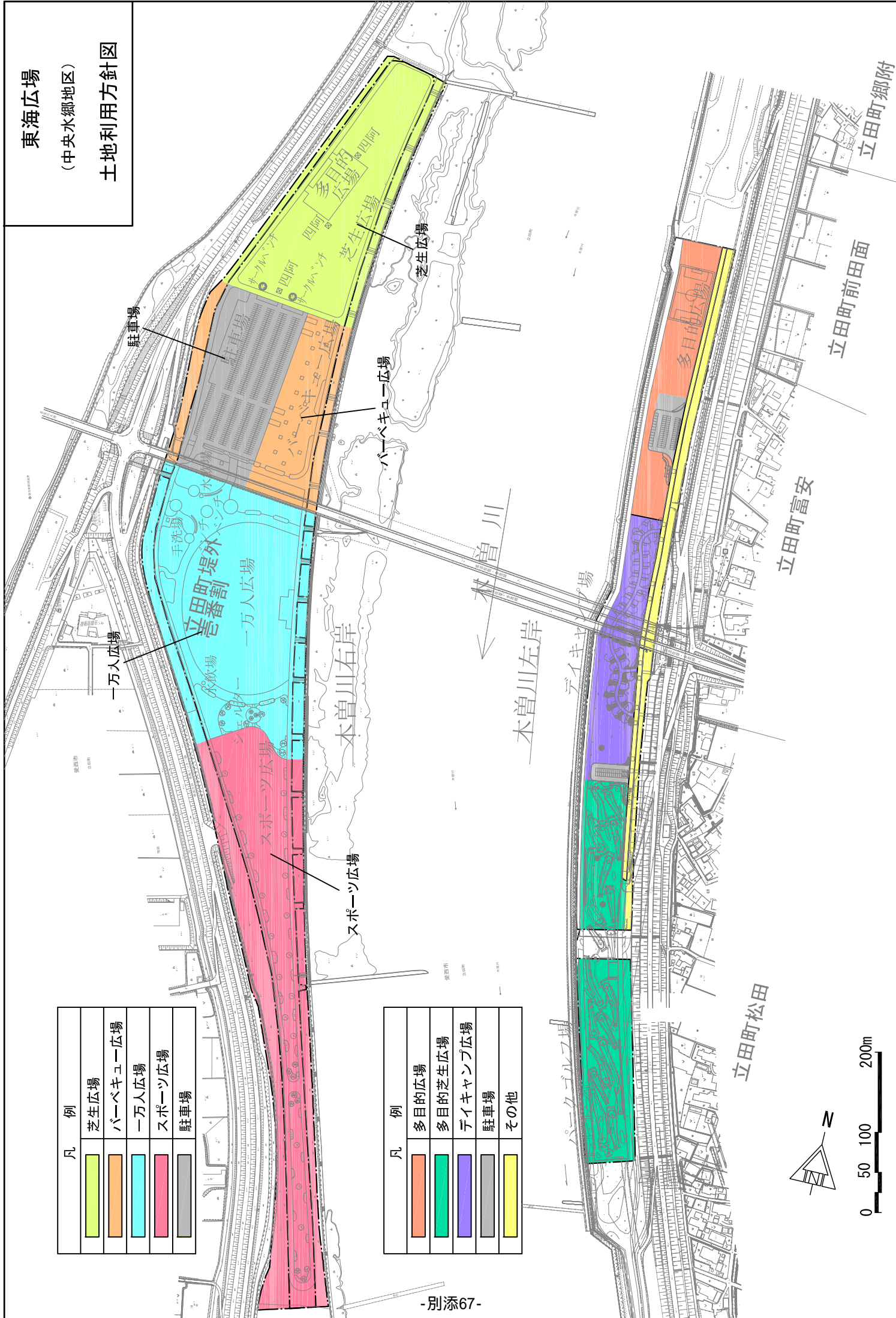
凡	例
	北ゾーン
	南ゾーン
	駐車場
	その他



東海広場

(中央水郷地区)

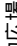





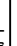



土地利用方針図



凡	例
	芝生広場
	バーベキュー広場
	1万人広場
	スポーツ広場
	駐車場

凡	例
	多目的広場
	多目的芝生広場
	デイキャンプ広場
	駐車場
	その他

カルチャービレッジ
(中央水郷地区)
土地利用方針図

凡 例	
	多目的広場
	多目的運動場
	芝生広場
	野の広場
	クレップ広場
	霧の輪中
	ごまんの森
	外緑の森
	駐車場
	その他

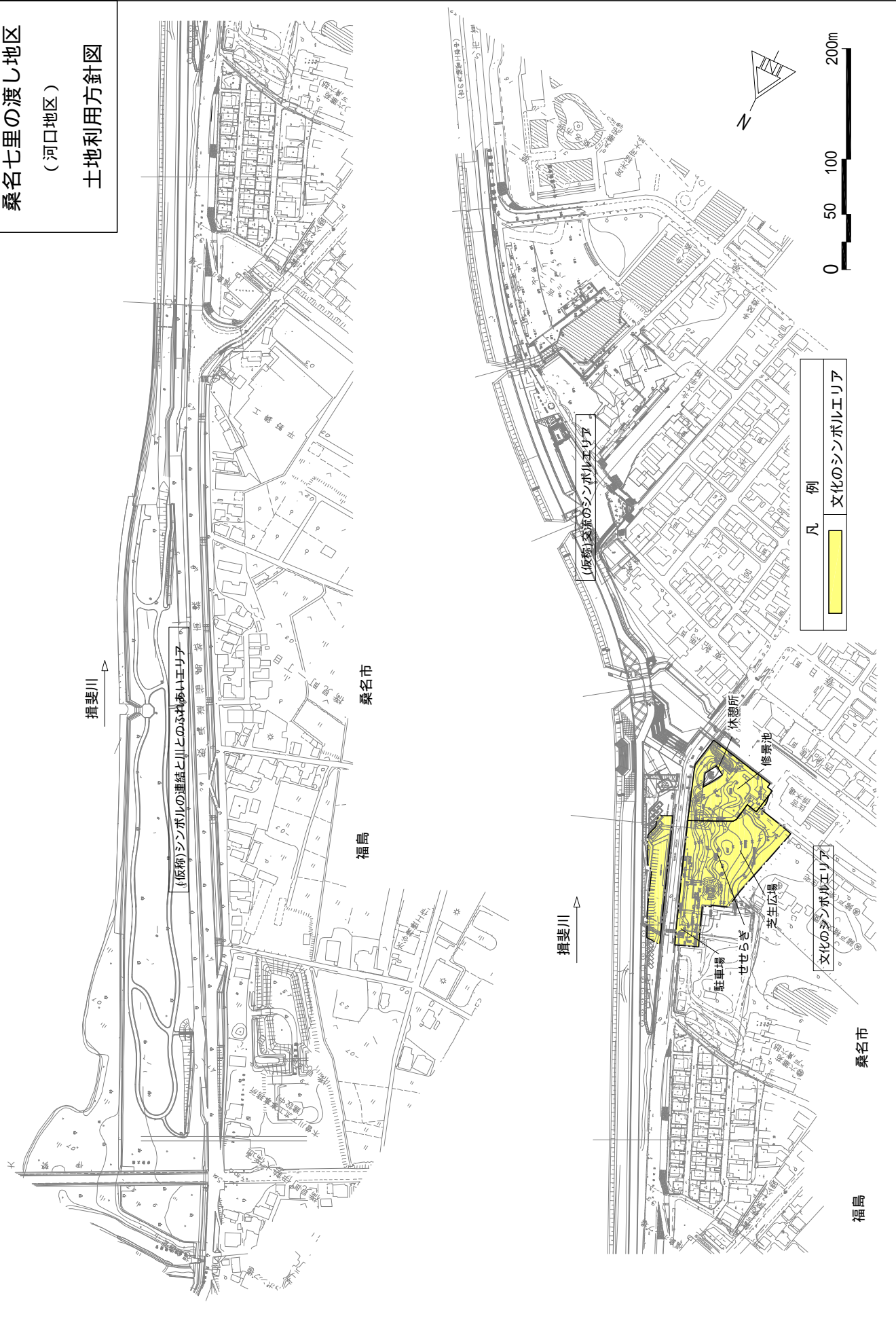
ごまんの森 霧の輪中 クレップ広場 野の広場 多目的運動場 芝生広場



桑名七里の渡し地区

(河口地区)

土地利用方針図



閉園判断基準(上流域)

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

- ・本公園における災害・異常気象時の「閉園」とは、「国営木曽三川公園 災害対策運営要領」の第5条に基づく危険防止策を講ずることである。
- ・各拠点において、以下の災害・異常気象において閉園を決定し、また状況に応じて中部地方整備局あてに連絡を行うものとする。
- ・公園ホームページ及び各拠点において、全拠点の開園・閉園の状況を周知する。
- ・避難地になっている拠点(フラワーパーク江南、138タワーパーク)は、通常業務を停止(閉園)したうえで、避難地として管理を実施する。
- ・閉園判断は、関係機関と調整・協議の上で決定するものとする。
- ・午前閉園の判断時間は8時とし、午後閉園の判断時間は閉園時間が14時以降になる場合は閉園しないものとする。

	フラワーパーク江南		138タワーパーク		ワイルドネイチャープラザ	河川環境楽園		かさだ広場・各務原アウトフィールド	桜堤サブセンター、木曾長良背割堤	
	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤外地	
(堤外地対象施設)			(風紋の広場)		(全エリア)	(川原広場) (西口駐車場) (東口駐車場) (河の森)		(全エリア)	(全エリア)	
所在地	愛知県江南市小杖町一色		愛知県一宮市光明寺町字浦崎21番地3		愛知県稲沢市祖父江町祖父江	岐阜県各務原市川島笠田町		岐阜県各務原市川島笠田町	岐阜県羽島市桑原町、同海津市海津町	
観測気象台	名古屋地方気象台					岐阜地方気象台			岐阜地方気象台	
発表区分	愛知県尾張西部					岐阜県岐阜・西濃			岐阜県岐阜・西濃	
災害・異常気象の種類	洪水	・(堤内地)対象観測所水位が避難判断水位(河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位)に達したとき ・(堤外地)対象観測所水位が施設撤去基準水位に達したとき								
	(対象観測所)	(犬山)								
	台風	・気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が60%以上となる情報が発表された場合 ただし、判断が難しい場合は、河川公園課と協議し対応を決定する。								
	(対象区域)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃)				(愛知県尾張西部)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃)			
	強風・暴風	・気象台において、公園所在地に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表された場合								
	(対象区域)	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)			(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)		(岐阜県羽島市、同海津市)	
	高潮									
	地震	・公園が設置されている市町村や隣接する市町村内の地震観測所の観測値で判断。 (観測は点情報であり、面的な被害は把握を行うため、隣接する市町村の観測所も対象とする。) ・気象台において、下記の震度計観測地点のいずれかにおいて震度4以上が観測された場合に施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。 (震度4の場合、夜間の点検は実施しない。) ・気象台において、東海地震に関する注意情報が発表された場合は閉園措置を行う。								
	(震度計観測地点)	(愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田)				(愛知県稲沢市稲府町・祖父江町・平和町)	(愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田)			(岐阜県羽島市竹鼻町、同海津市海津町)
	津波									
	大雪・暴風雪	・気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、公園利用者の安全確保が困難と判断される場合								
	(対象区域)	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)			(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)		(岐阜県羽島市、同海津市)	
	大雨	・園内に内水被害が発生した場合								
火災	・部分閉鎖や公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
その他	・公園所在地自治体に避難勧告が発令された場合 ・その他公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
(参考)	雷	・気象台において公園所在地に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供(避難誘導)を行う								
対象区域	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)			(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)		(岐阜県羽島市、同海津市)		
竜巻	・気象台において、公園所在地に竜巻注意報が発表された場合は、園内放送等により、情報提供(注意喚起)を行う。									
(対象区域)	(愛知県)					(岐阜県)			(岐阜県)	

閉園判断基準(下流域)

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

- ・本公園における災害・異常気象時の「閉園」とは、「国営木曾三川公園 災害対策運営要領」の第5条に基づく危険防止策を講ずることである。
- ・各拠点において、以下の災害・異常気象において閉園を決定し、また状況に応じて中部地方整備局あてに連絡を行うものとする。
- ・公園ホームページ及び各拠点において、全拠点の開園・閉園の状況を周知する。
- ・避難地になっている拠点(木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジ)は、通常業務を停止(閉園)したうえで、避難地として管理を実施する。
- ・閉園判断は、関係機関と調整・協議の上で決定するものとする。
- ・午前閉園の判断時間は8時とし、午後閉園の判断時間は閉園時間が14時以降になる場合は閉園しないものとする。

	木曾三川公園センター		長良川サービスセンター		アクアワールド水郷パークセンター	東海広場	船頭平河川公園	カルチャービレッジ	桑名七里の渡し公園	
堤内地・堤外地	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤内地	堤内地	
(堤外地対象施設)		(第一駐車場等)		(サッカーグラウンド、テニスコート、サンドコート、マラソンコース、カヌー体験コーナー、漕艇練習ゾーン(長良川国際レガッタコース)等)		(全エリア)	(全エリア)			
所在地	岐阜県海津市海津町油島255-3		岐阜県海津市海津町福江字角山1202-2		岐阜県海津市海津町福江566	愛知県愛西市立田町福原	愛知県愛西市立田町福原	三重県桑名市長島町西川	三重県桑名市住吉町	
観測気象台	岐阜地方気象台					名古屋地方気象台		津地方気象台		
発表区分	岐阜県岐阜・西濃					愛知県尾張西部		三重県北部		
災害・異常気象の種類	洪水	・(堤内地)対象観測所水位が避難判断水位(河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位)に達したとき ・(堤外地)対象観測所水位が施設撤去基準水位に達したとき								
	(対象観測所)	(長良成戸、又は今尾)	(長良油島)	(長良成戸、又は今尾)	(長良油島)	(長良成戸、又は今尾)	(葛木)	(葛木)	(木曾成戸、又は長良成戸)	(城南)
	台風	・気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が60%以上となる情報が発表された場合 ただし、判断が難しい場合は、河川公園課と協議し対応を決定する。								
	(対象区域)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃、又は三重県北部)								
	強風・暴風	・気象台において、公園所在地に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表された場合								
	(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)		
	高潮	・気象台において、公園所在地近傍に高潮警報が発令された場合								
	(対象区域)		(三重県桑名市)		(三重県桑名市)		(愛知県愛西市)		(三重県桑名市)	
	地震	・公園が設置されている市町村や隣接する市町村内の地震観測所の観測値で判断。 (観測は点情報であり、面的な被害は把握を行うため、隣接する市町村の観測所も対象とする。) ・気象台において、下記の震度計観測地点のいずれかにおいて震度4以上が観測された場合に施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。 (震度4の場合、夜間の点検は実施しない。) ・気象台において、東海地震に関する注意情報が発表された場合は閉園措置を行う。								
	(震度計観測地点)	(岐阜県海津市海津町・平田町・南濃町、愛知県愛西市稲葉町・石田町・江西町・諏訪町、三重県桑名市中央・多度町多度・長島町松ヶ島)								
	津波	・(堤外地)気象台において伊勢湾沿岸に津波注意報が発令された場合 ・(堤内地)気象台において伊勢湾沿岸に津波警報(津波警報・大津波警報)が発令された場合								
	大雪・暴風雪	・気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、公園利用者の安全確保が困難と判断される場合								
(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)			
大雨	・園内に内水被害が発生した場合									
火災	・部分閉鎖や公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
その他	・公園所在地自治体に避難勧告が発令された場合 ・その他公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
(参考)	(参考)雷	・気象台において公園所在地に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供(避難誘導)を行う								
(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)			
竜巻	・気象台において、公園所在地に竜巻注意報が発表された場合は、園内放送等により、情報提供(注意喚起)を行う。									
(対象区域)	(岐阜県)			(愛知県)			(三重県)			

公園施設の設置等許可申請書

文書番号第 号
令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局
局長 ○○ ○○殿

申請者 住所
氏名

都市公園法第5条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1	設置の目的			
2	設置の期間	(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 年間		
3	設置の場所			
4	公園施設の構造			
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ
		形 態		
		そ の 他		
6	公園施設の管理の方法			
7	工事の実施方法			
8	工事の着手及び完了の時期	工事の着手時期	令和 年 月 日	
		工事の完了時期	令和 年 月 日	
9	都市公園の復旧方法			
10	その他参考となるべき事項			

注) 1 公園施設を設置しようとするときは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10 番に記入する。

2 公園施設を管理しようとするときは、1、2、3、6、10 番に記入する。

3 必要な場合は図面及び写真を添付すること。

国営木曾三川公園 災害対策運営要領

令和元年 5 月

木曾川上流河川事務所

木曾川下流河川事務所

国営木曾三川公園災害対策運営要領

第1条 目的

本要領は、中部地方整備局防災業務計画に基づき、木曾川上流河川事務所河川公園課及び木曾川下流河川事務所河川公園課（以下「河川公園課」という。）及び木曾三川公園管理センター（以下「管理センター」という。）が、国営木曾三川公園（以下「公園」という。）の防災業務に関する基本的事項を定め、業務の確実かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2条 業務分担

河川公園課、管理センターの業務は次のとおりとする。

1) 河川公園課の業務

- ①公園に関する関係機関への連絡通報及び広報に関すること。
- ②公園の開閉園、巡視、公園利用者（以下「利用者」という）の指導（避難誘導等）の方針に関すること。
- ③公園施設の撤去及び復旧の方針及び実施に関すること。
- ④公園の被災状況の把握、記録及び関係機関への報告に関すること。
- ⑤被災した公園施設の災害復旧に関すること。
- ⑥地域防災計画等（別紙5）に位置づけられた避難地としての役割に関すること。

2) 管理センターの業務

- ①公園の開閉園、巡視、利用者の指導（避難誘導等）及び広報の実施に関すること
- ②公園施設の撤去及び復旧の計画作成及び実施、現地立会に関すること。
- ③公園の被災状況の現地調査及び河川公園課への報告に関すること。
- ④被災した公園施設の応急対策（立入禁止措置等）に関すること。
- ⑤地域防災計画等（別紙5）に位置づけられた避難地としての役割に関すること。
- ⑥その他利用者の安全確保のために必要な措置又は河川公園課が指示すること。

第3条 業務計画書の作成

管理センターは、前条第2項①～⑥に規定する業務について、「業務計画書」を毎年度作成し、当該年度の業務開始後10日以内に、また記載内容に変更が生じた場合は速やかに木曾川上流河川事務所長及び木曾川下流河川事務所長（以下「事務所長」という。）に提出し、承諾を受けなければならない。

第4条 災害対策部の設置及び体制

災害時の河川公園課の体制は、木曾川上流河川事務所災害対策支部運営要領及び木曾川下流河川事務所災害対策支部運営要領に基づき別紙1に定める「防災体制発令基準」による。また、災害時の連絡は、別紙2「連絡系統図」により行う。

第5条 危険防止対策

管理センターは、出水、高潮、地震、津波等により利用者に危険が及ぶ可能性があるとき

は、河川公園課の指示に基づき速やかに以下の措置を講じ、河川公園課に報告する。

- 1) 出水、高潮、地震、津波等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡回により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼び掛け、避難誘導を行う。なお、津波の気象台情報発表時は、附則1に基づき対応する。
- 2) 一般車両が公園区域内に入らないよう坂路入口等を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車で避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
- 3) 閉館及び施錠可能な施設について、利用者の退出を確認した上で閉館措置及び施錠を行う。ただし、大規模地震時において避難地として指定されている拠点については、自主避難者の入園可能な措置を講ずる。
- 4) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵等の設置により立入禁止措置を行う。
- 5) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

第6条 公園の閉園及び利用中止

河川公園課は、第5条の危険防止対策を講じる場合、管理センターを通じて以下の措置を講じる。

- 1) 速やかに通常の管理運営業務を中止するとともに、公園利用予定者に閉園及び利用中止の連絡を行う。また、公園ホームページ及び各拠点において、全拠点の開園・閉園の状況を周知する。
- 2) 危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業を中止する。
- 3) 閉園判断は、関係機関と調整・協議の上で決定するものとする。

第7条 危険防止対策を講じる基準

第5条の危険防止対策を講じる基準は別紙4「閉園判断基準」によるものとし、考え方については次のとおりである。

1) 洪水時の基準

- ①各地区堤外地においては、別紙3「木曾三川公園 撤去施設一覧表・基準水位」に定める公園施設撤去の決定を行う基準水位（以下、「施設撤去基準水位」という。）に達し、更に水位上昇する恐れがあるとき。
- ②各地区堤内地においては、対象となる水位観測所の水位が避難判断水位（市町村等が避難勧告等の発令判断の目安とし、住民の避難判断の参考となる水位）に達したとき。

2) 台風、強風・暴風時の基準

- ①気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域にはいる確率」が60%以上となる情報が発表されたとき。ただし、判断が難しい場合は、河川公園課と協議し対応を決定する。
- ②気象台において、公園所在市に暴風警報が発表されたとき。

3) 高潮時の基準

気象台において、木曾三川公園センター（堤外部）、長良川サービスセンター（堤外部）、東海広場及び船頭平河川公園の所在市近傍に、高潮警報が発表されたとき。

4) 地震時及び津波時の基準

- ①気象台において、対象となる震度計観測地点（別紙4「閉園判断基準」参照）のいずれ

かで震度 4 以上が観測されたときには、施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。
ただし、震度 4 の場合、夜間の点検は実施しない。

②気象庁が東海地震に関連する調査情報（臨時）、注意情報、予知情報及び警戒宣言を発表したとき。

③気象台において、伊勢湾沿岸に津波注意報が発表されたとき。

※対象施設：木曾三川公園センター（堤外地）、長良川サービスセンター（堤外地）、
東海広場、船頭平河川公園

④気象台において、伊勢湾沿岸に津波警報及び大津波警報が発表されたとき。

※対象施設：木曾三川公園センター（堤内地）、長良川サービスセンター（堤内地）、
アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジ

5) 大雪・暴風雪時の基準

気象台において、公園所在市に大雪警報が発表され、利用者の安全確保が困難と判断される時。

6) その他

①大雨により園内に内水被害が発生したとき。

②火災により部分閉鎖や利用者の安全確保が困難と判断される時。

③公園所在地自治体が避難勧告を発令したとき。

④その他利用者の安全確保が困難と判断される時。

7) (参考) 雷、竜巻

気象台において、公園所在市に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供（避難誘導）を行う。

気象台において、公園所在県に竜巻注意情報が発表された場合は、園内放送等により、情報提供（注意喚起）を行う。

第8条 管理センターへの情報伝達

河川公園課は、管理センターに速やかに次の情報提供を行う。

1) 木曾川上流風水害対策支部及び木曾川下流風水害対策支部又は木曾川上流地震災害対策支部及び木曾川下流地震災害対策支部（以下「対策支部」という。）の防災体制の発令と更新

2) 河川公園課の人員体制

3) 必要に応じて「施設撤去基準水位」の到達予測（到達する公園地区、日時等）

4) 公園施設の撤去又は復旧を行う日時（必要に応じて予想を含む）、場所及び内容

5) その他管理センターが利用者又は公園施設の安全確保のために必要とする事項

第9条 管理センターの体制

管理センターの体制については、次のとおりとする。

1) 管理センターは、次の各号の一に該当するときは居所待機※を行う。

①対策支部が注意体制を発令しているとき。

②開園時間外に、対策支部が防災体制を発令することが予想される時。

2) 管理センターは、次の各号の一に該当するときは原則として勤務先待機を行う。

- ①対策支部が警戒体制又は非常体制を発令しているとき。
 - ②危険防止対策を講じるとき。
 - ③公園施設の撤去又は復旧を行うとき又は河川公園課より公園施設の撤去又は復旧を行う可能性がある旨の連絡があったとき。
- 3) 管理センターは、待機の完了後は速やかに河川公園課にその旨を報告する

※居所待機：必要が生じた場合に危険防止対策、現地調査又は施設撤去・復旧時の現地立会を迅速に実施できるよう、連絡体制を確保し維持すること。

第10条 施設撤去

出水、台風接近時における公園施設の撤去については、次のとおりとする。

1) 施設撤去計画

管理センターは、河川公園課と協議し、出水期前に「施設撤去計画」を作成する。

2) 施設撤去の基準

- ①河川公園課は、別紙3「施設撤去基準水位」及び「施設撤去計画」に基づき、管理センターに対し公園施設撤去の指示を行う。「撤去基準水位」の到達時刻の予測が困難な場合は、現地状況、水位予測等を踏まえて施設撤去を決定する。
- ②大雨、強風等により撤去作業の安全が確保できない場合、夜間撤去は行わない。その場合、河川公園課は、公園施設が流出する可能性がある旨を関係機関に速やかに連絡通報する。

第11条 特別巡視

管理センターは、河川公園課と密接な連絡をとるとともに、公園施設の撤去及び利用者の安全を確保するため、特別巡視等を実施するものとする。また、減水後は速やかに公園施設等に関する被害報告をするほか、清掃・堆積土砂の除去等について河川公園課と協議を行うものとする。

第12条 出張所への通知、指示

河川公園課は、関係出張所に速やかに次の通知、指示を行う。(別紙2「連絡系統図」参照)

- 1) 河川公園課の待機体制の通知及び出張所待機の指示
- 2) 利用中止を行う公園区域の通知及び公園工事(高水敷維持作業等)中止の指示(河川公園課もしくは工務課)
- 3) 公園施設の撤去又は復旧の予定通知及び指示
- 4) 公園施設の災害復旧の指示
- 5) その他河川公園課が必要とする事項(木曾三川公園に関する事項に限る)
- 6) 第2条の巡視結果

第13条 本局報告

河川公園課は、次の各号の一に該当するときは、中部地方整備局建政部都市整備課にその旨を報告するものとする。

- 1) 対策支部が防災体制を発令及び更新したとき。
- 2) 閉園、立入禁止等の危険防止対策を措置及び解除したとき。
- 3) 公園施設の撤去を決定及び完了したとき。
- 4) 撤去施設の復旧を決定及び完了したとき。
- 5) 公園施設に被害が発生したとき。

第14条 不測の事態への対処

管理センターは、利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに河川公園課に報告し、河川公園課は必要な指示を行う。

第15条 撤去施設の復旧及び再開園の決定

撤去施設の復旧及び閉園区域の再開の決定については、次のとおりとする。

- 1) 管理センターは、退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、河川公園課に報告する。
- 2) 管理センターは、撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、閉園区域の再開に向けた復旧計画を速やかに作成し、河川公園課と協議する。
- 3) 河川公園課は、被災状況及び水位予測等を踏まえ、撤去施設の復旧及び閉園区域の再開園を決定し、予定日時を出張所・管理センターに通知し、関係機関に報告する。

第16条 撤去施設の復旧基準

撤去施設の復旧については、次のとおりとする。

1) 施設復旧の基準

河川公園課は、次の各号のすべてに該当するとき、速やかに撤去施設の復旧を決定する。ただし、事務所長が必要と認めたときはこの限りではない。

- ①施設撤去を実施した公園区域の被災状況及び復旧状況を踏まえ、利用者の利用及び安全確保が可能と判断される時。
- ②水位予測データ、気象予報等を踏まえ、近日中（2～3日を目安）に施設撤去の可能性のある出水が予想されないとき。

2) 施設復旧の実施期間

河川公園課は、次のとおり撤去施設の復旧を行う。

- ①施設復旧の実施は、原則として再開園の前日までに決定し、速やかに完了する。
- ②公園利用上特別の理由がある場合は、上記によらず、緊急的に施設復旧の実施を決定することがある。

第17条 資料作成

河川公園課は、業務の円滑な実施を図るため、次の資料を作成し、管理センターに通知する。見直しの必要が生じた場合は速やかに変更し、通知を行う。

- 1) 木曾三川公園災害対策連絡系統図（別紙2）
- 2) 木曾三川公園撤去一覧・基準水位（別紙3）

- 3) 閉園判断基準（別紙4）
- 4) その他必要な資料

第18条 その他

本要領に定めのない事項は、事務所長の指示するところによる。

附則1 津波対応

第5条1項に基づく「津波の気象情報発表時」の対応は次のとおりとする。

- 1) 津波予報発表に伴う避難指導を行う公園地区は、木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、東海広場、船頭平河川公園、アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジとする。ただし、津波警報等を踏まえ、その他地区でも津波被害の可能性がある場合は、河川公園課が避難対象地区の追加を行う。
- 2) 「津波の気象情報発表時」とは、テレビ・ラジオ・インターネット等により気象庁の津波情報を確認したときとする。
- 3) 「津波の気象情報発表時」の対応

①避難誘導

- (1) 管理センターは、前項の情報を確認した場合は、利用者に対して高台に避難するよう、以下の内容について放送により指導する。

※公園内に放送施設がある場合の措置

<放送内容>

木曾三川公園管理所です。当地区に津波予報が発表されました。安全が確認されるまで、河川から出て高台に避難して下さい。

- (2) 管理センターは、放送実施後にハンドマイク、ラジオ、携帯電話を持参して各地区において、利用者へ避難誘導を行う。（自己の安全を確保すること）

<指導内容>

(イ) 情報提供時

当地区に津波予報が発表されました。安全が確認されるまで、河川外の高台へ避難して下さい。

(ロ) 津波接近時

緊急です。津波が接近しています。河川外へ至急避難して下さい。
危険ですので、車で移動しないで下さい。

- (3) 予報発表から津波の到達まで非常に短時間の場合があるので、迅速な利用者の安全確保を最優先する。
- (4) 管理センターは、一般車両退出の可否等の判断が困難な場合は直ちに河川公園課と協議し、津波の到着予想事項、駐車台数、周辺道路の状況等を踏まえ、河川公園課が速やかに方針を決定する。

②報告

- (1) 管理センターは、河川公園課に現地状況を報告し、河川公園課は対応方針を決定する。
- (2) 河川公園課、管理センターは、テレビ・ラジオ・インターネット等で津波情報を

確認する。

③安全確認後の対応

- (1) 管理センターは、気象庁の津波情報等を確認し、特別巡視による現地調査を行ったうえで、避難解除及び再開園について河川公園課と協議する。
- (2) 管理センターは園内放送を行う。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

防災体制発令基準

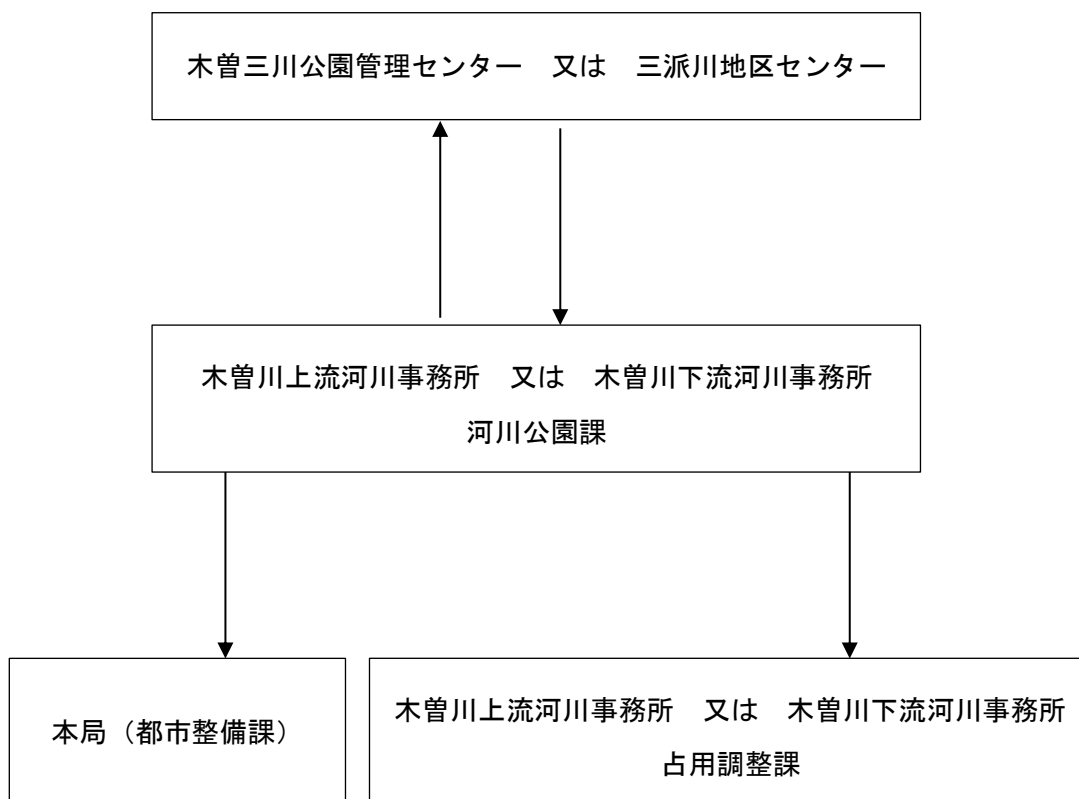
【洪水時、台風、強風・暴風時、高潮時の基準】

体 制	発 令 基 準
準備体制 ※出水に備え気象観測を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木曾川、長良川の水位が水防団待機水位に達し、更に水位上昇する恐れがあるとき ・ 気象台において、公園所在地に大雨、洪水警報が発表されたとき ・ 気象台において、公園の所在市近傍に高潮注意報が発表されたとき ※対象施設：木曾三川公園センター（堤外地）、長良川サービスセンター（堤外地）、東海広場、船頭平河川公園
注意体制 ※施設撤去の準備、閉園の判断を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設撤去の決定を行う基準水位（「施設撤去基準水位」）に達し、更に水位上昇する恐れがあるとき ・ 気象台において、公園所在市近傍が12時間以内に「台風の暴風域にはいる確率」が60%以上となる情報が発表された場合 ・ 気象台において、公園所在地に暴風警報が発表されたとき ・ 気象台において、公園の所在市近傍に、高潮警報が発表されたとき ※対象施設：木曾三川公園センター（堤外地）、長良川サービスセンター（堤外地）、東海広場、船頭平河川公園
警戒体制 ※公園内の施設被害の把握を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木曾川、長良川における水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位上昇する恐れがあるとき（国営公園において災害が発生する恐れがある場合） ・ 台風が公園所在地を通過する恐れがあるとき（気象台において、公園所在地近傍が「台風の暴風域にはいる確率」が80%以上となる情報が発表された場合） ・ 国営公園において災害が発生したとき
非常体制 ※公園内の大規模施設被害の把握を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区堤内地において、対象となる水位観測所の水位が避難判断水位（市町村等が避難勧告等の発令判断の目安とし、住民の避難判断の参考となる水位）に達し、更に水位上昇する恐れがあるとき ・ 国営公園において重大な災害が発生した場合、または発生する恐れがあるとき

【地震時及び津波時の基準】

体 制	発 令 基 準
<p>注意体制</p> <p>※施設の臨時点検を行い、閉開園の判断を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台において、対象となる震度計観測地点のいずれかにおいて震度 4 が観測されたとき ※夜間の公園施設の臨時点検は行わない、開園時間にあわせて体制を発令する ※勤務時間外は電話による情報連絡による ・ 気象庁が東海地震調査情報（臨時）を発表したとき ・ 気象台において、伊勢湾沿岸に津波注意報が発表されたとき。 ※対象施設：木曾三川公園センター（堤外地）、長良川サービスセンター（堤外地）、東海広場、船頭平河川公園
<p>警戒体制</p> <p>※公園内の施設被害の把握を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台において、対象となる震度計観測地点のいずれかにおいて震度 5 弱又は 5 強が観測されたとき ・ 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき ・ 気象台において、伊勢湾沿岸に津波警報（津波警報）が発表されたとき ※対象施設：木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジ
<p>非常体制</p> <p>※公園内の大規模施設被害の把握を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台において、対象となる震度計観測地点のいずれかにおいて震度 6 弱以上が観測されたとき ・ 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき、又は東海地震の警戒宣言を発表したとき ・ 気象台において、伊勢湾沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ※対象施設：木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジ ・ 地震及び津波により公園に大規模な災害が発生したとき

連絡系統図



木曾三川公園 撤去施設一覧表・基準水位

拠点名	設置箇所	撤去対象物	数量	中部地方整備局 (実施者)	事業者 (実施者)	左右岸	距離標	浸水水位 (観測所換算)		撤去基準水位 (観測所換算)	
								犬山	犬山	長良油島	長良油島
フラワーパーク江南	高水敷					木曾川 南派川左岸	6.8k ～8.0k		6.9		5.8
かさだ広場 ・各務原アウトドアフィールド	高水敷	屋外便所	4 基	○		木曾川 北派川 右岸	2.2k ～ 3.0k		11.5		9.5
		日除け	2 基	○							
		ベンチ付き四阿	1 箇所		○						
		橋の欄干	2 基	○							
河川環境楽園 (木曾川水園)	東口駐車場	屋外便所	3 基	○		木曾川 北派川 左岸	0.6k ～ 1.8k		11.5		9.5
	西口駐車場	橋の欄干	2 基		○						
	川原広場					木曾川左岸	44.0k ～44.8k		6.9		5.8
	河の森					木曾川 北派川左岸	0.8k ～1.8k		10.5		8.5
138タワーパーク	高水敷(風紋の広場)	救命ボックス	1 基		○	木曾川 南派川 左岸	2.2k ～ 2.9k		6.9		5.8
		階段手すり	6 基		○						
ワイルドネイチャープラザ	高水敷	屋外便所	6 基	○		木曾川左岸	27.1k ～ 28.2k		10.8		8.8
		日除け	6 基	○							
		ウォール	10 基	○							
桜堤サブセンター	高水敷	四阿【転倒式】	3 基		○	木曾川右岸	24.4k ～25.2k		9.0		7.0
	屋外便所	4 基		○							
長良川サービスセンター	高水敷 (サッカーグラウンド、 カヌー体験コーナー、 テニスコート、 サンドコート、 マラソンコース)	サッカーゴール	16 基	○ (子供用)	○ (大人用)	長良川右岸	14.0k ～ 18.4k		3.5		2.7
		防球ネット	312 m		○						
		四阿【転倒式】	4 基	○							
		フェンス (テニスコート)	1 式		○						
		仮設トイレ	3 基		○						
		循環式トイレ	2 基	○							
		救命ボックス	12 基		○						
		カヌー体験受付小屋	1 基	○							
		渡橋(浮き桟橋)	4 基	○							
		巡視艇	1 槽		○						
		シャワーノズル	6 箇所		○						
		防球ネット	152 m		○						
		手すり	4 箇所		○						
		ビッチハレホスト	1 式		○						
		ビッチハレネット	1 式		○						
	高水敷(駐車場)	案内施設(第1駐車場)	1 式	○		長良川右岸	13.6k ～14.0k				
移動式標示板		1 基	○								
船頭平河川公園	高水敷					長良川左岸	11.8k ～12.0k				
東海広場	西エリア 東エリア	四阿【転倒式】	3 基	○		木曾川左岸 木曾川右岸	12.9k ～14.4k		5.3		5.0
		仮設トイレ(西エリア)	2 基		○						
		案内看板	1 基	○							
		循環式トイレ	3 基		○						
		四阿【人力転倒式】	3 基		○						
		仮設トイレ(東エリア)	1 基		○						
		ピン(パークゴルフ)	18 本	○							
		ティーメーカー(パークゴルフ)	36 個		○						
		器具庫	1 基	○							
		救命ボックス	5 基		○						
案内板	6 基	○									

※撤去対象施設が無い箇所については、利用者の安全を確保するために、撤去基準水位に達した場合に閉園措置を行うものとする

※浸水水位：各箇所毎の浸水し始めると予想される時の観測所の水位

※観測所：各地区の水位を判定するための水位観測所

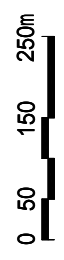
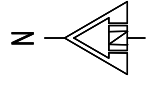
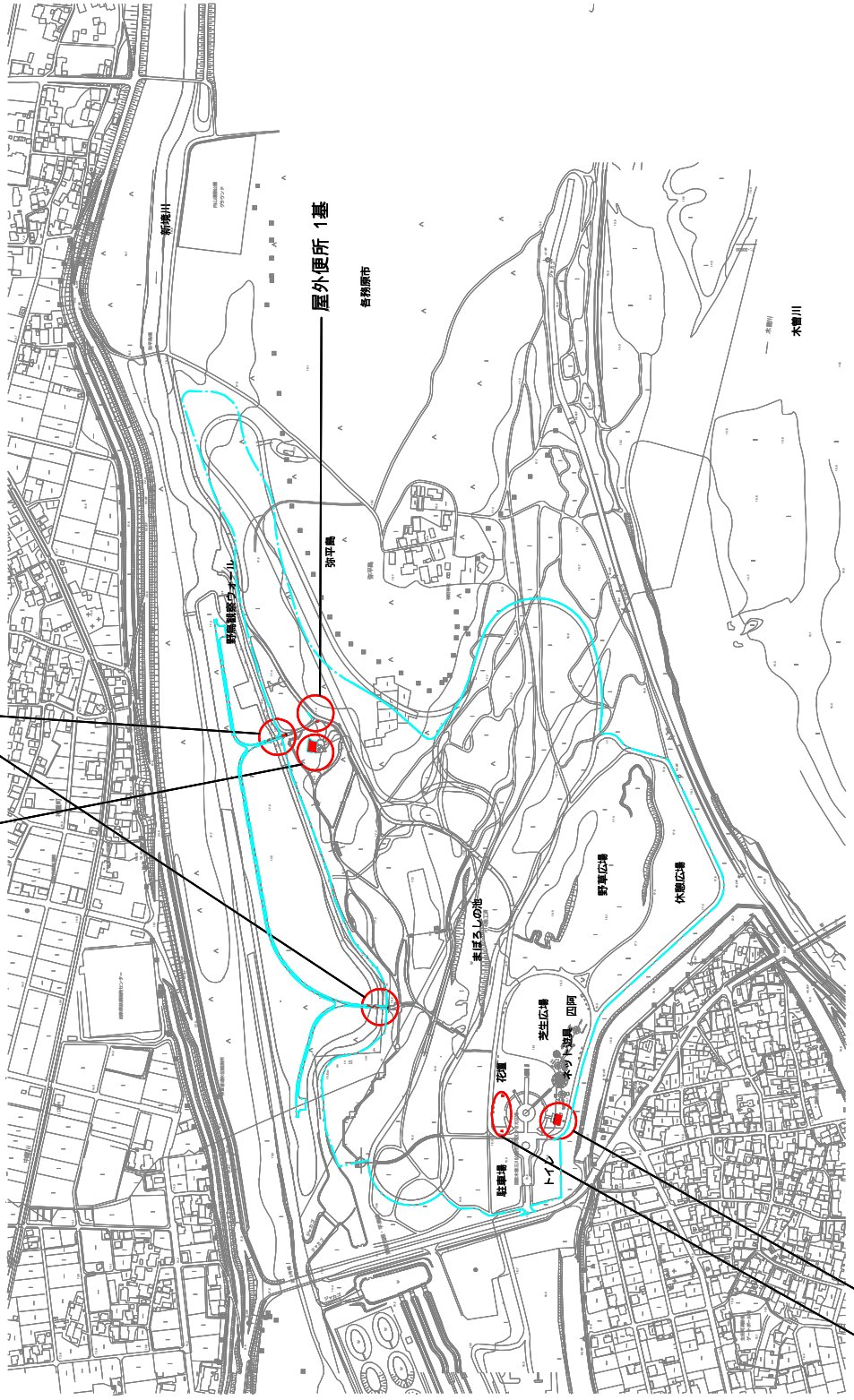
※桜堤サブセンターの浸水水位、撤去基準水位については、変更する場合がある

かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)

撤去施設位置図

凡例
供用区域

橋の欄干 2基
ハンチ付き四阿 1基

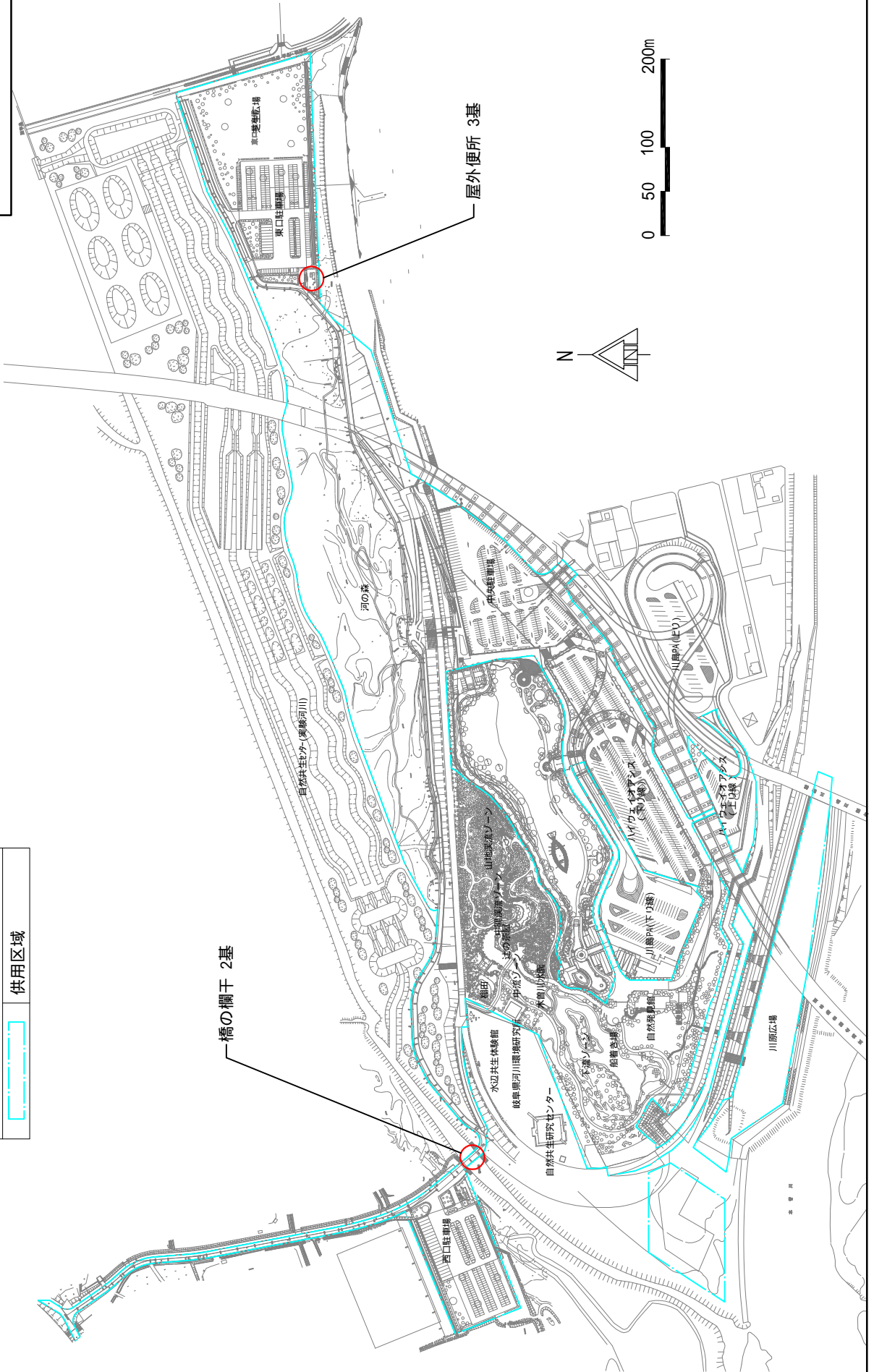


日除け 2基
屋外便所 3基

河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

撤去施設位置図

凡 例
供用区域



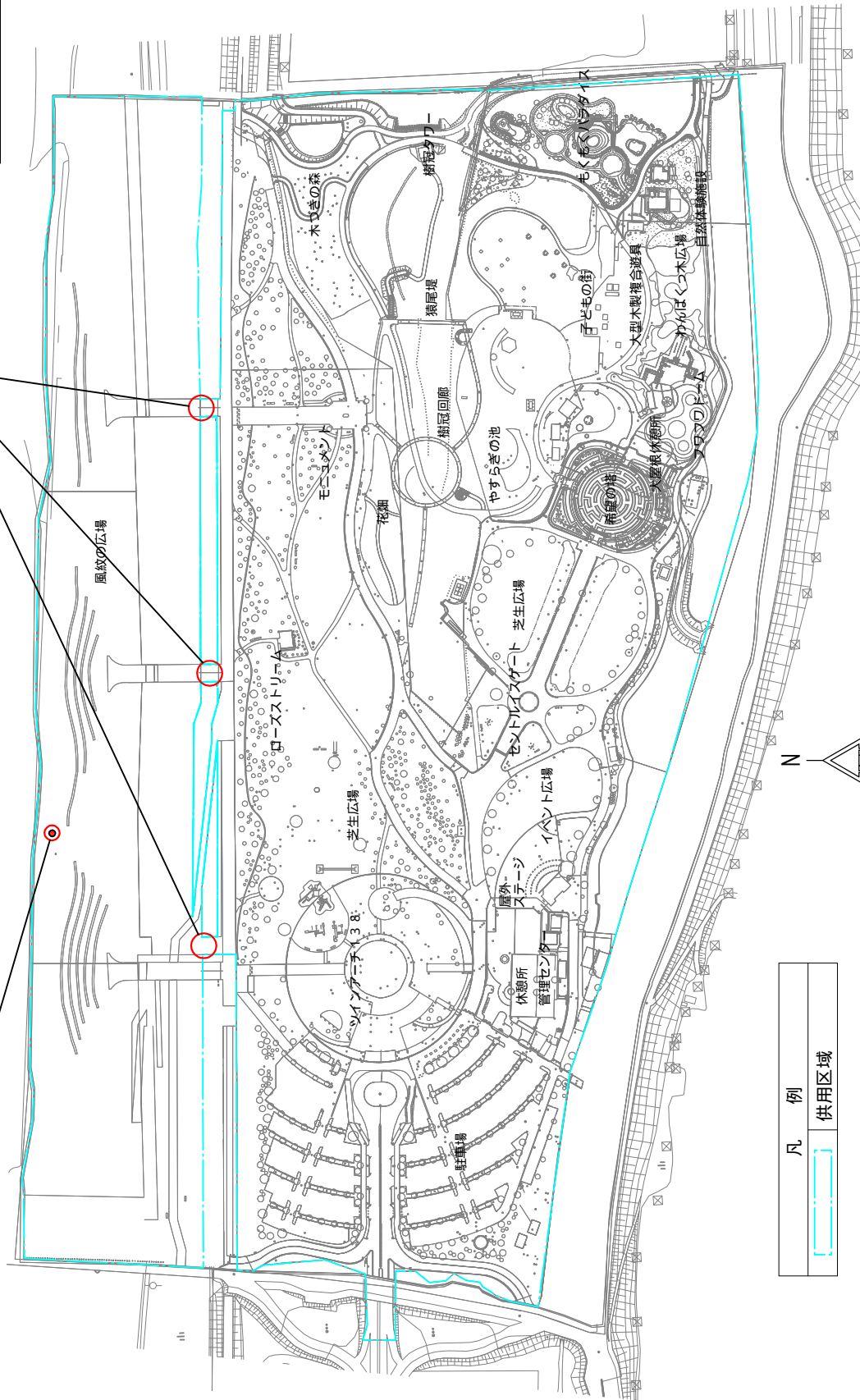
138タワーパーク

(三派川地区)

撤去施設位置図

階段手すり 3基

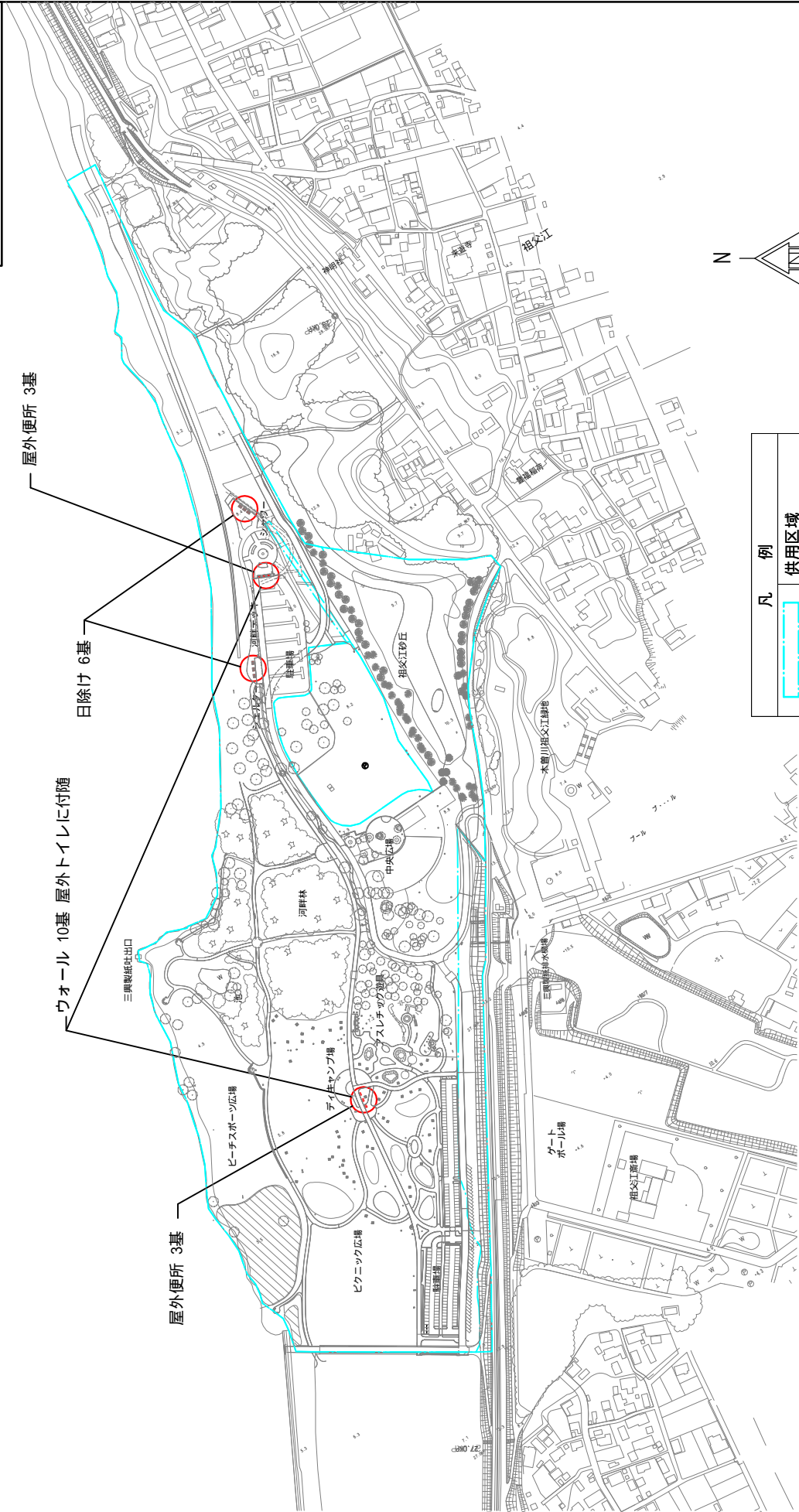
救命ボックス 1基



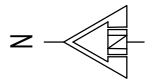
凡例
供用区域



ワイルドネイチャー
 プラザ
 (中央水郷地区)
 撤去施設位置図



凡 例	
	供用区域
	追加供用区域



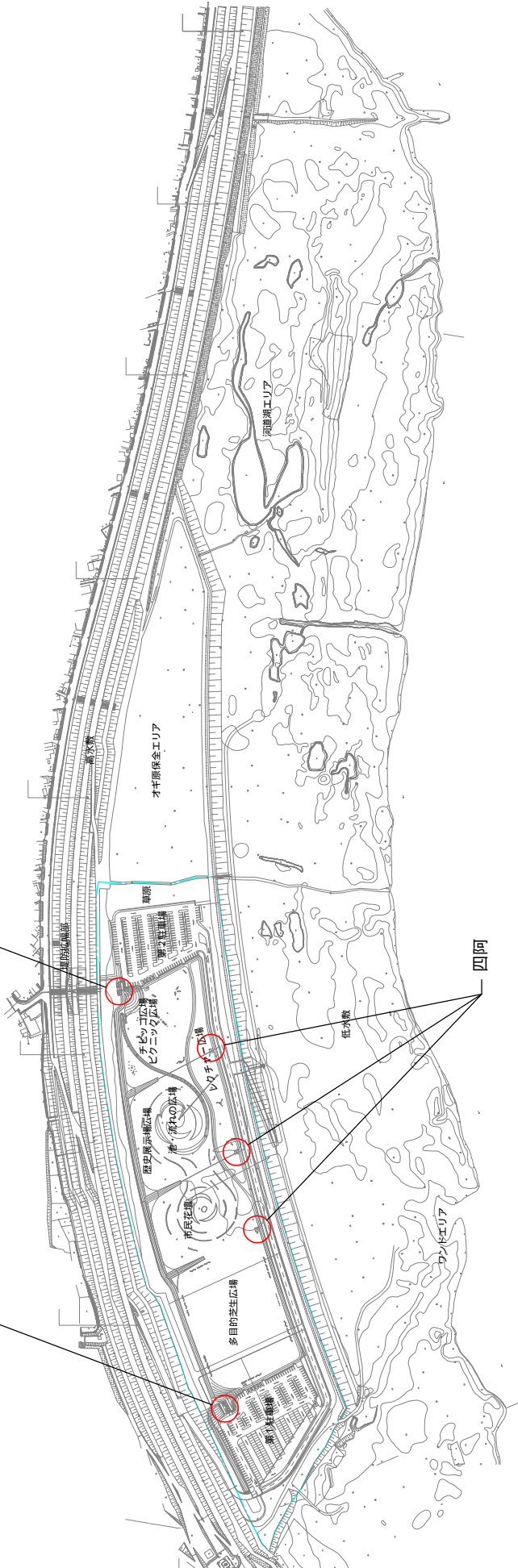
桜堤サブセンター

(中央水郷地区)

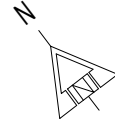
撤去施設位置図

屋外便所 2基

屋外便所 2基



凡 例
供用区域



長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)
撤去施設位置図

(ビーチバレーコート)
ネットフェンス支柱、ネット一式
[選手リ 4箇所
カウチ 6箇所
防球ネット L=152m]

テニスコートポール、ネット一式
四回(転倒式) 4基

サッカーゴール 16基
防球ネット L=312m

移動式標示板 1基

循環式トイレ 2基

仮設トイレ 2基

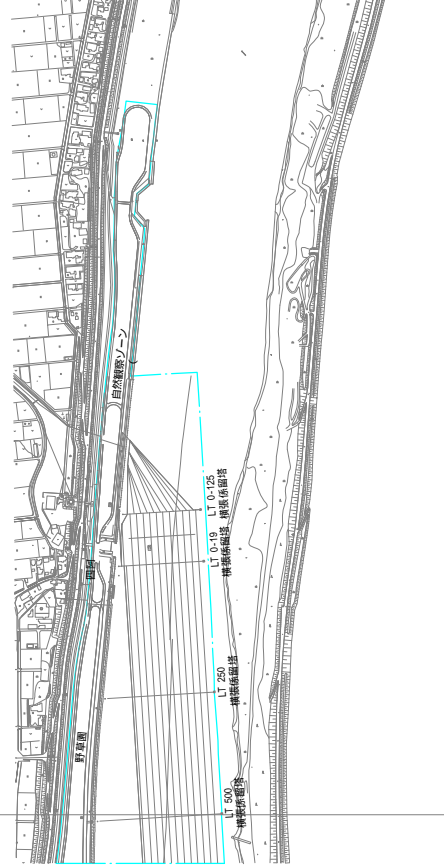
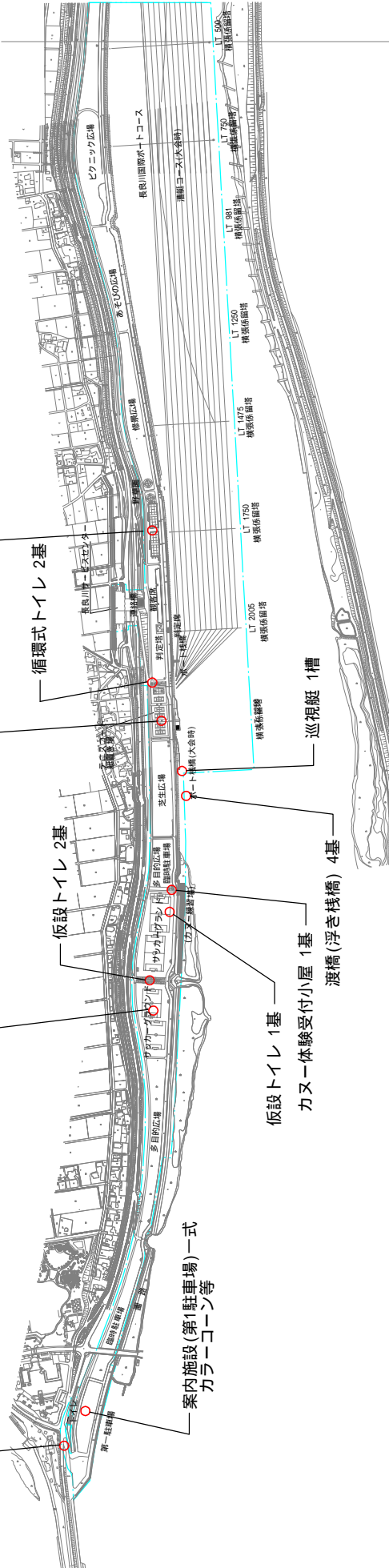
案内施設(第1駐車場)一式
カラーコーン等

仮設トイレ 1基

カーン一体験受付小屋 1基
渡橋(浮き棧橋) 4基

巡視艇 1槽

救命ボックス 12基



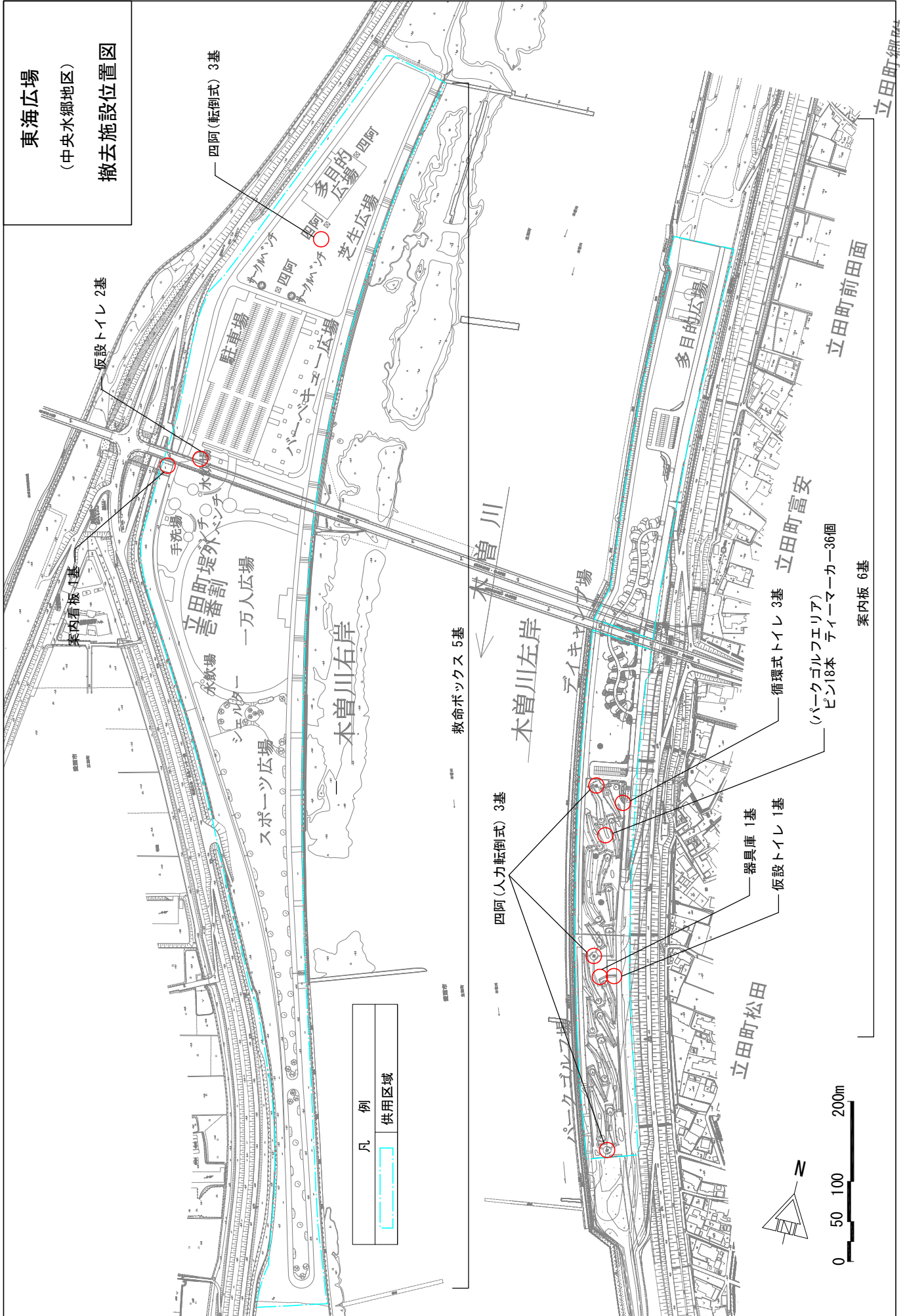
凡例
供用区域



東海広場

(中央水郷地区)

撤去施設位置図



仮設トイレ 2基

案内看板 1基

四阿(転倒式) 3基

救命ボックス 5基

四阿(人力転倒式) 3基

器具庫 1基

仮設トイレ 1基

循環式トイレ 3基

(パークゴルフエリア)
ピン18本 ティーマーカー36個

案内板 6基

0 50 100 200m

N

立田町細路

立田町前田

立田町富安

立田町松田

本曽川左岸

本曽川

本曽川右岸

立田町堤外

水

手洗場

水

案内看板

案内看板

案内看板

案内看板

案内看板

閉園判断基準(上流域)

別紙4

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

- ・本公園における災害・異常気象時の「閉園」とは、「国営木曾三川公園 災害対策運営要領」の第5条に基づく危険防止策を講ずることである。
- ・各拠点において、以下の災害・異常気象において閉園を決定し、また状況に応じて中部地方整備局あてに連絡を行うものとする。
- ・公園ホームページ及び各拠点において、全拠点の閉園・閉園の状況を周知する。
- ・避難地になっている拠点(フラワーパーク江南、138タワーパーク)は、通常業務を停止(閉園)したうえで、避難地として管理を実施する。
- ・閉園判断は、関係機関と調整・協議の上で決定するものとする。
- ・午前閉園の判断時間は8時とし、午後閉園の判断時間は閉園時間が14時以降になる場合は閉園しないものとする。

	フラワーパーク江南		138タワーパーク		ワイルドネイチャープラザ	河川環境楽園		かさだ広場・各務原アトドアフィールド	桜堤サブセンター、木曾長良背割堤	
	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤外地	
(堤外地対象施設)		(高水敷)		(風紋の広場)	(全エリア)		(川原広場) (西口駐車場) (東口駐車場) (河の森)	(全エリア)	(全エリア)	
所在地	愛知県江南市小秋町一色		愛知県一宮市光明寺町字浦崎2番地3		愛知県稲沢市祖父江町祖父江	岐阜県各務原市川島笠田町		岐阜県各務原市川島笠田町	岐阜県羽島市桑原町、同海津市海津町	
観測気象台	名古屋地方気象台					岐阜地方気象台			岐阜地方気象台	
発表区分	愛知県尾張西部					岐阜県岐阜・西濃			岐阜県岐阜・西濃	
災害・異常気象の種類	洪水	・(堤内地)対象観測所水位が避難判断水位(河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位)に達したとき ・(堤外地)対象観測所水位が施設撤去基準水位に達したとき								
	(対象観測所)	(犬山)								
	台風	・気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が60%以上となる情報が発表された場合 ただし、判断が難しい場合は、河川公園課と協議し対応を決定する。								
	(対象区域)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃)				(愛知県尾張西部)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃)			
	強風・暴風	・気象台において、公園所在地に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表された場合								
	(対象区域)	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)	(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)	(岐阜県羽島市、同海津市)				
	高潮									
	地震	・公園が設置されている市町村や隣接する市町村内の地震観測所の観測値で判断。 (観測は点情報であり、面的な被害は把握を行うため、隣接する市町村の観測所も対象とする。) ・気象台において、下記の震度計観測地点のいずれかにおいて震度4以上が観測された場合に施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。 (震度4の場合、夜間の点検は実施しない。) ・気象台において、東海地震に関する注意情報が発表された場合は閉園措置を行う。								
	(震度計観測地点)	(愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田)			(愛知県稲沢市稲府町・祖父江町・平和町)	(愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田)			(岐阜県羽島市竹鼻町、同海津市海津町)	
	津波									
	大雪・暴風雪	・気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、公園利用者の安全確保が困難と判断される場合								
	(対象区域)	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)	(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)	(岐阜県羽島市、同海津市)				
	大雨	・園内に内水被害が発生した場合								
火災	・部分閉鎖や公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
その他	・公園所在地自治体に避難勧告が発令された場合 ・その他公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
(参考)	雷	・気象台において公園所在地に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供(避難誘導)を行う								
対象区域	(愛知県江南市)	(愛知県一宮市)	(愛知県稲沢市)	(岐阜県各務原市)	(岐阜県羽島市、同海津市)					
竜巻	・気象台において、公園所在県に竜巻注意情報が発表された場合は、園内放送等により、情報提供(注意喚起)を行う。									
(対象区域)	(愛知県)				(岐阜県)			(岐阜県)		

閉園判断基準(下流域)

国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について

- ・本公園における災害・異常気象時の「閉園」とは、「国営木曾三川公園 災害対策運営要領」の第5条に基づく危険防止策を講ずることである。
- ・各拠点において、以下の災害・異常気象において閉園を決定し、また状況に応じて中部地方整備局あてに連絡を行うものとする。
- ・公園ホームページ及び各拠点において、全拠点の開園・閉園の状況を周知する。
- ・避難地になっている拠点(木曾三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター、カルチャービレッジ)は、通常業務を停止(閉園)したうえで、避難地として管理を実施する。
- ・閉園判断は、関係機関と調整・協議の上で決定するものとする。
- ・午前閉園の判断時間は8時とし、午後閉園の判断時間は閉園時間が14時以降になる場合は閉園しないものとする。

	木曾三川公園センター		長良川サービスセンター		アクアワールド水郷パークセンター	東海広場	船頭平河川公園	カルチャービレッジ	桑名七里の渡し公園	
堤内地・堤外地	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤内地	堤外地	堤外地	堤内地	堤内地	
(堤外地対象施設)		(第一駐車場等)		(サッカーグラウンド、テニスコート、サンドコート、マラソコース、カヌー体験コーナー、漕艇練習ゾーン(長良川国際レガッタコース)等)		(全エリア)	(全エリア)			
所在地	岐阜県海津市海津町油島255-3		岐阜県海津市海津町福江字角山1202-2		岐阜県海津市海津町福江566	愛知県愛西市立田町福原	愛知県愛西市立田町福原	三重県桑名市長島町西川	三重県桑名市住吉町	
観測気象台	岐阜県地方気象台					名古屋地方気象台		津地方気象台		
発表区分	岐阜県岐阜・西濃					愛知県尾張西部		三重県北部		
災害・異常気象の種類	洪水	・(堤内地)対象観測所水位が避難判断水位(河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位)に達したとき ・(堤外地)対象観測所水位が施設撤去基準水位に達したとき								
	(対象観測所)	(長良成戸、又は今尾)	(長良油島)	(長良成戸、又は今尾)	(長良油島)	(長良成戸、又は今尾)	(葛木)	(葛木)	(木曾成戸、又は長良成戸)	(城南)
	台風	・気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が60%以上となる情報が発表された場合 ただし、判断が難しい場合は、河川公園課と協議し対応を決定する。								
	(対象区域)	(愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃、又は三重県北部)								
	強風・暴風	・気象台において、公園所在地に暴風警報(暴風雪警報を含む)が発表された場合								
	(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)		
	高潮	・気象台において、公園所在地近傍に高潮警報が発令された場合								
	(対象区域)		(三重県桑名市)		(三重県桑名市)		(愛知県愛西市)		(三重県桑名市)	
	地震	・公園が設置されている市町村や隣接する市町村内の地震観測所の観測値で判断。 (観測は点情報であり、面的な被害は把握を行うため、隣接する市町村の観測所も対象とする。) ・気象台において、下記の震度計観測地点のいずれかにおいて震度4以上が観測された場合に施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。 (震度4の場合、夜間の点検は実施しない。) ・気象台において、東海地震に関する注意情報が発表された場合は閉園措置を行う。								
	(震度計観測地点)	(岐阜県海津市海津町・平田町・南濃町、愛知県愛西市稲葉町・石田町・江西町・諏訪町、三重県桑名市中央・多度町多度・長島町松ヶ島)								
	津波	・(堤外地)気象台において伊勢湾沿岸に津波注意報が発令された場合 ・(堤内地)気象台において伊勢湾沿岸に津波警報(津波警報・大津波警報)が発令された場合								
	大雪・暴風雪	・気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、公園利用者の安全確保が困難と判断される場合								
	(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)		
大雨	・園内に内水被害が発生した場合									
火災	・部分閉鎖や公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
その他	・公園所在地自治体に避難勧告が発令された場合 ・その他公園利用者の安全確保が困難と判断される場合									
(参考)	(参考)雷	・気象台において公園所在地に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供(避難誘導)を行う								
(対象区域)	(岐阜県海津市)			(愛知県愛西市)			(三重県桑名市)			
竜巻	・気象台において、公園所在県に竜巻注意報が発表された場合は、園内放送等により、情報提供(注意喚起)を行う。									
(対象区域)	(岐阜県)			(愛知県)			(三重県)			

地域防災計画等への位置づけ

拠点	地域防災計画等への位置づけ			被災時の活用想定等
	地方公共団体名	計画名	指定内容	
フラワーパーク 江南	愛知県江南市	江南市地域防災計画	広域避難地	・広域避難地 有効面積：41,400 m ² 収容可能人員：20,700 人
138 タワーパーク	愛知県一宮市	一宮市地域防災計画	広域避難地	・広域避難地 有効面積：204,000 m ² 収容可能人員：102,000 人
アクアワールド 水郷パークセ ンター	岐阜県海津市	海津市地域防災計画	一次避難地	・一次避難地 有効面積：4,300 m ² 収容可能人員：201 人
長良川サービ スセンター	岐阜県海津市	海津市地域防災計画	一次避難地	・一次避難地 有効面積：7,000 m ² 収容可能人員：2,641 人
木曾三川公園 センター	岐阜県海津市	海津市地域防災計画	一次避難地	・一次避難地 有効面積：18,700 m ² 収容可能人員：1,978 人
カルチャービレ ッジ	三重県桑名市	桑名市地域防災計画	一次避難地	・一次避難地 有効面積：6,500 m ² 収容可能人員：2,000 人
ワイルドネイチ ャープラザ	愛知県稲沢市	稲沢市地域防災計画	愛知県防災 ヘリコプター の飛行場外 離着陸場	・防災対応離着陸場

セアカゴケグモ対策マニュアル(案)



平成 21 年 4 月

木 曾 川 上 流 河 川 事 務 所
木 曾 川 下 流 河 川 事 務 所

も く じ

マニュアル編

1. セアカゴケグモとは…………… 1
2. セアカゴケグモを見つけたら（防除） …… 2
3. セアカゴケグモに咬まれたら…………… 6
4. 関係機関との連携…………… 7
5. セアカゴケグモ確認点検……………22

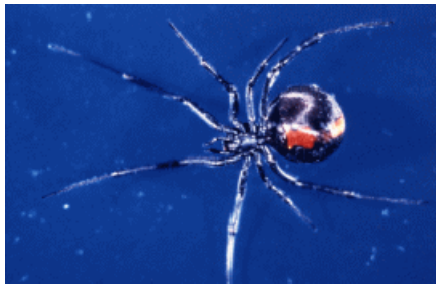
資 料 編

……………25

マニュアル編

1. セアカゴケグモとは

●生態



《愛知県衛生研究所 撮影》

熱帯地方を中心に分布するクモで、毒を持っています。

沖縄県以外の日本では発見されていませんでしたが、平成7年(1995年)に大阪府内で初めて発見され、その後、三重県等でも見つかっています。

●特徴

○雌 成体の雌は体長(脚を含まない。)が約1cm、形態的には、脚が長く、腹部が球形で大きい。光沢のある黒色又は暗褐色を基調とし、腹部の背面に赤色の“砂時計”様、又は“鼓(つづみ)”様の模様がある。

○雄 成体の雄は体長が約3~5mm、腹部は白色を基調として2本の黒い縦縞がある。

●生息場所

日当たりがよく乾燥した、適度な隙間がある比較的地面に近い場所へ、不規則網で複雑に張られた三次元構造を持つ巣を張ります。粘り気が強くしっかりとした糸を張るため、落ち葉などがからまっていたりする。

- ・側溝の内部や、その網蓋のすき間
- ・フェンスの基部
- ・花壇のブロックの内部
- ・墓石のすき間
- ・自動販売機やエアコン室外機などの機器と壁とのすき間

などに営巣する。

●被害状況

平成17年8月に中部国際空港敷地内で発見されて以降、平成20年5月に一般の県民が利用する施設で初めて多数のセアカゴケグモが発見されましたが、咬まれたりする被害は、現在のところありません。

●防除対策

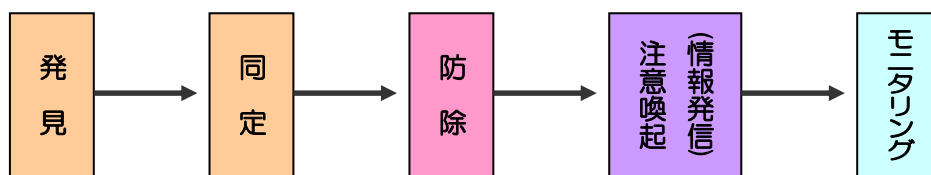
発見が確認され次第駆除すると共に、注意喚起看板を掲出し、公園利用者に対する意識啓発を行います。

●注意事項

- ・セアカゴケグモを見つけても、素手でさわったり、捕まえたりしないでください。
- ・外での作業には軍手などの手袋を使用しましょう。
- ・クモの生息しそうな場所は、こまめに清掃したりして、クモが住みにくい環境を作りましょう。

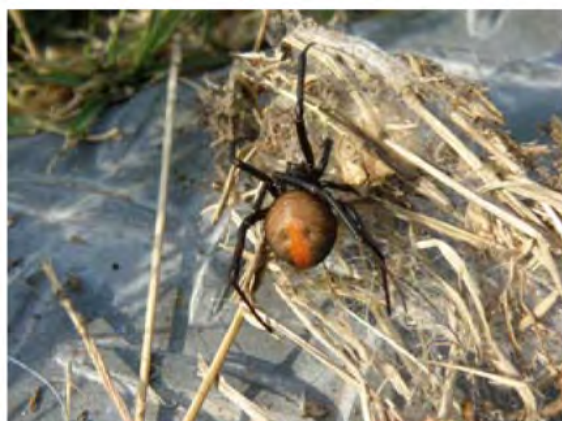
2. セアカゴケグモを見つけたら (防除)

作業フロー



セアカゴケグモ
かどうか確認

セアカゴケグモの確認方法



セアカゴケグモ メス



セアカゴケグモ オス

(撮影場所: 国営木曽三川公園東海広場)

- 目視点検により、掲載の写真、生息場所等の生態を確認することで推定する。
- 確認場所別に、木曽三川公園センターから定められた機関へ同定依頼を行う。
- 確認調査を行う。確認場所、雄雌の個体数、卵のう数を確認する。

(※特定外来生物(セアカゴケグモなど)は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことが原則として禁止されます。これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

ただし、学術研究などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣から許可を受けることで飼育可能となります。)

同定依頼先

	発見場所	依頼先	TEL / FAX
河川事務所 木曽川上流	138タワーパーク・ ワイルドネイチャープラザ	一宮保健所 生活環境安全課	TEL 0586-72-0321 FAX 0586-24-9325
	フラワーパーク江南	江南保健所 環境食品安全課	TEL 0587-56-2157 FAX 0587-54-5422
	河川環境楽園・かさだ広場・ 各務原アウトドアフィールド	岐阜県環境生活部 地球環境課	TEL 058-272-8231 FAX 058-278-2610
河川事務所 木曽川下流	長良川サービスセンター・木曽三 川公園センター・アクアワールド 水郷パークセンター	岐阜県西濃保健所 生活衛生課	TEL 0584-73-1111
	東海広場・船頭平河川公園	愛知県津島保健所 環境・食品安 全課環境指導グループ	TEL 0567-26-4137
	カルチャビレジ	三重県桑名保健福祉事務所 保健衛生室(食の安全・安心監視課)	TEL 0594-24-3619

確認調査で用意するもの

- 場所を確認、図示するための施設配置図
- 携帯電話
- スケール・筆記用具
- 火炎放射具(小型バーナー)

確認調査に必要なものは他に下記のものが必要と考えられます。

軍手、カメラ、採取ネット、トレー、ルーペ、ピンセット、手鏡、スクリュー管、標本液(低アルコール等)

※生きたものは、保管・運搬禁止

防除で用意するもの

- 火炎放射具
(小型バーナー)



- 手鏡



- バール



- 軍手



素手でさわらない限り咬まれることはない!

- 一般家庭用殺虫剤
(ピレスロイド系殺虫剤)



利用者に対する注意喚起

- セアカゴケグモが発見された場所には確認と駆除の告知と、咬まれた時の対応を知らせる注意喚起看板を設置する。
- 発見されていない箇所にも発見された場所を示し、念のための注意喚起の看板を設置する。見つけたら素手でさわらないことや、咬まれた時の対応も同様に明示すると共に、「お知らせ」チラシを配布する。

側溝

目視確認
可視部・グレーチング存置

生息確認

側溝内火炎放射駆除
グレーチング存置



<写真-1>

作業: 目視確認状況

概要: 巣及び固体可視部の確認

撮影: 木曾三川公園センター第一駐車場

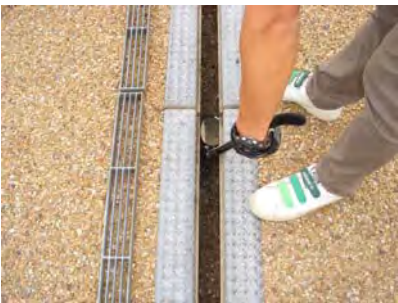


<写真-2>

作業: グレーチング火炎放射駆除

撮影: 木曾三川公園センター第一駐車場

目視確認
不可視部・グレーチング撤去



<写真-3>

作業: 目視確認状況

概要: 手鏡による不可視部の確認(接写)

撮影: 木曾三川公園センター第一駐車場



<写真-4>

作業: 側溝内火炎放射駆除

撮影: 木曾三川公園センター第一駐車場

生息確認

側溝内火炎放射駆除
グレーチング撤去

木 柵

一般家庭用殺虫剤局所噴霧
背割り部等空隙箇所



<写真—1>

施設: 丸太杭(自然木)
状況: 自然木の特性上「背割り」が必ず施されている
撮影: 東海広場右岸河川敷駐車場付近



<写真—2>

作業: 一般家庭用殺虫剤局所噴霧
撮影: 東海広場右岸河川敷駐車場付近

【ピレスロイド系殺虫剤】ピレスロイドは、除虫菊に含まれるピレトリンと呼ばれる天然殺虫成分を真似た人造成化合物。香取線香や家庭用殺虫剤の成分として使われている。人間やその他の哺乳動物・鳥には最も毒性が弱い殺虫剤として使用されている。



局所から移動する生息生物の有無の確認
(1分)



<写真—3>

作業: 局所から移動する生息生物の有無の確認
撮影: 東海広場右岸河川敷駐車場付近

※セアカゴケグモ (オス・メス) 及び卵の個数を把握する

3. セアカゴケグモに咬まれたら

セアカゴケグモに咬まれた時の対処法



- 患部を流水で洗い流し冷やす
- ↓
- 患部を冷やしながら病院へ直行！この時加害生物(セアカゴケグモ)も持参する。
- ↓
- 全身症状が現れた場合はセアカゴケグモ抗毒素血清を注射
(局所症状だけならば注射の必要はありません)

【局所症状】・咬まれた直後は局所の痛みはほとんどない。刺し口が一つ、または二つ見つかる場合がある。

- ・通常、咬まれてから5～60分の間で局所痛が現れ、次第に痛みが増強する。
- ・時間と共に痛みが四肢全体に広がる。(30分から数時間のうち)
- ・局所の発汗、しばしば熱感、搔痒感も伴う。主には痛みを伴う。

【全身症状】・全身症状を示す者はごく一部。

- ・一般には徐々に症状が進行し、12時間以上かかって全身症状を示す。
- ・重症になるのは小児、高齢者、虚弱体質の者。
- ・主要な全身症状は痛み。他に、嘔気、嘔吐、発熱、不眠症、めまい、頭痛、全身の発疹、高血圧、下痢、喀血、呼吸困難、重度の開口障害等。

※治療の際に重要なことは、セアカゴケグモに咬まれたかどうかの確認です。

— セアカゴケグモ抗毒素血清保管医療機関 —

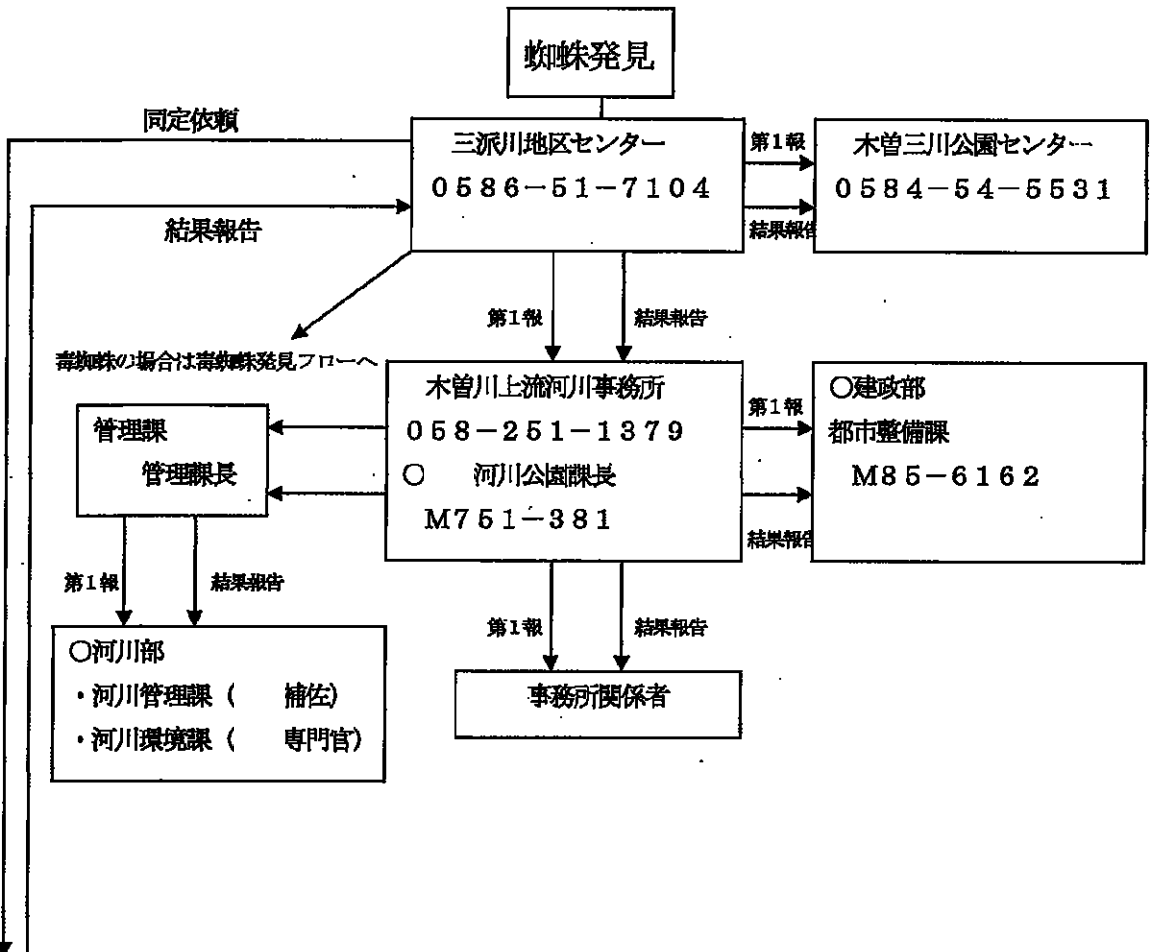
国立感染症研究所	03-5285-1111
三重県立総合医療センター	0593-45-2321
大阪府立病院	06-692-1201
沖縄県立中部病院	098-973-4111

4. 関係機関との連携

平日：セアカゴケグモらしき生物発見時の木曾川上流河川事務所の体制

○指示系統図

★「セアカゴケグモ」らしき生物発見の場合

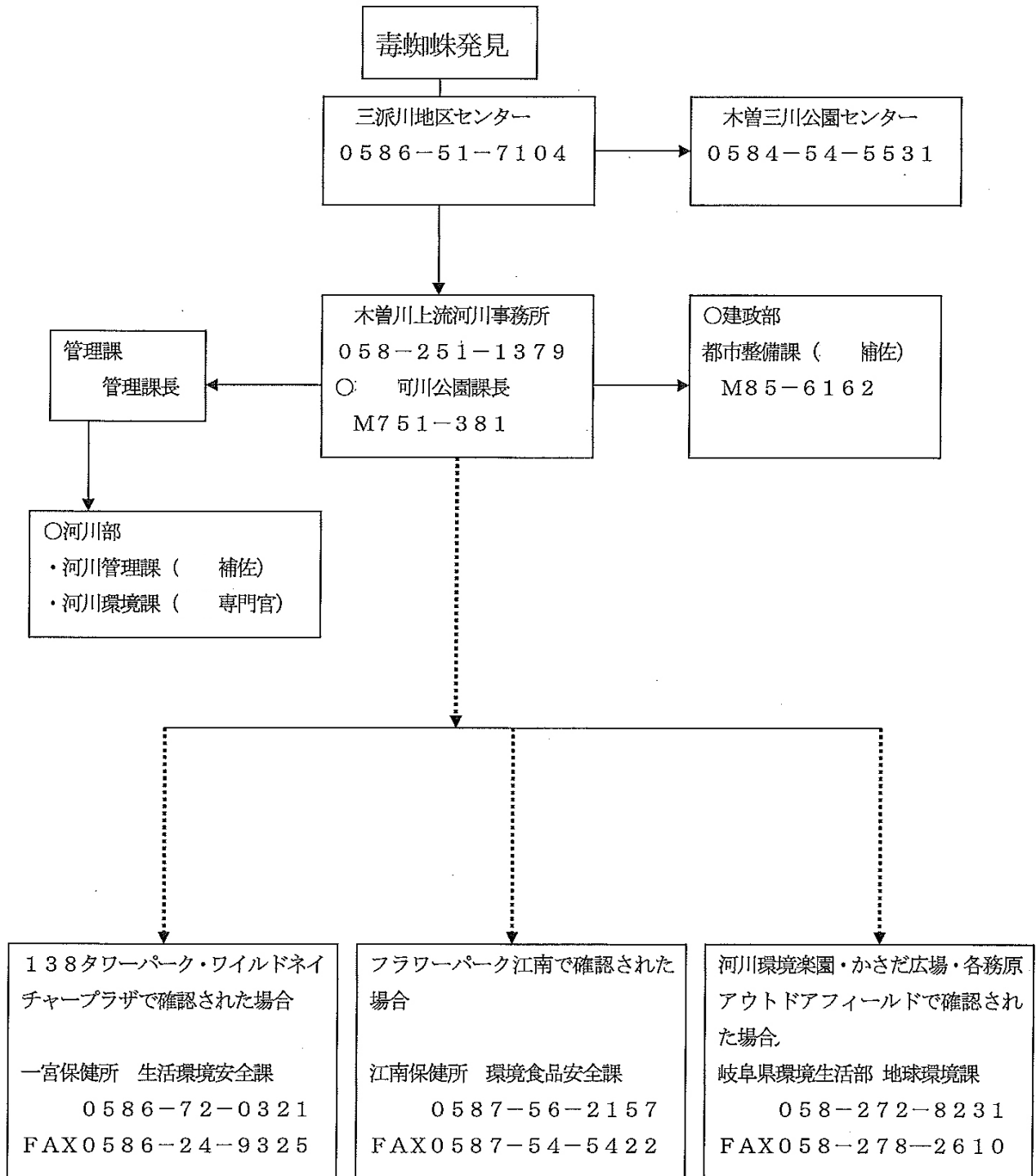


<p>138タワーパーク・ワイルドネイ チャープラザで確認された場合</p> <p>一宮保健所 生活環境安全課 0586-72-0321 FAX0586-24-9325</p>	<p>フラワーパーク江南で確認された 場合</p> <p>江南保健所 環境食品安全課 0587-56-2157 FAX0587-54-5422</p>	<p>河川環境楽園・かさだ広場・各務原 アウトドアフィールドで確認され た場合</p> <p>岐阜県環境生活部 地球環境課 058-272-8231 FAX058-278-2610</p>
--	---	--

平日：セアカゴケグモ対応の木曽川上流河川事務所の体制

○指示系統図

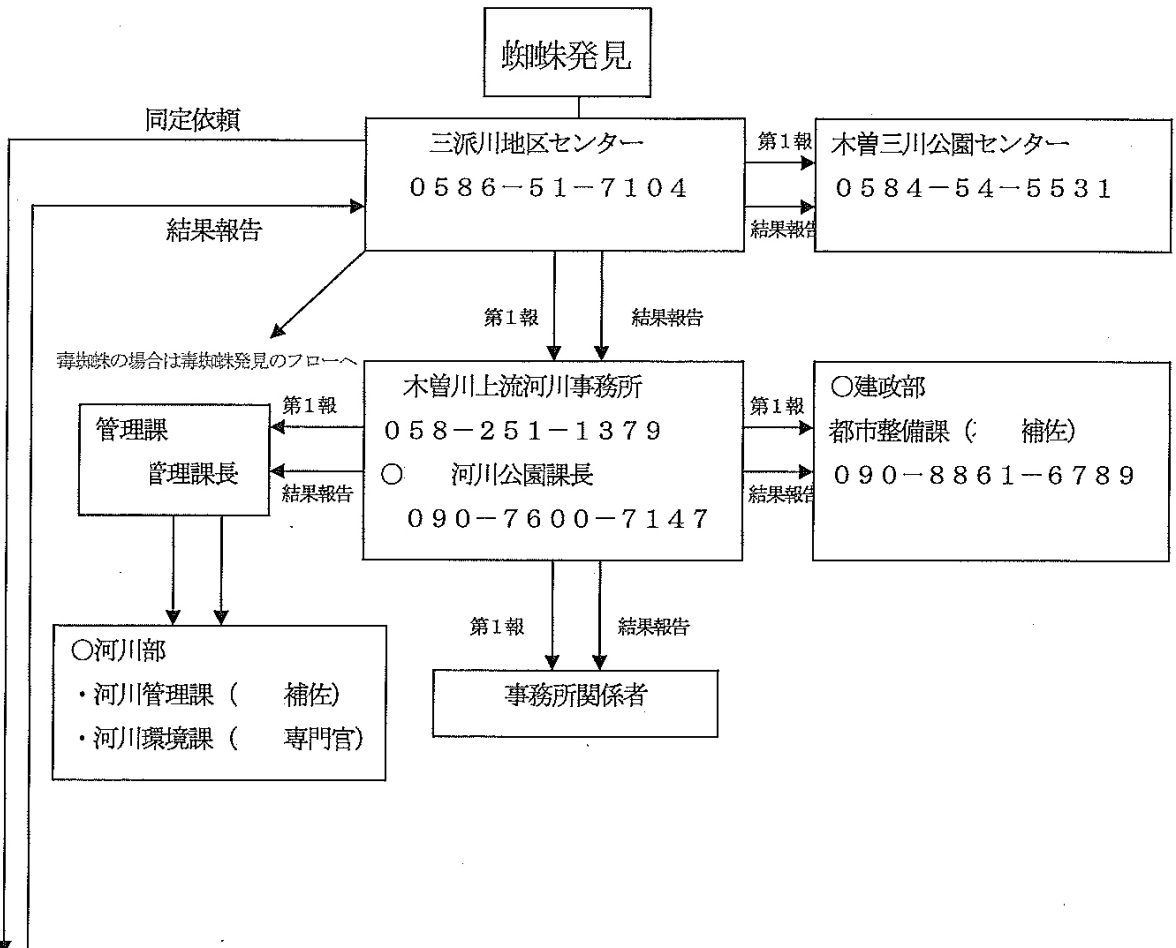
★特定外来生物「セアカゴケグモ」が発見の場合



休日：セアカゴケグモらしき生物発見時の木曽川上流河川事務所の体制

○指示系統図

★「セアカゴケグモ」らしき生物発見の場合

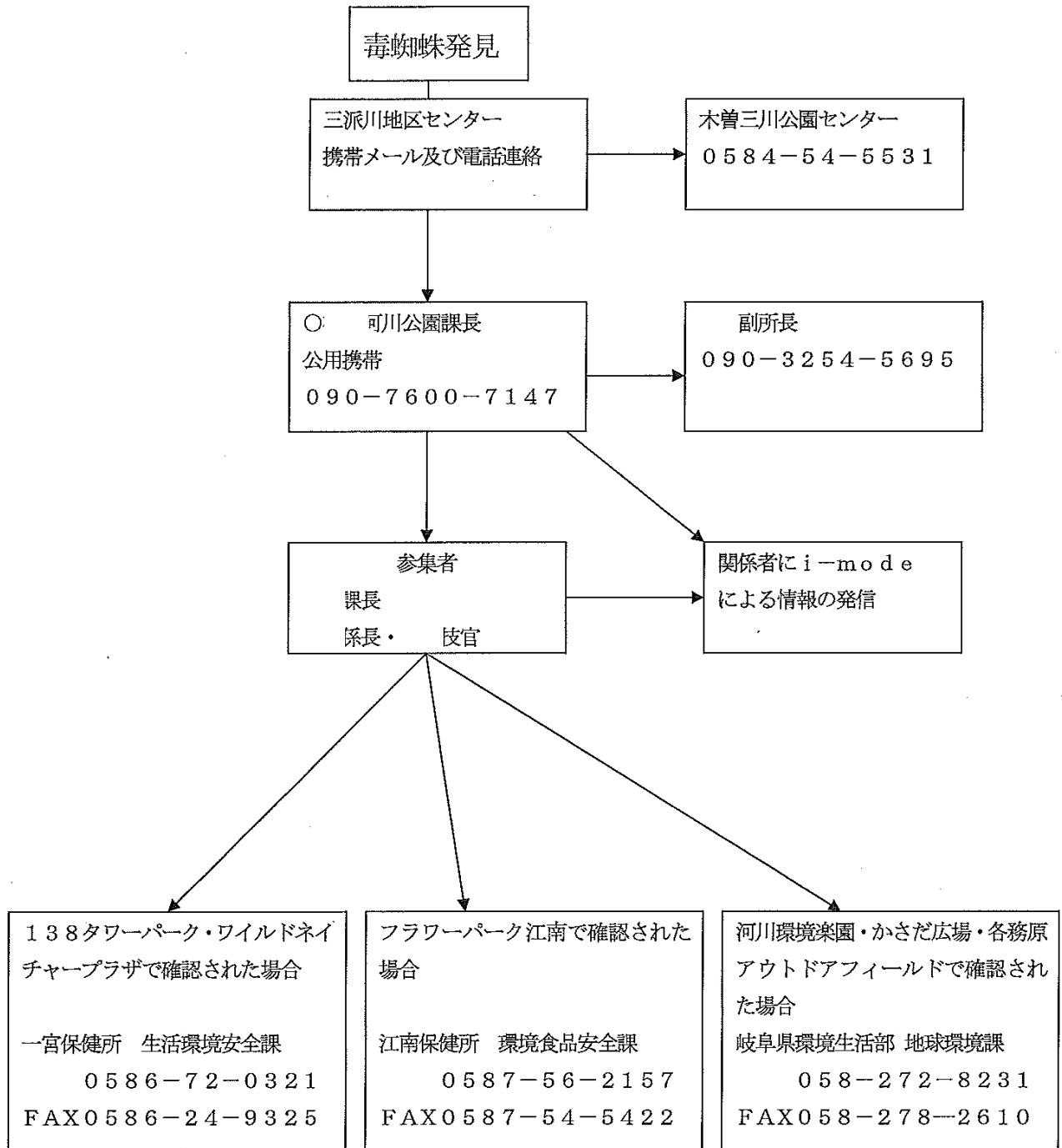


<p>138タワーパーク・ワイルドネイ チャープラザで確認された場合</p> <p>一宮保健所 生活環境安全課 0586-72-0321 FAX0586-24-9325</p>	<p>フラワーパーク江南で確認された 場合</p> <p>江南保健所 環境食品安全課 0587-56-2157 FAX0587-54-5422</p>	<p>河川環境楽園・かさだ広場・各務原 アウトドアフィールドで確認され た場合</p> <p>岐阜県環境生活部 地球環境課 058-272-8231 FAX058-278-2610</p>
--	---	--

休日：セアカゴケグモ対応の体制

○指示系統図

★特定外来生物「セアカゴケグモ」が発見の場合



① 関係各位への情報共有(i-modelによる情報の発信)

CSパソコンのメール (Shurken2007) により発信

- ・事務所 (四役、管理課長)
- ・都市整備課
- ・河川部

★投げ込み資料の作成

ひな形に沿って作成

② 記者クラブへの投げ込み

配布先

1) 中部地方整備局記者クラブ

- ・整備局に担当者がいない場合

別紙一覧表に沿ってFAX (着信履歴で確認すること)

(木曾川下流: 品質管理課FAXのファンクションキー f7 が一斉発信)

(木曾川上流: 河川公園課FAXの「セアカゴケクモ」フォルダが一斉発信)

2) 三重県政記者クラブ

三重県担当: 県土整備部 総務課 (059-224-2762)

制作部広聴広報室報道グループ (059-224-2032)

三重県に担当課が不在の場合は、別紙一覧表に沿ってFAX

(着信履歴で確認すること)

(木曾川下流: 管理課FAXのファンクションキー f7 が一斉発信)

3) 岐阜県政記者クラブ

岐阜県担当: 岐阜県広報課 (058-272-1117、1115、1116)

岐阜県に担当課が不在の場合は、別紙一覧表に沿ってFAX

(電話で着信を確認すること)

(木曾川下流: 調査課FAXのファンクションキー f7 が一斉送信)

(木曾川上流: 河川公園課FAXの「セアカゴケクモ」フォルダが一斉発信)

4) 津島市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政記者クラブ

調査課のFAXで各記者クラブに一斉送信する (着信履歴で確認すること)

5) 名古屋市政記者クラブ、一宮日刊記者クラブ、各務原市政記者クラブ

担当課が不在の場合は、別紙一覧表に沿ってFAX (着信履歴で確認すること)

(木曾川上流: 河川公園課FAXの「セアカゴケクモ」フォルダが一斉発信)

③ 事務所ホームページへの投げ込み資料のアップ手順(上流、下流各自)

一宮日刊記者クラブ連絡表【7社＋広報室】

社名	支店	氏名	住所	電話	FAX
1 一宮市広報室		カワイ		0586-28-8100	0586-72-8753
2 朝日新聞	一宮支局	梶田 正 藤浦 大輔	桜2丁目6番3号	0586-71-7131	0586-71-7130
3 一宮タイムス社		高橋 一	大宮3丁目8番10号	0586-72-4708	0586-72-6548
4 NHK	小牧報道室	玉置 泰史	西春日井郡豊山町豊場殿 釜2 県営名古屋空港内	0568-28-4068	0568-29-0623
5 中部経済新聞	尾張支社	柴田 芳尚 倉科 信吾	栄2丁目14番29号 アステール一宮北館102号	0586-72-5003	0586-72-6823
6 中日新聞	一宮総局	林 寛子 上田寿行 小蔵 裕 出口有紀 ↓一宮市政担当↓ 柚木まり 藤原啓嗣	大江1丁目13番13号	0586-72-4545 0586-72-4546	0586-73-4426
7 毎日新聞	一宮支局	井上 章	朝日1丁目2番24号	0586-72-3606 0586-71-8100	0586-26-2282
8 読売新聞	一宮通信部	穴田 英	神山1丁目5番9号 ラ・プラージュ神山403	0586-43-7901	0586-43-7902

各務原市政記者クラブ連絡表【18社＋広報課】

	社名	支店	氏名	住所	電話	F A X
1	各務原市 秘書広報課		大熊		058-383-1111 (内線2100)	058-389-1234
2	岐阜新聞社	各務原支局	吉田 孝範	那加住吉町2-28 ホームスト平光	058-383-2220	058-383-2254
3		本社		岐阜市今小町10	058-264-1151	058-265-2769
4	中日新聞社	各務原通信部	松山 義明	那加楠町130-29	058-382-0552	058-371-6931
5		岐阜支社		岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル	058-265-0191	058-262-8706
6	朝日新聞社	岐阜総局	磯崎 浩志	岐阜市司町31	058-263-4125	058-262-6661
7	毎日新聞社	岐阜支局	宮田 正和	岐阜市美江寺町1-12	058-265-5533	058-262-5082
8	読売新聞社	岐阜支局	中村 和男	岐阜市加納新本町3-1 ス パッツオ2階	058-275-4166	058-276-9969
9	N H K	岐阜放送局	高崎 和弘	岐阜市京町2-3	058-265-8051	058-262-1267
10	C B C	岐阜支社	大嶽 昌哉	岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル7階	058-265-3131	058-263-7038
11	岐阜放送 (ぎふチャン)	本社	村瀬 正樹	岐阜市橋本町8-52 岐阜シティ・タワー43 4階	058-264-1185	058-264-2700

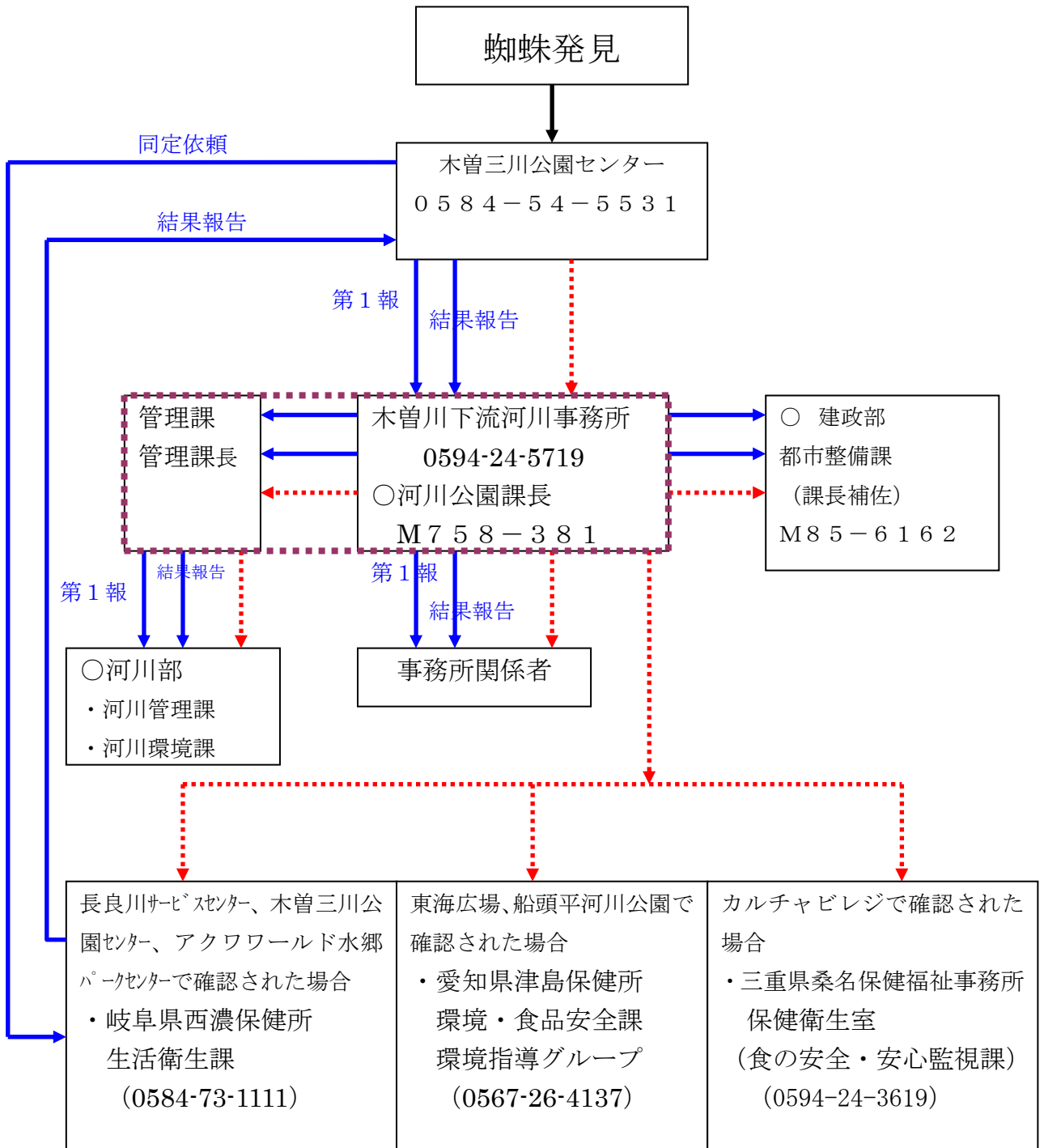
12	時事通信社	岐阜支局	オホマチ 大町	ナオヒサ 直永	岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル8階	058-262-9749	058-262-8930
13	共同通信社	岐阜支局	タケオカ 竹岡	ツム 勉	岐阜市今小町9	058-262-0316	058-266-8036
14	CCNet	愛岐局	オノデラ 小野寺	ケイ 圭	蘇原中央町3-1-1	058-375-3870	058-375-3871
15	名古屋テレビ (メ〜テレ)	岐阜支社	イケダ 池田	リンタロウ 林太郎	岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル	058-252-3116	058-252-3600
16		本社			名古屋市中区橋2-10-1	052-322-7135	052-331-1186
17	中京テレビ	岐阜支局	オオシマ 大島	ヨシヒサ 慶久	岐阜市吉野町6-6 リブラ21 3階	058-263-2221	058-263-6588
18		本社			名古屋市昭和区高峯町154	052-832-2216	052-832-9000
19	中部経済新聞社	岐阜支社	タケダ 竹田	ユリヨ ゆりこ	岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル8階	058-266-7576	058-262-6571

平日：セアカゴケグモ対応の木曾川下流河川事務所の体制

○指示系統図

★特定外来生物「セアカゴケグモ」の場合

★「セアカゴケグモ」らしき生物発見の場合

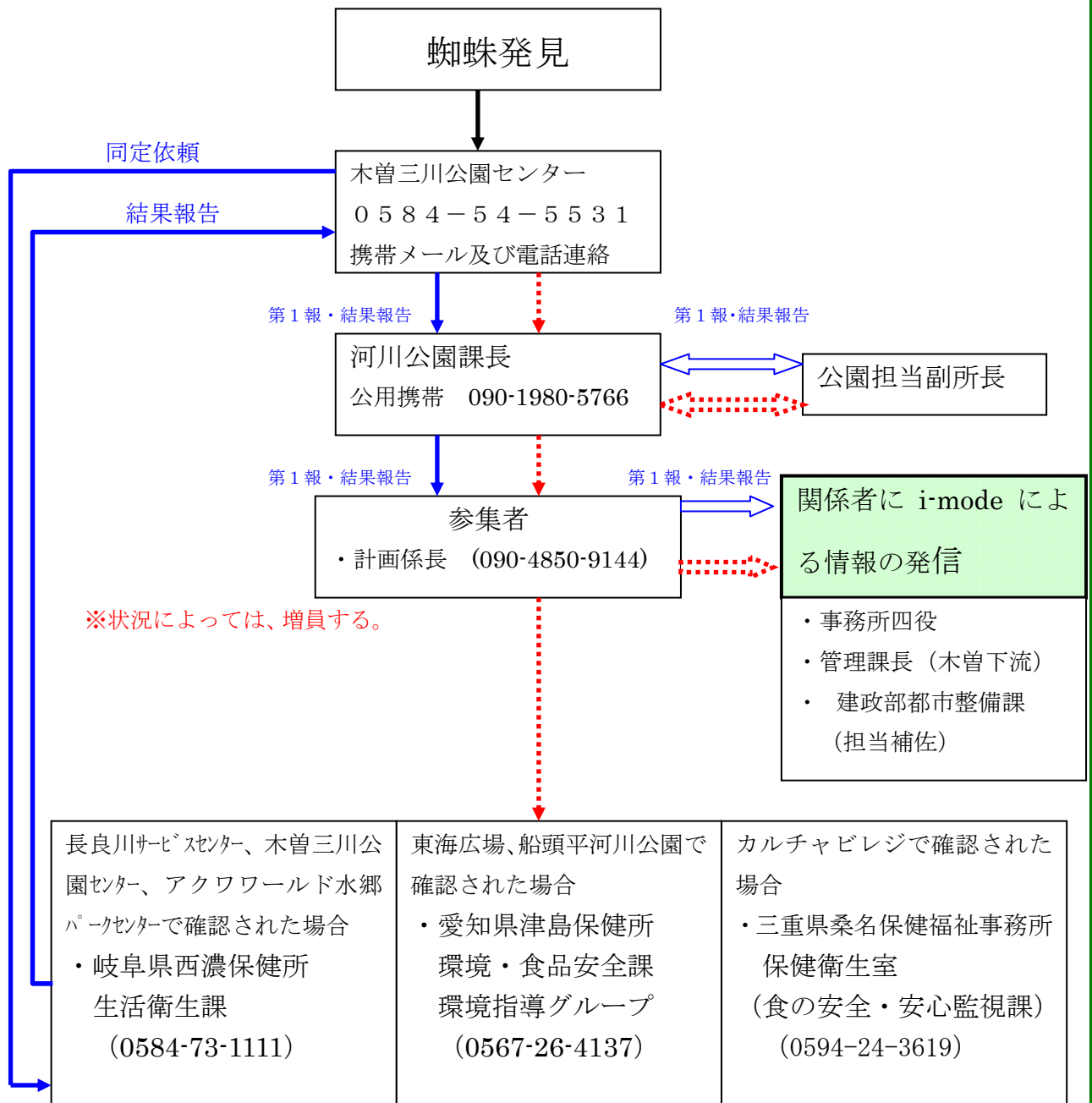


休日：セアカゴケグモ対応の木曾川下流河川事務所の体制

○指示系統図

★特定外来生物「セアカゴケグモ」の場合

★「セアカゴケグモ」らしき生物発見の場合



作業手順

①関係各位への情報共有（i-modeによる情報の発信）

C Sパソコンのメール（Shurken2007）により発信

- ・事務所（四役、管理課長）、
- ・都市整備課（公園調整官、担当補佐）
- ・河川部（河川管理課：担当補佐、河川環境課：担当補佐）

★投げ込み資料の作成 ひな形に沿って作成

②記者クラブへの投げ込み

資料のボリュームが多い場合等は、各県政クラブに持ち込みを原則とするが、緊急及び枚数（2枚程度）が少ないときは下記による。

配布先

- 1) 中部地方整備局記者クラブ
 - ・整備局の担当者が不在の場合
品質管理課FAXのファンクションキー f 7 で一斉発信
(着信履歴で確認すること)
- 2) 三重県政記者クラブ
三重県担当： 県土整備部 総務課 (059-224-2762)
(fax059-224-2415)
政策部広聴広報室報道グループ (059-224-2032)
 - ・三重県の担当課が不在の場合
管理課FAXのファンクションキー f 7 で一斉発信
(着信履歴で確認すること)
- 3) 岐阜県政記者クラブ
岐阜県担当： 岐阜県 広報課 (058-272-1117、1115, 1116) (fax058-278-2506)
 - ・岐阜県の担当課が不在の場合
調査課FAXのファンクションキー f 7 で一斉発信
(着信履歴で確認すること)
- 4) 津島市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政記者クラブ
調査課のFAXで各記者クラブに一斉送信する (着信履歴で確認すること)

③事務所ホームページへの投げ込み資料等のアップ

※セアカゴケグモが新たな地区で確認された場合等、状況に応じて記者投げ込みの実施

中部地方整備局記者クラブ(21社)

- 1 朝日新聞 名古屋本社
- 2 岐阜新聞 名古屋支社
- 3 共同通信社 名古屋支社
- 4 産経新聞社 中部総局
- ※5 信濃毎日新聞社 名古屋支社
- 6 時事通信社 名古屋支社
- 7 中京テレビ放送 (日本テレビ系)
- 8 中日新聞社
- 9 中部経済新聞社
- 10 中部日本放送(CBC)(TBS系)
- 11 テレビ愛知 (テレビ東京系)
- 12 東海テレビ放送 (フジテレビ系)
- 13 名古屋タイムズ社
- 14 名古屋テレビ放送(テレビ朝日系)
- 15 日刊工業新聞社 名古屋支社
- 16 日本経済新聞社 名古屋支社
- ※17 フジサンケイビジネスアイ 中部総局
- 18 日本放送協会(NHK) 名古屋放送局
- 19 東愛知新聞社 名古屋総局
- 20 毎日新聞 中部本社
- 21 読売新聞 中部支社

(参考) 愛知県政記者クラブ

- 1 日本経済新聞社 名古屋支社
- 2 毎日新聞 中部本社
- 3 中部日本放送(CBC)(TBS系)
- 4 東海テレビ放送 (フジテレビ系)
- 5 テレビ愛知 (テレビ東京系)
- 6 中京テレビ放送 (日本テレビ系)
- 7 朝日新聞 名古屋本社
- 8 産経新聞社 中部総局
- 9 中日新聞社
- 10 中部経済新聞社
- 11 時事通信社 名古屋支社
- 12 日本放送協会(NHK) 名古屋放送局
- 13 名古屋テレビ放送(テレビ朝日系)
- 14 東愛知新聞社 名古屋総局
- 15 共同通信社 名古屋支社
- 16 名古屋タイムズ社
- 17 読売新聞 中部支社
- 18 日刊工業新聞社 名古屋支社
- 19 伊勢新聞社
- 20 岐阜新聞 名古屋支社

専門紙記者会

- 1 建通新聞社 中部支社
- 2 日刊建設工業新聞社 名古屋支社
- 3 日刊建設通信新聞社 中部支社
- 4 日刊建設産業新聞社 中部支局

(注1) 配布資料については、加盟記者が愛知県政記者クラブに常駐しているため、愛知県政記者クラブにも配布。

※印は、愛知県政と重複しない報道機関。

(注2) 配布部数は県政クラブ+整備局クラブ+専門紙+事務局 で44部。

(注:伊勢新聞にも配布)

三重県政記者クラブ

平成 20 年 4 月 1 日現在

No.	社 名	TEL	FAX
1	伊勢新聞 本社	059-224-0005	059-226-4822
2	朝日新聞 津支局	059-228-4141	059-224-4817
3	毎日新聞 津支局	059-226-2211	059-225-7081
4	中日新聞 三重総局	059-228-2121	059-225-6213
5	読売新聞 津支局	059-225-4321	059-223-0238
6	産経新聞 津支局	059-228-0381	059-221-1589
7	中部経済新聞社 三重支社	059-228-2545	059-225-6777
8	共同通信 津支局	059-226-2278	059-225-3970
9	時事通信 津支局	059-228-2853	059-228-0443
10	日刊工業新聞社 三重支局	059-227-5261	059-227-5262
11	日本経済新聞 津支局	059-228-3365	059-226-2753
12	NHK 津放送局	059-229-3010	059-225-1327
13	CBC 三重支社	059-226-5177	059-226-5178
	夜間・休日(本社)	052-259-1367	052-259-1368
14	東海テレビ 三重支局	059-226-1009	059-226-1010
	夜間・休日(本社)	052-951-2511	052-971-8630
15	名古屋テレビ 三重支社	059-227-9131	059-226-1796
	夜間・休日(本社)	052-331-8111	052-331-1186
16	中京テレビ 三重支局	059-224-1831	059-228-8872
	夜間・休日(本社)	052-832-3311	052-832-9000
17	三重テレビ 本社	059-226-1133	059-228-9334
18	三重エフエム放送 本社	059-225-5533	059-227-1890
19	夕刊三重 本社	0598-21-6113	0598-21-9482

※2段書きになっているテレビ局は、休日・夜間の場合には下段(本社)となる。

岐阜県政記者クラブ

No.	社名	TEL	FAX
1	岐阜新聞社	058-264-1151	058-265-2769
2	岐阜放送	058-264-1181	058-264-2700
3	中日新聞社 (支社)	058-265-0191	058-262-8706
4	毎日新聞社 (支局)	058-265-5533	058-262-5082
5	朝日新聞社 (総局)	058-263-4125	058-262-6661
6	読売新聞社 (支局)	058-275-4166	058-276-9969
7	中部経済新聞社 (支社)	058-266-7576	058-262-6571
8	日本経済新聞社 (支局)	058-262-4847	058-266-6147
9	産経新聞社 (支局)	058-265-8151	058-265-8152
10	NHK岐阜放送局 (支局)	058-264-4611	058-262-1267
11	中部日本放送 (支社)	058-265-3131	058-264-8571
12	東海テレビ放送 (支局)	058-264-0798	058-265-2290
13	名古屋テレビ放送 (支局)	058-252-3116	058-252-3600
14	日刊工業新聞社 (支局)	058-273-8841	058-273-8842
15	日本工業新聞社 (支局)	058-266-6591	052-582-0518
16	時事通信社 (支局)	058-262-9749	058-262-8930
17	共同通信社 (支局)	058-262-0316	058-266-8036
18	中京テレビ放送 (支局)	058-263-2221	058-263-6588

時間外緊急記者投げ込み先一覧表

H 2 0 . 6 . 1 0 現在

(投げ込み方法)

- 1、事業対策官名の送付文を添付して、各報道機関へ直接FAX送信する。
- 2、投げ込み資料を各市役所の窓口にも1部送付しておくこと。
(対策官名の送付文を添付して)

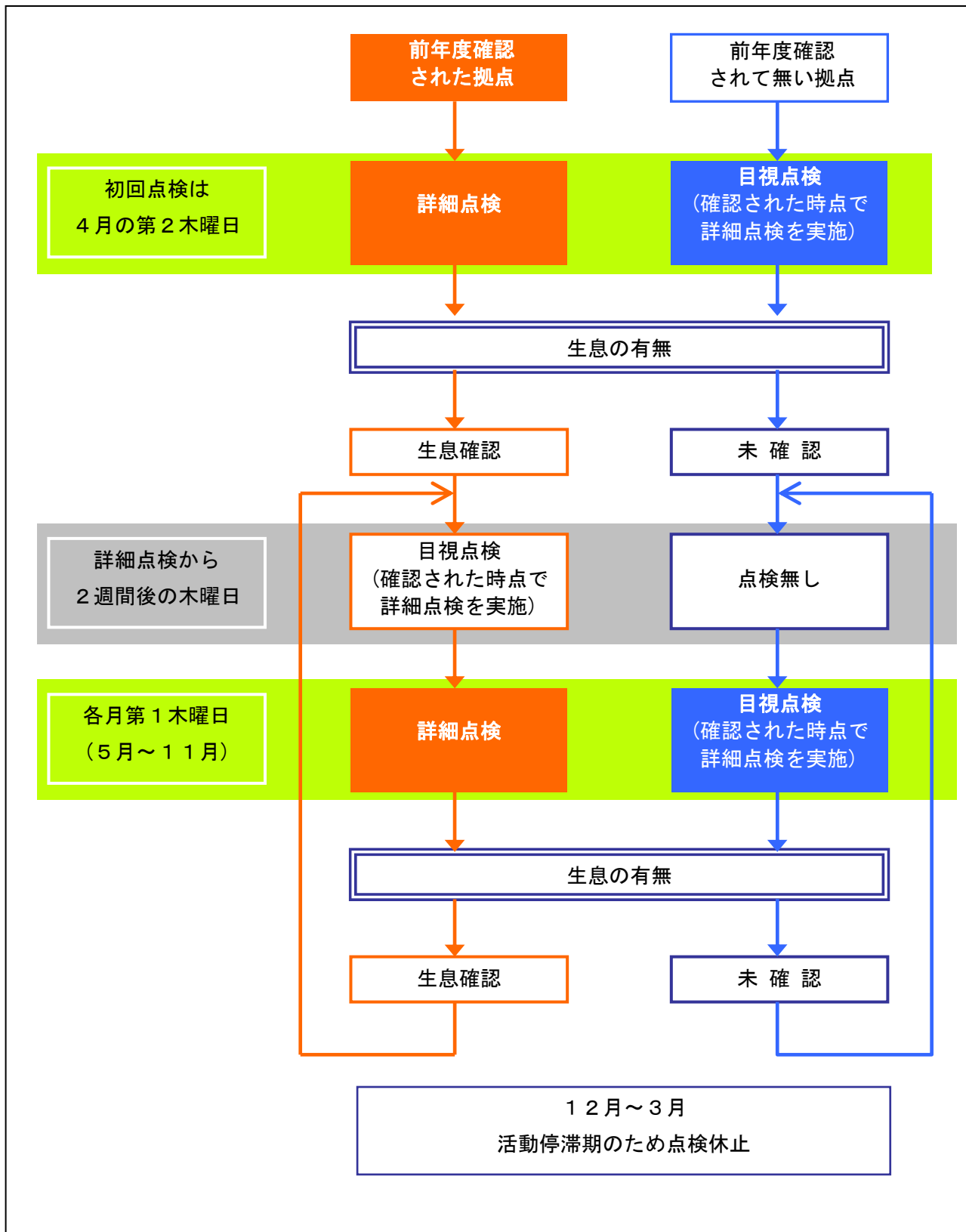
	投げ込み先		担当者	電話番号・FAX
窓口	桑名記者クラブ	桑名市役所広報聴室	室長	TEL 0594-24-1103 FAX 0594-24-1360:クラブ
クラブ室及各社の番号	桑名記者クラブ	中日新聞社桑名通信局	境田 未緒	TEL 0594-22-0235 FAX 0594-23-6771 又は 0593-53-7239
		読売新聞社四日市支局	南条 哲治	TEL 0593-52-6685 FAX 0593-51-8738 又は 059-223-0238
		毎日新聞社四日市支局 (桑名通信局)	澤木 繁夫	TEL 0593-53-6451 (0594-22-3350) ←ここに確認 FAX 0593-59-2065 (0594-24-1400) ←ここに送る
		伊勢新聞社北勢総局長	竹本 剛	TEL 0593-52-2084 幹事 FAX 0593-52-4869 又は 059-226-3554
		朝日新聞社四日市支局	相原 亮	TEL 0593-52-7181 FAX 0593-52-7184
		NHK 津放送局	小嶋 章史	TEL 0593-53-3351 FAX 0593-54-9371 又は 059-225-1327
		中部経済新聞社 四日市支局	春田 昭継	TEL 0593-54-6116 FAX (TELと兼用)
		大垣記者クラブ	大垣市役所企画部 秘書広報課広報係記者室	
クラブ室及び各社の番号	大垣記者クラブ	岐阜新聞社西濃支社	碓井 洋	TEL 0584-81-3330 FAX 0584-81-3382
		朝日新聞社大垣通信局	高岡 喜良	TEL 0584-81-3360 FAX 0584-81-3361
		毎日新聞社大垣通信部	子林 光和	TEL 0584-78-2290 FAX 0584-78-2391
		中日新聞社大垣支局	西原 敬二郎	TEL 0584-78-2030 FAX 0584-74-6460
		中部経済新聞社西濃支局	下司 範生	TEL 0584-75-1289 FAX 0584-75-1289
		NHK岐阜放送局	本澤 俊一	TEL 058-264-4620 FAX 058-262-1267
		読売新聞社大垣通信部	翠 洋司	TEL 0584-74-6161 幹事 FAX 0584-74-6001
		日刊工業新聞社岐阜支局	鈴木 慶太	TEL 058-273-8841 FAX 058-273-8842
		岐阜放送本社	村瀬 正樹	TEL 058-264-1181 →報道部へ FAX 058-262-7192 まわしてもら
		津島記者クラブ	津島市役所広報課	
クラブ室及び各社の番号	津島記者クラブ	中日新聞社津島通信局	逢沢 哲明	TEL 0567-28-2157 幹事 FAX 0567-28-2158
		中日新聞社蟹江通信部	上田 寿行	TEL 05679-5-3022 FAX 05679-5-3000
		朝日新聞社津島支局	奥野 三郎	TEL 0567-26-2334 FAX 0567-24-7535
		毎日新聞社津島駐在	花井 武人	TEL 052-352-2055 →使われてない FAX " →送れない
		読売新聞社一宮通信部	中村 和男	TEL 0586-43-7901 FAX 0586-43-7902
		西尾張シーエーティヴィ(株)	山田 達也	TEL 0567-25-8561 FAX 0567-25-8560

注) 大垣記者クラブ H18. 3. 1 現在

5. セアカゴケグモ確認点検

モニタリングの考え方

個体の生息推移を監視しつつ、当面の間以下に示す点検を行う。



セアカゴケグモ確認拠点における点検

- 【個体確認地】 ●東海広場(愛知県愛西市)
●木曾三川公園センター第一駐車場(岐阜県海津市長良川右岸)
点検対象:セアカゴケグモ発見構造物(側溝・集水桝・セフティーコーン等)

目視点検

発見箇所を主体とした目視点検

「卵は、産みつけられてから、13～15日で卵からかえる。」とあることから、2週間に1回の点検で、監視が可能と考えられる。尚、当日の目視点検でセアカゴケグモ及び卵のうが確認された時点で、確認された拠点地区は詳細点検に切り替え実施する。作業内容は、発見箇所及び類似構造物等の目視点検で、グレーチング上から点検を行い、クモの巣がある部分については、当該箇所のグレーチングを外し点検を実施する。

詳細点検

発見箇所の詳細点検及び類似構造物等目視点検

「成熟したメスは、25～30日ごとに卵を産む。」とあることから、概ね1ヶ月に1回の点検を実施する。作業内容は、グレーチング等を撤去し、不可視部分の目視点検も実施する。

セアカゴケグモ未確認拠点における点検

目視点検

類似構造物等目視点検

駆除: 個体を確認した際は、確認箇所周辺において火炎放射駆除を実施。
点検休止: 個体の活動が鈍くなると思われる12月から翌年の3月の間は点検を休止する。

【参考】 卵からかえったメスは、60日～325日、平均で約4ヶ月で成熟する。オスは、37～167日、平均で約90日で成熟する。メスは2～3年生き、オスは6～7ヶ月である。食物無しでクモは、平均して約100日生存し、一番早く死んだのは36日、最も長く生きたのは7ヶ月であった。(参考文献:大阪府四條綴保健所HP 公開情報 オーストラリアの資料による)

個体発見箇所における施設管理対応について

① 駐車場部からの個体の拡散防止のための車両駐車規制の実施

- ・ 車両移動による個体の拡散防止のため、生息が確認された駐車場への駐車制限を行う。

② 草地部における、草丈調整による個体の生息環境の抑制

- ・ 草丈を短くするよう刈り込むことにより個体の生息環境を抑制する。
(東海広場および木曾三川公園センター第一駐車場における芝刈は、概ね5cmを目途に除草回数の変更によりコントロールを行う。)

注意喚起看板

■ 発見された箇所の看板



■ 発見されていない箇所の看板

上下流共通版

お知らせ

国営木曾三川公園東海広場(愛知県愛西市)・木曾三川公園センター第1駐車場(岐阜県海津市)の側溝等において、セアカゴケグモを確認しました。このエリアでは確認されておりませんが、念のためご注意ください。

見つけたら素手でつかまない! さわらない!

セアカゴケグモ 巣の張り方は不規則で立体的です。

上流事務所版

セアカゴケグモに咬まれた時は

・もし、クモに咬まれたら…

・患部を流水で洗い、冷やしてください。

・患部を冷やしながらか、すぐに病院へ行きましょう。
※病院には咬んだクモを持参すると適切な治療につながります。

咬まれた時の症状

- ・はじめはチクリと針で刺したような痛みを感じます。
- ・やがて咬まれた部分のまわりが腫れ、赤くなります。(腫みは次第に全身に広がることもあります。)
- ・悪化すると全身症状(吐き気・さむけ等)が現れることもあります。
- ・通常、数日から数ヶ月で回復する例が多いです。

見つけたら素手でつかまない! さわらない!

発見した場合、右記事務所に連絡してください。 **木曾川上流河川事務所**
電話 058-251-1321(代)

下流事務所版

セアカゴケグモに咬まれた時は

・もし、クモに咬まれたら…

・患部を流水で洗い、冷やしてください。

・患部を冷やしながらか、すぐに病院へ行きましょう。
※病院には咬んだクモを持参すると適切な治療につながります。

咬まれた時の症状

- ・はじめはチクリと針で刺したような痛みを感じます。
- ・やがて咬まれた部分のまわりが腫れ、赤くなります。(腫みは次第に全身に広がることもあります。)
- ・悪化すると全身症状(吐き気・さむけ等)が現れることもあります。
- ・通常、数日から数ヶ月で回復する例が多いです。

見つけたら素手でつかまない! さわらない!

発見した場合、右記事務所に連絡してください。 **木曾川下流河川事務所**
電話 0594-24-5711(代)

資料編

平成 20 年度 点検等実績

●セアカゴケグモ点検等

	生態	対策	発見拠点		未確認拠点		ビラ	看板	セーフティローン	記者発表
			目視点検	詳細点検	目視点検	通常巡視				
5月	22日	「セアカゴケグモ」確認 バーナー								
	23日									
	24日									
	25日				○					
	26日				○					
	27日				○					
	28日				○					
	29日				○					
	30日				○					
	31日				○					
6月	1日			○						
	2日		○							
	3日		○							
	4日		○							
	5日		○							
	6日	バーナー		○					◎1報	
	7日	バーナー		○	○				◎2報	
	8日	バーナー		○	○				◎3報	
	9日	バーナー		○					◎4報	
	10日	バーナー		○					◎5報	
	11日	大型バーナー		○	○				◎6報	
	12日		○							
	13日		○							
	14日		○							
	15日		○							
	16日		○							
	17日		○							
	18日		○							
	19日	大型バーナー		○	○				◎8報	
	20日		○							
	21日		○							
	22日		○							
	23日		○							
	24日		○							
	25日		○							
	26日		○							
	27日	大型バーナー		○					◎9報	
7月	3日	大発生時期		○	○	毎日		毎日	毎日	
	10日			○						
	17日									
	24日			○						
	31日									
8月	7日	(大型バーナー)	○	○						
	14日									
	21日		○							
	28日									
9月	4日	(大型バーナー)	○	○						
	11日									
	18日		○							
	25日									
10月	2日	(大型バーナー)		○	○					
	9日									
	16日		○							
	23日									
	30日	(大型バーナー)		○	○					
11月	6日		○							
	13日									
	20日									
	27日	(大型バーナー)		○	○					
12月	4日	活動停滞時期 12月 3月								
	11日									
	18日									
	25日									
1月	1日									
	8日									
	15日									
	22日									
	29日									
2月	5日									
	12日									
	19日									
	26日									
3月	5日									
	12日									
	19日									
	26日									
4月	3日	(大型バーナー)		○	○					
	10日									
	17日									
	24日									
5月	1日									

※(大型バーナー)は、状況に応じて使用判断する。
 ※点検については、状況に応じて実施頻度を随時見直す。
 ※記者発表は、新たな拠点で、発見された場合に実施する。

国営木曾三川公園における事故対応

木曾川上流河川事務所
木曾川下流河川事務所

国営木曾三川公園における事故対応について、下記のとおり定める。なお、事故報告には、都市公園における安全確保に関する事故報告と管理運営業務における事故報告の2系統あることに留意すること。

記

第1条 都市公園における安全確保に関する事故報告

公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある事故が起こった場合、または、30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合（事故種別Aの場合）には、受注者は、発注者に対し速やかに事故報告をするものとする。

※報告様式：国営木曾三川公園 事故情報記録（様式1，2）

別添「国営木曾三川公園における事故対応（事故種別A，B，C）」参照。

第2条 委託業務における事故報告（請負工事事故報告に準じるもの）

委託業務に関連し、死亡、負傷、営造物の損傷及び業務履行上の不正行為（以下「事故という」。）が発生した場合に、受注者は、発注者に対し、速やかに事故報告をするものとする。

※報告様式：事故速報（様式3）

事故発生報告書（様式4）

別添「国営木曾三川公園における委託業務事故連絡体制」参照。

(様式1)

国営木曾三川公園 事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	国営公園
所在地			
管理者	国土交通省		
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成・令和 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	令和 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	令和 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等)			
保護者等の見守 り状況			

(様式2)

当該施設の写真・図面

--	--	--

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考

--	--	--

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載すること)

国営木曾三川公園における安全確保に関する事故対応（事故種別A、B、C）

■事故種別：A

事故の程度

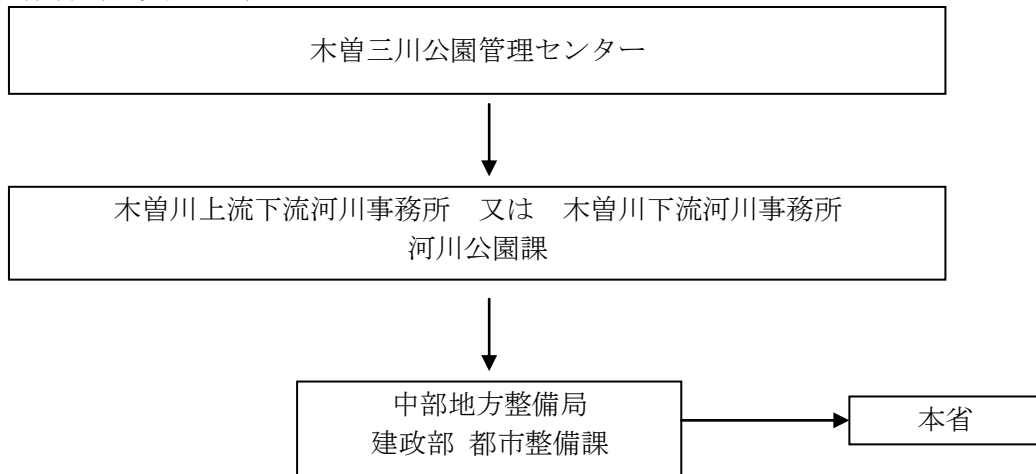
○人身との関わり

- ・ 30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合

○施設の設置・管理との関わり

- ・ 施設の設置又は管理について重大な瑕疵が予想されるもの（直ちに判断できないものを含む）

報告体制（事故種別A）



事故発生後の対応

(1) 事故報告

- ・ 電子メール等による事故報告（第1報）
- ・ 上記の報告体制に従い、迅速に「事故情報記録（国営木曾三川公園）」等にて報告する。
- ・ 上記の報告体制に従い、管理月報とともに、後日報告する。

(2) 施設の設置又は管理について重大な瑕疵が予想される場合

① 原因調査報告

- ・ 上記のうち、施設の設置又は管理について重大な瑕疵が予想されるものについて、管理センターは事故発生後、速やかに原因調査を行うものとし、調査終了時には、発生状況の詳細とその原因、及び再発防止対策（案）を添えて、各河川事務所の河川公園課に報告する。

② 事故調査委員会

- ・ 施設の設置又は管理について重大な瑕疵が予想される場合に開催する（河川事務所長の判断により、必要に応じて開催する）。
- ・ 事故調査委員会の参加者は以下のとおりとする。

河川事務所
木曾三川公園管理センター

事務所長、副所長（公園）、河川公園課長
総括責任者、三派川地区担当業務責任者、
その他関係業務責任者

- ・ 本調査委員会の目的は、事故の発生状況の詳細とその原因について確認すること、及び再発防止にむけて検討を行い、対策について方針を決定することである。

■事故種別：B

事故の程度

○人身との関わり

- ・ 管理センター又は三派川地区分室で処置後に病院に搬送されたもの
- ・ 管理センター又は三派川地区分室で処置後に病院で治療を受けたもののうち重傷（全治2週間以上）のもの（直ちに判断できないものを含む）

○施設の設置・管理との関わり

- ・ 施設の設置又は管理について瑕疵が予想されるもの（直ちに判断できないもの、被害者から施設又は管理状況に対し強いクレームがあるものを含む）
- ・ 施設等への被害が発生した場合

■事故種別：C

事故の程度

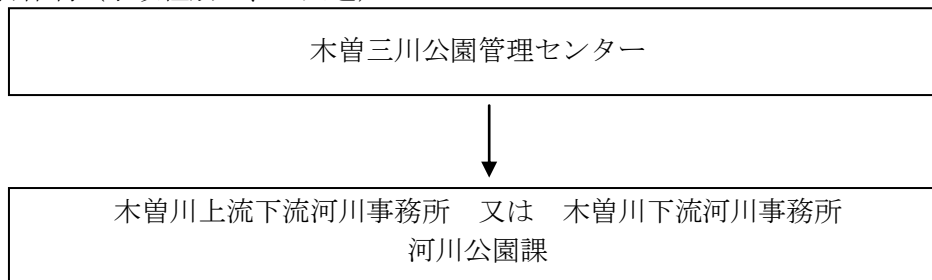
○人身との関わり

- ・ 種別A及びB以外で管理センター又は三派川地区分室で処置したもの。

○施設の設置・管理との関わり

- ・ 施設等に軽微な損傷が発生した場合（日常の維持管理業務の範囲内で修繕できるもの）

報告体制（事故種別B、C共通）



事故発生後の対応（事故種別B、C共通）

(1) 事故報告

- ・ 電子メール等による事故報告（第1報）
- ・ 上記の報告体制に従い、管理月報とともに、後日報告する。
- ・ なお、事故種別Cは、電子メール等による報告内容を踏まえ、河川事務所から指示があった場合には様式1、2にて報告する。

(様式3)

令和 年 月 日

殿

事務所名 _____

事 故 速 報

業 務 名							
事故発生日時		令和 年 月 日 () 時 分			天候		
事故発生場所							
工 期		自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日		請負金額	
委託者の名称					下請負人の名称		
委託者の住所					二次下請負人の名称		
事故の内容	人損事故	氏 名	年齢	性別	職 種	被 害 の 程 度	備考 (業者名等)
	物損事故						
事故の概略						(概略図)	
備考							

(様式4)

文 書 番 号
令和 年 月 日

中 部 地 方 整 備 局
木曾川〇〇河川事務所長 〇〇〇〇殿

受注者住所
氏 名 印

事 故 発 生 報 告 書

今般、下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

1. 事故発生の日時 令和 年 月 日 () 時 分頃 天候
2. 事故発生の場所
3. 事故発生の工事名
4. 請負金額
5. 工 期
6. 事故の概要
7. 被災の所属、氏名、生年月日、年齢
8. 被災者の雇用年月日
9. 被災者の住所及び本籍
10. 被災者の家族構成及び家族の年齢
11. 事故発生後の応急措置
12. 現認者の氏名及び現認の状況
13. 直接監督者の所見
14. 当日の監督体制及び通常監督体制
15. 本工事における安全管理対策
16. 通常における安全管理対策
17. 今後の対策
18. 関係機関（労働基準監督署、警察署）の所見
19. 施工体系図
20. その他

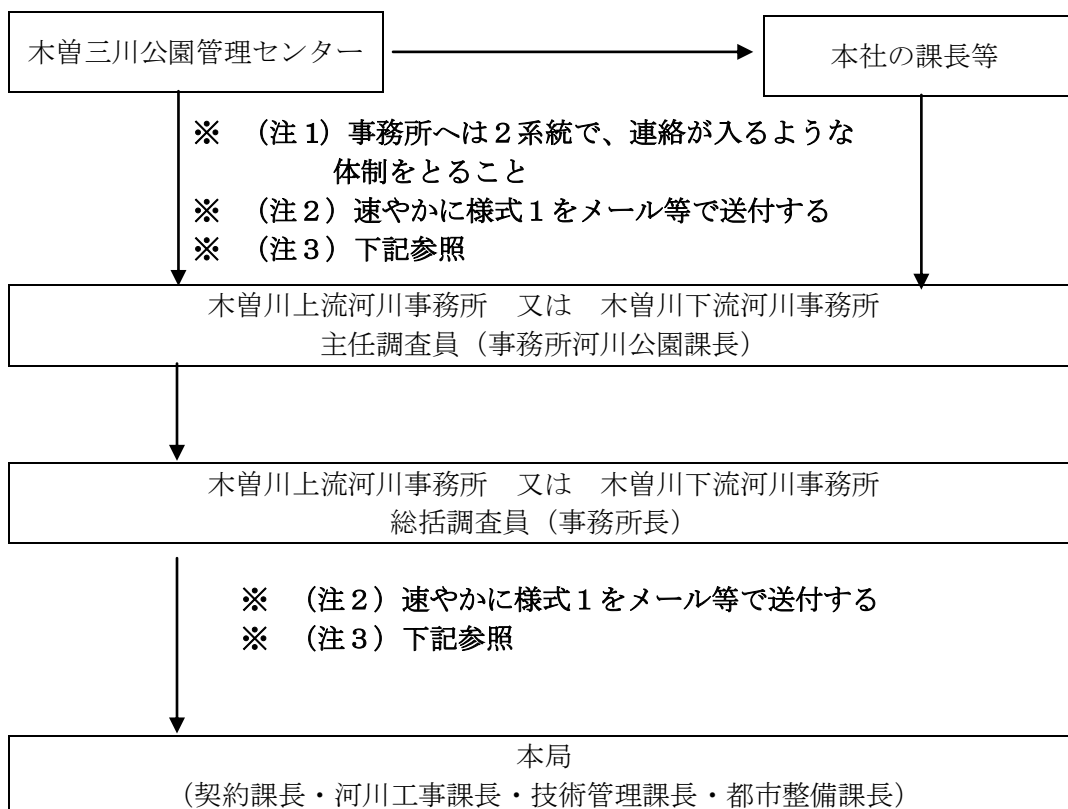
記入要領

- 6 について診断書を添付し、内容は詳細に記入するとともに事故写真を添付すること。
交通事故の場合は事故証明書を添付すること。
事故現場を見取り図にて図示すること。
- 1 1 について応急措置をとった場合はその事実を記入すること。
- 1 3 について必ず記入すること。
- 1 4 について図示するとともに当日の監督体制は時間をおって表示すること。
- 1 5 について当該工事における安全管理対策を記入すること。
- 1 6 について通常会社において定めている安全管理対策を記入すること。
- 1 9 について土木工事共通仕様書 1-1-13 の 2 に規定する施工体系図とし、当該事故
に關係する下請等の關係を太字等で明示すること。
- 2 0 について見舞金示談等判明できる範囲で記入すること。
なお、人身事故以外の場合は、7. から 1 0. までは記入の必要はない。

別添

国営木曾三川公園における委託業務事故連絡体制

下記の連絡体制で報告を行う。



※本社の課長等とは、委託者の本社、支社、支店、営業所の課長等

※ (注3)

事故の内容が重大で、社会的に影響があると判断した場合は（例：公衆に人身、物損を問わず重大な災害を与えた場合、工事関係者の死亡、重傷事故等）事故速報（様式1）での連絡以前に電話等で概要を速やかに連絡

行政相談、要望等対応

■相談・要望対応について

お客様からの行政相談、要望は、お客様が木曾三川公園に抱いている期待や願望である。

相談を避けるのではなく、逆に尊重して、誠実に対応することにより、公園への信頼が高まり、公園の再利用が期待できる。

■相談・要望の種類

1) モノ・サービスに関するもの

品質やサービスそのものに対するもの

2) 接客に関するもの

対応が悪い、不親切など 感情に関するもの

3) 情報に関するもの

情報の内容、職員の知識に関するもの

4) 金銭に関するもの

情報や接客とも関連するもの

5) システムに関するもの

受け取り、連絡などのシステムに関するもの

■相談・要望になりやすい状況（説明の仕方の大切さ）

1) お客様に選択権が無い

・喫煙者の方に 「ここでは吸えません」（相手に有無を言わず我慢させる）

↓

「ここでは吸えませんが、園内には喫煙所がございますのでそちらをご利用いただけますか」（相手に選択権を与える状況を作る）

2) お客様の期待を無視する

・「切手を下さい」というお客様に 「切手はありません」（相手の期待を無視する）

↓

「あいにく切手は置いていませんが、近くに郵便局がありますのでそちらでお求めください。」（相手の期待に応えようとしている）

■対応のポイント

対応時には相手が「聴いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要である。

<3Kの原則> 相手が「聴いていてくれている」と感じるような「反応を示す」ことが重要。

- 1) 共感する 同情ではなく、相手と同じところに立つということ。
- 2) 傾聴する 相手の話を評価・判断したりしないで白紙の状態で話を聴くことが大切。
- 3) 確認する お客様の言い分のポイントを整理・確認する。

※特に2・3は電話対応で重要

<三変の原則> 誠意ある対応をする前に、まず腹を立てているお客様に冷静になってもらうことが大切である。相手が冷静になるのを助ける効果的な方法として一般的に言われているのが、この「三変の原則」である。

- 1) 人を変える お互いの言い分を十分に聴いてから対応する人を（上司・責任者に）変える。
- 2) 時を変える 特に電話での対応は、時を変える方が効果的。
- 3) 場所を変える 応接室・別室等へ案内し、気持ちを落ち着けてもらう。

■対応時の注意事項







- ・議論しない
「お客様の言われているようなことはないと思います」という言い方は避けるべきである。自分が嘘をついていると思われていると感じたら、怒りはさらに難しい段階に入ってしまう。
- ・その場を早く収めようとしない
面倒くさがっている、早く終わらせたいと思っているとお客様が感じたら、新たな怒りを呼んでしまい、かえって早期解決が困難になってしまう。
- ・よくあることと逃げない
お客様の怒りが公園スタッフにとってあまりめずらしいことではない場合、つい、「それはよくあることで」と言ってしまうがちである。
- ・話の途中でさえぎらない
お客様の言い分が間違っていると感じても、途中で遮ってはいけぬ。全て聴いてからでも遅くはない。お客様は全て言ってしまうたいものなのである。

提供施設一覧表・位置図(建築物)

地区名	拠点	施設名	建築番号	種類	構造	単位	数量	面積(m ²)	機械警備
三派川地区	フラワーパーク江南	管理施設	1	事務所(管理棟)	鉄骨造	棟	1	518	●
		休憩施設	2	休憩所(クリスタルフラワー)	鉄骨造	棟	1	1,554	●
		管理施設	3	倉庫	鉄骨プレハブ	棟	1	225	
		管理施設	4	市民ハウス	木造	棟	1	49	
		管理施設	5	堆肥棟(コンポストセンター)	鉄骨造	棟	1	516	
	河川環境楽園 (木曾川水園)	教養施設	1	研修施設(自然発見館)	鉄骨造	棟	1	586	●
		教養施設	2	研修施設(新発見館)	木造	棟	1	406	●
		教養施設	3	研修施設(お天気工房)	鉄骨造	棟	1	34	
		管理施設	4	作業室(魚類管理棟)	鉄骨造	棟	1	50	
		管理施設	5	農家	木造	棟	1	86	
		休憩施設	6	茶屋	木造	棟	1	15	
		管理施設	7	小屋	木造	棟	2	18	
	138タワーパーク	管理施設	1	事務所(タワー)	鉄骨造	棟	1	1,385	●
		管理施設	2	事務所・休憩所(管理棟)	鉄骨造	棟	1	861	●
		管理施設	3	詰所	鉄骨造	棟	1	29	
		教養施設	4	自然体験施設	鉄骨造	棟	1	101	●
		管理施設	5	機械室	木造	棟	1	8	
管理施設		6	倉庫	鉄骨造	棟	2	105		
管理施設		7	車庫	鋼製プレハブ	棟	1	41		
中央水郷地区	ワイルドネイチャー プラザ	管理施設	1	管理詰所	木造	棟	1	19	
		管理施設	2	車庫	鋼製パネル	棟	1	33	
	長良川 サービスセンター	管理施設	1	センターハウス(A棟)	鉄骨造	棟	1	3,096	●
		管理施設	2	センターハウス(B棟)	鉄骨造	棟	1	2,387	●
		管理施設	3	判定塔	鉄筋コンクリート	棟	1	177	
	アクアワールド水郷 パークセンター	管理施設	1	管理棟	木造	棟	1	80	●
		修景施設	2	風車	鉄骨造	棟	1	36	
		教養施設	3	パークセンターホール	鉄筋コンクリート	棟	1	403	●
		教養施設	4	環境学習センター	鉄骨造	棟	1	199	●
		教養施設	5	環境学習棟	鉄骨造	棟	1	347	
		教養施設	6	交流サロン	木造	棟	1	230	●
		教養施設	7	パークパートナー棟	鉄骨造、木造	棟	6	1,436	
		管理施設	8	倉庫	鉄筋コンクリート、木造	棟	3	145	
	木曾三川公園 センター	管理施設	1	管理棟	鉄骨造	棟	1	918	●
		管理施設	2	大屋根	鉄骨造	棟	1	501	
		教養施設	3	水と緑の館	鉄筋コンクリート	棟	1	3,017	●
		教養施設	4	水屋(水屋)	木造	棟	1	86	●
		教養施設	5	水屋(母屋)	木造	棟	1	273	●
		教養施設	6	水屋(納屋)	木造	棟	1	62	●
		便益施設	7	ステージ	鉄骨造	棟	1	98	
管理施設		8	倉庫・車庫	鉄骨造	棟	1	203		
管理施設		9	ポンプ室	鉄筋コンクリート	棟	1	21		
船頭平河川公園	管理施設	1	ポンプ室	木造	棟	1	6		
カルチャービレッジ	運動施設	1	輪中ドーム(管理棟)	鉄筋コンクリート+鉄骨造	棟	1	6,780	●	
	管理施設	2	倉庫	プレハブ	棟	1	13		
河口地区	桑名七里の渡し公園	休憩施設	1	休憩所(予定)		棟	1	29	●

フラワーパーク江南
(三派川地区)

提供施設(建築物)位置図

凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	優待施設
	修景施設
	運動施設

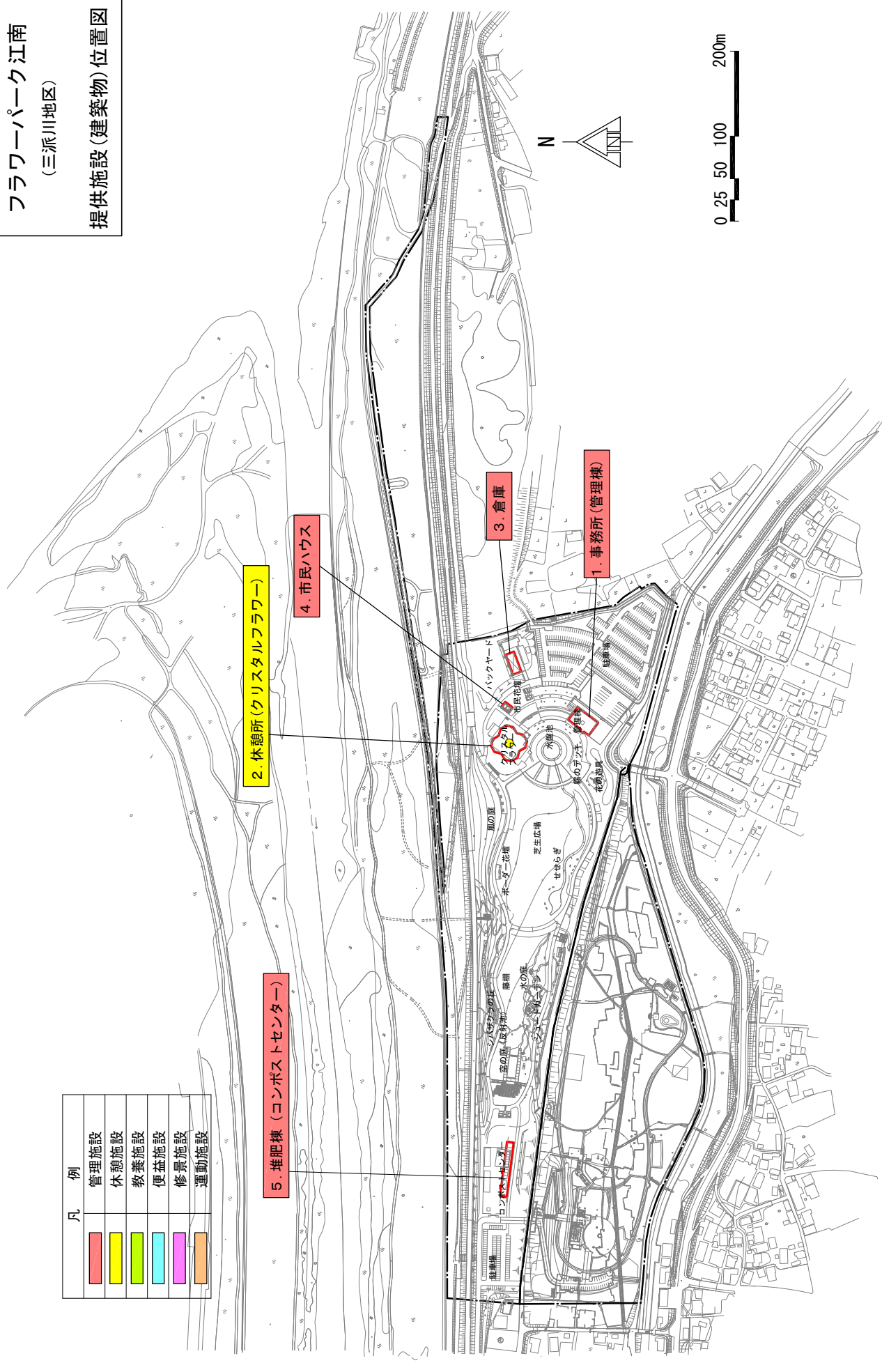
5. 堆肥棟 (コンポストセンター)

2. 休憩所(クリスタルフラワー)

4. 市民ハウス







3. 倉庫

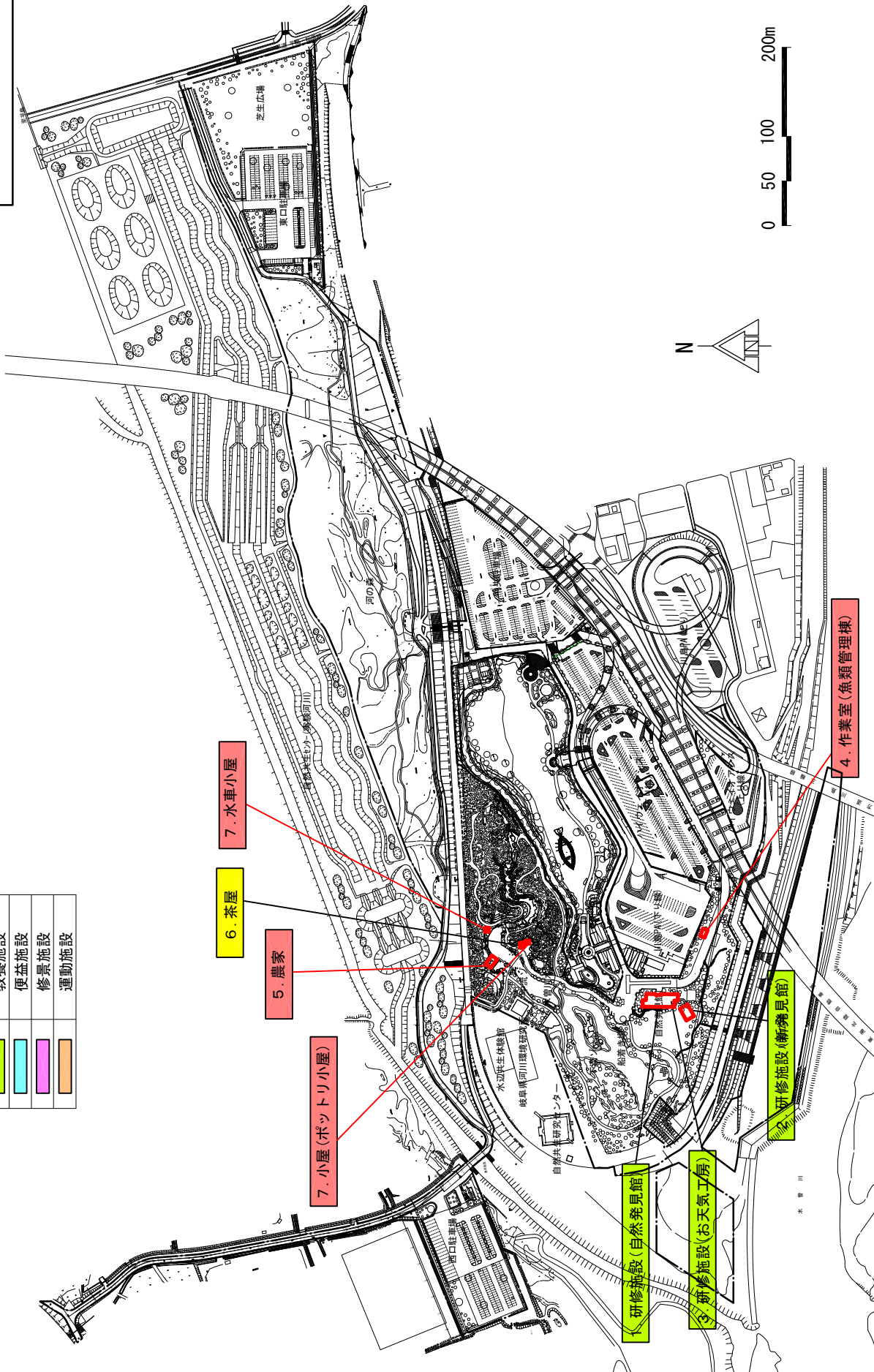
1. 事務所(管理棟)



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

提供施設(建築物)位置図

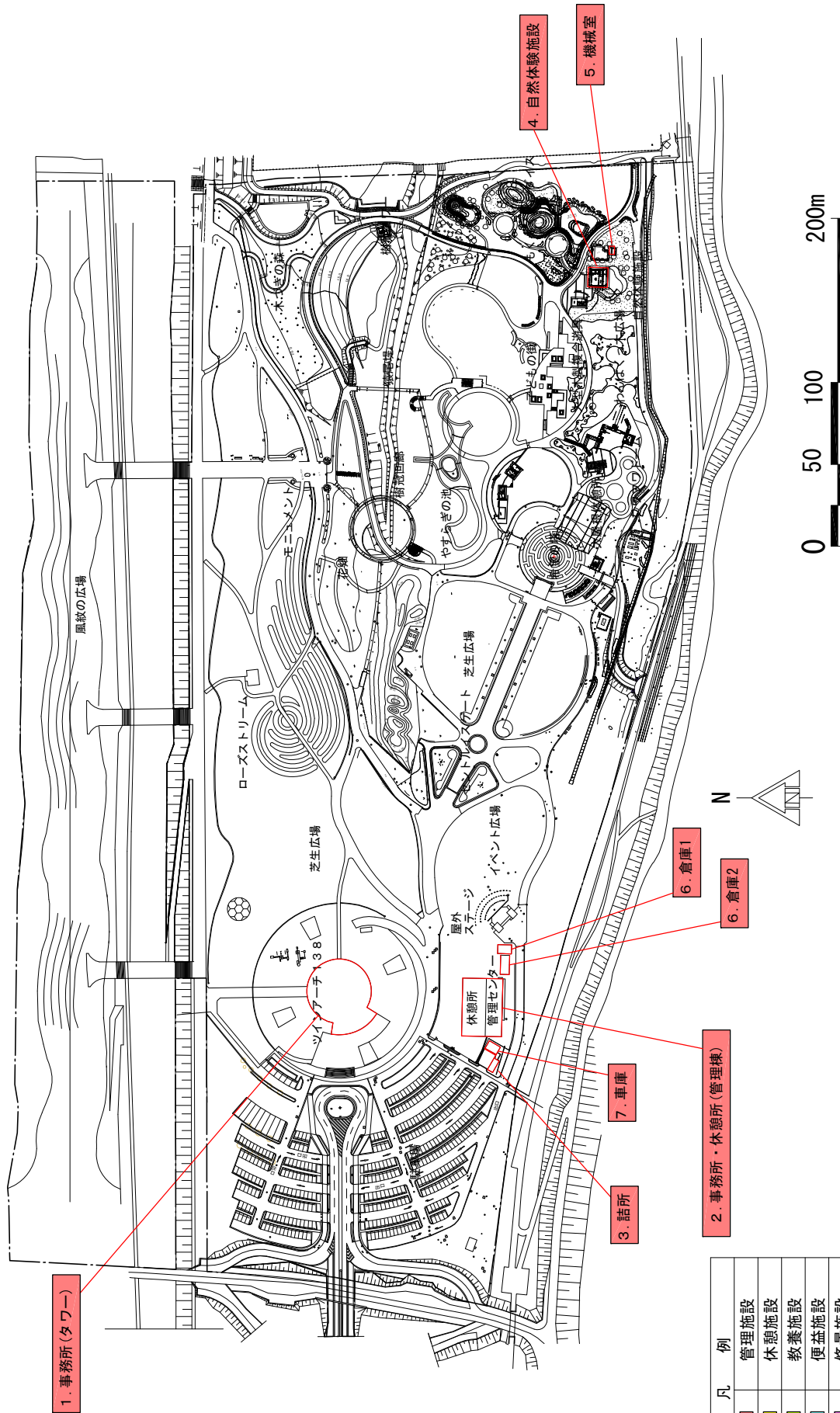
凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設



138タワーパーク

(三派川地区)

提供施設(建築物)位置図



凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設

1. 事務所(タワー)

3. 詰所

7. 車庫

2. 事務所・休憩所(管理棟)

6. 倉庫2





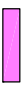

6. 倉庫1

4. 自然体験施設

5. 機械室

ワイルドネイチャー
プラザ
(中央水郷地区)

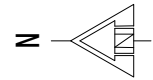
提供施設(建築物)位置図

凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設



1. 管理詰所

2. 車庫



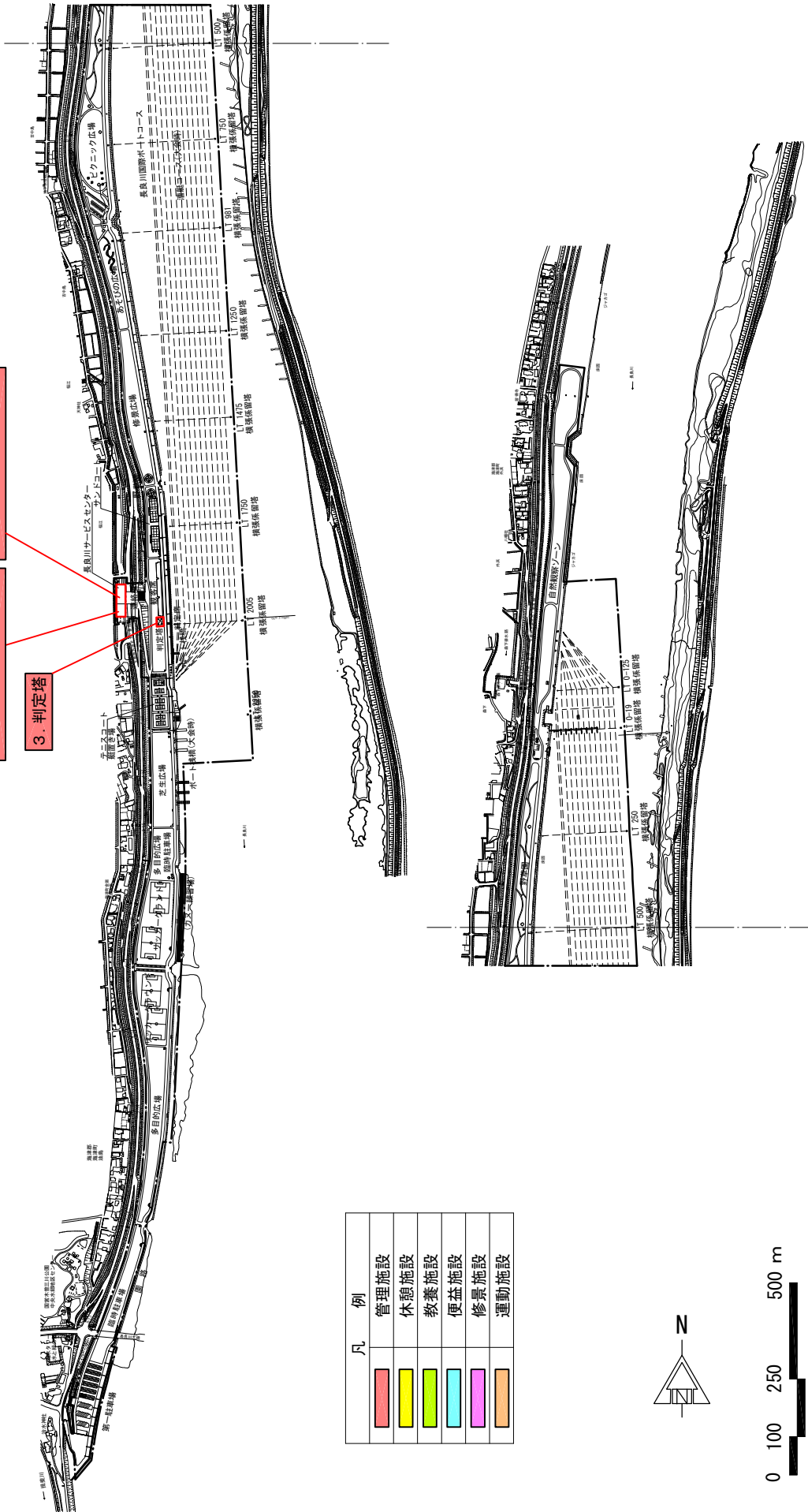
長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)

提供施設(建築物)位置図

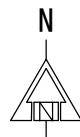
1. センターハウス(A棟)

2. センターハウス(B棟)

3. 判定塔

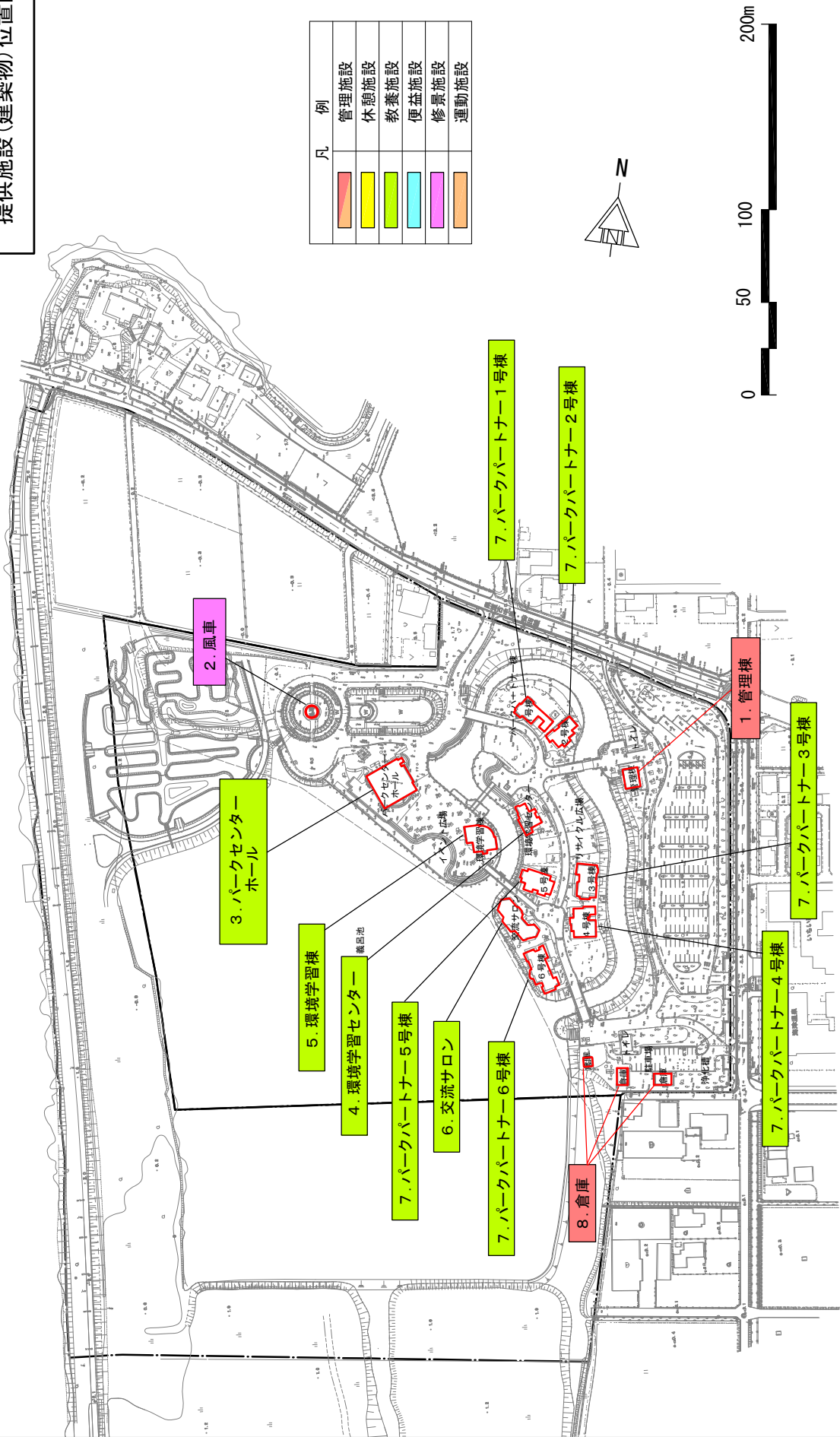


凡例	
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設



アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)







提供施設(建築物)位置図

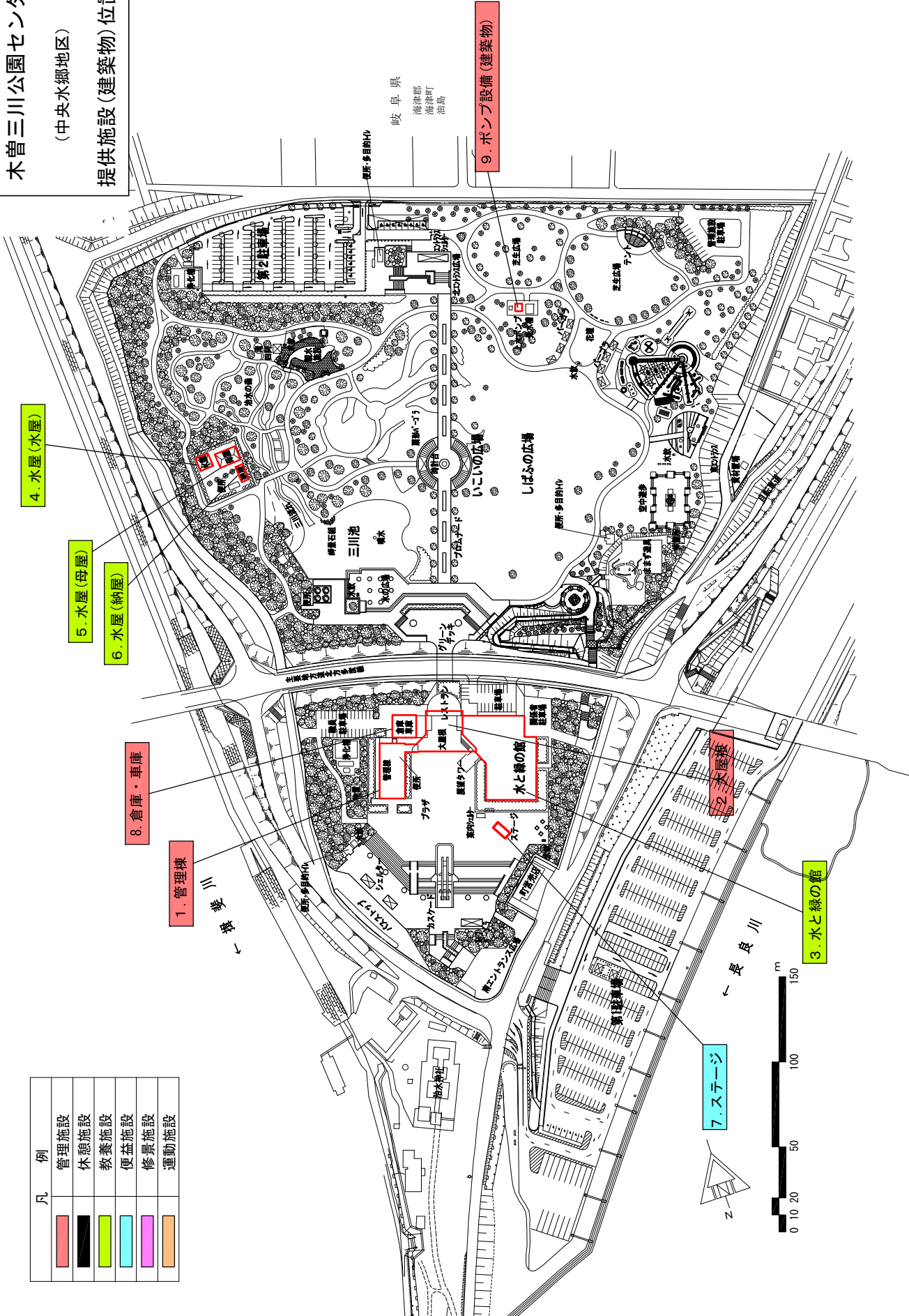


木曾三川公園センター

(中央水郷地区)

提供施設(建築物)位置図

凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設



岐阜県
海津郡
海津町
油島

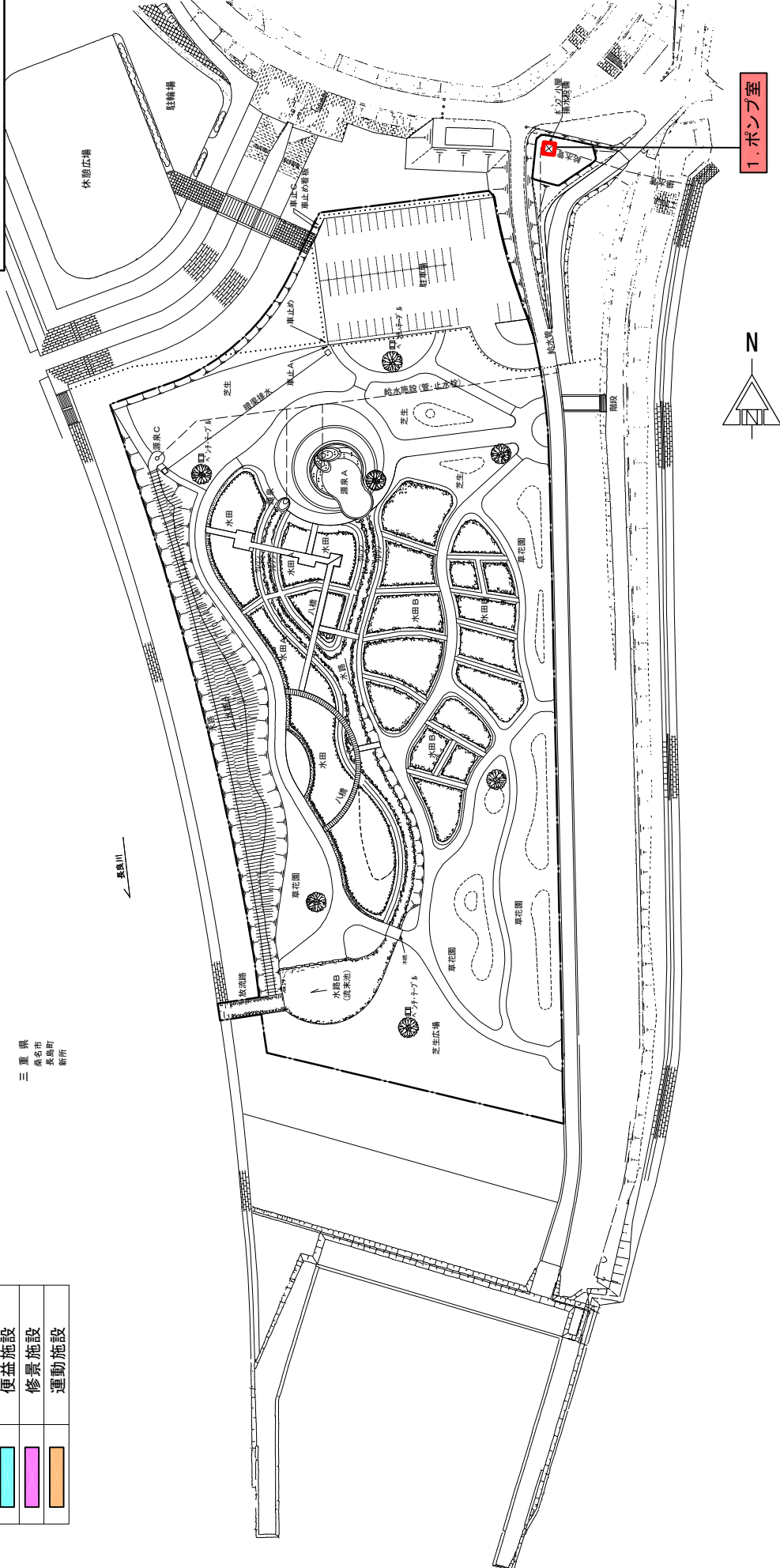
船頭平河川公園

(中央水郷地区)

提供施設(建築物)位置図







凡 例	
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設

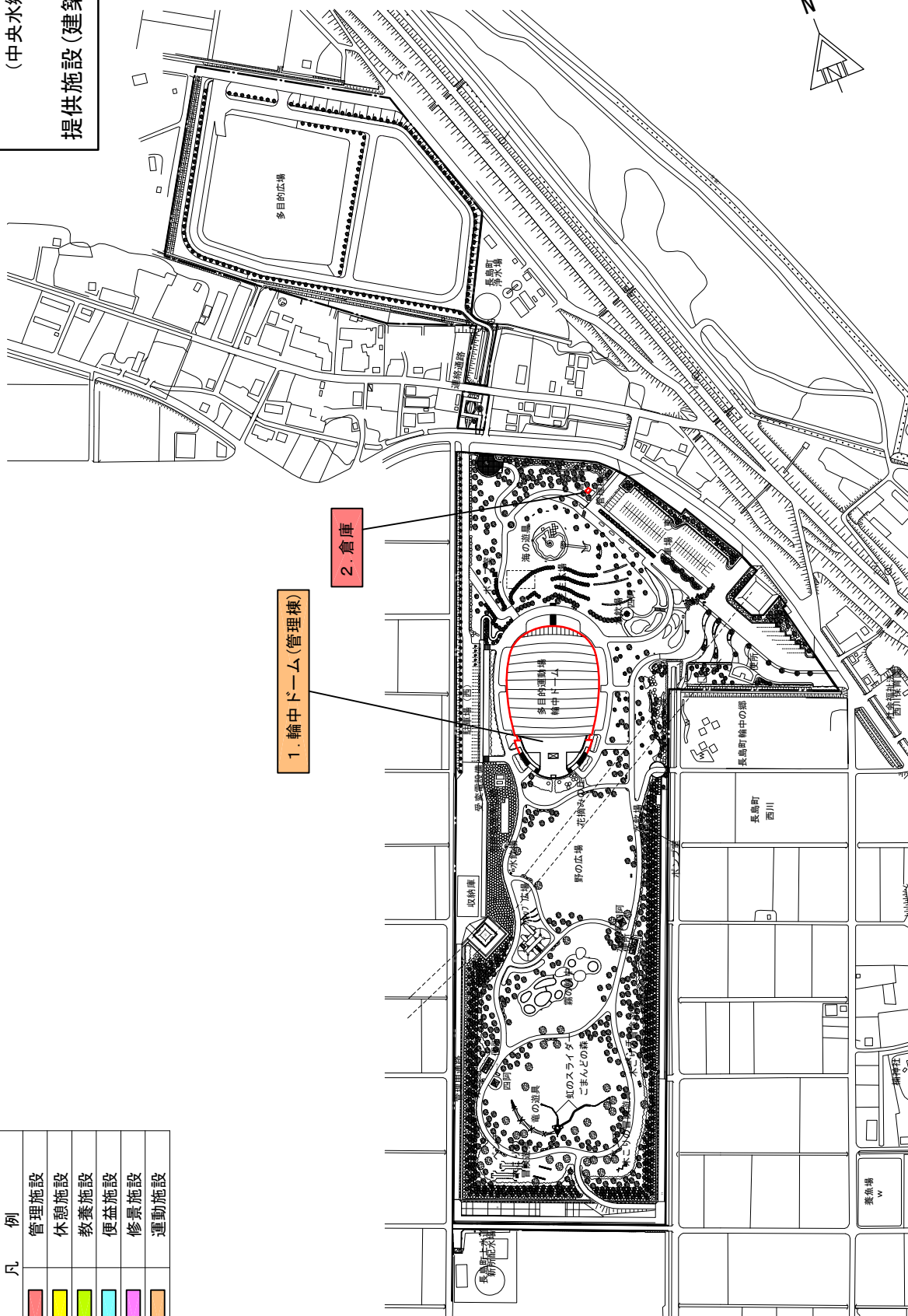
三重県
桑名市
桑島町
新所



カルチャービレッジ
(中央水郷地区)

提供施設(建築物)位置図

凡	例
	管理施設
	休憩施設
	教養施設
	便益施設
	修景施設
	運動施設

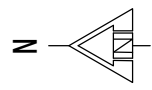
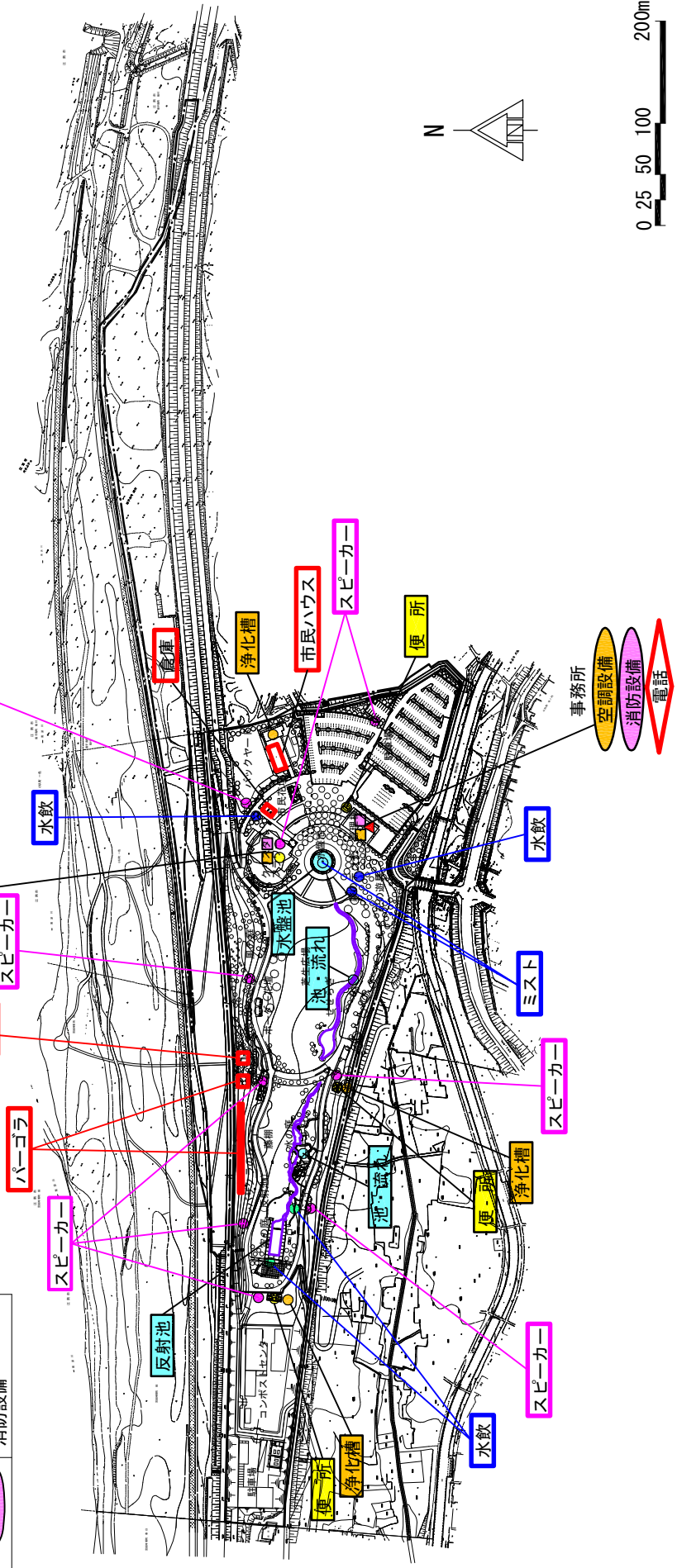


凡例	
休憩施設・倉庫等	赤い正方形
便所	黄色い正方形
汚水処理設備	オレンジ色の正方形
水循環設備	水色の正方形
ポンプ設備	青い正方形
水道設備	緑色の正方形
放送設備	紫色の正方形
電気設備	黄色い正方形
電話設備	赤い菱形
空調設備	黄色い楕円
消防設備	赤い楕円

クリスタルフラワー
電話
空調設備
消防設備
スピーカー3基
(3階建各階)
便所

フラワーパーク江南
(三派川地区)

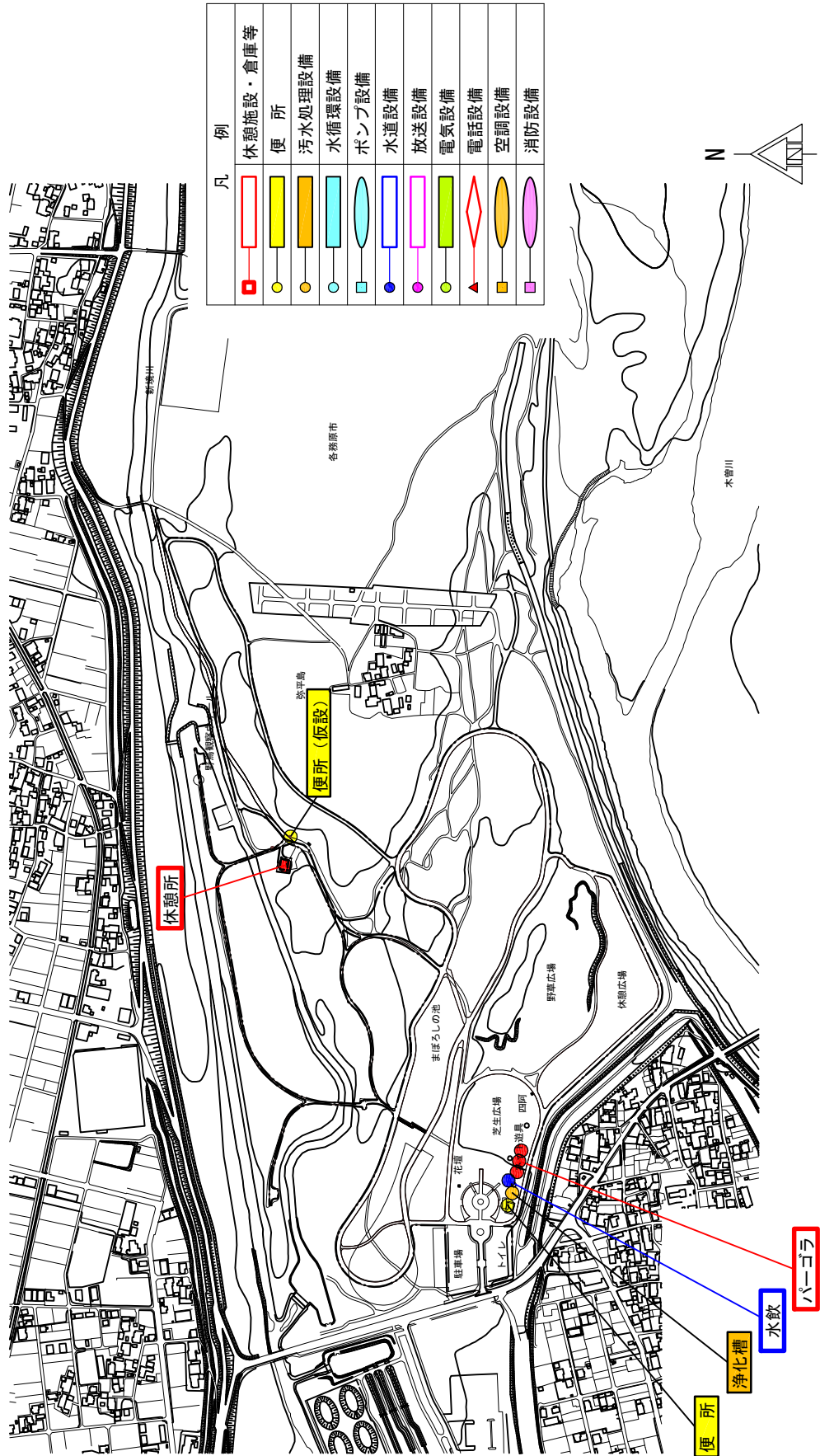
園内施設(設備等)位置図



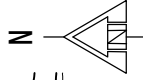
かさだ広場・各務原
アウトドアワールド

(三派川地区)

園内施設(設備等)位置図



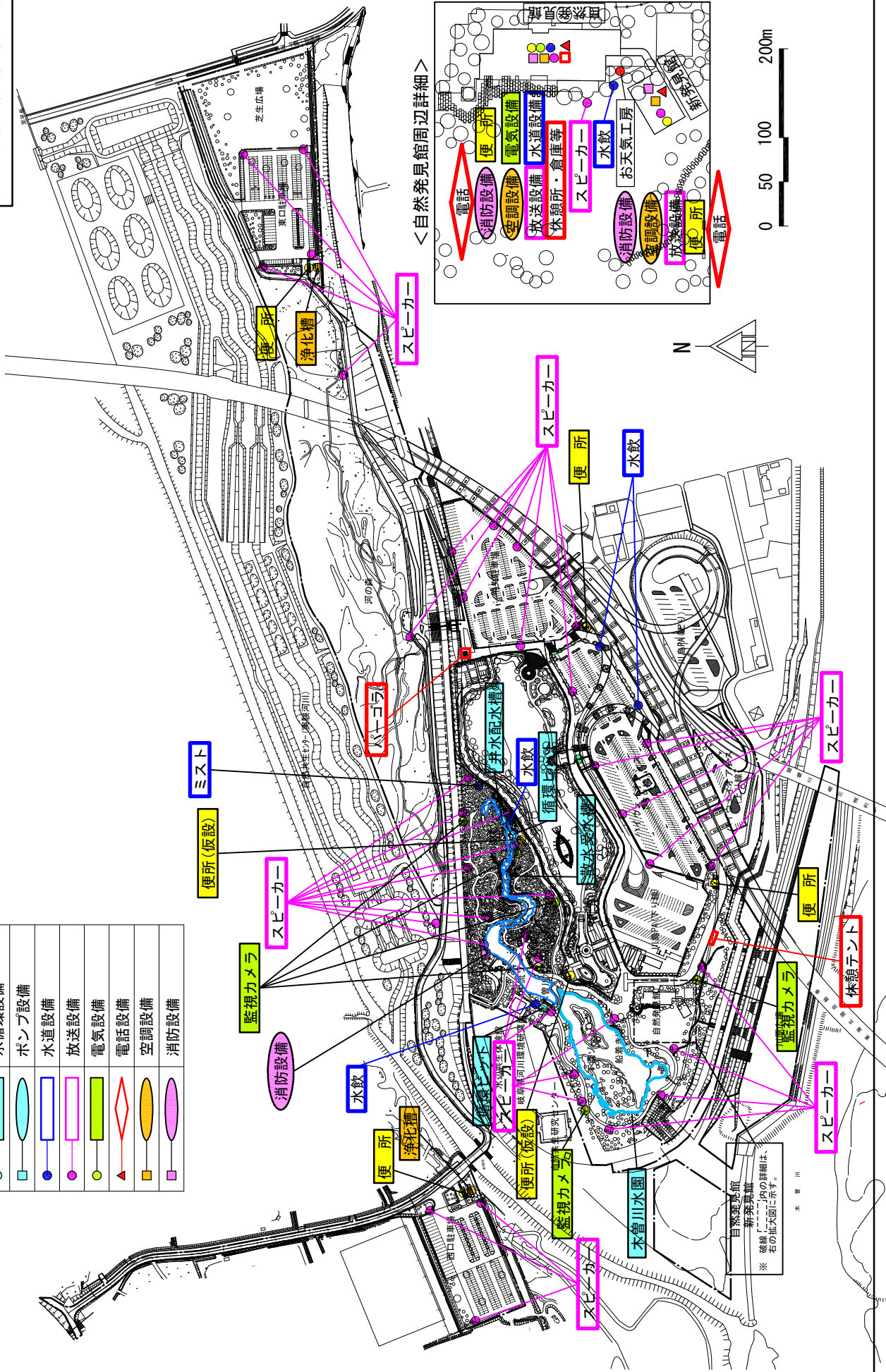
凡 例	休憩施設・倉庫等
■	休憩施設・倉庫等
●	便 所
○	汚水処理設備
○	水循環設備
○	ポンプ設備
○	水道設備
○	放送設備
○	電気設備
○	電話設備
○	空調設備
○	消防設備



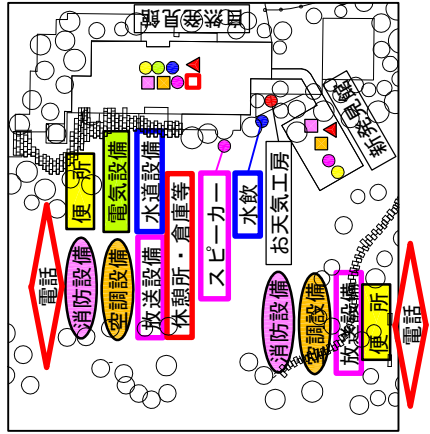
河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

園内施設(設備等)位置図

凡例	
	休憩施設・倉庫等
	便所
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備



<自然発見館周辺詳細>



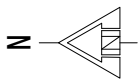
0 50 100 200m

自然発見館
新発見館
破線「---」内の詳細は、
※ 右の拡大図に示す。

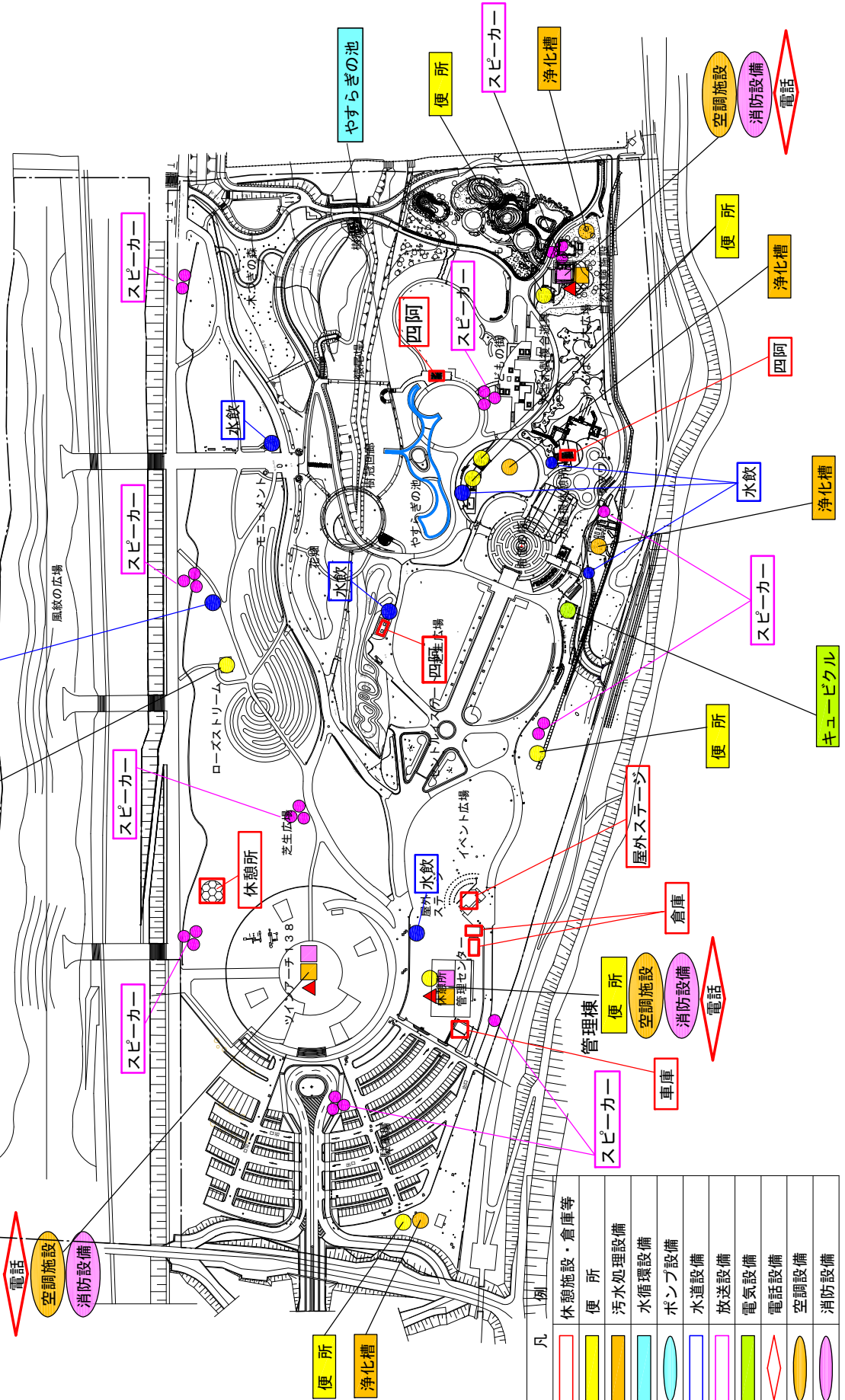
138タワーパーク

(三派川地区)

園内施設(設備等)位置図



ツインアーク138

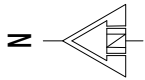
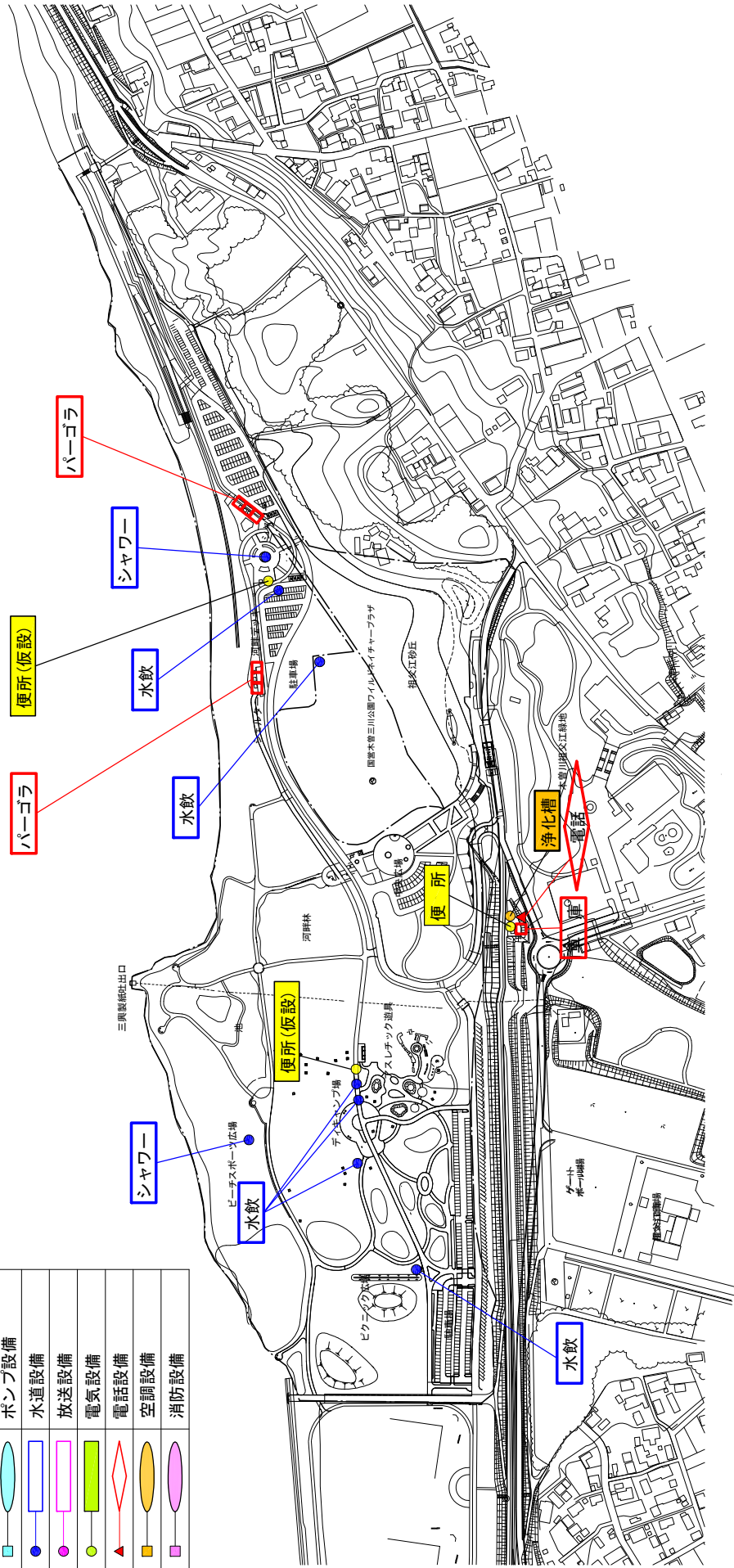


凡例	施設名
□	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
●	ポンプ設備
●	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
▲	電話設備
■	空調設備
■	消防設備

ワイルドネイチャープラザ
(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図

凡例	施設名
□	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
●	ポンプ設備
●	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
●	電話設備
●	空調設備
●	消防設備

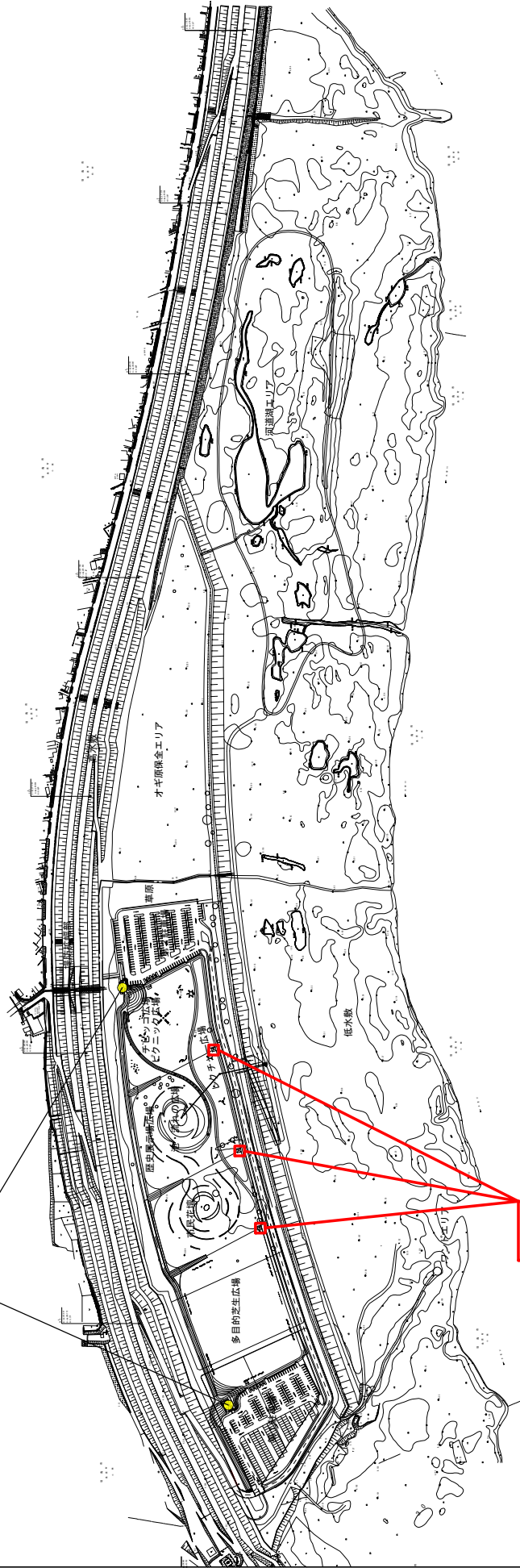


桜堤サブセンター

(中央水郷地区)

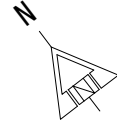
園内施設(設備等)位置図

便所(仮設)



四阿

凡	例
	休憩施設・倉庫等
	便所



長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図

長良川サービスセンター

- 消火器
- 消火栓
- 火災報知器
- 空調設備
- 電話
- 便所(A棟・B棟)

指定席

- 消火器
- 空調設備
- 電話
- 放送スピーカー
- 便所
- 便所(仮設)
- 放送スピーカー
- 手洗い場

放送スピーカー

便所(仮設)

放送スピーカー

便所(仮設)

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

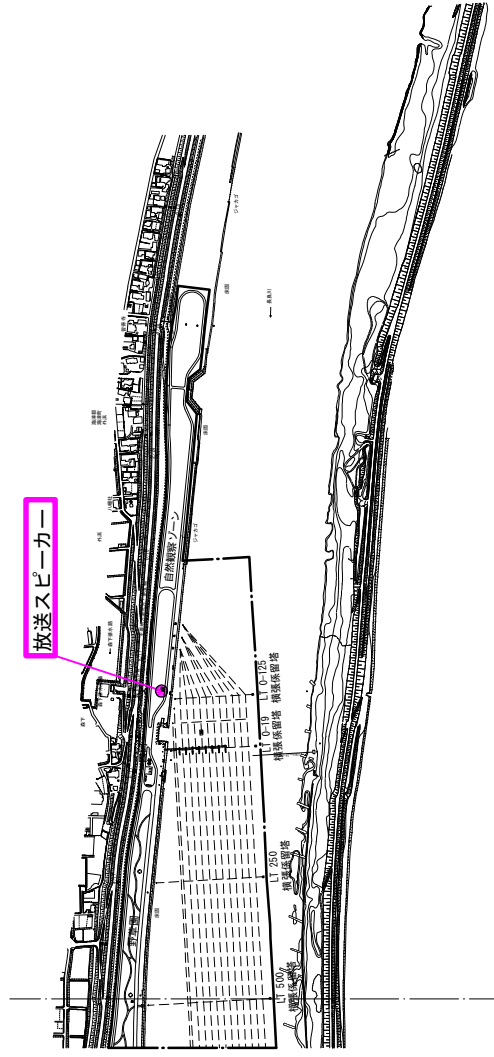
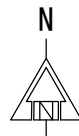
放送スピーカー

放送スピーカー

放送スピーカー

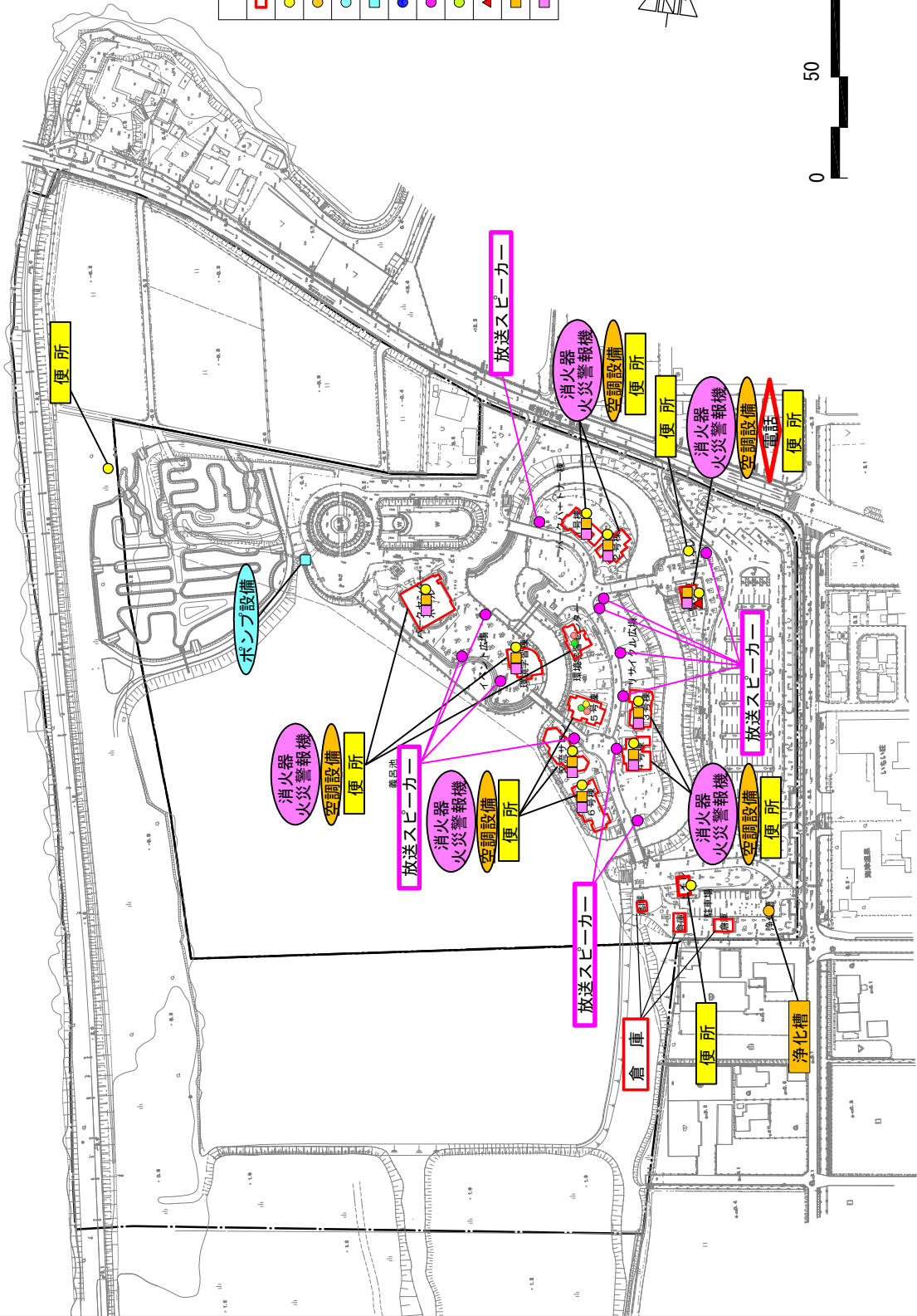
放送スピーカー

凡例	内容
■	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
●	ポンプ設備
●	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
●	電話設備
●	空調設備
●	消防設備



アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図



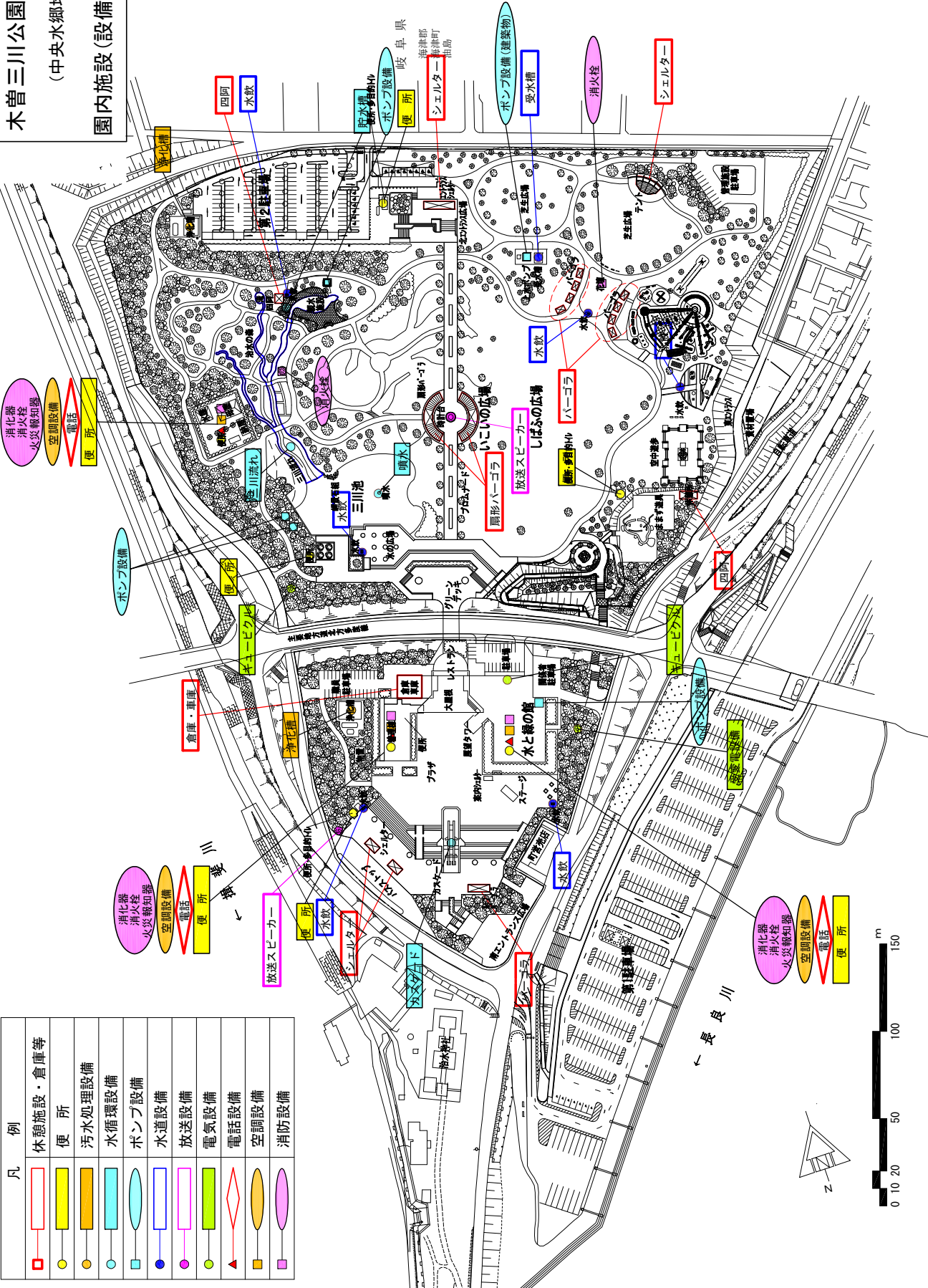
凡	例
□	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
●	ポンプ設備
■	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
◇	電話設備
■	空調設備
●	消防設備



木曾三川公園センター
(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図

凡 例	
	休憩施設・倉庫等
	便 所
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備

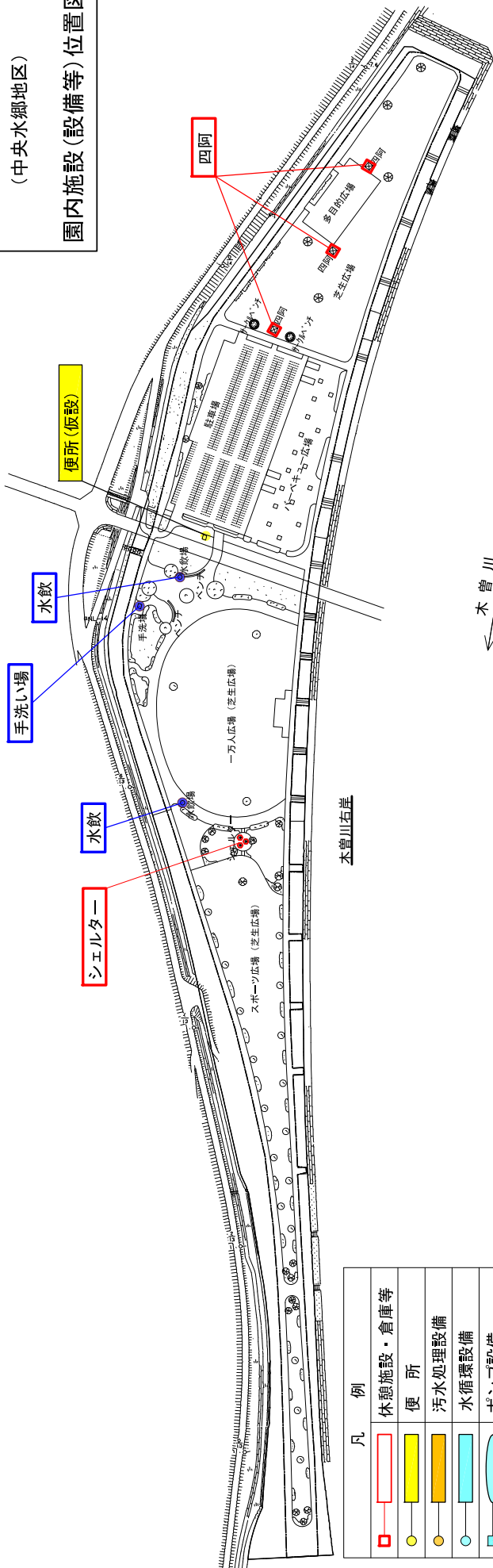


東海広場

東海広場

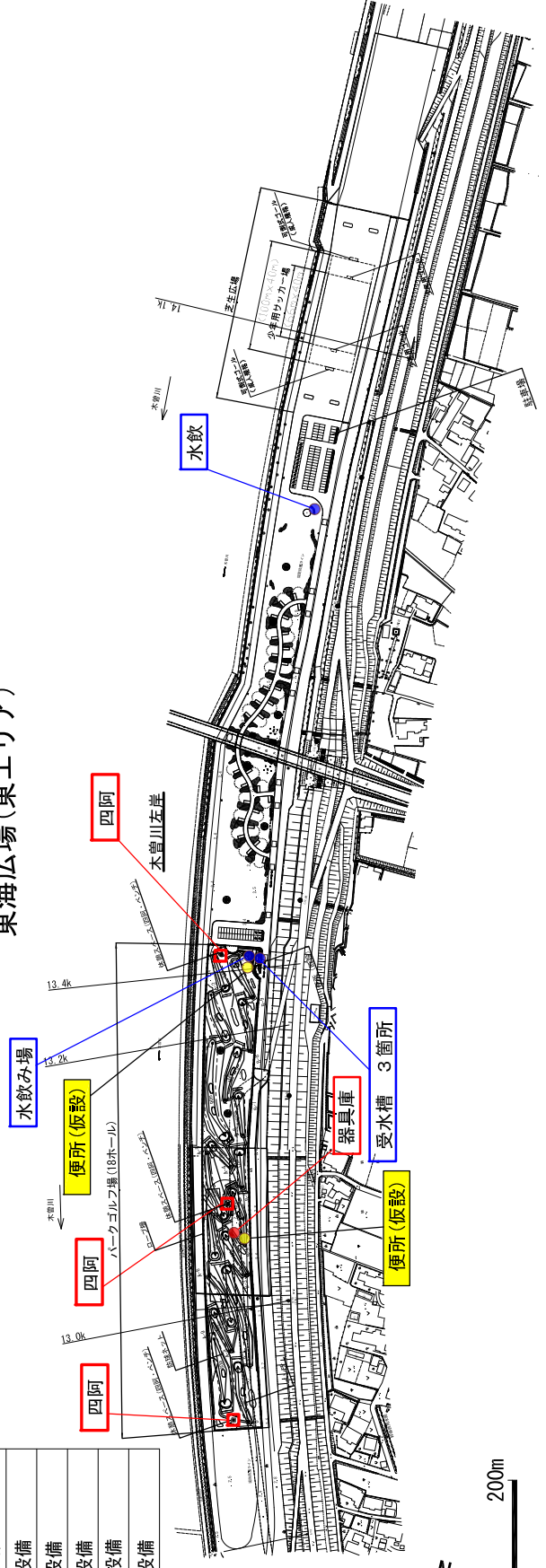
(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図



凡	例
	休憩施設・倉庫等
	便所
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備

東海広場(東エリア)



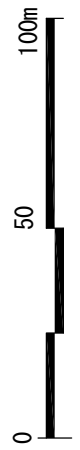
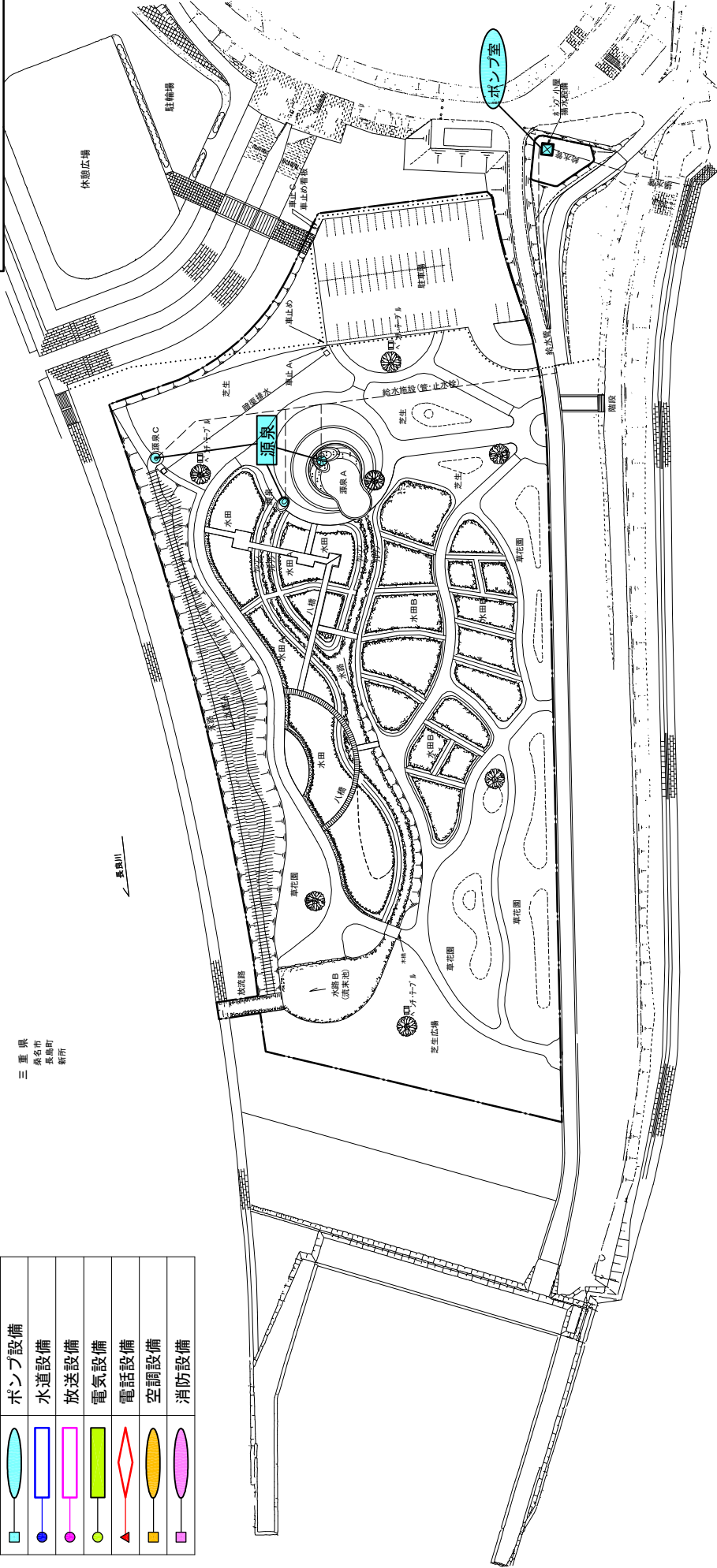
船頭平河川公園

(中央水郷地区)

園内施設(設備等)位置図

三重県
桑名市
桑原町
新所

平河川

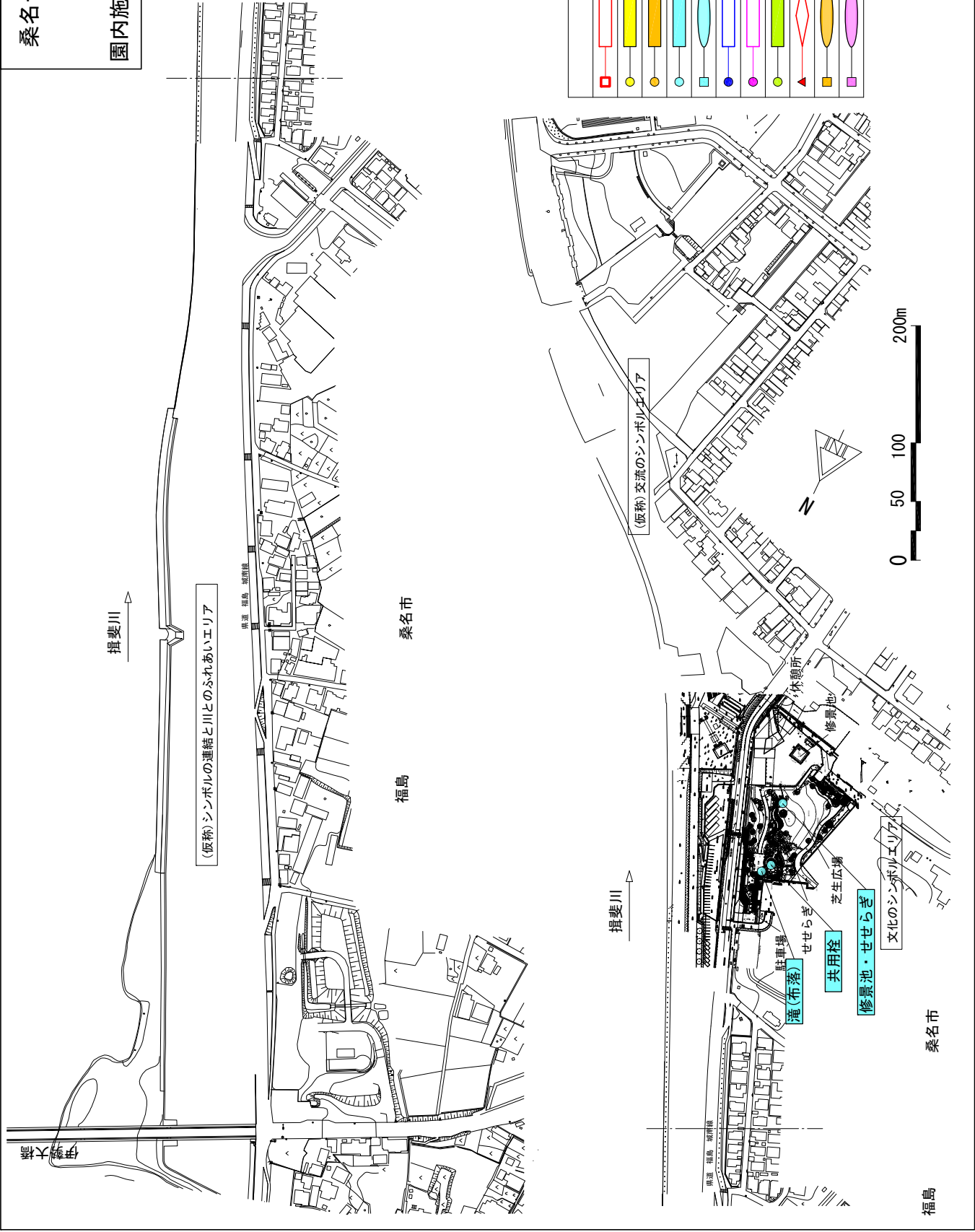


凡例	施設・設備等
■	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
●	ポンプ設備
●	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
●	電話設備
●	空調設備
●	消防設備

桑名七里の渡し地区

(河口地区)

園内施設(設備等)位置図



凡例	例
□	休憩施設・倉庫等
●	便所
●	汚水処理設備
●	水循環設備
○	ポンプ設備
○	水道設備
○	放送設備
○	電気設備
○	電話設備
○	空調設備
○	消防設備

国営木曾三川公園運営維持管理業務実施に要する

提供施設等の取扱いについて

業務委託契約書第 13 条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第 1 条の受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、中部地方整備局（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。
- (6) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を提供施設等返納書（別紙様式第 1）により、直ちに甲に返納しなければならない。

2. 物品の取り扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第 2）を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第 3）により、直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月提供された機械器具のうち、別に定めるものについて提供施設等使用実績報告書（別紙様式第 4）を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

殿

住所

氏名

印

提 供 施 設 等 返 納 書

下記のとおり提供物件を返納致します。

件 名				契約年月日	
物 件 名	規 格	単 位	数 量	提供年月日	備 考

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第2)

借 受 書

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

上記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

令和 年 月 日

物品管理官等

殿

借受人 住所

氏名

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第3)

返 納 書

令和 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

受 領 書

令和 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

提供施設等使用実績報告書

年 月 分
(自 日) (至 日)

借受人
作成者氏名
印 印

現場監督員の認印	提供物件番号	主な作業内容	主な作業の 作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費	主な修理箇所 及び取替部品名	摘 要
				運転日数	運転時間			

(備考) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A列4横とする。
 2. 主な作業内容の欄は、提供物件を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
 3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

国営木曾三川公園運営維持管理業務委託費で取得した

備品の取扱いについて

国営木曾三川公園運営維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取り扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、委託費を充当して取得した備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第7条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第1）により、中部地方整備局（以下「甲」という。）に引き渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第2）により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処 分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法
乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
また、売り払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

(別紙様式第1)

(様式第1)

令和 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

令和 年度 国営木曾三川公園の運営維持管理業務にかかる別紙を引渡します。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

令和 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

令和 年度 国営木曾三川公園の運営維持管理業務にかかる別紙について、
令和 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

「国営木曾三川公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

- 第1条 情報資産の取扱い
管理運営業務受託者（以下「事業者」という。）は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。
- 第2条 秘密の保持
事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。
また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。
- 第3条 安全確保の措置
事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏洩、滅失及び棄損の防止その他情報資産の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- 第4条 収集の制限
事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 第5条 行政情報流出防止対策の強化
事業者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。また、「業務における行政情報流出防止対策の基本的事項」（中部地方整備局共通仕様書別紙）を遵守しなければならない。
- 第6条 目的外利用及び第三者への提供の禁止
事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第7条 複写又は複製の禁止
事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 第8条 下請負の制限
事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。
- 第9条 資料等の返還等
事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。
- 第10条 事故等の報告
事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

第 11 条 体制の整備

事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事させる者の名簿及び連絡系統図を発注者に提出しなければならない。

第 12 条 管理状況の調査

事業者は、発注者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

第 13 条 契約解除及び損害賠償

発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

車両運行マニュアル

施行 平成24年 4月 1日

国営木曽三川公園（以下「公園」という。）の車両管理及び運行については、本マニュアルによるものとする。

1 園内通行証

車両入園の許可は、木曽三川公園管理センター等においてその都度行うものとする。

特定公園施設管理業務提供車両及び公園運営に使用する車両

車体等に公園名を明示している場合は申請の必要なし。

工事等請負業者の車両

園内通行証発行記録簿に記入して許可を受ける。

2 許可車両の注意事項

公用車又は許可を受けた車両は下記事項を遵守しなければならない。

公園内では、必ず「園内通行証」をフロントガラスに掲示すること。

臨時園内通行証は原則として毎日閉園時間までに返還すること。（年間維持管理車両は除く）

一般供用区域では原則として駐車は認めない。やむをえず駐車する場合又は停車する場合は、一般入園者の通行及び利用の支障とならないよう配慮すること。

公園内の走行は最徐行（時速 20km 以下）とする。

ハザードランプを点滅する。

園内では徐行し、歩行者、自転車、特に幼児の飛び出しには十分注意し、常に公園利用者を優先すること。園内でのクラクションの使用は厳禁とする。

車両の使用は荷物の運搬及び作業車の作業時のみに限る。（人員の移動は徒歩にて行う）

開けた門・柵等はその都度閉めることとする。

園内の通行は予め指定されたルートのみとし、許可なく芝生及び植え込み地への乗り入れは認めない。（但し、公園維持管理上必要な場合は除く）

不必要な場所へは立ち入らないこと。

公園内の国有財産（樹木含む。）を滅失またはき損した場合は、中部地方整備局または公園管理センターの指示に基づき現状に回復し又は損害を賠償すること。

第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること。

入園目的以外の行為を行わないこと。

園内における行動は、許可書による外、公園を管理する職員の指示に従うこと。

火気（特にタバコ。）の取り扱いには、十分注意すること。

以上の事項を守れない者は、公園外への退去を指導する場合がある。

3 使用車両及び駐車場所

公園の維持管理に使用する車両及びその駐車場所は指定された場所とする。

4 搬入車両の乗り入れについての注意事項

自動車の使用は器材の搬入等必要最低限とし、必要な箇所と各入口の往復のみに使用すること。

積載重量が2 tを超える自動車または、車両定員が10人を越える自動車は使用しないこと。

車両の乗入れは1件につき2台までとする。

5 保険

全ての車両は、保険に加入し万が一に備えなければならない。

6 園内通行

幹線園路及び工事中区域を除く園路（以下「園路」という。）は、開園時間中は通行禁止とする。ただし、下記の場合についてはこの限りでない。

巡視用車両

救急車及びケガ人搬送の緊急車両及びその誘導車両

園内ごみ回収車

植物管理作業車

緊急修繕等の作業車

イベント準備作業車（ただし、職員が立ち会うこと）

テレビ中継車等報道関係車両（ただし、職員が立ち会うこと）

その他特に必要がある場合

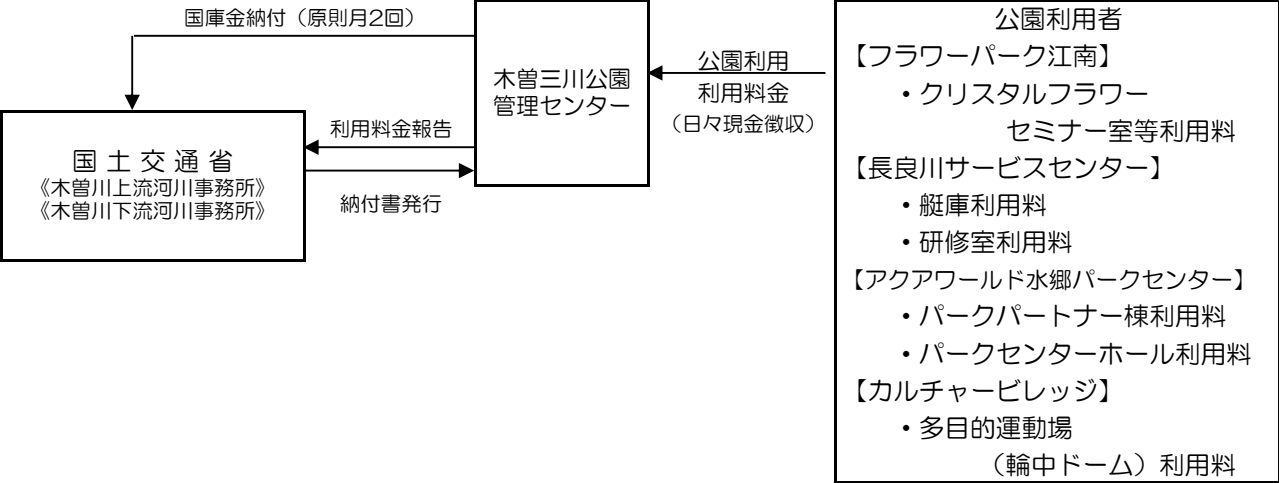
また、上記車両が園路を通行又は園路に駐車する場合は、管理又は作業車両であることを明示し、セーフティーコーンの設置及び輪止めなど安全対策を取らなければならない。

7 事故

事故が発生した場合は、速やかに公園管理センターに報告し、その指示を受け、請負者は事故の原因究明及びその防止対策を実施しなければならない。また、職務中や通勤途上の人身事故については労働基準法などの関係法令に従い速やかに処理し、事故が作業員等の過失によるもので、かつ相手方又は第三者に損害を及ぼした場合は、速やかにその事故車両の加入する保険会社に連絡をとり、当該保険会社と協議の上対応しなければならない。

施設利用料徴収フロー

■国庫納入金の流れ



建物に係る消防計画

国営木曽三川公園消防計画書 目次

第1章	総則	1
第2章	防火管理機構	2
第3章	火災予防	3
第4章	災害防衛	3
第5章	教育訓練	4
第6章	消防機関との連絡等	4
第7章	震災予防	5
別表1	自衛消防隊編成表	6
別表2	防火管理分担表	8
別表3	教育訓練計画	10
別表4	火災における緊急処理体制	11
別表5	救急連絡体制組織図	13
	救急・救護活動マニュアル	15

国営木曾三川公園消防計画書

第1章 総 則

(目的)

第1条

この計画書は、消防法第8条第1項に基づき、木曾三川公園管理センター（以下「管理センター」という。）が木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所と協力して、国営木曾三川公園における防火管理の徹底を期し、もって火災、その他災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

前条の目的を達成するため防火管理について、この計画書の定めるところによるものとする。

(管理権原者の責任等)

第3条

管理権原者は、防火管理業務について全ての責任を持つものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権原を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行われるものとする。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第4条

防火管理者は、主任とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする

- 一 消防計画の作成及び変更
- 二 消火、通報、避難誘導などの訓練実施
- 三 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- 四 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
- 五 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
- 六 収容人員の適正管理
- 七 職員（非常勤職員も含む）に対する防災教育の実施
- 八 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- 九 管理権原者への提案や報告
- 十 放火防止対策の推進
- 十一 夜間における防火管理体制の確立
- 十二 その他

(消防機関への報告及び連絡)

第5条

防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

- 一 消防計画の提出
- 二 建築物及び設備等の設置又は、変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き
- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- 五 その他防火管理について必要な事項

第2章 防火管理機構

(防火対策委員会)

第6条

防火管理についての決議機関として防火対策委員会を設ける。

(委員会の結成)

第7条

委員長は、木曾三川公園管理センター長（以下「管理センター長」という。）があたり、委員は三派川地区分室長、管理センターグループリーダー企画業務担当、グループリーダー総務担当、課長補佐、リーダー出水時・工作物・巡視担当専門役、各リーダー、係長及び係員ならびに臨時職員をもって構成する。

(委員会の任務)

第8条

防火対策委員会の任務は次による。

- 一 消防計画並びにこれの実践についての審議
- 二 防火に関する諸規定の制定
- 三 消防用設備等の改善強化
- 四 防火思想の普及及び高揚
- 五 防火管理業務効果の検討（平常時・火災発生時）
- 六 その他防火に関する根本的対策

(委員会の開催)

第9条

委員会の開催は定例会と緊急会の二種とする。

- 一 定例会は春、秋の予防週間の前に行う。
- 二 緊急会は防火上緊急の重要事態が生じた時その都度委員長が召集する。

(自衛消防組織)

第10条

火災その他事故発生時に備え自衛消防隊を編成し、その組織及び任務は別表1に定めるところによる。

第3章 火災予防

(火元責任者)

第11条

防火管理者又は防火管理者により指名された防火担当責任者は、日常の火災予防を図るため、別表2のとおり火元責任者を定め、担当区域内の建物・火気使用設備器具・電気設備・消防用設備等の維持管理、終業時の火気点検など日常の防火管理、地震時における火気使用設備器具の出火防止措置、及び防火管理者の補佐を行うものとする。

(点検・検査)

第12条

火元責任者は使用する火気の日常点検を行うものとする。また、火元責任者の指示により管理センター職員が日常点検を行った場合は、その都度点検結果を火元責任者に報告するものとする。

- 2 前項に基づき改善等を要する事項を発見した場合、速やかにその処置を行い、また、防火担当者に報告する。
- 3 火気使用施設検査班・電気設備検査班、消防設備検査班の各班は、当該職務に必要な設備器具の点検を随時行わなければならない。また、点検結果はその都度「検査及び維持管理台帳」に記録し保管しなければならない。
- 4 前項により防火管理者は、重要事項については改善意見を添え管理センター長に報告するものとする。

(建築物及び施設変更)

第13条

園内において建築物を建築し、又は、特殊な作業を実施しようとする時、又は危険物関係施設・火気使用施設への移転改善をする場合等は、防火管理者に連絡しなければならない。

(火気使用規制)

第14条

園内の諸設備について火災警報発令下、又はその他の事情により火災発生の危険、又は、人命にかかる危険があると認めるときは、防火管理者は、その旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は火気使用等の中止、又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

第4章 災害防衛

(防衛)

第15条

園内外に火災警報発令下、又はその他の事情により火災発生の危機、又は人命にかかる危険があると認められた時は、防火管理者は、その旨園内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は火気使用等の中止、又は危険な場所への立入禁止を命ずることができる。

第5章 教育訓練

(教育訓練)

第16条

防火管理者は、職員に対して別表3に定める計画により防火について教育訓練を実施しなければならない。
また、中途による職員、臨時職員等の採用時には、防火に関する教育をその都度実施しなければならない。

(防火教育)

第17条

職員は前条による教育を積極的に受けると共に、防火管理の万全を期するよう努力するものとする。

(自衛消防訓練)

第18条

防火管理者をはじめ職員は有事に際し被害を最小限にとどめるため自衛消防団訓練により技術の錬磨を図るよう努力するものとする。

2 訓練の種類は部分訓練・総合訓練とする。

(訓練の実施報告)

第19条

防火管理者は、自衛消防団訓練を実施する場合には、「消防訓練実施計画(結果)報告書」を作成し、所轄の消防本部へ通知するものとする。

第6章 消防機関との連絡等

(連絡事項)

第20条

防火管理者は次に掲げる事項について消防機関と連絡を密にして、より一層の防火管理者の適正を期するよう努力しなければならない。

- 一 消防計画の作成
- 二 査察の実施
- 三 消防訓練指導の要請
- 四 教育及び諸施設の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- 五 その他防火管理についての必要事項

(立入検査の立会)

第21条

消防職員の立入検査に際して防火管理者、又は防火管理者が指定した職員が立ち会うものとする。

第7章 震災予防

(震災予防)

第22条

大規模な地震の発生に関する予知情報等地震情報が発せられた時は、第3章の各条によるほか、次によるものとする。

- 一 情報の収集及び関係者への伝達
- 二 建物及び施設に対する措置
 - イ 建物内の陳列品、物品等の転落落下防止の実施
 - ロ 消防用設備及び避難路の点検
- 三 出火予防
 - イ 火気使用器具設備等の使用制限及び使用中止
 - ロ 火気使用器具設備等の転落落下防止及び自動消火装置等の点検
 - ハ 危険物施設の検査及び流出及び漏れ等の防火装置の点検

(地震発生後の措置)

第23条

地震発生直後においては、第4章によるほか、建物、消防用設備、火気使用器具等に対し次による点検、検査及び応急措置を行う。

- 一 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下の防止
- 二 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び安全装置の作動確認

別表 1 木曾三川公園管理センター三派川地区 自衛消防隊編成表

(H22～24年度の事例)

本 部		◎は班長		<任 務>	
		班名	人員	概要	業務内容
(本部長) 管理センター長 (副本部長) 三派川地区分室長 (副本部長) GL総務担当 (副本部長) GL河川環境案園担当	連絡班	◎L企画担当 臨時職員 2名	消防機関に対する通報及び関係機関への連絡通報にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部につめ、諸般の連絡に任ずる 参加者受付名簿により誰がどの班で活動しているかの把握及び記録 本部長（副本部長）の指示の元、消防署、警察署、請負業者等への応援要請 本部長（副本部長）の指示の元、各種情報の収集、広報 本部長（副本部長）の指示の元、関係機関への連絡（報告） 事故発生から対応終了までの記録（必要に応じ国等へファックス） 「事故の場合」事故記録を作成し本部長（副本部長）へ供覧 「災害の場合」災害等報告書を作成し本部長（副本部長）へ供覧 など 	
	救護班	◎管理担当 臨時職員 2名	担当場所への必要資材の搬送及び負傷者の搬送及び救護活動にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> 災害場所における負傷者の調査 防災用品の運搬 負傷者等の救護場所への運搬 消防車及び救急車等の誘導 避難班の応援活動 など 	
	避難班	◎出水時・工作物・巡視担当 臨時職員 2名	入園（館）者の誘導にあたるとともに、電気設備・危険物関係設置の安全措施・門扉の開放等災害活動の障害物の除去にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> 本部長（副本部長）の指示場所へ急行し、避難場所を決定し本部へ報告 避難誘導活動 消防車及び救急車等の誘導 危険区域への立入り禁止措置 など 	
	作業班	◎L環境教育担当 臨時職員 2名	被災状況の調査・報告及び災害防止活動や消防設備等の運用操作にあたる。 (現地調査・消火・安全防護・応急復旧作業・点検)	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等の報告をし、各班及び外部救援機関への要請必要度の報告 「救助」「消火」「安全防護」等の活動 本部に対する活動に必要な資材の要請 各班からの応援要請に応じた活動 など 	
		フラワーパーク江南	Lフラワーパーク江南担当、臨時職員4名		
		自然発見館	L環境教育担当、L管理担当、臨時職員5名		
		ツインアーチ138	専門役、事業係長、 事業係員、臨時職員4名		
		本部の指示により、各班の応援活動を行う。 また、左記場所が被災場所の場合は三派川地区分室へ通報した後、班体制が整うまでの間に上記活動を行う。			

別表 1

木曾三川公園管理センター 自衛消防隊編成表

(H22～24年度の事例)

		◎は班長	<任 務>																
本 部 (本部長) 管理センター長 (副本部長) GL企画業務担当 (副本部長) GL総務担当	→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">連絡班</th></tr> <tr><td>総務担当</td></tr> <tr><td>◎L総務担当</td></tr> <tr><td>課長補佐</td></tr> <tr><td>臨時職員 2名</td></tr> </table>	連絡班		総務担当	◎L総務担当	課長補佐	臨時職員 2名	<table border="1"> <tr><th colspan="2">消防機関に対する通報及び関係機関への連絡通報にあたる。</th></tr> <tr><td>・ 対策本部につめ、諸般の連絡に任ずる</td></tr> <tr><td>・ 参集者受付名簿により誰がどの班で活動しているかの把握及び記録</td></tr> <tr><td>・ 本部長 (副本部長) の指示の元、消防署、警察署、請負業者等への応援要請</td></tr> <tr><td>・ 本部長 (副本部長) の指示の元、各種情報の収集、広報</td></tr> <tr><td>・ 本部長 (副本部長) の指示の元、関係機関への連絡 (報告)</td></tr> <tr><td>・ 事故発生から対応終了までの記録 (必要に応じ国等へファックス)</td></tr> <tr><td>・ 「事故の場合」 事故記録を作成し本部長 (副本部長) へ供覧</td></tr> <tr><td>・ 「災害の場合」 災害等報告書を作成し本部長 (副本部長) へ供覧 など</td></tr> </table>	消防機関に対する通報及び関係機関への連絡通報にあたる。		・ 対策本部につめ、諸般の連絡に任ずる	・ 参集者受付名簿により誰がどの班で活動しているかの把握及び記録	・ 本部長 (副本部長) の指示の元、消防署、警察署、請負業者等への応援要請	・ 本部長 (副本部長) の指示の元、各種情報の収集、広報	・ 本部長 (副本部長) の指示の元、関係機関への連絡 (報告)	・ 事故発生から対応終了までの記録 (必要に応じ国等へファックス)	・ 「事故の場合」 事故記録を作成し本部長 (副本部長) へ供覧	・ 「災害の場合」 災害等報告書を作成し本部長 (副本部長) へ供覧 など
	連絡班																		
	総務担当																		
	◎L総務担当																		
	課長補佐																		
臨時職員 2名																			
消防機関に対する通報及び関係機関への連絡通報にあたる。																			
・ 対策本部につめ、諸般の連絡に任ずる																			
・ 参集者受付名簿により誰がどの班で活動しているかの把握及び記録																			
・ 本部長 (副本部長) の指示の元、消防署、警察署、請負業者等への応援要請																			
・ 本部長 (副本部長) の指示の元、各種情報の収集、広報																			
・ 本部長 (副本部長) の指示の元、関係機関への連絡 (報告)																			
・ 事故発生から対応終了までの記録 (必要に応じ国等へファックス)																			
・ 「事故の場合」 事故記録を作成し本部長 (副本部長) へ供覧																			
・ 「災害の場合」 災害等報告書を作成し本部長 (副本部長) へ供覧 など																			
→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">救護班</th></tr> <tr><td>総務担当</td></tr> <tr><td>◎L自主事業総務担当</td></tr> <tr><td>自主事業総務担当係員</td></tr> <tr><td>臨時職員 2名</td></tr> </table>	救護班		総務担当	◎L自主事業総務担当	自主事業総務担当係員	臨時職員 2名	<table border="1"> <tr><th colspan="2">担当場所への必要資材の搬送及び負傷者の搬送及び救護活動にあたる。</th></tr> <tr><td>・ 災害場所における負傷者の調査</td></tr> <tr><td>・ 防災用品の運搬</td></tr> <tr><td>・ 負傷者等の救護場所への運搬</td></tr> <tr><td>・ 消防車及び救急車等の誘導</td></tr> <tr><td>・ 避難班の応援活動 など</td></tr> </table>	担当場所への必要資材の搬送及び負傷者の搬送及び救護活動にあたる。		・ 災害場所における負傷者の調査	・ 防災用品の運搬	・ 負傷者等の救護場所への運搬	・ 消防車及び救急車等の誘導	・ 避難班の応援活動 など				
救護班																			
総務担当																			
◎L自主事業総務担当																			
自主事業総務担当係員																			
臨時職員 2名																			
担当場所への必要資材の搬送及び負傷者の搬送及び救護活動にあたる。																			
・ 災害場所における負傷者の調査																			
・ 防災用品の運搬																			
・ 負傷者等の救護場所への運搬																			
・ 消防車及び救急車等の誘導																			
・ 避難班の応援活動 など																			
→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">避難班</th></tr> <tr><td>企画担当</td></tr> <tr><td>◎L企画担当</td></tr> <tr><td>企画担当主任</td></tr> <tr><td>臨時職員 3名</td></tr> </table>	避難班		企画担当	◎L企画担当	企画担当主任	臨時職員 3名	<table border="1"> <tr><th colspan="2">入園 (館) 者の誘導にあたり、電気設備・危険物関係設置の安全措置・門扉の開放等災害活動の障害物の除去にあたる。</th></tr> <tr><td>・ 本部長 (副本部長) の指示場所へ急行し、避難場所を決定し本部へ報告</td></tr> <tr><td>・ 避難誘導活動</td></tr> <tr><td>・ 消防車及び救急車等の誘導</td></tr> <tr><td>・ 危険区域への立入り禁止措置 など</td></tr> </table>	入園 (館) 者の誘導にあたり、電気設備・危険物関係設置の安全措置・門扉の開放等災害活動の障害物の除去にあたる。		・ 本部長 (副本部長) の指示場所へ急行し、避難場所を決定し本部へ報告	・ 避難誘導活動	・ 消防車及び救急車等の誘導	・ 危険区域への立入り禁止措置 など					
避難班																			
企画担当																			
◎L企画担当																			
企画担当主任																			
臨時職員 3名																			
入園 (館) 者の誘導にあたり、電気設備・危険物関係設置の安全措置・門扉の開放等災害活動の障害物の除去にあたる。																			
・ 本部長 (副本部長) の指示場所へ急行し、避難場所を決定し本部へ報告																			
・ 避難誘導活動																			
・ 消防車及び救急車等の誘導																			
・ 危険区域への立入り禁止措置 など																			
→	<table border="1"> <tr><th colspan="2">作業班</th></tr> <tr><td>施設担当</td></tr> <tr><td>◎L建物清掃担当</td></tr> <tr><td>L出水工作物巡視担当専門役</td></tr> <tr><td>植物管理担当係員</td></tr> <tr><td>臨時職員 4名</td></tr> </table>	作業班		施設担当	◎L建物清掃担当	L出水工作物巡視担当専門役	植物管理担当係員	臨時職員 4名	<table border="1"> <tr><th colspan="2">被災状況の調査・報告及び災害防止活動や消防設備等の運用操作にあたる。 (現地調査・消火・安全防護・応急復旧作業・点検)</th></tr> <tr><td>・ 被災状況等の報告をし、各班及び外部救援機関への要請必要度の報告</td></tr> <tr><td>・ 「救助」「消火」「安全防護」等の活動</td></tr> <tr><td>・ 本部に対する活動に必要な資材の要請</td></tr> <tr><td>・ 各班からの応援要請に応じた活動 など</td></tr> </table>	被災状況の調査・報告及び災害防止活動や消防設備等の運用操作にあたる。 (現地調査・消火・安全防護・応急復旧作業・点検)		・ 被災状況等の報告をし、各班及び外部救援機関への要請必要度の報告	・ 「救助」「消火」「安全防護」等の活動	・ 本部に対する活動に必要な資材の要請	・ 各班からの応援要請に応じた活動 など				
作業班																			
施設担当																			
◎L建物清掃担当																			
L出水工作物巡視担当専門役																			
植物管理担当係員																			
臨時職員 4名																			
被災状況の調査・報告及び災害防止活動や消防設備等の運用操作にあたる。 (現地調査・消火・安全防護・応急復旧作業・点検)																			
・ 被災状況等の報告をし、各班及び外部救援機関への要請必要度の報告																			
・ 「救助」「消火」「安全防護」等の活動																			
・ 本部に対する活動に必要な資材の要請																			
・ 各班からの応援要請に応じた活動 など																			
→	<table border="1"> <tr><td>水と緑の館</td><td>臨時職員 1名</td></tr> <tr><td>パークセンター</td><td>Lパークセンター担当・臨時職員 3名</td></tr> <tr><td>長良川サービスセンター</td><td>L長良川サービスセンター担当・臨時職員 2名</td></tr> <tr><td>カルチャービレッジ輪中ドーム</td><td>臨時職員 5名</td></tr> </table>	水と緑の館	臨時職員 1名	パークセンター	Lパークセンター担当・臨時職員 3名	長良川サービスセンター	L長良川サービスセンター担当・臨時職員 2名	カルチャービレッジ輪中ドーム	臨時職員 5名	<table border="1"> <tr><td>本部の指示により、各班の応援活動を行う。</td></tr> <tr><td>また、左記場所が被災場所の場合は管理センターへ通報した後、班体制が整うまでの間に上記活動を行う。</td></tr> </table>	本部の指示により、各班の応援活動を行う。	また、左記場所が被災場所の場合は管理センターへ通報した後、班体制が整うまでの間に上記活動を行う。							
水と緑の館	臨時職員 1名																		
パークセンター	Lパークセンター担当・臨時職員 3名																		
長良川サービスセンター	L長良川サービスセンター担当・臨時職員 2名																		
カルチャービレッジ輪中ドーム	臨時職員 5名																		
本部の指示により、各班の応援活動を行う。																			
また、左記場所が被災場所の場合は管理センターへ通報した後、班体制が整うまでの間に上記活動を行う。																			

別表 2

木曾三川公園管理センター三派川地区 防火管理分担表

(H22～24年度の事例)

平成 22 年 6 月 1 日現在



別表2 木曾三川公園管理センター中央水郷地区 防火管理分担表

(H22～24年度の事例)

平成22年6月1日現在



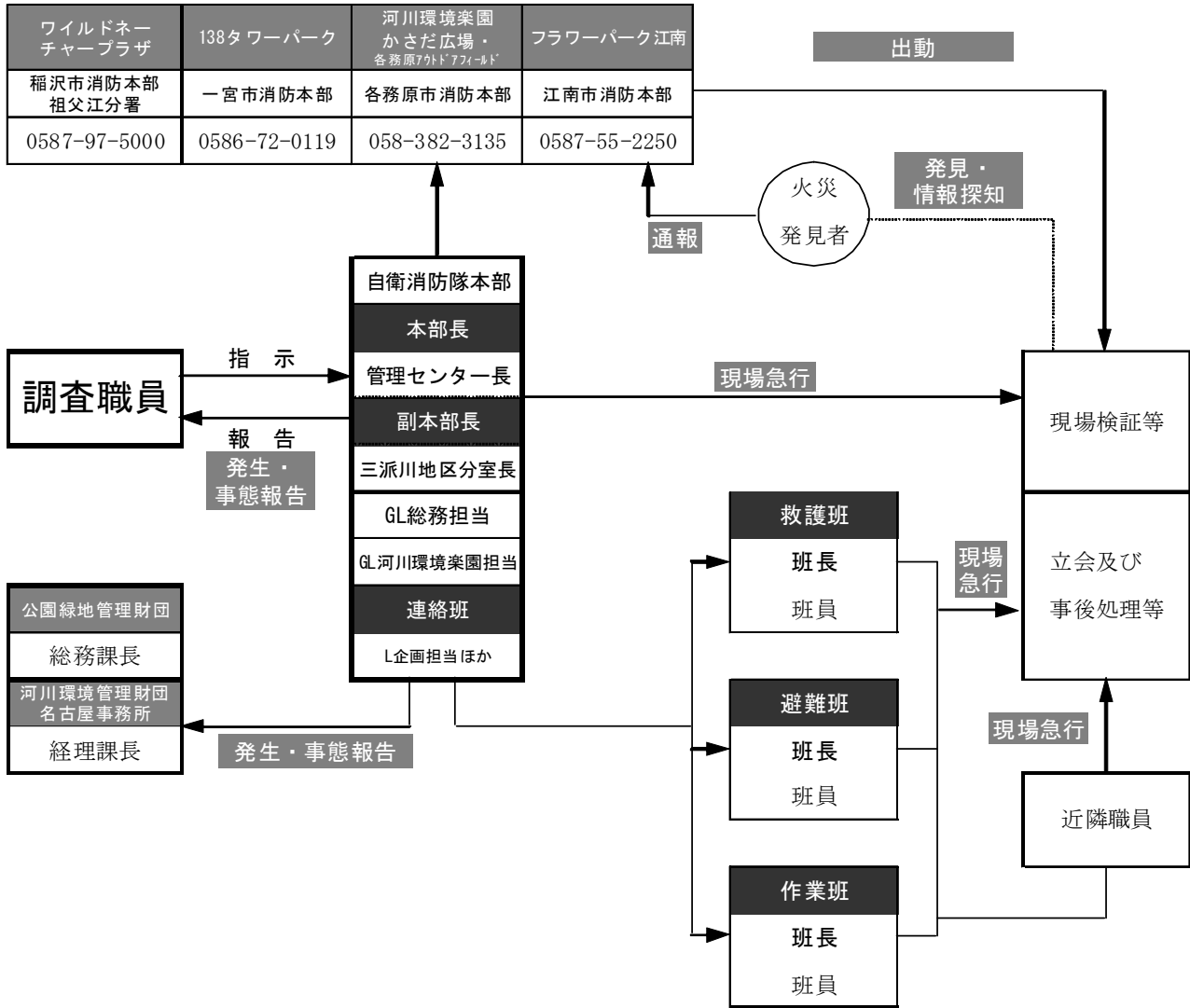
別表3 教育訓練計画

計画事項	計画内容	実施回数
職員に対する教育	1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する職員各自の任務ならびに責任の周知徹底 4. その他、防火管理業務遂行上必要な事項	年2回以上
自衛消防訓練	1. 部分訓練 2. 総合訓練	年2回以上

別表4 火災における緊急処理体制（三派川地区）

(H22～24年度の事例)

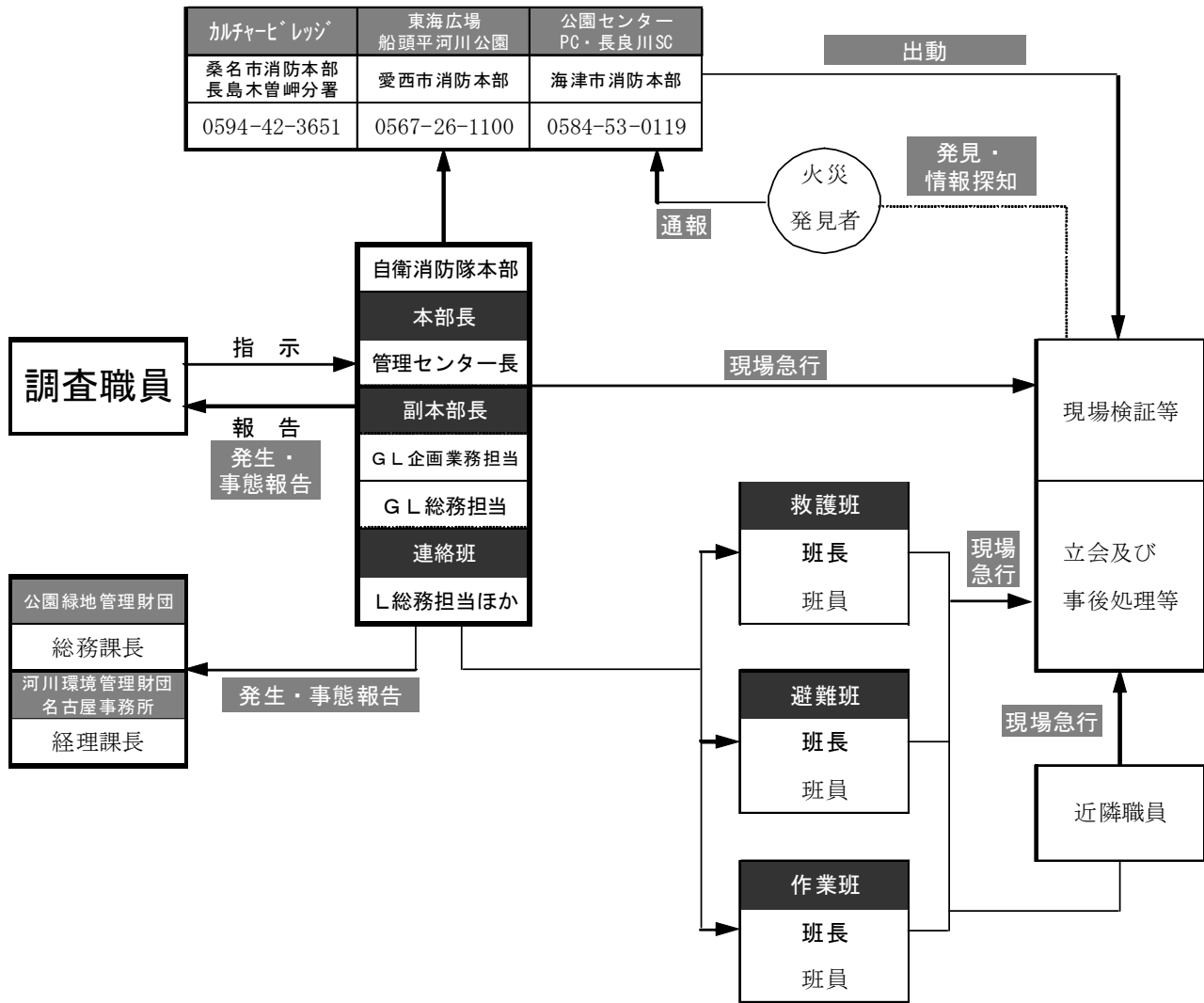
平成22年6月1日 現在



別表4 火災における緊急処理体制（中央水郷地区）

(H22～24年度の事例)

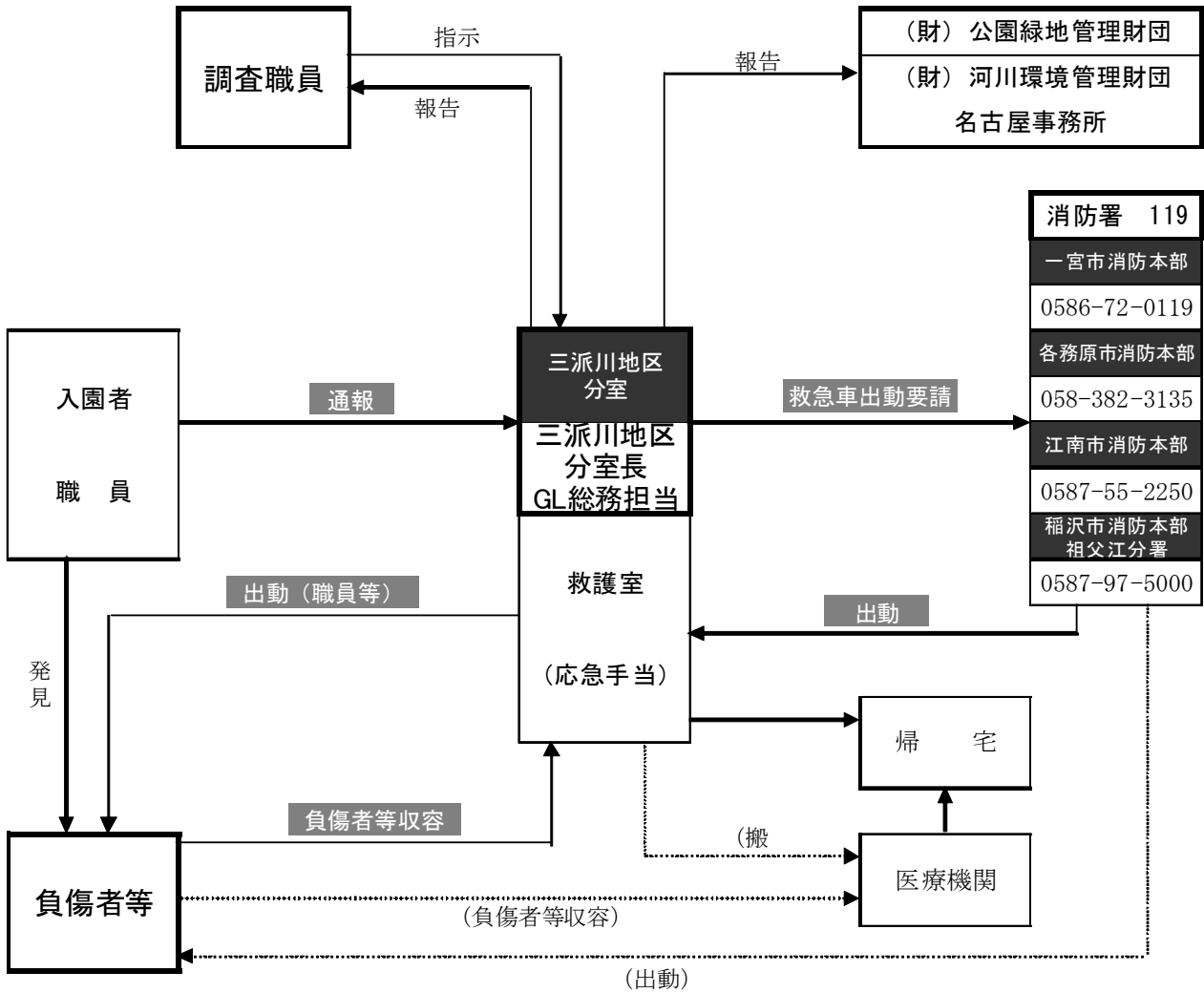
平成22年6月1日 現在



別表5 救急連絡体制組織図（三派川地区）

(H22～24年度の事例)

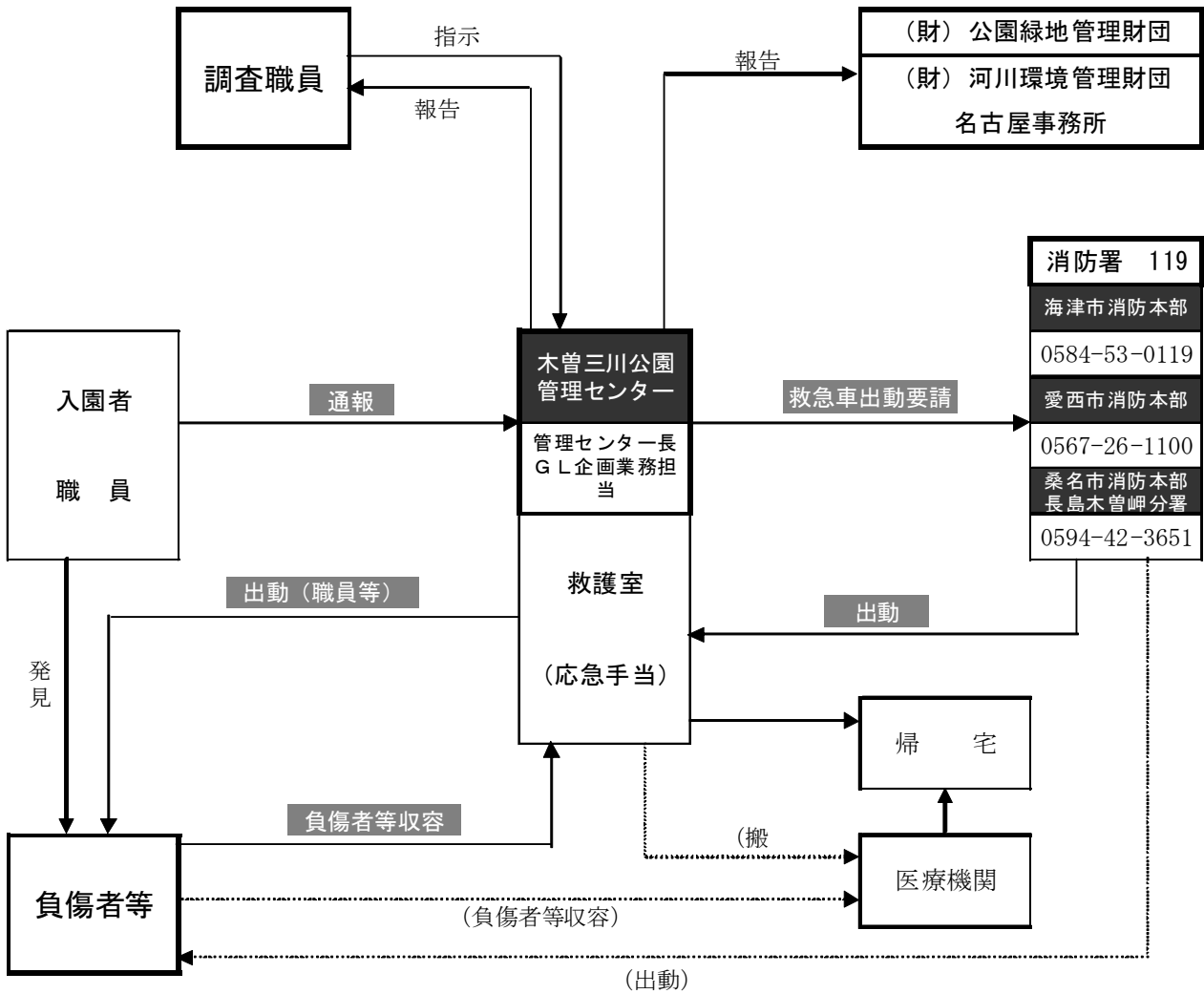
平成22年6月1日 現在



別表5 救急連絡体制組織図（中央水郷地区）

(H22～24年度の事例)

平成22年6月1日 現在



救急・救護活動マニュアル

1 救急対応について

当公園には看護職員が常駐していないため、救急事案の対応については次項の「救急対応フロー」に従い、各自、迅速かつ慎重に対応を行う。

救急車等の要請は、木曾三川公園管理センター、パークセンター、長良川サービスセンター、カルチャービレッジ、三派川地区分室、フラワーパーク江南、及び自然発見館等より遅滞なく連絡を行う。また事故等を発見した場合は、速やかに木曾三川公園管理センター、及び三派川地区分室へ第一報を入れる。

(連絡順位は下記) その際は、負傷者の現在の場所・氏名・年齢・性別・負傷の程度及び現在の状態等をできるだけ確認し、連絡すること。

【事故等における管理センター連絡先順位】

○中央水郷地区

順位	連絡先	内線番号
1	GL 総務担当	11
2	GL 企画業務担当	41
3	L 総務担当	21

・上記職員が不在の場合は、その時在席の職員へ連絡する
 ・パークセンター、長良川サービスセンター、カルチャービレッジ等の離れた拠点から木曾三川公園管理センターへ連絡する場合は、「専用線」「短縮」「内線番号」にて連絡する。

○三派川地区

順位	連絡先	内線番号
1	GL 総務担当	19
2	L 企画担当	14
3	L 管理担当	11

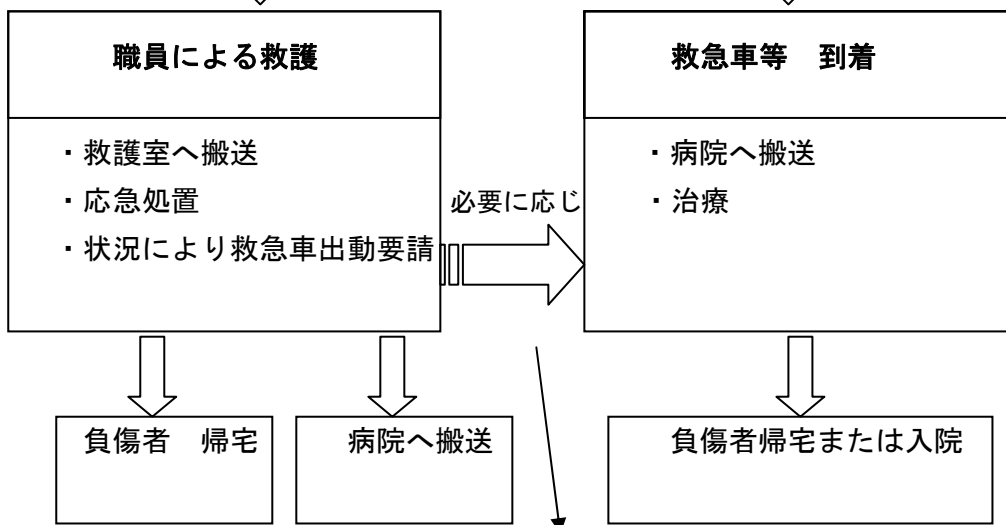
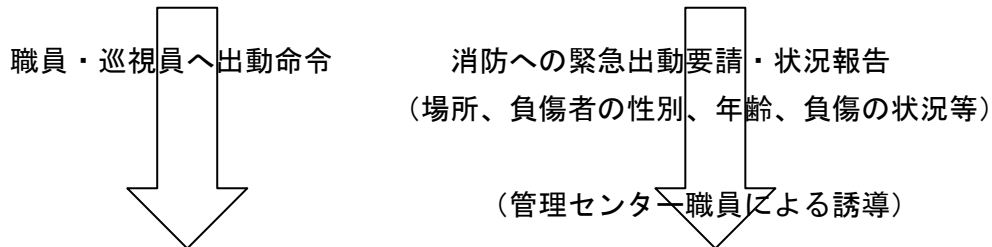
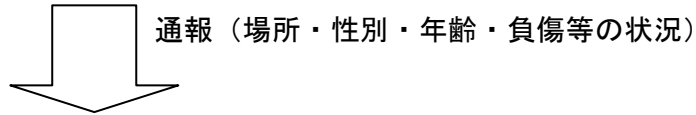
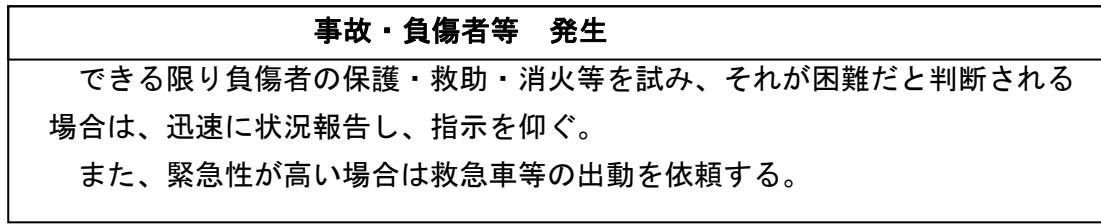
・上記職員が不在の場合は、その時在席の職員へ連絡する
 ・フラワーパーク江南、自然発見館等の離れた拠点から三派川分室へ連絡する場合は、「専用線」「短縮」「内線番号」にて連絡する。

(参考) 消防署電話番号 「119」

各消防署電話番号

海津市消防本部	電話 (0584) 53-0119
愛西市消防本部	電話 (0567) 26-1100
桑名市消防本部長島木曾岬分署	電話 (0594) 42-3651
一宮消防本部	電話 (0586) 72-0119
江南市消防本部	電話 (0587) 55-2250
各務原市消防本部	電話 (058) 382-3135
稲沢消防本部祖父江分署	電話 (0587) 97-5000

救急対応フロー



※ 事故・負傷者については、「事故記録」等の所定書式に従い、必ず記録を取り、管理センターへ報告する。(軽微な怪我等を除く)

119番のかけ方

119番通報は、消防局通信指令室が最初に火災、救急などの災害発生を知る大切な窓口です。119番通報と同時に救急隊員は出動準備にかかっているため、あわてず、先方（消防局通信指令室）の質問に正確に、はっきりと答えましょう。

- ①「火事ですか？救急ですか？」＝どうされましたか？
- ②「場所はどこですか？」＝公園名、住所
- ③「だれに助けが必要ですか？」＝年齢、性別、人数
- ④「意識はありますか？」＝はい・いいえ
- ⑤「呼吸はしていますか？」＝はい・いいえ
- ⑥「災害の様子は？」＝できるだけ詳しく

救急車が到着するまでに次のことをやっておきましょう。

- ①呼吸と脈がなかったら、人工呼吸・心臓マッサージ、AED操作
- ②安全な場所に移動
- ③励まし安心させて
- ④楽な姿勢をとらせる
- ⑤電話を使える状態に
- ⑥外に出て救急車を案内して

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営木曾三川公園維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑地に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内の必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおり。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には維持管理費を充当できない。

- 1) 参加者に配布する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

主催イベントは、詳細な実施計画書により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、中部地方整備局長の許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自

主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

実施者は実施に向け必要な調整を行わなければならない。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1 年未満の期間続けて行う展示等は 1 回と数える。当該年度内に 1 度撤去し、再設置した場合は設置する毎に 1 回と数える。
- 3) 自主事業による行催事も、1) ～ 2) の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加人数の数え方

- 1) 参加人数は延べ人数とする。
- 2) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまでご協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

「木曾三川・なごや花ネット」～秋のお花スポットめぐり～実施計画（案）

1. 目的 来園者に木曾三川沿川と名古屋市内の秋季の「花の見所」巡りを提案し「花観光」を推進するとともに、各施設との相互利用促進をはかることを目的とする。
2. 日時 平成 30 年 9 月 22 日（土）～11 月 11 日（日）
3. 場所 参加予定施設（20 ヶ所）

施設名	花（昨年の花）
東山動植物園（愛知県名古屋市）	シラタマホシクサ
愛・地球博記念公園（愛知県長久手市）	コスモス
名古屋市緑化センター・鶴舞公園（愛知県名古屋市）	バラ
農業文化園・戸田川緑地（愛知県名古屋市）	サルビア
久屋大通庭園フラリエ（愛知県名古屋市）	シュウメイギク
荒子川公園（愛知県名古屋市）	キンギンモクセイ
庄内緑地（愛知県名古屋市）	バラ
名城公園フラワープラザ（愛知県名古屋市）	コスモス・ キバナコスモス
ブルーボネット（愛知県名古屋市）	コスモス
大高緑地（愛知県名古屋市）	冬桜
浅井山公園（愛知県一宮市）	バラ
いちのえだ田園フラワーフェスタ（岐阜県羽島市）	昨年はコスモスが不調 ため不参加
内藤記念くすり博物館（岐阜県各務原市）	ロゼリソー
花フェスタ記念公園（岐阜県可児市）	バラ
大野極楽寺公園（愛知県一宮市）	キバナコスモス
フラワーパーク江南（愛知県江南市）	コスモス
河川環境楽園（岐阜県各務原市）	ホトトギス
パークセンター（岐阜県海津市）	キバナコスモス
138 タワーパーク（愛知県一宮市）	コキア
木曾三川公園センター（岐阜県海津市）	コスモス

4. 主催

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所/木曾三川公園管理センター

5. 内容 各施設に「花ネットスタンプ用紙」とスタンプを置いてもらう。
※スタンプ用紙等を置く場所がない場合は、こちらからスタンプ台を用意
各施設を巡って、スタンプ用紙にスタンプを押してもらう。
※スタンプには「施設名」が入っているので、重複はなし
3か所以上巡った方に花の種をプレゼントする。
プレゼント場所は、木曾三川公園センターと138タワーパークのみ
6か所以上巡った方には、抽選で景品をプレゼントする。
(抽選場所は、木曾三川公園センターと138タワーパーク)
7. 参加費 無料
8. 景 品 調整中(花好きの方が喜びようなものを考慮中)
9. 広報計画 中日新聞社・岐阜新聞社・地元通信局他マスコミ各社への情報提供
10. 参加施設への協力依頼内容
- ポスターの掲示と広報協力
 - ラリー用紙とスタンプの設置
 - 景品の提供(強制ではありません)
- ※景品として使用できる品物がございましたらご提供をお願いします
11. スタンプラリー実施までの予定
- 参加施設様の情報の提供(花データ、期間、掲示場所、交通機関、住所の文字データ、景品等の提供見込み)7月20日まで
 - 印刷物データの確認 データができ次第随時
 - ポスター、スタンプ用紙の送付 9月14日(金)予定

平成30年度 秋の花物語 実施計画（案）

1. 概要

本実施計画案は、木曾三川公園センターにおいて、コスモス等の開花期等に合わせて利用促進と公園の既存施設の活用を目的とした行催事を行う。

“秋の花”や“芸術”をテーマとしたイベント、ハンドメイド市・マルシェ等で地域振興や交流を目的としたイベントなど、多様な行催事を実施する。

また、園内にはハロウィンを意識した装飾等も行う。

2. 期間 平成30年9月15日（土）～11月4日（日）
 <10月9日（火）は休園日> 全51日間

3. 場所 木曾三川公園センター（岐阜県海津市海津町）

4. 主催 国営木曾三川公園中央水郷地区センターイベント実行委員会
 （構成団体：国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所、海津市、桑名市、愛西市、木曾三川公園管理センター）

5. 目標入園者数 公園センター：150,000人

6. 花修景計画

1) 北ゾーン大花壇ほか

7品種 30万本のコスモスとキバナコスモス（9月下旬～10月中旬）を植栽する。

また、シーシェル、ダブルクリックなどの変わり咲品種も植栽する。

- ◆大花壇 ドワーフ・センセーション（赤、白、ピンク）とキバナコスモス・あかつき・ピコティ
- ◆三川池横花壇 秋の紅葉を楽しむコキア
- ◆グリーンデッキ等 ピコティ・ダブルクリック・シーシェル
- ◆芝生広場花壇 遅咲きコスモス・キバナコスモス



2) 南ゾーン

秋の花々によるハンギングバスケット等

※コスモスのほか、赤ソバの花やリコリスも開花

7. 行催事計画

1) むかし遊び体験 ※雨天中止

竹ぼっくりやフラフープなど昔懐かしい遊び道具を貸出し、いろいろな遊びを楽しく体験していただく。

○実施日：9月15日（土）～11月4日（日）

○時間：開園時間中

○場所：北ゾーン 芝生広場

○参加料：無料



2) 「プーと大人になった僕」キーワードラリー

「クマのプーさん」の映画のキーワードラリーを行う。先着でノベルティをプレゼント。

○実施日：9月15日（土）～10月8日（月祝）

○時間：9：30～17：00

○場所：園内

○協賛：イオンシネマ名古屋茶屋

3) ストリートパフォーマンスショー

“親子のふれあい”をテーマにパフォーマンスを行う。

○実施日：9月15日（土）、16日（日）、17日（月祝）

○時間：12：00～ / 14：00～



○場 所：グリーンデッキ ※雨天時は大屋根下

○観覧料：無料

4) 海津交通安全フェスタ（持込イベント）

海津警察署が主体となり、イベントや体験を通じた、交通安全の啓発に努める。

○実施日：9月23日(日)

○時 間：10:00~16:00

○場 所：南ゾーン

○主 催：海津地区交通安全協会・海津市・海津警察署

○協 力：木曾三川公園管理センター

5) 秋のジャズコンサート

一度は聞いたことがあるような、ジャズの名曲などを演奏する。

○実施日：9月24日(月祝)

○時 間：12:00~ / 14:30~

○場 所：グリーンデッキ



6) バルーンドレスSHOW&音楽ステージ

コスモス畑を舞台にバルーンドレスのファッションショーや音楽のステージを開催する。

CBA 世界公認バルーンアーティストの山下郁子氏は 2017 年にバルーンアート世界大会 1 位を受賞、バルーンドレス国内大会で 2 連覇。

○実施日：9月30日(日)

○時 間：11:30~13:00 / 13:30~15:00

○場 所：北ゾーン大花壇 ※雨天時は大屋根下

○観覧料：無料

○協 力：株式会社ニコフィーバルーンパーク 山下郁子（ふみこ）氏



7) 木曾三川 秋のハンドメイド市 ※雨天中止

広く市民から出店者を募り、手作り作品等の販売を行う。

○実施日：10月6日(土)、7日(日)

○時 間：10:00~16:00

○場 所：北ゾーン 特設テント他

8) 木曾三川わんこマルシェ（持込イベント） ※雨天中止

公共施設等での犬の散歩マナー向上のための啓発をするとともに、愛犬家等の情報交換や交流を図る。

○実施日：10月13日(土)、14日(日)

○時 間：10:00~16:00

○場 所：北ゾーン 特設テント他

○主 催：木曾三川わんこマルシェ実行委員会

○協 力：木曾三川公園管理センター



9) ミニ電車に乗ろう！ ※雨天中止

ミニチュアの電車の乗車体験を行う。

○実施日：10月13日(土)、14日(日)

○時 間：10:00~12:00 / 13:00~15:00

○場 所：南ゾーン

○定 員：100名/回

○参加料：300円/名

※3歳以下の方は保護者同乗が必要（同乗者無料）

○協 力：ミニトレイン SAKURA



10) 市民イベント

①ウッドバーニング体験教室 ※雨天中止

焼きごてを使って作るウッドバーニングで、ペンダントやキーホルダーを作る。

○実施日：9月15日(土)、16日(日)、17(月祝)、22日(土)、23日(日)、24(月祝)、29日(土)、

10月6日(土)、7日(日)、8日(月祝)、13日(土)、20日(土)、21日(日)、27日(土)、
28日(日)、11月3日(土)、4日(日)

- 時 間：10：00～15：30（受付終了）
- 場 所：水と緑の館 イベントスペース
- 定 員：なし
- 参加料：キーホルダー400円・ペンダント 500円
- 主 催：堀江クラフト



②キラキラクラフト体験 ※雨天中止

キラキラパーツを使い、キーホルダーやペンダント、写真立を作る。

- 実施日：9月16日(日)、10月14日(日)、11月3日(土)
- 時 間：10：00～15：30（受付終了）
- 場 所：水と緑の館 イベントスペース
- 定 員：なし
- 参加料：キーホルダー 400円、ペンダント 500円、写真立 700円
- 主 催：堀江クラフト

③選んで作ろう万華鏡 ※雨天中止

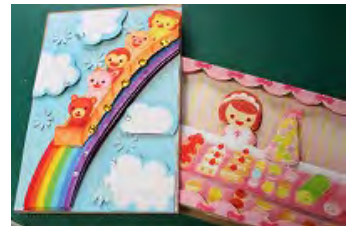
綺麗な万華鏡が簡単に手作りできる。親子で制作することで、子どもとの触れ合いを促す。

- 実施日：9月16日(日)、23日(日)、24(月祝)、30日(日)
10月14日(日)、20日(土)、21日(日)、28日(日)、
11月3日(土)
- 時 間：10：00～15：30（受付終了）
- 場 所：水と緑の館 イベントスペース
- 定 員：なし
- 参加料：万華鏡 1000円～、小箱 500円
- 主 催：ミラーを選ぶ万華鏡

④立体カード・ノートをつくろう ※雨天中止

コスモス等秋の花をテーマにした立体カード作りを行う。

- 実施日：9月16日(日)、10月21日(日)
- 時 間：10：00～15：30（受付終了）
- 場 所：水と緑の館 イベントスペース
- 定 員：なし
- 参加料：300円～
- 主 催：デコグラフィ工房



⑤プリザーブドフラワー&ガラスアート体験 ※雨天中止

生花のように生き生きとしたプリザーブドフラワーで作るアレンジとガラスアートの体験を行う。

- 実施日：9月29日(土)、30日(日)
- 時 間：10：00～15：30（受付終了）
- 場 所：水と緑の館 イベントスペース
- 定 員：なし
- 参加料：プリザーブドフラワー 1000円～、ガラスアート 500円～

⑥紙ヒコーキ教室 ※雨天中止

プロに紙ヒコーキの作り方を教えてもらい、実際に飛ばす体験をする。

小さい子ども用の簡単なヒコーキもある。

- 実施日：9月23日(日)、10月28日(日)
- 時 間：10：00～12：00
- 場 所：南ゾーン
- 定 員：50名
- 参加料：100円～
- 主 催：木曾三川紙ヒコーキの会



⑦竹馬づくり体験 ※雨天中止

会のメンバーと一緒に、昔懐かしい竹馬作りを行う。親子で制作し子どもとの触れ合いを促す。

- 実施日：10月14日(日)
- 時 間：10：00～15：30

- 場 所：北ゾーン 芝生広場テント
- 定 員：各日先着 50 名
- 参加料：500 円
- 主 催：千本松原に集う会

⑧ウッドバーニング展示

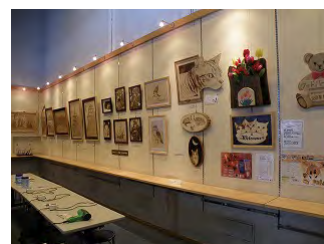
焼きごてを使って作るウッドバーニングの作品を展示する。

- 実施日：10月2日（火）～10月31日（水）
- 場 所：水と緑の館 展示スペース
- 参加費：無料
- 主 催：堀江クラフト

⑨竹細工展示

竹で作ったミニチュアの作品等を展示する。

- 実施日：10月3日（水）～10月31日（水）
- 場 所：水と緑の館 展示スペース
- 参加費：無料
- 主 催：阿部 正夫



⑩FREE BIRD ミュージック・フェスティバル ※雨天中止

四日市市周辺で活動するバンドが集まり、発表会を兼ねたステージを行う。

- 実施日：11月3日（土祝） ※予定
- 時 間：11：00～16：00
- 場 所：南ゾーン ステージ
- 観覧費：無料
- 主 催：福永さま

11) 海蔵亮太スペシャルステージ

レディオキューブ（FM三重）の公開録音を含めて開催する。

- 実施日：10月20日（土）
- 時 間：14：00～15：00
- 場 所：南ゾーン ステージ
- 観覧料：無料
- 出 演：海蔵亮太
- 協 力：FM三重

12) 移動絵本屋がやってくる！ <新規>

読み聞かせや絵本の販売を行い、本を手に取り親しんでいただく。

- 実施日：10月7日（日）
- 時 間：10：00～16：00 ※読み聞かせ：10：30～ / 13：30～
- 場 所：北ゾーン 芝生広場
- 協 力：こども古本店

8. 広報宣伝計画

1) イベントチラシ配布

ファミリー層を対象に、秋のイベントを紹介するチラシ（A4版・4C×1C）を約50,000部製作し、近隣の公共施設や観光施設、マスコミ関係等へ送付を行う。

- ・発行日：9/5（水）
- ・主要配布箇所：計 788 箇所
- ・近隣市民センター、公民館、図書館等：493 箇所
- ・近隣小学校：58 箇所
- ・近隣観光施設、観光案内所、ホテル等：59 箇所
- ・近隣ケーブルテレビ：21 箇所
- ・JR、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、養老鉄道：32 箇所
- ・道の駅（中部ブロック）：125 箇所

2) イベントポスター掲示

名古屋鉄道各駅(120 駅)の構内に B1 サイズのポスターを掲示し、鉄道利用者への情報提供を行う。
また、近隣の道の駅に B2 サイズのポスターを掲示し、道の駅利用者への情報提供を行う。

- 掲示期間：9/14(金)～10/13(土) 予定

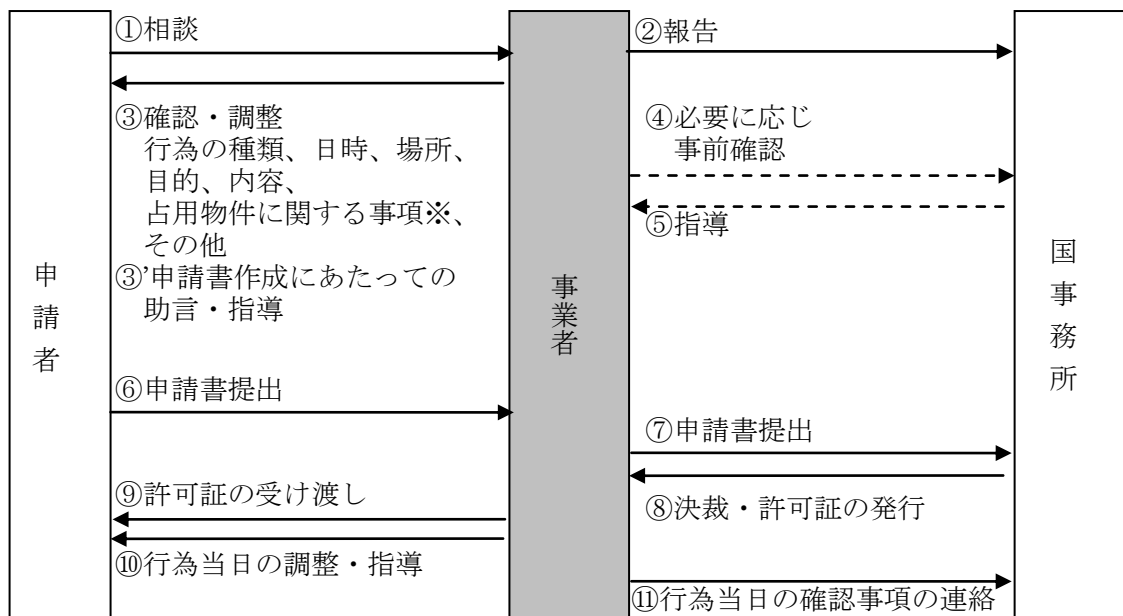
3) 公園内広報活動

来園者の多い公園センターにおいて他拠点の PR やイベント情報を提供する場所をすることで、再来園の動機付けを行いリピーターの確保を図る。また、正面入口や園内に懸垂幕等での PR も実施する。

持ち込みイベント等対応マニュアル

国営木曽三川公園内でイベント等を実施する場合には、都市公園法第12条に基づき、公園管理者の許可を受ける必要がある。(別添4「国営木曽三川公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照)

国営木曽三川公園管理センターにおいて、イベント等の内容、実施時期、実施箇所等を確認し、他の利用者等との調整を行い、実施可能なものについては以下のフローに従い手続きをとること。



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。(建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による)

1. 許可の必要な行為例

- ・アンケートの調査又は植物等の調査
- ・公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
- ・開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事等
- ・ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
- ・公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの
- ・駐車場及びその進入路以外の場所への自転車乗り入れを行うもの
- ・会費等を徴収して写真又は動画等の撮影を行うもの

・写真又は映画等を営利目的で撮影するもの

2. 手続き

(1) 申請者からの相談受付及び確認・調整

実施が可能なものかどうか電話等にて必ず確認した上で、申請を行ってもらおう。

以下の項目について確認すること。

- ・行事名
- ・開催日時（準備日を含む）
- ・行事の目的
- ・行事の内容
- ・主催者名、運営組織図等
- ・申請担当者名、所属先及び連絡先
- ・参加費
- ・参加費の徴収方法
- ・入場見込み数・参加予定人数
- ・物品販売・配布の予定
- ・収支予算書
- ・使用しようとする区域、施設、マラソン等のコース
- ・設置する仮設工作物の内容
- ・会場図
- ・タイムスケジュール
- ・事故防止対策、要員配置図等
- ・緊急連絡体制図
- ・交通対策
- ・周辺地域対策
- ・ごみ対策
- ・広告宣伝の方法
- ・登記簿謄本（複写）及び業務経歴書

なお、内容によっては、国事務所に対し事前確認を行った上で申請書の提出をしてもらうこと。

(2) 申請書の作成指導及び受付

(1) の確認・調整の結果、実施が可能なものについて申請者から申請書（別紙1、2及び3）を提出してもらおう。その際、申請書作成にあたっての助言・指導を行うこと。

なお、提出された申請書については内容確認の上、速やかに国事務所へ提出すること。

(3) 許可書の受け渡し及び行為当日の調整・指導

国事務所から発行された許可書について、申請者に手渡す。また、行為当日においては他

の利用者等の利用の妨げとならないよう、必要に応じ調整・指導を行うこと。

なお、雨天等によりイベント等が中止になった場合については国事務所へ報告すること。

3. 留意事項

- ・マラソン等線形イベントの受け入れ可能な時期等
- ・ロケーション

新規・更新・変更

第 号

平成 年 月 日

許 可 申 請 書

公園管理者

中部地方整備局長 殿

申請者 住所

氏名

印

TEL () -

都市公園法第 12 条第 1 項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の種類	
日時又は期間	(自) 平成 年 月 日 () (至) 平成 年 月 日 ()
場 所	
目 的	
内 容	
その他参考となるべき事項	

(記入要領)

1. 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者氏名を記載するとともに担当の所属、氏名及び電話番号を記載すること。
2. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3. 「その他参考となるべき事項」の欄には、次ぎの事項のほか、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。
 - (1) 工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
 - (2) 変更の許可申請の場合は、すでに受けた許可の年月日

実施計画書

1. 概要

2. 実施日時

3. 実施場所

4. 参加者数

5. 参加費用

6. 安全管理

■参加者の病気・事故等に迅速に対応するため、大会時の巡視を徹底します。

■不測の事故発生の場合は、速やかに緊急連絡先及び木曾三川公園管理センターに連絡します。

■その他利用の際は、公園スタッフの指示に従って、速やかに対応します。

■使用した場所及び貸与した備品は、原状復旧するものとし、破損や紛失の際の責任を負います。

7. 緊急連絡体制

海津警察署 ○○○○-○○-○○○○ (110 番)

海津市消防本部・消防署 ○○○○-○○-○○○○ (119 番)

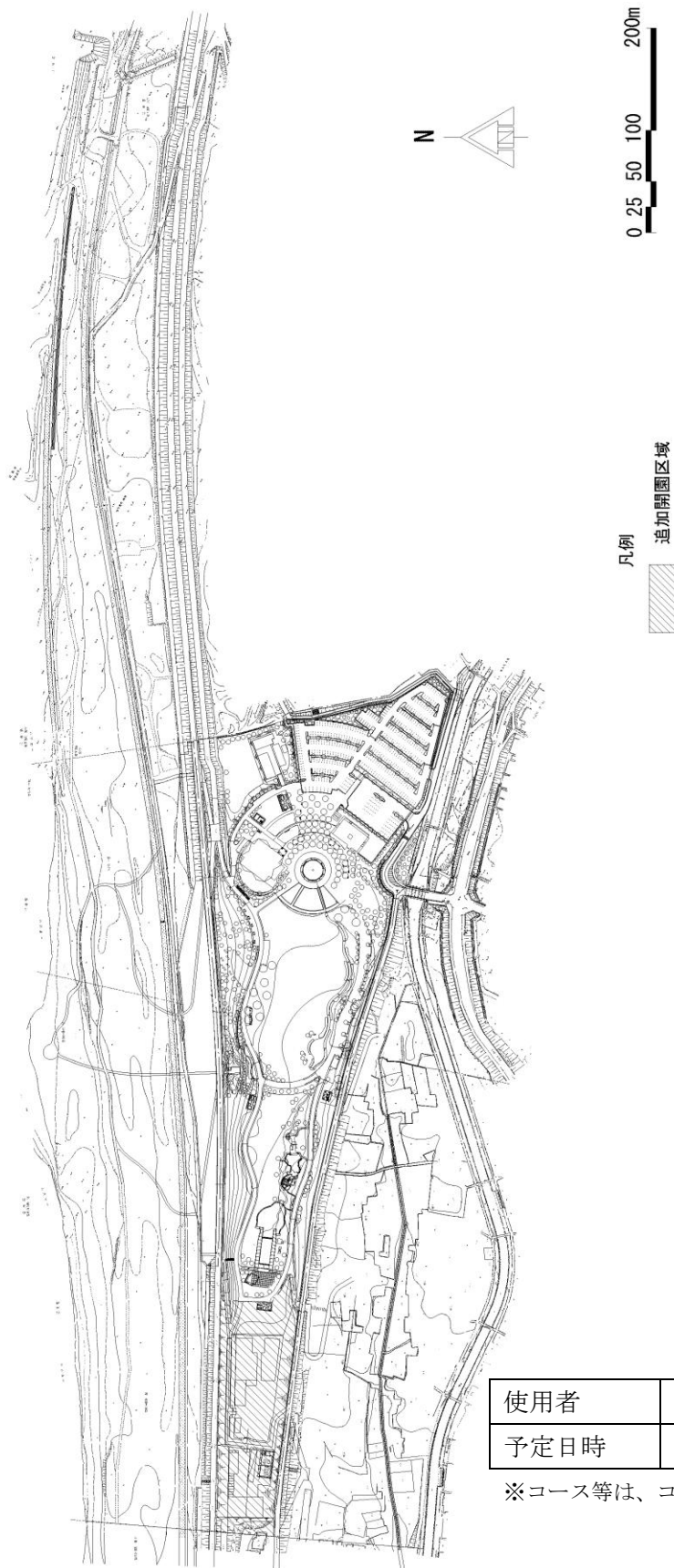
大桑クリニック ○○○○-○○-○○○○

木曾三川公園管理センター (○○) ○○○○-○○-○○○○

(○○○-○○○○-○○○○)

8. 主催

使用箇所図面例
(フラワーパーク江南)



使用者	
予定日時	

※コース等は、コピーに出る濃さで記入すること

行為の許可申請書記入要領

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入
2. 「平成 年 月 日」は提出日を記入
3. 「申請者住所」は、都道府県名から記入
4. 「申請者氏名」は、法人等の組織名称及び代表者肩書・氏名を記入し、代表者印（社判ではなく、代表者自身を証するもの）を押印
5. 「行為の種別」は、「競技会」「集会」「ロケーション」等記入し、大会名等ある場合は、()書きで記入
6. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて（予備日は「その他参考となるべき事項」へ）記入
7. 「場所」は、原則として園内施設名を記入するが、競技会の場合は「園内特設コース」でも可
8. 「目的」は申請行為を行う目的、「内容」は申請行為の具体的内容を記入
9. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付
10. 競技会の場合はスタート・ゴール・進行方向（→で図示）を記入したコース図及び緊急連絡先体制図（電話番号を記入）を添付
11. 模擬店を出す場合は、利益が出ていない事が証明できる収支計算書を添付し、別途占用申請書を提出

※繁忙期の大規模な競技会・集会等は原則許可できません。

※園内の樹木を折ったり傷を付けた場合・一般来園者を排除する等により苦情が出た場合・許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く

(参考)

都市公園法第12条の規定に関する適用除外

以下の施設の利用については、法第12条の規定が適用されない軽微なものとみなし、届出書（施設利用申請書等）を提出する。（国営木曾三川公園における行為の禁止等に関する取扱要領（案）第8条第2項）

一 イベント広場野外ステージ（138タワーパーク）

（参考）

- ・ステージ利用についての注意事項

二 クリスタルフラワー（フラワーパーク江南）

（参考）

- ・クリスタルフラワー有料施設利用規則

三 自然発見館（木曾川水園）

四 テニスコート・サッカーグラウンド・サンドコート・研修室・ミーティングルーム・トレーニングルーム等（長良川サービスセンター）

（参考）

- ・センターハウス・テニスコート・サッカーグラウンド・サンドコートご利用案内
- ・トレーニングルームご利用案内
- ・一般水面利用のご利用案内（利用規則）
- ・研修室・ミーティングルームのご利用案内
- ・水面スポーツ活用パートナー協定書
- ・水面スポーツ活用パートナー募集要項
- ・競技高水敷利用規則・細則
- ・競技高水敷利用団体募集要項
- ・競技水面利用規則・細則
- ・競技水面利用団体募集要項

五 パートナー棟（アクアワールド水郷パークセンター）

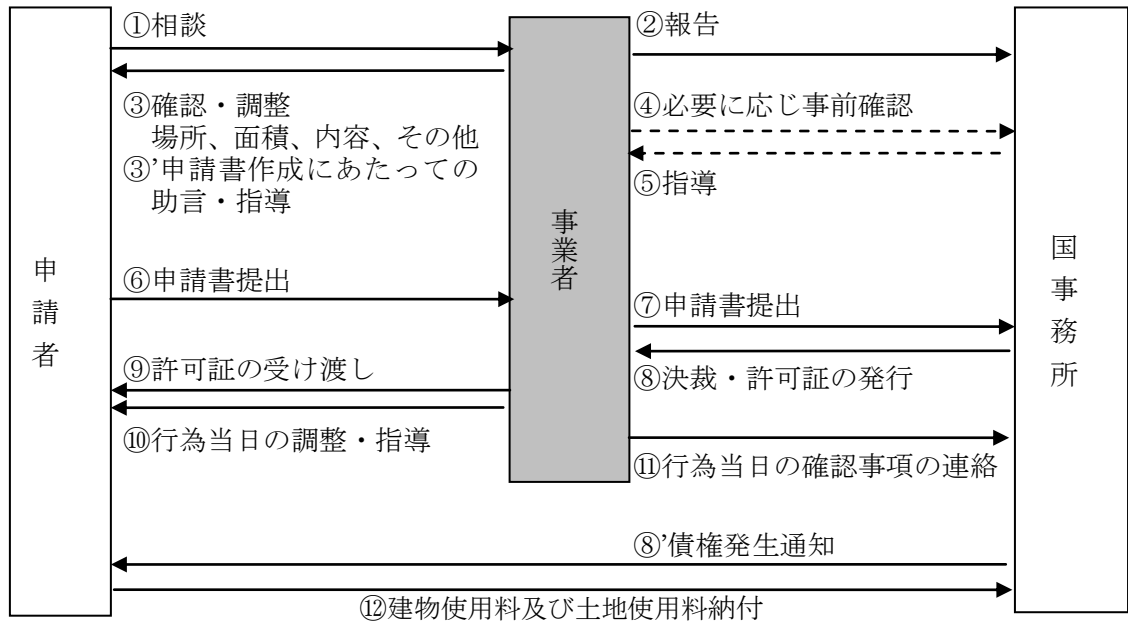
六 輪中ドーム（カルチャービレッジ）

●団体利用

各拠点20名以上での団体利用がある場合は、事前に「団体申込書」の提出をお願いしている。

また、占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく公園管理者の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

新規・更新・変更

第 号

平成 年 月 日

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

公園管理者

中部地方整備局長 殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

TEL () -

都市公園法第6条第1項の規定により下記のとおり許可申請する。

記

都 市 公 園 名	
占 用 場 所 及 び 占 用 期 間	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
占 用 の 目 的	
占 用 物 件 の 名 称 ・ 規 模 ・ 構 造 及 び 数 量	
工 事 の 実 施 方 法 及 び 工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日
占 用 物 件 の 管 理 方 法	
都 市 公 園 の 復 旧 方 法	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

(新規要領)

新規・更新・変更

第 号については該当するものを○で囲み、更新及び変更の場合は、

1 平成 年 月 日

従来の許可書又は解答書の番号及び年月日を記載すること。

2 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者氏名を記載するとともに担当者の所属、氏名及び電話番号を記載すること。

継続必要性の高いイベント対応

別添23

■三派川地区

イベント名	拠点名	時期	イベント内容・連携対応	イベント種別※1
春のガーデンパーティ	フラワーパーク江南	4月中旬～5月下旬	ゴールデンウィークを迎え、春の花とイベントを開催します。 ●連携先:フラワーパーク江南友の会	③
夏のガーデンパーティ	フラワーパーク江南	7月中旬～8月下旬	夏の花及び夏休みの思い出となるイベントを開催します。 ●連携先:フラワーパーク江南友の会	③
秋のガーデンパーティ	フラワーパーク江南	9月中旬～11月上旬	秋の行楽シーズンにコスモスなど秋の花修景とイベントを開催します。 ●連携先:フラワーパーク江南友の会	③④
冬のガーデンパーティ	フラワーパーク江南	11月中旬～1月中旬	クリスマス及び正月に向けた装飾提案展示、クリスマス及び正月をテーマとしたイベントを実施。 ●連携先:フラワーパーク江南友の会	③
春の楽園祭	河川環境楽園(木曾川水園)	4月下旬～5月上旬	春の行楽シーズンに合わせ、家族で楽しめるじゃぶじゃぶ宝さがしなど屋外イベントを開催し、皆様にお楽しみいただけます。 ●連携先:岐阜県、各務原市、西日本高速道路(株)、(株)オアシスパーク、アクア・トぎふ	①③
秋の楽園祭	河川環境楽園(木曾川水園)	9月下旬～10月下旬	秋の行楽シーズンに合わせ、ツリークライミングやお月見など家族で楽しめるイベントを開催し、皆様にお楽しみいただけます。 ●連携先:岐阜県、各務原市、西日本高速道路(株)、(株)オアシスパーク、アクア・トぎふ	①③
冬の楽園祭	河川環境楽園(木曾川水園)	12月上旬～2月下旬	イルミネーションによる園内装飾やクリスマス・お正月に関連したイベントを開催し、皆様にお楽しみいただけます。 ●連携先:岐阜県、各務原市、西日本高速道路(株)、(株)オアシスパーク、アクア・トぎふ	①②③
スプリングフェスタ	138タワーパーク	4月中旬～5月上旬	「いちのみやリバーサイドフェスティバル」や「出現！巨大こいのぼり」など主にGW期間に家族連れを対象にしたイベントを開催します。 ●連携先:一宮市、たんぼぼ幼稚園	①③⑤
サマーフェスタ	138タワーパーク	7月中旬～8月下旬	巨大気温グラフやビートルート138など夏休み期間に家族連れを対象にしたイベントを開催します。 ●連携先:由喜太鼓、春明太鼓、一宮太鼓	③
オータムフェスタ	138タワーパーク	9月中旬～11月上旬	「階段のぼり」や「一宮菊花大会」などさまざまなイベントを開催します。 ●連携先:一宮菊花会、葉栗公民館、一宮市女性農業者会議、一宮市農業振興課、一宮消防、由喜太鼓、春明太鼓、一宮太鼓、東海5タワーズ	①②③⑤
ツインアーチのメリークリスマス	138タワーパーク	11月中旬～12月下旬	約50万球のイルミネーションを園内に装飾するとともに、クリスマスにちなんださまざまなイベントを開催します。 ●連携先:たんぼぼ幼稚園、師勝花の木幼幼稚園	①②③

※1イベント種別は、下記のとおり。

- ①委託費のみで行ったもの
- ②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したもの
- ③一部委託費で行うが実行委員会形式で行ったもの
- ④自主財産で独立採算で行ったもの
- ⑤持ち込みイベント

■中央水郷地区

イベント名	拠点名	時期	イベント内容・連携対応	イベント種別※1
木曾三川交流レガッタ	長良川サービスセンター	5月中旬	地域交流レガッタ ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、水資源機構、中部建設協会、CBCクリエイション、国土交通省	③
長良川国際トライアスロン大会	長良川サービスセンター	8月上旬	トライアスロン大会 ●連携先: 日本トライアスロン連合、中日新聞社	③
デ・レーケ記念交流レガッタ	長良川サービスセンター	9月中旬	地域交流レガッタ ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、水資源機構、中部建設協会、CBCクリエイション、国土交通省	③
長良川ふれあいマラソン大会	長良川サービスセンター	10月上旬	障害をお持ちの方にも参加していただけるマラソン大会 ●連携先: 岐阜県、海津市、海津市社会福祉協議会他	③
チューリップ祭	木曾三川公園センター	4月上旬～中旬	オランダ人技師ヨハネスデレーケの遺徳を偲び、オランダの国花チューリップの祭を開催 ●連携先: 海津市、海津市商工会、都市機構、オランダ領事館	③
春の花物語	木曾三川公園センター	4月下旬～5月下旬	春の花々の開花時期に合わせイベントを開催 ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、都市機構	①②⑤
夏の水物語	木曾三川公園センター	7月中旬～8月下旬	水遊びシーズン及び夏の花々の開花時期に合わせイベントを開催 ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、都市機構	①②⑤
秋の花物語	木曾三川公園センター	9月中旬～11月上旬	コスモスの開花時期に合わせイベントを開催 ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、都市機構	①④⑤
冬の光物語	木曾三川公園センター	11月下旬～1月中旬	約50万球のイルミネーションを園内に装飾するとともに、クリスマスにちなんださまざまなイベントを開催します。海津の幼稚園児によるハンドベルを実施 ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、都市機構、海津市教育委員会	①⑤
木曾三川のお正月	木曾三川公園センター	12月下旬～1月中旬	春の行楽シーズンに合わせ、家族で楽しめるじゃぶじゃぶ宝さがしなど屋外イベントを開催し、皆様にお楽しみいただきます。 ●連携先: 海津市、桑名市、愛西市、多度大社、治水神社、千代保稲荷	①②④⑤
リレーマラソン大会	東海広場	11月中旬	広大な河川環境の中でグループによるマラソン大会を実施 ●連携先: 愛西市教育委員会、海津市教育委員会、桑名市教育委員会、都市機構	③
水郷フェスタ	カルチャービレッジ	10月下旬	秋の気候のいい時期に合わせイベントを開催 ●連携先: 桑名市、桑名三川商工会	③

※1イベント種別は、下記のとおり。

- ①委託費のみで行ったもの
- ②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収したもの
- ③一部委託費で行うが実行委員会形式で行ったもの
- ④自主財産で独立採算で行ったもの
- ⑤持ち込みイベント

ボランティア活動内容(規約・活動内容)

ボランティア名	活動拠点名	活動内容	登録者数
フラワーパーク江南友の会	フラワーパーク江南	公園管理者と市民ボランティアとの協働による管理運営活動を行い、魅力的な公園創造を目的としている。活動については内容を固定せず8つのグループ毎に活動計画を決め、公園側と友の会運営委員会等でこまめに調整しながら行っている。 グループの活動内容は：①草花メンテナンス、②草花装飾、③花のガイド、④自然観察、⑤自然活用、⑥情報発信、⑦公園ガイド、⑧食のグループ	75名
EEネット	自然発見館(河川環境楽園(木曾川水園))	自然発見館の環境教育事業をサポートする活動として、団体への指導を実施するほか、スキル向上と会員間のネットワーク強化のため来園者向けのイベントを企画・実施している。	17名
楽園フラワーフレンド	自然発見館(河川環境楽園(木曾川水園))	毎週火曜日の午前中に、職員が指導者になって、園内のハーブ園やプランターなどで、植栽及び除草、花柄摘みなどの管理作業を行っている。また定期的に、会員が収穫したものを使って勉強会を行っている。	19名
農家のお世話番	河川環境楽園(木曾川水園)	園内の茅葺きの農家は休憩所になっており、囲炉裏やカマドを備え付けてある。地元川島町の老人会の会員が交代で各日2名ずつ来て、囲炉裏に火を入れ、火の番をしながら、来訪者と交流をしている。	14名
エコパラクラブ	自然発見館(河川環境楽園(木曾川水園))	年間会員制の体験イベントを通じた、公園への直接的な参画と、自然体験型教育を実施している。年12回の活動を通じ公園の四季を感じながら田植え、稲刈り、七夕などの季節的な園内行事の一部を担う活動を行っている。	126名
もくパラ倶楽部	138タワーパーク	もくもくパラダイスをフィールドとしたピオトープの維持管理を目的として活動を行う。倶楽部員自身が自然と触れ合い楽しむ活動や、自分の特技やここで学んだことを来園者に提供する活動等も行う	29名
ローズボランティア	138タワーパーク	バラ植栽地において、公園利用者を相手に栽培管理実習や講習などを実施する。	6名
ガーデナー倶楽部	7アワールド水郷パークセンター	路地花壇(一部除く)及びコンテナ花壇等のデザイン、植栽、維持管理(灌水、花がら摘み、施肥、除草等)を行っている。	36名
水郷倶楽部	7アワールド水郷パークセンター	公園管理者と協働で堀田の管理運営を行なうとともに、水郷地域の伝統文化や暮らしを伝えてゆくことを目的とし堀田に関わる年間行事を公園利用者に対して提供している。	10名
公園ガイド	木曾三川公園センター	主に小学校団体を対象として、輪中の農家等のガイドやこの地域の文化、治水の歴史に関する説明を行っている。	5名
パークゴルフ	東海広場	パークゴルフ人口の拡大、ルールや競技方法の指導、コースの簡単なメンテナンス等を目的とするゴルフガイドを実施している。	128名

平成 29 年 3 月 31 日時点

ボランティア規約の事例

国営木曾三川公園アクアワールド水郷パークセンター堀田ボランティア
パークセンター 水郷倶楽部（仮）【会則】

（名 称）

第1条 本会は、「パークセンター 水郷倶楽部（仮）」（以下「水郷倶楽部（仮）」）と称する。

（目 的）

第2条 水郷倶楽部（仮）は、国営木曾三川公園 アクアワールド水郷パークセンター（以下「パークセンター」）において、公園管理者と市民ボランティア「水郷倶楽部（仮）」との協働により堀田の管理運営を行なうとともに、堀田に関わる年間行事をイベントとして多くの公園利用者へ提供するなかで水郷地域の伝統文化やくらしを伝えてゆくことを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、堀田の維持管理
- 二、堀田における農作業及び水郷地域の伝統文化やくらしを伝えるイベントの企画・提案・実施
- 三、上記に関わる人材育成への協力
- 三、水郷倶楽部（仮）への参加呼びかけ
- 四、水郷倶楽部（仮）の運営や、公園の利用に関わる検討・提案
- 五、その他、水郷倶楽部（仮）の目的を達成するための活動

なお、上記活動において、水郷倶楽部（仮）独自の収益活動は行わない。

- 2 水郷倶楽部（仮）の活動に当たっては国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所（以下「下流事務所」という。）ならびに木曾三川公園管理センター（以下「管理センター」という。）との綿密な調整を行い、公園のボランティアとして相応しい言動、服装に十分配慮する。

（構成及び資格）

第4条 水郷倶楽部（仮）は、ボランティア（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 会員は、管理センターが会員を募集時に会員登録を行った者とする。

(活動エリア)

第5条 水郷倶楽部（仮）の活動エリアは原則として公園供用区域内とし、未供用区域での活動においては、管理センターを通して下流事務所の許可を得た場合のみ可とする。

(事務局)

第6条 水郷倶楽部（仮）の事務局は木曾三川公園管理センター（アクアワールド水郷パークセンター）に置く。

(役員)

第7条 水郷倶楽部（仮）に次の役員を置く。

会長 会員の中から1名
副会長 会員の中から2名以内

- 2 会長は、水郷倶楽部（仮）を代表し、事務局との連絡調整を行い、水郷倶楽部（仮）の円滑な運営を図る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の際はその職務を代行する。

(任期)

第8条 各役員の任期は1年とする。
ただし、再任は妨げないものとする。

(活動日)

第9条 水郷倶楽部（仮）の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。
2 活動計画日以外に活動を行う場合は、事務局に連絡し了承を得た上で活動することができる。原則として休園日を除くものとする。

(貸与物品)

第10条 会員にはボランティア用のユニフォーム等を貸与する。
2 活動においては貸与されたユニフォーム等を正しく着用する。

(保険)

第11条 会員は、ボランティア活動保険（または同等の保険）の加入を行なう。
また、加入にかかる費用は会員の自己の負担とする。
2 ボランティア活動保険加入の手続きについては、事務局が行うものとし、既にボランティア保険（または同等の保険）に加入している者はその写しを事務

局へ提出する。

- 3 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア活動保険の適用範囲内で対応するものとする。

(活動支援)

第12条 活動において必要と認められる道具、資材等については、管理センターにて用意する。

(退会)

第13条 年度の途中で水郷倶楽部（仮）を退会する会員は、事前に事務局に報告した上で、その旨を会長宛に書面にて提出する。

- 2 年度末時の退会については、事務局より提示される活動更新の意思確認に対し、書面にて報告する。

(退会処分)

第14条 ボランティア活動全体の円滑な運営に支障をきたす行為や、公園に損害を与える行為を行った会員に対しては、下流事務所、管理センターまたは役員の決定により、退会させることができる。

(貸与物品の返却)

第15条 会員が水郷倶楽部（仮）を退会する際は、貸与物品の全てを事務局に返却しなければならない。

(個人情報の取扱)

第16条 会員の個人情報（名前、住所、連絡先）については、管理センターにて管理し、ボランティア保険加入手続き、活動に必要な連絡等のみに用い、その他の用途には使用しない。

(その他)

第17条 会則の改定については、管理センター及び役員で協議するものとする。

第18条 会則の施行について必要な細則は別途定めることが出来る。

付 則

この規約は、平成28年5月1日から施行する。

平成29年度 フラワーパーク江南友の会活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		定期委員会、定例会	29年度総会、運営委員会、各グループの定例会、企画会議	62
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、樹名板の作成、受付ガイド、広報活動	32
		その他の活動	校外学習サポート、10周年記念準備	16
		市民イベント教室	自然工作教室、ふれあいクッキング、自然観察会、和菓子教室	84
		その他の実施イベント	カワラサイコデー、昔遊び体験、花の種プレゼント、親子体験学習	29
5月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	47
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	82
		その他の活動	河川敷定点観察、ボランティア団体園内ガイド、木曾三川フォーラム	22
		市民イベント教室	自然工作教室、ふれあいクッキング、自然観察会、園芸教室	67
		その他の実施イベント	子供の緑日、イチゴジュース・甘酒のサービス、親子体験学習、皿回し大	59
6月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	53
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、樹名板の作成、受付ガイド、広報活動	64
		その他の活動	10周年準備、Ⅱ期エリア伐採木確認	45
		市民イベント教室	自然工作教室、自然観察会、クッキング、ウォークラリー	81
		その他の実施イベント	昔遊び体験、藤の剪定	6
7月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	80
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、樹名板の作成、受付ガイド、広報活動	68
		その他の活動	市長会視察	3
		市民イベント教室	自然工作、園芸教室、ウォークラリー、クッキング、和菓子教室、自然観察	93
		その他の実施イベント	しそジュースのサービス、子供の緑日、花の種プレゼント	46
8月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	39
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	67
		その他の活動	10周年準備、こま台製作	13
		市民イベント教室	自然工作、和菓子教室、自然観察会	74
		その他の実施イベント	わんこそうめん大会、皿回し大会	33
9月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	68
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	79
		その他の活動	市長会打ち合わせ、10周年準備、	17
		市民イベント開催	自然工作、園芸教室、ウォークラリー、クッキング、和菓子教室、自然観察	81
		その他の実施イベント	花と緑の集い、子供の緑日	45
10月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	52
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	73
		その他の活動	市長会接客対応、10周年準備、	19
		市民イベント開催	自然工作、ふれあいクッキング、和菓子教室、自然観察会	53
		その他の実施イベント	10周年式典・記念イベント、親子体験教室、親子の緑日、皿回し大会、ハーブティ	149
11月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	49
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	105
		その他の活動	森と緑の事業、ふれあいサイクリング、くすり博物館シンポジウム	15
		市民イベント開催	自然工作、園芸教室、ふれあいクッキング、和菓子教室	63
		その他の実施イベント	ローゼルティーのサービス、大根ポトフのサービス、昔遊び体験、森と緑の事業	67
12月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	46
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	48
		その他の活動	花とみどりの学習塾、子供会自然工作対応	34
		市民イベント開催	自然工作、和菓子教室、自然観察会、ウォークラリー	86
		その他の実施イベント	子供の緑日、花の種プレゼント	18
1月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	44
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	58
		その他の活動	Ⅱ期エリア樹木・野草調査	21
		市民イベント開催	自然工作、自然観察会、クッキング、和菓子教室、園芸教室、	78
		その他の実施イベント	甘酒のサービス、皿回し大会、餅つき大会	24
2月		定期委員会、定例会	臨時総会、運営委員会、各グループの定例会、企画会議	92
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	59
		その他の活動	藤の剪定、エドヒガンサクラの補修、Ⅱ期エリア樹木調査	46
		市民イベント開催	自然工作、園芸教室、ふれあいクッキング、自然観察会	70
		その他の実施イベント	カレーライスのサービス、昔遊び体験	21
3月		定期委員会、定例会	運営委員会、各グループの定例会、企画会議	48
		定期活動	市民花壇草花のメンテナンス、受付ガイド、広報活動	70
		その他の活動	花とみどりの学習会	32
		市民イベント開催	自然工作、自然観察会、園芸教室、和菓子教室	69
		その他の実施イベント	げんこつ飴作り、花の種プレゼント、さくら茶のサービス、子供の緑日、ウォークラリー	62

年間参加人数 3,226

平成29年度 EEネット活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	8	総会開催	年間計画決定	11
	16	自主活動	チーム内打合わせ	3
	23	イベントサポート	農家の12ヶ月	6
5月	20	イベントサポート・定例会	オキケイクイベントサポート・活動計画	7
6月	26	定例会・イベント試作	竹のはしつくり	10
7月	22	定例会	定例会・Eボート下見	7
8月	1	わくわく楽園キャンプ	アイスブレイク	5
	2	わくわく楽園キャンプ	朝ごはん手伝い	4
	26	ミニ定例会・Eボート下見	Eボート航路竹刈り	6
9月	2	自主活動	Eボートイベント準備	4
	3	主催イベント実施	Eボートに乗ってみよう	6
10月	15	定例会	スモーカー試作	11
	28	イベント準備	EEネット祭り準備	9
	29	主催イベント実施	EEネット祭り実施	9
11月	23	定例会・イベント試行	たき火イベント試行	8
12月	16	主催イベント実施	スモーカーつくり	6
1月	14	イベント試行	こんにやくつくり	7
2月	3	施設見学	豊田市自然観察の森・足助	8
3月	10	定例会	年間計画打ち合わせ	6
年間参加人数				133

平成29年度 楽園フラワーフレンド活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	11	定期活動日	勉強会(チャイブ・ローリエについて)	8
	18		除草	8
	25		除草・収穫	6
5月	9	定期活動日	除草・カモミール収穫	9
	16		PM勉強会(タイム・カモミール・ミント)	6
	23		バジル・野菜類植え付け、除草	5
	30		除草、バジル補植・収穫	5
6月	6	研修会	内藤くすり博物館見学	9
	13	定期活動日	除草、収穫	6
	18	主催イベント	ハーブティーの試飲会	4
	20	定期活動日	除草、植え付け	7
	27		除草・収穫	5
7月	4	定期活動日	収穫、支柱立て	8
	11		ダイヤーズカモミールの染物体験	9
	18		切り戻し・収穫	5
9月	5	定期活動日	除草 PM勉強会(セージ・バジルについて)	8
	12		後期活動決め・キッチンソルトづくり	6
	19		除草・タイム切り戻し	6
	26		除草・タイム切り戻し	5
10月	3	定期活動日	種まき PM勉強会(ハーブティー)	6
	17		種まき・除草	7
	31		大根間引き 除草	7
11月	7	定期活動日	大根間引き 除草	8
	21		木曾川水園観察・材料収集	6
	28		クリスマスリース作り	5
12月	5	定期活動日	バラ誘引、樹木剪定、除草	7
	12		レモンガラスのしめ縄づくり	9
	19		ハーブ切り戻し	9
1月	16	定期活動日	次年度計画決め	4
	23		ジンジャーシロップ作り	9
2月	7	定期活動日	どんぐりの染物	6
	21		ベリー類のジャム作り	8
3月	6	定期活動日	除草	6
	13		除草	6
	27		除草	7

年間参加人数 235

平成29年度 農家のお世話番活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	開園日毎日	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	58
5月	開園日毎日	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	60
6月	土日 (農家イベント時除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	14
7月	—	—	—	—
8月	—	—	—	—
9月	9月20日～9月30日 (農家イベント時を除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	20
10月	開園日毎日 (農家イベント時を除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	54
11月	開園日毎日	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	58
12月	開園日毎日	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	56
1月	開園日毎日 (農家イベント時を除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	52
2月	開園日毎日 (農家イベント時を除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	52
3月	開園日毎日 (農家イベント時を除く)	囲炉裏の番 農家の軽微な清掃 利用サービス (1日2名体制)	・囲炉裏火の管理 ・家屋の清掃 ・庭の清掃 ・来園者へのお茶ふるまい	58

年間参加人数 482

平成29年度 エコパラクラブ活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	16	イベント運営	エコバッジ&バッグづくり	118
5月	21	イベント運営	田植え体験	104
6月	18	イベント運営	七夕飾り	91
7月	16	イベント運営	水辺の生き物と遊ぼう	90
8月	20	イベント運営	竹の工作(水鉄砲づくり)	98
9月	17	イベント運営	かかしづくり	70
10月	15	イベント運営	稲刈り体験	85
11月	19	イベント運営	脱穀・リースづくり	73
12月	17	イベント運営	わら細工・クリスマス会	83
1月	21	イベント運営	凧あげ大会	75
2月	18	イベント運営	ひな飾り	79
3月	18	イベント運営	卒業記念作品をつくろう	79

年間参加人数 1,045

平成29年度 もくパラ倶楽部活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	2	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	1
	17	もくパラ自然楽講	もくパラ自然楽講「知っているようで知らない植物のお話」	17
5月	21	もくパラ自然楽講	自然観察会「子孫繁栄のため、植物たちのとる戦略は？」	9
	27	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	33
6月	18	もくパラ自然楽講	自然観察会「子孫を残すため、植物はいかに進化してきたか？」	16
	24	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	29
	24	ホタル観賞会	もくパラ大池ホタル観察	443
	25	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	1
7月	2	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	1
	15	ビートルート	巨大な籠の中でカブトムシと触れ合う	222
	16	もくパラ自然楽講	自然観察会「受粉を助ける動物たち」	11
	17	ビートルート	巨大な籠の中でカブトムシと触れ合う	173
	22	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	13
	22	ビートルート	巨大な籠の中でカブトムシと触れ合う	273
23	カブトムシ競技会	カブトムシを各自持ち寄って相撲を行う	83	
8月	27	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	7
9月	23	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	48
10月	15	もくパラ自然楽講	自然観察会「植物の名前」	7
	28	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	2
11月	20	もくパラ自然楽講	自然観察会「出来た種はどのようにして散布するのか？」	9
	23	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	1
	25	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	28
12月	2	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	2
	16	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	7
	18	もくパラ自然楽講	自然観察会「種の貯蔵と寿命」	12
	24	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	1
1月	14	桜・樹勢回復活動	桜の周囲の地中にあるRCの撤去作業	2
	14	幹事会	3月の総会に向けての下打ち合わせ	3
	21	もくパラ自然楽講	自然観察会「植物たちの冬越し」	9
	27	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	12
	28	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	50
2月	18	もくパラ自然楽講	自然観察会「早春の花たちのとる戦略」	11
	25	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	41
3月	10	桜・樹勢回復活動	腐葉土による施肥	2
	24	親子自然工作教室	自然の材料を使った工作	43
	25	もくパラ自然楽講	自然観察会「桜の観賞会」	20

参加人数(もくパラ倶楽部会員、一般参加者含む) 1,642

平成29年度 ローズボランティア活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月		—	—	—
5月	21	栽培教室	栽培教室	4
6月		—	—	—
7月	3	定期活動日	除草、花がら摘み、モッコウバラ誘引、剪定	4
8月		—	—	—
9月		—	—	—
10月		—	—	—
11月		—	—	—
12月		—	—	—
1月		—	—	—
2月	15	定期活動日	寒肥	4
3月		—	—	—

※秋季:台風襲来により活動中止

年間参加人数

12

平成29年度 ガーデナー倶楽部活動状況

月	日	内容	詳細	参加人数
4月	16	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 花壇植栽計画・次回活動内容についての調整	19
5月	14	園内活動	抜き取り作業	17
	21	園内活動・定例会	夏・秋花壇デザイン・次回活動内容についての調整	25
	28	研修	フラワーパーク江南見学	26
6月	18	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 次回活動内容についての調整	20
7月	16	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 次回活動内容についての調整	20
8月	20	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 花壇植栽計画・次回活動内容についての調整	19
9月	17	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 花壇植栽計画・次回活動内容についての調整	21
10月	14	イベント運営	寄せ植えの体験やハーブティーの提供	22
	15	イベント運営	寄せ植えの体験やハーブティーの提供	
11月	11	園内活動	抜き取り作業	19
	19	園内活動	冬・春花壇の植付け・次回活動内容についての調整	25
12月	17	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ お正月飾りの門松としめ縄作り、リース作り・次回の 活動内容についての調整	18
1月	21	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 新年会	22
2月	18	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 花壇植栽計画・次回活動内容についての調整	23
3月	18	園内活動・定例会	花壇の維持管理（灌水・花柄摘み・施肥・除草）・ 花壇植栽計画・次回活動内容についての調整	21
年間参加人数				317

平成29年度 水郷倶楽部活動状況

月	日	内容	詳細	参加者
4月	8	定例会	年間計画の確認・イベント準備	3
5月	20	園内活動	イベント運営サポート	20
6月	10	園内活動・研修	堀田維持管理（除草）・イベント運営研修（生き物）	4
8月	19	園内活動	堀田維持管理（除草）	12
9月	16	園内活動	堀田維持管理（稲刈り・稲架掛け）	29
10月	21	園内広報活動	堀田暫定開園式典参加 イベント時の広報活動（海津アクアマルシェ）	3
11月	12	イベント運営サ ポート	イベント運営サポート（五平餅づくり）	4
12月	9	定例会	次年度活動計画・開園式典準備	5
1月	13	イベント運営サ ポート	イベント運営サポート（餅つき体験）	5
年間参加人数				85

平成29年度ガイドボランティア活動実績

月	日	曜日	ガイド受講団体区分	ガイド受講者数		
				大人	小人	合計 人数
4	25	火	小学校	3	66	69
5	4	木	小学校(教員のみ)	1	0	1
5	18	木	小学校	3	65	68
5	18	木	小学校	5	17	22
6	8	木	小学校	4	10	14
6	16	金	小学校	5	69	74
6	17	土	ガイド打ち合わせ			0
7	13	木	聾学校小学部	4	8	12
8	17	木	新聞社	1		1
8	23	水	テレビ局	4		4
8	25	金	ガイド打ち合わせ			0
9	14	木	小学校(同一校2回実施)	5	144	149
〃	〃	〃				
9	22	金	小学校	5	70	75
9	25	月	児童団体	10	30	40
9	27	水	小学校	5	129	134
9	28	木	小学校	6	114	120
9	29	金	小学校	2	24	26
10	2	月	小学校2校合同	6	28	34
10	4	水	小学校	3	89	92
10	5	木	小学校	4	53	57
10	5	木	小学校	5	74	79
10	6	金	小学校	3	109	112
10	6	金	小学校	5	44	49
10	12	木	小学校	5	62	67
10	12	木	小学校	3	65	68
10	13	金	小学校	3	61	64
10	16	月	小学校	2	29	31
10	17	火	小学校	3	81	84
10	17	火	小学校	3	60	63
10	19	木	小学校	3	59	62
10	20	金	小学校	5	105	110
10	25	水	小学校	2	8	10
10	25	水	小学校	5	102	107
10	26	木	小学校	3	48	51
10	26	木	小学校	4	37	41
10	27	金	小学校	4	70	74
10	30	月	小学校	2	40	42
10	30	月	小学校	3	55	58
10	31	火	小学校	4	52	56
10	31	火	小学校	5	87	92
11	1	水	小学校	4	67	71
11	2	木	小学校	5	130	135
11	6	月	小学校	3	44	47
11	7	火	小学校	4	58	62
11	8	水	小学校	5	92	97
11	8	水	小学校	4	53	57
11	9	木	小学校	2	14	16
11	10	金	小学校	4	114	118
11	10	金	小学校	5	105	110
11	15	水	小学校	5	96	101
11	15	水	小学校	4	104	108

月	日	曜日	ガイド受講団体区分	ガイド受講者数		
				大人	小人	合計 人数
11	17	金	小学校	2	33	35
11	24	金	小学校	2	9	11
11	24	金	小学校	2	9	11
11	28	火	小学校(同一校2回実施)	5	146	151
//	//	//				
11	29	水	小学校	4	89	93
11	30	木	小学校	6	130	136
12	6	水	小学校	2	38	40
12	7	木	小学校	3	44	47
12	8	金	小学校	3	42	45
1	23	火	小学校	5	91	96
2	8	木	小学校	2	14	16
2	27	火	小学校	2	11	13
年間参加人数				231	3697	3928

平成29年度 パークゴルフ活動実績

実施日	参加者数
平成29年4月13日	58名
平成29年4月24日	51名
平成29年5月11日	63名
平成29年5月28日	32名
平成29年6月8日	中止
平成29年6月25日	43名
平成29年7月13日	58名
平成29年7月23日	46名
平成29年9月14日	37名
平成29年9月24日	40名
平成29年10月12日	51名
平成29年11月9日	51名
平成29年11月26日	41名
平成29年12月14日	37名
平成29年12月24日	71名
平成30年1月11日	54名
平成30年1月28日	65名
平成30年2月8日	61名
平成30年2月25日	52名
平成30年3月8日	42名
平成30年3月25日	28名

グラフィックコントロールマニュアル 改訂版

平成 22 年 3 月

国土交通省中部地方整備局

CONTENTS

■はじめに	1
■マニュアル適用基準	2
デザイン要素	2
ピクトグラム・矢印	4
アプリケーション	7
サインの設置方法	8
サインの表示方法	9
サインの構造	10
サインの材質	10
その他のデザインガイド	11
■デザイン要素	12
シンボルマーク	12
シンボルマークグリッドスケール	13
ロゴタイプ	14
文字写植指定	15
ロゴマーク	16
ロゴタイプ（拠点）	20
シンボルマークカラー・ロゴタイプカラー	21
ピクトグラム・矢印	22
エンブレム	24
■アプリケーション	25
サイン	25
ステーションナリー	36
車両	37
自転車	39
ユニフォーム	40
ユーティリティ	41
■関連法規概要	44
■禁止事項	46
■清刷	47
ロゴマーク	47
ピクトグラム	52
■カラーチャート	54
■メンテチェック用カラーチャート	55
■付記	56
シンボル素材	56
マスコットキャラクター	57
バナー	60
ピクトグラム（改訂対応表）	61
サイン形状の例	63
■おわりに	66

はじめに

●C.Iの意義と役割 (corporate identity)

一般には企業がどのような社会的役割を果たしているのかについて、対内的対外的に表明するための自己規定である。

ここでは国営木曾三川公園を主体とした社会的認知の確立と帰属意識を高めていくための自己規定とし、その運用には象徴あるいは、記号を効果的に使用していく。

また、その基本形、パターン、カラー、ピクトグラム等、視覚上の基礎要素を一定のデザイン仕様に従って展開することにより、本公園のアイデンティティの確立をはかっていくことをその役割とする。

●制定の経緯

東海地方における広域レクリエーションの場として、スポーツや文化・教養活動を通じて、人々の豊かな生活と福祉の向上を図っていくことが本公園の基本コンセプトである。

この基本コンセプトに基き、昭和61年3月から5月に公募し、学識経験者等により厳正に審査され、大阪市のグラフィックデザイナー・相野慎也氏の作品に決定したのが本公園のシンボルマークである。応募総数1,335人、4,733点であった。

1

●利用範囲 留意事項

国営木曾三川公園は日本最大規模の都市公園であり、その利用者も広域、多層にわたっている。

本公園内外を問わず、良質かつ統一されたイメージを形成するためのシンボルマーク・ロゴマーク・カラーの使用基準を本書によって制定する。

表示サイン、各種印刷物等の制作は本書規定に準拠していく。

なお、本書規定以外の制作物については、最も近似のパターンを用い、C.Iの意図を尊重していく。

マニュアル 適用基準

デザイン要素

シンボルマーク

公募により決定した国営木曽三川公園をシンボライズしたマークで、本グラフィックスコントロールマニュアルの全ての基本となる。

使用にあたってはP. 12の指示に従い、写真またはP. 13の作図法により正確に再現しなければならない。

ロゴタイプ

国営木曽三川公園を文字によって表現する場合はP. 14に示すロゴタイプを写真または規定の作図法によって正確に再現しなければならない。

ロゴマーク

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせであり、国営木曽三川公園を表現する場合は全て、このロゴマークを正確に用いなければならない。ロゴマークのタイプは

- | | |
|-----------------------|------------------|
| Aタイプ=和文基本パターン | Gタイプ=和文・タテパターン |
| Bタイプ=和文バリエーションパターン | Hタイプ=和文・ヨコパターン |
| Cタイプ=英文基本パターン | Iタイプ=英文・ヨコパターン |
| Dタイプ=英文バリエーションパターン | Jタイプ=英文フルパターン |
| Eタイプ=和・英併記基本パターン | Kタイプ=和・英併記フルパターン |
| Fタイプ=和・英併記バリエーションパターン | Lタイプ=和・英併記略称パターン |

の12種類に限られ、それ以外の使用はできない。(P. 15～P. 18参照)

シンボルマークカラー・ロゴタイプカラー

シンボルマーク及びロゴタイプのカラーは、P. 21に示されるカラーとし、正確に再現しなければならない。

塗料等素材色の違いによる色の誤差が発生する場合は、その素材色の中で、指定カラーに最も近似の色を用いる。

使用語句

混乱を最小限度とするため矛盾のない簡単明瞭な語句を用いる。

字体

国営木曽三川公園で用いられる文字は、ロゴタイプもしくは写研ゴナD（日本語）、写研ヘルペチカ・レギュラー（英語、数字）を使用する。

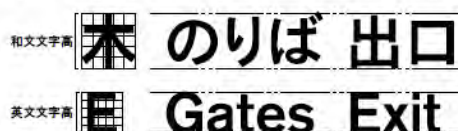
この字体は清刷、写植もしくはそれに準じる正確な方法により複製され、使用されなければならない（P. 15参照）

文字の大きさ

サイン表示に使用する文字の大きさは、視距離を基準に設定する。

視距離	図記号の標準枠寸法	和文文字高	英文文字高
40mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上
30mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上
20mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上
10mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上
5mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上
1mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上

・なお文字高とは、日本語では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。

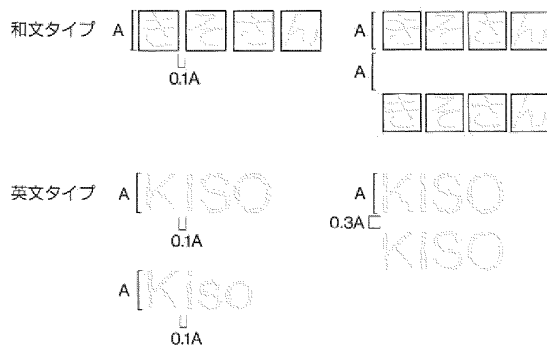


マニュアル 適用基準

デザイン要素

文字間隔

和文・英文とも、原則としてベタうち。2行以上にわたる場合の行間は和文・全角アキ、英文・3分アキ。(下図参照)例外として、表示スペースに応じた字間・行間を決定することができる。その場合は可読性を保つこと。



施設等名称等表示

一般的な施設類の日本語名称は、ガイドマップやウェブサイト等に記載されている既存の名称を採用する。

ガイドマップやウェブサイト等に記載されていないが、表記が必要と考えられる施設は、新たに名称を設定する。

外国語による表記（英文表記）

サインに表記する用語には、必要に応じて日本語と英語を併記する。

大文字書き出し、小文字つづりを原則とする。

日本語名称の読みをそのまま英語表記に置き換える場合は、ヘボン式のローマ字つづりを用いる。

距離の表記

誘導サインの効果を高めるために、必要に応じて目的施設までの距離を表示する。

距離の単位はメートルとし、記号は小文字表記で「m」とする。

マニュアル 適用基準

ピクトグラム・矢印

ピクトグラム・矢印

デザインの統一を図り、伝えたい情報の意味内容を感覚的に訴求強調し、理解を高めるため、サインにはピクトグラム及び矢印と文字を併記しなければならない。

なお、ピクトグラムは、一般（~~LETRA SET~~ JISZ8210）及び本公園オリジナルのものがある。

ピクトグラム表示の対象施設

JISZ8210において規定されている標準的なピクトグラムによる表現が適切と考えられる施設（便益施設等）や禁止行為、指示事項、注意喚起の表現に使用する。

JISZ8210のピクトグラムによって示す情報は、図記号が示す一般的な意味内容、文字を併記せず凡例によって意味内容を表記することで理解を促す。

使用するピクトグラム

使用するピクトグラムは、JISZ8210に示された図記号を基本とする。

JIS Z8210に規定されない施設類については、アイキャッチャーを使用するか、独自のピクトグラムを使用することができる。

独自ピクトグラムは理解度が低いいため、固有名詞的な意味を伝える場合は、施設名称など文字との併記を原則とする。

図形の大きさ・色

図形の大きさは、「文字の大きさ」を参照する。

ピクトグラムに枠が設定されている場合は、高明度の地に低明度の図形、低明度の地に高明度の図形、どちらを用いてもよい。

バリアフリー等に関する情報は、下地は青地、図柄は白、またはその逆を標準とする。

【例】



青ネガ表現



青ポジ表現

マニュアル 適用基準

ピクトグラム・矢印

文字との組み合わせ

図記号に文字を併記する場合は、図記号と文字が同じ視距離から読めることを原則とする。

図記号、和文、英文を組み合わせる場合、5m以上の視距離では、3:1:0.75程度の比率を保つレイアウトとする。

ただし、図の直感的な視覚効果を活かすためにも、理解度が高い図については文字を小さく表示し、理解度が低いものは、基本形に近づける。

図記号が固有名詞的意味を持つ場合には、基本形を保ってレイアウトすることを原則とする。

【高理解度の図記号の場合】



図記号の1/2程度の視距離から文字を読めるように(文字のみ小さく)レイアウトする例



同じ視距離から図記号と文字を読めるように(基本形で)レイアウトする例

マニュアル 適用基準

ピクトグラム・矢印

【文字による補助表示が必要な図記号の場合】



6

エンブレム

ロゴタイプ（Cタイプ）を基本に品位と格式を持たせたデザインであり、本公園の格調を必要とするアプリケーションにP. 24の規定により正確に用いなければならない。

マニュアル 適用基準

アプリケーション

メジャーサイン

建物の塔屋、壁面等に取り付け、または塗装する大型サイン看板であり、AまたはHタイプのロゴマーク（P. 16及びP. 18参照）をそのまま正確に再現しなければならない。

取り付けにあたってはP. 25の位置規定に従わなければならない。

施設サイン

本公園内の施設の表示はP. 26の例のように全てピクトグラムと文字の組み合わせで示される。必要に応じて矢印を加えてもよい。

それぞれの要素（ピクトグラム、文字、矢印）は1辺Aの正方形モジュールから成り立つ。

誘導サイン

本公園施設への誘導を目的としたサインであり、ピクトグラム、矢印、文字で構成される。誘導サインは遠くからでも明視できることか前提となるため、設置箇所の状況を考慮してヨコ型、タテ型のいずれを用いてもよい。但し、左右及び上下の比率はP. 27及びP. 28の規定に従わなければならない。

*「見え」の高さ

一般にサインの高さは、可視距離と障害物の2つの要因で決定する。

可視距離と高さの望ましい関係は以下のものである。

可視距離	サインの高さ
10m以内の至近距離	750mm～1950mm
10m～50m	1950mm～3150mm
50m以上の遠距離	3150mm以上

ロードサイン

一般道路における道路標識は、基本的に建設省及び(社)全国道路標識・表示業協会の示す案内標識に準拠しなければならない。

また、高速道路標識も同様であり、P. 29を参照し、規定のデザインを再現しなければならない。

*サインの「大きさ」

本公園で使用するサインは1辺30cmを基本モジュールとして、その倍数をもって構成しなければならない。

P. 30のスケール基準を参照に、当該物件の設置箇所の状況、必要性に応じて最も適切なスケールを用いることができる。

マニュアル 適用基準

アプリケーション

備品サイン

ゴミ箱、ベンチ等本公園で使用する備品はP. 31の規定に従いロゴマークを表示しなければならない。

なお、その他の備品は近似のデザインを使用しなければならない。

併記サイン

本公園内の他社によって設置されるサイン（例：バス停留所など）に、本公園ロゴマーク及びサインを表示する場合はP. 32図の規定に従って実施しなければならない。

自動販売機サイン

本公園内に設置する自動販売機は単独あるいは集合のいずれの場合も、あらかじめ設定された広告スペース以外は、P. 33の規定に従って実施しなければならない。

なお、設置位置、期間、サイズ等は本公園管理者との協議を必要とする。

可動型サイン

館内注意板等の臨時措置として設置する可動型サインは、その形状、サイズ、デザイン、カラーの統一と見やすさ及び保管性を考慮してP. 34の規定に従って実施しなければならない。

ステーションナリー

名刺（P. 35）、封筒、便箋、筆記具（P. 36）、~~紙袋、包装紙（P. 29）~~の制作にあたっては各規定に従わなければならない。

なお、その他のステーションナリーについても近似のパターンを用いなければならない。

車両・自転車・ユニフォーム

本公園のアイデンティティの訴求の役割を担う重要なアプリケーションであり、その実施にあたってはP. 37～P. 40の規定に従わなければならない。

ユーティリティ

本公園が発行または発表する印刷物（パンフレット、リーフレット、情報POP、新聞、ポスター、中吊ポスター）は、P. 41～P. 43の規定に従い、正確に再現しなければならない。

サインの設置方法

サインの設置方法は目的と設置場所に応じて、以下の分類の中から最も適切と考えられる方法を用いなければならない。

独立設置型サイン

当該サインをサポートする構造物が、他の構造物と分離、独立して設置される。

施設サイン、誘導サイン、ロードサイン、地図等に用いるものであり、そのサポート構造物は、強度、耐久性、安全性を有する素材を用いたものとし、その周辺と調和のとれたものとする。

また、必要に応じて、サイン全体または部分を照らすライティング（内照式も含む）等を用いることができる。

壁面一体型サイン

施設サイン、誘導サインに用いる。その固定は安全、確実な方法で、外側から見えない方法としなければならない。また、波型の壁面等の場合は、事前に管理者と相談、協議の上実施しなければならない。

マニュアル 適用基準

サインの設置方法

釣り下げ型サイン

施設サイン、誘導サインに用いるものであり、その固定はサイン下端を床面より2,100mm以上として、安全・確実な方法で行わなければならない。

特に設置本体構造物の強度とサイン自重を考慮して落下を未然に防ぐ措置を確実に施さねばならない。

突き出し型サイン

施設サインに用いるサインであり、廊下や鋭角的なアングルにより、他の方法では読解不可能な場合にのみ、壁面に直角に取り付ける。

突き出し型サインはH150mm x W300mmのピクドグラム併記サインに限られ、その下端が床面より2,100mm以上の位置としなければならない。パネルの裏面は同一の表示または空白とする。

可動型サイン

一時的な方向指示、規制、誘導、告知、警告用のサイン。(P. 34)

サインの表示方法

表示高さ

案内サインや掲示板は多くの情報を含んでいるため、すべての利用者が共通して見やすい高さを考慮する必要がある。

近くから視認するサインは、立位の人にも車いす使用者にも見やすい高さである床面から約1350mm程度の高さを表示面の中心とする。

情報量の多い案内サイン、掲示板については、車いす使用者の垂直方向の視角度が45度以下にならないよう、掲示部の上端の高さを約2200mm以下とする。

表示幅

情報量の多い案内サインは、水平方向の視角度に配慮し、左右とも45度以下とならないよう、掲示部の最大幅を2000mmとする。

※ 掲示板の幅については、ポスターなどの掲出部の幅一つの情報単位として考え、枚数に応じた自由度を確保するため、本体幅を規定しない。

※ 誘導サイン、位置サイン、規制サインにおいては、案内サインと比較して情報量が少なく視距離が大きいため、本体幅は情報量に応じて設定する。

マニュアル 適用基準

公園全体案内地図

利用者が公園の全体像を把握できるように、当該公園区域を含む一定エリア（堤防部や河川、幹線道路等）を含めた範囲を表示する。

地図の分かりやすさ、地図で表現可能な情報を活かすためにも、抽象的な表現の地図を用いず、適度な縮尺を伴った地図を用いる。

距離感や方角を明確とするため、地図内には現在位置、方位、スケールを表示する。

車いす使用者、高齢者等が利用しやすい移動等円滑化経路を青色の波線で表示、また園路勾配を表示し、利用者の選択肢を示す。

表示情報の変化に対応して、サインを常に機能的に保つためには、情報をデータ化して保管し、その後の情報のメンテナンスに対応できることが望ましい。

情報種別	内容	ベース マップ	ピクト グラム	名称
地形・地盤	河川、高水敷、樹木、堤防、池	○		適宜
道路	駐車場と接続する道路	○		適宜
	園路、出入り口	○		
交通施設	駐車場	○	○	
区域	公園区域	○		
	立入禁止エリア等	適宜		
主要施設	各拠点の主要施設	○		
	トイレ		○	
	水飲み場		○	
	管理施設・案内施設		○	
主要経路	バリアフリー経路 移動等円滑化経路	○		
	散策、ジョギング、 サイクリングルート	適宜		適宜
	周遊ルート	適宜		適宜
	付帯情報	方位、スケール	○	
	利用案内、注意書き 等	適宜	適宜	

10

サインの構造

案内サイン

表示面の中心の高さを1350mmとする。

車いす利用者が近づきやすいよう、案内サインは2本脚構造を基本とする。

ただし、周辺状況、景観、サインの視認性等に応じて、平板状とすることもある。

人が近づける場所では、安全面の配慮から掲示面等が支柱より突き出さない形状とする。

誘導サイン

園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障にならないよう、下端が地上2000mm以上の高さとする。

サインの材質

強度、耐久性、安全性を有する素材を用いたものとする。

各拠点の特色、景観を考慮したうえで、拠点内で統一した材質を用いるものとする。

サイン表面の退色や破損など経年変化による本体の劣化チェックを定期的に行う。

アプリ ケーション

その他の デザインガイド

屋外用旗

標準的には縦91cm、縦横比2：3とする。

掲揚ポールの高さは基本的に9mとし、建物前部に設置する。

またその設置は入場者の流れを妨げたり、景観を侵害しない配慮を要する。展示内容や自然物等の事情による設置場所の変更は可。(必ず管理者に届け出ること)

装 飾

装飾は本公園のテーマや、催事テーマと景観との調和を図り、各地区の伝統や特性を生かした技術やデザインによりアート性を出現させることが望ましい。(必ず管理者に届け出ること)

その他

本マニュアルの規定する範囲外のものに関しては、最も近似のパターンを用い、C.Iの意図

デザイン要素

シンボルマーク

●シンボルマークの意味

PARK（公園）の頭文字Pのかたちと木曾川・長良川・揖斐川の三つの川を示す数字の3を川面にうつしたイメージを表わしています。

右にのびるラインは、ダイナミックな川の流れと川添いに続く遊歩道の雄大な景観を象徴しています。

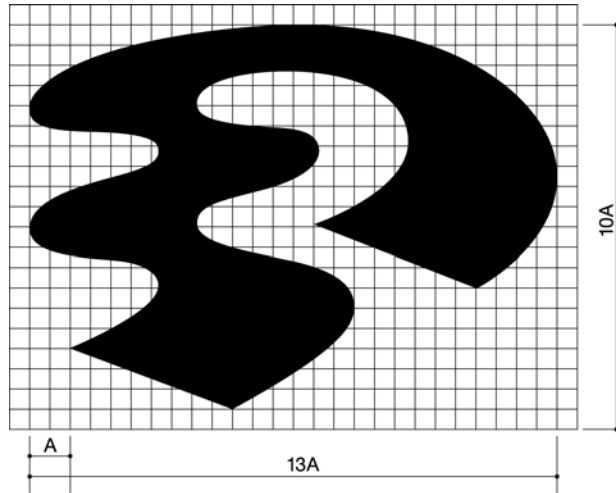
このシンボルマークは、木曾三川の流れに親しみ、公園に対して地域の人々が愛着を深めるための役割をはたします。



デザイン要素

シンボルマーク
グリッドスケール

シンボルマークを拡大して使用する時は、正確な作図をしてください。
その他の場合は、写真を使用して下さい。



13

●ネガティブバージョン

地色がシンボルマークと同系色で見にくい場合に、反転して使用します。



デザイン要素
ロゴタイプ

●和文
(グリッドスケール)

国宮木曾三川公園

14

国宮木曾三川公園

●英文
(レギュラーバージョン)

KISO SANSEN PARK

●英文
(フルバージョン)

KISO SANSEN National Government Park

デザイン要素

文字写植指定

●和文；
写研ゴナD
(ベタ打ち)

プラザ 展望タワー カスケード
水と緑の館 情報センター 水屋
レストハウス 三川池 花の広場
水の広場 サイクリングセンター
自由広場 駐車場A 管理事務所
いこいの広場 しばふの広場

●英文；
写研ヘルベチカ・レギュラー

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
RSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuv
wxyz

●数字；
写研ヘルベチカ・レギュラー

1234567890

デザイン要素

ロゴマーク

基本パターンとしてサイン関係、印刷物に使用します。

●Aタイプ（和文）



16

●Bタイプ（和文）

Aパターンでは文字の読み取りにくいサイン表示等に使用します。



デザイン要素

ロゴマーク

基本パターンとしてサイン関係、印刷物に使用します。

●Cタイプ（英文）



17

●Dタイプ（英文）

Cパターンでは文字の読み取りにくいサイン表示等に使用します。



デザイン要素

ロゴマーク

基本パターンとしてサイン関係、印刷物に使用します。

- Eタイプ
(和・英併記)



18

- Fタイプ
(和・英併記)

Eパターンでは文字の読み取りにくいサイン表示等に使用します。



デザイン要素

ロゴマーク

● Gタイプ (和文、タテ)

タテタイプ・サイン表示や印刷物に使用します。



横タイプ・サイン表示の基本パターンとして使用します。

● Hタイプ (和文、ヨコ)



● Iタイプ (英文)



● Jタイプ (英文)



Kタイプ (和・英併記)



Lタイプ (和・英併記)



デザイン要素

ロゴタイプ

拠点にてロゴマークを用いる場合、国営木曽三川公園のロゴと、各拠点のロゴを組み合わせ使用して下さい。

和文・英文ロゴタイプは、独自にデザイン処理がされています。文字の変形や時間各調整等、バランスをくずさないよう注意して下さい。

拠点名称は、愛称を使用して下さい。



デザイン要素

シンボルマーク
カラー・
ロゴタイプカラー

豊かな水を表わすブルーをメインカラーとし、ロゴタイプは落ち着きと気品のある濃いグレーを指定色とします。地色や写真等の関係で、ブルーが見にくい場合は、自然と若さを表わすグリーンをサブカラーとします。

●かけあわせ色指定

※特色を使えない場合に限り
使用してください。



木曽三川をイメージするブルーを用いたメインカラーと、落ち着いた濃いグレーのロゴタイプの組み合わせ。

21



ブルー
DIC 183

国営木曽三川公園

グレー
DIC 545

メインカラーが地色との関係で見にくい場合に用いるサブカラーバージョン。



グリーン
TOYO 8307

国営木曽三川公園

グレー
DIC 545

デザイン要素

ピクトグラム・矢印

●一般

ピクトグラムパネル

ピクトグラムの使用により、伝えたい情報の意味内容を感覚的に訴求強調し理解を高めるとともに表現方法に統一性をもたせ、各種のサインの関連性や装飾性を高めます。

~~再現は清刷による指定を行います。~~

パネルの色は指定の地色にピクトグラムを白とします。

使用するピクトグラム

ピクトグラムは、JISZ8210に示された図記号を基本とします。

JISZ8210において規定されている標準的なピクトグラムによる表現が適切と考えられる施設（便益施設等）や禁止行為、指示事項、注意喚起の表現に使用します。

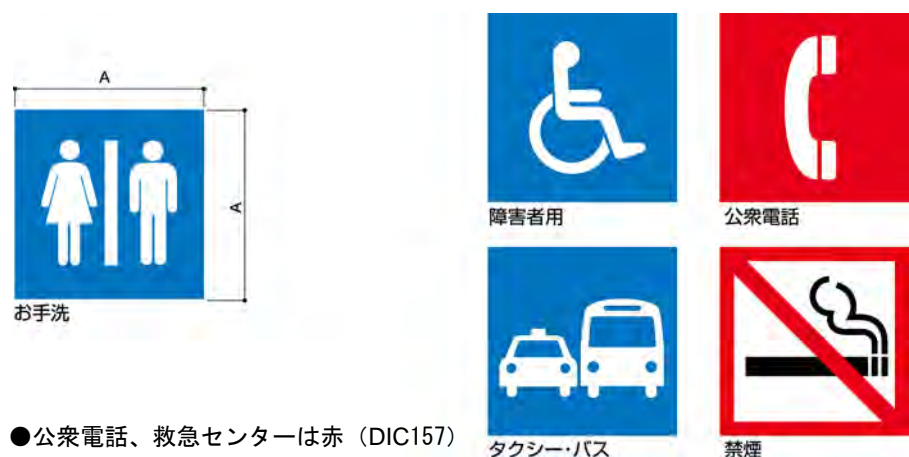
JISZ8210のピクトグラムによって示す情報は、図記号が示す一般的な意味内容、文字を併記せず凡例によって意味内容を表記することで理解を促します。

ピクトグラム表示の 対象施設

使用するピクトグラムは、JISZ8210に示された図記号を基本とします。

JIS Z8210に規定されない施設類については、アイキャッチャーを使用するか、独自のピクトグラムを使用します。

独自ピクトグラムは理解度が低いため、固有名詞的な意味を伝える場合は、施設名称など文字との併記を原則とします。



- 公衆電話、救急センターは赤（DIC157）
- 他は青（DIC183）
- 禁止表示は赤と黒（DIC582）

●安全、禁止注意および指示図記号に用いる基本形状

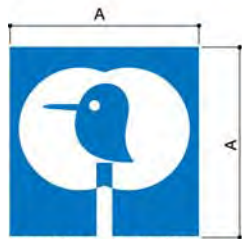


デザイン要素

ピクトグラム・矢印

●オリジナル

ピクトグラムパネル



バードウォッチング



ウィンドサーフィン



ボート



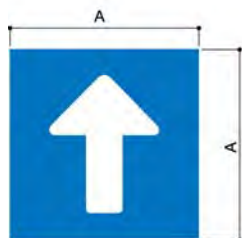
釣り



サイクリング

●矢印
ピクトグラム

矢印を使用して誘導方向を強調します。



●矢印は青地白ヌキとします。



デザイン要素

エンブレム

シンボルマークと英文ロゴタイプで構成された品位と格式を感じさせるエンブレムマーク。
想定されるアプリケーションは記念盾、ワッペン、Tシャツ等です。



アプリケーション

サイン

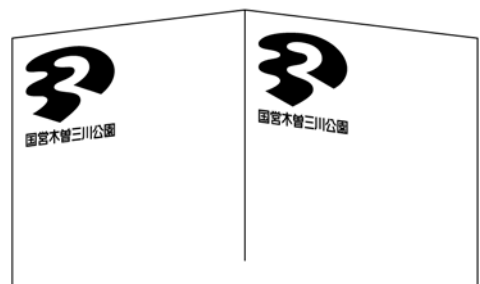
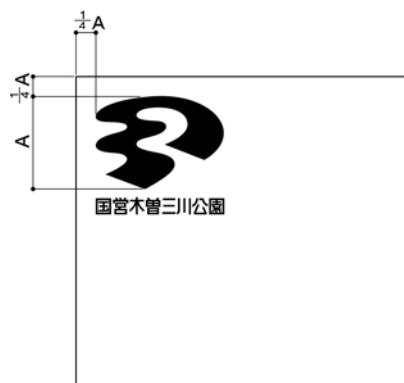
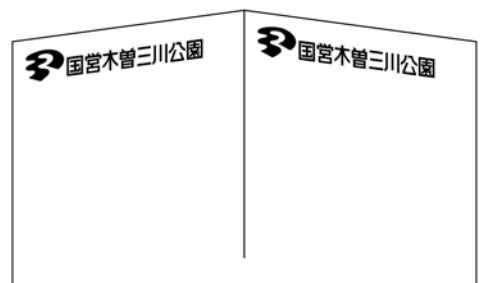
●メジャーサイン

建物の塔屋、壁面等に取り付け、または塗装する大型サイン看板。

国営木曽三川公園を訴求する最もベーシックなサインとして、基本パターンをそのまま用います。

塔屋または壁面との大きさのバランスは、その視認性、美観を考慮して決定します。

また、壁面取り付け（塗装）の場合はシンボルマークのタテ寸法＝Aの1/2の空白を設けてください。



アプリケーション

サイン

●施設サイン

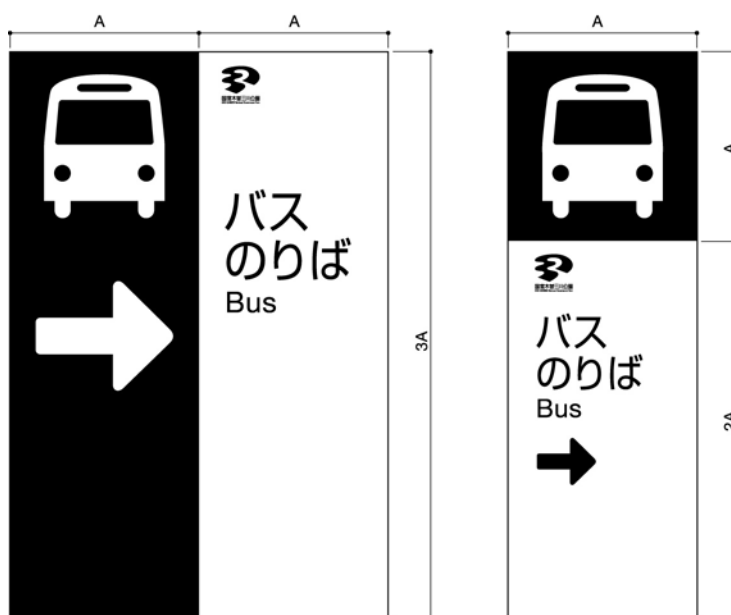
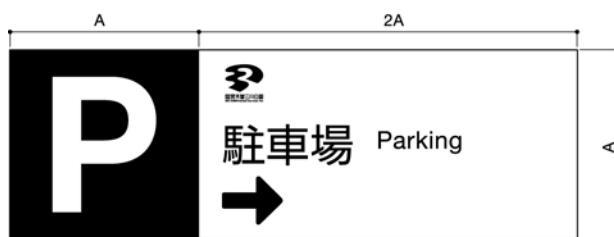
施設サイン施設サインは絵文字（ピクトグラム）と文字の組み合わせを基本型とします。ピクトグラム、文字をそれぞれモジュール化した使用方法とし、必要に応じて矢印もモジュールとして加えてください。

ピクトグラム、矢印は清刷を、文字は写研ゴナD（DNAG）を使用してください。



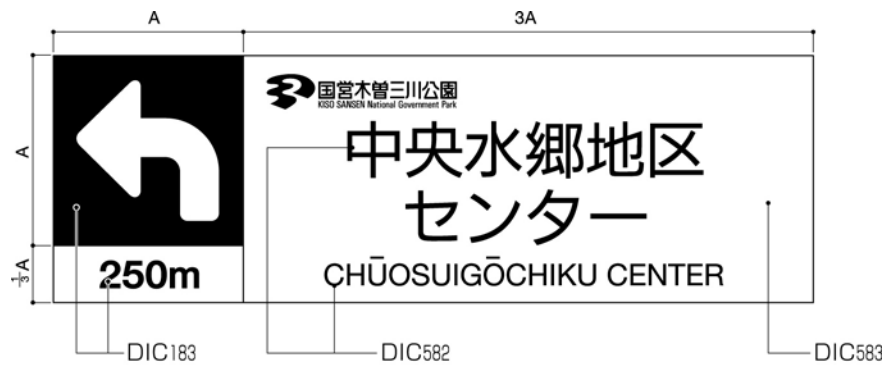
アプリケーション サイン

●誘導サイン



アプリケーション サイン

- 施設地区内
誘導サイン



アプリケーション

サイン

- ロードサイン (一般道路)



- ロードサイン (高速道路)



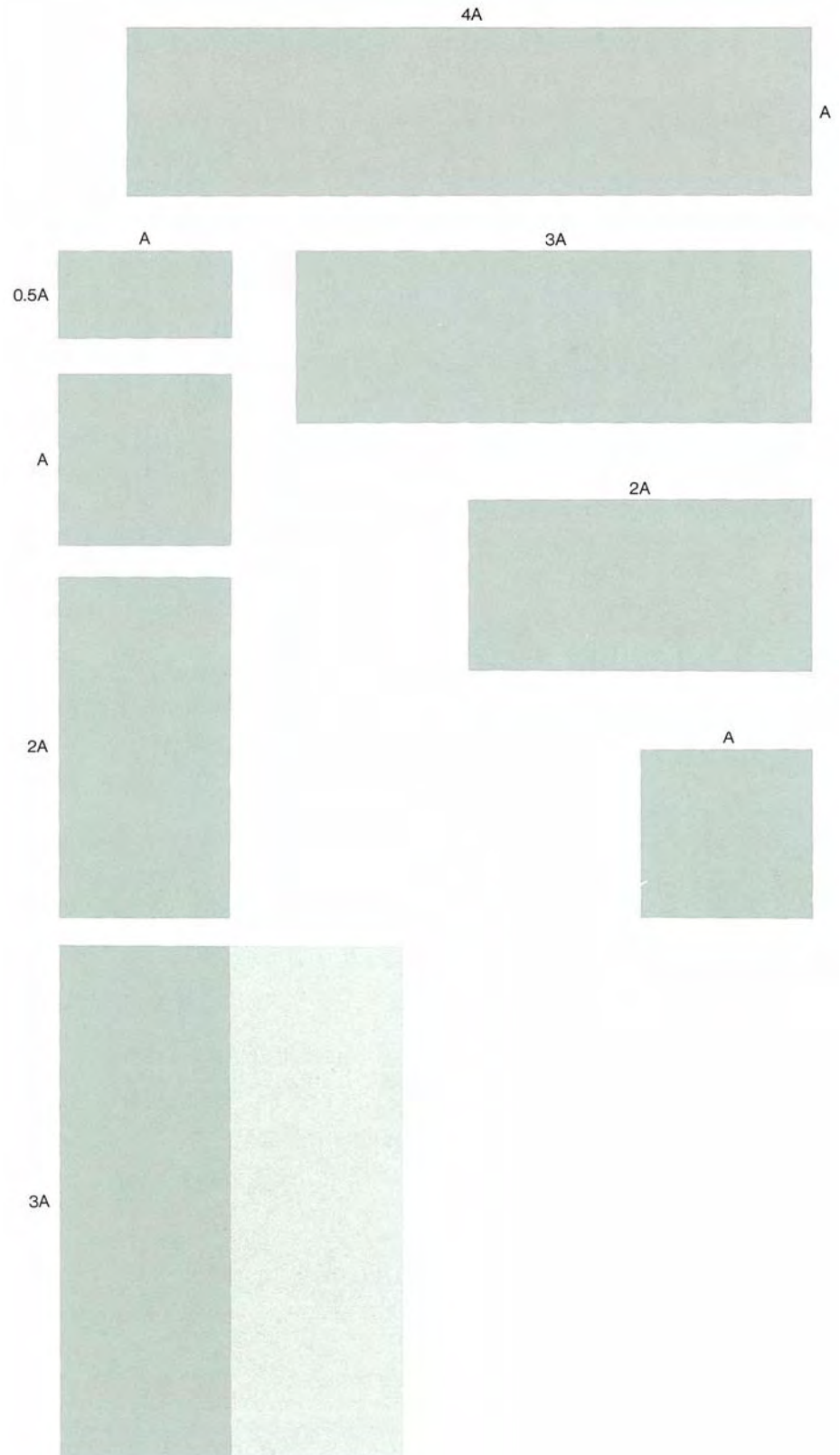
- ロードサイン 設置位置例



アプリケーション サイン

● ボードスケール

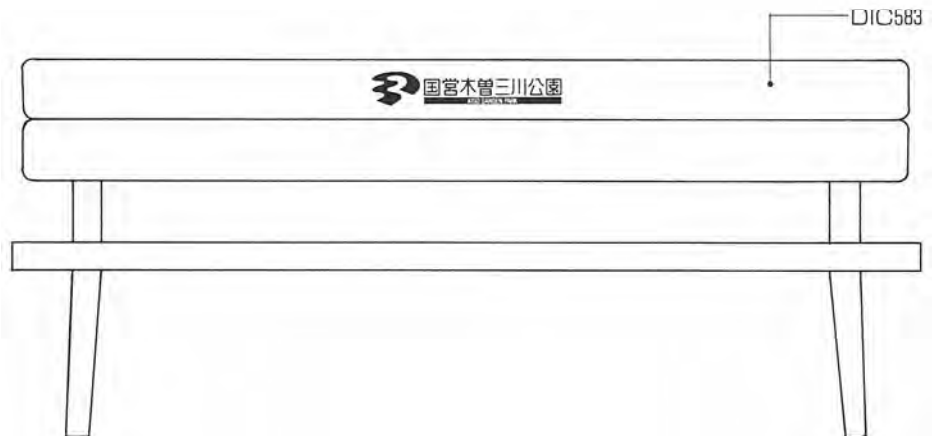
サインボードの大きさは、当該物件の必要に応じて、下図の比率から割り出して下さい。



アプリケーション

サイン

● 備品サイン



アプリケーション サイン

本公園内の一般標識等においても、可能な限り本規定デザインの使用を依頼してください。
原則的にはピクトグラムと文字を組み合わせたモジュールを使用してください。

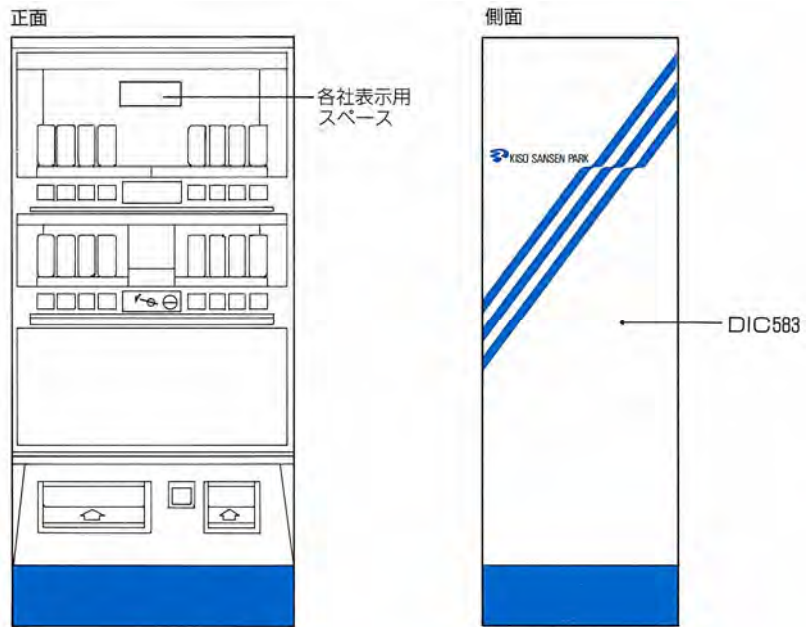
●併記サイン



アプリケーション サイン

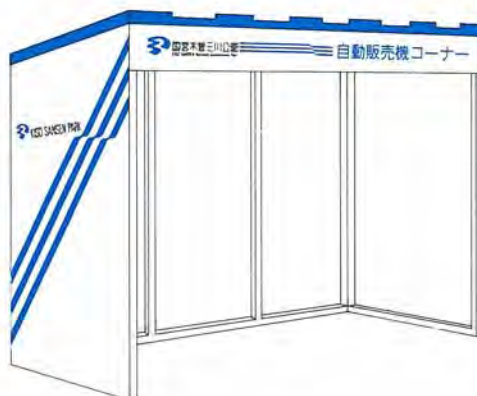
下記アプリケーションはシンボルマーク・メインカラー（ブルー・DIC183）を基調としています。

●自動販売機サイン



33

●集合型自動販売機



※ブース素材

- 支柱 鉄角パイプ・塗装 使用色 DIC183
- 屋根 カラー矢板鉄板 使用色 DIC183
- 壁面 アクリル板・塗装 使用色 DIC583

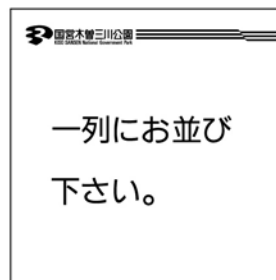
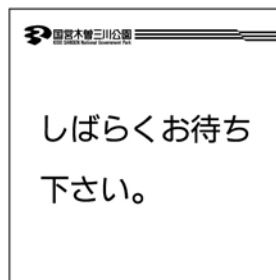
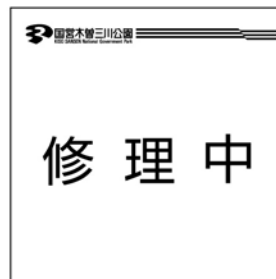
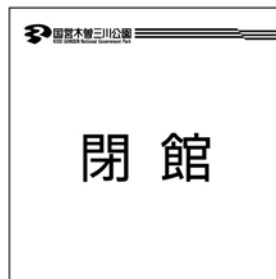
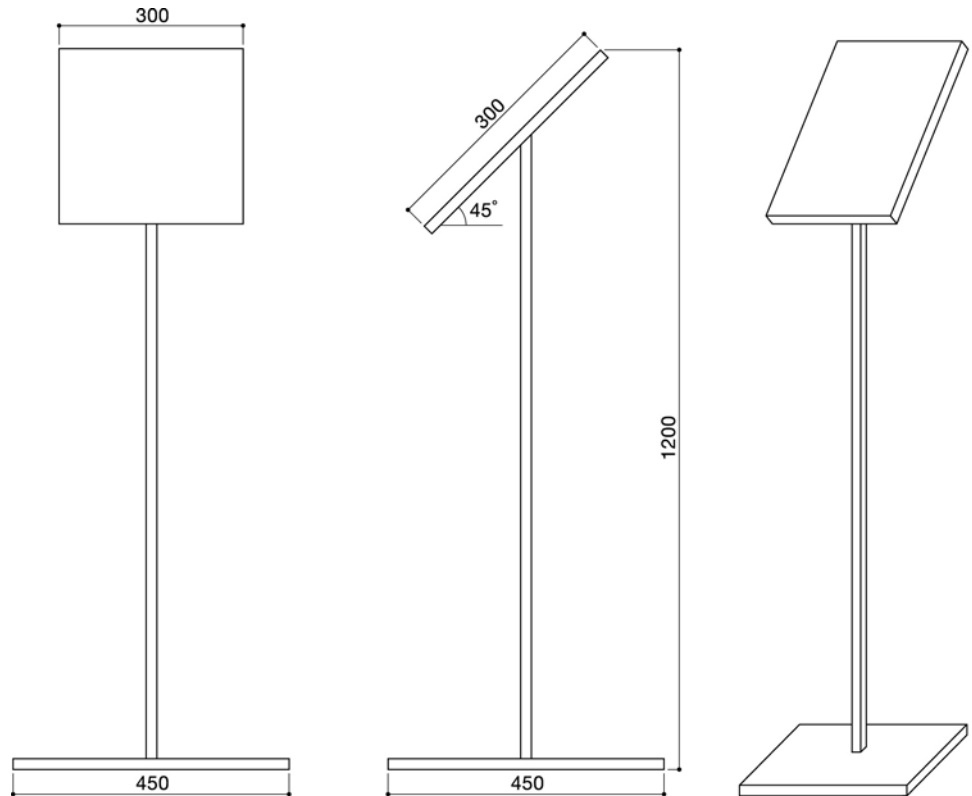
※ブースサイズ

- 間口は900mmスパンで変更可。
- 奥行、高さは一定。

アプリケーション ケーション

サイン

●可動型サイン



アプリケーション

ステーションナリー

●名刺

サイズは、普通型4号(55×91mm)を使用して下さい。

ライン着色の場合は、シンボルマーク・メインカラー(ブルー・DIC183)を用いて下さい。



9QゴナD字間ベタ
2行の場合は、
行間3分(3H)アキ

課長補佐

木曾太郎

80QゴナDB字間4H

木曾三川公園管理センター

10QゴナDB字間ベタ

〒511 三重県桑名市大字播磨字沢南81番地
TEL 0594(22)4511
FAX 0594(22)4840
E-mail:kiso-tarou@kiso.or.jp

9QゴナD字間ベタ
行間3分(3H)アキ

部署名・役職名文字組み基準(1行の場合)

- 役職名1行2字の場合



字間全角アキ(6P)

- 1行3字の場合



字間半角アキ(3P)

- 1行4字以上の場合



字間ベタ

(2行の場合)



全角アキ

姓名の文字組み基準

- 苗字が2字、名前が2字の場合



2.5P 2.5P 2.5P
(4H) (4H) (4H)

- 苗字が2字、名前が1字の場合



5.5P 16P 5.5
(8H) (24H)

- 苗字が1字、名前が1字の場合



27P
(40H)

- 苗字が1字、名前が3字の場合



8P 2.5P 2.5P
(12H) (4H) (4H)

- 苗字が3字、名前が3字の場合



2.5P 2.5P 8P
(4H) (4H) (12H)

- 苗字が3字、名前が3字の場合



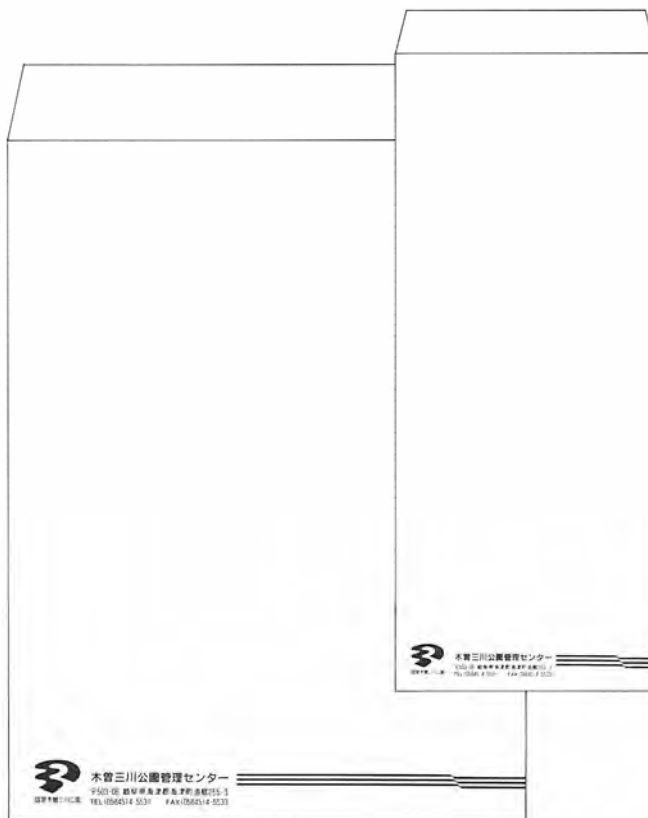
1.5P 1.5P 2.5P 1.5P 1.5P
(2H) (2H) (4H) (2H) (2H)

※P:活字アキ(ポイント)、H:写植字間アキ数

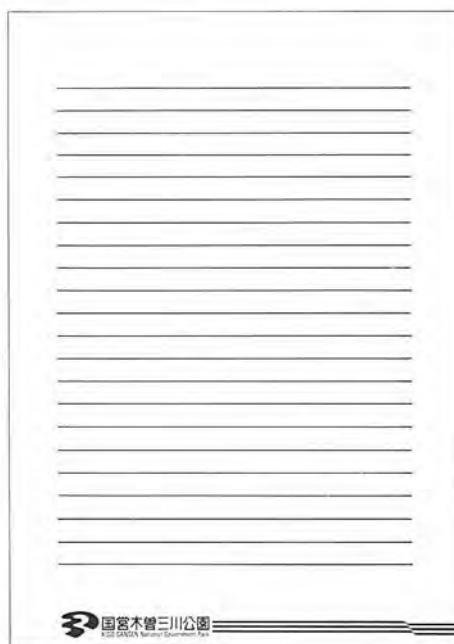
アプリケーション ステーショナリー

●封筒

着色の場合は、シンボルマーク・メインカラー（ブルー・DIC183）を用いて下さい。



●便箋

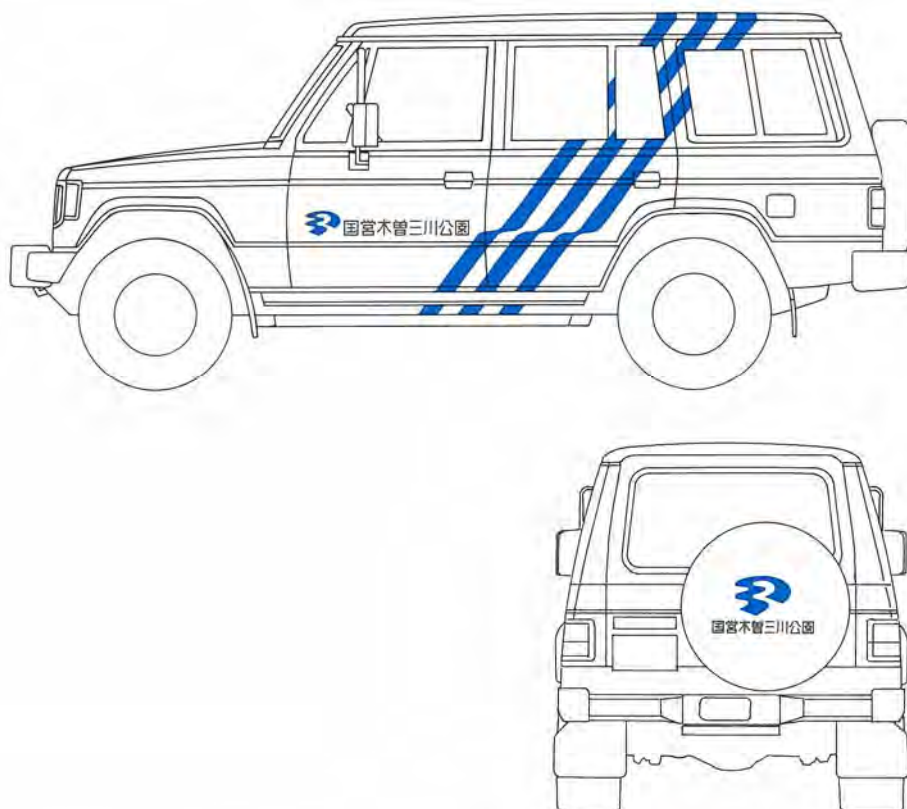


アプリ ケーション

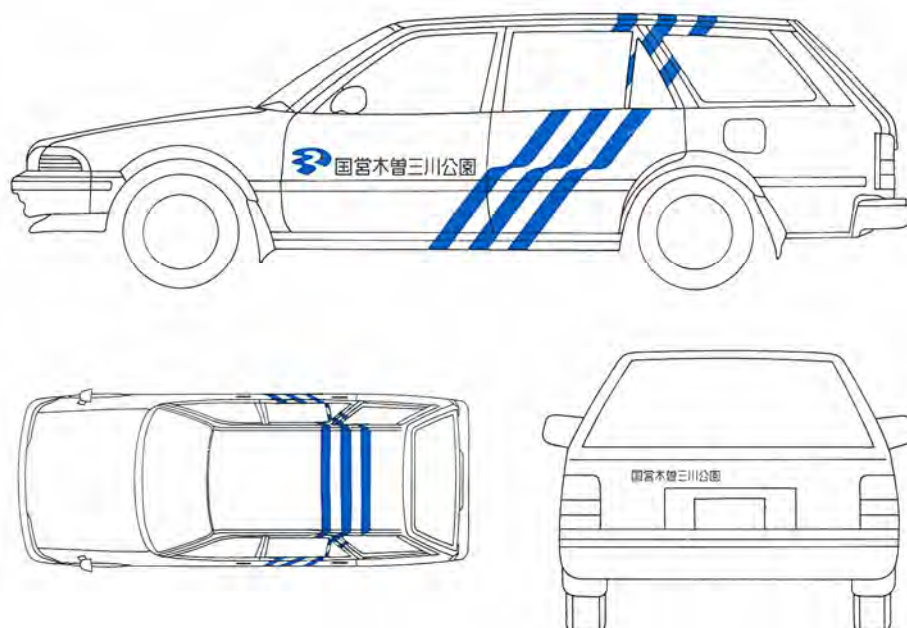
車両

車両のデザインは、原則としてHタイプのロコマークをそのまま使用してください。
RVタイプ、バンタイプ、ワゴン、トラック等、それぞれの使用を記載していますが、車体
モール、塗装色等により適用不可の場合は、美しいバランスを維持する限り変更は任意と
します。なお、下記アプリケーションは白（DIC583）を基調とし、ブルーのラインは、メ
インカラー（DIC183）としています。

●四輪駆動車



●バン



アプリ ケーション

車両

●ワゴン



38

●トラック

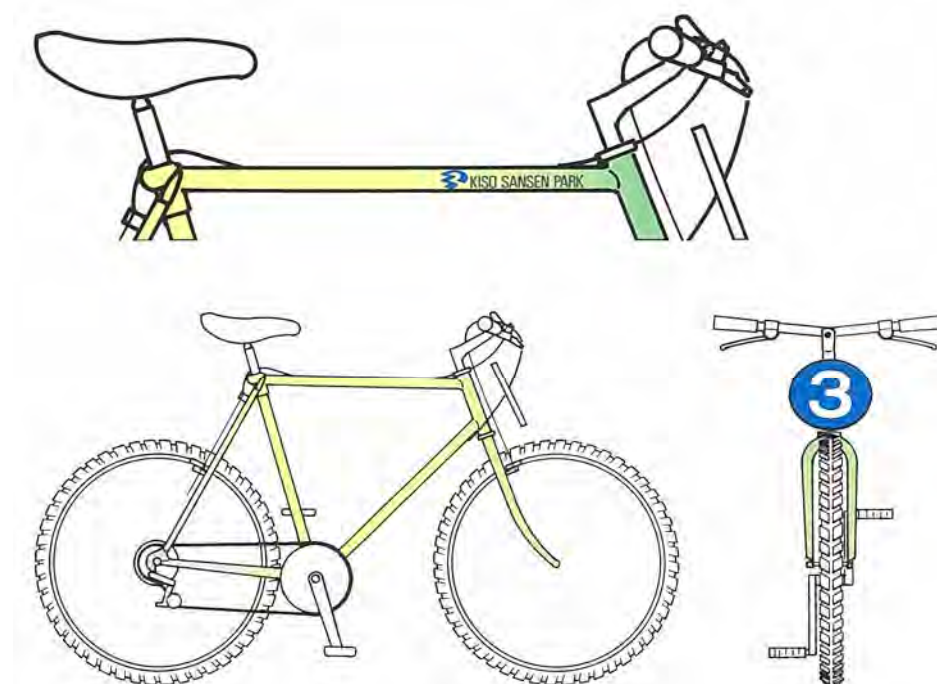


アプリケーション

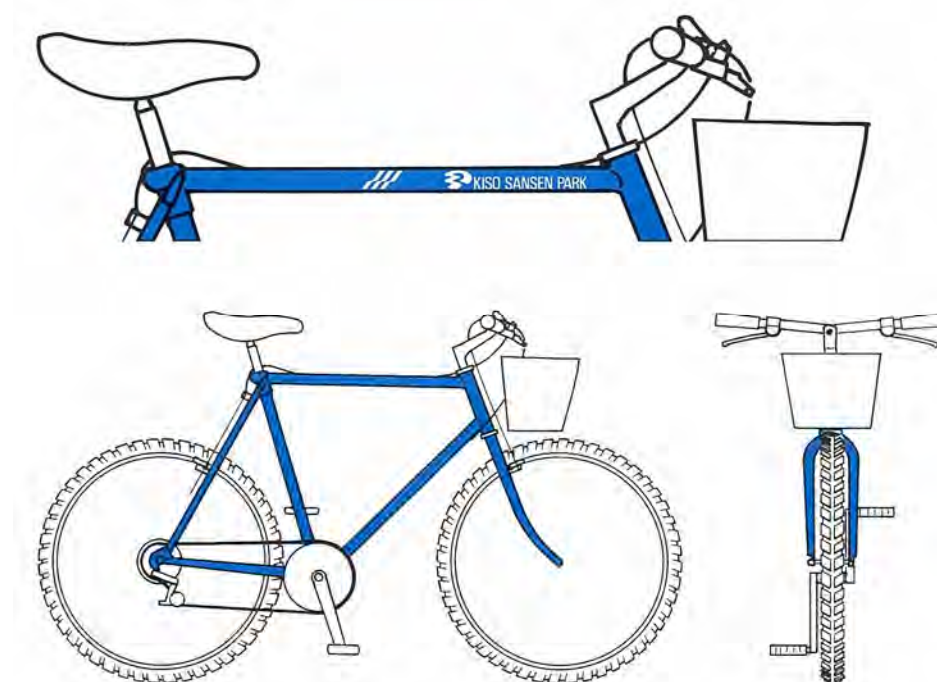
自転車 (マウンテンバイク)

自転車のデザインは、原則としてIタイプのロゴマークをそのまま使用して下さい。
ボディカラーは、利用者用ではバナー同様ピンク（DIC4）、イエロー（DIC57）、グリーン（DIC62）による配色、管理者用はメインカラー（DIC183）を基調とし、ロゴタイプを白（DIC583）とします。

●利用者用



●管理者用



アプリケーション

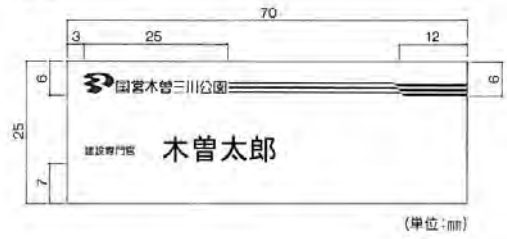
ユニフォーム

- 園旗
- 名札
- 制帽
- ヘルメット
- ユニフォーム

園旗



名札



制帽



ヘルメット



腕章



ユニフォーム



フレザー



開襟

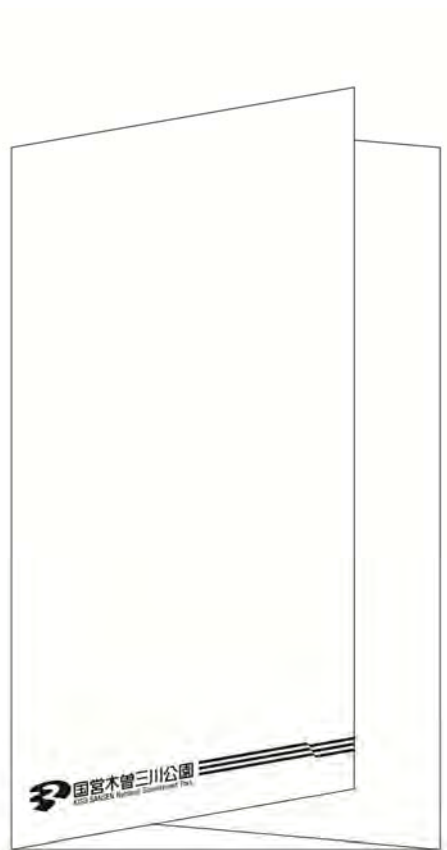


アプリケーション

ユーティリティ

●パンフレット

着色の場合は、シンボルマーク・メインカラー（ブルー・DIC183）を用いて下さい。



●リーフレット

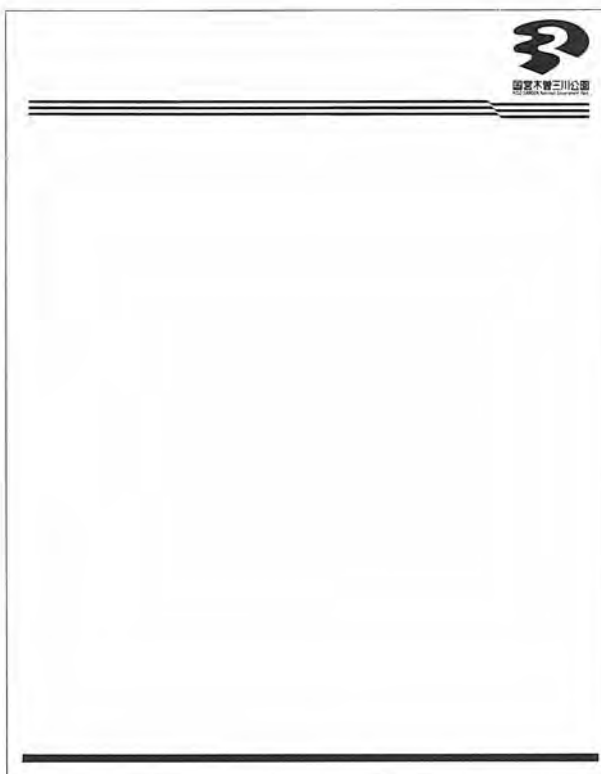


アプリ ケーション

ユーティリティ

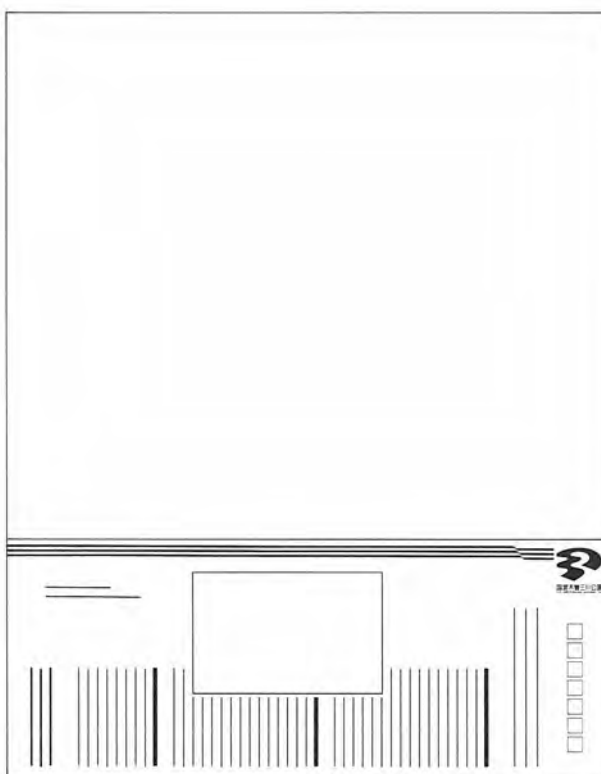
●情報POP

着色の場合は、シンボルマーク・メインカラー（ブルー・DIC183）を用いて下さい。



42

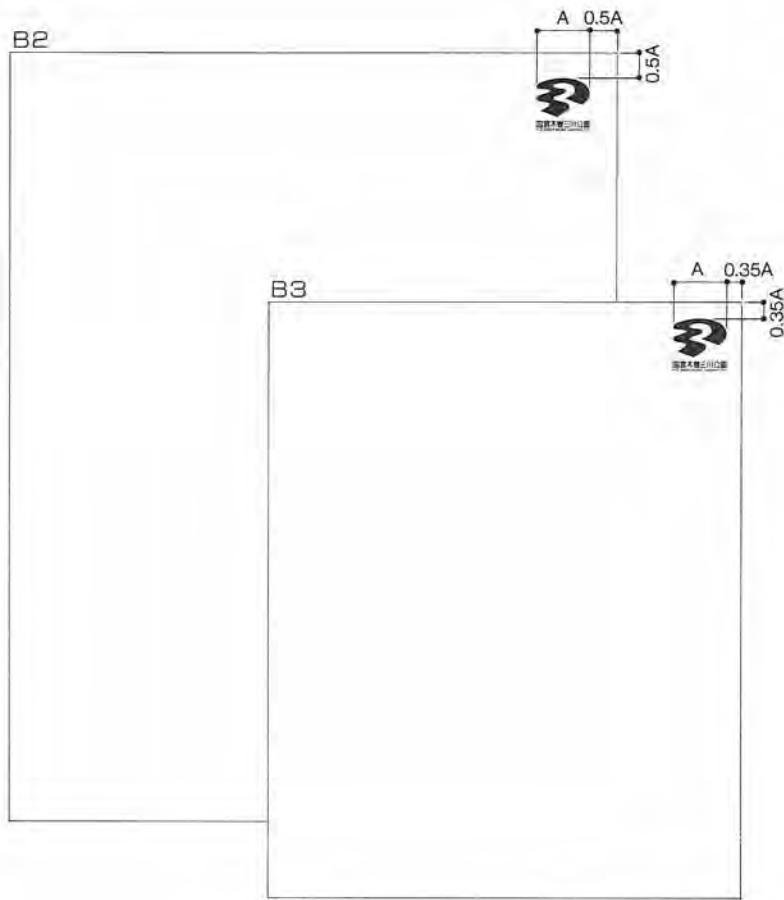
●新聞（広報）



アプリケーション

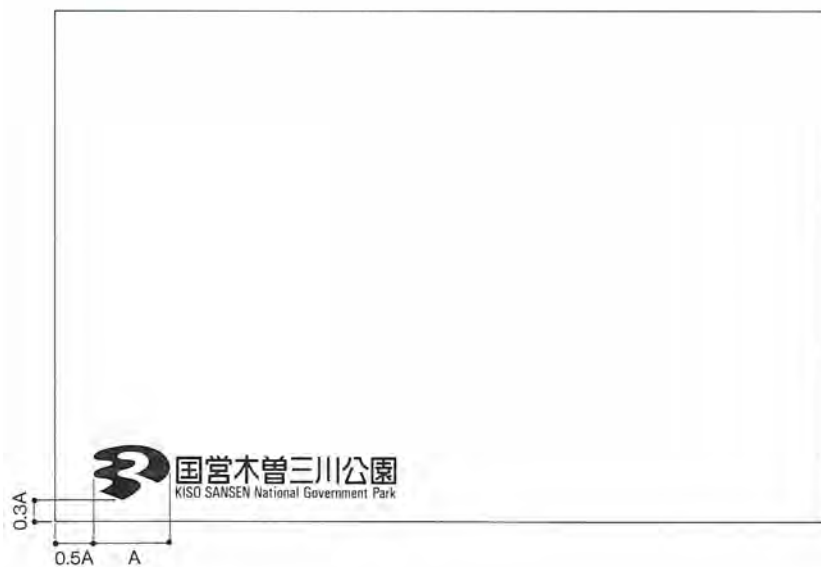
ユーティリティ

●ポスター



43

●中吊ポスター



関連法規 概要

シンボルマークの権利保護のための具体的な手続き・関連法規等の概略を記すと、次のようになる。

- 1) シンボルマークそのものの登録は出来ない。具体の物品に即して、その形状、模様などを意匠として登録出願し、査定をパスし、登録料を納付すれば15年間は意匠権が認められ、権利として保護される。
- 2) 意匠と似たものに実用新案、商標、著作権などがある。意匠は「物品の形状、模様などを美感という面にとらえたもの」であり、実用新案は「物品の形状などを技術的な面からとらえて保護するもの」であり、形状の技術的な利用価値などが問題とされ、美感についての特別の要求は含まれない。商標、著作権については別添資料を参照のこと。
- 3) 意匠登録を受けられる人は、その意匠を創作した者自身か、または本人から相続、譲渡、贈与などによって登録する権利をうけついだ人である必要がある。
- 4) 登録をうけられる意匠は、①工業上利用することができること（従って工業的に量産できない純美術品などは含まれない）、②右の各項に該当しない新規な意匠であること。

注) 工業上の利用を前提とするところから、国や地方公共団体の出願にはなじまないと見られる。市章、町章等についても登録はおこなわれてない。

- 5) ただし、公共団体等のシンボルマーク等であっても、それが十分に周知され、有名となっている場合、不正使用者に対しては、不当景品類及び*不当表示防止法（S37. 5. 15 法律134号）違反として告発し、使用の差し止めを求めることができる。
 - 6) 公益法人は収益事業を営むことが出来るので、シンボルマークを収益事業において取り扱う商品の意匠として登録することができる。（財）公園緑地管理財団は制定したマークを、いくつかの*物品（5～6種類）に付して意匠登録をおこなっている。
- (a) 登録出願前に、日本国内または外国において公然知られた意匠
(b) 登録出願前に、日本国内または外国において頒布された刊行物に記載された意匠
(c) (a)、(b)の意匠に類似する意匠

注) 意匠の登録をうける権利のある者が、登録出願前に自分でその意匠に係る物品を一般に発表したり、その物品を販売したために上記(a)、(b)に該当する場合には、その発表あるいは販売のときから6ヵ月以内に登録出願すれば上記(a)、(b)に該当しないものとみなされます。

したがって、一般の需要に適合するものかどうかの反響あるいは売れ行きをみて出願することかできる。

この場合には、意匠法第4条第2項の新規性喪失例外の適用をうけたい旨を記載した書面と、当該意匠登録出願に係る意匠が同項に規定する意匠であることを証明する書面（たとえば、展示会出品、デパート、問屋などに納品したことの証明書）を提出しなければなりません。

上述の証明書が出願のときに間に合わない場合は、出願の日から14日以内に提出します。（意§4）

なお、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して新規性を欠く状態になった場合の特例は、意匠法第4条第1項を参照のこと。

関連法規 概要

● 不当景品類及び 不当表示防止法

昭和37.5.15
法律 134号

改正 昭47-法44

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、公正取引委員会が指定するものをいう。

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行なう広告その他の表示であって、公正取引委員会が指定するものをいう。

(景品類の制限及び禁止)

第三条 公正取引委員会は、不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく優利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条若しくは前条第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるものとする。

2 前項に規定する指定並びに制限及び禁止並びにこれらの変更及び廃止は、告示によって行なうものとする。

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があるときは、当該当事者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

禁止事項

シンボルマーク・ロゴマークは、形状や色彩など定められた基準によく注意してお使いください。

例示のような誤った使用はさけてください。

☒ マークにパターン、模様などを入れてはならない。



☒ 規定以外の他の要素を加えてはならない。(ワク囲みなど)



☒ 変形してはならない。



☒ 切りはなしたり、組み変えてはならない。



清刷

ロゴマーク

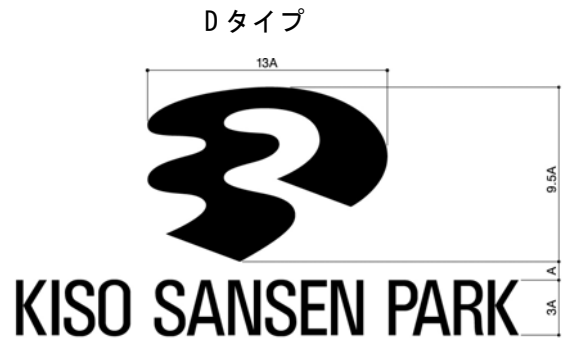
シンボルマークと和文ロゴタイプを組みあわせて使用する場合の基本パターンと清刷りです。

色指定はシンボルマークカラー・ロゴタイプカラー（P.14）を順守してください。

- Aタイプ
- Bタイプ



- Cタイプ
- Dタイプ



- Eタイプ
- Fタイプ



清刷

ロゴマーク

シンボルマークと和文ロゴタイプを組みあわせて使用する場合の基本パターンと清刷りです。色指定はシンボルマークカラー・ロゴタイプカラー（P.14）を順守してください。

- Gタイプ
(和文、タテ)



- Hタイプ
(和文、ヨコ)



- Iタイプ
(英文)



- Jタイプ
(英文)



- Kタイプ
(和・英併記)



- Lタイプ
(和・英併記)



清刷


ロゴマーク

(和文、ヨコ)

各拠点

ロゴマーク



 国営木曽三川公園

アグアワールド水郷パークセンター

 国営木曽三川公園


木曽三川公園センター

 国営木曽三川公園

長良川サービスセンター

 国営木曽三川公園


カルチャービレッジ

 国営木曽三川公園


東海広場

 国営木曽三川公園


船頭平河川公園

 国営木曽三川公園


ワイルドネイチャープラザ

 国営木曽三川公園


かさだ広場

 国営木曽三川公園


各務原アウトドアフィールド

 国営木曽三川公園

138タワーパーク

 国営木曽三川公園

江南フラワーパーク

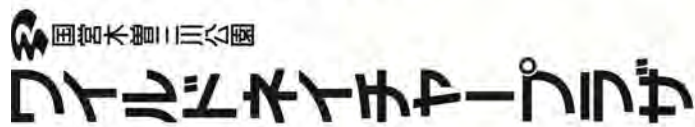
 国営木曽三川公園

河川環境楽園

清刷

ロゴマーク
(和文、タテ)

拠点別
ロゴマーク



清刷

ロゴマーク


(英文、ヨコ)

各事業所別
ロゴマーク



 KISO SANSEN PARK

AQUA WORLD SUIGO PARK CENTER

 KISO SANSEN PARK

KISO SANSEN PARK CENTER

 KISO SANSEN PARK

NAGARAGAWA SERVICE CENTER

 KISO SANSEN PARK

CULTURE VILLAGE

 KISO SANSEN PARK

TOKAI PARK

 KISO SANSEN PARK

SENDOHIRA RIVER PARK

 KISO SANSEN PARK

WILD NATURE PLAZA

 KISO SANSEN PARK

KASADA PARK

 KISO SANSEN PARK

KAKAMIGAHARA OUTDOOR FIELD

 KISO SANSEN PARK

138TOWER PARK

 KISO SANSEN PARK

FLOWER PARK KONAN

 KISO SANSEN PARK

WATER ECO PARK

清刷

ピクトグラム

●一般
ピクトグラム



禁止ピクトグラム



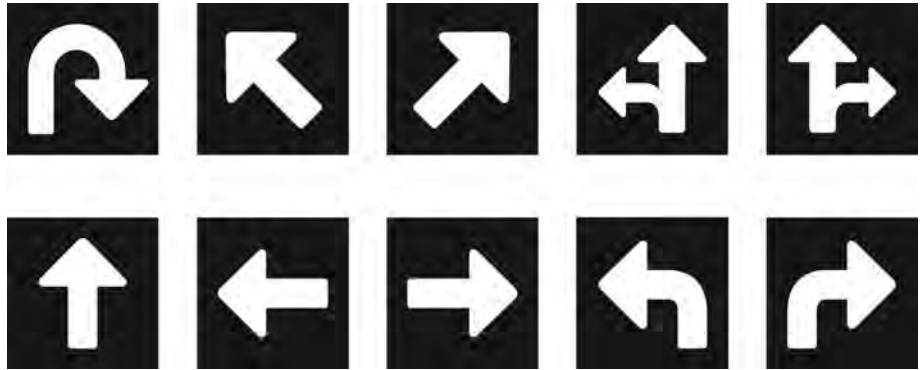
※はJIS規格外ピクトグラム

清刷

ピクトグラム

●矢印

ピクトグラム



カラーチャート

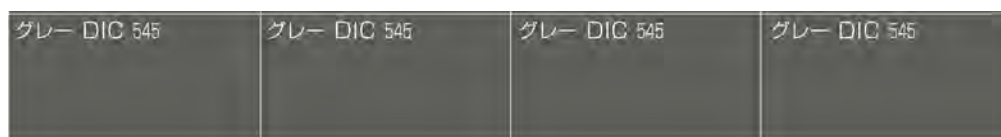
- シンボルマーク
メインカラー
ブルー-DIC183



- シンボルマーク
メインカラー
グリーンTOYO8307

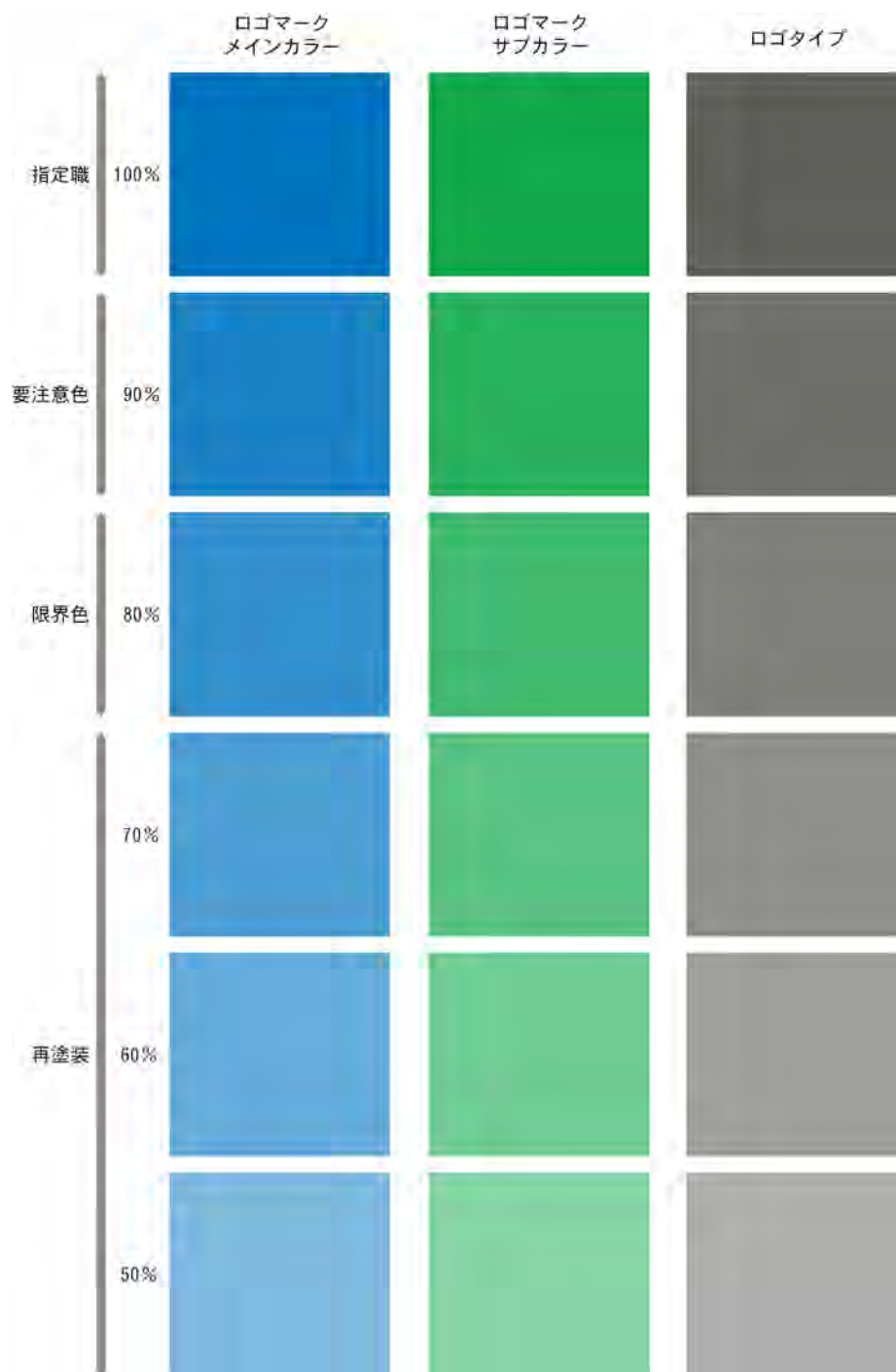


- ロゴタイプカラー
グレー-DIC545



メンテチェック用 カラーチャート

特に屋外サインに関しては、紫外線、風雪等による退色及び剥離、破損が予測されます。剥離、破損の場合は、その程度の大小を問わず即座に修繕、再生をしてください。なお、退色の場合は、以下のカラーチャートを参考に再塗装、修繕の時期を判断してください。



付記

シンボル素材

国営木曾三川公園は総延長100kmにも及ぶ長大な区域のため、公園内及びその周辺に、特長のある素材があります。

ここでは、特に公園内施設の素材として、シンボリックに利用できるものを参考として付記します。

●無機質自然素材

玉石



公園内外の水屋等の基礎や築堤に用いられる丸い河原石。

公園施設の基礎部に適しています。但し、施設との美観的バランスを考慮していく必要があります。

●有機質自然素材

榎（えのき）



中央水郷地区周辺にみられる落葉樹で、10数メートルの高木となる「にれ科」の樹木。

植栽計画との関係を十分に考慮していくことが望ましい。

●無機質人工素材

セラミックス 公園上流地区の地場産業（陶磁器）の1つとして注目されているもの。使用にあたっては、耐久性、耐候性、加工性、価格等の課題は多いが、期待し得る新素材です。

付記

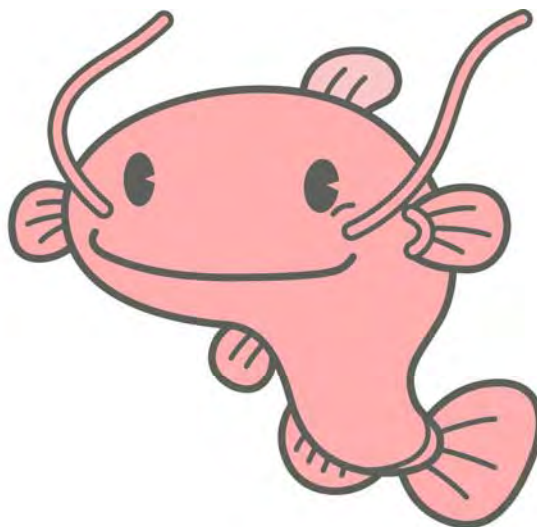
マスコット キャラクター

国営木曾三川公園内には多くの動植物が棲息しています。

特に公園を代表する動植物を、各地区（三派川地区、中央水郷地区、河口地区）で設定し、それぞれのマスコットキャラクターとして用いていきます。

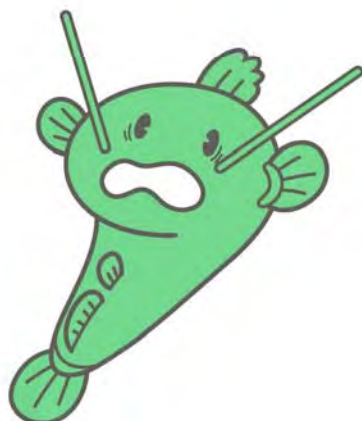
中央水郷地区では「ナマズ」をマスコットキャラクターとしています。名前は「ままず」です。

着色の場合は、ケイをグレー（DIC545）とし、3色のバリエーションカラー（ピンク：DIC4、イエロー：DIC 57、グリーン：DIC62）と組み合わせて使用して下さい。



57

●ポーズバリエーション



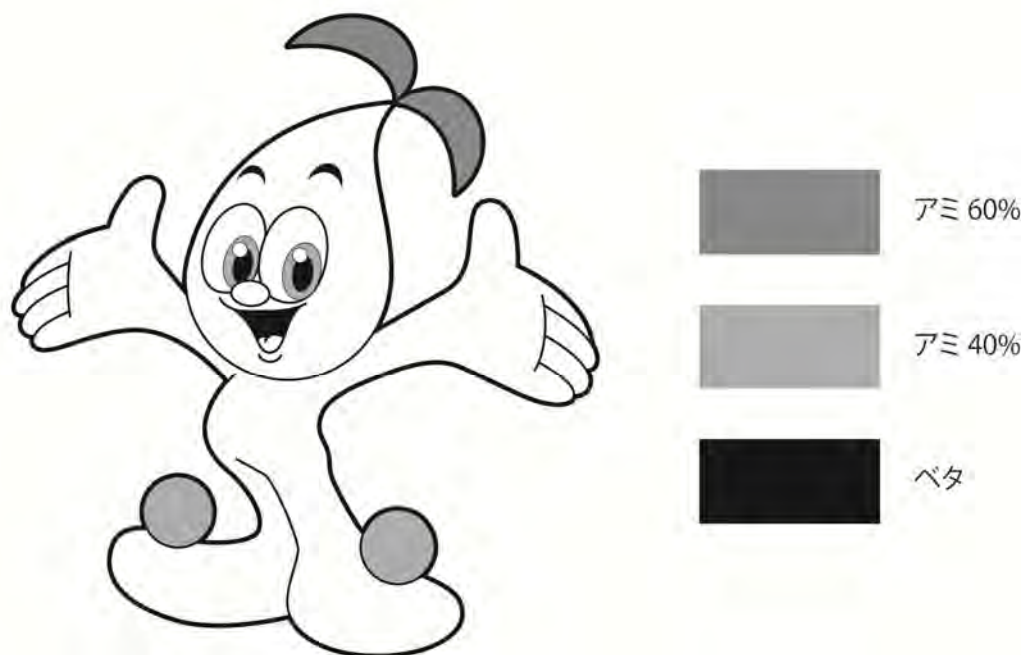
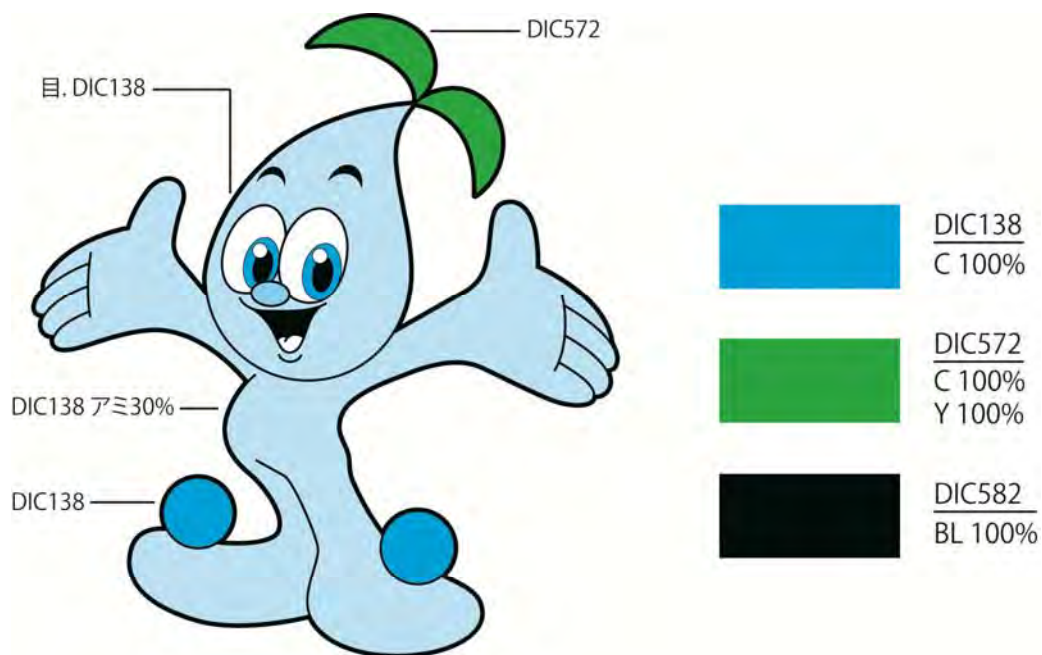
付記

マスコット キャラクター 「ミズリン」

河川を活かしたヒューマンな公園、三派川地区センター内の「138タワーパーク」。そのマスコットキャラクター『ミズリン』は、「水の精」をモチーフとし、基本デザインは「水滴」の持つ清澄なシズル感と、躍動する自然を表現しています。

基本形は、多くの人々に愛され親しまれるキャラクターとして「ウエルカム」のポーズをとっています。

三派川地区での視覚的なコミュニケーション活動に展開、単独またはロゴタイプと組み合わせて使用して下さい。



付記

マスコット
キャラクター

●ポーズバリエーション

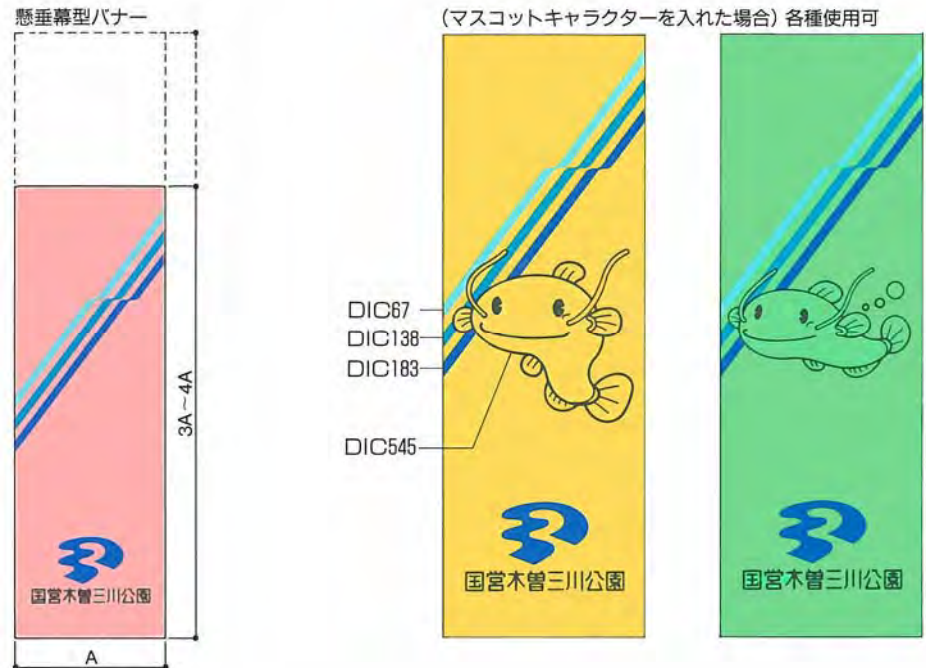


付記

バナー

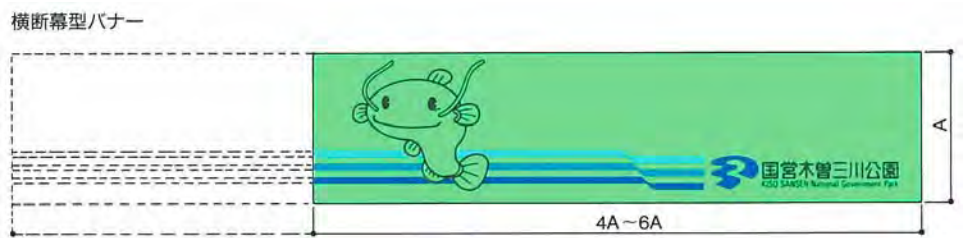
当公園内でのイベント開催時及び公園外での装飾として用いるバナー（旗印、のぼり、垂れ幕、横断幕等の総称）は、視覚的な統一のために有効な手段です。

中央水郷地区では下図のように定め用います。



60

※懸垂幕は設置場所の形状に応じてタテサイズを3Aまたは4Aとし、4Aの場合は上部にそのまま延長します。



※横断幕は設置場所の形状に応じてヨコサイズを4A～6Aとし、4A以上の場合は左側へそのまま延長します。

●カラーバリエーション

地色 (DIC4)



地色 (DIC57)



地色 (DIC62)



付記

ピクトグラム

改訂にあたりピクトの見直したピクトグラムは次の通りです（上：旧版 下：改訂版）。
新規に作成する場合は、改訂版の使用が望ましいです。

●改訂対応表

女子お手洗い	男子お手洗い	お手洗	多機能トイレ ※	オストメイト ※
			設定なし	設定なし
↓	↓	↓	↓	↓
身障者用施設	授乳室	おむつ替えシート ※	休息所	水飲場
	設定なし	設定なし		
↓	↓	↓	↓	↓
案内所	救護センター	貸ロッカー	落し物預り所	公衆電話
↓	↓	↓	↓	↓
レストラン	コーヒESHOPP	自動販売機 ※	売店 ※	ゴミ箱
		設定なし		
↓	↓	↓	↓	↓

付記

ピクトグラム

エレベータ 設定なし ↓ 	階段 設定なし ↓ 	スロープ 設定なし ↓ 	電気設備 ※ ↓ 変更なし	喫煙所 設定なし ↓ 	
駐車場 ↓ 	バスのりば ↓ 	タクシーのりば ↓ TAXI 	自転車置場 ↓ 	広域避難所 設定なし ↓ 	AED 設定なし ↓
バードウォッチング ※ ↓ 変更なし	ウインドサーフィン ※ ↓ 変更なし	ボート ※ ↓ 変更なし	釣り ※ ↓ 変更なし	サイクリング ※ ↓ 変更なし	

禁止ピクトグラム

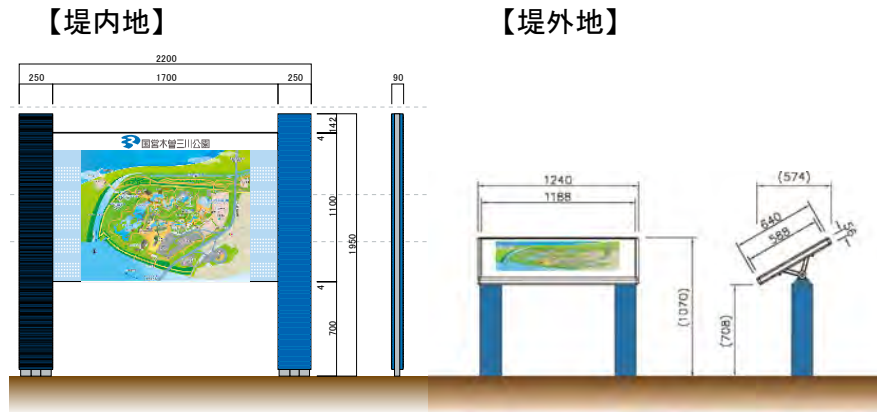
禁煙 ↓ 	遊泳禁止 ↓ 	立入禁止 ↓ 	ゴミ投捨て禁止 ↓ 	火気厳禁 ↓
ペット入場禁止 ↓ 	触れないで下さい ↓ 	撮影禁止 ↓ 	駐車禁止 ↓ 	空缶投捨て禁止 ↓ ゴミ投捨て 禁止に統一

付記

サインの材質などは、各拠点の特色にあわせたサインを配置するものとします。

サイン形状の例

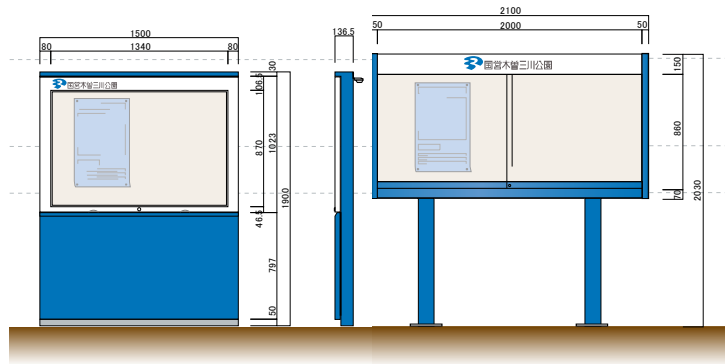
- 案内サイン
総合案内



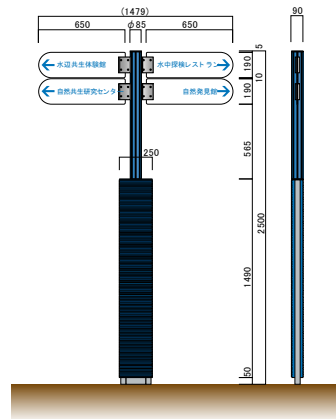
掲示板

【堤内地】

【堤外地】

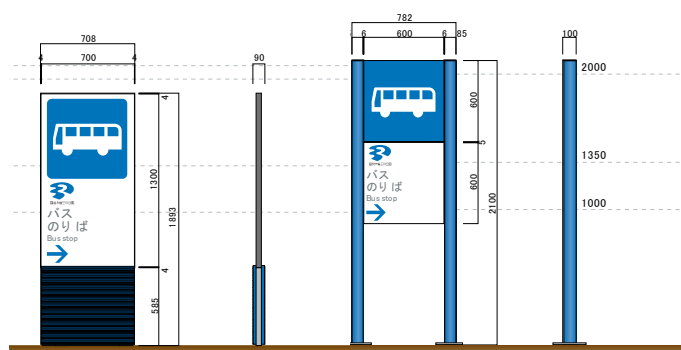


- 誘導サイン
公園内誘導



【堤内地】

【堤外地】

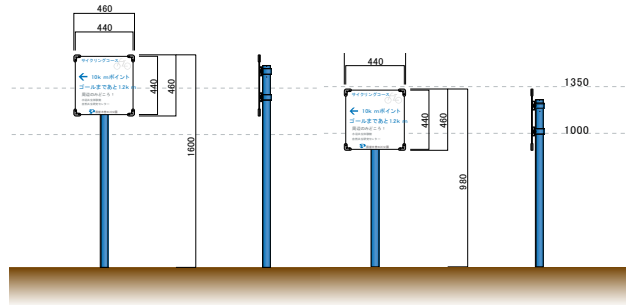


付記

サイン形状の例
自転車誘導

【堤内地】

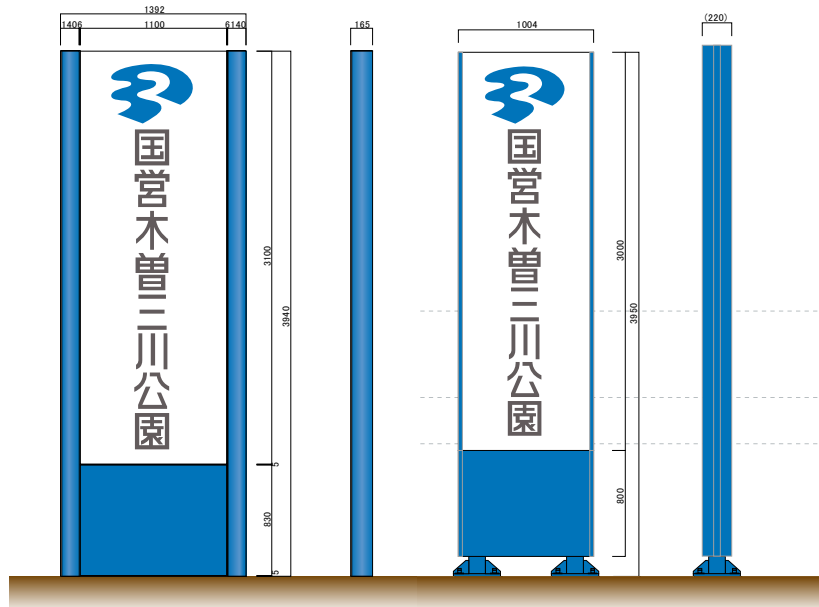
【堤外地】



●位置サイン
公園表示

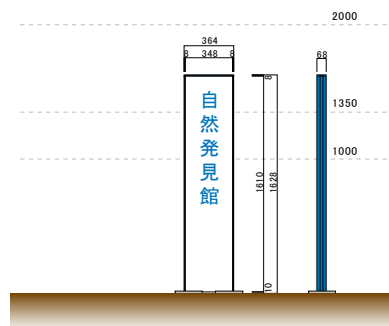
【堤内地】

【堤外地】



公園表示

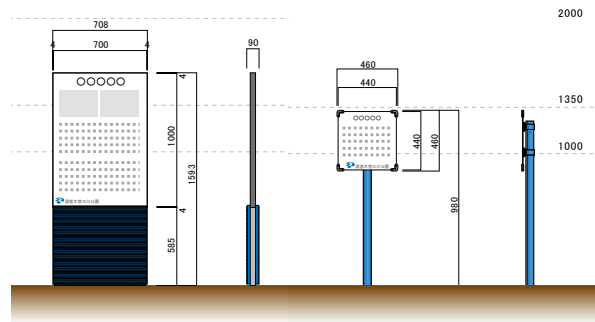
【施設名】



付記

サイン形状の例

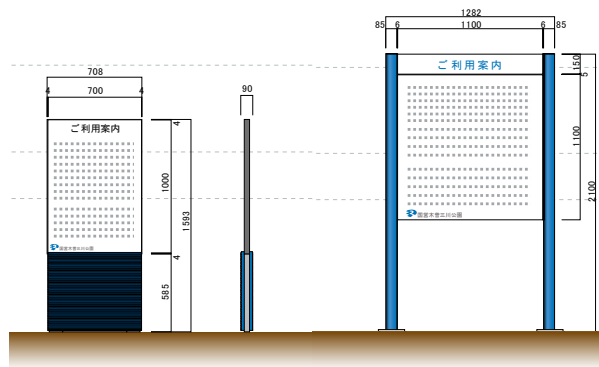
- 説明サイン
資源解説等



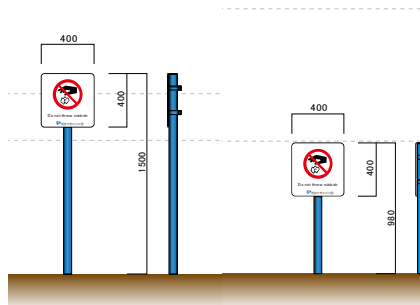
施設利用情報

【堤内地】

【堤外地】



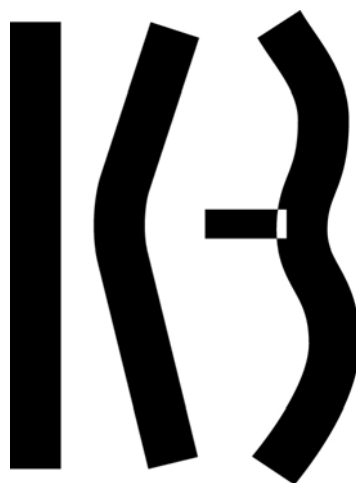
- 規制サイン



付記

K3マーク

国営木曾三川公園の略称としてK3を用いる場合は、下記のロゴマークを使用します。



ロゴマークのカラーはDIC183を使用してください。サブカラーとしてDIC545またはスミアミ80%を使用してください。3の字の白い部分にサブカラーピンクDIC4、イエローDIC57、グリーンDIC62を使用してもよい。

おわりに

本マニュアルは国営木曾三川公園の良質かつ統一されたイメージを視覚的に形成するための指針とすべきものである。

そのため本公園内外を問わず、本公園に関わるすべての印刷物、サイン表示等のグラフィックスは、本マニュアルの規定に従って制作、設置しなければならない。

なお、本マニュアル規定外の制作物について、及び本マニュアル内で不明の点については、その都度下記までおたずねください。

お問い合わせ窓口 **木曾三川公園管理センター**

〒503-06 岐阜県海津郡海津町油島255-3

電話 05845 (4) 5531

木曾川下流工事事務所河川公園課

〒511 三重県桑名市大字播磨字沢南81

電話 0594 (22) 4511

木曾川上流工事事務所河川公園係

〒500 岐阜市忠節5-1

電話 0582 (51) 1321

監 修

国土交通省 企画部・河川部

〒460 名古屋市中区三の丸2-5-1

電話 052 (962) 6311

ペット対応

「ペット持込利用のマナーアップの取り組み」

1. 概要

1) ペット規制エリアの設置

- ・国営木曾三川公園の対象エリア(「2. ペット規制エリア」参照)周辺各所には、ペット規制エリアの看板(看板案1参照)を設置する。
- ・開園時間中は、巡視員が巡回し、エリアへのペット持込がないか確認するとともに、持込があった場合には、お客さまに対し本運用の趣旨説明、利用案内等を行う。
- ・なお、ペット規制エリアの設置または変更にあたっては、監督職員と協議の上設置する。また、ペット規制エリア設置前に、園内各所に事前告知を行う。

2) ペット愛好家に向けたマナーアップに向けた取り組み

国営木曾三川公園の対象エリア外の各所に、ペットマナーアップにおける看板(看板案2参照)を設置する。また開園時間中は、巡視員が巡回し、利用案内、指導を行う。

2. ペット規制エリア

フラワーパーク江南(子供の庭遊具周辺及び芝生広場)

河川環境楽園(木曾川水園)(自然発見館西芝生広場)

138タワーパーク(タワー北側芝生エリア、イベント広場、つどいの広場、やすらぎの池周辺)

木曾三川公園センター(木曾三川たんけんランド西芝生広場、木曾三川たんけんランド、木製遊具周辺、まます遊具周辺、水遊び場)

■ フラワーパーク江南(愛知県江南市)



■ 河川環境楽園(岐阜県各務原市)



■ 138 タワーパーク(愛知県一宮市)



■ 木曾三川公園センター(岐阜県海津市)



ペット対応について

1. 公園内では、リードでつなぎ、糞や尿の始末をお願いいたします。
2. 建物内、レストラン、水遊び場への立ち入りはご遠慮ください。
3. 他の入園者に迷惑や危害を及ぼした場合、すべて飼い主の責任において処理をお願いします。



接客・接遇について

1. 基本接客

接客する基本（各ポジション共通）

- ① 挨拶 お客様より先に声を掛けることが重要！
- ② 適切な言葉遣い
- ③ 身だしなみを整える
- ④ パンフレット、注意事項などの用意

基本的接遇態度

- ① 常にあたたかく、やわらかい笑顔で
- ② 転機をはたらかせ、敏速に処理
- ③ 相手を尊重し、すべてに平等に対応する
- ④ 質問には正確な応答を
- ⑤ 健康維持は自らの手で

クレーム・トラブル時

発生原因

- ① 見たいものが見られるか・・・花・イベント・展示
- ② 行きたいところへ行けるか・・・園内動線・スロープ
- ③ 休みたい時に休めるか・・・休憩施設・自動販売機・売店・食事場所
- ④ 危険な状況はないか・・・危険箇所・遊具
- ⑤ 接客がゆきとどいているか

対 応

- ① まず何をおいてもお客様の立場に立って、言葉遣いには十分気をつける。
- ② 感謝の気持ちで・・・最初の対応が大切。
- ③ まず、お客様の言い分を最後まで聞くようにする・・・何を怒っているか。
- ④ 話しの途中での弁解、議論は禁物。
- ⑤ お客様の主張が間違っているときでも説明は急がない。
- ⑥ 苦情によっては、場所・人・時間を変える。
- ⑦ おだやかな話し方・やさしい表情で。
- ⑧ 解決したら、注意・指摘に対してお礼を述べる。
- ⑨ 記録を残し、センター内で情報を共有する。

案内係員対応例

お客様をお迎えする時 「おはようございます」「こんにちは」「行ってらっしゃいませ」
見送りの時 「ありがとうございました」「またお越し下さい」

各質問について

- ※ すぐにお答えする そのためにイベント、花の場所・状況、園内の状況園内の配置等細かく知っておく必要がある。
- ※ わからない部分は、管理センター職員に相談し、クリアーにしておく。
- ※ 地図などでていねいに説明する。

複数のお客様が一度にいらした場合

- ※ お待ちいただく方にはその旨を告げ、あわてずに順番に対応していく
- ※ 他の係員に対応してもらう 係員同士の連携が必要

売店係員対応例

お客様が窓口や店内に入ってこられた時

「いらっしゃいませ」「おはようございます」「こんにちは」

同時に頼まれた時

「こちらのお客様、少々お待ち下さい。」

わからない時

「申し訳ございませんが、確認いたしますので少々お待ちください」

「申し訳ございませんが、詳しくは管理センターや案内所でご案内しております。」

お客様の希望のものがない時

「申し訳ございません。あいにく〇〇は、扱っておりません。今後検討させていただきます。」

「申し訳ございません。あいにく〇〇は、扱っておりませんが△△で扱っております。」

窓口・店内を出て行くとき

「ありがとうございました」「またお越し下さい」

巡視員対応例

お客様がいらした時 「おはようございます」 「こんにちは」

園内のことを質問された時

わかる範囲でお答えする。

わからない時 「申し訳ございませんが、くわしくは管理センターや案内所でご案内しております。」

見送りの時 「ありがとうございました」「またお越し下さい」

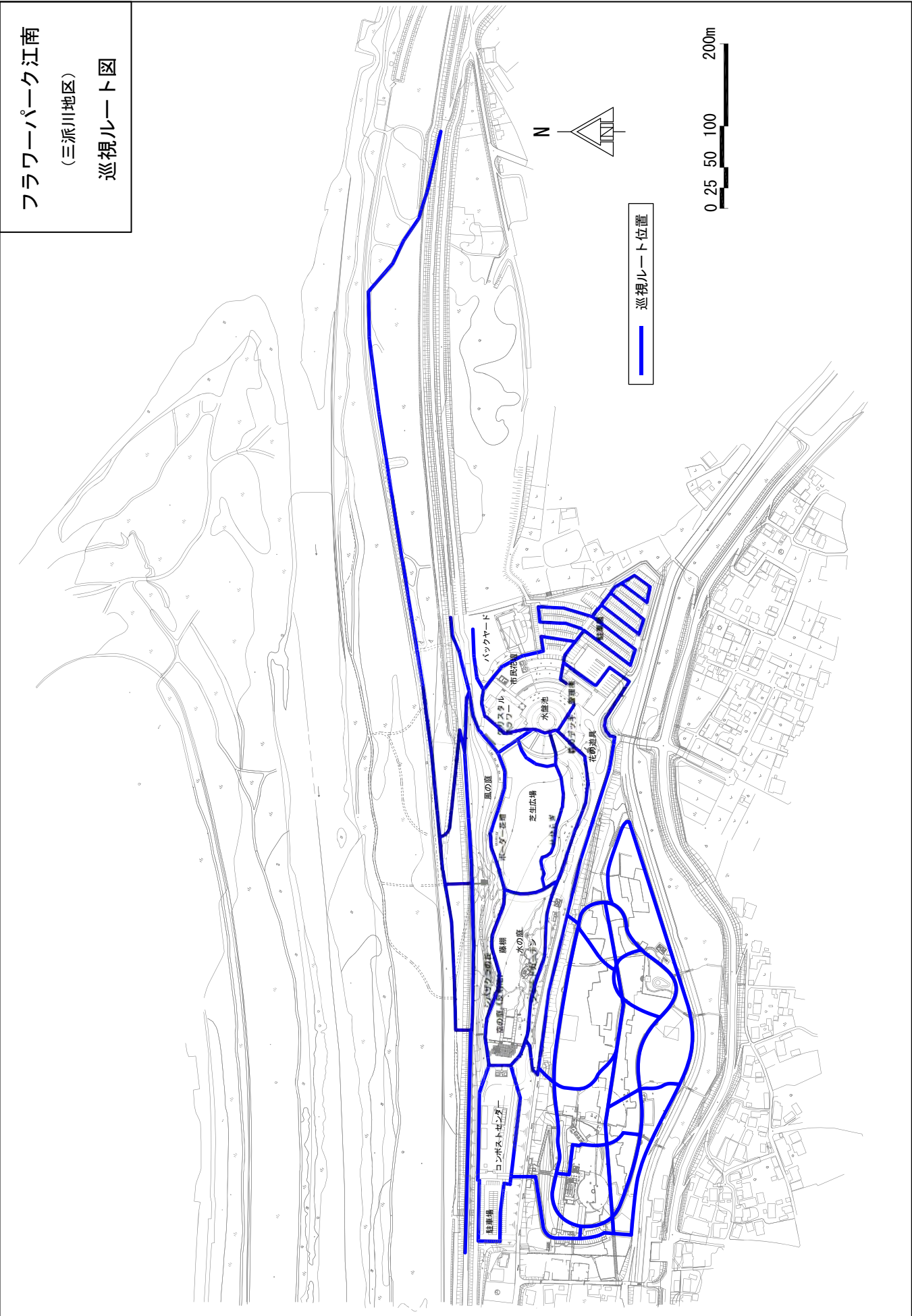
2. 身だしなみ・制服

お客様と接する時には、必ず公園の制服やマークの入っているものを着用し、名札をつける。気温の関係で上着を脱いだりするときでもマークの入っているものが必ず外に出ているようにし、お客様から見てすぐに公園関係者とわかるようにする。

次の点に注意して下さい。

- ①髪 定期的な散髪。こざっぱりとした、清潔で自然なヘアースタイルを心がける。長すぎないか、フケはないか、寝癖はついてないか、くさい匂いがしないか、整髪料の匂いがきつすぎないか気をつける。
茶色や派手な色の毛染めはお客様に不快感をあたえる場合があるので慎む。
- ②顔など 洗顔したか、無精髭が生えていないか、髭の剃り残しはないか、目やにはついてないか、耳掃除はしてあるか、歯磨きをしたか等に気をつける。
化粧はフレッシュで自然な化粧とし、つけすぎに気をつける。
爪は伸ばし過ぎないようにし、マニキュアを付ける場合は、無色又はできるだけ肌の色に近いものを選択する。香水はなるべくつけないようにする。
眼鏡は派手でない物とし、サングラスはお客様に不快感をあたえる場合があるので、どうしても必要な場合以外は慎む。
- ③装飾品 ネックレス・ブレスレット・イヤリング等装飾品は慎む。
なお、指輪は、両指に1つとし、小さめで上品なものにする。
また、女性がピアスをつける場合は、控えめなデザインのものにする。
- ④靴 踵は踏んだままにしない。汚れに気をつける。
- ⑤靴下 汚れていないか、ずり落ちていないか、破けていないか、穴はあいていないか気をつける。

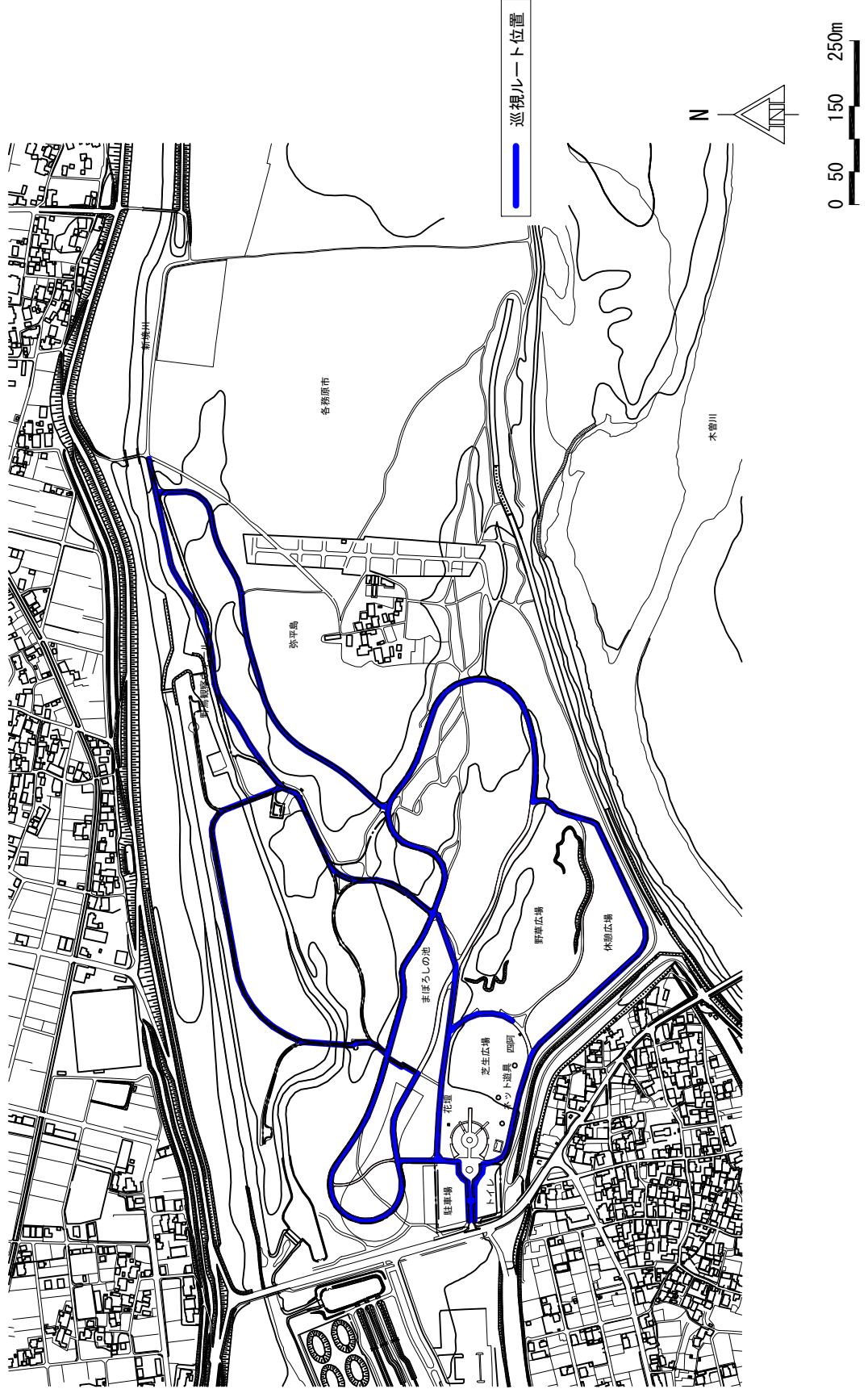
フラワーパーク江南
 (三派川地区)
 巡視ルート図



かさだ広場・各務原
アウトドアワールド

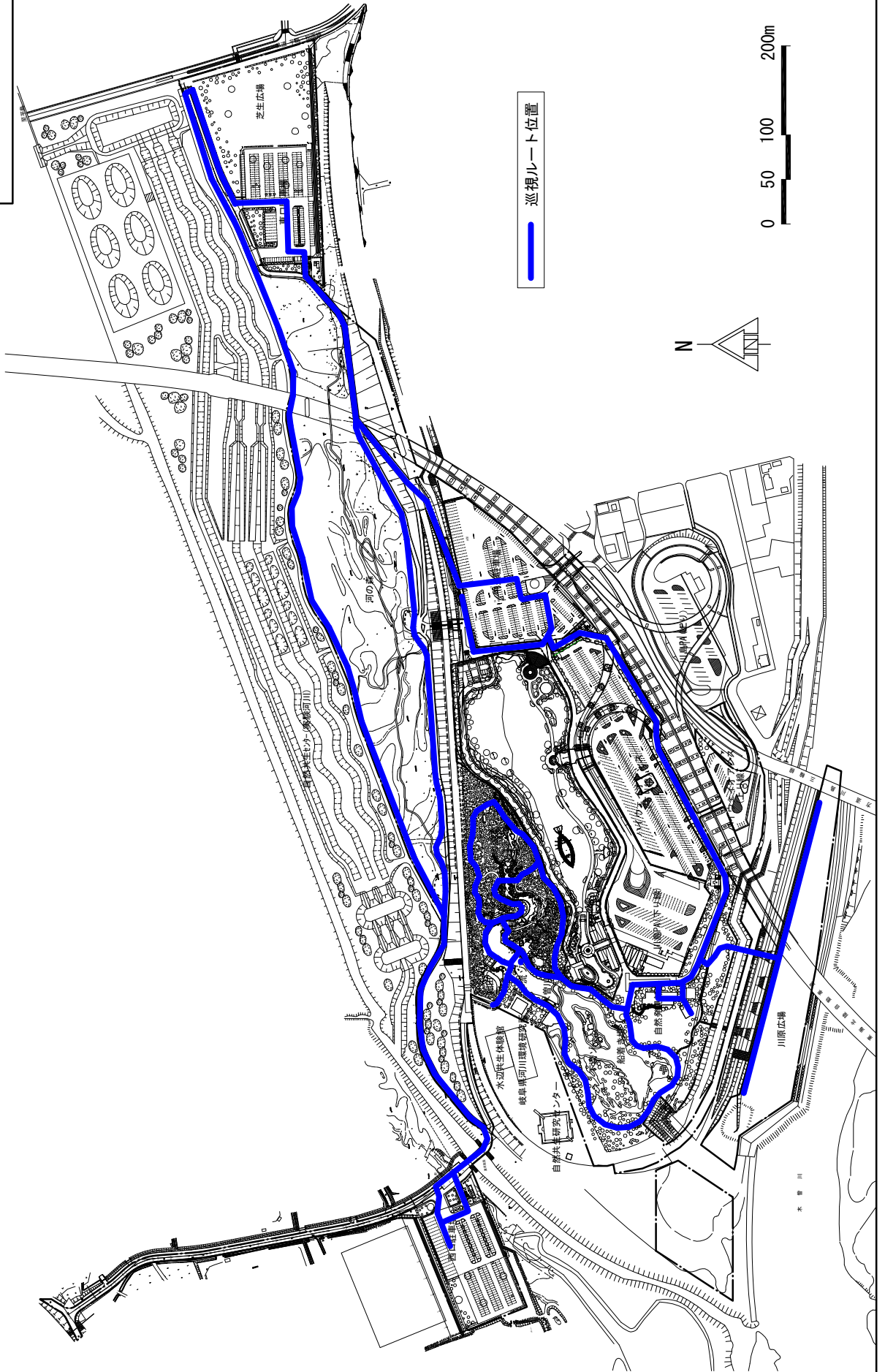
(三派川地区)

巡視ルート図



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

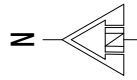
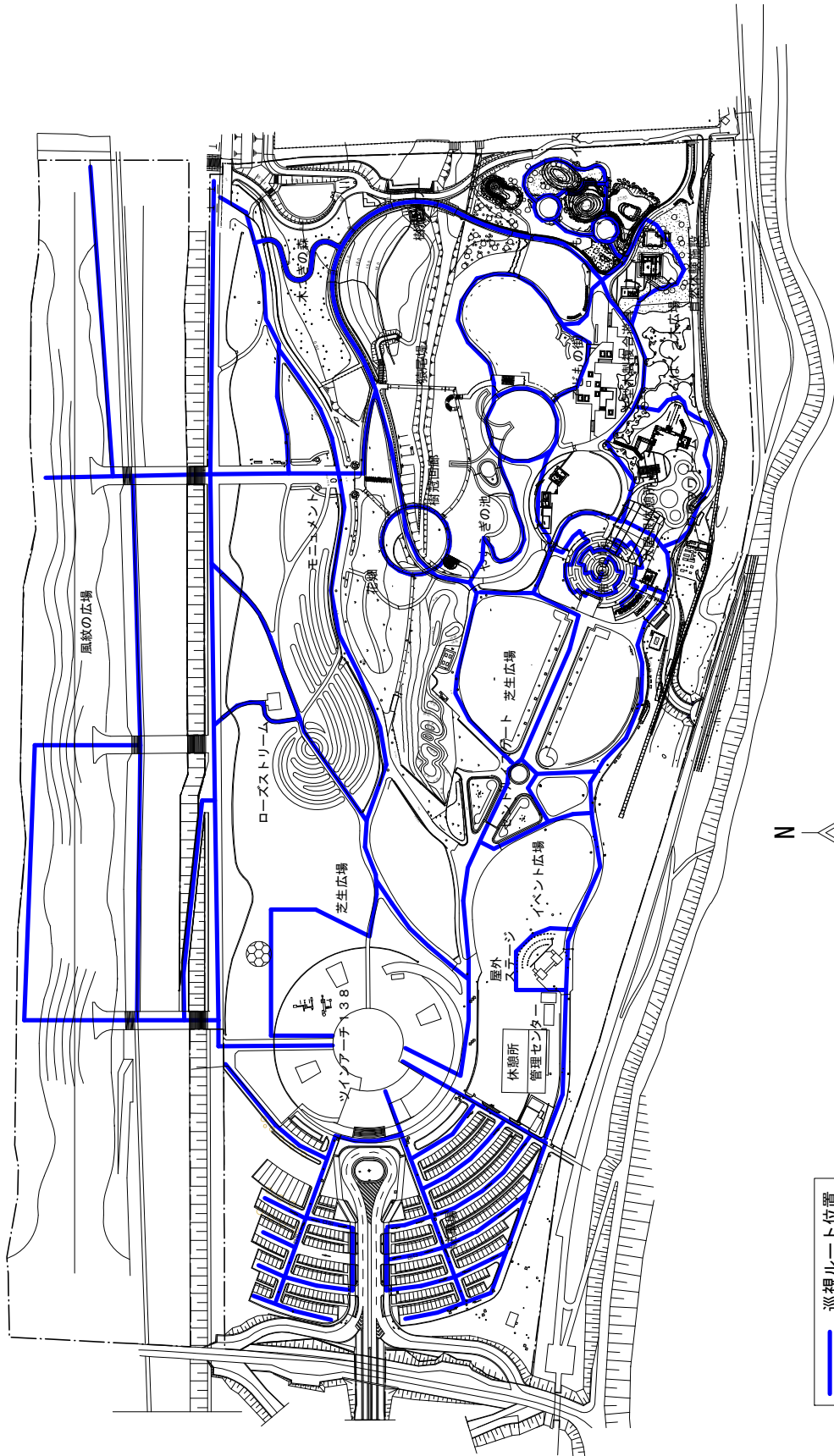
巡視ルート図



138タワーパーク

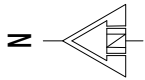
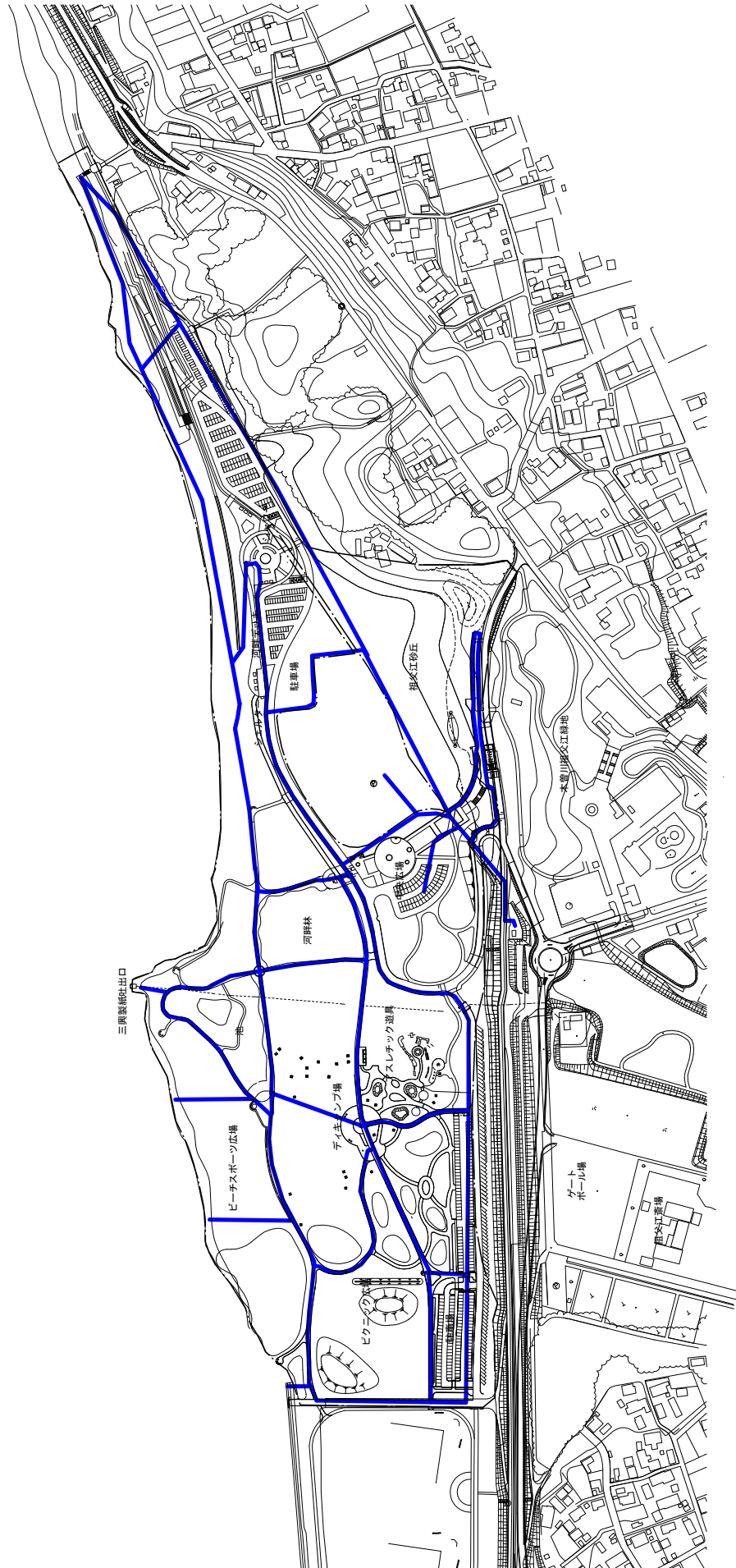
(三派川地区)

巡視ルート図



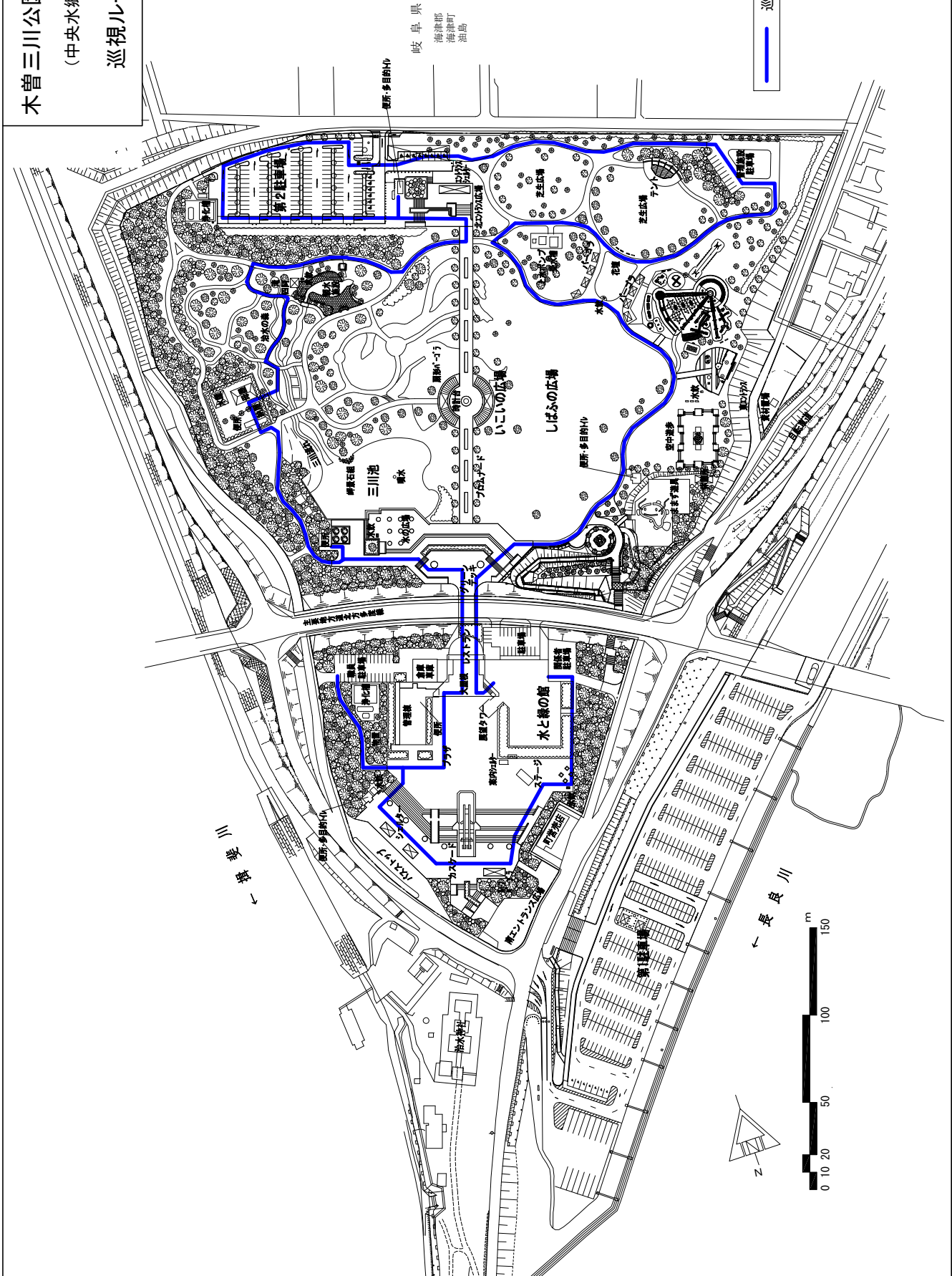
巡視ルート位置

ワイルドネイチャー
プラザ
(中央水郷地区)
巡視ルート図



巡視ルート位置

木曾三川公園センター
 (中央水郷地区)
 巡視ルート図

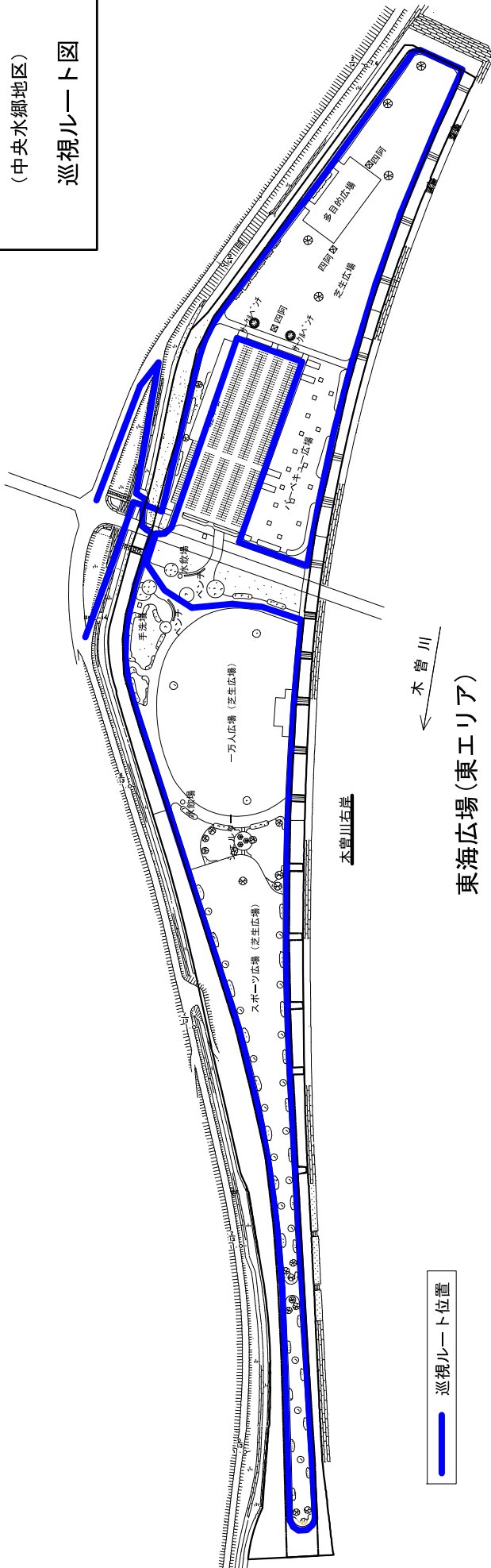


東海広場

東海広場

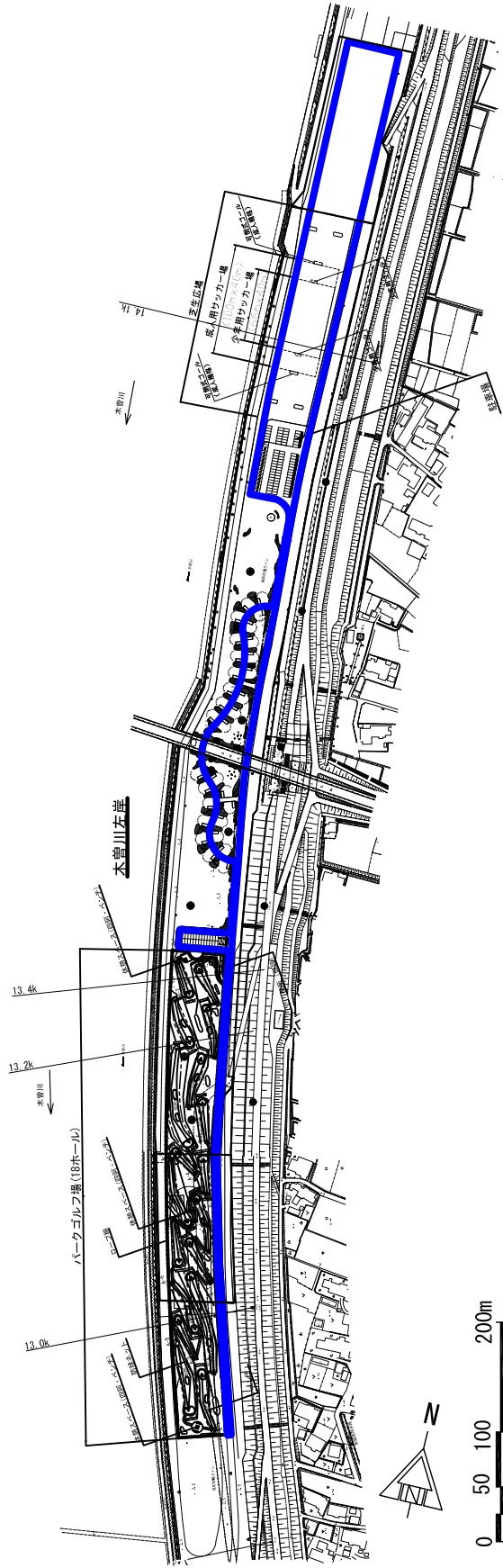
(中央水郷地区)

巡視ルート図



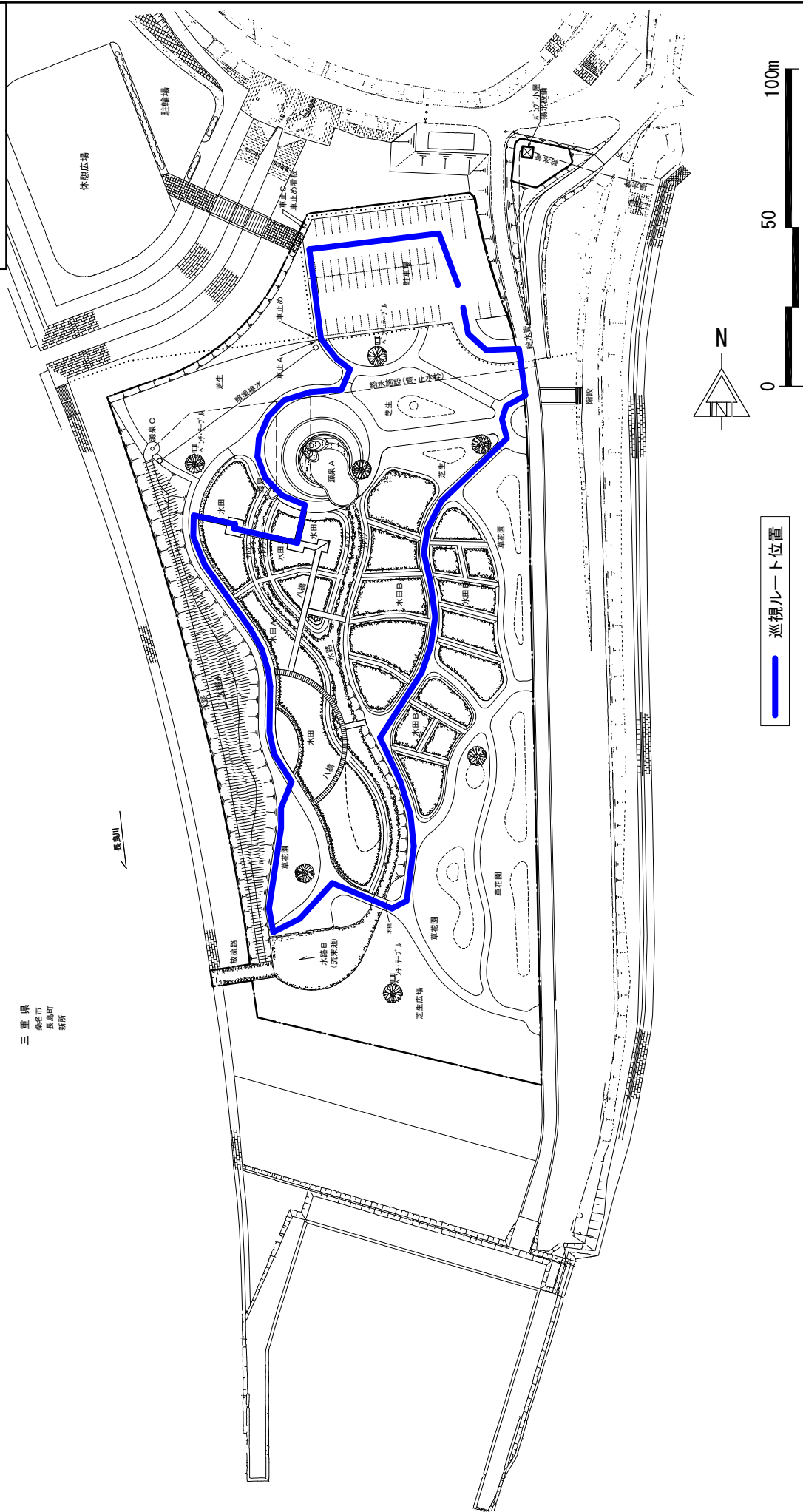
巡視ルート位置

東海広場 (東エリア)



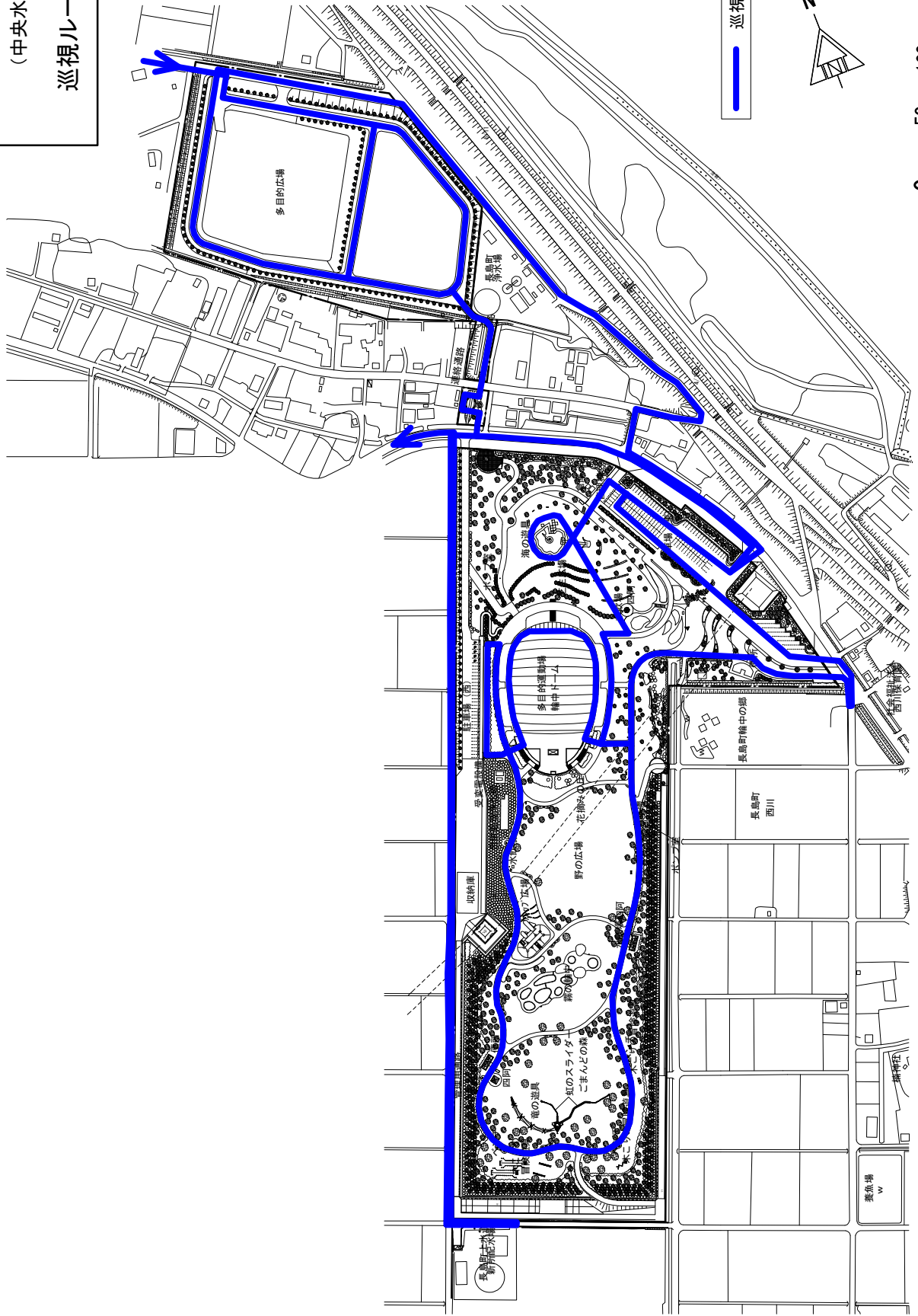
船頭平河川公園
(中央水郷地区)

巡視ルート図



カルチャービレッジ
(中央水郷地区)

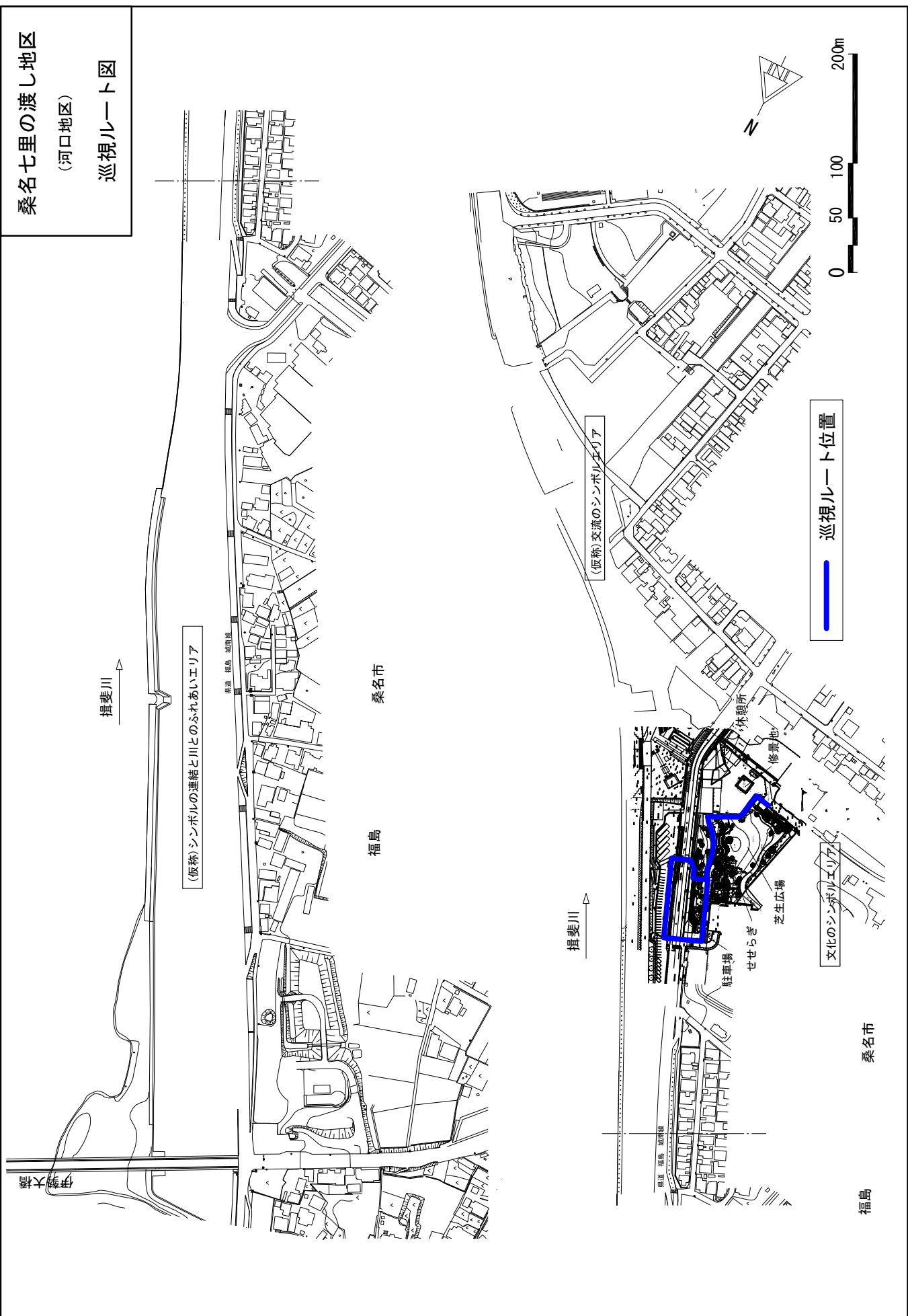
巡視ルート図



桑名七里の渡し地区

(河口地区)

巡視ルート図



国営木曾三川公園木曾川水園(自然発見館)における環境教育運営計画

国営木曽三川公園木曽川水園(自然発見館)における環境教育運営計画

目次

1. 環境教育提供の目的	1
2. 木曽川水園の概要	1
3. 自然発見館の概要	5
4. 環境教育プログラム	6
5. 自然発見館の運営体制	7
6. 広報宣伝・情報発信	8
7. フィールド資源調査	8
8. 職場体験・実習生の受け入れ	9
9. 木曽川水園・自然発見館に設置する解説板等の作成	9
10. 環境教育プログラムの参加費	9
11. その他	10

国営木曾三川公園木曾川水園（自然発見館）

における環境教育運営計画

1. 環境教育提供の目的

木曾川水園の自然環境に近いフィールドで、いろいろな河川環境が凝縮され、安全で管理された河川環境で学べる大きな特徴をいかし、多様な環境教育プログラムを開発・提供して、木曾川が育んだ自然文化を「より多くの人が、より楽しみ、より深め、より広げる」ことを目的としている。

2. 木曾川水園の概要

木曾川が育んだ川の自然の風土・文化を遊びながら学ぶことの出来る、参加体験型の従来にない我が国初の環境共生型の“苑（にわ）”を創出するとともに、これを表像するため沿川を含めた自然環境と文化の特性をふまえ、木曾川における象徴的な情景をモチーフにした「景」を創出している。

1) 施設の概要

河川形態及び河川其自然生態、沿川を含む地理的条件等から、「木曾川水園」大きく4つのゾーンで構成する。各ゾーンにイメージした八景を源流から河口まで蛇行した川の流れ（延長約500m）に配置している。

① 山地溪流ゾーン

源流を想起し得る奥深い山間・溪谷の自然環境を表象する。湧き出る岩清水、滝、大小の淵、岩場等を設ける他、寝覚ノ床、恵那峽をイメージした岩床、断崖からなる自然景観も創出し、この中でザワガニや清流に棲む魚類、昆虫等の生息を図る環境を行政する。八景としては「山溪の景」「峡谷の景」とする。

② 中間溪流ゾーン

所々に岩礁や岩壁がみられる河川形態とし、変化に富む“谷川”の自然環境と、山里の人文環境とが調和した野趣の豊かな環境を形成する。アユ、ハヤ、ウグイ、カワムツ等の魚類や昆虫が生息する環境を形成する。またアユの生態が観察できるコーナーの他、水車や茶畑、梅林等も設け、様々な体験に供するものとする。八景としては「山里の景」とする。

③ 中流ゾーン

扇状地から平野に広がる中流・田園の自然・人文環境を表象する。緩やかに蛇行する流れと広い河原、ツクシ、ナノハナの咲く堤防、背後の小川や湧泉等、さらに沿川には棚田や農家があるのどかな中流の環境を形成する。流れはアユ、カマツカ等が、背後の小川や湧泉ではホタルやトンボ等の昆虫、貴重種であるハリヨも生息する。また、網代や堰・魚道他、蛇籠等の治水施設も配し、中流の風情を演出し、より多様な環境の形成を図る。流れ、河原での自由な遊びや魚とのふれあいを始め、沿川の棚田、農家等でも様々な学習体験ができることとする。

八景としては「田園の景」と「郷の景」とする。

④ 下流ゾーン

“大地”をゆったりと流れる河川を軸に大らかな景観が展開する自然・人文環境を表象する。多自然型工法等による様々な護岸を展示する他、これと調和したわんど、たまり、入江等を設け、生物の豊かな生息環境を形成することとし、一部に水辺のビオトープを設け、多様な生物の生息の場とするとともに、ススキやヤナギ類の繁る多様な水際の環境を形成し、合わせて下流の風情を演出する。この他、輪中をモチーフにして、堀田・水路・助命壇や渡し舟と船着き等を配し、自然生態からの河川の歴史・文化を幅広く体験学習できることとする。

八景としては「河原の景」「大河の景」「入江の景」とする。

各「景」のイメージ

「山溪の景」	源流～溪流、滝からなる深山・幽谷の紅葉の景	晩秋
「狭谷の景」	両岸に迫る断崖とそこに架かる吊り橋、岩の間に咲く花	早春
「山里の景」	水車と茶畑・梅林を背景にした谷川～山里の情景	初夏
「田園の景」	流れと広い河原、ネコヤナギや堤のタンポポ、ナノハナ、棚田のレンゲ、のどかな田園の情景	春
「郷の景」	野辺の流れ、随所みられる泉や池のハスやガマ、トンボ・ホタルが飛び交う風情豊かな情景	夏
「河原の景」	広い水辺とススキやヤナギの木立・草むら、虫の音が聞こえる夕べ 初秋	初秋
「大河の景」	輪中の稲穂、小河のススキ・ヨシ、木曾川～養老山地を望む夕照の大観	秋
「入江の景」	枯山に草木、入江の舟、霜・雪化粧の寒江の景	冬

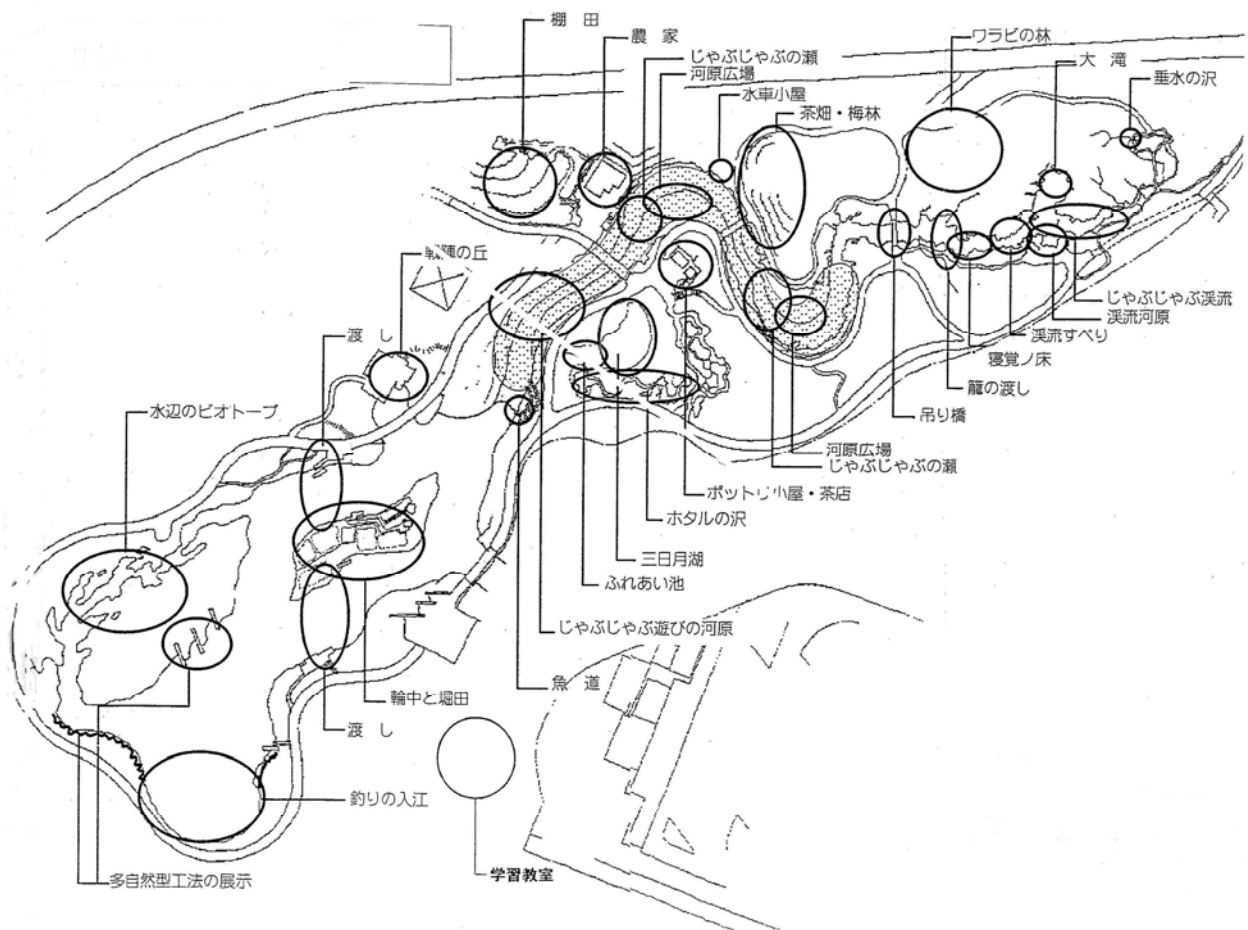
2) 木曾川水園の利用活動の概要

木曾川水園は参加体験型の自然系公園であり、施設構成と利用活動のイメージを下表に示す。

ゾーン	景	項目	内容
山地溪流ゾーン	山溪の景	1. 垂水の沢	河川の源、一筋の落水を設ける。苔むした岩、倒木等、深山幽谷の空間を体験できる。水辺ではサワガニ等が見られる。
		2. 大滝	落差6.5メートル、水量豊かな豪快な滝。滝周辺は、秋には紅葉狩りスポットになる。
		3. 溪流(広場)河原	上流部での拠点広場。溪流ではカジカやアブラハヤ、アジメドジョウ、シマドジョウが見られる。
		4. じゃぶじゃぶ溪流	区画を区切って魚のつかみどり等、放流とセットにしたイベント用溪流。
		5. 溪流すべり	滑らかな岩盤の上を水しぶきを上げて滑り落ちる、天然のウォーターライダー。
		6. 籠の渡し	川に渡したロープに籠を吊り下げた渡し。利用者は籠に乗り、引き綱を手操ることによって渓谷を渡ることができる。
		7. ワラビの林	ワラビやゼンマイ等、実際に山菜採りを楽しむことができる広大な林。春にはサツキやヤマツツジ、ミツバツツジ、ヤマザクラ等が見られる。冬から春にかけては、林床の草花(スミレ・カタクリ)も見られる。
		8. 寝覚ノ床	深い浸食の谷が連続し、断崖・岩床を形成している。水面は光を受けて、エメラルド・グリーンに輝く。

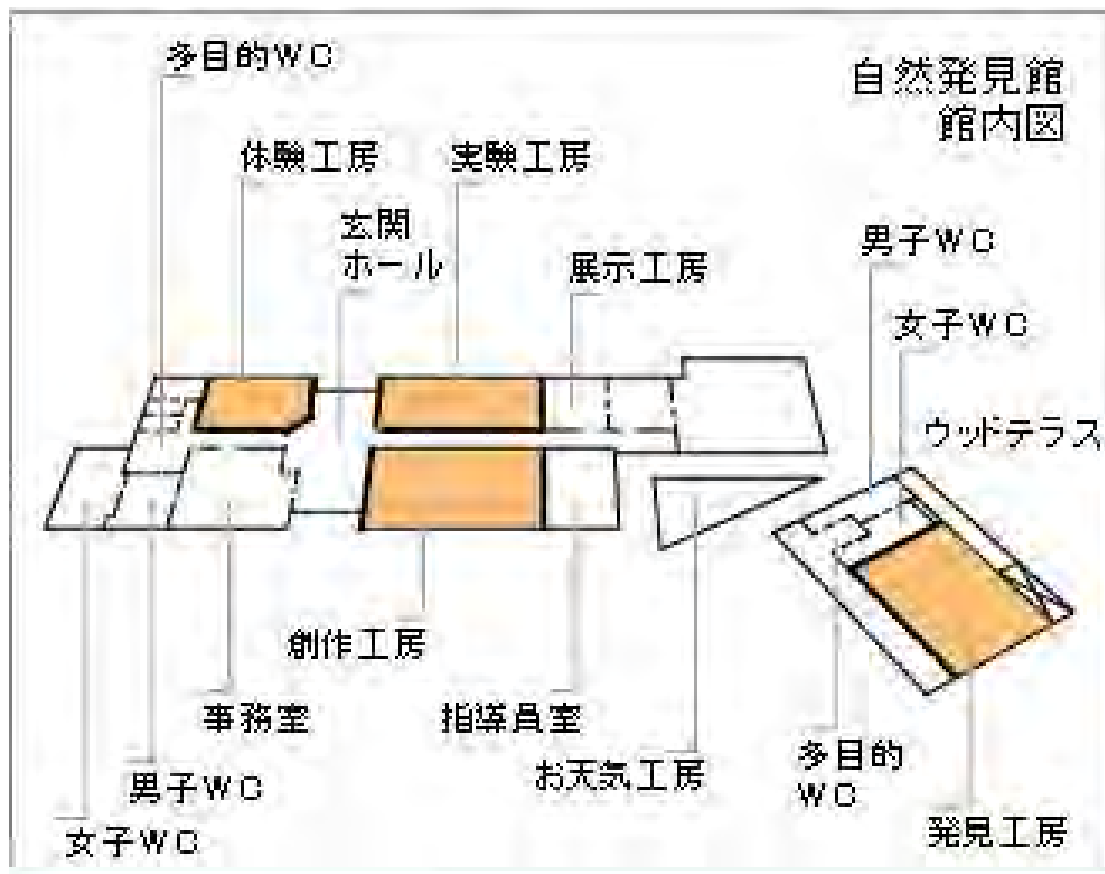
ゾーン	景	項目	内容
中間 溪流 間 流 ゾ ー ン	山 里 山 の 景	9. 吊り橋	岸崖の間を流れる溪流にかかる本物の吊り橋。上、下流に目を向ければ、断崖・溪谷の景。歩く度に左右に揺れ、足下遙か下には溪流の川底が透けて見え、スリル満点。ウグイ、オイカワ、カワムツ等の魚影などが観察できる。
		10. 水車小屋	昔ながらの方法で、裏山の水を引いて落としてまわす水車小屋。季節に応じて、農家で収穫された米・ソバなどを実際に挽いたりして見せ、利用者の参加体験も行える。
		岩場(観察コーナー) 観察	川の断面が一目でわかる施設。アユの産卵等が観察できる。
		11. 茶畑・梅林	段状の茶畑と背後の梅林。薪炭林等で、山里の風景が味わえる。6月には茶摘み体験もできる。春の七草、秋の七草が咲く。秋には木の実(クリ・ドングリ)ひろいができる。
		12. 中間溪流 河原広場	茶畑、水車小屋と連動して、中間溪流ゾーンのイベント利用拠点となる河原の広場。
		13. じゃぶじゃぶの瀬	釣りの講習会、アユ等魚のつかみどりや漁の実演を行うイベント用の瀬。
中 流 ゾ ー ン	田 園 の 景 ・ 郷 の 景	14. 棚田・農家	傾斜地を開墾して棚田を作って暮らす、一軒の農家の生活をそのまま再現。昔ながらの農家の暮らしを知る社会教育の場でもある棚田には、春はレンゲ、ソバの花、秋にはヒガンバナ咲く。公園利用者は、農家の指導で、農作業を体験することもできる。人々は、農家で作られた漬物、味噌、草履等、土の香り豊かな土産物を買うことができる。
		15. ポットリ小屋・茶店	山水を受けてししおどしの原理で、その名の通りのんびりとポットリ、ポットリと杵をつくポットリ小屋。橋の袂の小さな茶屋では、一休みして“だんご”も食べられる。
		16. 魚道	自然石で造られた魚道。魚の遡上をみることも可能。
		17. じゃぶじゃぶ遊び の河原	下流の一部が複数の支流になって砂原を流れ、一部が浅い池(じゃぶじゃぶ池)を作っている。じゃぶじゃぶ池は最大水深数十センチ、砂利で出来ており、子供たちはその中で砂利遊びや実際に魚やザリガニ等と遊び、ふれあうことができる。堤にはヨモギ、ナノハナ、ツクシが見られ、花摘み、春菜摘みができる。
		18. ホタルの沢 19. 三日月湖(旧河道)	昔から見られた郷の水辺の情景。ゲンジボタル、ヘイケボタルが生息する小川や泉。夏期にはホタル観賞ができる。ガマ、ハスが生育しコヤマトンボ、ハグロトンボ、カワトンボコオニヤンマが生息する池、魚類ではモロコやドンコ、フナも観察できる。箱メガネでの水中観察が行える。
		20. 中流 河原広場	農家、茶店と連動して中流ゾーンのイベントに対応できる河原の広場。
		21. ふれあい池	ドロ遊びから魚のつかみ取りなど、“自然とのふれあい池”としてイベント利用が可能な池。

ゾーン	景	項目	内容
下流ゾーン	河原の景・大河の景・入江の景	22. 戦陣の丘	下流ゾーン全域、本川、さらに濃尾平野、養老山脈へと大きく広がる景観が見られる。
		23. 渡し	川岸と輪中を結ぶ渡し船。船頭の操る小舟に乗って、利用者は輪中へ渡ることができる。
		24. 輪中と堀田	かつての輪中の情景を見ることが出来る。堀田では田植え、稲刈り、ドジョウつかみ等の体験も可能。
		25. 水辺のピオトープ	ヨシ、ススキ、ヤナギが繋がる下流の自然現象の再現。様々な野鳥や昆虫が観察できる。
		26. 多自然型工法の展示	近年、河川改修の技法として普及しつつある多自然型工法のうち代表的な技法が実験展示されている。また、舟からコイ、フナ、タナゴ等が観察できる。
		27. 釣りの入江	岸辺から、コイ、フナ、オイカワなどの川魚釣りが楽しめる。
		28. 学習教室	100名程度の収容が可能な多目的教室。屋内なので、天候に左右されることなく利用できる。魚のウロコ観察は個々でも可能。各種ミーティング、教室等、利用運営活動の拠点として(フィールド利用のための)ビジター機能、管理機能を持った建物棟。



3. 自然発見館の概要

自然発見館は、川の自然環境や生態が学習・実験できるように工夫された各種工房から成り立っており、雨天でも対応が可能である。



体験工房：まずは体験してみる。

体験からの学びを促進するために、子どもたちが直接手に取って心を動かす「ハンズオン」型の展示、教材が準備されている。様々な情報が自由に得られるよう、自然環境系の書籍や図鑑なども設置される。

実験工房：プログラム利用の中心

学校や一般団体などのグループ学習に対応し、ガスや水道、電気、様々な道具や教材を使った、実験型のプログラムを行っている。(定員 40 名)

創作工房：ワークショップの場

多人数での利用にも対応し、市民活動やワークショップなど様々な目的に応じたプログラムを行っている。(定員 50 名)

発見工房：部屋のアレンジが可能

利用目的に応じて、部屋の中心で仕切ることができ、研修会や会員制の講座など、様々なプログラムを行っている。(定員 40+40 名)

お天気工房：

展示工房：

4. 環境教育プログラム

自然発見館では、自然環境に近いフィールドを活用し、そこに生息する動植物や自然環境について、『見る、遊ぶ。体験、学習する。』を基本テーマに、五感をフルに使い自然とふれあい、遊びながら自然環境について学べる環境教育プログラムを開発・提供する。

1) プログラムの運営・開発の留意点

下記事項に留意して環境教育プログラムを開発・運営する。

①立地条件を活かしたプログラム

木曽川、新境川などの自然河川や公園内の人工河川など水辺に囲まれた立地条件を活かし「川」に焦点あてたプログラム。

②学校の授業とのつながり

学習指導要領で示された学習要素とリンクさせて、指導過程の延長線として利用の参考となるよう「学校の授業とのつながり」を意識したプログラム。

③体験学習

フィールドと施設を活用し、「みる・きく・さわる・つくる・えがく・しらべる・かんがえる」など様々な実体験を通じて楽しみながら学ぶことのできるプログラム。

④3つのステージ

導入・展開・ふりかえりの3ステージで構成されたプログラム。

⑤年間テーマ・視点の設定

最近の自然環境等に対する話題等を取り入れ、毎年テーマや視点を設定して運営することにより継続的な利用に結び付く工夫を行う。

2) 運営プログラム

①指導員による無料ガイドプログラム

多様なフィールドを活かし、より多くのお客様が環境教育プログラムを気軽に体験できるよう、無料の環境教育プログラムを実施する。

園内や館内の自然の話題を、専門の知識を持った指導員が来園者に直接紹介するガイドプログラムを運営し、来園者が関心のある情報の提供を行う。標準実施時間を1回30分程度する。

②気楽に楽しめる「セルフガイド」プログラム

来園者が自由に楽しみながら、河川環境楽園内の身近な自然や環境への関心を高めるためのきっかけづくりを目指したセルフプログラムを実施する。

木曽川水園を紹介する、野外解説板、ガイドマップ・シートを定期的に作成・展示して、関心を高めるきっかけづくりを提供する。また、自然発見館内の展示工房では毎年展示テーマを設定して、いろいろな視点で参加体験型展示を企画・運営するものとする。

③学校団体等への環境教育プログラム

各学年の学習要素に対応できる、クラフト系・観察系・ワークショップ系の環境教育プログラムを提供する。

提供するプログラムは、「ねらい・所要時間・対象学年・提供できる季節・雨天時の対応」等、プログラム内容が簡単に解るように情報を整理しておく。

また、毎年3件以上の新規プログラムを開発・提供すること。

- ・クラフト系：ものづくりを通じて自然の仕組みや生態を理解する。
- ・観察系：公園の自然を観察することを通じて、生き物の生態や自然の仕組みを理解する。
- ・ワークショップ系：環境問題、生きものの生態などのテーマについて主体的な学びを得る。

- ④ネイチャーイベントの提供
 子供や親子などの一般利用者を対象とした環境教育プログラムを提供する。
 イベントの内容としては、木曾川水園・新境川・河の森などの自然発見館周辺のフィールドを活用した自然観察プログラム、木の枝等自然素材を活用したクラフトプログラム、自然環境を題材とした実験プログラムを企画・運営を実施する。
- ⑤隣接施設を活用した合同プログラムの提供
 河川環境楽園内施設（自然共生研究センター、岐阜県河川環境研究所、アクア・トトぎふ、自然発見館）の合同企画プログラムを年1回以上実施する。連絡調整を自然発見館が担当して行うこと。
- ⑥出張講座
 学校や公民館等、様々な場所へ専門の指導員が出向き、環境教育プログラムを提供する出張講座の企画運営を実施する。
- ⑦環境教育指導者養成講座
 教育現場や企業・地域社会などで環境教育を実践する指導者を育成する目的として、木曾川水園のフィールドを活用し、「資格」「教育技術」が得られる指導者育成講座を実施する。
- ・プロジェクト・ワイルド エducator養成講座
 プロジェクト・ワイルドは幼稚園から高校までの子どもたちを指導する教育者向けに米国で開発された、野生生物をテーマとする参加体験型の環境教育プログラム。この講座を受講修了するとエドゥケーターとして認定されプログラムの日本語教材を取得できる。
 - ・プロジェクト・ワイルド サイエンス&シビックスエドゥケーター養成講座
 「サイエンス&シビックス」はプロジェクト・ワイルドのカテゴリーとして新たに開発されたもので、理科と社会科の双方からのアプローチによる野生生物の生息地に付いての探求と社会体験学習に重点をおいた環境教育プログラム。この講座を受講するとエドゥケーターとして終了認定され日本語教材を取得できる。
- ⑧河川環境楽園環境教育ネットワーク「川の楽校」
 河川環境楽園内施設（自然共生研究センター、岐阜県河川環境研究所、アクア・トトぎふ、自然発見館）の合同企画プログラムを最低年1回実施する。連絡調整を自然発見館が担当し、園内の特色を活かした企画調整を実施し発展させていく。
- ⑨「川とカップの探検ツアー」
 国営木曾三川公園上下流の施設を活用した環境教育プログラムの開発・実施をする。年間2～3回程度実施できるように関係機関と調整すること。
- ⑩NPO・地元自治体との連携したプログラム運営
 地域で活用するNPOと連携して環境プログラムの企画・調査・運営を実施する。

5. 自然発見館の運営体制

国営公園区域の管理を担当する事業者（以下、「管理センター」）は、専門の知識をもった「指導員」を常時配置して、協働して環境教育プログラムの開発・企画運営を実施する。

指導員は、環境教育の題材としての植物や小動物を活用するための管理上の配慮や、公園全般の話題と併せた環境教育事業のPRなど、管理センターとの協働による「より良い環境教育の場」づくりを進めながら、学校をはじめとする、団体から一般の方々まで幅広い層に対する環境教育プログラム提供事業を展開する。

1) 管理センターの役割

木曾川が育んだ自然文化を「より多くの人が、より楽しみ、より深め、より広げる」こ

とを目指して、社会的ニーズに対応した環境教育提供に関する関係機関との調整等、企画・広報宣伝等を行う。また、提供プログラムの申込み受付等の来園者対応も行うものとする。

2) 指導員の役割

参加への指導及び教材製作を実施し、プログラム開発・企画提案等を管理センターと協働して行うものとする。また、団体等の事前の下見対応や活動後の実施記録の作成も一連の業務として実施する。

3) ボランティア組織「E E ネット発見館」

自然発見館では、環境教育普及施設としての、自然発見館の活性化と、より多くの近隣の指導者あるいはこれから指導者を目指す方に環境教育活動を体験する機会の提供、指導者養成を目的として、自然発見館環境教育活動ボランティア組織「E E ネット発見館」(Environmental Education Network)を規約に基づき管理センターが事務局となり運営補助を行うものとする。別紙「〇〇規約」参照

なお、指導員は指導員養成等の講座に講師として協力するものとする。

6. 広報宣伝・情報発信

1) ネイチャーイベント情報紙の配布

年4回ネイチャーイベントの情報紙を発行する。

配布方法は、公園周辺自治体の配布協力を行いながら、配布するものとする。

配布箇所例：(小学校：岐阜市48校、各務原市17校、羽島二町(岐南・笠松町)6校、羽島市9校、大垣市22校、一宮市42校、江南市10校、稲沢市23校、犬山市10校、春日井市39校

そのほか 図書館105箇所、道の駅(愛知・岐阜)56箇所、道の駅(滋賀・三重・静岡)48箇所

2) 団体利用手引きの配布

年1回「団体向け環境教育プログラムの手引き」を発行する。

配布方法は、岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市の教育委員会の配布協力依頼を実施しながら県内小・中学校への配布するものとする。また、自然発見館を利用団体リストを基に、直接担当教諭宛てに送付するなど工夫しながら実施する。

3) 環境教育指導者養成講座チラシの配布

年1回「環境教育指導者養成講座チラシ」を発行する。

配布方法は、岐阜県・愛知県・三重県・名古屋市の教育委員会の配布協力依頼を実施しながら県内小・中学校への配布するものとする。また、自然発見館を利用団体リストを基に、直接担当教諭宛てに送付するなど工夫しながら実施する。

4) .HPによる情報掲載

国営木曾三川公園ホームページへのイベント情報、指導者養成講座、自然情報を紹介するなど、情報発信の方法を工夫する。

5) 地域情報紙への記事掲載

自然発見館周辺の生物を題材にした記事を各務原市報へ年5回程度寄稿する。

6) その他、利用者に増加に寄与する広報宣伝・情報発信を管理センター・指導員と検討し工夫して実施するものとする。

7. フィールド資源調査

自然発見館で実施する環境教育プログラムや展示作成などに活用する目的でフィールド資源調査を実施する。

木曾川水園及び河の森、河原広場をフィールドとして自然資源調査と記録写真を月2回

実施する。

調査にて確認された自然資源は「身近なものに目を向けることから始まる気づき」をねらいとした環境教育や展示等に活用するものとする。

また、自然資源調査のデータを基に下表の「生きもの暦」を作成する。

平成22年度記録の例：

- 1) 植物 夏季の厳しさのせいか、初夏から秋にかけての開花が例年より遅い傾向が見られた。特にネムノキ、カワラナデシコ、ミヤギノハギ、ススキは遅かった。冬季ではカンツバキやヤブツバキの開花が遅い傾向が見られた。
- 2) 昆虫 木曽川水園、河の森にて、ナガサキアゲハの初確認となった。また秋にはオオシロカゲロウの大量発生がみられた。
- 3) 鳥 冬季の日本海側の大雪がひとつの要因と想定されるが、カモの飛来（ヨシガモやオナガガモ）が例年より種類が多かった。

「生きもの暦」記載例

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
植 物	フキ開花										フキ開花	
	カタクリ開花											
	シュラン開花											
	ナノハナ開花											
	レンゲ開花											
	アズマシャクナゲ開花											
	イロハモミジ開花											
	サトザクラ開花											
	ヤブツバキ開花											
	モチツツジ開花											
昆 虫	ツマキチョウ出現											
	アオモンイトトンボ産卵											
	ギンヤンマのなわばり行動											
	越後のカタテハ吸蜜											
	ハリヨの営巣活動が始まる											
	アメリカザリガニ活動目立つ											
	カメ活動が始まる											
	アオダイショウ活動が始まる											
	アブラコウモリ活動が始まる											
	スズメ集作り											
鳥	オオヨシキリ飛来											
	ツバメ飛来											
	ウグイスさえずり											
	カルガモ子育て											
	コカモ飛来											
	マガモ飛来											
	ジョウビタキ飛来											
	ツグミ飛来											
	スズメ集作り											
	ツバメ飛来											

8. 職場体験・実習生の受け入れ

地域等の大学、高校、中学校などの求めに応じて、実習生等の受け入れを実施し、指導員等の育成に協力する。

9. 木曽川水園・自然発見館に設置する解説板等の作成

絶滅危惧種ハリヨの保護・増殖を紹介する展示、ゲンジホテルの増殖展示等、木曽川水園で行っているさまざまな取組や自然資源を紹介する展示や解説板を企画・作成し、環境教育プログラムの利用につなげる。

10. 環境教育プログラムの参加費

環境教育プログラム運営するために参加者より参加費等を徴収することができる。徴収する参加費は、自主運営が可能な料金とするが、調査職員等の承諾を受けて実施

するものとする。

なお、運営プログラム①無料ガイドプログラム、②セルフガイドプログラム、④ネイチャーイベントは、徴収しないものとする。

また、運営に必要な材料費等は参加者から徴収する事ができるものとする。

11. その他

1) 年間事業計画の作成

年間テーマ・視点を設定し、1年間の環境運営計画を立案し、4月中旬までに調査職員に提出するものとする。

①記載事項

事業計画には下記事項を記載するものとする。

- ・年間テーマ・視点と設定理由
- ・提供プログラム計画案
- ・運営体制
- ・プログラム開発計画
- ・広報宣伝計画
- ・その他必要と思われず事項

②貼付資料

- ・環境教育プログラム利用の手引き
- ・前年度「環境教育プログラムのとりくみ」

2) 取組状況の報告

四半期ごとに環境教育プログラムとりくみ状況を整理して、調査職員等に提出する。必要に応じて、運営計画の改善を行うこと。

3) 意見交換会の開催

事業計画等の作成にあたり、関係者による意見交換会等を開催し、年間テーマや運営改善等の参考とする。

4) その他、

本運営計画に規定のない事項は、調査職員等と協議して定めるものとする。

国営木曽三川公園(アクアワールド水郷パークセンター)
における環境教育運営計画

国営木曽三川公園(アクアワールド水郷パークセンター)

における環境教育運営計画

目次

1. 環境教育提供の目的	1
2. アクアワールド水郷パークセンターの概要	1
3. 環境教育プログラム	1
4. パークパートナーとは	2
5. 環境教育指導者養成講座	2
6. 広報宣伝・情報発信	2
7. 国営木曽三川公園 アクアワールド水郷パークセンター利用規則	3
8. 別紙1 『パークセンターみんなで体験メニュー』規約	7

国営木曾三川公園（アクアワールド水郷パークセンター）

における環境教育運営計画（案）

1. 環境教育提供の目的

アクアワールド水郷パークセンター（以下、「パークセンター」）は、木曾三川が育んだ自然文化を「より多くの人が、より楽しみ、より深め、より広げる」ために環境教育を提供します。

2. パークセンターの概要

環境教育に関する様々な情報の発信、環境教育に関する活動の支援を行う拠点として、学校やサークルなどの団体への環境教育プログラムの提供や、NPO（市民団体）との協働による体験教室などを行います。

住宅展示場だった建物を利用してパークパートナー棟（学習棟）を設置し、オランダをイメージした風車と養老山系を背景とした義呂池の風景を特徴的とする。春は「日本タンポポ」、夏は義呂池一面に咲くハスや、オニバスなどの花が楽しめます。

1) 施設の概要

パークパートナー棟（学習棟）、パークセンターホール、環境学習センター、交流サロンの各施設があり、風車と義呂池と園内を巡る人工河川（クリーク）により、楽しい雰囲気と自然に親しめる環境を提供します。

2) 活動の概要

パークセンターは市民・NPOの活動と環境教育を推進する拠点です。

環境教育に関するプログラムやイベントなど、様々な情報を提供。また、市民、NPOなどとパートナーシップを結び、子どもから大人まで幅広い年代の方に楽しんでいただける活動を推進します。

3) 運営体制

パークセンターの環境教育事業は、国営公園区域の管理を担当する受託者とパークパートナー（NPO等の登録団体）とのパートナーシップにより、運営を行います。

3. 環境教育プログラム

身近な自然を通じて、環境を大切にする気持ちを育み、自分たちの生活をより環境に配慮したライフスタイルに変えていくことを目的に、木曾三川の流域の自然等を題材にした環境教育に寄与するプログラムの開発と提供に取り組みます。

1) 環境教育講座

環境教育の資格を有する職員等により、楽しく学ぶことのできる体験学習法を取り入れた「プロジェクト・ワイルド」などを使ったプログラムを提供します。

2) 環境学習教材

セルフガイドで楽しく学ぶ、低地のくらしの見学に役立つワークシートや、楽しく遊びながら自然とふれあうプログラムのキットを貸し出します。貸し出しにあたっては効果的な教材の使い方について適宜アドバイスを行っています。

また、来園した方がセルフで学習できるよう環境学習センター等に自然、環境に関す

る展示を行います。

3) みんなで体験メニュー

パークパートナーと協働で、たくさんの楽しい体験プログラムを提供します。学校、子供会、サークルなどより事前申込を受け、パークパートナーと日程等について調整のうえ行います。

4) 自然体験イベント

主に週末に、ファミリーや一般を対象とした自然体験イベントを企画、運営します。

4. パークパートナーとは

公園サービスの向上に資する多様なNPO（民間非営利団体）の活動の場所を公園内に整備し、NPO活動がもたらす公園利用の増進、活性化を図るとともに、公園の管理運営のパートナーとなるNPOの育成を目指します。NPOの活動内容と公園の目的が一致したときにパートナーシップが結ばれ、互いのメリットを享受することができます。

5. 環境教育指導者養成講座

環境教育活動の拠点施設としての位置づけから、その指導者を養成する講座を実施します。

- 1) プロジェクト・ワイルド エducator養成講座
- 2) プロジェクトWET Educator養成講座
- 3) プロジェクト ラーニングツリー 一般指導者養成講習会
- 4) 環境教育プログラム指導体験会

6. 広報宣伝・情報発信

1) 環境教育プログラム利用の手引き・環境教育指導者養成講座チラシの配布

年1回発行。配布は岐阜、愛知、三重の各県及び名古屋市の教育委員会に協力を得て、所管内の小中学校へ配布します。

2) 月ごとの環境教育プログラム案内チラシの配布

パークセンターで行う体験教室や自然情報の案内を月例で作成。近隣市町の図書館を中心にDMを実施し広く市民に周知します。

3) HPによる情報掲載

国営木曾三川公園ホームページにおいてプログラムの紹介、イベントや指導者養成講座の紹介、自然情報等を掲載します。

4) 地域情報紙への記事掲載

パークセンターの行事案内を海津市報へ寄稿します。

平成 20 年 4 月 1 日

国営木曾三川公園 アクアワールド水郷パークセンター利用規則

(目的)

- 1 条. 本規則は、国営木曾三川公園アクアワールド水郷パークセンター内に設置されたパークパートナー棟、パークセンターホールの利用方法を定め、安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適用)

- 2 条. 本施設の利用は、都市公園法および関連法令に定めるものの他、この規則によるものとする。

(利用受付対象者)

- 3 条. 本施設の利用者は、公園の管理運営に協力し、次の各号の活動を公園利用者に対して行う者とする。
 - (1) 国営木曾三川公園を楽しむための展示、講座、体験工房、ワークショップ等の活動
 - (2) 環境に配慮した暮らしのためのリサイクル用品や省資源等の各種提案
 - 2 前項に合致する利用者に対しては利用料金を無料とする。前項に合致しない一般団体及び個人において開催される会議、研修会等で使用する場合において本利用規則第 6 条に定める利用料金を徴収するものとする。
 - 3 前項、利用料金を徴収する者の受付においては第 6 条における料金表単位当たり 1 名（団体）を限度数とする。
-
- 4 条. 公園管理者は、利用申込書等の書類審査を行うとともに必要に応じて意見を聴取し、目的に照らして適切と判断される場合、利用受付書を発行する。ただし、活動内容が次の各号のいずれかに該当する場合、利用の受付は行わないものとする。
 - (1) 政治・宗教活動、営利を目的とする行為
 - (2) 秩序を乱し、または公平性・公益性を欠くと認められる行為
 - (3) その他利用させることが公園管理上支障があると認められる行為

(利用期間、利用時間および休園日)

5条. 本施設の利用期間、利用時間および休園日は、原則として次の通りとする。

(1) 利用期間

本施設の利用期間は1団体につき3ヶ月以内とする。

(2) 利用時間

3月1日～11月30日 9時30分～17時

12月1日～2月末日 9時30分～16時

(3) 休園日

毎月第2月曜日(第2月曜が祝日の場合その翌日)

年末(12月25日～12月30日)

(利用料金)

6条. 本施設の利用料金は、次表のとおりとする。

パークパートナー棟	1日当たり使用料金	
	1階	2階
1号棟	3,300円	2,100円
2号棟	2,700円	1,800円
3号棟	3,300円	2,600円
4号棟	3,500円	2,000円
5号棟	3,500円	1,600円
6号棟	4,900円	1,900円

パークセンターホール	1時間当たり使用料金
ホール及び楽屋	560円

(利用申込)

7条. 利用希望者は、使用開始予定日の3ヶ月前の1日から1ヶ月前までに、利用申請書、団体の概要書および利用計画書を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。但し、パークセンターにて過去1年以内に同じ内容の活動実績がある団体に関しては、団体の概要書の提出を省く事ができる。

(利用申込の変更)

- 8 条. 利用申込者が利用日の変更や軽微でない利用内容の変更、追加、利用の取消しを希望する場合、使用予定日の1ヶ月前までにパークセンター使用変更届を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。
- 2 前項の変更等を行う者は変更内容を自己の責任の下参加者に周知する義務を負う。
また、利用の取消しにあたっては変更届提出期限に間に合わない場合も木曾三川公園管理センターへ連絡するものとし、同じく自己の責任の下参加者に周知する義務を負う。

(利用許可の取り消し)

- 9 条. 利用許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が申し込み内容と著しく異なる活動を行ったとき、その他公園管理上支障があると認められる場合は、木曾三川公園管理センターは受付の取り消しを行うことができる。

(利用料の納付)

- 10 条. 有料施設利用者は、パークセンターインフォメーションハウスにて使用予定日前日までに使用料を納付する。

(利用の取り消し)

- 11 条. 施設利用者が利用の取消しを希望する場合、使用予定日の1ヶ月前までにパークセンター使用変更届を木曾三川公園管理センター長に提出し木曾三川公園管理センターの受付を行うものとする。
- 2 パークセンター使用変更届を提出する時点で、利用料金を既に納付した施設利用者に対しては利用料金の変更を行う。
- 3 次の各号に該当する場合、今後の利用が制限される。
- (1) 所定の期日までに利用の取り消しの届けが無く且つ利用料金を納付しなかった場合。
 - (2) 所定の期日までに利用の取り消しの届けが無く且つ利用のキャンセルが多いと判断される場合。
 - (3) 連絡無く利用のキャンセルを行った場合。

(禁止行為)

12条. 本施設内では、安全で快適な利用を確保するため、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

- (1) 指定場所以外で火器類等の使用、飲食、喫煙すること。
- (2) 安全かつ快適な利用に支障のある行為および施設を損傷、汚損するおそれのある行為を行うこと。
- (3) 指定場所以外にごみを捨てること。
- (4) 宿泊、その他木曾三川公園管理センターの指定する行為。

(施設管理)

13条. 施設の利用について、施設利用者は善良なる管理者の注意を持って利用する義務を負う。本施設の日常管理および建物の維持補修等の施設管理は次の各号のとおりとする。

(1) 日常管理

施設利用者は日々、清掃、整理整頓し施設の適切な保持に努めるとともに施設の点検を日々実施し、必要に応じ一般利用者に対して指導を行う。また、1日の施設利用終了後は消灯し施錠する。

(2) 建物・外構等の維持補修

建物・外構等の維持補修、外壁清掃、電気・空調設備の保守点検は木曾三川公園管理センターが実施する。

(緊急時の対応)

14条. 施設利用者は事故、災害等緊急の場合、一般利用者の安全を確保するとともに速やかに木曾三川公園管理センターに連絡するなど必要な措置を取らねばならない。

(現状復旧)

15条. 施設利用者は、故意または過失により施設に損傷を与えた場合、その責任において公園職員等立会いの下、現状に復する。

(利用者の責任)

16条. 施設利用者は故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(利用報告書の提出)

17条. 施設利用者は利用終了後速やかに木曾三川公園管理センターに利用報告書を提出するものとする。

『パークセンターみんなで体験メニュー』規約

(総則)

第1条

1. パークセンターみんなで体験メニュー登録団体(以下登録団体という)と木曾三川公園管理センター(以下センターという)とは、別紙「パークセンターみんなで体験メニュー実施計画書」(以下計画書という)に基づき、共同で実施するものとし、体験教室の円滑な運営に努めるものとする。
2. 前項の計画書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協議して定めるものとする。
3. パークセンターみんなで体験メニューの実施は、都市公園法および関連法令・国営木曾三川公園パークパートナー棟利用規則に定めるものの他、この規約によるものとする。

(使用施設)

第2条

1. 登録団体が、本協定に基づき事業を実施するにあたって使用できる施設は、国営木曾三川公園内のセンターが指定した施設とし、その使用期間は、センターが定めた日とする。
2. 登録団体は、施設が国営公園内であることを鑑み、その公共性に十分配慮する。

(施設の使用期間終了後の返還)

第3条 登録団体は、施設を使用終了時に現状に復してセンターに返還するものとする。

(費用の負担)

第4条 施設の使用料は、国営木曾三川公園 アクアワールド水郷パークセンター利用規則及びパークセンターみんなで体験メニュー実施計画書にもとづき無料となる。

(参加費等の徴収)

第5条

1. 登録団体はパークセンターみんなで体験メニューを実施するにあたり、参加費を徴収することができる。

2. パークセンターみんなで体験メニュー申し込み後にキャンセルがあった場合、パートナー団体の判断により、参加費相当額のキャンセル料を申込者に請求することができる。
3. 参加料及びキャンセル料は、登録団体が申込者から徴収する。

(運営の責任)

第6条 登録団体はパークセンターみんなで体験メニューを実施するにあたり故意または過失により、施設または第三者に損害を与えた場合、その責任において、現状復旧または損害賠償をしなければならない。

(利用促進)

第7条 センター及び登録団体は、利用促進を図るために共同で広報活動を行うものとする。

(有効期間)

登録の期間は、事業年度単位とする。

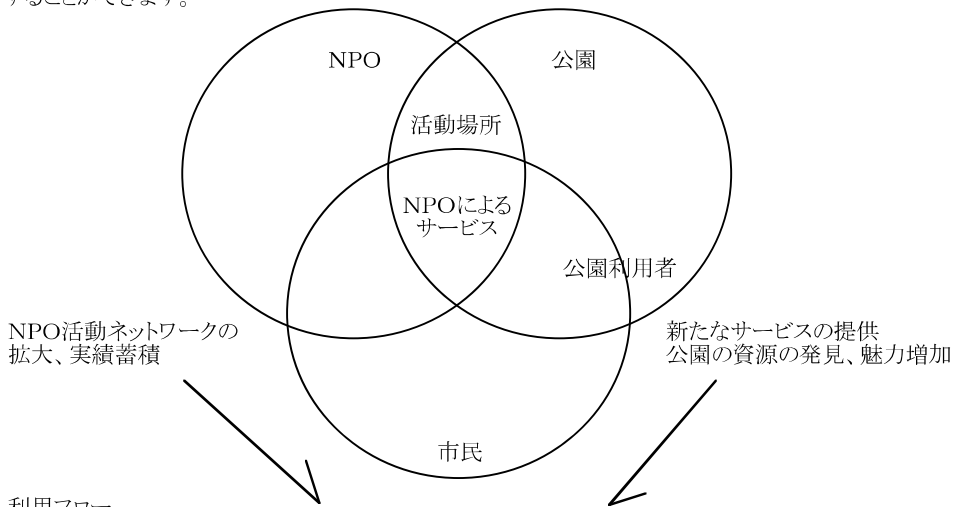
(協議事項)

第8条 本規約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じて両者協議して定めるものとする。

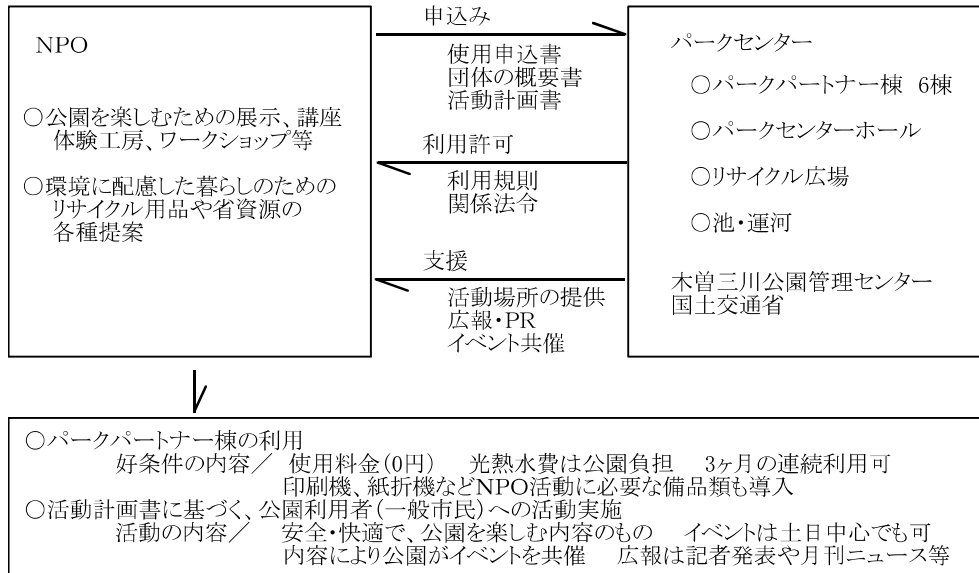
国営木曾三川公園パークパートナー棟のご利用案内
(パークパートナーとして活動される方用)

1. パークパートナーの仕組み

公園サービスの向上に資する多様なNPO(民間非営利団体)の活動の場所を公園内に整備し、NPO活動がもたらす公園利用の増進、活性化を図るとともに、公園の管理運営のパートナーとなるNPOの育成を目指します。
NPOの活動内容と公園の目的が一致したときにパートナーシップが結ばれ、互いのメリットを享受することができます。



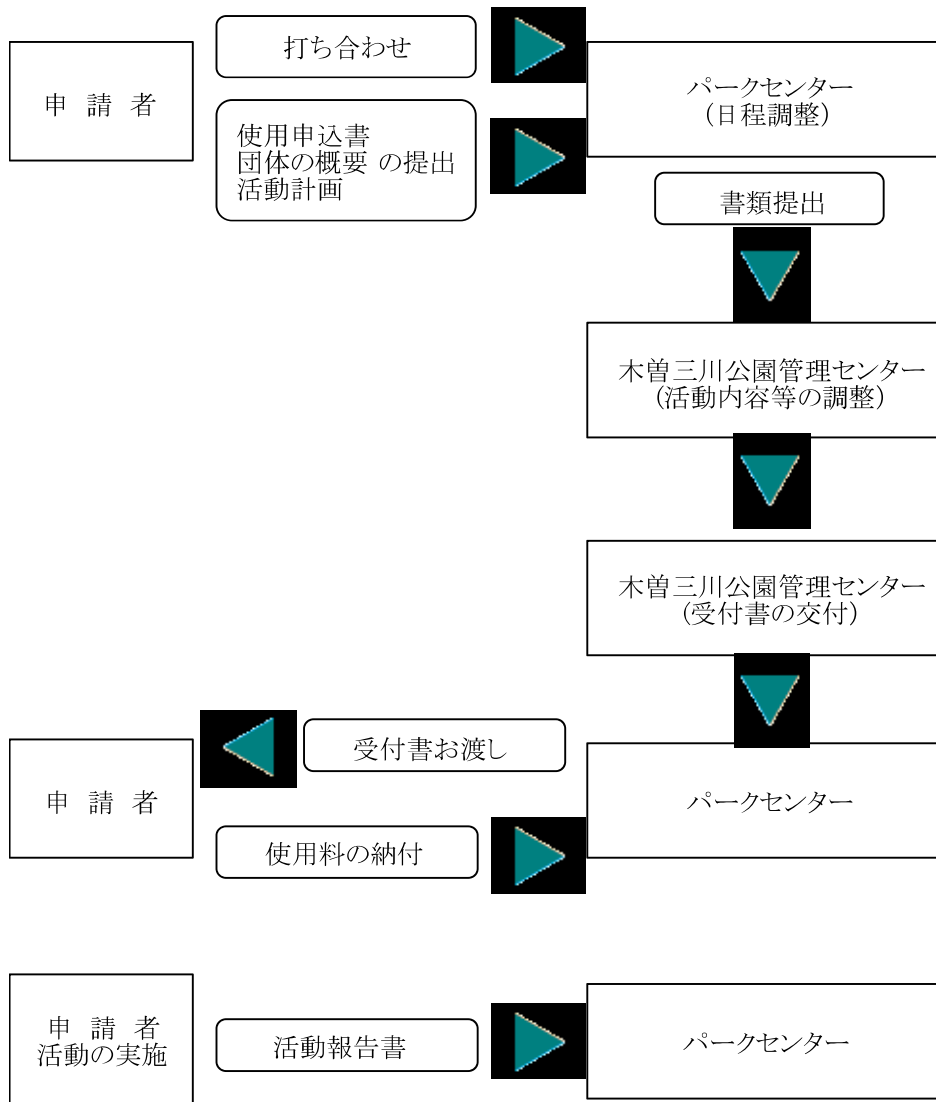
2. 利用フロー



(ご注意)

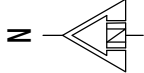
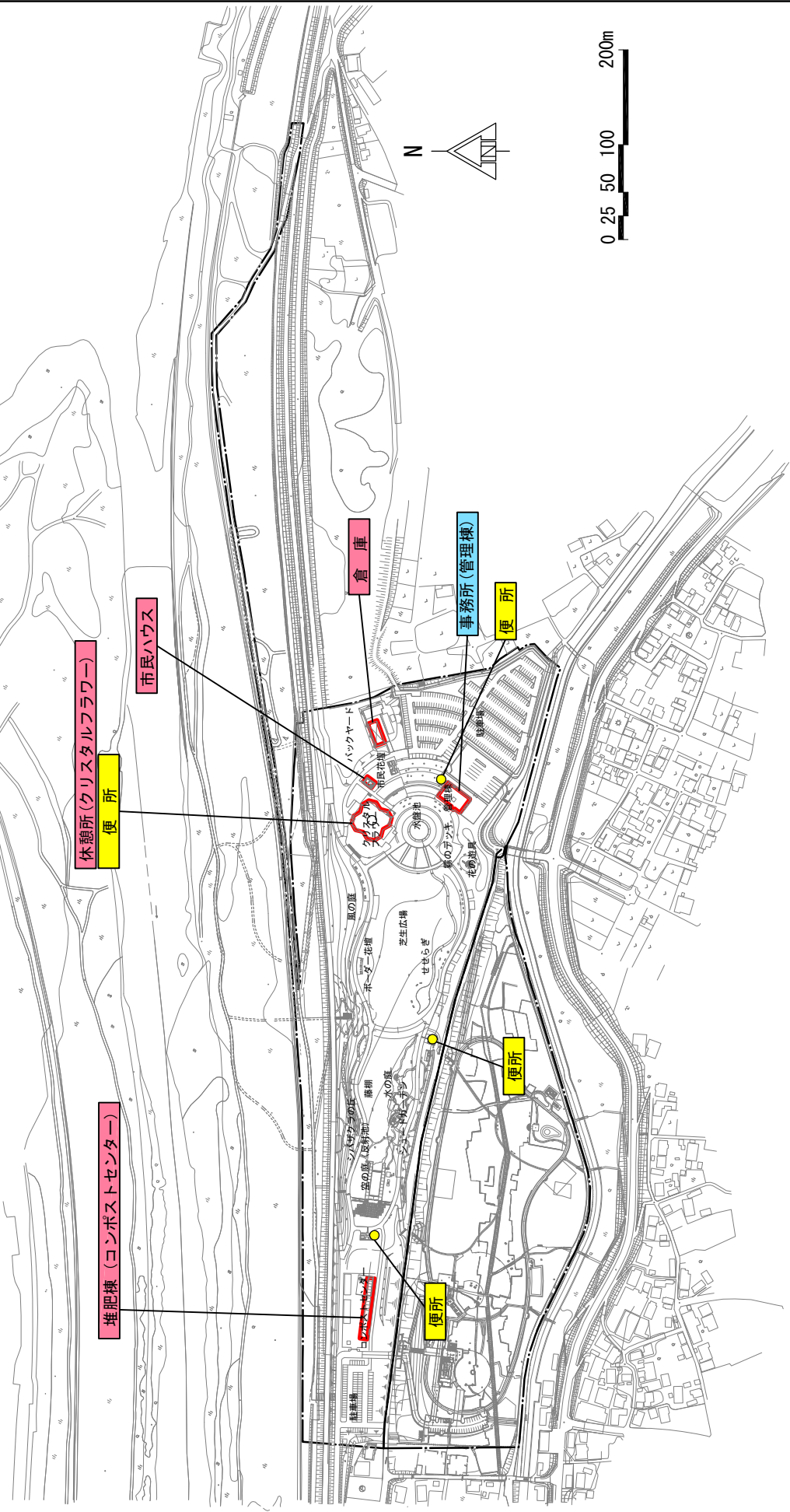
- 安全で快適な利用を確保するため、以下の行為はご遠慮願います。
- 政治・宗教・営利目的の活動など(物品の販売や有料のイベントは可能です)
 - 宿泊、指定場所以外での火気の使用・飲食・喫煙・ごみの投棄
 - 公園の汚損、公園に無関係の活動など管理上支障のある行為

パークセンター使用申込から活動の実施までのフロー

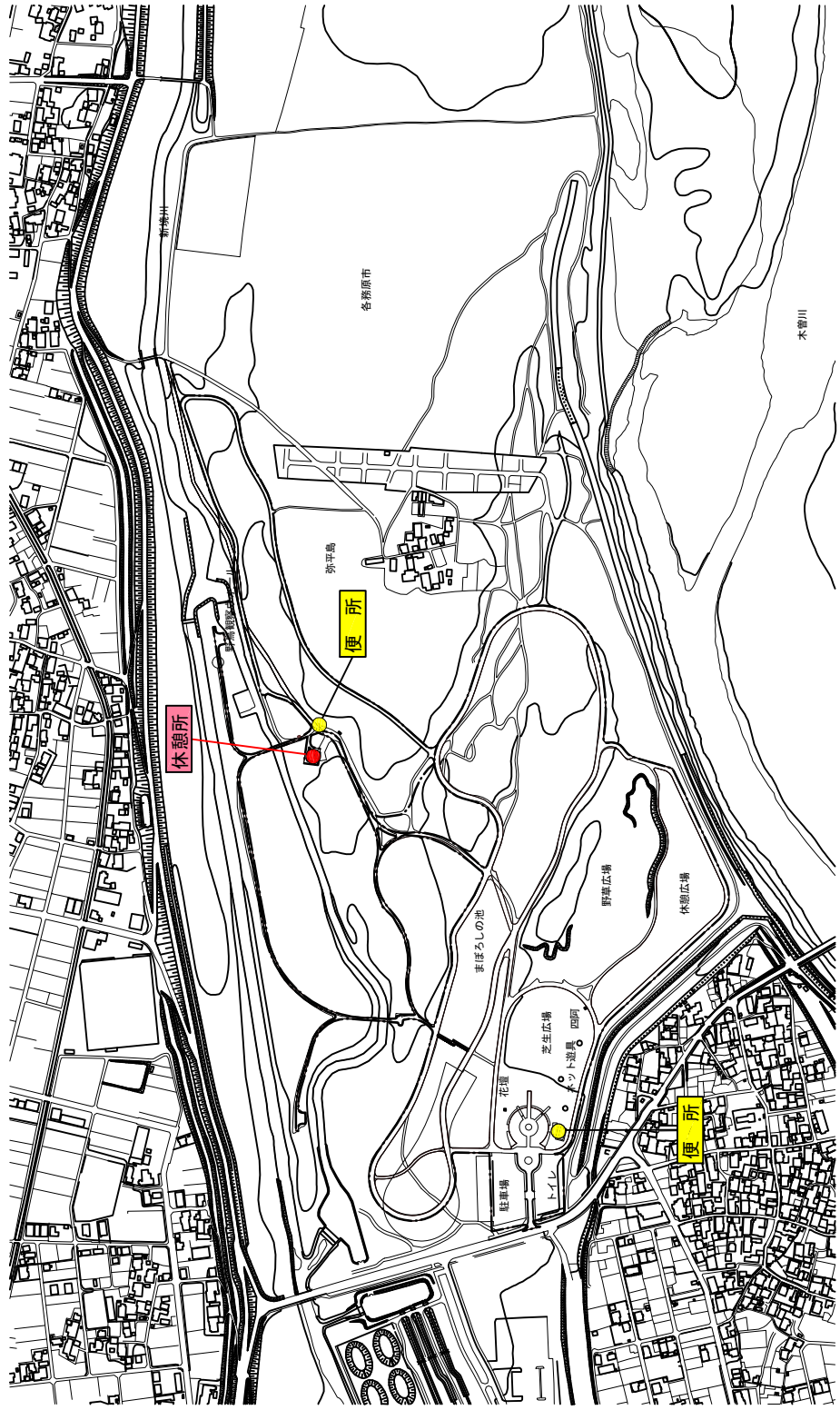


フラワーパーク江南
(三派川地区)
建物に係る点検整備
(位置図)

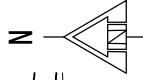
凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所



かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)
建物に係る点検整備
(位置図)



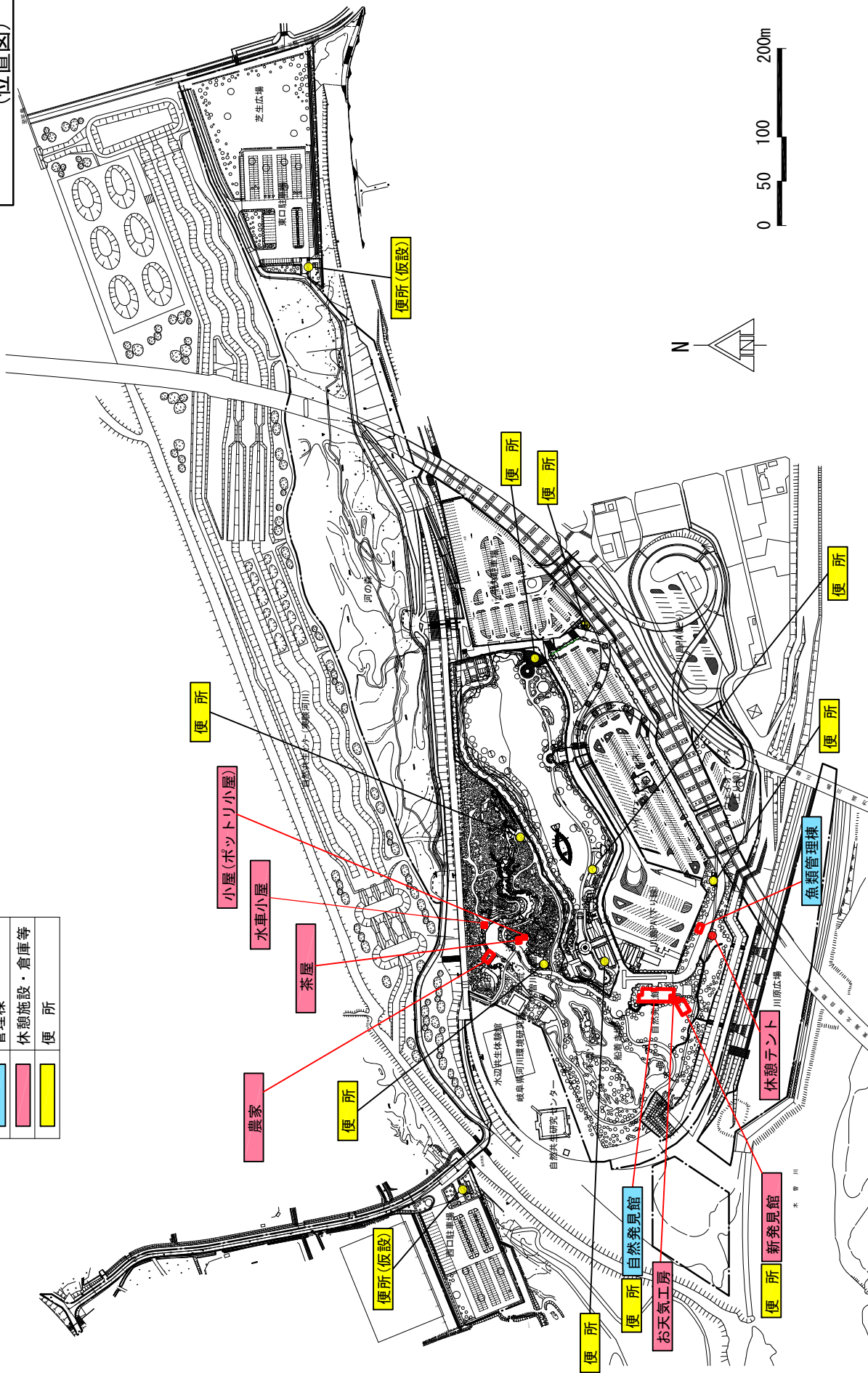
凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

建物に係る点検整備
(位置図)

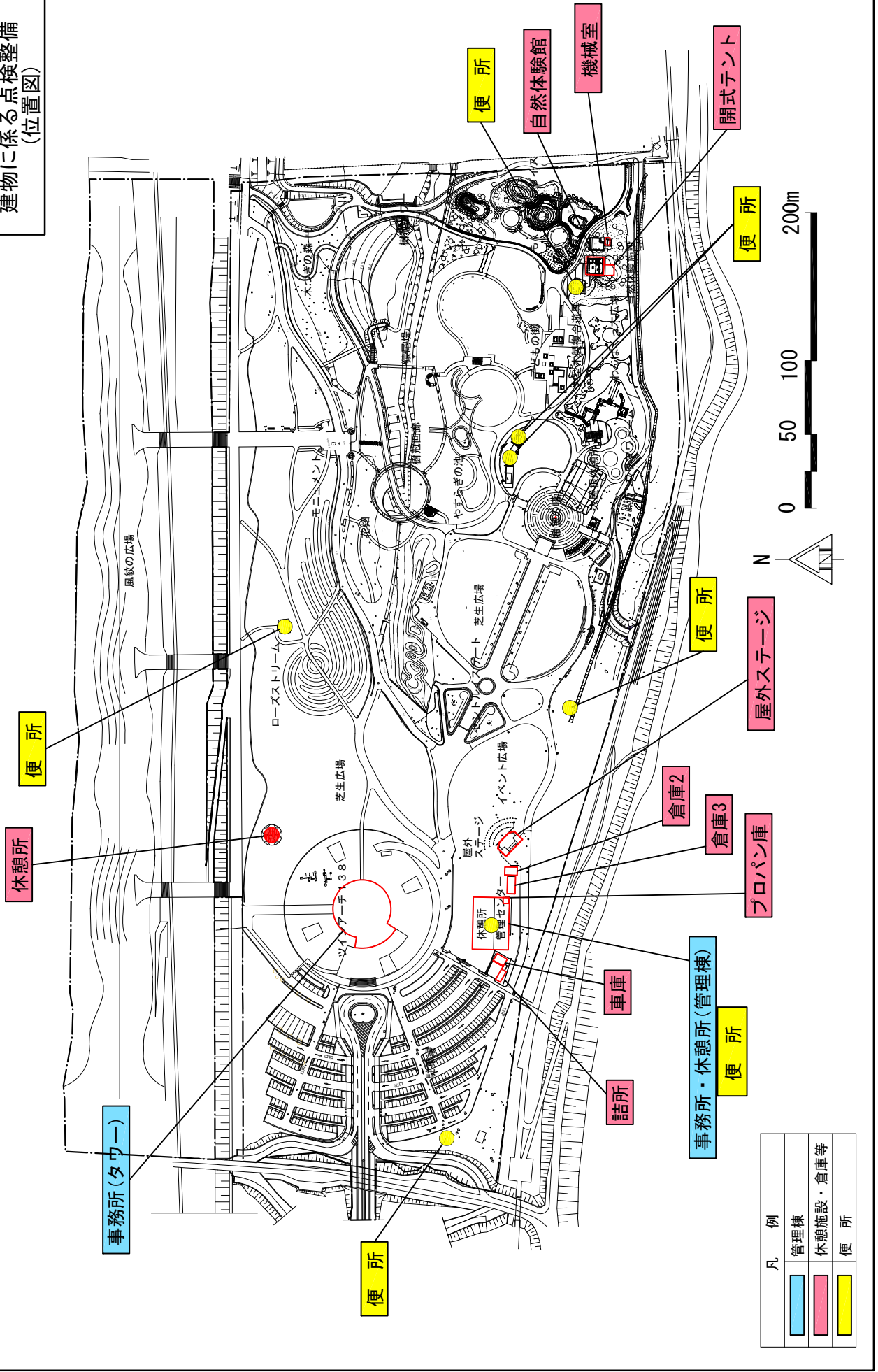
凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所



138タワーパーク

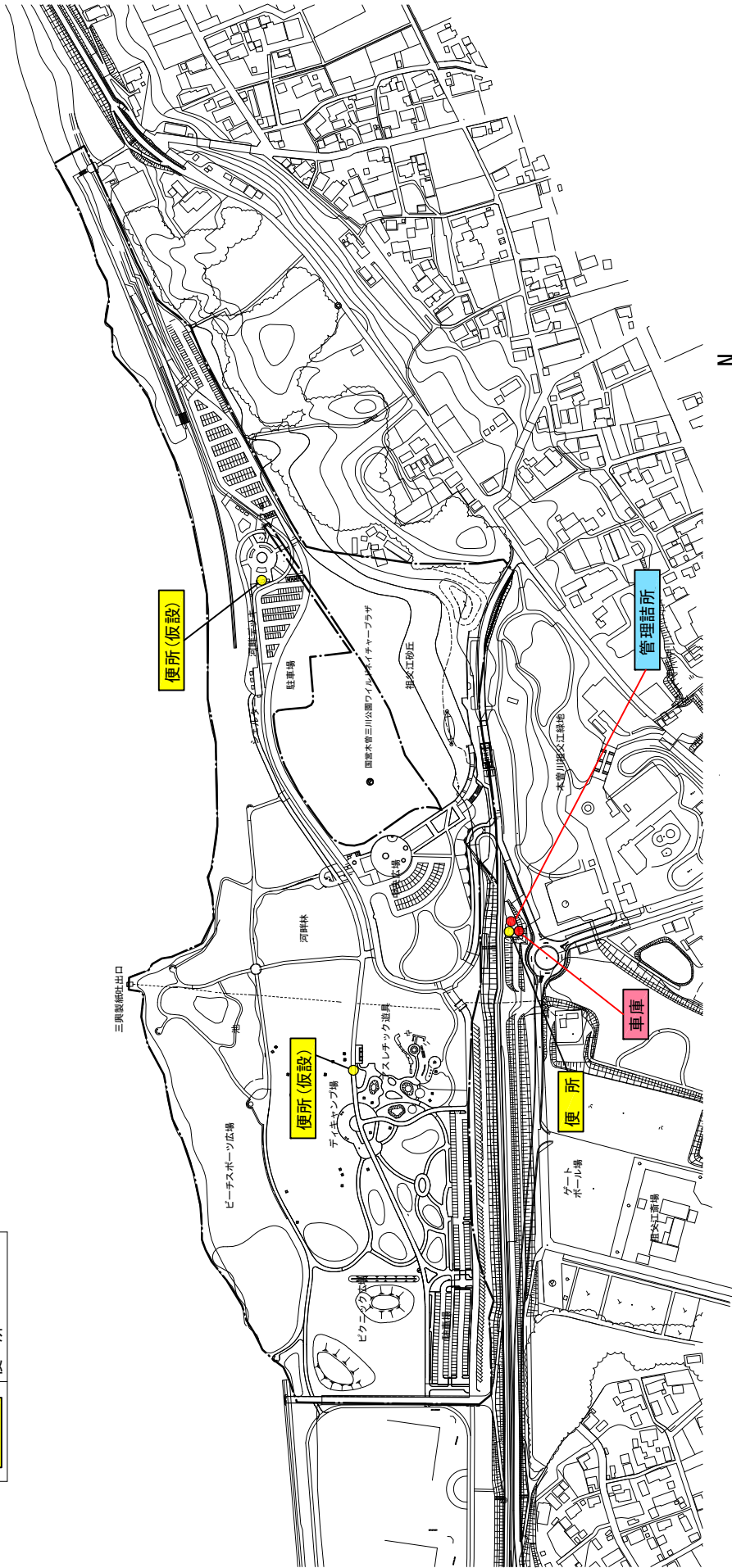
(三派川地区)

建物に係る点検整備
(位置図)



ワイルドネイチャープラザ
 (中央水郷地区)
 建物に係る点検整備
 位置図

凡 例	
■	管理棟
■	休憩施設・倉庫等
■	便 所

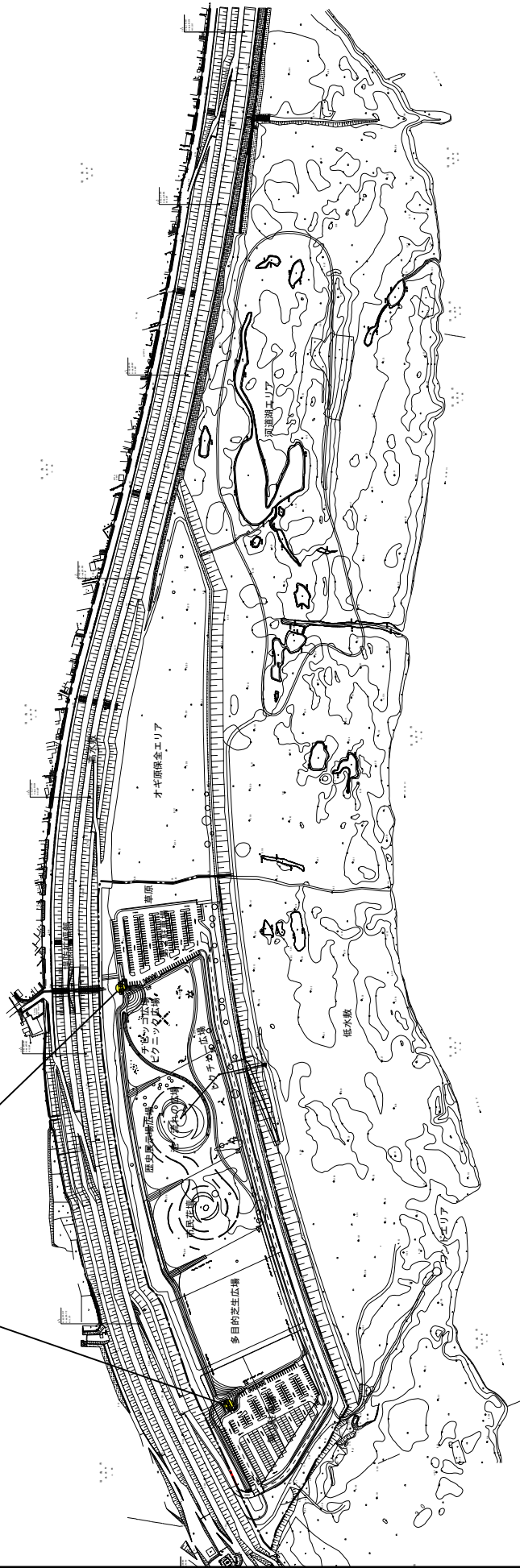


桜堤サブセンター

(中央水郷地区)
建物に係る点検設備
(位置図)

屋外便所

屋外便所

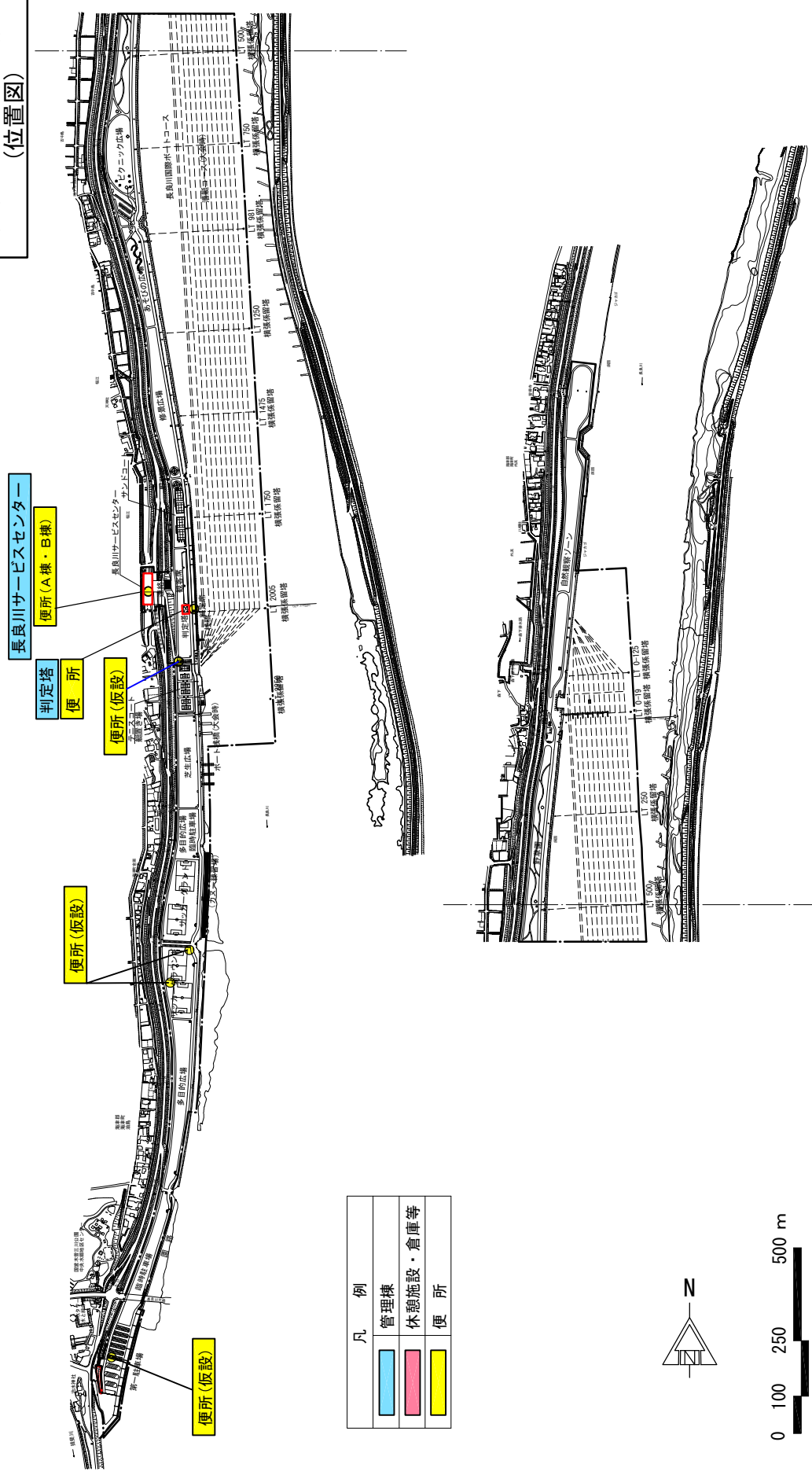


凡例
便所



0 25 50 100 200m

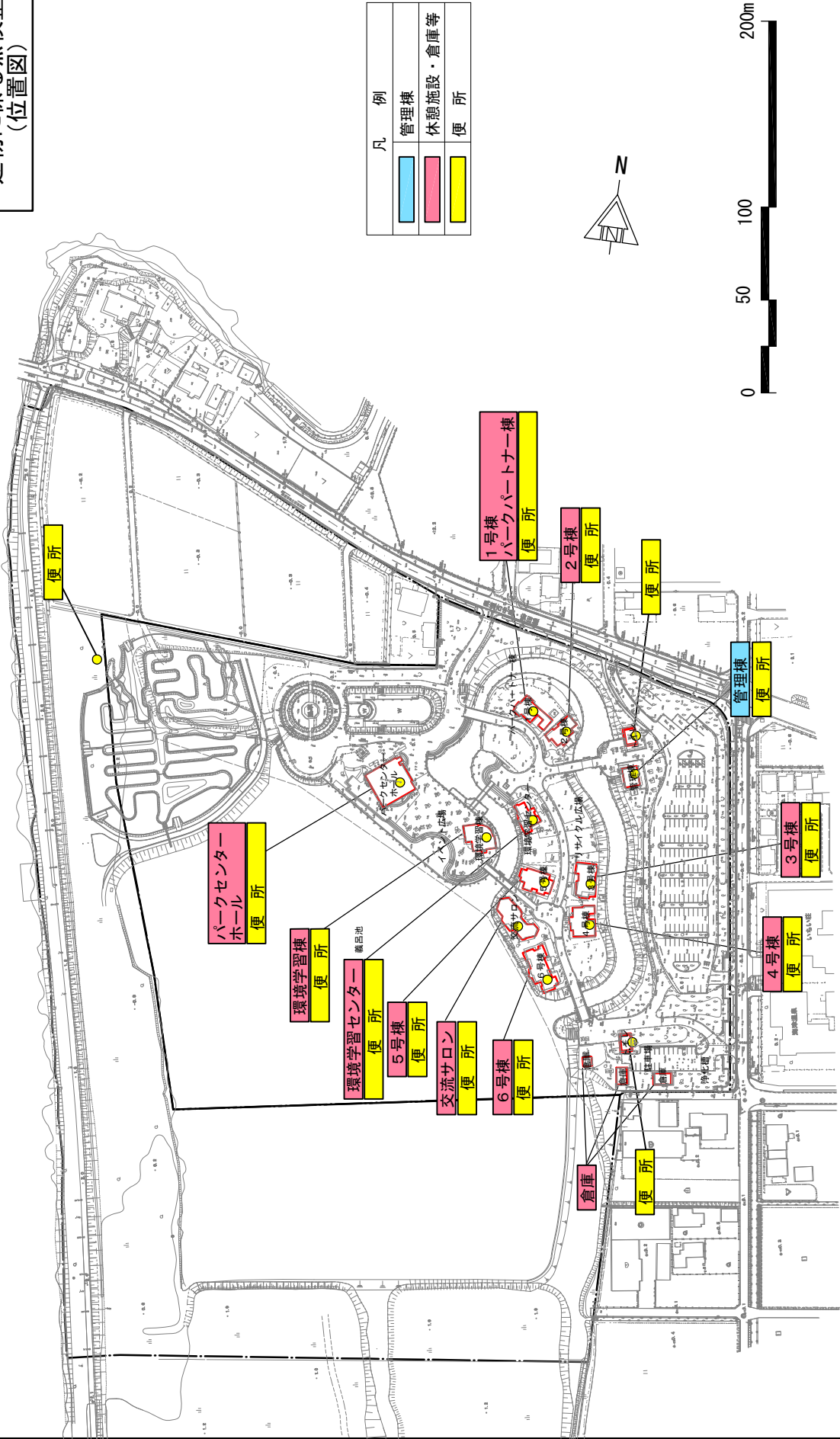
長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)
建物に係る点検整備
位置図



凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所



アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)
建物に係る点検整備
(位置図)

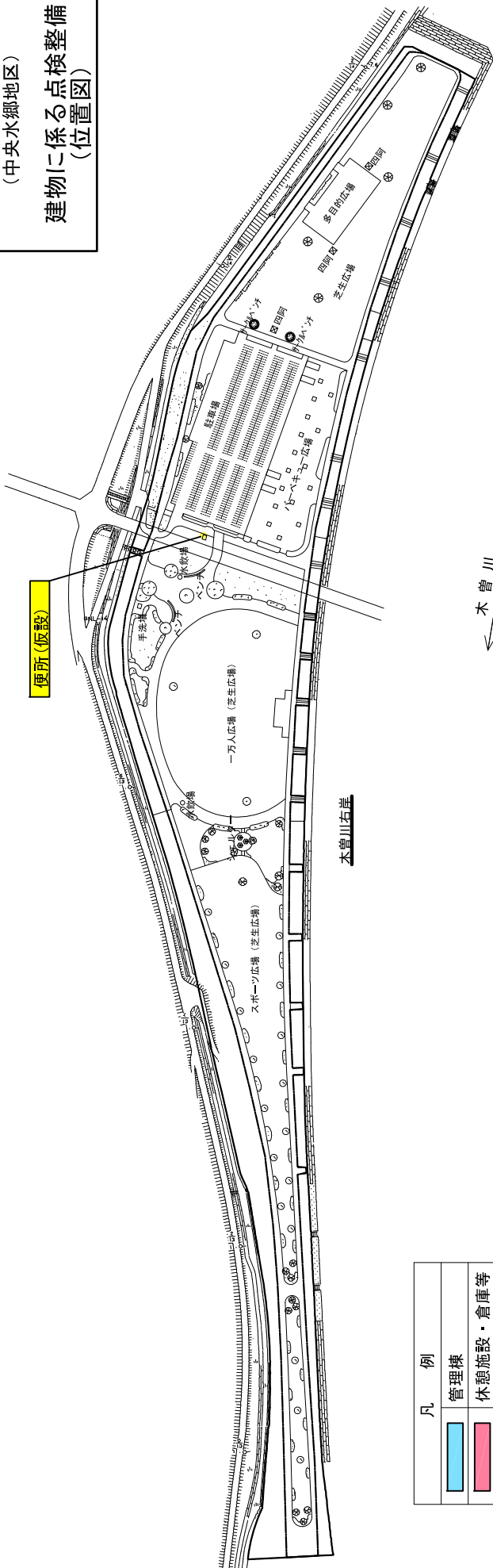


東海広場

東海広場

(中央水郷地区)

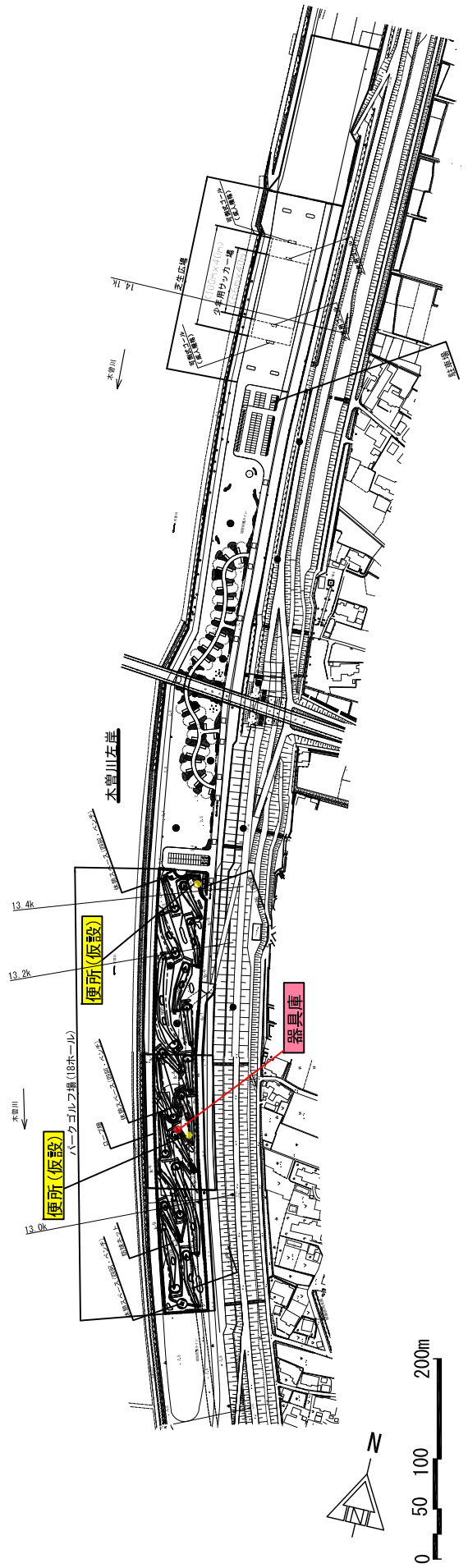
建物に係る点検整備
(位置図)



凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所

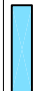


木 曽 川

東海広場(東エリア)

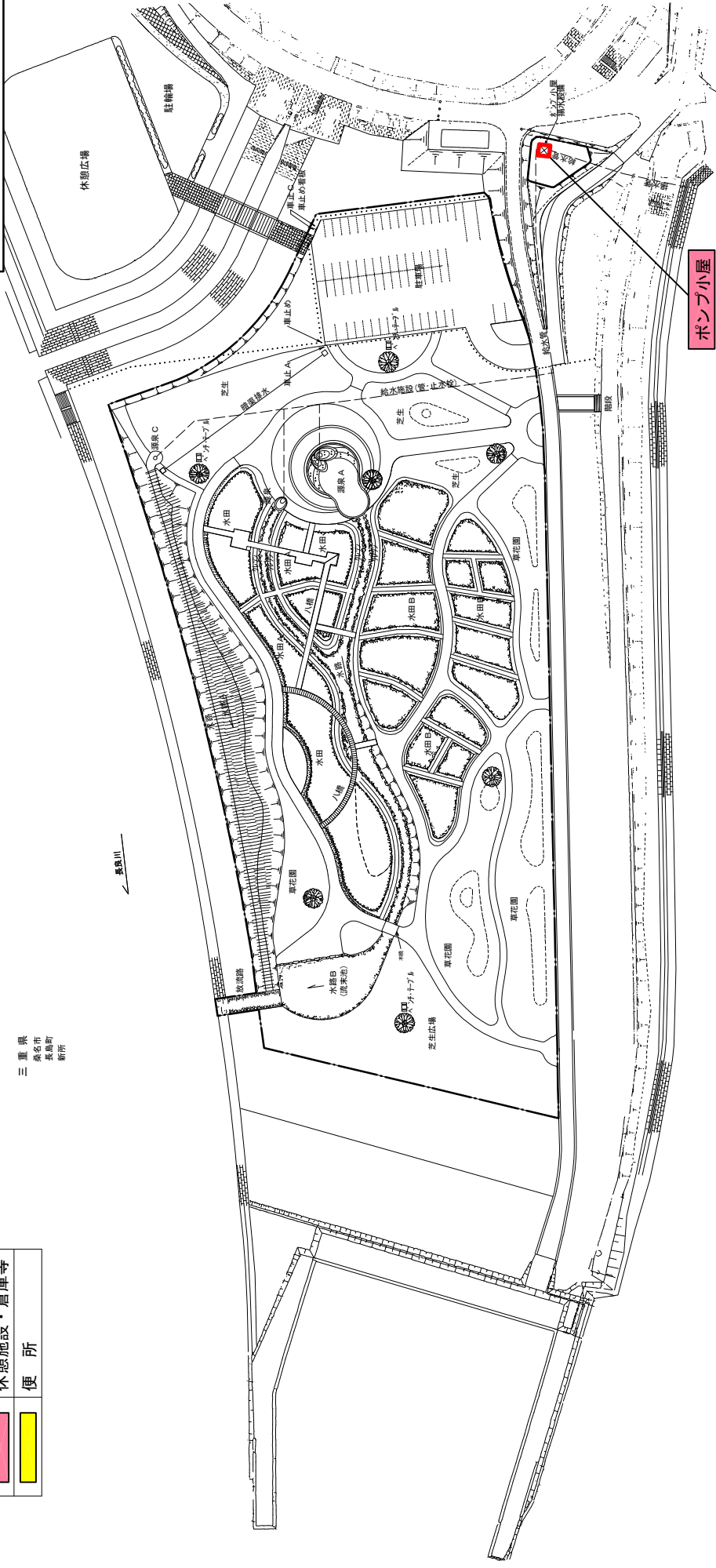


船頭平河川公園
(中央水郷地区)

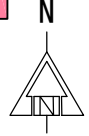
建物に係る点検整備
(位置図)

凡 例	
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便 所



三重県
桑名市
美濃町
新所

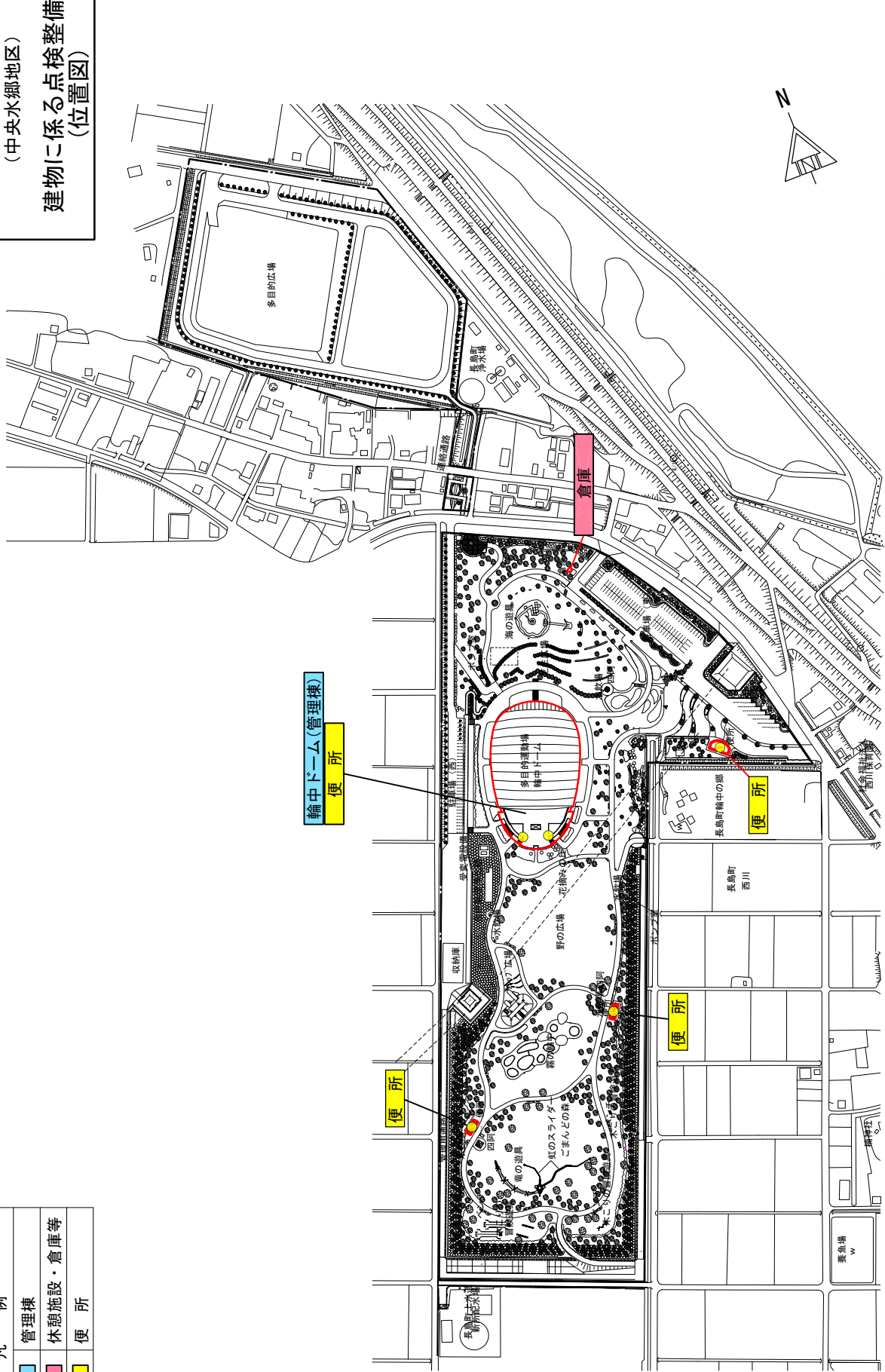


ポンプ小屋



カルチャービレッジ
(中央水郷地区)
建物に係る点検整備
(位置図)

凡	例
	管理棟
	休憩施設・倉庫等
	便所



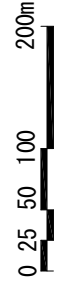
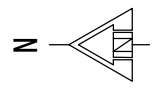
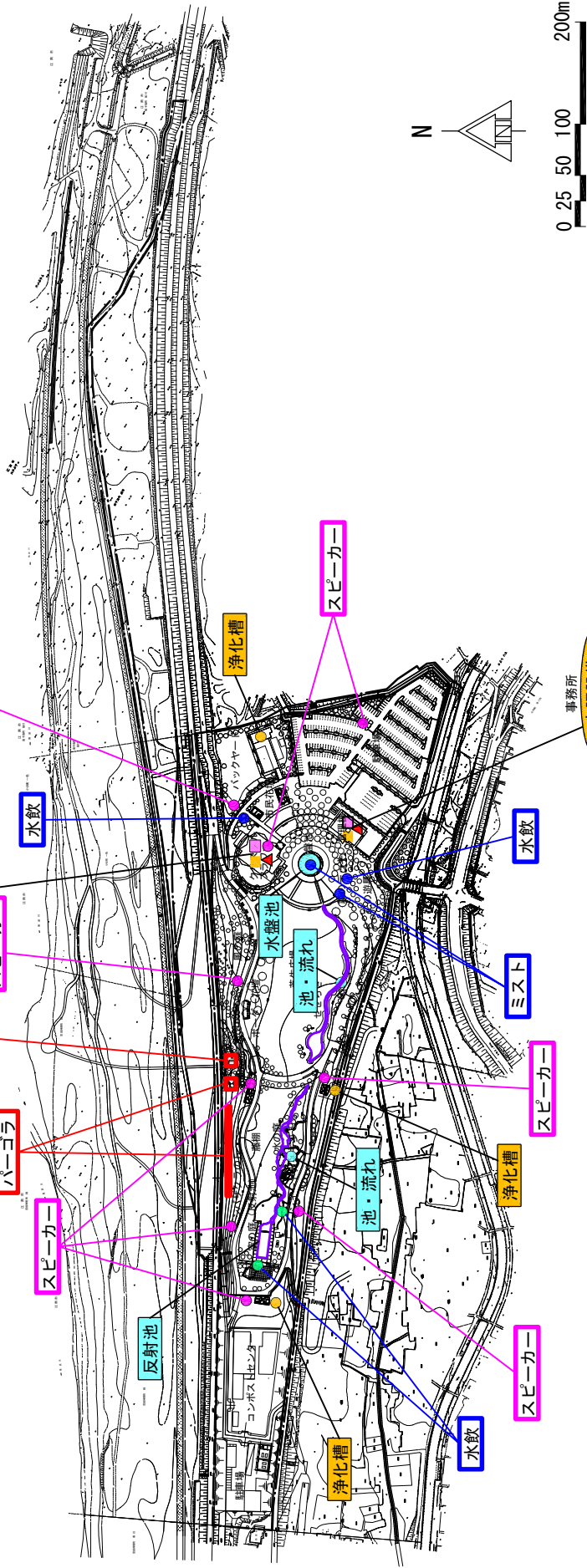
フラワーパーク江南
(三派川地区)

工作物に係る点検整備
(位置図)

凡	例
□	休憩施設
●	汚水処理設備
○	水循環設備
■	ポンプ設備
●	水道設備
●	放送設備
●	電気設備
◇	電話設備
●	空調設備
●	消防設備

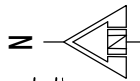
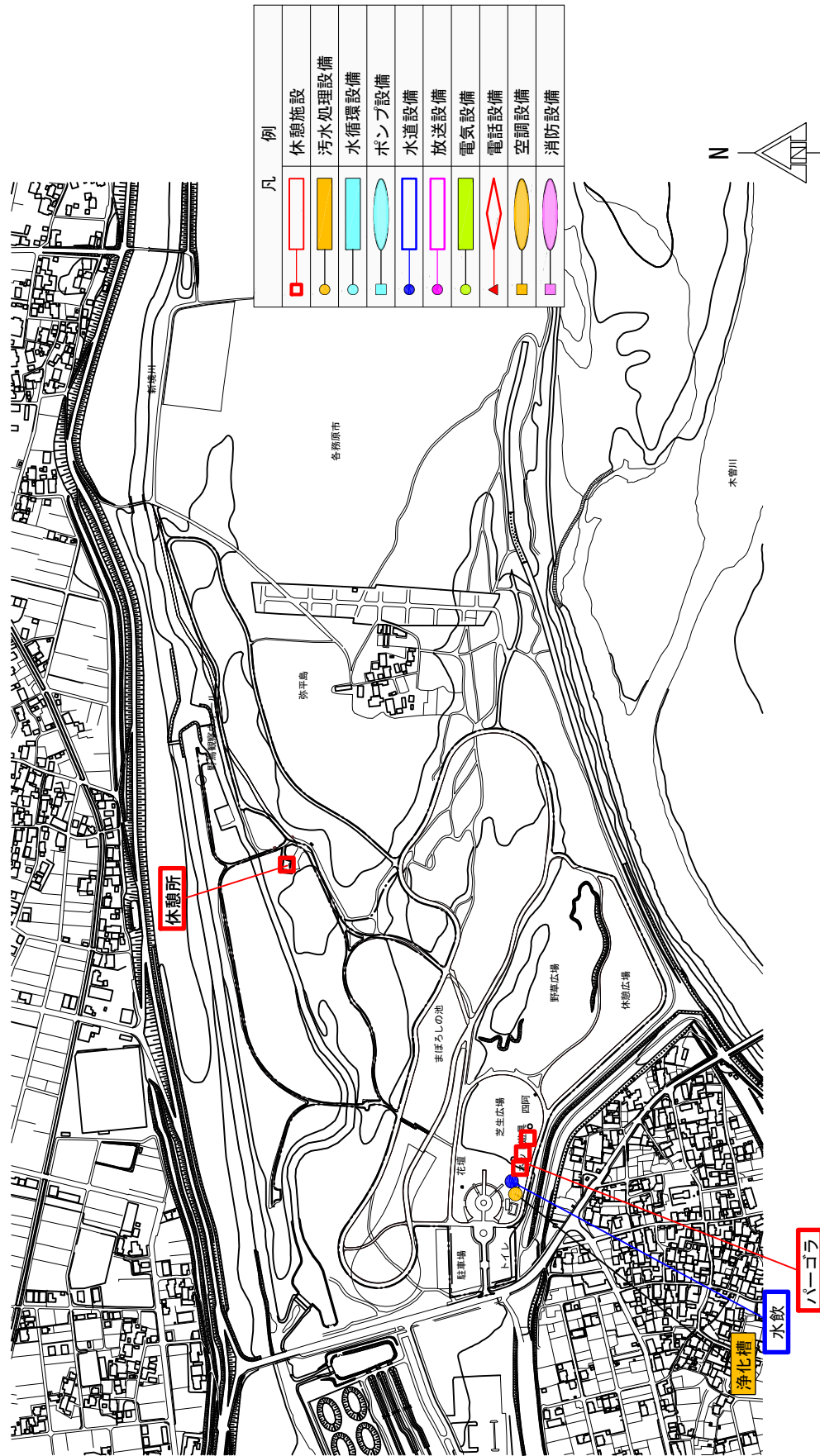
クリスタルフラワー
電話
空調設備
消防設備
スピーカー3基
(3階建各階)

事務所
空調設備
消防設備
電話



かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)

工作物に係る点検整備
位置図

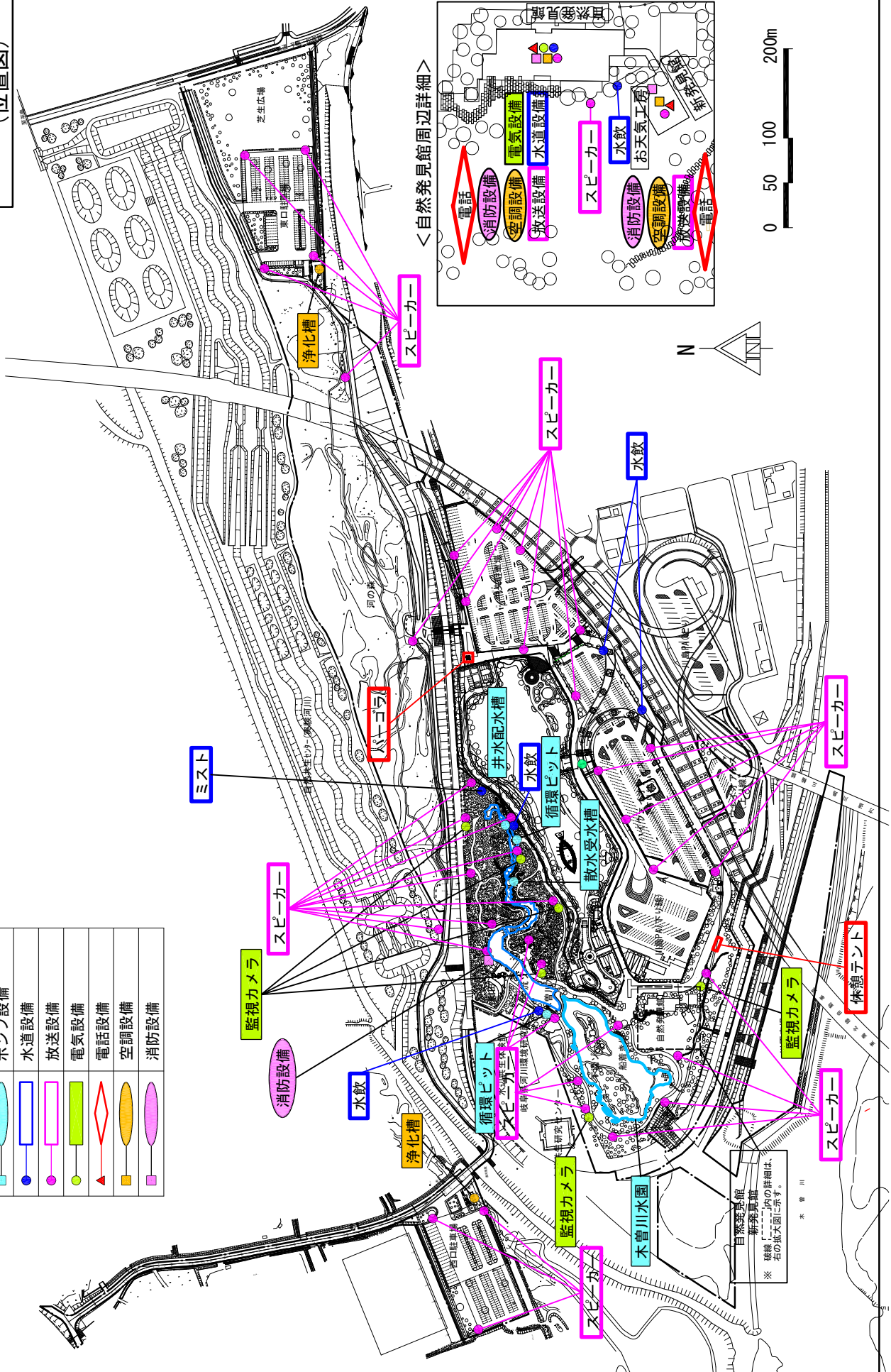


河川環境楽園
(木曾川水園)

(三派川地区)

工作物に係る点検整備
(位置図)

凡	例
	休憩施設
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備

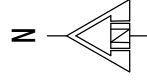
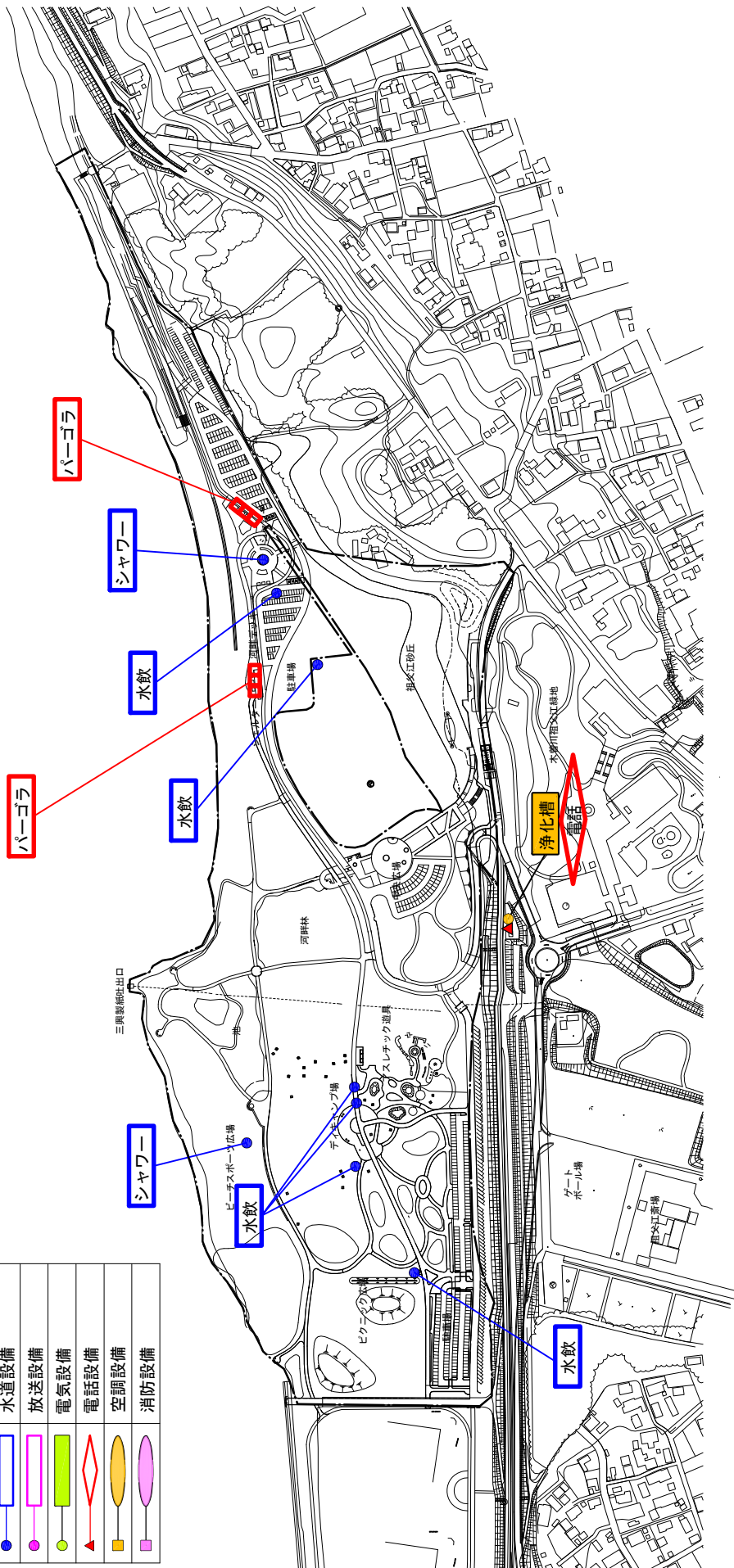


自然発見館
新築員館
路線「」内の詳細は、
※右の拡大図に示す。

ワールドナイチャープラザ
(中央水郷地区)

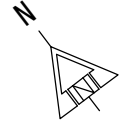
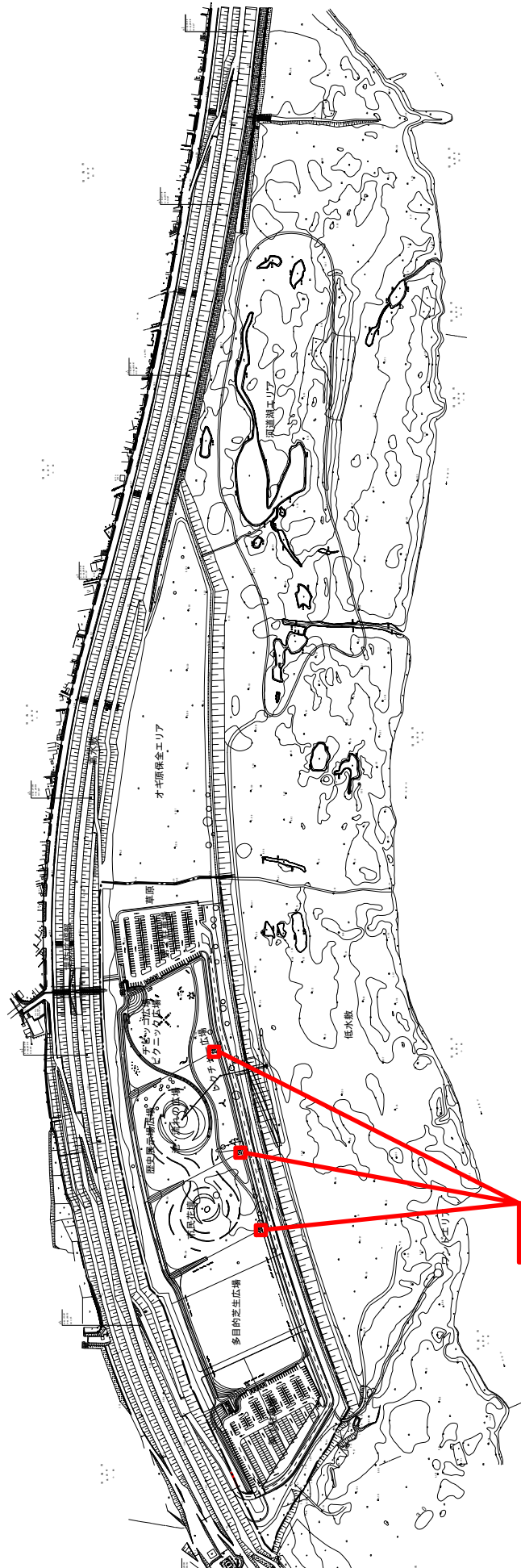
工作物に係る点検整備
(位置図)

凡	例
	休憩施設
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備



桜堤サブセンター

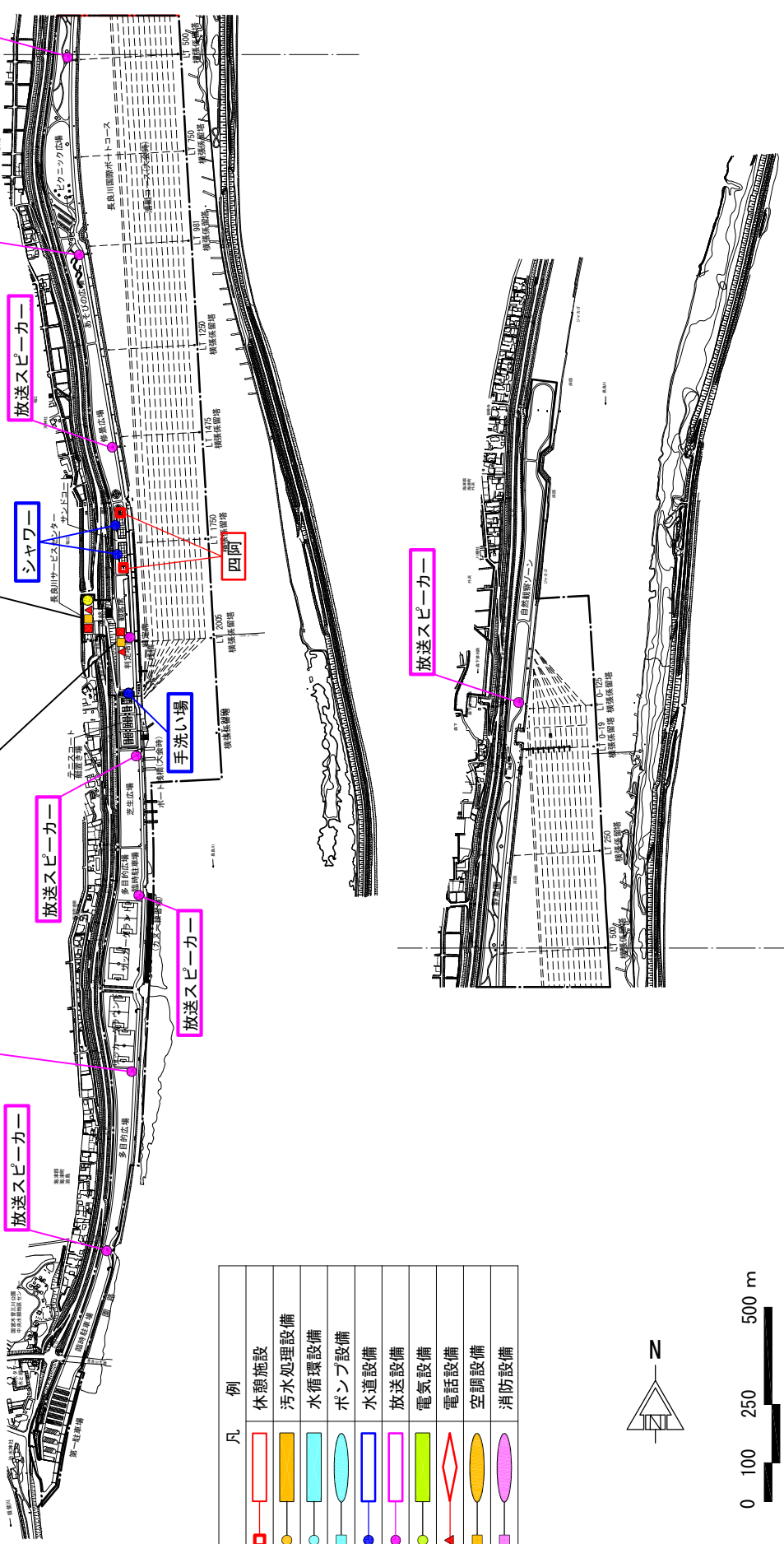
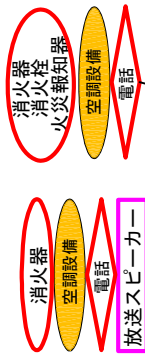
(中央水郷地区)
工作物に係る点検設備
(位置図)



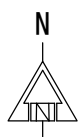
凡	例
□	休憩施設



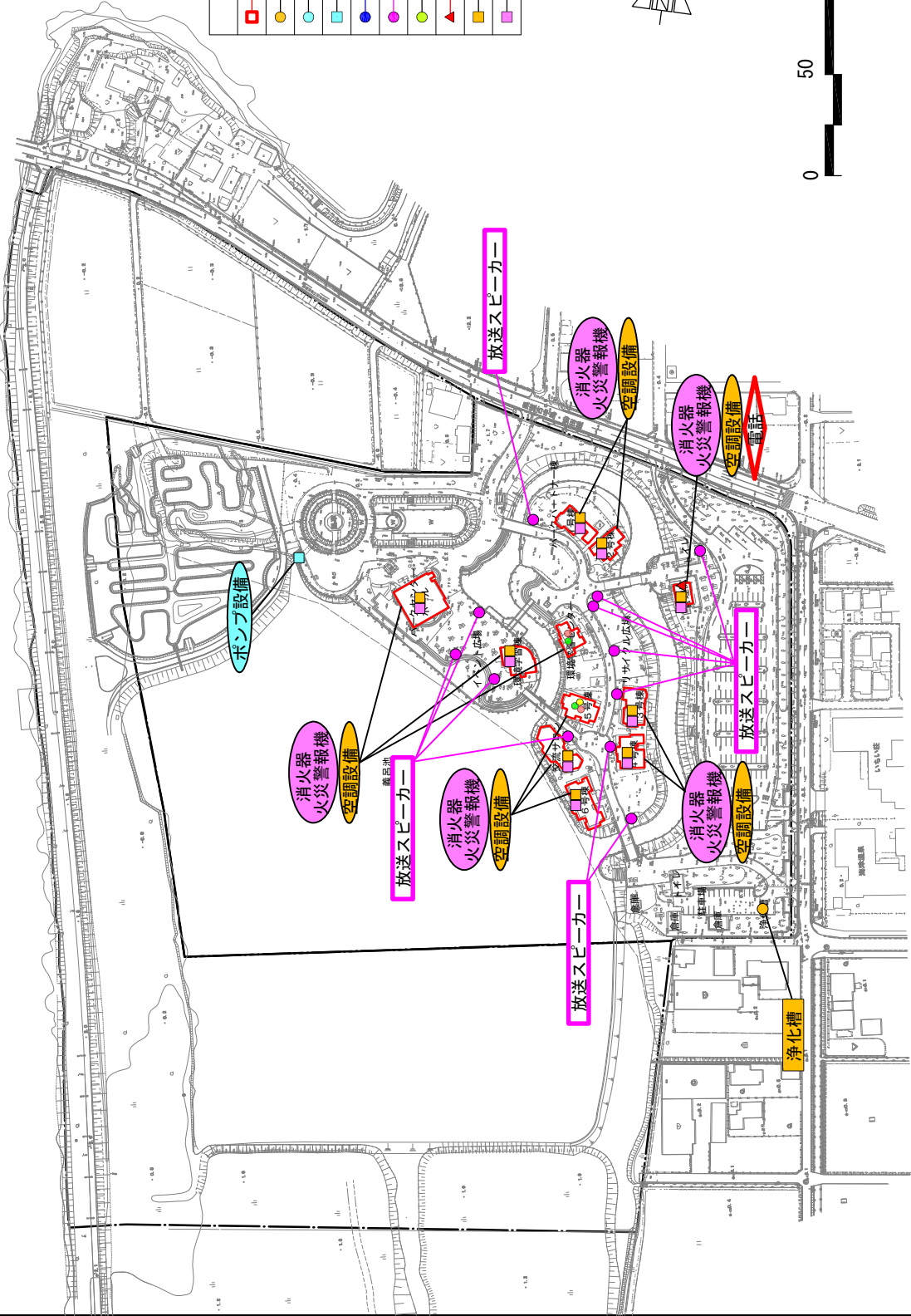
長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)
工作物に係る点検整備
(位置図)



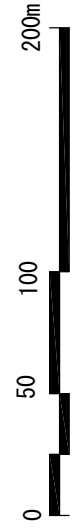
凡 例	
	休憩施設
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備



アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)
工作物に係る点検整備
位置図

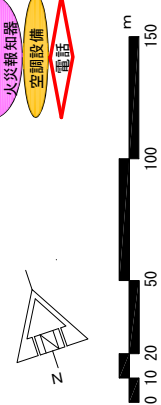
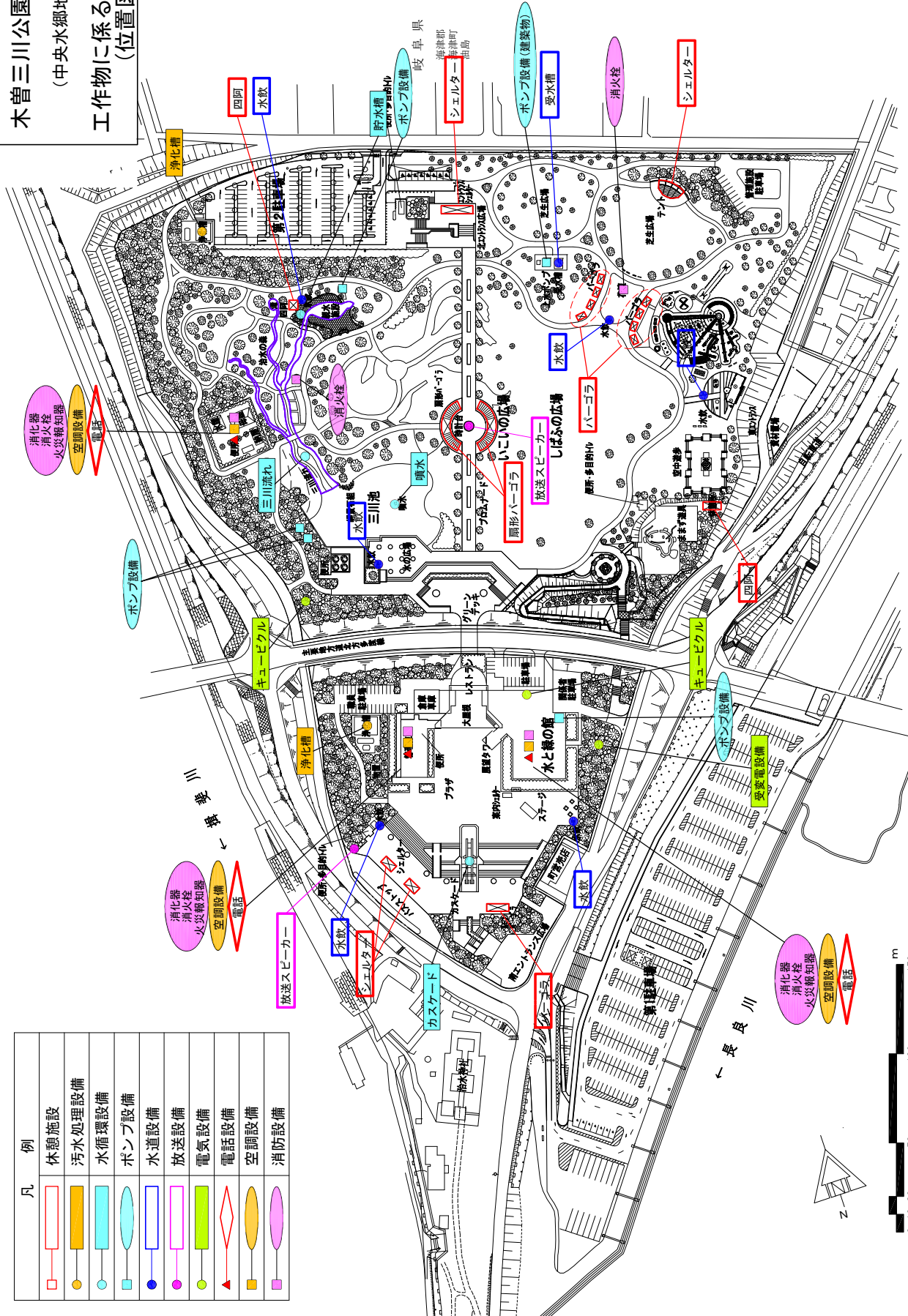


凡	例
□	休憩施設
○	汚水処理設備
●	水循環設備
■	ポンプ設備
◇	水道設備
◇	放送設備
◇	電気設備
◇	電話設備
◇	空調設備
◇	消防設備



木曾三川公園センター
(中央水郷地区)
工作物に係る点検整備
(位置図)

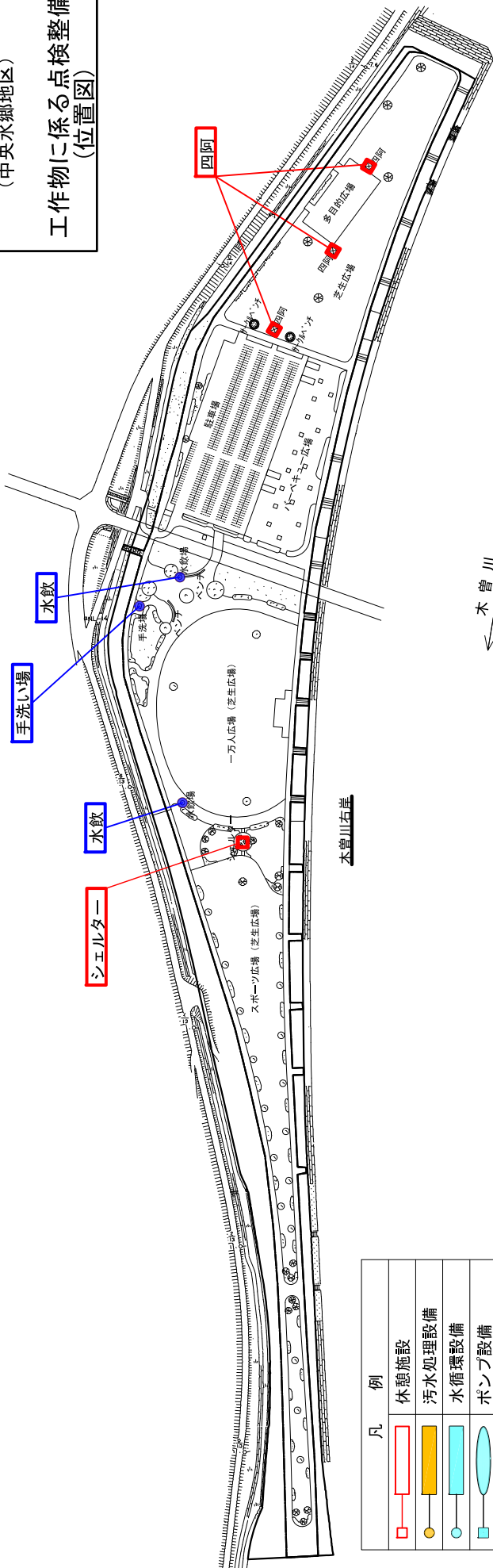
凡	例
	休憩施設
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備



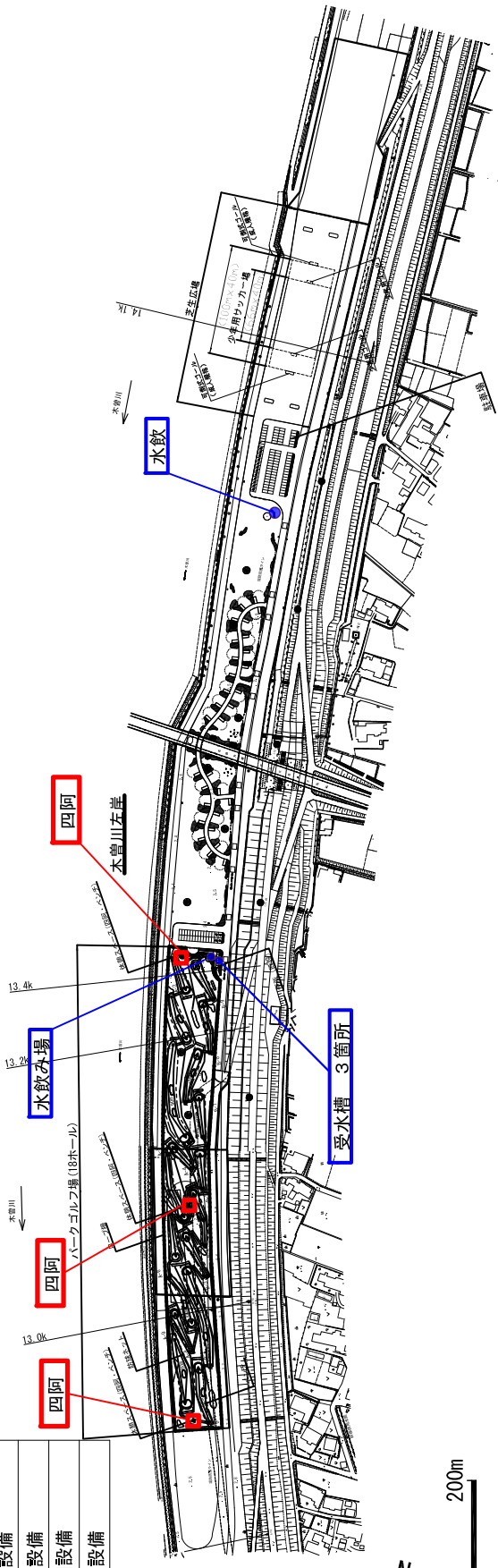
東海広場

東海広場
(中央水郷地区)

工作物に係る点検整備
(位置図)



東海広場(東エリア)













凡例	例
□	休憩施設
○	汚水処理設備
●	水循環設備
○	ポンプ設備
○	水道設備
○	放送設備
○	電気設備
○	電話設備
○	空調設備
○	消防設備

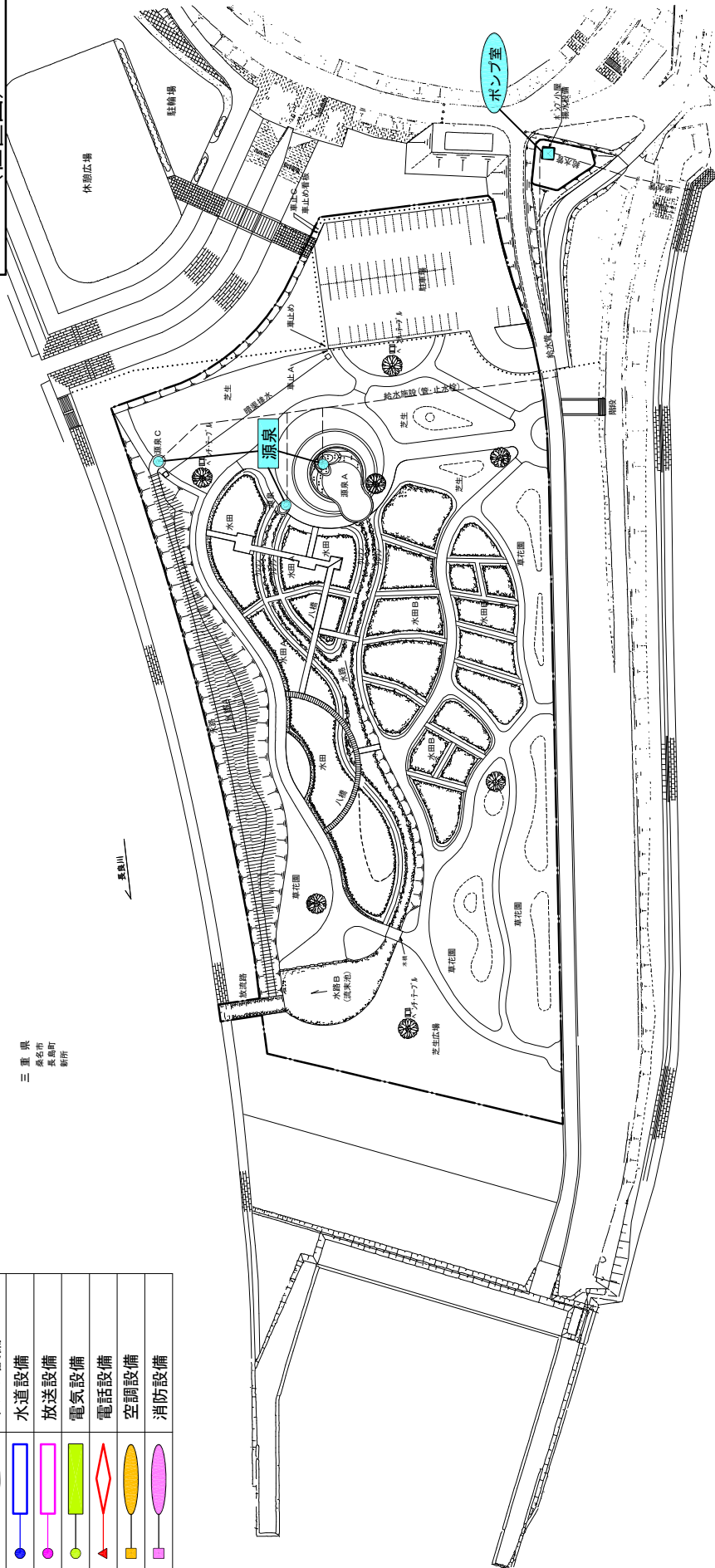
船頭平河川公園

(中央水郷地区)

工作物に係る点検整備 位置図

凡	例
	休憩施設
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備

三 重 県
桑名市
桑名町
新所

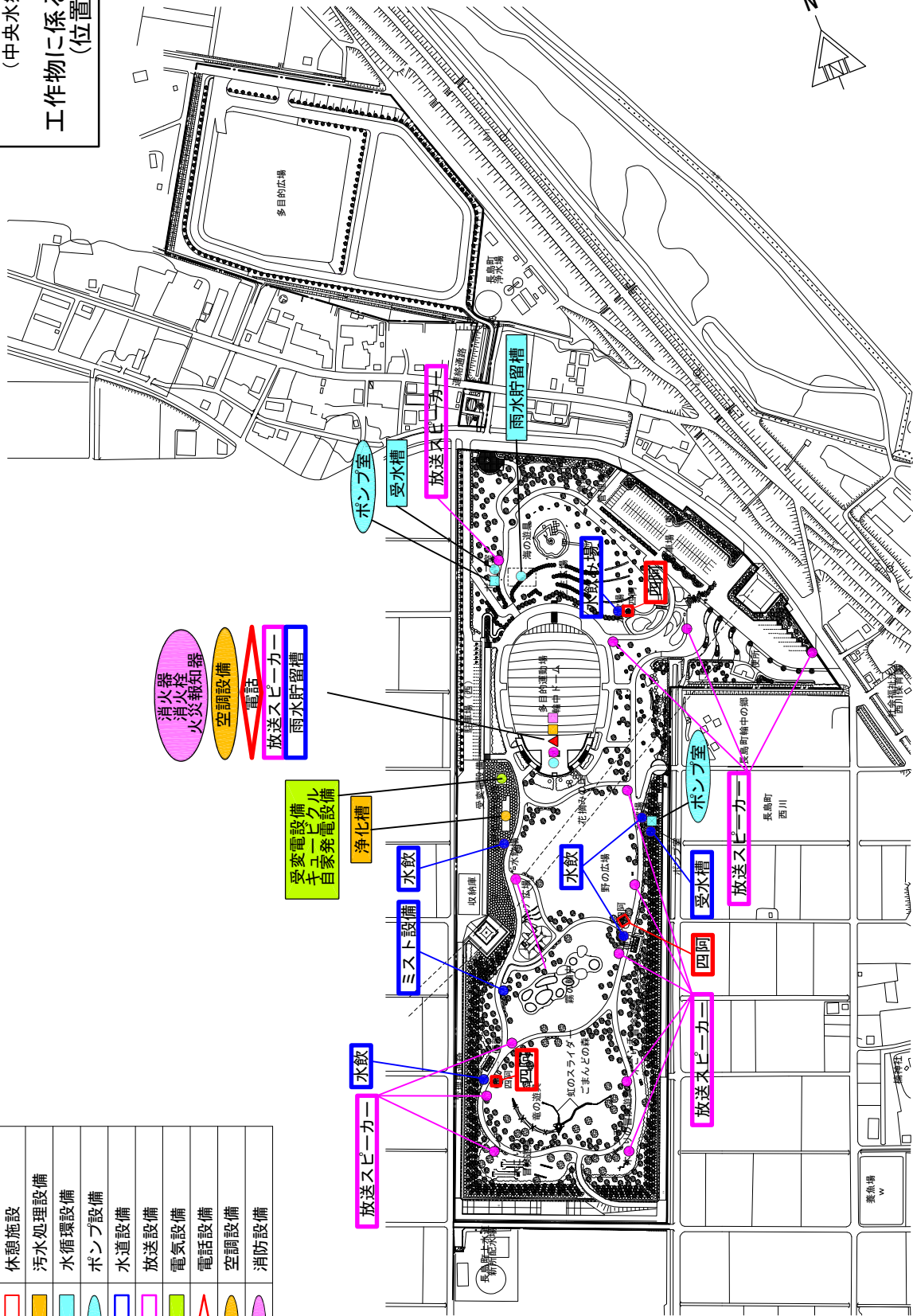
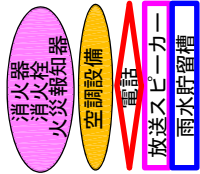


カルチャービレッジ

(中央水郷地区)

工作物に係る点検整備
(位置図)

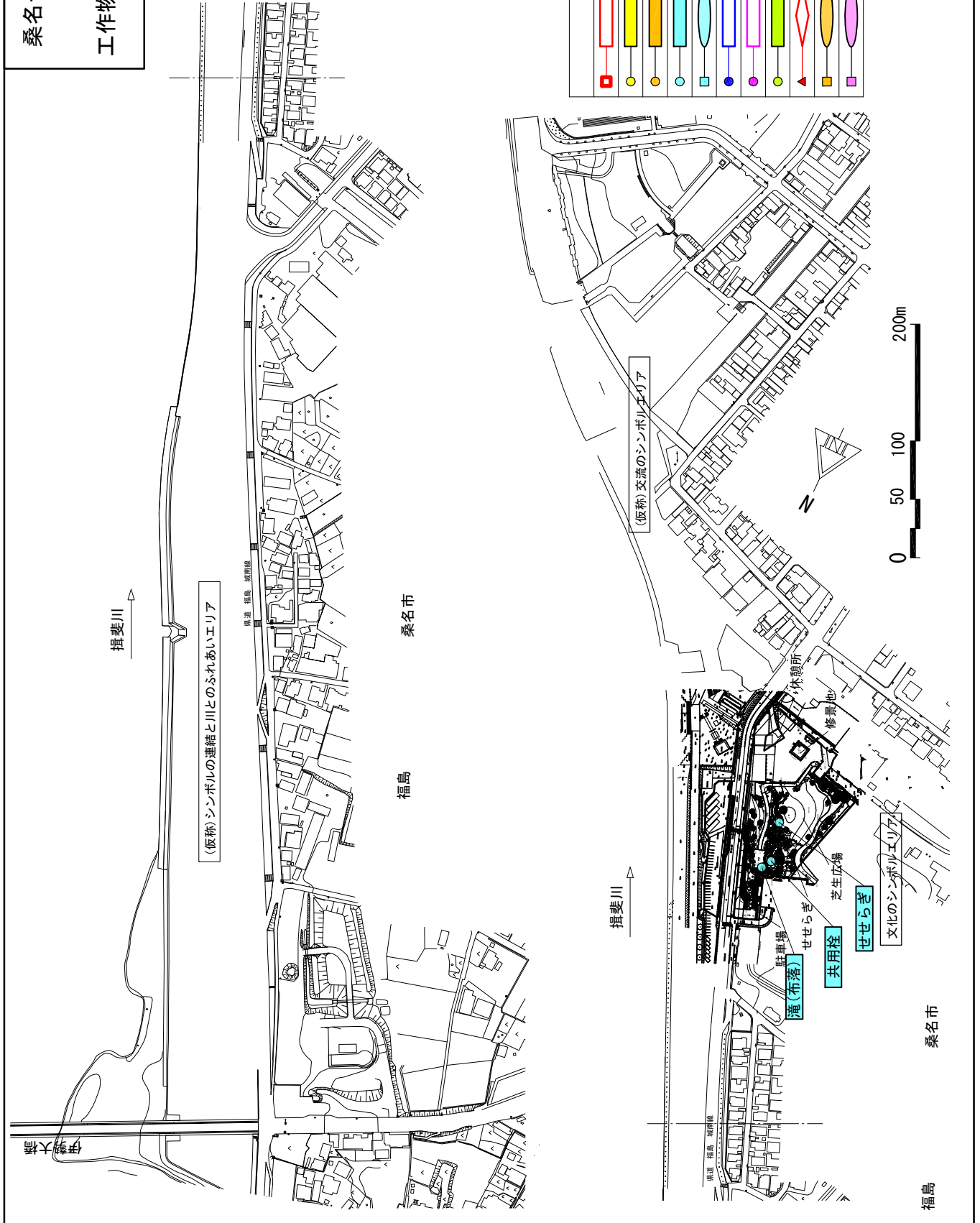
凡	例
□	休憩施設
○	汚水処理設備
●	水循環設備
■	ポンプ設備
◇	水道設備
▲	放送設備
△	電気設備
▽	電話設備
◇	空調設備
◇	消防設備



桑名七里の渡し地区

(河口地区)

工作物に係る点検整備
(位置図)



凡	例
	休憩施設・倉庫等
	便所
	汚水処理設備
	水循環設備
	ポンプ設備
	水道設備
	放送設備
	電気設備
	電話設備
	空調設備
	消防設備

建物、工作物に係る点検整備計画

区分	名称	内容	適用	点検者	対象※	点検項目	頻度 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
管理棟等	巡回点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
管理棟等	定期点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等 必要に応じて 専門業者		外壁の欠損・ひび割れ・白華・錆の流出・鉄筋鉄 骨の露出等の劣化 基礎土台の沈下・亀裂・欠損等の劣化 手摺・建具・屋根・付属金属等の劣化 内装・天井・床等の劣化	年1回以上 ※法定点検は国(管理所)が実施													
管理棟等 (自動ドア)	定期点検	外観・機能点検 動作確認等		専門業者等		ドア・サッシ部・懸架部・動力部・制御装 置・センサー部・電気回路等の腐食・摩耗・損傷・ 作動状態等	年4回													
休憩所等	巡回点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
休憩所等	定期点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等 必要に応じて 専門業者		外壁の欠損・ひび割れ・白華・錆の流出・鉄筋鉄 骨の露出等の劣化 基礎土台の沈下・亀裂・欠損等の劣化 手摺・建具・屋根・付属金属等の劣化 内装・天井・床等の劣化	年1回以上 ※法定点検は国(管理所)が実施													
車庫・倉庫等	巡回点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
車庫・倉庫等	定期点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等 必要に応じて 専門業者		外壁の欠損・ひび割れ・白華・錆の流出・鉄筋鉄 骨の露出等の劣化 基礎土台の沈下・亀裂・欠損等の劣化 手摺・建具・屋根・付属金属等の劣化 内装・天井・床等の劣化	年1回以上 ※法定点検は国(管理所)が実施													
便所	巡回点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
便所	定期点検	目視・打診等による 外観・機能点検		センター職員 等 必要に応じて 専門業者		外壁の欠損・ひび割れ・白華・錆の流出・鉄筋鉄 骨の露出等の劣化 基礎土台の沈下・亀裂・欠損等の劣化 手摺・建具・屋根・付属金属等の劣化 内装・天井・床等の劣化	年1回以上													
空調設備	巡回点検	目視等による外観・ 機能点検		センター職員 等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
空調設備	定期点検	外観・機能点検及び 清掃		専門業者等		設備・機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備・機器の作動の良否を判定する機能点検 洗浄・清掃	年2回 ※法定点検は国(管理所)が実施													

区分	名称	内容	適用	点検者	対象※	点検項目	頻度 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
昇降機等	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見	日常業務													
昇降機等	定期点検	外観・機能点検及び清掃		専門業者等		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検 洗浄・清掃	年1回以上	■												
									※法定点検は国(管理所)が実施											
消防設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見	日常業務													
消防設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		専門業者等		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検 洗浄・清掃	年1回以上	■												
									※法定点検は国(管理所)が実施											
園路広場	巡回点検	目視・打診等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見	日常業務													
園路広場	定期点検	目視・打診等による外観・機能点検		センター職員等		舗装の陥没・ひび割れ・不陸、区画線・標示の薄れ、排水溝・柵の不良・清掃、その他老朽・劣化、困障・標識・ベンチ等工作物の破損・ぐらつき・表示のうすれ等劣化	年1回以上	■												
遊具	日常点検	目視・触診等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見、設置面・植栽等、遊具周辺の確認	日常業務													
									※異常気象時や震度5以上の地震発生時は、必要に応じて臨時点検を行う。											
遊具	日常点検	外観・機能点検		遊具維持修繕担当職員		部材・取付金具の破損・腐植・剥離等の外観点検 施設の利用状態の良否を判定する機能点検	月1回	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
遊具	定期点検	外観・機能点検		専門有資格者等		摩耗・変形・経年変化等の点検 形状・規準に対する妥当性評価	年1回以上	■												
その他 工作物	巡回点検	目視・打診等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見	日常業務													
その他 工作物	定期点検	目視・打診等による外観・機能点検		センター職員等		構造、形状等異常の発見	年1回以上	■												

区分	名称	内容	適用	点検者	対象※	点検項目	頻度 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電気設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
電気設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	設備毎に設定	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
汚水・排水設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
汚水・排水設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		浄化槽本体・設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 制御盤等設備機器の作動の良否を判定する機能点検 槽内の洗浄・清掃	年1回以上	■												
給水施設	巡回点検	水道使用料の計測		センター職員等		水道使用量の計測による給水管の漏水エリアの判定 ※上水については、週1回塩素濃度の測定を実施	日常業務													
給水施設	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		ポンプ等設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 機器の作動の良否を判定する機能点検 槽内の洗浄・清掃	年1回以上	■												
水景施設	巡回点検	電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認		センター職員等		電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認	日常業務													
水景施設	定期点検	外観・機能点検及び清掃		専門技術者		ポンプ設備の点検を実施	年1回	■												
水景施設	定期点検	水質検査		センター職員等		COD、大腸菌群数、透明度等の計測、及び油膜の目視確認	年1回 (木曾川水園は年2回)	■						■						
水循環設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造・形状等異常の発見	日常業務													
水循環設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	年1回以上	■												

区分	名称	内容	適用	点検者	対象※	点検項目	頻度 時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放送設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造・形状等異常の発見	日常業務												
放送設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	年1回以上	■											
電話設備	巡回点検	目視等による外観・機能点検		センター職員等		構造・形状等異常の発見	日常業務												
電話設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃		センター職員等 必要に応じて 専門業者		設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検	年1回以上	■											

※) 対象の位置は、別添3「建物に係る点検整備(位置図)」及び別添32「工作物に係る点検整備(位置図)」に示す。

魚類管理マニュアル

(河川環境楽園 木曾川水園魚類管理について)

魚類管理マニュアル

(河川環境楽園 木曽川水園魚類管理について)

目次

1. 国営木曽三川公園・河川環境楽園の基本方針及び魚類管理の管理方針	1
2. 木曽川水園における魚類管理の考え方	1
3. 前提条件	1
3 - 1 木曽川流域の魚類について	
3 - 2 木曽川水園のエリア区分	
3 - 3 導入についての課題整理	
4. 魚類管理マニュアル	4
4 - 1 魚類導入計画	
4 - 2 管理目標の設定	
4 - 3 木曽川水園維持管理	
5. イベント計画	17
5 - 1 イベントの方針と考え方	
5 - 2 年間イベント計画	
6. その他	19
6 - 1 調達計画	
6 - 2 その他施設の管理	

魚類管理マニュアル
河川環境楽園 木曾川水園魚類管理について

1. 国営木曾三川公園・河川環境楽園の基本方針及び魚類管理の管理方針

河川環境楽園木曾川水園は、木曾川をモチーフとして再現した模擬木曾川であり、その中で木曾川の景や河原遊びなどを通じて川の自然・文化を知る場とし、また、環境教育の学習の場としても利用される空間の創出を目指している。

木曾川に関わる自然や文化の特色を表現しているため、導入する魚相は、木曾川もしくは木曾三川(木曾・長良・揖斐川)に生息するものとし、繁殖などが可能な生息環境を創出することを管理基本とする。

木曾川水園は魚類を飼養展示し“生きた”川を創出し公園利用者の観覧に供することを目的とする。原則として展示魚類は終生飼育するものとする。管理者は、魚類の習性、生態等を把握し、自然状態と同等の姿を公園にふさわしい形で展示することとする。

また、木曾川水園のバックヤードであるおさかなハウス内の展示魚、自然発見館内の展示生物も同様である。

2. 木曾川水園における魚類管理の考え方

イベントと管理が一体化した管理計画、及び民間の団体等の参加協力を考えた管理を考える。

1)川の自然・文化を知る場とする

・木曾川に生息する魚類相を再現し魚類の生息状況を通してふるさとの川を知り、また自然学習の場とする。

・河川と人との関わりを可能な限り多面的にとらえ、これを表現する伝統漁を企て川の文化についても知り、学ぶことができる場とする。

2)水辺・河原で遊び、楽しむ場とする

・魚のつかみ取り、ヤナ体験、魚の放流、ふれあいプール、産卵観賞、魚講座、カブトムシふれあい等の様々な参加体験型の季節イベントが楽しめる空間の整備を図る。

3)木曾川を象徴する景

・上流から下流までそこに適した違和感のない魚類相が生息できる場とする。

3. 前提条件

3-1 木曾川流域の魚類について

木曾川に生息している魚類については、アユをはじめ、アマゴ、ウグイ、オイカワ、アジメドジョウ等の淡水魚の宝庫として知られ、本流や支流ともアユ、アマゴ釣りなどの遊魚も盛んな川である。「平成6年度河川水辺の国勢調査年間」によると、既存文献における

記録も含め木曾川流域では75種の魚類が確認されている。

木曾川は、全国の1級河川(130河川)の内10番目に魚種が豊富である。

(ちなみに長良川は3位の88種、揖斐川は41種である)

確認魚類の重量組成をみると、下流域については淡水魚のコイ科魚類の比率が高く、汽水・海水魚も高くなっている。(コイ、フナ、ウグイ、マハゼが多い)

中流域については、アユの比率が最も高くコイ、ウグイ、オイカワが多い。

上流部については、ウグイ、アブラハヤ、アマゴの比率が高い。

3-2 木曾川水園のエリア区分

木曾川の自然的条件及び設計コンセプトに併せ木曾川水園を下記のように山地溪流ゾーン(源流ゾーン)、中間溪流ゾーン(上流ゾーン)、中流ゾーン、下流ゾーンの4区分に大別する。(図-1参照)



図-1 木曾川水園エリア区分図

1) 山地溪流ゾーン(源流ゾーン)

奥深い山間・溪谷の自然環境を深山溪谷の「山溪の景」、奇岩・岩礁の「溪谷の景」で構成したゾーンである。施設の名称で区分すると「垂水の沢」から「大滝」までを指す。源流ゾーンや源流部と表現することが多い。

2) 中間溪流ゾーン(上流ゾーン)

滝や寝覚ノ床を再現してあり、溪谷を構成したゾーンである。施設の名称で区分すると「大滝」から「釣り橋付近」までを指す。上流部と表現することが多い。

3) 中流ゾーン

瀬と淵の自然景観と里山の人文景観を、茶畑や水車小屋を含めた「里山の景」で構成した、また、扇状地から平野に広がるのどかな景観を草花の咲く「田園の景」、池等にトンボ

やホタルが飛び交う「郷の景」で構成した、多様な河川生物との触れあいの場である。施設の名称で区分すると「観察窓付近」から「じゃぶじゃぶの河原」までを指す。他にもハリヨ池、ホタルの沢、ふれあい池も含む。中流部と表現することが多い。

4) 下流ゾーン

大地を流れる河川を軸とした大らかな景観を、川辺の広がり「河原の景」、「大河の景」、ゆったりとした下流の「入り江の景」で構成したゾーンである。

施設の名称で区分すると「じゃぶじゃぶの河原」からそれ以下の下流部分までを指す。下流部と表現することが多い。

3-3 導入についての課題整理

魚類の導入について課題を整理し、以下に課題とその対策を示す。

1) 水温

課題: イワナ、アマゴ、ハリヨなど冷水を好む魚は、20℃以下が適温であり木曾川水の水温が何度まで上昇するかが問題

対策: 定期的に水温を測定し導入可能か否かを検討する。条件を満たさなければ流量を増やす事や木陰の創出により水温の低下に努める。

2) 水質

課題: ①開園後3年未満は、有機物を分解するバクテリアが少ないため水質が安定しない。

②下流部で富栄養化の恐れがある。

③井戸水のDO(溶存酸素)は少ない。

④実施設計において人が遊べることになっているため、大腸菌群数、生活環境水質基準のクリアが必要

対策: 毎月1~2回は定期的に水質測定器で水質検査を行う。井水についても年1回程度専門業者に依頼し健康項目について水質検査を行う事が望ましい。水質が安定しないようであればバクテリアを購入し導入する。

3) エサ

課題: 開園から数年は魚類の生活環境が十分に整っていないためエサとなる生物が少ない。

対策: 定期的にエサとなる生き物のモニタリング調査(最低でも目視調査)を行い状況の確認を行う。エサとなる生物(水生昆虫等)が少ない場合は人工飼料を与えるか魚類の導入数を調整する。※エサの食べ残しは、水質悪化の原因となるため給餌量の調整には十分に配慮すること。エサとなる生物の定着がしない場合は、水草や水際植物などを植え環境整備する。また、誘蛾灯などの設置を行うよう努める。

4) 鳥類による捕食

課題:カワウ、サギ類が多く導入魚を捕食する恐れがある。

対策:鳥類による捕食の影響があれば、ネットを張る、鳥を脅かすものを設置するよう努める。但し、景観を損ねない方法で行うことが望ましい。

5) 魚類の導入方法

課題:①一般的に水族館ではバックヤードを持っており導入の際は元気の良い個体を選定し導入しているが当施設では、川で捕獲した魚を直接放流するため死亡率が高くなる恐れがある。(当施設もバックヤードはあるが導入する量を収容する十分なキャパシティーがない)

②天然種(養殖魚以外)は、漁師が捕獲しているため外来種や移入種が混入して搬入される恐れがある。

対策:導入する前に一度ケースに入れ1個体ずつ確認し選別する。選別した弱った個体や病気の個体は、バックヤードで養生し回復後放流する。また、導入に不適な魚は処分するか水槽展示を行う。

6) 掃除

課題:河川と違い増水による河床のフラッシュがないため、落ち葉の過剰な堆積藻類の繁茂による富栄養化を起こす可能性がある。

対策:落ち葉に関しては、状況を見て適宜除去する。藻類の繁茂に関しては景観を損な可能性もあるため、目視で目に付くようであれば水中ポンプ等で水流を作り除去する。

4. 魚類管理マニュアル

4-1 魚類導入計画

下記のような条件を満たす導入計画を企て魚類の放流を行う。

1) 導入対象としない魚類

①物理的に導入不可能な種

塩水の影響のある水域に生息する汽水・海水魚、及び本施設の水源である井戸水の水温、水質に適応が不可能な淡水魚

②もともと木曾三川の流域に生息しない種

外来種、移入種(木曾川流域の自然を再現する上で異質なため)

※但し、完全に定着し違和感のない種は除く

③法規制のある種

天然記念物・国内希少生物の導入については手続きが必要であり、また展示目的の導入は困難である。(対象種:イタセンパラ)

※この3項目に該当する種は本施設への導入対象種としない。

表-1に導入対象としない魚類のリスト、表-2に導入対象魚のリストを示す。

表-1 導入対象としない魚類

目	科	種	選定理由
エイ	アカエイ	アカエイ	沿岸付近の砂底域に生息
ニシン	ニシン	サツパ	沿岸域に生息
		コノシロ	内湾、汽水域に生息
	カタクチイワシ	カタクチイワシ	沿岸域に生息
コイ	コイ	イタセンパラ	国指定天然記念物、国内希少野生動物
		タイリクバラタナゴ	外来種
		ワタカ	移入種
		ハス	移入種
		ソウギョ	外来種
ナマズ	ギギ	ネコギギ	国指定天然記念物
サケ	サケ	ワカサギ	移入種
		ブラウントラウト	外来種
		ヤマメ	移入種
		ニジマス	外来種
カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	外来種
ダツ	サヨリ	クルメサヨリ	内湾、汽水域に生息
カサゴ	コチ	マゴチ	沿岸域に生息
スズキ	スズキ	スズキ	内湾、汽水域
	シマイサキ	コトヒキ	内湾、汽水域
	サンフィッシュ	ブルーギル	外来種
		ブラックバス	外来種
	アジ	ギンガメアジ	沿岸域、汽水域
	ヒイラギ	ヒイラギ	内湾、汽水域
	クロサギ	クロサギ	沿岸、汽水域
	タイ	クロダイ	沿岸域
	ニベ	ニベ	沿岸域
	カワスズメ	ナイルテラピア	外来種
	ボラ	ボラ	沿岸、汽水域
		セスジボラ	沿岸域
		メナダ	内湾
	ニシキギンポ	ギンポ	潮だまり、干潟
	ネズツポ	ネズミゴチ	内湾
	ハゼ	トビハゼ	内湾、汽水域
		イサザ	移入種
		マハゼ	内湾、汽水域
		アシシロハゼ	内湾
		ヒメハゼ	内湾
		アベハゼ	内湾
		シモフリシマハゼ	内湾
	ゴクラクキンギョ	チョウセンブナ	外来種
タイワンドジョウ	カムルチー	外来種	
カレイ	イシガレイ	沿岸域	
フグ	ギマ	ギマ	沿岸域
	フグ	クサフグ	沿岸、汽水域

※ここでは外来種、移入種を以下のように定義している。

外来種: 日本国外からの侵入

移入種: 日本の別地域からの侵入

表-2 導入を対象とする種

No.	目	科	種名	生息域	入手難易	適温(°C)	備考	評価
1	ウナギ	ウナギ	ウナギ	中流～下流	◎(養殖あり)	18～25	肉食性・夜行性	×
2	コイ	コイ	コイ	下流	◎(養殖あり)	20～30	雑食性(大食漢)	◎
3			ギンブナ	下流	○(養殖あり)	18～28	フナ類で検討	◎
4			キンブナ	下流	×	18～28		△
5			ヤリタナゴ	中流～下流(ワンド)	×	18～25	二枚貝必要	×
6			アブラボテ	中流～下流(ワンド)	×	18～25	二枚貝必要	×
7			カネヒラ	中流～下流(ワンド)	×	18～25	二枚貝必要	×
8			イチモンジタナゴ	中流～下流(ワンド)	×	18～25	二枚貝・絶滅危惧	×
9			カワバタモロコ	池・小川	×	18～25	絶滅危惧種	△
10			オイカワ	中流～下流	○	15～25		◎
11			カワムツ	上流～中流	○	15～25		◎
12			コイ	コイ	タガヤハヤ	上流～中流	△	15～25
14	ドジョウ	ドジョウ	ウグイ	上流～下流	○	10～30		◎
15			モツゴ	下流	○(養殖あり)	18～25		△
16			カワヒガイ	下流	×	18～25	二枚貝必要	×
17			タモロコ	下流	×	18～25		△
18			ゼゼラ	中流～下流	×	18～25		△
19			カマツカ	中流～下流	○	18～25		◎
20			ツチフキ	中流～下流	×	18～25	移入種	△
21			ズナガニゴイ	中流	×	18～25		△
22			ニゴイ	下流	○	18～25		△
23			イトモロコ	中流～下流	×	18～25		△
24			デメモロコ	中流～下流	×	18～25		△
25			スゴモロコ	中流～下流	×	18～25		△
26			コウライモロコ	中流～下流	×	18～25	移入種	△
27			ドジョウ	下流	◎(養殖あり)	15～25		△
28			アジメドジョウ	上流～中流	○(養殖あり)	15～25		◎
29			シマドジョウ	中流	○(登り落ち漁)	15～25		◎
30			スジシマドジョウ	中流	○(登り落ち漁)	15～25	絶滅危惧種	△
31			ホトケドジョウ	湧水・小川	×	15～25	絶滅危惧種	△
32	ナマズ	ギギ	ギギ	中流	×	18～25	肉食性・夜行性	×
33			ナマズ	下流	○(養殖あり)	18～25	肉食性・夜行性	×
34			アカザ	上流～中流	○(登り落ち漁)	18～23	絶滅危惧種	×
35	サケ	サケ	キュウリオウ	中流～下流	◎(養殖あり)	15～25		◎
36			アマゴ	上流	◎(養殖あり)	20以下		◎
37			イワナ	源流～上流	◎(養殖あり)	18以下		◎
38	ダツ	メダカ	メダカ	下流・ワンド	×	18～25	絶滅危惧種	◎
39	トゲウオ	トゲウオ	ハリヨ	湧水	○(ハリコネット)	15～20	絶滅危惧種	◎
40	スズキ	カジカ	カジカ(河川型)	上流	△	10～18		△
41			カジカ(回遊型)	中流～下流	×	18～25		△
42	スズキ	ハゼ	ドンコ	中流～下流	×	18～25	肉食・絶滅危惧種	×
43			ウキゴリ	中流～下流	×	18～25		△
44			ゴクラクハゼ	下流	×	18～25		△
45			トウヨシノボリ	中流	○(登り落ち漁)	18～26	ヨシノボリ類で検討	◎
46			カワヨシノボリ	上流～中流	○(登り落ち漁)	10～20		◎
47			シマヨシノボリ	中流～下流	○(登り落ち漁)	18～26		◎
48					ヌマチチブ	下流	○(登り落ち漁)	18～25
49			チチブ	下流	×	18～25	肉食性	×

※ 評価 ◎: 主要な導入種 △: 入手できれば導入可能な種 ×: 導入の際に注意が必要な種

※ 入手難易 ◎養殖あり ○: 河川で捕獲可能 △: 場所によっては可能 ×: 漁による入手は困難

※ 適温 魚が活発に生活する温度

2) 導入にあたり注意すべき種

導入対象種のうち、その生態から導入する際に注意が必要な種があり以下にまとめる。

●肉食魚：ウナギ・ナマズ・ギギ・アユカケ・ドンコなど大型ハゼ類

肉食性の強い魚種は、他の導入種への影響が懸念されるため導入の際は個体数を少なくしバランスを考え追加放流を行う。

●産卵：タナゴ類・カワヒガイ

二枚貝に産卵するため二枚貝が定着後放流を行う。

3) 放流数の検討

自然河川での魚類生息密度は 0.05 kg/m³程度であるが本施設のような見せる施設では、その倍の 0.1 kg/m³程度を目安とし考慮する。導入量の算定は体積当たりより面積当たりで算出した方がよい。但し、導入量が効果的でない場合は放流量を増減しバランスをとること。

①魚類の最大導入量について(各ゾーンにおける主となる魚類の導入量)

下流、中流、上流、ふれあい池、ハリヨ池で種となる魚種の導入目安を下記に示す。

○下流ゾーン

主魚：コイ

目安：常時100個体ほど生息し見応えのある個体数

管理：コイの里親イベントや産卵後の卵管理で増減調整を行う。

○中流ゾーン

魚：アユ

目安：常時200～300個体ほど生息し見応えのある個体数

管理：放流量の調整を行う。

○上流ゾーン

主魚：アマゴ

目安：常時30～50個体ほど生息し見応えのある個体数

管理：放流量の調整を行う。

○ハリヨ池

主魚：ハリヨ

目安：常時20個体ほど生息し見応えのある個体数

管理：周辺で増殖している個体を追加するなど調整を行う。

○ふれあい池

主魚：メダカ

目安：常時200～300個体ほど生息し見応えのある個体数

管理:メダカの里親イベントやバックヤードでの増殖などで調整を行う

4) 放流場所の検討

自然河川での魚類の分布(生息場所:上流~下流、ワンド等)を考慮し適材適所に魚類を放流し違和感のない魚類相を形成すること。(図-2参照)

図-2 木曾川水園 魚類放流区域図



(参考資料)

下流ゾーン:コイ、フナ、ウグイ、ニゴイなど下流域に生息する種

中流ゾーン:アユ、オイカワ、ウグイ、カマツカ、カワムツ、カワヨシノボリ、ギギ、アカザ、コイ、ニゴイ、アブラボテ、ヤリタナゴ、アブラハヤ等中流域に生息する種

上流ゾーン:アマゴ、イワナ、タカハヤ、カワムツ、アジメドジョウ等上流域に生息する種

ハリヨ池:ハリヨ

ふれあい池:メダカ、タナゴ類、フナ、モツゴ、モロコ類、ドジョウなど池沼・ワンドに生息する種

5) その他

導入種及び導入量、放流場所に関しては、繁殖による導入種の増加・密放流による導入種の増加、魚類の移動により魚類相が乱れることがあるため間引きや駆除等を行い、その都度魚類相に違和感のないように対応し景観を損なわないように努めること。

※間引きや駆除の手法を下記に示す。

①間引き

対象:爆発的に増え、木曾川水園の生態系を乱す種(主にコイ)

手法:タモ、底引き網、地獄網、釣りによる採取、またはイベントへの活用

処理:捕獲した個体の写真や個体数、種名をデータに残し処分する。

注)捕獲した個体は、遺伝子汚染や生態系への影響の恐れがあるため自然界もしくはその他への放流は禁止する。

※現段階では行った事例はない

②駆除

対象:外来種、もしくは導入計画にリストアップされていない種

(主にブラックバス、ニジマス、アメリカザリガニ)

手法:タモ、底引き網、地獄網、釣りによる採取、またはイベントへの活用

※事例を下記に示す。

●アメリカザリガニ

イベントでザリガニ釣りを実施し、ザリガニ駆除を行う。

●ブラックバス、ニジマス

タモや釣りによる捕獲を行う。

※公園内は、基本的に釣りが禁止されているため雨天など入園者の少ない日時を十分に考慮し来園される一般の方に誤解の無いように努める。また、エサ釣りは対象としない魚を傷める恐れがあるためルアーを使用する。



捕獲作業状況



捕獲状況



全長計測状況



内容物調査状況・・・木曾川水園への影響を調

4-2 管理目標の設定

木曾川水園の展示魚類を常に良好に保つため、またはイベント等で利用していくため木曾川水園を維持管理していく際の管理目標を設定し下記にまとめる。

- ・一年を通して魚が生活できる環境の創出・維持
- ・自然繁殖できる環境の創出・維持
- ・川で魚と触れ合える環境の創出・維持
- ・各ゾーンに適した魚類相の創出・維持

※各ゾーンにおける管理目標、管理手法、留意事項を下記に示す。

1) 上流ゾーン

管理目標: アマゴ、イワナが生息及び繁殖ができる環境の創出・維持

管理手法: 日常の生息状況調査(目視による調査)

エリアでの個体定着作業(魚おどし設置や給餌による強制定着)

産卵シーズン前の産卵床作成(9月下旬頃)

留意事項: 木曾川水園は、地下水を使用しており各ゾーンにおける水温差が少ないため魚が移動することが多々ある。放流場所より下流側に下った個体は地形上もとの場所に戻る事が困難なため、魚おどしの設置や給餌作業により適エリアでの個体を強制的に定位させ維持するよう努める。アマゴ、イワナの移動や鳥による捕食などで上流ゾーンから個体が減少することがあるので状況をみて再放流を行い個体を追加する。

2) 中流ゾーン

管理目標: アユの生態が観察でき産卵できるような環境の創出・維持

オイカワやウグイなど雑魚類が生息できるような環境の維持

管理手法: 観察窓のガラス掃除作業

川底掃除やコケの除去作業

産卵床の作成

外来種の駆除

留意事項: 地下水の貧栄養条件で繁茂する褐藻類は、アユの成長に必要な良質なコケではないため褐藻類が繁茂しすぎないように除去作業を行う。(アユの成長に必要なコケが育つ環境を維持する)

ブラックバスの密放流やイベントで使用するニジマスが逃げ出し飼育種を捕食するため駆除に努める。

3) 下流ゾーン

管理目標: コイが観察でき自然繁殖のできるような環境の創出・維持

管理手法: 産卵場の確保(4月初旬頃)

外来魚の駆除

留意事項:コイの産卵に必要な産卵材料(水際植物やヤナギの根)の確保を行う。植物が十分に育たないときは、シュロなどを産卵場所に置き産卵させる。また、密放流によるブラックバスの存在は、コイの稚魚に影響を与えるため駆除する。

4)ハリヨ池

管理目標:ハリヨが生活、繁殖できるような環境の創出・維持
ハリヨの生態が観察できる環境の創出・維持

管理手法:ハリヨ池の観察用ガラスの掃除
ハリヨ池の掃除
巣材の導入(2月~4月頃)

留意事項:地下水の影響で褐藻類が繁茂しやすい状況なのでこまめに掃除を行いハリヨの生態が観察しやすい状態を保つように努める。しかし、産卵期にはいと川底に巣を作るため十分な注意が必要。また、巣材となる水草の導入と手入れが必要で産卵しやすい環境を整えるように心掛ける。

5)ふれあい池

管理目標:メダカの観察・繁殖ができる環境の創出・維持
コイ科魚類が繁殖できる環境の創出・維持
ザリガニ釣りができる環境の創出・維持

管理手法:産卵材料及び隠れ家となる水草の管理
タナゴ類の産卵材料となる二枚貝の導入と生息状況確認
ザリガニの個体管理

留意事項:地下水の影響で二枚貝が育つ環境が現段階では不十分(エサとなるプランクトンが育たない)で、かつメダカが産卵するための水草の生長も不十分なため状況の確認を行い状況に合わせた管理を行うように努める。ザリガニも増殖し過ぎるとメダカなどに影響がでるためイベントが行える程度の個体数を調節するよう心掛ける。

※魚種の管理目安を表-3に示す。

表-3 主な飼育魚類産卵期と管理目安一覧

魚種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
ハリヨ	◎◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎									■	◎◎	データあり
コイ	■	◎◎◎◎	◎											データあり
アブラハヤ	△△△	■	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎							情報不足
ヨシノボリ	△△△△△△△	△△△△△	△△△△△											情報不足
オイカフ	◎◎◎	◎△△△△	△△△△△											情報不足
アユ		▲	△△△△△△△	△△△△△				■	◎◎◎	◎	◎			データあり
アマゴ		▲	△△△△△△△	△△△△△				■	◎◎◎	◎				データあり
イワナ			△△△△△△△	△△△△△						×	×			データあり
ニジマス									×	×				データあり
B・バス	◎◎◎◎◎	◎◎◎◎											◎	データあり
シマドジョウ			◎◎◎	◎◎										情報不足
イチモンジタナゴ			◎◎◎◎◎	◎◎◎										情報不足
タモロコ			◎◎◎◎	◎◎◎										情報不足
メダカ	◎◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎					■ 情報不足
エサとなるミジンコ					◎◎◎◎	◎◎◎◎								情報不足

○産卵少ない ◎:産卵ピーク △:放流時期 ×:産卵行動まで ■:産卵準備 ▲:放流準備(主に清掃)

魚種	準備の主な内容
ハリヨ	ヤナギの根など集材を導入 観察用の解説版やモニターの準備も
コイ	シュロやヤナギの根など産卵素材の導入 モニターは場所の条件で厳しいので看板の設置
アブラハヤ	川底を綺麗にする
アユ	産卵床を作成(砂と砂利) 観察用の解説版やモニターの準備も
アマゴ	産卵床を作成(白サケの産卵床を参考に) 観察用の解説版やモニターの準備も
メダカ	金魚藻やホテイアオイ、クレソンの根などを準備

②掃除

藻やコケの繁茂により景観を乱す恐れや魚類の摂餌に弊害をもたらすため最低1回/月は掃除を行う。また、観察窓では有効に本施設の魚類をみせる場所であるため最低1回/2週(夏季:1回/週)窓の掃除を行う。ハリヨ池に関しては、1回/週は掃除を行う。

③生息場所の調整

魚類の摂餌の弊害や産卵に弊害のないようにコケや藻の掃除や産卵床の作成を行う。外来種の駆除も可能な限り行う。

3)年間管理

年間管理の作業としては、日常管理や月間管理では行わない作業を基本としているがこれらは日常管理や月間管理データの蓄積に基づき作業を行う。

○作業する項目

①井戸水の水質検査

魚類が生息できる水質、本施設での水遊びが可能な水質を維持するため、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境水質基準、及び水産環境水質基準(資料-5)を用い水質の監視を最低年1回行う。

※ 生活環境水質基準はA類型以上であることが望ましい。他の2つに関しては基準を満たしていること。

資料-5 (1) 人の健康の保護に関する環境基準 (健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/1以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/1以下
全シアン	検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下
鉛	0.01mg/1以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
PCB	検出されないこと	チラウム	0.006mg/1以下
ジクロロメタン	0.02mg/1以下	シマジン	0.003mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	ベンゼン	0.01mg/1以下
		セレン	0.01mg/1以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は1,1,1-トリクロロエタンの測定法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては2μg/ml、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては2mg/mlとする。

項目 類型	利用目的の 適 用生	基準値					該当水域
		水素イオン濃 度(pH)	生物化学的 酸 素要求量(BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存 酸素量(DO)	大腸菌 数	
AA	水道1級 自然 環境保全およびA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5 以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	第1の2の②により 水域類型ごとに指定する水 域
A	水道2級 水産1 級 水浴 およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5 以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下	
B	水道3級 水産2 級 およびC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5 以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml 以下	
C	水産3級 工業 用水1級およびD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5 以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-	
D	工業用水2級 農業 用水 およびE の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5 以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-	
E	工業用水3級 環境 保全	6.5以上 8.5 以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊物が 認められないこと	2mg/l以上	-	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする							
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.0以下、溶存酸素量5mg/ml以上とする							

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 :特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料-5 (3) 水産環境水質基準

項 目	基 準		
	サケ・アユ・マスを対象とする場合		
有機物 栄養塩類	BOD (河川において)	自然繁殖の条件として3mg/l 以下	2mg/l以下
		25°C、5 日間のBOD	生育の条件として5mg/l以下 3mg/l以下
	COD (湖沼において)	自然繁殖の条件として4mg/l 以下	2mg/l以下
		生息の条件として 5mg/l以下	-
全リン (T-P)	(河川)0.1mg/l以下(湖沼)コ イ・フナ 0.1mg/l以下	0.1mg/l以下	
溶存酸素(DO)	6mg/l以上	7mg/l以上	
pH	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと		
懸濁物質(SS)	25mg/l以下 ・嫌忌行動やえらぶたの異常などを起こす原因とならないこと ・日光の透過が妨げられ、植物の同化作用に影響を及ぼさないこと		
水 温	悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと		
大腸菌群	1000/100ml以下		
有害物質	水中に農薬、重金属、シアン、その他の有害物質が有害な程度に含まれないこと		
低 質	・有機物などにより汚泥床、ミズフタなどの発生を起さないこと ・微細な懸濁物が岩面、または礫、砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと		

出典:水産用水基準 (社)日本水産資源保護協会(昭和58年3月)

②魚類密度調査

目視による大まかな調査しか行えないが生息密度を調査する。増加時は必要に応じて間引きを行う。また、外来種の駆除も行う。

③魚類導入計画案

上記2項目を基に追加する魚種と導入数を検討する。

導入計画の目安は、上流部のアマゴが常に50匹程度観察できるようにすること。中流部のアユは、年魚のため毎年購入し常に300個体以上観察できるようにすること。その他オイカワ等雑魚も景を演出するために必要なため登り落ち漁で4～8回/年導入すること。

※ 表-4に入手可能な魚種と導入時期の目安を示す。

表-4 入手可能な魚種リスト

魚種	仕入先	購入可能シーズン	単価(目安)	その他
雑魚	登り落ち漁	通年	1受5万円	漁は通年行うが季節によって漁獲に差があるし魚の状態を考慮すると4～6月がベスト
アユ	養殖(県種苗センター)	1月～9月	1kg6千円	4～7月がベスト1～3月は仔魚及び初期稚魚のため管理が困難
アマゴ	養殖(根尾村)	通年	1kg5千円	夏の高温を避けた時期が良い
イワナ	養殖(根尾村)	通年	1kg5千円	同上
ウナギ		通年	1kg4千円	1匹当たり100～300 ^g
ドジョウ		通年	1kg8千円	1匹当たり数 ^g
モロコ類	木曾・長良産	11月～2月	1kg5千円	甘露煮用に捕獲した魚を生きた状態で購入することができる

5. イベント計画

5-1. イベントの方針と考え方

魚類管理は上記のような管理だけではなく、管理と連携したイベントや管理とは全く切り離れたイベントの運営を計画し魚類管理の運営方針及び考え方にに基づき遊び・学べる場を創出するように努める。また、本施設の特性を活かし季節に応じたイベントを企画し参加体験型のイベントを展開する。

1) 管理に連携したイベント

管理に連携したイベントとは、日常管理で蓄積したデータの分析や生息状況管理を上手く利用したイベントで主な内容としては、ハリヨやアユ、アマゴ産卵観察、魚の放流イベントがある。

2) 管理とは切り離れたイベント

上記のような導入計画や日常管理とは特別つながりのないイベントで、イベント用に魚の導入やイベント場所を準備するもので主な内容としては、伝統漁法の展示やつかみどり、タッチコーナーなどがある。

5-2. 年間イベント計画

方針や考え方に基づき年間のイベントを計画し、内容を整理する。各月には、イベント実施案の詳細を整理し使用する材料等必要なものを準備する。

※ 14年度のイベント実施例を表-5に示す。

表-5 平成14年度に実施したイベントの事例

実施日時	イベント名	内容	参加者(定員)	参加費	実施場所	留意事項
4月20日 4月27日 5月11日 5月25日	おさかな教室(雑魚編) 雑魚を放流しよう	雑魚を観察し雑魚に関する説明を行った後雑魚を放流する。実施時間 11:00~12:00	64名(30) 19名(30) 17名(30) 17名(30)	無料	中流ゾーン	雑魚が入手可能な4月から6月に行う
5月18日	おさかな教室(アユ編) アユを放流しよう	アユの生態や生活史などの説明後アユを放流する。実施時間 10:30~11:30 13:30~14:30	116名(100)	無料	中流ゾーン	稚アユを放流
5月5日 5月12日	おさかな教室(コイ編) コイを育てよう	コイに関する話を聞き飼育講座が終了後半年間里親になりコイを育てる。実施時間13:00~14:30	24名(20) 19名(20)	無料	下流ゾーン	コイの産卵期にあわせる
5月3日 5月4日 5月5日 5月6日	ふれあいコーナー	木曾川水圏の農家前にあるひょうたん池に魚を放流し水の中に入り魚と触れあう。実施時間11:00~12:00 14:00~15:00	150名(なし) 雨天中止 307名(なし) 256名(なし)	無料	中流ゾーン (農家前)	GW特別企画として行い生き物の確保をする
5月26日	木曾川の生き物探偵団①	自然発見館のイベントプログラムで指導員と協同で木曾川の生き物について観察し学習する。実施時間10:00~12:00 13:00~15:00	15名(30) 8名(30)	2 300円	実験工房	特になし
6月1日	登り落ち漁展示	木曾川水圏の農家付近に登り落ち漁を再現し展示する。展示期間は1ヶ月		無料	中流ゾーン	漁が行われる時期に展示
6月23日	ザリガニ探偵団①	自然発見館のイベントプログラムで指導員と協同で水圏のザリガニを捕獲しザリガニについて観察する。木曾川水圏のザリガニ引きの目的もある。実施時間10:00~12:00 13:00~15:00	21名(30) 4名(30)	2 300円	実験工房	特になし
7月20日	生き物ふれあいコーナー	むしむしハウスにてカブトムシを観察しふれあうと共にプール内の魚やザリガニ、カメ等にもふれあうことができる。実施期間は8月31日まで 10:00~16:00	16057名	無料	むしむしハウス	夏休み特別企画として行い生き物の確保をする
7月22日 7月26日 8月5日 8月9日 8月12日 8月16日	エサやり体験会1	参加者とともにエサを取りに行き自然発見館内で飼育展示しているカメやカエルなどにエサを与える。実施時間 10:30~11:00	2名(5) 2名(5) 3名(5) 5名(5) 4名(5) 5名(5)	無料	自然発見館	夏休み特別企画として行う
7月21日 7月28日 8月4日 8月11日 8月18日 8月25日	エサやり体験会2	参加者とともにエサを取りに行きおさかなハウス内で飼育展示している魚にエサを与える。実施時間17:00~17:30	5名(5) 5名(5) 4名(5) 5名(5) 3名(5) 3名(5)	無料	おさかなハウス	夏休み特別企画として行う
8月16日 8月17日	マスのつかみどり	農家前の放流場所にてニジマスを捕獲し捕獲後は塩焼きと交換する。実施時間①11:00②13:00③15:00	174名(150) 180名(150)	300円	農家前	入水可能な時期に行う
8月4日	川漁師になろう	自然発見館のイベントプログラムで指導員と協同で行い漁具作りをしたあとに魚を捕獲し漁師の体験をする。実施時間10:00~16:00	33名(30)	700円	実験工房	特になし
8月18日	ザリガニ探偵団②	自然発見館のイベントプログラムで指導員と協同で水圏のザリガニを捕獲しザリガニについて観察する。木曾川水圏のザリガニ引きの目的もある。実施時間10:00~12:00 13:00~15:00	19名(30) 14名(30)	300円	実験工房	特になし
8月25日	木曾川の生き物探偵団②	自然発見館のイベントプログラムで指導員と協同で木曾川の生き物について観察し学習する。実施時間10:00~12:00 13:00~15:00	29名(30) 24名(30)	300円	実験工房	特になし
9月12日	ヤナ漁展示	木曾川水圏の農家前にヤナ漁を再現し展示する。途中イベントでも利用。展示期間は9月23日まで			農家前	漁が行われる時期に展示
9月14日 9月15日 9月16日 9月21日 9月22日 9月23日	つかみどりヤナ体験会	展示ヤナを利用しヤナ漁体験を行った。ヤナでアユを捕獲したあと塩焼きと交換する。実施時間①11:00②13:00③15:00	159名(150) 166名(150) 165名(150) 153名(150) 174名(150) 166名(150)	500円	農家前	展示物を利用し、漁体験を行う
10月31日	アマゴ産卵観察	産卵場所に水中カメラを設置し映像をモニターに映し出し産卵の様子をリアルタイムで観察する。実施期間は産卵が終了した11月10日までの11日間		無料	上流ゾーン	産卵時期に合わせる
11月4日	アユ産卵観察	産卵場所に水中カメラを設置し映像をモニターに映し出し産卵の様子をリアルタイムで観察する。実施期間は産卵が終了した12月1日までの約1ヶ月間		無料	中流ゾーン	産卵時期に合わせる
年間	おさかなくらぶ	年間を通じた活動で毎月第2日曜日を活動日とし各回テーマを決め体験を通じて魚に関する知識を深める	27名(25)	無料	木曾川水圏全体	特になし

季節に応じたイベントの年間予定を下記に示す。

1) 年間を通して行うイベント

- ①おさかなくらぶ活動
- ②ボランティア組織「魚の会」活動

2) 季節に応じて行うイベント

①春(3～5月)

- ・ハリヨの産卵観察
- ・おさかな教室「雑魚編・アユ編・コイ編」
- ・タッチプール(GW期間)

②夏(6～8月)

- ・登り落ち漁展示
- ・魚のつかみどり
- ・タッチプール(夏休み期間)
- ・カブトムシふれあい体験(夏休み期間)

③秋(9月～12月)

- ・ヤナ漁展示
- ・ヤナ体験会
- ・アユ、アマゴの産卵観察

④冬(1月～2月)

- ・アマゴの仔魚展示

6. その他

6-1. 調達計画

日常の管理のデータを分析し生息状況を考えながら不足した魚種を随時追加する。

魚類を扱うためには漁業権が必要となり導入計画の魚類だけでなくイベントで使用する魚類も地元の漁協に委託しなければならない。

連絡先: 木曾川長良川下流漁業協同組合

電話: 058-388-1290

6-2. その他施設の管理

木曾川水園の他におさかなハウス、身近な水生生物を展示する自然発見館内生物展示空間及びカブトムシを飼育するむしむしハウスの生き物を管理する。

1) おさかなハウス

本施設(木曾川水園)のバックヤードで病魚の治療や放流魚のトリートメントを行う。また、木曾川水園に放流した魚類の展示やイベント情報などの紹介をする場所で展示魚の管理

を中心に行う。

2) 自然発見館

身近に生息する生き物を展示しおさかなハウス同様に展示動物の管理を行う。

3) むしむしハウス

夏期にカブトムシやクワガタムシのふれあいを行う場所で夏期にはふれあいイベントを実施、イベント期間以外はカブトムシの増殖を行う。上記の施設同様に生き物の管理も行う。

4) 依頼(教育・指導)について

魚に関連した取材やボランティア体験、学校教育の一環での依頼等があれば可能な範囲で対応する。

※下記に14年度の事例を記す。

- ・川島町社会福祉協議会よりボランティア「魚の会」の体験
- ・大阪コミュニケーションアート専門学校からの実習依頼
- ・岐阜国道からの魚類移植計画(ホトケドジョウ)
- ・川島小学校、木曽川中学校、宮田中学校より環境教育の指導依頼
- ・かわなみ通信取材(魚に関わる記事の原稿依頼)

※いずれもセンターの了解もしくは公園課の了承を得ること

5) 停電時の対応

木曽川水園では発電器とエアーポンプで容存酸素(DO)の確保を行い対応する。おさかなハウスでは電池式エアーポンプで対応する。

6) 病気時の対応

木曽川水園は流量が多いため薬品処理など病気が蔓延したときに対する効果的な手段はない。過去に事例はないが対策としては流量を増やし早急に水の入替えを行うなどで対応する。

魚類管理（H22作業 管理月報より）

4月

5月

6月

・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
・雑魚放流(木曾川水園)
・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃
・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検

・河床掃除 6回、 観察窓清掃 2回
・放流 2回
・水槽設備点検1回 ・ 諸材料購入 一式

7月

・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
・雑魚放流(木曾川水園)
・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃

・河床掃除 6回、 魚類設備等保守点検 1回
・放流 2回
・ 諸材料購入 一式

8月

・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
・雑魚放流(木曾川水園)
・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃

・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理
・河床の掃除4回、観察窓清掃4回、ハリヨ池清掃1回、ふれあい池清掃1回
・水槽設備点検 1回
・水質検査1回

9月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・木曽川水園掃除及び観察窓の清掃

- ・館内水槽、木曽川水園魚類日常管理 1式
- ・館内水槽、木曽川水園清掃 1式
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

10月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・雑魚放流(木曽川水園)
- ・木曽川水園河床掃除及び観察窓の清掃

- ・水槽、木曽川水園循環ポンプ日常管理
- ・河床の掃除5回、観察窓清掃5回、ハリヨ池清掃3回、ふれあい池清掃2回
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

11月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・木曽川水園河床掃除及び観察窓の清掃

- ・水槽、木曽川水園循環ポンプ日常管理
- ・河床の掃除2回、観察窓清掃2回、ふれあい池清掃1回
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

12月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・木曽川水園河床掃除及び観察窓の清掃

- ・水槽、木曽川水園循環ポンプ日常管理
- ・観察窓清掃 3回
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

1月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・木曽川水園河床掃除及び観察窓の清掃

- ・水槽、木曽川水園循環ポンプ日常管理
- ・観察窓清掃 2回
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

2月

- ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理
- ・木曽川水園河床掃除及び観察窓の清掃

- ・水槽、木曽川水園循環ポンプ日常管理
- ・観察窓清掃 1回 ・魚回収調査作業 一式
- ・水槽設備点検 1回
- ・水質検査 1回
- ・諸材料購入 一式

3月





■魚類管理実施作業

月	実施作業内容	作業頻度等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除6回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・放流 2回 ・水槽設備点検1回 ・井水の水質検査1回 ・飼育生息状況記録(ハリヨ営巣、ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除6回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・放流 2回 ・水槽設備点検1回 ・飼育生息状況記録(ハリヨ営巣、ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除6回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・放流 2回 ・水槽設備点検1回 ・飼育生息状況記録(ハリヨ営巣、ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除6回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・魚類設備等保守点検 1回 ・放流 2回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除4回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・ふれあい池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園魚類日常管理 1式 ・河床掃除6回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・雑魚放流(木曾川水園) ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理 1式 ・河床掃除6回、観察窓清掃4回 ・ハリヨ池、ワンド清掃1回 ・ふれあい池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・井水の水質検査1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理 1式 ・河床掃除2回 ・観察窓清掃2回 ・ハリヨ池清掃1回 ・ふれあい池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理 1式 ・観察窓清掃2回 ・ハリヨ池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理 1式 ・河床掃除2回 ・観察窓清掃2回 ・ハリヨ池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル)随時 ・諸材料手配購入 1式
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽、木曾川水園循環ポンプ日常管理 1式 ・観察窓清掃1回 ・ハリヨ池清掃1回 ・水園全域水抜き清掃に伴う魚類回収調査作業 1式 ・水槽設備点検 1回 ・飼育生息状況記録(ホタル) 随時 ・ハリヨ産卵場所の環境管理(水鉢設置ほか) 1式 ・諸材料手配購入 1式
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然発見館の展示水槽管理及び放流稚魚の育成管理 ・木曾川水園河床掃除及び観察窓の清掃 ・自然発見館及びおさかなハウス水槽設備点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内水槽、木曾川水園日常管理 1式 ・河床掃除2回 ・観察窓清掃4回 ・ハリヨ池清掃1回 ・水槽設備点検 1回 ・生息状況記録(ハリヨ営巣、ホタル) 随時 ・ホタル用水辺植物の植栽 1式

※日常管理の主な内容 タッチ池展示管理(4～10月カメ、11～3月ザリガニ)、飼育生物の給餌、水草藻類の間引き水槽の水入れ替え、水質調査、魚類生息状況確認

フラワーパーク江南
 (三派川地区)
 芝生、中低木、高木、草花
 管理区域図



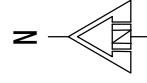
凡 例	
	芝生管理 (A)
	中低木・高木管理
	草花管理
	特殊管理(屋上庭園)

かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)

芝生、中低木、高木、草花
管理区域図



凡 例	
	芝生管理 (B)
	芝生管理 (C)
	中低木・高木管理



河川環境楽園
 (木曾川水園)
 (三派川地区)
 芝生、中低木、高木、草花
 管理区域図

凡 例	
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	中低木・高木管理
	草花管理

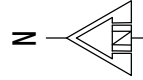


138タワーパーク
(三派川地区)

芝生、中低木、高木、草花
管理区域図



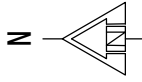
凡 例	
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	中低木・高木管理
	草花管理
	バラ園管理



ワイルドネイチャー
プラザ
(中央水郷地区)
芝生、中低木、高木、草花
管理区域図

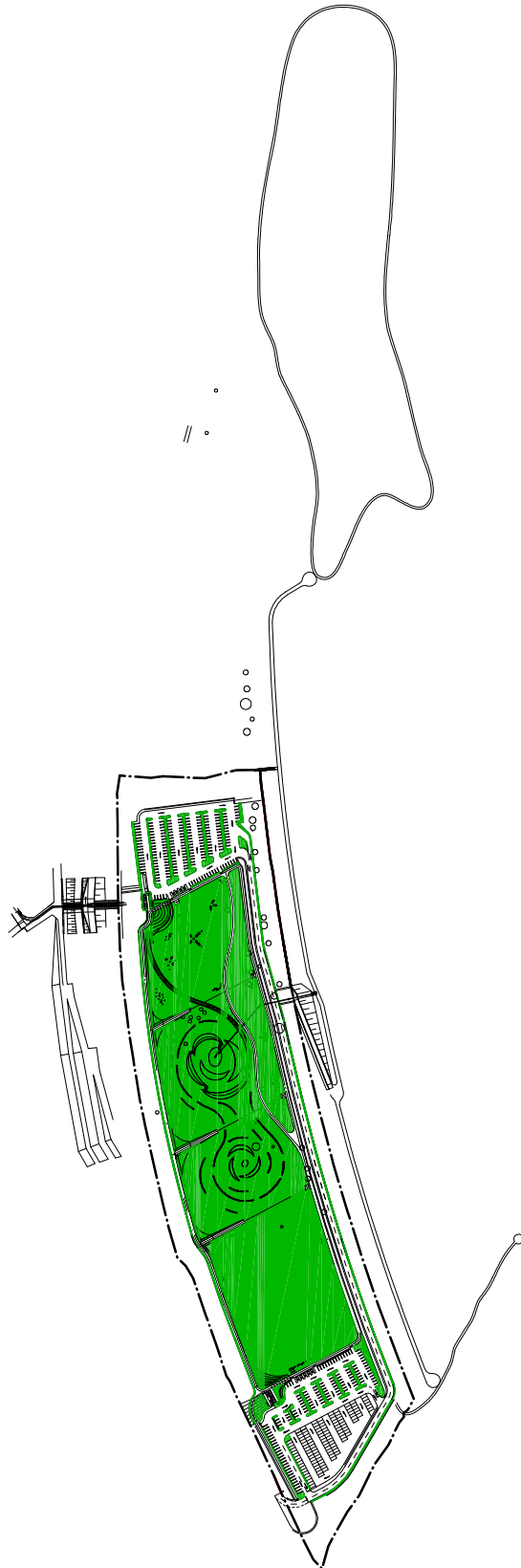



凡 例	
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	中低木・高木管理



桜堤サブセンター
(中央水郷地区)

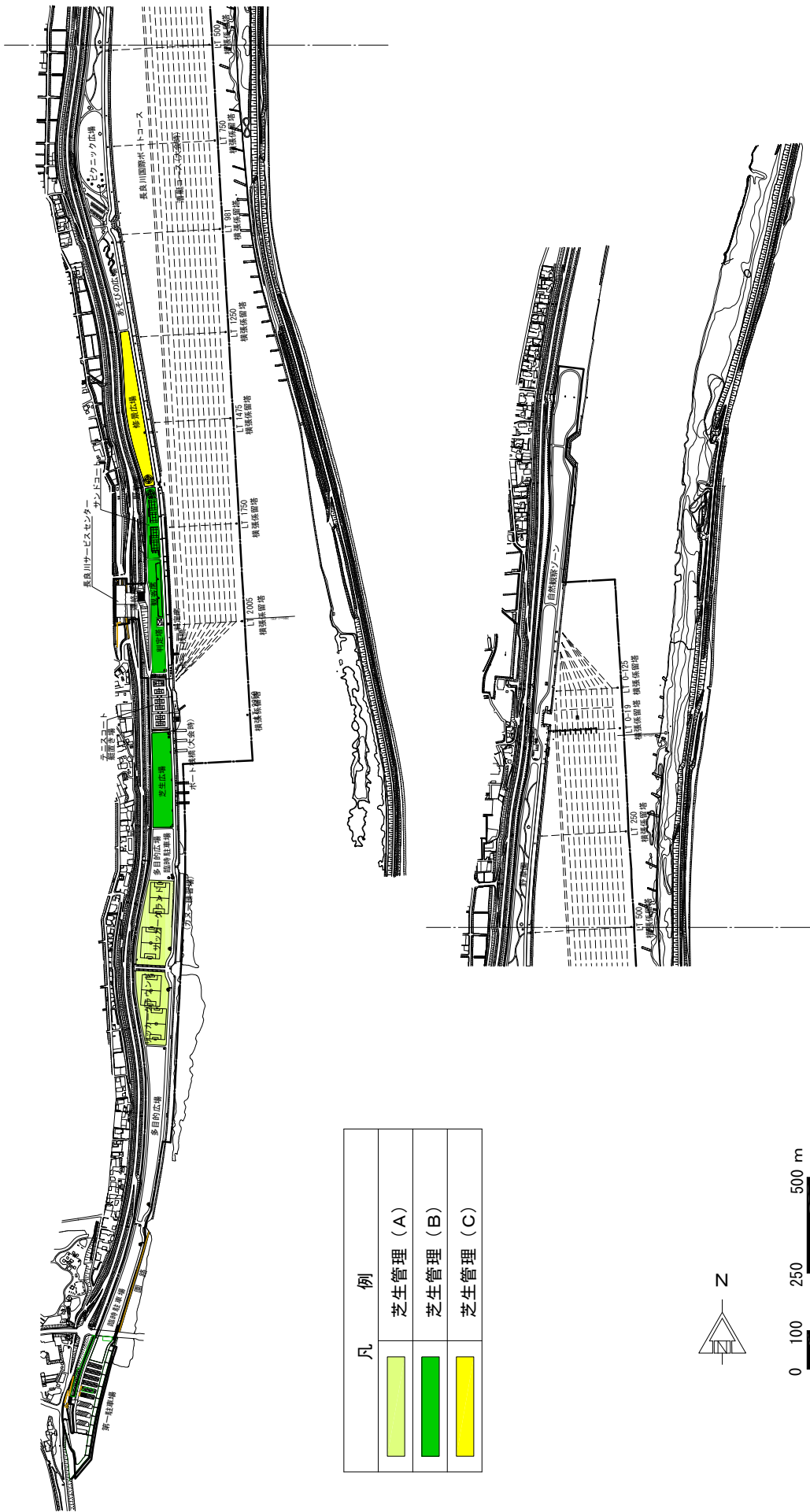
芝生、中低木、高木、草花
管理区域図



凡 例	
	芝生管理 (B)



長良川
 サービスセンター
 (中央水郷地区)
 芝生、中低木、高木、草花
 管理区域図



凡	例
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	芝生管理 (C)

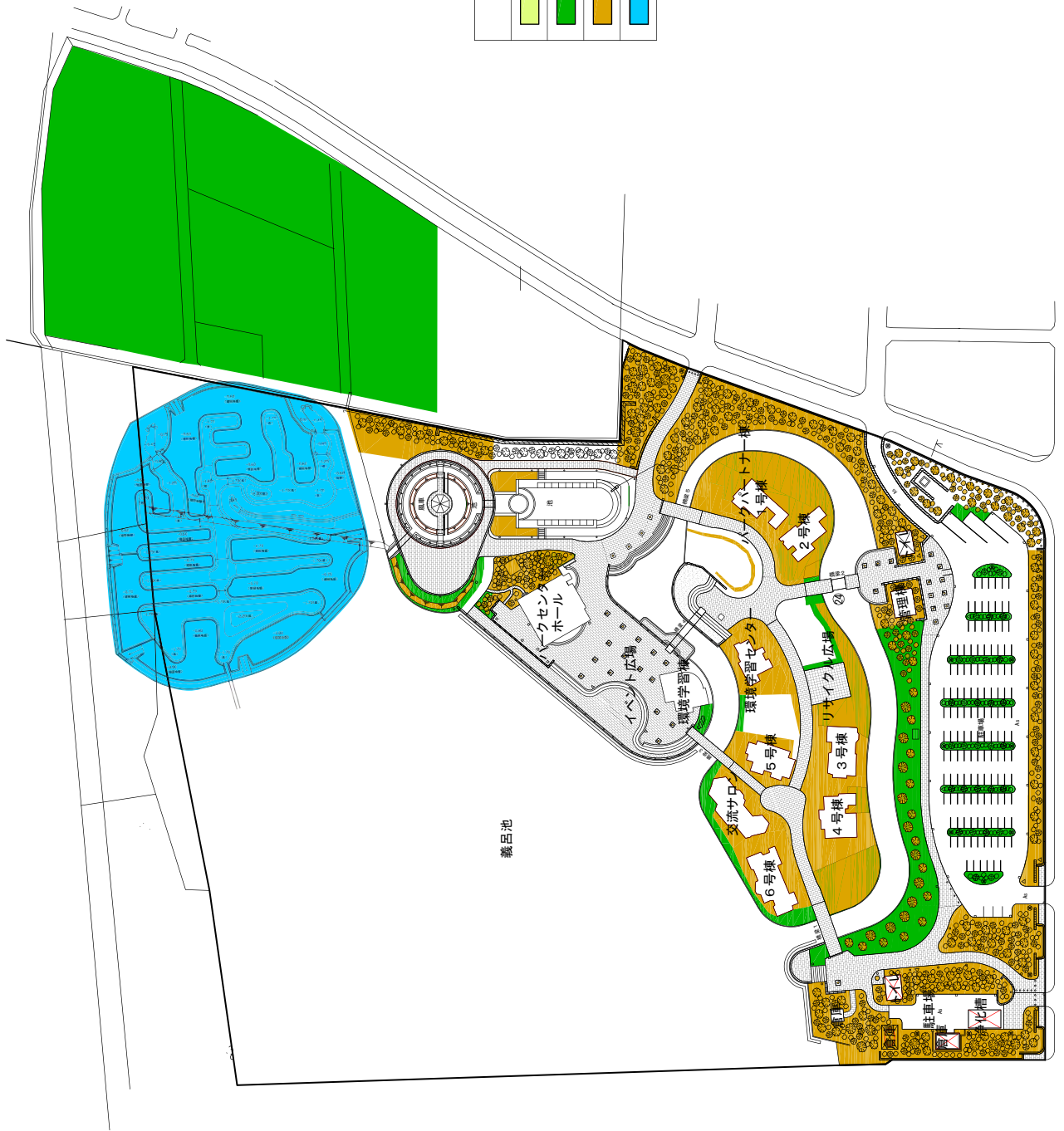


アクアワールド水郷

(中央水郷地区)

芝生、中低木、高木、草花

管理区域図



凡 例	
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	中低木・高木管理
	特殊管理 (堀田)



義呂池

木曾三川公園センター
(中央水郷地区)

芝生、中低木、高木、草花
管理区域図

凡	例
	芝生管理 (A)
	中低木・高木管理
	草花管理



東海広場

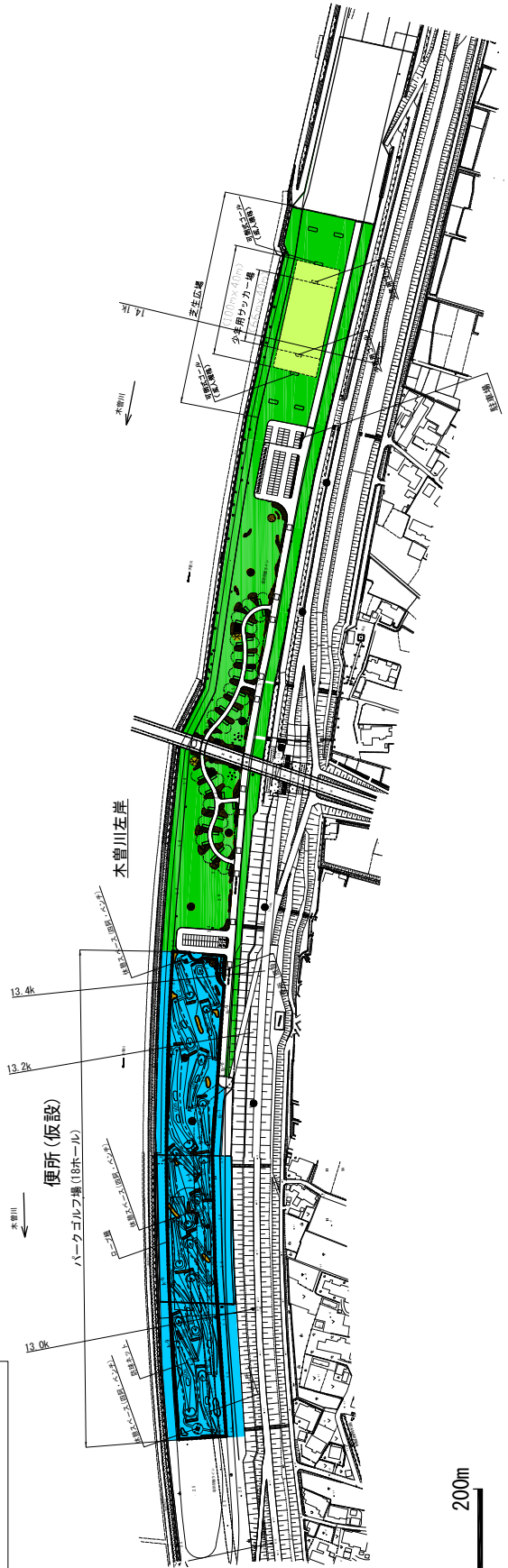
東海広場
(中央水郷地区)
芝生、中低木、高木、草花
管理区域図



凡	例
	芝生管理 (A)
	芝生管理 (B)
	中低木・高木管理
	特殊管理 (パークゴルフ)

木曾川

東海広場 (東エリア)



0 50 100 200m

カルチャービレッジ

(中央水郷地区)
芝生、中低木、高木、草花
管理区域図

凡 例	
	芝生管理 (A)
	中低木・高木管理


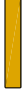


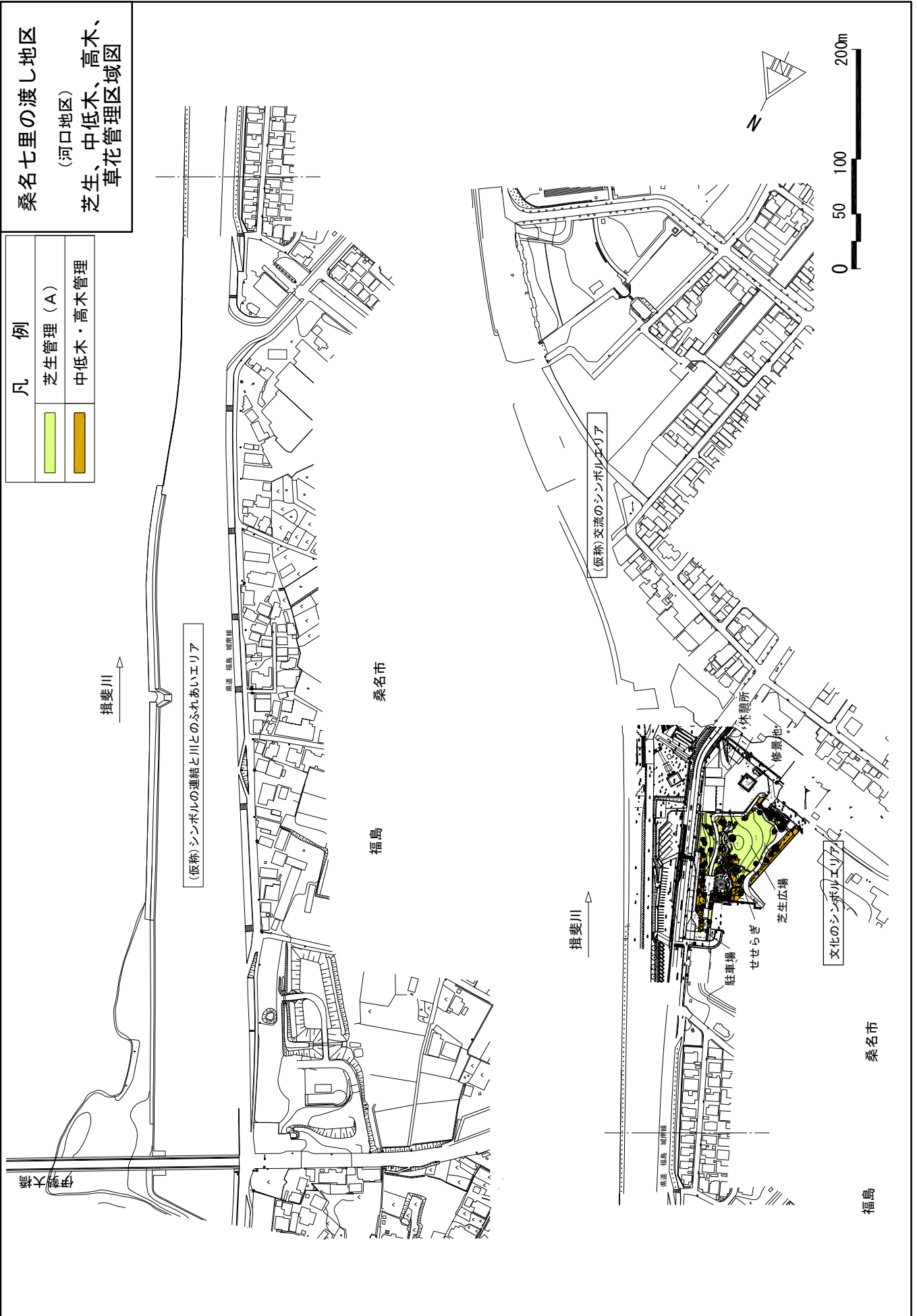
桑名七里の渡し地区

(河口地区)

芝生、中低木、高木、
草花管理区域図

凡 例

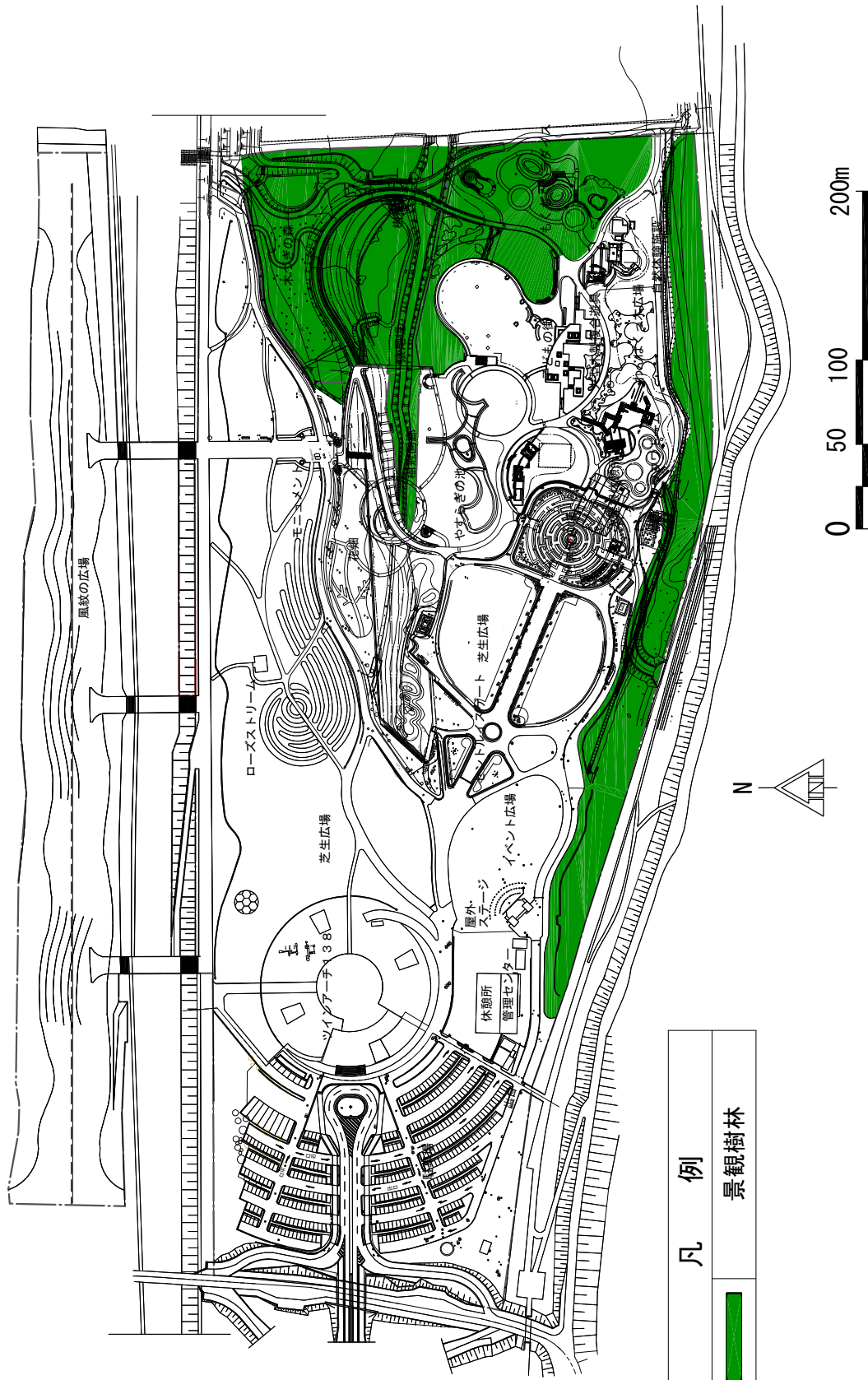
	芝生管理 (A)
	中低木・高木管理



138タワーパーク

(三派川地区)



林地管理区域図

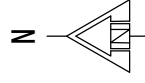


ワイルドネイチャー
プラザ

(中央水郷地区)


林地管理区域図

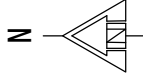
凡 例	
	自然遷移林
	松並木保全



ワイルドノイチャ
プラザ
(中央水郷地区)
草地管理区域図



凡 例
 草地管理 (B)



木曾三川公園センター

(中央水郷地区)

草地管理区域図



カルチャービレッジ

(中央水郷地区)

草地管理区域図



リサイクルマニュアル

フラワーパーク江南 コンポストセンター
堆肥化作業マニュアル(案)

目次

1. 堆肥化作業マニュアル（案）	
1-1 堆肥製造と管理のフロー	
1) 堆肥製造と管理のフロー	1
(1) 収集搬送と集積	2
(2) 破碎	4
(3) 仕込み（配合と水分調整）	6
(4) 発酵（一次発酵・二次発酵）	7
(5) 仕上げと保存	17
(6) 品質管理	18
(7) 堆肥製造の届出	23
1-2 作業動線計画	
(1) 作業フロー1	24
(2) 作業フロー2	24
(3) 作業フロー3	24
2. 堆肥棟管理運営実施計画（案）	
2-1 管理運営作業経過	
(1) 植物発生材のリサイクルフロー	28
(2) 運営体制	28
(3) 運営計画	29
(4) 管理作業計画	31

1. 堆肥化作業マニュアル(案)

1-1. 堆肥製造と管理のフロー

堆肥の製造・管理は、植物発生材を堆積して腐熟させ、各種含有物を分解・安定化させることによって、植物の栽培や生育に適して物質にする工程であり、概ね以下の過程から構成される。

- (1) 収集・搬送と集積
- (2) 破碎
- (3) 仕込み
- (4) 発酵
- (5) 仕上げと保存
- (6) 品質管理
- (7) 製造堆肥の届出

以下に、各工程の手法・手順を示す。

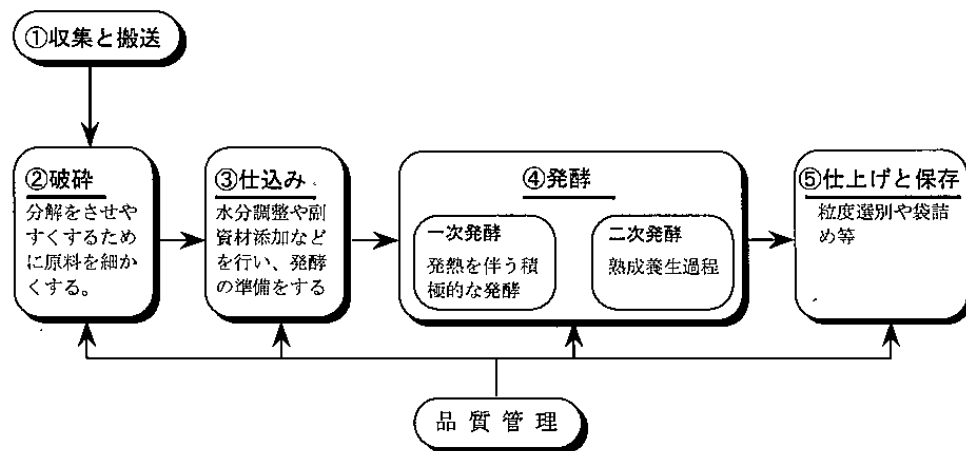


図 堆肥化の主な過程

出典)「植物発生材堆肥化の手引き」平成10年6月 (社)道路緑化保全協会

(1) 収集・搬送と集積

三派川地区全体の植物発生材を各発生現場で収集し、江南地区の堆肥化施設まで搬送する。植物発生材の収集・搬送と集積にあたっては、次の点を考慮する。

- ① 植物発生材が発生する時期に効率的に収集する。
- ② ゴミや土砂等の不純物を取り除く。
- ③ 原料の水分含量に注意を払い、特に過湿になるのを避ける。
- ④ 予め分別した上で搬送し、ストックヤードの決められた場所に集積する。

① 収集作業

各公園の剪定や除草の時期に効率よく植物発生材の収集を行い、随時江南地区の緑のリサイクルセンターに搬入する。江南地区外の植物発生材については、荷台をカバーなどで覆い移動中に道路などに飛散することのないよう留意する。

② 不純物の除去

植物発生材は、発生現場でゴミや土砂等の不純物を分別し、除去することを徹底する。

不純物の混入は堆肥の品質を下げるばかりでなく、破砕機に損傷を与えたり、破砕機から小石などが飛散して危険を及ぼすことも考えられるので、事前に除去するようにする。

特に、花壇などの一年草の草花の残渣は、根に絡まった土を良くふり落としおく必要がある。

③ 水分に関する注意

河川堤防の刈草などの草本原料は、刈取りの後、現場に長く放置して降雨等で過剰な水分を含ませると、破砕や発酵の際に、障害となるので注意を要する。

特に、春～夏期の青草のように腐敗しやすい原料は注意する。対策としては以下のようなものがある。

- ・晴天が続く場合、刈草後3～5日間程度天日乾燥させる。この場合、土壌表面に直接接触させると、腐敗しやすいので注意する。
- ・除草後ロール状に刈草を結束させ、通気性を確保しつつ降雨を避けて搬出する。

④ 集積に関する注意

原料のストックヤードへの集積にあたっては、芝草、刈草、剪定枝毎にヤードを分け、三派川地区全体から本施設へ植物発生材を持ち込むそれぞれの業者が、分別しながら集積できるように徹底させる。

なお、集積する際にはヤード中央部に通路を確保しながらヤードの擁壁の高さ約2mを目安として壁に沿って積み上げるようにする。

特に、前に積み上げられていたものが時間の経過により乾燥してカサが減る場合でも、この上にさらに積み上げないように注意する必要がある。

これはストックヤードに集積した状態であっても、植物発生材に圧密がかかると嫌気性発酵を引き起こし、堆肥化に支障が出る恐れがあるためである。同じ理由で集積する場合は上から押し付けるなどの圧密をかけないよう留意する。



ストックヤードへの木本系の集積例（国営讃岐まんのう公園）



ストックヤードへの草本系の集積例（国営讃岐まんのう公園）

(2) 破碎

破碎物の大きさ(粒度)は、木本原料や草本原料ともに3cm 程度にすると材料の均一性が高められ、分解や発酵が促進される。

破碎作業は、投入材の跳ね返り・回転刃等への接触・破碎物の飛散などによる危険防止と安全確保に十分な配慮をする必要がある。

1) 原料の破碎

① 木本原料の破碎

木本原料は、原則として破碎を行う。常緑樹の硬い葉も破碎することが好ましい。木本原料の破碎を行う際には、以下の点に注意する。

- ・破碎粒度は、細かすぎると通気性が不良となることもあるので、3cm 程度を目安とする。
- ・粒度はある程度のばらつきがあっても問題は少ないが、堆肥化のためには鋭利に細断されるより組織が細かくつぶれるような破碎の方が発酵しやすい。

なお、根株や太い枝などを破碎する場合は、粗破碎と細破碎の2段階の破碎機を使用すると作業効率もよく、騒音軽減の面からも望ましい。

② 草本原料の破碎

草本原料の破碎を行う際には、以下の点に注意する。

- ・茎が固く長い草本原料(アシ、ススキ、セイタカアワダチソウ、オオブタクサなど)は、破碎を行わないと発酵に時間がかかり、切返し時の取り扱いも悪いので、原則として破碎を行う。
破碎粒度は、2～3cm 程度を目安とする。
- ・その他の草本原料(青草や雑草類)は、破碎を行わなくても分解の長短への影響は少ない。ただし、固い繊維分が残る場合は、2～3cm 程度を目安に破碎することが望ましい。
- ・水分を含んだ柔らかい青草類を破碎する場合、破碎機に詰まるなどして破碎しにくいこともあるので、個々の破碎機の性能に応じた対応が必要である。
- ・枯草や乾燥した草の場合、破碎時に粉塵が発生することがあるので、破碎物の吐出口にカバーをつけるか、シートなどで覆うことが望ましい。

2) 破碎における留意点

木質等の強い組織を破壊すると、破碎機に強い衝撃が加わり、危険な場合がある。危険防止には以下の点に十分注意して作業を行う。

- ・投入材の跳ね返り、回転部分(刃等)への接触、破碎物の飛散等に注意する。
- ・安全帽・保護メガネ・手袋などを必要に応じて装着する。
- ・危険が予想される場所へ近づくことは極力避け、機器の異常音などにも絶えず気を配る。
- ・粉塵などの発生がある場合にはマスクなどを装着する。



バックホウによる破碎機への投入作業（国営讃岐まんのう公園）



移動式大型破碎機（国営讃岐まんのう公園）



カッター式による刈草の破碎例

(3) 仕込み (配合と水分調整)

破碎後の材料は、必要に応じて水分調整や副資材の添加を行って堆積する。

発酵を順調に進行させるために、材料に適度な水分(50~60%)を加えたり、乾燥もしくは乾燥した原料との混合を行い、水分調整を行う。

良好な発酵を促すためには、破碎後の草本系と木本系の材料を7:3又は6:4の割合で配合したうえで、水分調整を行うことが不可欠である。

本施設は基本的に自然発酵方式であるため、特に発酵を促すための発酵促進剤などの添加物の混入を必要としない。ただし、発酵に時間を要する原料の場合は石灰・尿素などの副資材の添加を検討する。

水分率(十分に水を吸収した後の重量含水率)は、破碎した後の破碎物で50~60%を標準とする。水分率は、室内試験による水分測定や以下に示すような現場でできる簡易測定によって判定する。

表 現場での水分調整のための目安

区分	水分率	簡易判別法	対応
適量	50~60%	・手にしっとりとした感じがする ・わずかに水気を感じる ・手で握り締めると、団子状になる	
乾燥	40~50%以下	・水気を感じない ・カサカサした感じ ・手で握り締めても塊にならず、サラサラしている	・水分量を計測し、不足する水分を補給する
過湿	70~80%以下	・材料を強く握り締めた場合、その指の間から水がしたり落ちる ・ベトベトした感じがする	・搬入直後の場合、乾燥した草を加える ・すでに発酵が進行している場合、山を半分くらいの高さにして敷き均す

水分が足りない場合は 50~60%になるように灌水する。乾燥した草は水分が浸透しにくいので、まんべんなく水分がいきわたるよう時間をかけて灌水する。

水分が過剰な場合は天日乾燥させたり、乾燥した原料を混合して調整する。

仕込み終わった材料は、堆肥棟の発酵槽に堆積する。発酵槽は概ね1ピットあたり 60m³ を目安として、熱の放散を抑制するために高さ約 2.5m程度に堆積させる。

また、通気性が悪くなると堆肥化の発酵が妨げられたり、それによって悪臭が発生したりするので、堆積時に極度に押さえつけないよう注意する。

(4) 発酵（一次発酵・二次発酵）

発酵は、仕込みが終了した原料が各種の微生物によって分解・安定化する過程である。

発酵には 60～70℃をピークとする発熱を伴った一次発酵と、一次発酵で分解できなかった物質や、生成した菌類が時間をかけて徐々に腐熟する二次発酵がある。

発酵期間中は、発酵状況の均一化と酸素の供給を行うため、切り返しと呼ばれる拡販・混合作業を行う。また、発酵の進行を確認するため、温度や水分含量を測定して堆肥の発酵の様子や熟度の変化を確認する。

1) 一次発酵

一次発酵では、発熱温度、悪臭発生、浸出液、表面や内部の色調と水分などの状況に注意し、原料の種類に応じて水分調整や切り返しを行って発酵促進を図る。

切り返しを行っても発熱が見られないようになったら、一次発酵は終了したと判断する、

一次発酵は発熱を伴う発酵であり、分解しやすい物質が急激に分解する段階であることから、次のようなことに十分注意を払い、水分調整や切り返しなどの適切な処置を行う必要がある。

① 発熱温度の観察

発熱は微生物の活動のバロメーターで、発酵化が順調に進んでいるかどうかを判断する大切な目安である。特に初期の発熱発酵時は、堆積物の温度(気温と区別するために「品温」と呼ぶことも多い)を定期的(通常1日に1回)に観測する。

温度は1m程度の温度計や温度センサーを堆積物に埋め込んで測定する。堆積物表面近くは大気によって温度が低下しているので、最低50cm程度の内部を毎日昼前後に計測する。

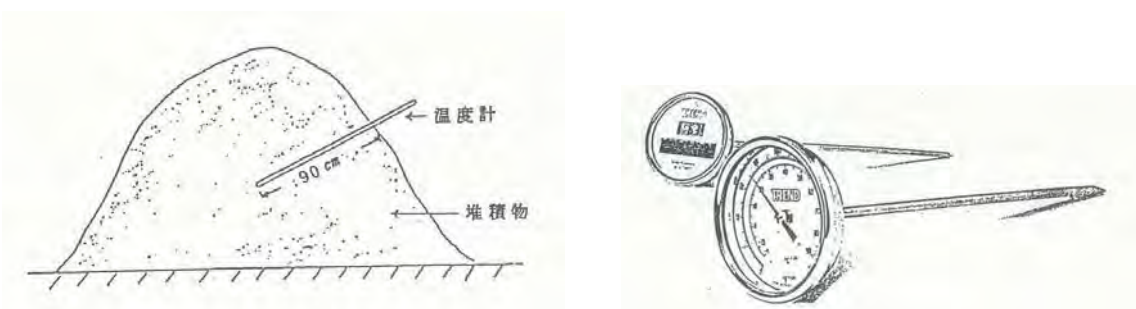


図 温度測定部位と堆肥温度測定用温度計の例



温度の測定の状況（国営讃岐まんのう公園）

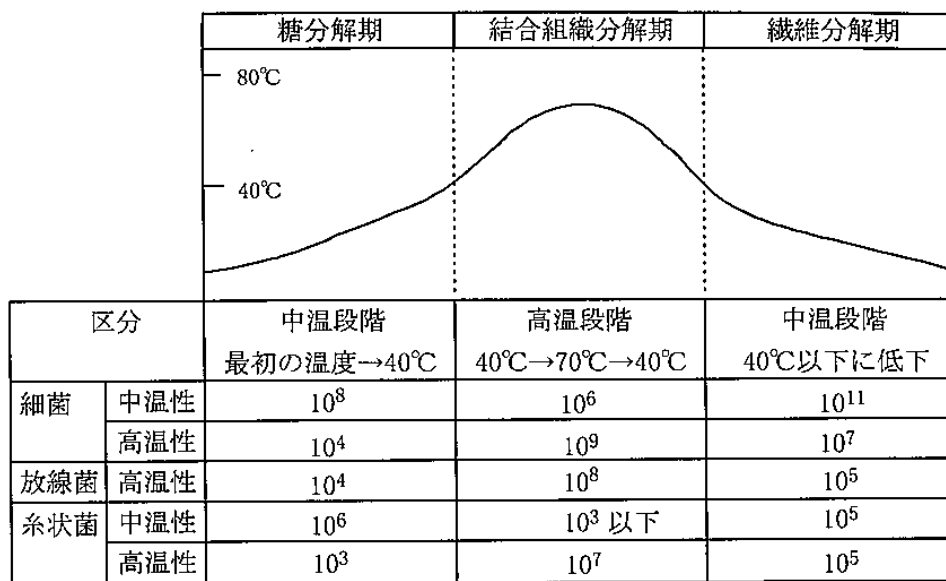
堆積してから夏は1～2日、冬でも2～3日後から発熱して、温度は急激に上昇する。中心部の温度は、早ければ4～5日、遅くても2週間くらいで60～70℃位に達する。

これは、微生物にとって堆積物の好気的な分解が行われ、その際に発生する呼吸熱が堆積物内部に集積するためである。表面に近づくにしたがって徐々に温度は低くなるが、表面から10～20cmくらい内部でも40℃前後の温度が認められる。

60～70℃の温度環境によって、雑草の種子や、有害生物などが死滅する。

ただし、80℃以上になると窒素成分などの栄養成分が揮散したり、有用な微生物が死滅したりしてしまう恐れがあるので、切返しなどを行って極度な高温状態を避けることも必要である。

堆肥化の過程で発生する微生物は 40℃を境にして、40℃以下を中温段階、40℃～70℃を高温段階として区分される。下図に一般的な条件化での堆肥製造時における温度変化に伴う微生物数の変遷を示す。



*表中の単位は堆肥1g当たりの菌体数

参考：河田弘、平成元年、パーク（樹皮）堆肥-製造・利用の理論と実際、博友社

図 堆肥化過程における微生物相と温度の関係

もし、堆積後2週間以上経ても、十分な発熱が見られない場合(60℃を目安とする)は、温度が上がらない原因を確かめる必要がある。

温度が上がらない原因には以下に示すようなものが考えられ、各々に応じた対策が必要である。

表 温度が上がらない場合の原因と対策

温度の上昇しない原因	対応策
①水分の不足	水分の補給
②通気の不足(水分過剰など)	切返し又は乾燥
③微生物の活動に必要な栄養の不足	副資材の添加
④ph が低い(強酸性/ph4.0 以下)	石灰添加による酸度の矯正

② 悪臭やハエの発生に対する注意

初期の発酵時の悪臭やハエの発生に注意する。特に住宅地や公共施設の近くで屋外堆積する場合、これらの影響に十分注意する必要がある。本施設の場合、発酵槽は屋内ではあるが、公園内に設ける施設であり公園敷地境界に住宅が近接しているため、特に注意する。

悪臭は、窒素分の過剰(窒素分が多いと発熱が高まり腐熟が早くなるが、臭いを出すアンモニアが発散されやすくなる)、水分の過剰(水分過剰で空気不足になると、嫌気性発酵し、アンモニア、メタンガス、メルカプタン、硫化水素などの多種類の臭いの原因となる物質が発散し、いわゆるドブ川の臭いが発生する)などの場合に発生する。また、この臭いがハエを誘引するためウジが発生する。

このような状況が認められた場合は、すみやかに切返しを行うと同時に天日乾燥などを行い、過剰な水分を除去する必要がある。切返しや過剰水分の除去により再び好気性発酵が進み、また 60℃以上の発熱によってウジは死滅する。

③ 浸出液の観察

切返し時に水分調整のために散水したり、降雨時に混入した水分が堆積物から浸出した液は、主に植物細胞の破壊により細胞液が外部に浸出したものである。浸出液の発生が止まった時期が一通りの細胞破壊(発酵分解)が終了した段階と考えることができる。そのため浸出液の浸出度合いや色調を観察して腐熟の指標とすることができる。

なお、浸出液には養分や微生物が含まれているので、水分調整のため堆積物に散布することにより発酵を促すことができる。本施設においても浸出液を貯留槽に集め再利用できるようにしているため、仕込み当初の切返し段階では水分調整時に有効活用することが望まれる。

ただし、浸出液を散布する際に悪臭が発生する場合があるので、貯留槽に十分給水し浸出液を希釈しながら散布することが望まれる。



仕込み直後に出る浸出液（国営讃岐まんのう公園）

④ 色調の観察

堆肥の色調は、外見的に腐熟を判断する最も一般的な指標で、色調が濃いほど腐熟が進行したと考えてよい。ただし、色調は水分によって大きく変化するので、一般的には湿った場合の色で判断する。

実際の色の評価は標準土色帳（農林水産技術会議事務局監修、1996年版、日本色研事業株式会社発行）にしたがって行うことが望ましい。

1. 一次発酵が完了していない：現物の形状をとどめ、色は黄褐色～褐色をしている。標準土色帳は“Value4/”または“Chroma4/”レベルより明るい色を呈する。
2. 一次発酵が完了している：現物の形状がかなりくずれ黒褐色～黒色になる。標準土色帳は“Value3/”または“Chroma3/”レベルより暗い色を呈する。



色調で判別できる腐熟の進行の違い（国営讃岐まんのう公園）

⑤ 水分の観察

適度な水分の含有は、堆肥の良好な腐熟を進行させるために必須であり、水分の観察は極めて重要である。水分は温度と異なり現場での測定が困難なため、手でさわった際の感触から判断するのが一般的である。



図 含水率の簡易判別方法

出典)「堆肥のつくり方・使い方」(社)農山漁村文化協会

⑥ 切返し

発酵(一次発酵)における切返しの目的は次のとおりである。

- ・堆肥を攪拌することによって、空気の流通を良くする。
- ・堆肥の分解の程度に相違が見られる場合、全体を十分に攪拌・混合し、均一にする。
- ・発熱などにより失われた水分の補給を行う。

堆積物を切返す場合は温度の低い外周部から切り崩し、高温部を外に、低温部を中心部に置き換えるようなイメージで行う。

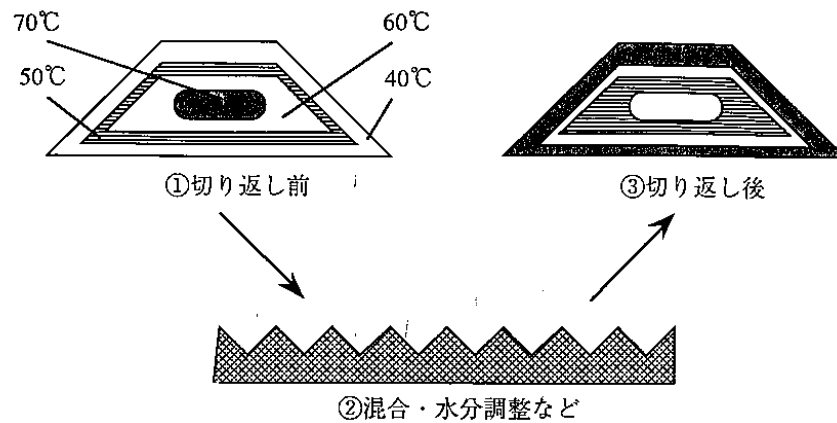


図 切返しの仕方

この時、水分率が適量であれば特に灌水する必要はないが、水分が不足して乾燥しているようだったら、できるだけ中心部に水分を補給するように調整する。水分は中心部の発熱発酵に伴う蒸散によって堆積物全体に拡散していくようにする方が全体的に均一な水分を保つことができる。

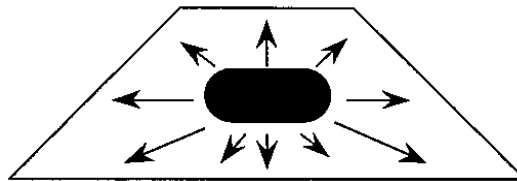


図 切返し再堆積後の水分・発熱の拡散

切返し後は再び発熱・発酵が盛んになり、温度が上昇して、最初の堆積時と同様な温度変化をたどりながら一次発酵が完了する。

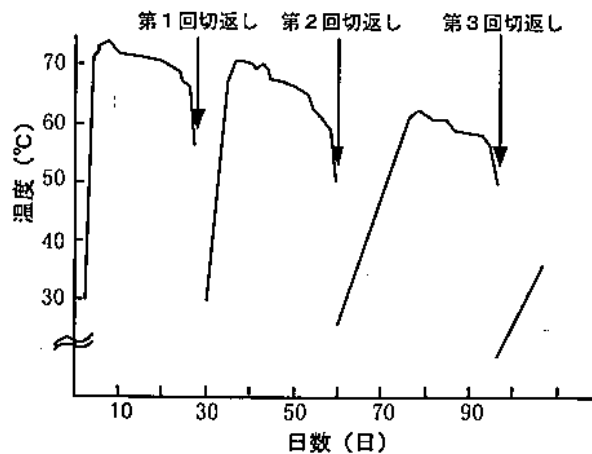


図 堆積物の温度変化と切返しの関係

出典)「バーク堆肥 製造・利用の理論と実際」博友社

切返しは以下の時期に行う。

- ・仕込み後2～3週間目にそれまで上昇していた中心部の温度の低下が認められたら(例えば 70°C前後で推移していた温度が 60°C以下まで低下した場合など)1回目の切返しを行う。園杜少なくとも1ヶ月に1回ペースで3ヶ月以上は切返しを行う。
- ・上記以外に温度が 80°Cを超えた場合は別途切返しを行う。
- ・上記以外に腐敗(悪臭やハエ・ウジの発生)が進むような場合は別途切返しを行う。

ただし、あまり頻繁に切返しを行うと堆肥が冷えて温度が上がらなくなってしまうこともあるので、温度状況の観察を十分に行う。

切返しや水分補給を行っても品温が気温+10°C程度より上がらなくなった場合は、一次発酵が終了したと判断する。



ホイローダーによる切返し作業 (国営讃岐まんのう公園)

2) 二次発酵

一次発酵が終了した後、原則として雨の当たらない状況下で二次発酵を行う。

二次発酵時では、適度な切返しを行って熟成させる。完成堆肥の判断は色、形状、香りなどの観察によるほか、発生する生物の確認、堆肥を水中に入れたが場合に見られる挙動の観察などから総合的に行う。

各種成分の分解を主体とした一次発酵の後、二次発酵では一次発酵で分解できなかった物質や、生成した菌類の分解を行う。この過程では激しい発熱を伴わないので、水分の蒸散も少なくなる。したがって、発酵堆積が屋外の場合はシートなどで被覆し、雨水を受けて過湿にならないように注意する。

① 発酵期間と切返し頻度

発酵期間は、植物の種類や要求される堆肥の品質によって異なるが、一般的に3ヶ月以上が望ましい。

二次発酵中も一次発酵の過程ほど激しくないが、微生物の分解が進行し、酸素(空気)の消費が行われるので、適度な切返しが必要である。通気性が保たれている条件では通常1ヶ月に1度もしくはそれ以下でよい。

② 完成の判断

1. 総合的な堆肥の観察による完成の判断

観察による完成の判断は、下表に示すような色、香り、水分、固さ等で行う。

表 観察による判断の目安

項目	目安
色	暗褐色か黒褐色を呈している。一般に発酵が進むほど堆肥の色調は黒色味が強くなる。
香	堆肥が出来上がると、甘いにおいがする。針葉樹に特有な芳香やいわゆる木の香などが残っているものはまだ未熟といえる。
水分	手で固く握った場合に水が染み出す程度がよい。べとべとし過ぎたり、ぱさぱさし過ぎるものは良くない。
固さ	指でねじった場合に、もろく崩れるものが良い。崩れない場合は、割ってみると表面だけは分解していて、内部はほとんど変化していない場合が多い。 堆肥を強く握りしめると手にチクチクと刺激を感じる場合は未分解な物質が残っていることを示す。



完成堆肥の状況

2. 生物の観察による判定

完成した堆肥には、糸状菌の仲間であるキノコが生えたり、微生物を食べるトビムシ、ミミズなどが繁殖する。堆肥中に残存した種子が堆肥表面から発芽する場合もある。

一方、悪臭が発生したり、ハエやウジが見られる場合は、嫌気性微生物による腐敗が進行しており、堆肥が完成したとは判定できない。この場合は、切返しを行うなどして通気性を高め、好気性微生物による分解を進める必要がある。

3. 堆肥の水中挙動からの判定

透明な容器に水を八分目程度まで入れ、堆肥を一握り程度入れてかき混ぜる。

底に沈むものが多いほど完熟した良い堆肥である。浮くものが多いのは未熟な堆肥である。

また、沈むもの多くても水が長く(1日以上)濁っており、ドブ川のような臭いがする場合は発酵が不十分な堆肥である。

(5) 仕上げと保存

完成と判断した堆肥は、必要に応じてふるい分け等の選別や袋詰めなどの仕上げ処理を行う。保存する場合は、屋根下、雨囲いをした場所に移し、雨水による堆肥中の養分の流亡に注意する。

① 仕上げ

仕上げは一定の判断基準によって発酵を終了した後、要求される品質に応じてふるい分け、あるいはゴミ・ガラス片などの不純物の除去を行い、必要に応じて袋詰めを行う。

最も一般的な仕上げ方法はふるい分けで、これによって細かいものを選別する(バーク堆肥のふるい分けの場合は、10～20mm のふるいが用いられる)。ふるいを通らなかったものは、堆肥化を行ううえで有用な微生物が多く付着した素材(発酵の種菌となるので「シード」と呼ばれることがある)として、再び仕込み時に原料と混合(リターンとも呼ばれる)して利用する。

袋詰めを行う場合は、市民配布用に適した2リットル、5リットル程度のものを用いる。

袋詰め以外の出荷形態としては、そのままの状態での出荷する(バラ)方法が考えられるが、バラは輸送のための囲いをつけたダンプ車などの特殊な車両が必要であり、三派川地区に堆肥を戻して利用する際には、基本的にこの形態になるものと考えられる。

② 保存

必要に応じて仕上げを行った堆肥は、袋詰めやバラの形態で出荷までの間保存される。

本施設の場合は、発酵槽にそのまま保存し、三派川地区からの植物発生材の搬入の帰りにトラックの荷台に完成堆肥を積み込み持ち帰ることで効率化を図る。

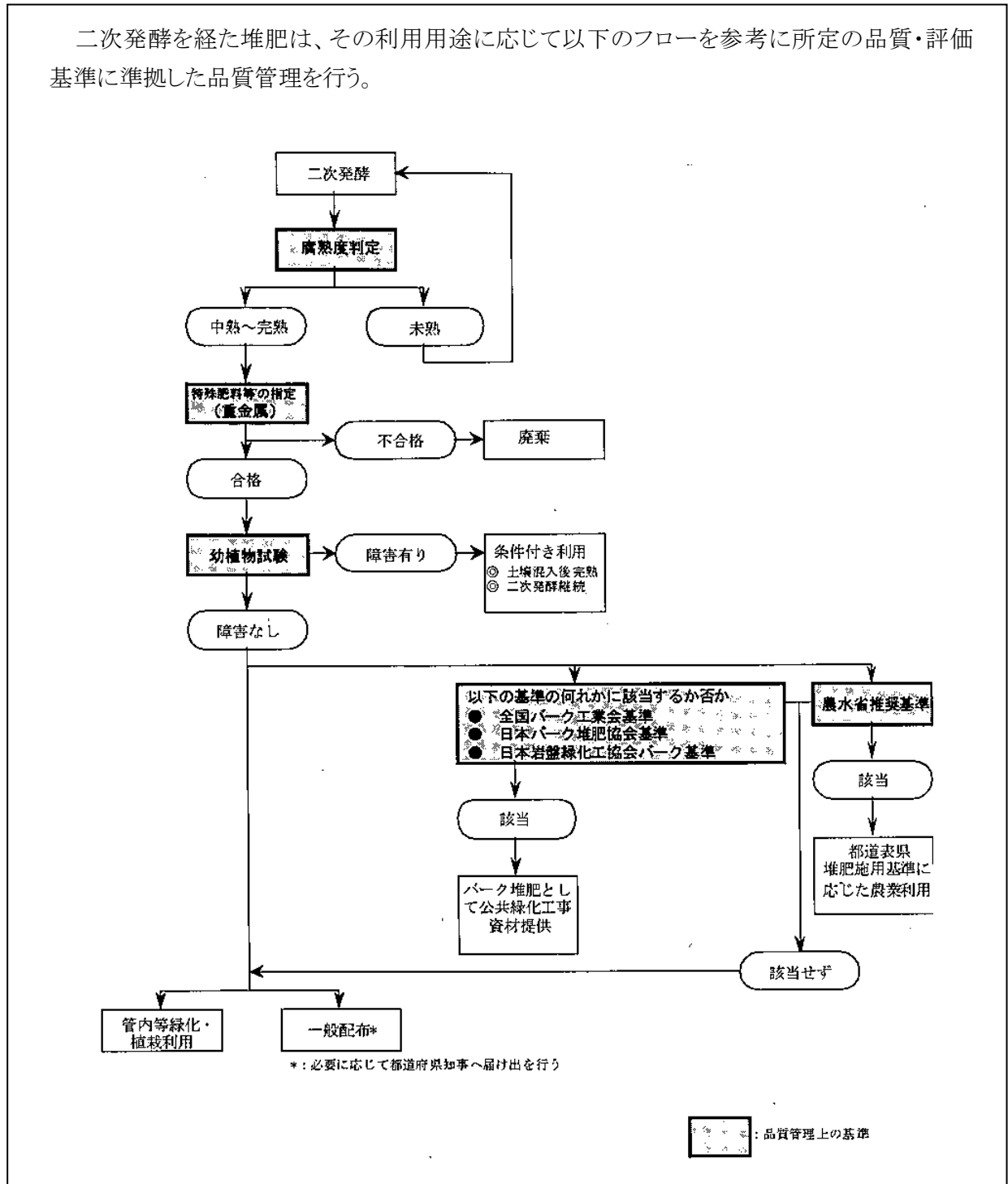
また、展示解説コーナーや屋外の堆肥置場に袋詰めのものやバラの状態のものを置いて、来園者が自由に持ち帰られるようにして、堆肥化事業の普及啓発と堆肥の利用促進を図る。



配布用袋詰め例 (国営讃岐まんのう公園)

(6) 品質管理

二次発酵を経た堆肥は、その利用用途に応じて以下のフローを参考に所定の品質・評価基準に準拠した品質管理を行う。



品質管理は、法的基準、植物生育に対する安全性、植栽管理上の品質、養分効果及び製品としての品質管理について行う。

① 法的基準を満たすための品質基準

堆肥は、肥料取締法における特殊肥料として、以下に示す金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府の基準に適合するものとされている。

したがって、堆肥製造開始初期は植物発生材の発生場所毎に、その後も年に数回の検査分析を行い安全性を確認しておく必要がある。

表 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令

	分析項目	単位	基準値
含量試験	ひ素	(mg/kg)	50以下
	カドミウム	(mg/kg)	5以下
	水銀	(mg/kg)	2以下
溶出試験	アルキル水銀化合物	(mg/l)	検出されないこと
	水銀又はその化合物	(mg/l)	0.005以下
	カドミウム又はその化合物	(mg/l)	0.3以下
	鉛又はその化合物	(mg/l)	3.0以下
	有機燐化合物	(mg/l)	1.0以下
	六価クロム化合物	(mg/l)	1.0以下
	砒素またはその化合物	(mg/l)	1.5以下
	シアン化合物	(mg/l)	1以下
	P C B	(mg/l)	0.003以下
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3以下
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1以下
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2以下
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2以下
	シス-1,2-ジクロロエチレ	(mg/l)	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3.0以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02以下
	チウラム	(mg/l)	0.06以下
	シマジン	(mg/l)	0.03以下
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.2以下
	ベンゼン	(mg/l)	0.1以下
	セレン又はその化合物	(mg/l)	0.3以下

② 植物生育と植栽管理に関する品質管理

1. 植物生育に対する安全性

植物生育に対する安全は、次の3項目が該当する。

- ・施用して窒素飢餓を発現しないこと
- ・植物生育に悪影響を与えるような植物病害菌を含まないこと
- ・その他、植物生育に悪影響を及ぼす有害物質を含まないこと

いずれも十分な完熟品であれば問題が生じることは少ないが、これらは植物生育試験(ノイバウエルポット試験法)を行って確認することが望ましい。

植物生育試験方法を以下に示す。

1. 試験内容

堆肥を混合した赤玉土（小粒）にコマツナを播種して3週間栽培し、発芽及び生育調査を行ない、堆肥の植物に及ぼす影響を調べる。

2. 試験容器及び連数

内径11.3cm、高さ6.5cmの鉢（ノイバウエルポット）を用いる。原則として2連で行う。

3. 検定試料

標準的な堆肥試料を採取する。混合割合は以下の3ケースとする。

- 無施用（堆肥 0%：容積比；堆肥 0ml+赤玉土500ml）
- 標準施用（堆肥 20%：容積比；堆肥100ml+赤玉土400ml）
- 最大施用（堆肥 50%：容積比；堆肥250ml+赤玉土250ml）

4. 検定用土壌

2.00mmの網ふるいを通した赤玉土（小粒）を用いる。

5. 操作

所定の混合比で堆肥および赤玉土（小粒）をよく混合した後、試験容器に詰め、水を加えて畑水分状態（最大容水量の60%）とし、コマツナの種子を等間隔に20粒まき、種子が隠れる程度に赤玉土（小粒）で覆う。播種後、適度の水分状態を保つように補水しながら、15~25℃で3週間栽培する。

この間、コマツナの発芽率、子葉展開数、草丈など、さらに、3週間経過時の葉色、草丈、生体重などを記録し、無施用区と比較して施用条件毎に障害の有無又は程度を判定する。

2. 植栽管理の品質

植栽管理に対する安全は、次の事項に留意する。

- ・雑草種子の発芽が顕著でないこと(種子が不活性化していること)
- ・ガラスや金属類が混入していないこと
- ・竹やササ(手に刺さる可能性がある)が混入していないこと。

③ 養分効果に関する品質管理

養分の効果に関する品質管理は、肥料成分の含有とその発現状況を管理するものである。
緑地に施用した堆肥が植物の生育に対して与える効果を管理する。

その効果を知る具体的方法としては、植物生育試験、C/N 比測定、窒素、リン酸、カリなどの含有量の測定等が考えられるが、いずれも定常的に行うのは費用や煩雑さの点で困難と考えられるので、原料の種類、製造方法および利用用途等に応じて適宜試験や分析を行い、その結果を堆肥の色調や臭気等の評価しやすい判断項目と関連させ、日常の管理に役立てるのが望ましい。

④ 製品としての品質管理

バーク堆肥や農業用堆肥などの代替として用いる場合には、各製品に求められている品質基準を満たす必要がある。

1. バーク堆肥の規格

緑化資材として活用されるバーク堆肥の品質基準としては、主なものとして次の3つがあげられるため、これらの基準値を満足できる資材に応じて堆肥の利用用途を考慮する。

a) 全国バーク堆肥工業会による品質基準

全国バーク堆肥工業会は、基本的に農林水産省林業試験場(現独立行政法人森林総合研究所)の品質基準案に従って以下のように定めている。なお、幼植物試験はその後公布された農林水産省の肥料取締法の改正による“植物の害に対する栽培試験の方法(植害試験)”(昭和59年)に準拠した方法に改めている。

表 全国バーク堆肥工業会のバーク堆肥の品質基準

項目	範囲
有機物	70%以上
全窒素(N)	1.2%以上
全リン酸(P2O5)	0.5%以上
全カリ含量(K2O)	0.3%以上
(C/N比)炭素率	35 以下
PH	5.5～ 7.5
陽イオン交換容量(CEC)	70me/100g 以上
含水率(水分)	60 ±5%
幼植物試験	異常を認めない

- 注 1)各成分含量および陽イオン交換容量は乾物当たり。
2)有機物含有率は炭素含有率を求めて1.724倍するか、強熱減量を用いる。
現物当たりの含有率は28%以上。
3)全窒素含有率は硝酸態窒素を含む。
4)含水率は有姿(現物)。
5)幼植物試験はコマツナ法(肥料取締法の植害試験に準ずる)。

b) NPO 法人日本パーク堆肥協会による品質基準

NPO 法人日本パーク堆肥協会は、パーク堆肥品質基準を以下のように設定している。

表 NPO法人日本パーク堆肥協会のパーク堆肥の品質基準

項目	グリーン購入法	日本パーク堆肥協会
有機物の含有率(乾物)	70%以上	70%以上
炭素率[C/N 比]	35 以下	35 以下
陽イオン交換容量[CEC] (乾物)	70meq/100g 以上	70meq/100g 以上
pH	5.5-7.5	5.5-7.5
水分	55-65%	55-65%
幼植物試験の結果	生育阻害その他異常を認めない	生育阻害その他異常を認めない

全窒素[N]	0.5%以上(現物)	1.2%以上(乾物)
全リン酸[P2O5]	0.2%以上(現物)	0.5%以上(乾物)
全カリ[K2O]	0.1%以上(現物)	0.3%以上(乾物)
	平成 15 年 2 月改定	昭和 63 年 6 月 8 日制定

- ・日本パーク堆肥協会品質基準は昭和 63 年 6 月制定、全窒素、全リン酸、全カリは参考表示とする
- ・パーク堆肥製品の仮比重(容積重)は、0.5 (5%以内の許容範囲をみる)
- ・日本パーク堆肥協会品質基準 昭和 52 年 1 月制定のA級、B級の品質基準は昭和 63 年 6 月廃止
- ・グリーン購入法(判断の基準) 平成 15 年 2 月改定 水分が 60%以下から現行へ
- ・N、P2O5、K2O 乾物表示の現物表示 換算式 乾物値% × (100-水分%) / 100 = 現物値%

c) 日本岩盤緑化工協会による品質基準

有機質系厚層基材吹付け工に使用されるパーク堆肥の品質基準について日本岩盤緑化工協会では、以下のように設定している。

表 日本岩盤緑化工協会のパーク堆肥の品質基準

項目	基準値
有機物の含有量	70%以上
全炭素(C 乾物)	42%以下
全窒素(N 乾物)	1.2%以上
炭素率(C/N 比)	35 以下
塩基交換容量(CEC 乾物)	70me/100g以上
PH	5.5~ 7.5
水分	60~65%

2. 有機質肥料等推奨基準に係る認証要領

農林水産省が作成した有機質肥料等推奨基準に係る認証要領において、パーク堆肥の品質基準として以下のような項目と基準値が設けられている。

表 有機質肥料等推奨基準に係る認証要領におけるパーク堆肥の品質基準

基準項目	表示単位	基準値	備考
有機物	乾物当り	70%以上	品質表示項目
C/N 比全炭素(C 乾物)		40 以下	品質表示項目
窒素(N)全量	乾物 100g当り	1%以上	品質表示項目
有機態窒素(N)	乾物当り	25mg以上	品質表示項目
水分	乾物当り	60%以上	
電気伝導度(EC)	現物につき	3ms/cm 以下	
陽イオン交換容量(CEC)	乾物 100g当り	70meq 以上	

(7) 製造堆肥の届出

完成した堆肥を特殊肥料(『たい肥』)として販売する場合、肥料取締法にしたがった都道府県知事への届出が必要である。また、これを多数の一般市民などに配布する時は、たとえ無償であっても、都道府県によっては届出が必要な場合があるので、確認が必要である。

届出を行った場合は、製品の袋などにこれを表示する。

1) 届出

完成した堆肥を特殊肥料(『たい肥』)として販売する場合、また多数の一般市民などに配布する場合に都道府県知事が必要と認めたとき、肥料取締法第 22・23 条に基づき都道府県知事への届出が必要である。

○ 特殊肥料生産(輸入)業者の届出(肥料取締法第 22 条)

特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

1. 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 肥料の名称
3. 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
4. 保管する施設の所在地

○ 販売業務の届出(肥料取締法第 23 条)

生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後2週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

1. 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 販売業務を行う事業場の所在地
3. 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2) 表示

届出によって不特定多数の一般市民などに配布することが許可された場合、法的処置を完了したことなどを提示するために、以下の例にしたがって製品の袋などに表示する必要がある。

1-2. 作業動線計画

植物発生材を種類別に分けた作業の流れに沿った作業フローを以下に示す。

(1) 作業フロー 1

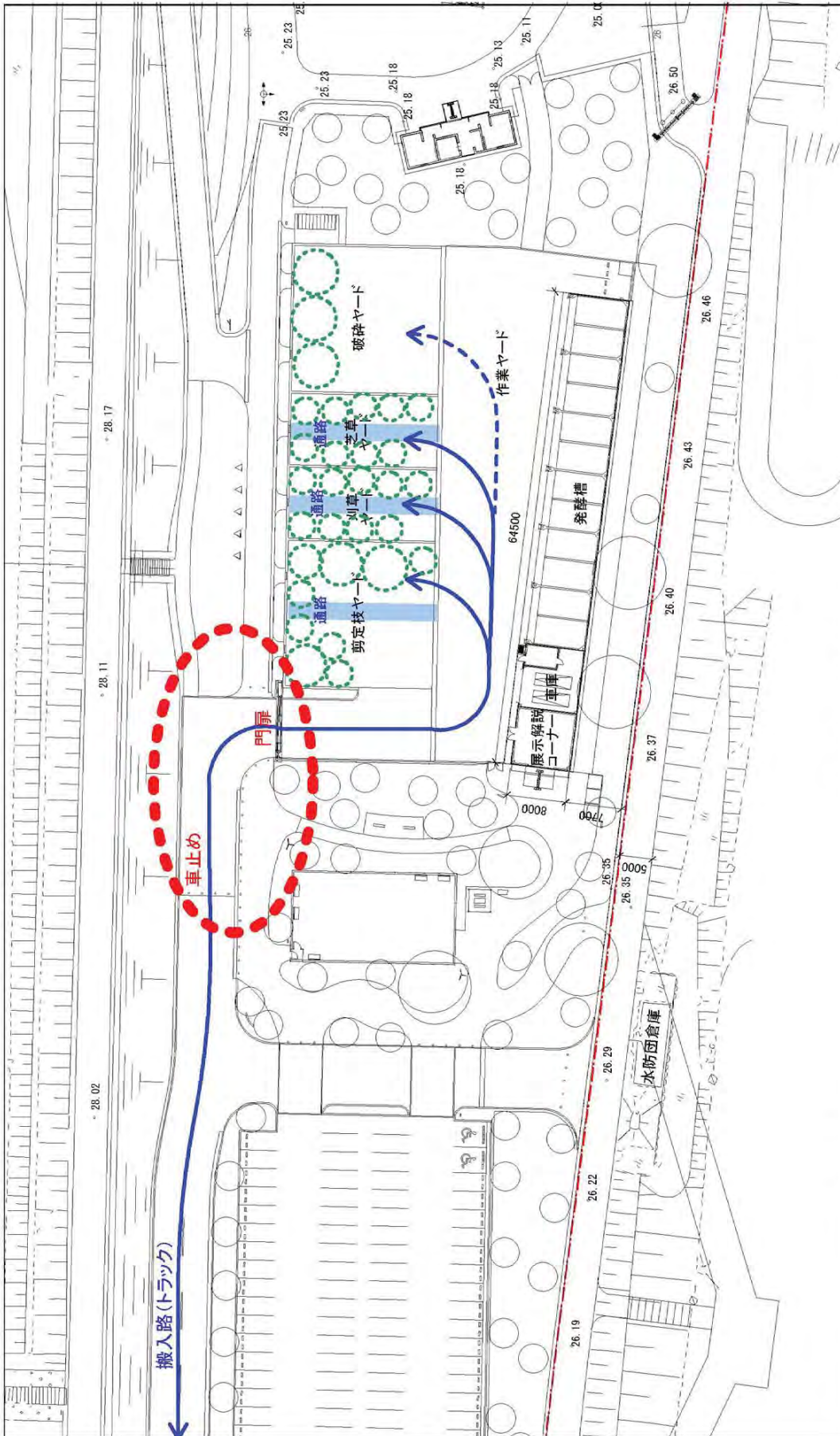
剪定枝等の搬入～仮置までの作業動線を図示する。

(2) 作業フロー 2

剪定枝等の破碎～発酵槽への堆積までの作業動線を図示する。

(3) 作業フロー 3

堆肥の切返し～袋詰め等までの作業動線を図示する。



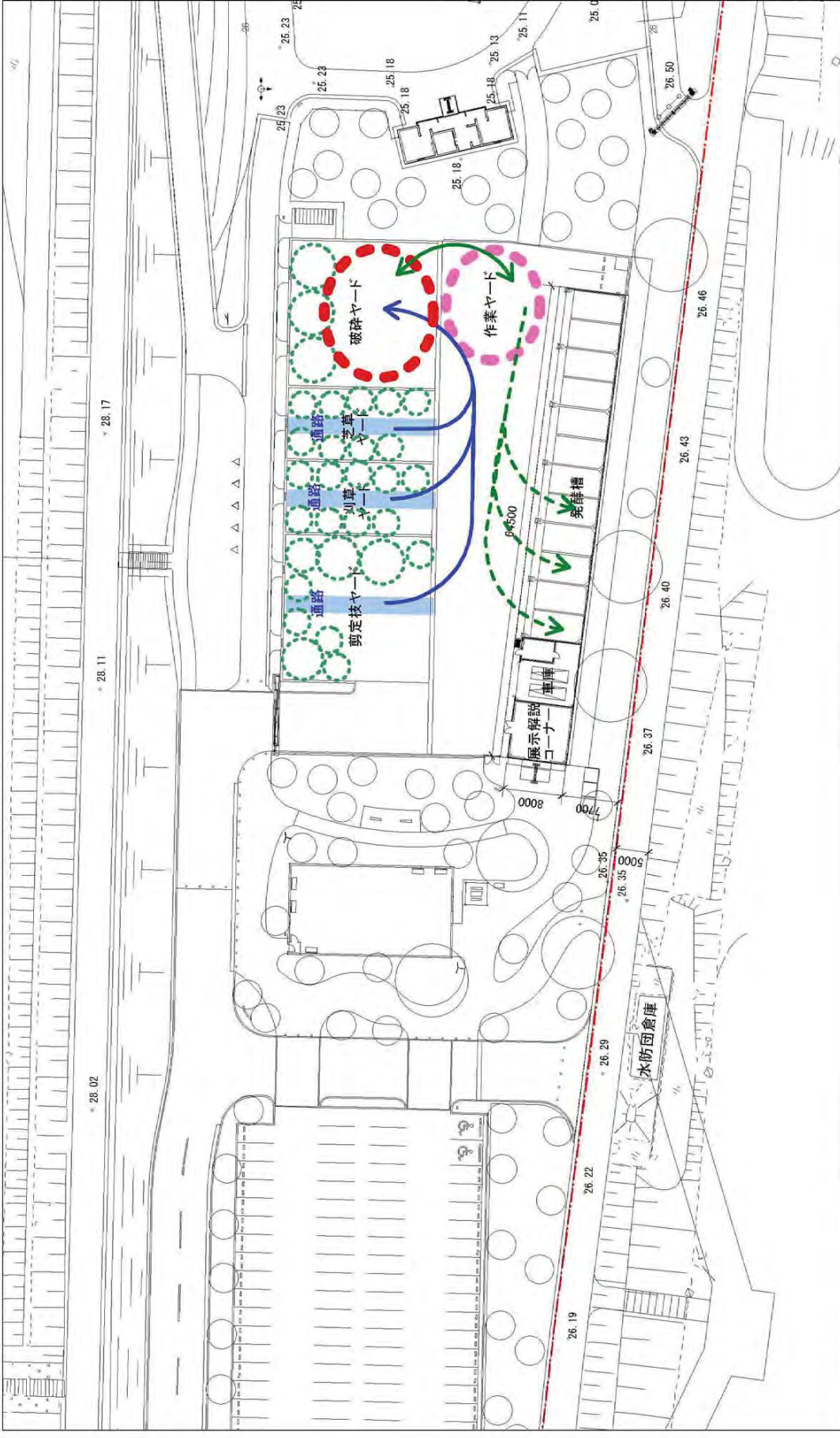
作業フロアー 1
 剪定枝等の搬入・仮置きまで

作業分担

- 草花管理・植物管理・植樹管理委託
 草花・芝草・刈草・樹木の刈込み、剪定枝、伐採木などを搬入し、利用種類別に仕分けを行つたうえで、ストックヤードに保管する。
- 堆肥化作業委託
 各地区からの委託業者からの搬入の連絡を受け、門扉の開閉やストックヤードへの適切な分別と積み上げが行われるよう管理する。

作業上の注意事項

- 各地区からの搬入業者には、園内は歩行者優先であり、公道利用としての安全性を確保させるよう徹底する。
- 木施設への各地区からの搬入は原則予約制として、事前に安全管理や搬入準備ができるよう配慮することが望まれる。
- 剪定枝の細いもの、太いものは、発生段階で分別した上で搬入することを原則とする。
- 伐採木などの太いものは破砕ヤードで屑木利用するもの、チップ化利用するものに分別して積み上げる。
- ストックヤードは中央部に通路をとり、壁に沿って約2m程度に積み上げる。



作業フロー 2

剪定枝等の破砕・堆積まで

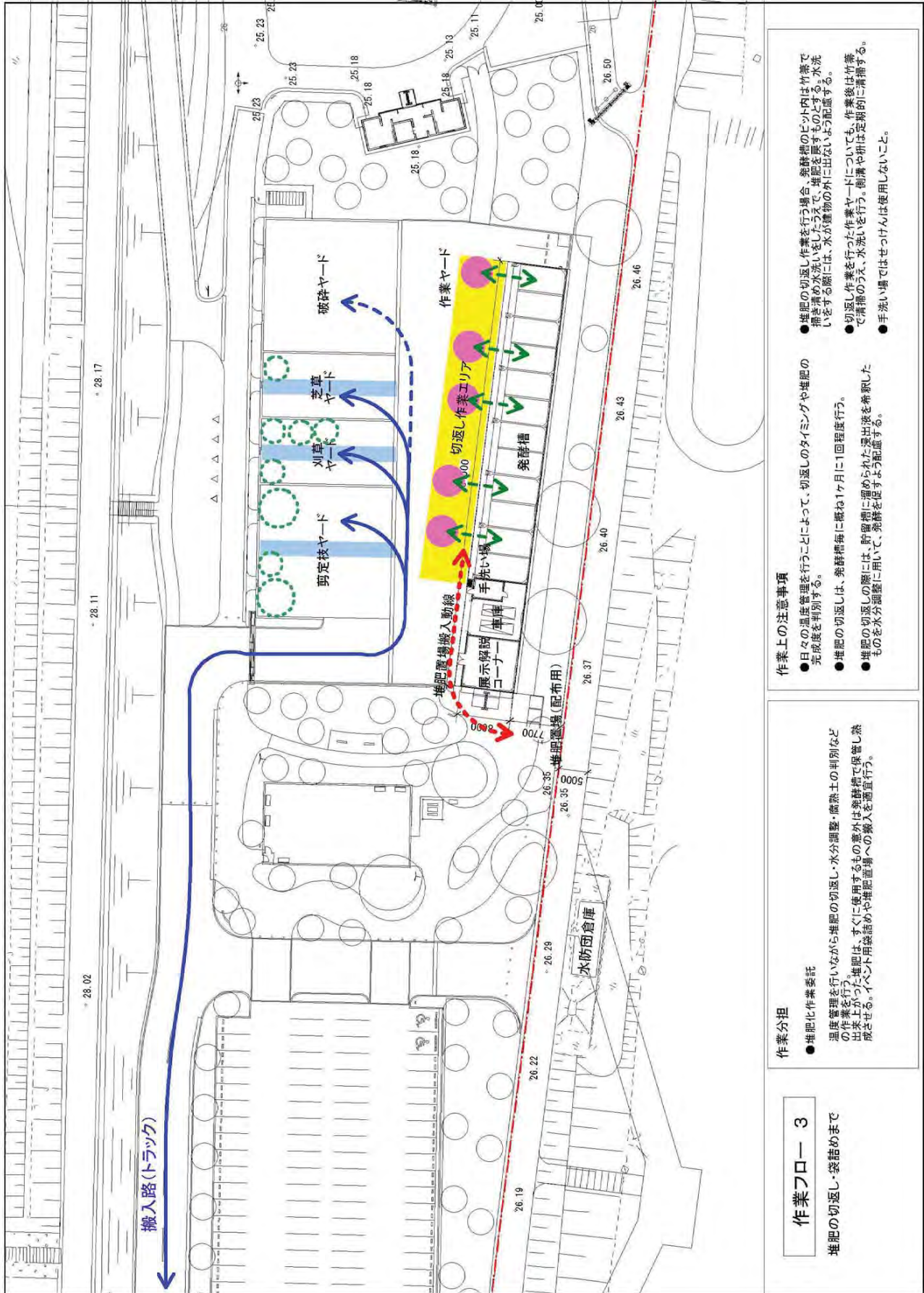
作業分担

- 破砕作業委託
ストックヤードに保管された草花、芝草、刈草、樹木の刈込み、剪定枝、伐採木などを、委託業者持込の破砕機等によって破砕作業を行う。
- 堆肥化作業委託
破砕後の材料を作業ヤードで草木系と木本系を7:3程度に混合し、水分調整を行って発酵槽に堆積する。

作業上の注意事項

- 破砕委託業者には、国内は歩行者優先であり、機器類搬入の際には公園利用としての安全性を徹底させるよう徹底する。
- 公園内での作業となるため、低騒音型、防塵型タイプの破砕機を用いるようにし、風向きなどによってはシートを張るなどとする。
- 破砕後の材料は、バックホウを用いて適切な配合と水分調整を行った後、発酵槽に60m3程度づつ堆積させる。

- 破砕作業のための破砕機に剪定枝を投入するバックホウや破砕後の材料を混合し発酵槽に堆積させるためのホイールローダー等の作業車は河川事務所からの買与とし重庫に保管する。



作業上の注意事項

- 日々の温度管理を行うことにより、切返しのタイミングや堆肥の完成度を判別する。
- 堆肥の切返しは、発酵槽毎に概ね1ヶ月に1回程度行う。
- 堆肥の切返しの際には、貯留槽に溜められた浸出液を希釈したものを水分調整に用いて、発酵を促すよう配慮する。

作業分担

- 堆肥化作業委託
温度管理を行いつつながら堆肥の切返し・水分調整・腐熟上の判別など
作業委託を行う。堆肥は、すぐに使用するもの以外は発酵槽で保管し熟
出仕となる。イバント用袋詰めや堆肥工場への搬入を適宜行う。
成させる。

作業フロー 3

堆肥の切返し・袋詰めまで

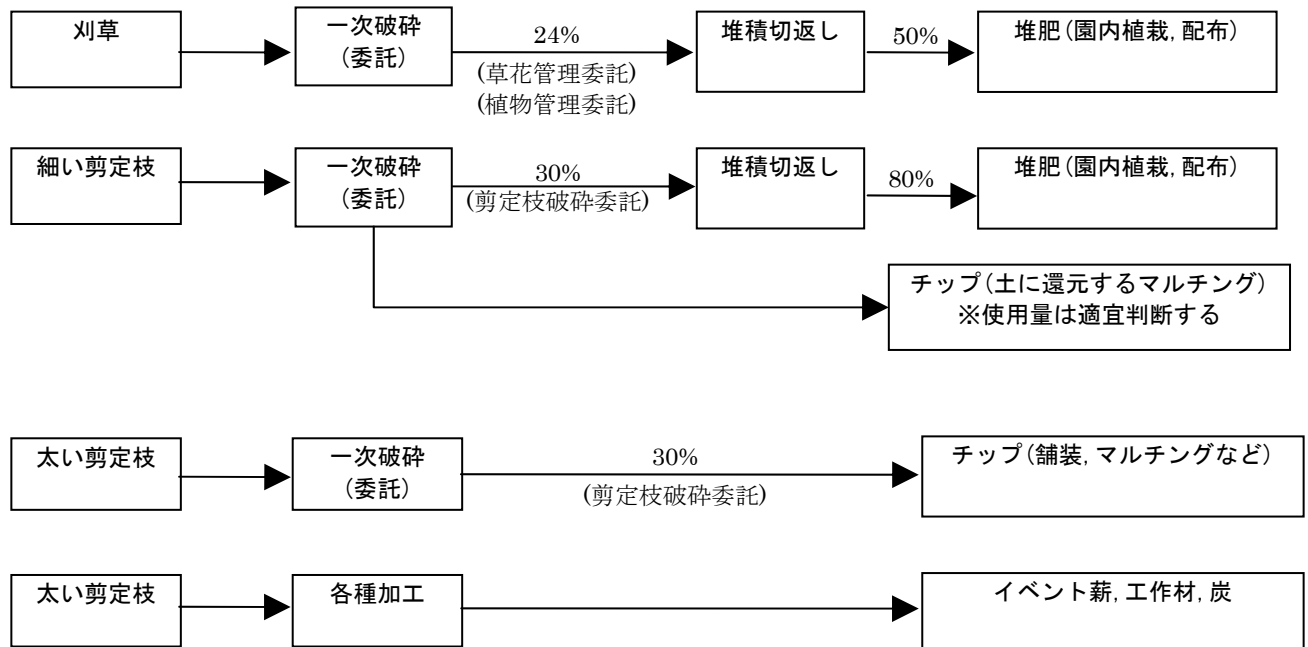
- 堆肥の切返し作業を行う場合、発酵槽のピット内は竹藪で掃き清め水洗いをし、うえで、堆肥を戻すものとする。水洗いをする際には、水が建物の外に出ないように配慮する。
- 切返し作業を行った作業ヤードについても、作業後は竹藪で清掃のうえ、水洗いを行う。削溝や研は定期的に清掃する。
- 手洗い場ではせっけんは使用しないこと。

2. 堆肥棟管理運営実施計画(案)

2-1. 管理運営作業計画

(1) 植物発生材のリサイクルフロー

■三派川地区のリサイクルフロー



※公園維持管理により発生する植物発生材総量=約 1,500m³ /年

(2) 運営体制

表 運営体制とその役割イメージ

主な役割	主な業務内容	備考
管理作業の委託・監督	<ul style="list-style-type: none"> ●管理委託業務の発生 ●植物発生データの蓄積 ●リサイクル処理データの蓄積 	草花管理委託 植物管理委託 剪定枝破碎委託
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●建築施設の修繕 ●機械施設の保守点検・修繕 	堆肥棟, 機械, 屋外施設, 設備等
リサイクル活用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ●堆肥の園内活用と一般配布 ●剪定枝の園内活用と一般配布 ●チップの園内活用と一般配布 ●見学受付と対応 ●リサイクル事業の普及・PR 	周辺地域を含めたリサイクル活動の普及啓発
管理作業の委託・監督	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林地の林床を含む除草作業 ●刈草の破碎作業及び運搬 	植樹管理作業委託

(3) 運営計画

① 管理委託計画

緑のリサイクルセンター及び周辺の整備にともない、植物発生材の各種処理作業について、委託が必要となる項目は次のようになる。

表 管理委託の内容

委託名称	委託方法	委託内容
①草花管理委託	従来 of 管理委託内容に植物発生材の処理作業を追加する	○従来 of 委託内容 花畑,花壇,その他草花の管理
②植物管理委託	従来 of 管理委託内容に植物発生材の処理作業を追加する	○従来 of 委託内容 芝生,低木,高木の管理,
③植樹管理作業 (除草作業)	国土交通省(木曾川上流河川事務所)より委託	○従来 of 委託内容 樹林地の林床を含む除草作業
④破砕作業委託	新規に作業を専門業者に委託する	●新規 of 委託内容 破砕機は業者持ち込み 剪定枝類の破砕作業,破砕チップの運搬,積み上げなど
⑤(堆肥化作業委託)	植物管理委託の中での作業では堆肥化作業が困難な場合、専門業者にその部分を委託する	◎新規 of 委託内容 堆肥の切返し作業,水分補給作業,成分分析調査など

② 施設管理計画

緑のリサイクル施設の整備にともない、建築や屋外施設などの維持管理について、作業が必要となる項目は次のようになる。

表 管理作業の内容

作業項目	管理方法	管理内容
①建築施設管理	建築施設の保守点検、修繕を行う	●堆肥棟の建築物にかかわる保守管理
②屋外施設管理	屋外施設の保守点検,修繕を行う	●舗装類,ストックヤード擁壁,雨水排水施設の保守管理
③供給設備管理	屋外設備の保守点検,修繕を行う	●供給設備類(給排水設備,電気設備)の保守管理

③活用管理計画

緑のリサイクル作業にともない、出来上がった堆肥やチップについて、木材として利用する剪定枝類などについて、その有効活用を図るための作業が必要となる項目は次のようになる。

表 管理作業の内容

作業項目	管理方法	管理内容
①堆肥活用管理	出来上がった堆肥を公園内で活用するための計画,調整を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●植物管理用資材としての活用場所を計画し、施用方法を調整する ●公園整備工事用資材としての活用場所を計画し、施用方法を調整する
②剪定枝活用管理	ストックした剪定枝そのものを公園内で活用するための計画,調整を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●イベント用資材(薪,炭,木工など)としての活用場所を計画し、分配方法を調整する ●公園整備用資材(枝垣、粗朶柵,土留め柵)としての活用場所を計画し、分配方法を調整する ●公園施設用資材(看板,柵,ベンチなど)活用場所を計画し、分配方法を調整する
③チップ活用管理	出来上がったチップを公園内で活用するための計画,調整を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●散策路,広場などの舗装材や植栽地のマルチング材としての活用場所を計画し、施用方法を調整する

④普及管理計画

緑のリサイクル作業にともない、出来上がった堆肥やチップ、木材として利用する剪定枝類などについて、周辺地域への有効活用を図るための作業及び、緑のリサイクルに関する PR,普及啓発に向けての取り組みが必要となる項目は次のようになる。

表 管理作業の内容

作業項目	管理方法	管理内容
①PR 管理	緑のリサイクルの取り組みにかかわる成果を PR するための企画,調整を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●実績及び研究データなどの情報を発信する企画を行い実行する ●見学会の企画や視察への対応を行い、リサイクルへの取り組みを PR する
②普及管理	リサイクル品を配布するための企画,調整を行う	<ul style="list-style-type: none"> ●公園イベントなどで来園者に配布するための企画,調整を行う ●周辺地域のリサイクル品の需要を調査し、配布するための企画調整を行う

(4) 管理作業計画

緑のリサイクル施設の整備にともない、植物発生材の発生からリサイクル施設への運搬以降の各種作業について、必要となる作業項目は次のようになる。

表 管理作業の内容

作業名称	作業方法	作業内容
①植物発生材の仕分け及び仮置き作業	処理前後の植物発生材を用途別に仕分けと保管を行う（草花及び植物管理委託）	<ul style="list-style-type: none"> ●仕分け作業 芝草・刈草・剪定枝(太枝,細枝)→発生場所の各仮置場へ ●仮置き作業 芝草・刈草・剪定枝→ストックヤードへ搬入(破碎は別途委託)
②破碎作業	破碎機を持ち込んでもらう形でその作業を委託する	<ul style="list-style-type: none"> ●草花類・刈草の破碎作業 ●芝草類の破碎 ●刈草・剪定枝類の破碎作業 →専門業者に委託する(破碎作業委託)
③堆肥化作業	堆肥づくりにかかわる作業を委託する(植物管理委託又は別途専門業者へ委託)	<ul style="list-style-type: none"> ●堆肥化作業の委託内容(植物管理委託) →堆肥の切返し,水分補給,温度管理,成分分析調査,熟成度チェックなど ◎堆肥の品質向上,省力化を図るために必要が生じた場合は、専門業者に一連の堆肥化作業を委託する
④堆肥,チップ,剪定枝の保管作業	出来上がった堆肥及びチップを活用用途別に保管する(植物管理委託の中での作業では堆肥化作業が困難な場合、専門業者にその部分を委託する)	<ul style="list-style-type: none"> ●保管作業の委託内容 すぐに活用するものは発酵槽より直接利用地区に搬出する ●すぐに活用する予定のないものは発酵槽で保管しつつ熟成させ、必要に応じて袋詰めや、堆肥置場に持っていく

表 緑のリサイクルセンター関連・運営管理年間計画表(案)

種別	作業名称	作業項目	作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
運営	管理委託	草花管理委託	作業委託(草刈り, 除草, 花植栽など)の発注, 監督, 数量管理など	○ 発注	↓										↑		
		植物管理委託	作業委託(樹木の剪定, 草刈り, 間伐などの)の発注, 監督, 数量管理など	○ 発注	↓											↑	
		植樹管理委託	作業委託(一部草地の除草作業)の発注, 監督, 数量管理など	○ 発注	↓											↑	
	施設管理	破砕作業委託(堆肥化委託)	作業委託(樹木剪定枝類のチップ化, 堆肥化)の発注, 監督, 数量管理など	○ 発注	○ 破砕作業				○ 破砕作業							↑	
		機械施設管理	所有するトラクタシヨベルの保守, 点検, 修繕など	○ 定期点検						○ 定期点検						↑	
		建築施設管理	整備する建築施設(堆肥棟など)の保守, 点検, 修繕など	○ 定期点検												↑	
		屋外施設管理	整備する屋外施設(舗装, 擁壁, 設備などの)の保守, 点検, 修繕など	↓												↑	
		活用管理	堆肥活用管理	園内の植栽工事, 維持管理に活用するための数量管理, 作業依頼など	↓	○ 適宜活用					○ 適宜活用					○ 適宜活用	
		チップ活用管理	園内の施設(舗装, マルチング)に活用するための数量管理, 作業依頼など	○ 適宜活用							○ 適宜活用					○ 適宜活用	
		剪定枝活用管理	園内のイベント(炭焼, 薪など)に活用するための数量管理, 作業依頼など	↓	○ 木工, 炭						○ 木工, 炭			○ イベント		○ 木工, 炭	
普及管理	PR管理	研究成果の発表や見学会への対応などのPR活動	○ 適宜対応												↑		
	普及管理	堆肥や樹木の引取り先(来園者, 地域)の開拓と配布活動など	○ 配布	○ 配布					○ 配布						↑		
管理	搬入管理	資材搬入他作業(XI草類)	リサイクル施設への刈草類の搬入, 破砕作業, 堆肥棟への積上げなどの作業	↓				資材搬入	破砕作業						↑		
		資材搬入他作業(剪定枝類)	リサイクル施設への剪定枝類の搬入, 仕分け, 堆肥棟への積上げなどの作業	↓				資材搬入	仕分け						↑		
	破砕管理	チップ化作業	樹木剪定枝類の破砕作業, 堆肥棟への搬送積上げなど	○ 破砕作業	●			●	破砕作業					↑			
	堆肥管理	堆肥化作業	堆肥の水分調整, 切返し, 腐熟度調査などの作業	○	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
保管管理	製品保管作業	出来上がった堆肥やチップを保管する作業(一部袋詰め作業を含む)	↓ 適宜作業											↑			

国営讃岐まんのう公園 緑のリサイクルセンター 施設運営状況

1. 施設概要

- 施設面積：約 3,000 m²
 (集積ヤード 1500 m²、発酵棟 430 m²、作業機械格納棟 200 m²、搬入道路 700 m²)
 - ※ 別紙配置図参照
 - ※ 作業する人たちのための詰所は設けていない。休憩するぐらいの場所は本来必要と考える。
 - ※ 整備当初に導入されていた破碎機・ベルトコンベア等の破碎システムは現在機能していない。

- 設置時期：平成 15 年

- 建設費：約 219,000 千円（建築・電気・機械）用地伐開造成は不明

- 運営体制：直営（作業用機械：バックホウ 0.1、ホイロローダ 0.6 は国から貸与）
 破碎作業（委託）※ 地元に大型破碎機ビースト 3680 型を保有している業者有
 ※ 4ピット／回、2泊3日／回、4～5回／年間の頻度で集積したら来てもらう。

- 年間運営コスト：5,800 千円 人件費（常駐2名、週4日（休園日（火）と土日休）（備北も常駐）
 破碎委託費、燃料費（作業用機械の軽油）、機械保守（電動シャッター等）
 - ※ 地元からの直接アルバイト契約で年間約 100 万円／人
 - ※ 作業員は作業安全上から、2名の体制で作業させるようにしている。
 - ※ 堆肥の温度管理、水分管理、切返し作業、製品袋詰、積込み、配布作業
 - ※ 切返し作業 2ピット／日（概ね午前と午後1ピットずつの作業）
 - ※ 袋詰作業は1回／月程度適宜実施している。30袋／日、5ℓ／袋
 - ※ 作業用機械運転のための免許（技能）が必要であるため、現在は定年後の元土木作業員だった人と継続的に契約して来てもらっている。
 - ※ 当初はアゴラ造園におまかせでコストが割高（約1千万）だったが、地元委託により現在は約半分程度に抑えることができている。

- 対象処理物：刈芝・刈草・剪定枝・伐採木・落葉等
 - ※ 竹も多く発生しているが、破碎して堆肥化している
 - ※ 落葉のみで堆肥化して腐葉土も作っている。（1ピット／年、60m³分）
 - ※ 土付の雑草や針金等がついている支柱等は産廃処分している。

- 年間発生量：1500m³（維持管理と公園整備に伴う発生分を含む）

- **年間堆肥製造量**：500～700m³ → 100～200m³ が維持管理、300m³ が公園整備に利用
堆肥の使用用途：植栽基盤の土壌改良（公園整備、既存花畑等）※芝生地には×マルチング（樹林地内の雑草抑制として、チップやチップ+堆肥を撒く）
※ 樹林地厚3cm程度、スイセン畑（春植物抑制用）厚1～2cm程度
園内配布（ボランティア・アンケートの返礼用に配布（成分分析表付）等
※ 最近は法面吹付の材料として活用する工法もある。

- **堆肥製造方法**：

- ・ 集積ヤードに堆積した原材料を年4回大型粉砕機により破砕する。（2回通し）
- ・ 別々に粉砕された芝草と木チップを約7：3で混入し発酵層へ投入する。
- ・ 6ヶ月間発酵と切返しを繰り返す、発酵温度は約70℃位になる。
- ・ 発酵棟にはエアレーション装置や灌水装置が配備されている。
- ・ 堆肥に適さない土砂や支柱等の一部は産廃処分を行っている。
- ※ 『堆肥製造マニュアル』などは現段階では作成していない。リーダー（公園管理財団の職員）が毎日の温度管理の状況から切返し時期等を判断し、アルバイト契約の職員に指示をして切返し等の作業を実施している。アルバイト職員も継続的に作業に係っており、作業経験も積んできているため、だいぶ現場を任せられるようになっている。
- ※ 堆肥を仕込んだ直後に出る黒い滲出液は、少量であるが臭い。現在は何も処理せず側溝で受けて雑排水として放流している状況である。（備北も同様）
- ※ 切返し作業時に多少粉塵が発生するため、作業員にはマスクとメガネの着用を指示している。木曽川の場合風向きに注意し、民家側には緩衝緑地を設けるなどの措置が必要ではないか。
- ※ 発酵温度は理想では80℃だが家畜糞尿を入れない限り植物材料だけではそこまで上がらない。
- ※ 発酵棟のエアレーション装置はほとんど使用していない。（特に堆肥化に支障がないため）
- ※ 灌水装置は2ピットに1箇所、口径の大きな給水栓が必要である。（備北は1箇所／9ピット、通常の給水栓であるため作業に支障がある）
- ※ 2ピット毎に1シャッターのため作業効率がよい。（備北は1ピット毎のため開閉が大変）

- **問題点**

発生量と堆肥消費量とのバランス、まんのう公園では近年新規開園整備の植栽基盤やマルチング等で大量に堆肥が消費され発生量と消費量のバランスがとれている。しかし、開園整備が終わり維持管理が始まれば発生量は増え、消費量とのバランスが大きく崩れる事が予測される。大量に堆肥が余っていく傾向は全国的によく聞かれる。

- **堆肥化施設のオープン化について**

- ・ 現在施設は基本的に公開していない。自由に見てもらうには安全面で支障があると考えられるため、今後バックヤードツアーのようなかたちで公園利用者に見てもらうことを検討中である。

○ 機械棟（破砕機・ベルトコンベア）



○ 機械棟（破砕機・ホイールローダ・バックホウ）



○ 堆肥棟 正面

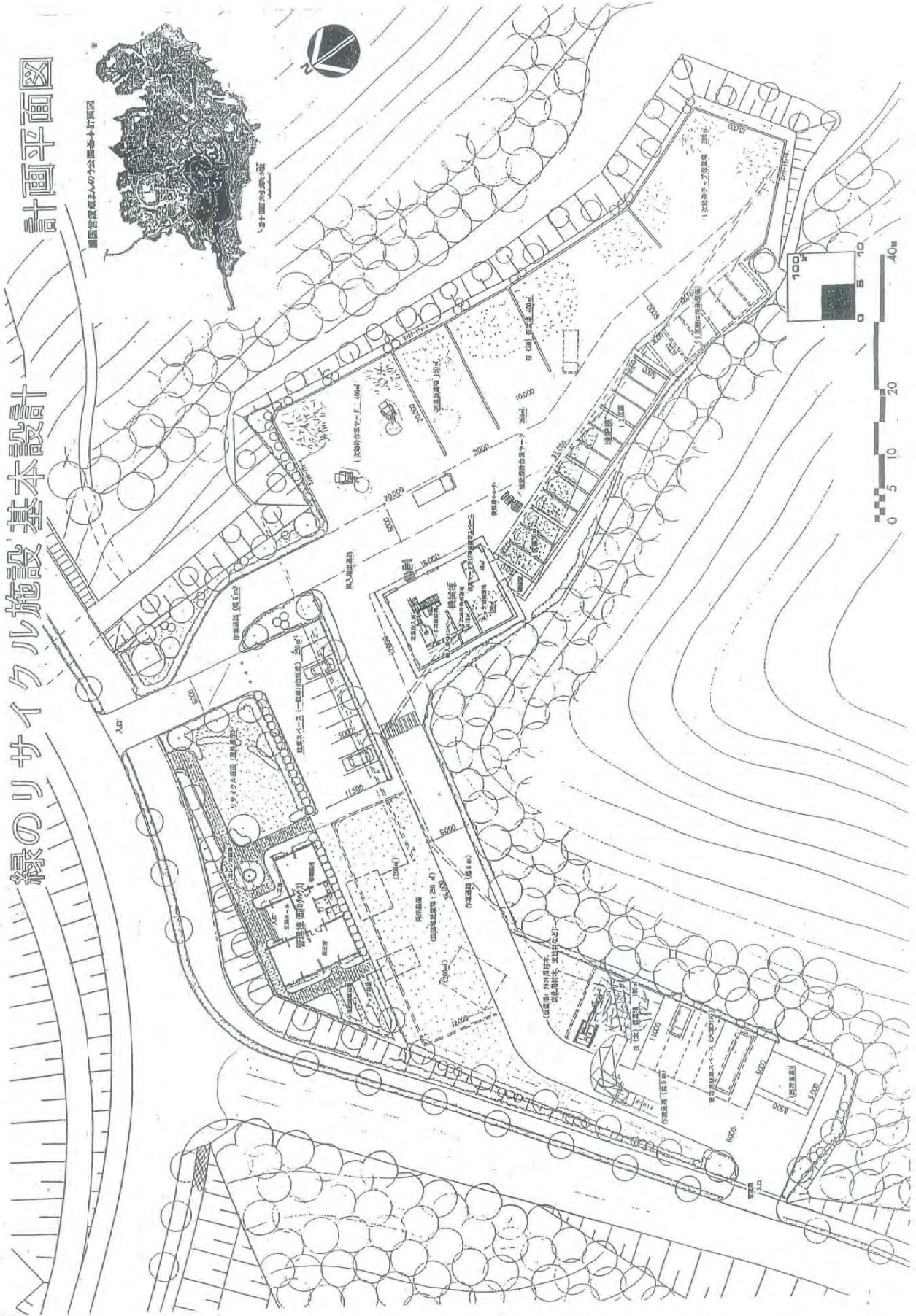


○ 堆肥棟 背面 プロア設備



緑のリサイクル施設基本設計

計画平面図



国営備北丘陵公園 緑のリサイクルセンター 施設運営状況

1. 施設概要

- 施設面積：約 2,500 m²
(集積ヤード 1200 m²、発酵棟 340 m²、作業機械格納棟 40 m²、搬入道路 700 m²)
 - ※ 別紙配置図参照
 - ※ 作業する人たちのための詰所は設けられていない。
 - ※ 破砕機・ベルトコンベア等の破砕システムは委託作業を前提としているため、設置されていない。
 - ※ 機械倉庫は常備するトラクタショベルを保管するための施設である。
 - ※ 発酵槽毎にシャッターが設けられており、両サイドにコーナーガードパイプが並ぶため間口が狭くトラクタショベルでの作業がややしにくいとの意見もある。
 - ※ シャッターの上げ下げも発酵槽毎に必要なため、煩雑であるとの意見もある。
 - ※ 予備スペースにプレハブ等で作業道具を置く場所や、作業員の詰所スペースを確保している。

- 設置時期：平成 16 年

○ 施設の全景



○ 仮置場に集積されたチップ



○ 予備スペースに設けられた簡易な道具置場兼詰所

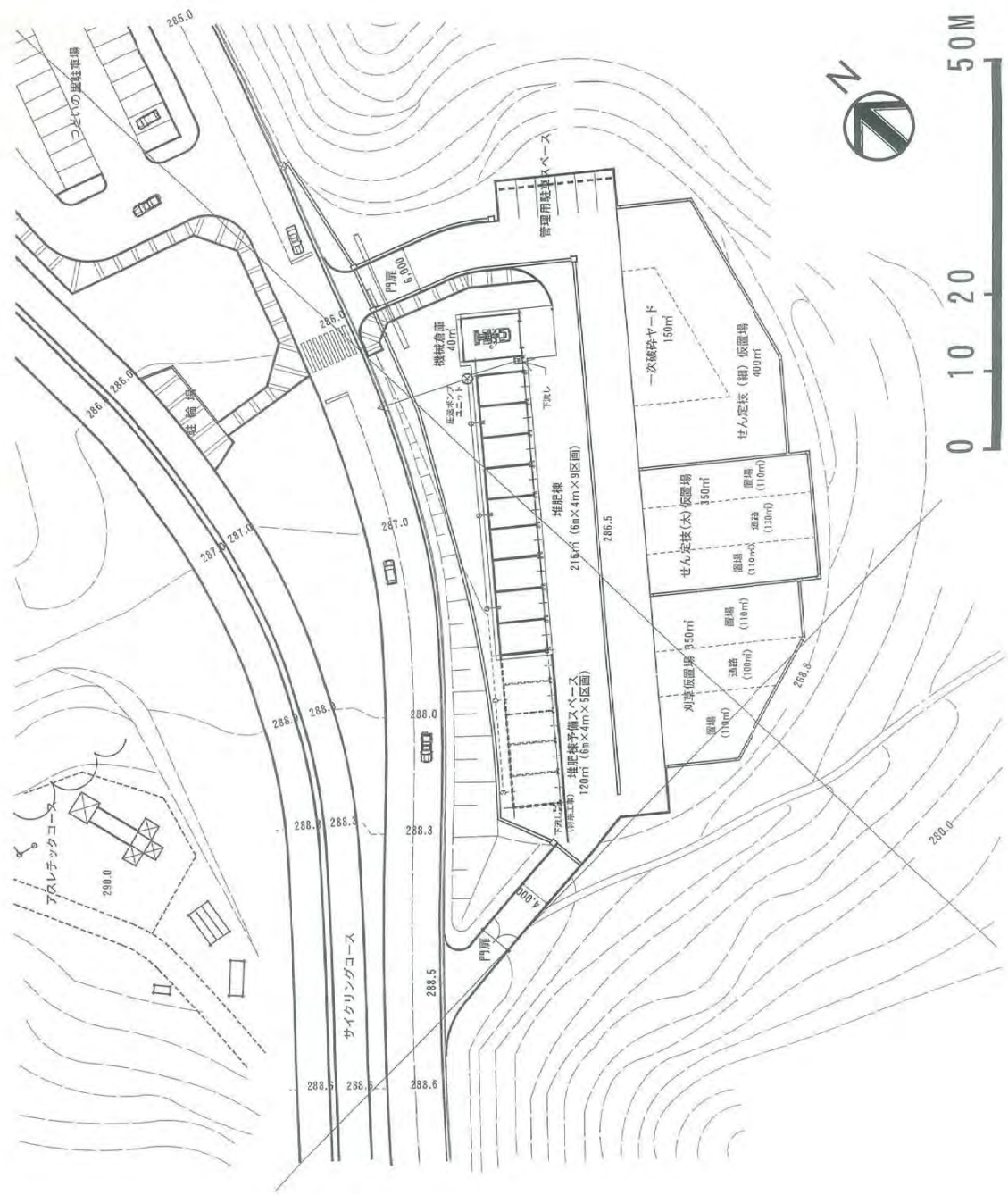


○ 堆肥棟 正面



○ 堆肥棟 発酵槽内



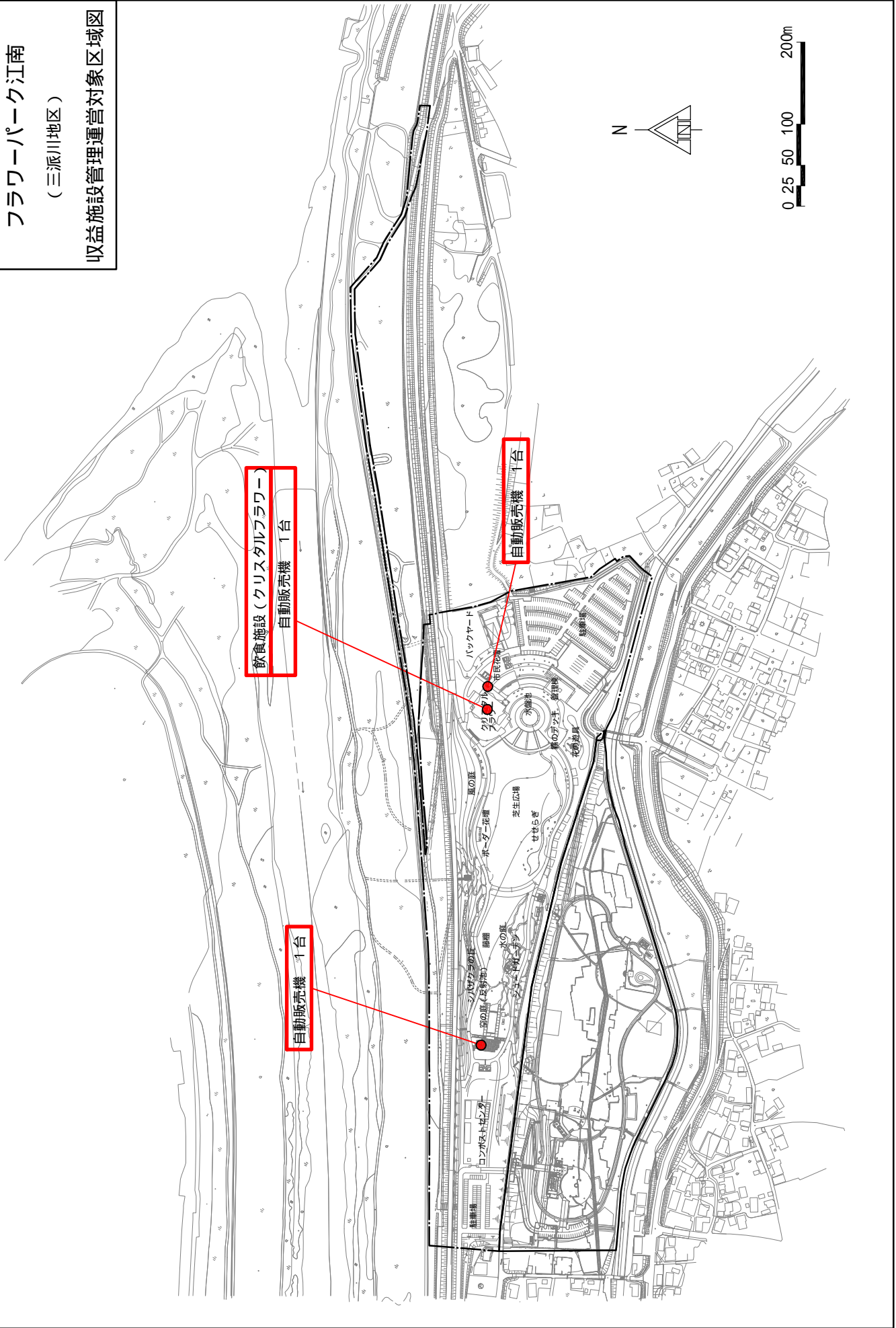


■施設配置平面図

S = 1 : 500

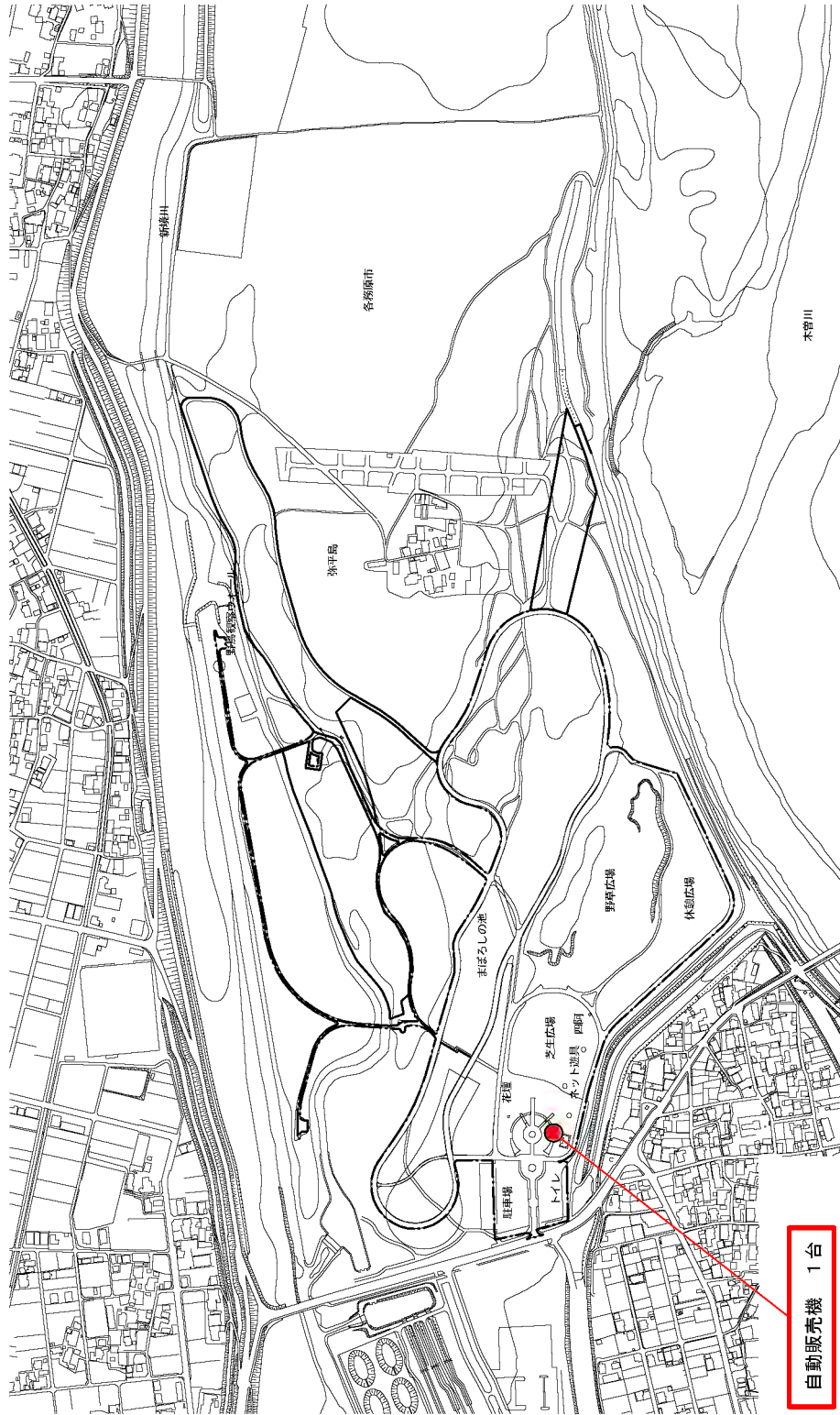
フラワーパーク江南
(三派川地区)

収益施設管理運営対象区域図

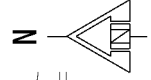


かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)

収益施設管理運営対象区域図

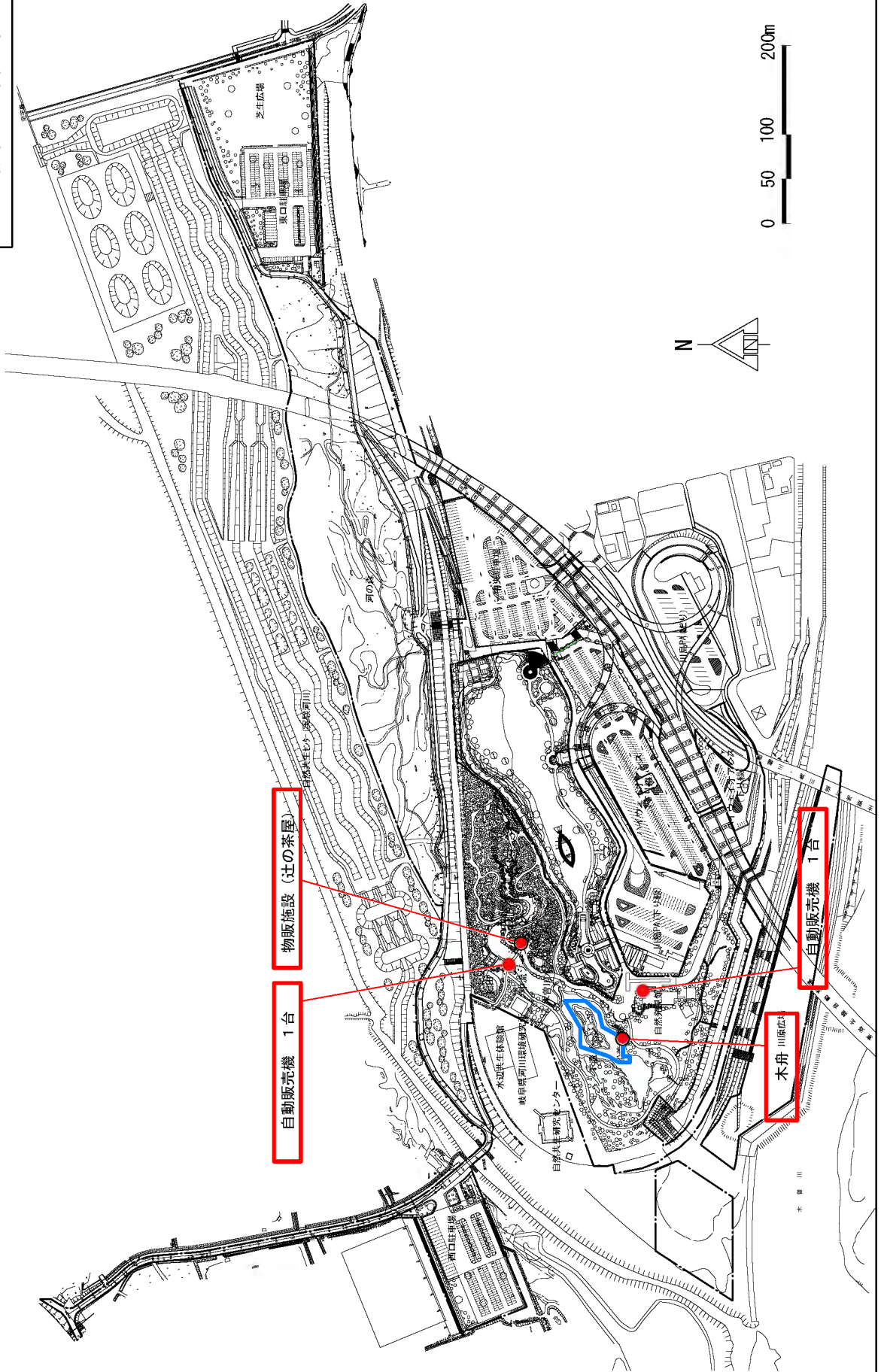


自動販売機 1台



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

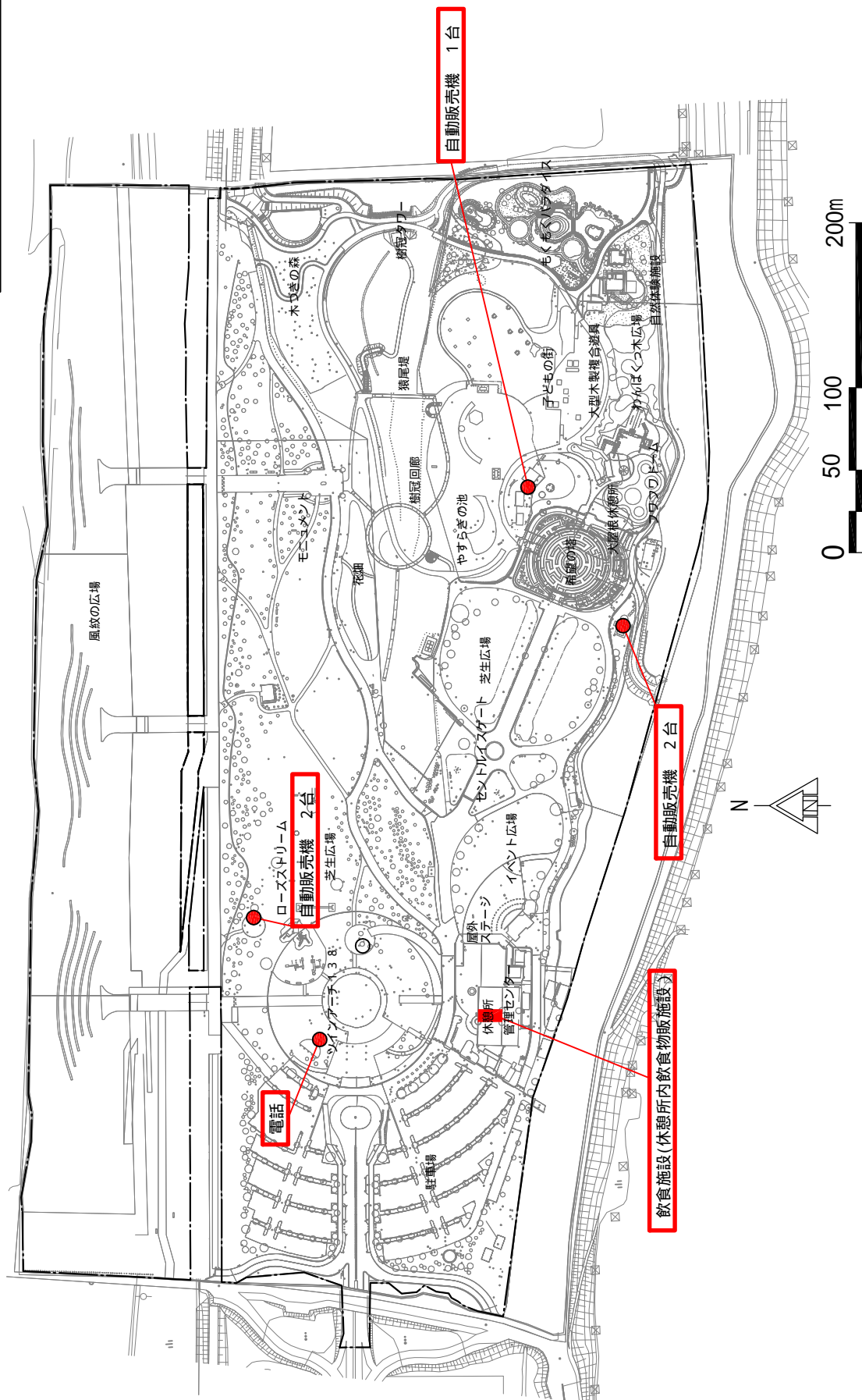
収益施設管理運営対象区域図



138タワーパーク

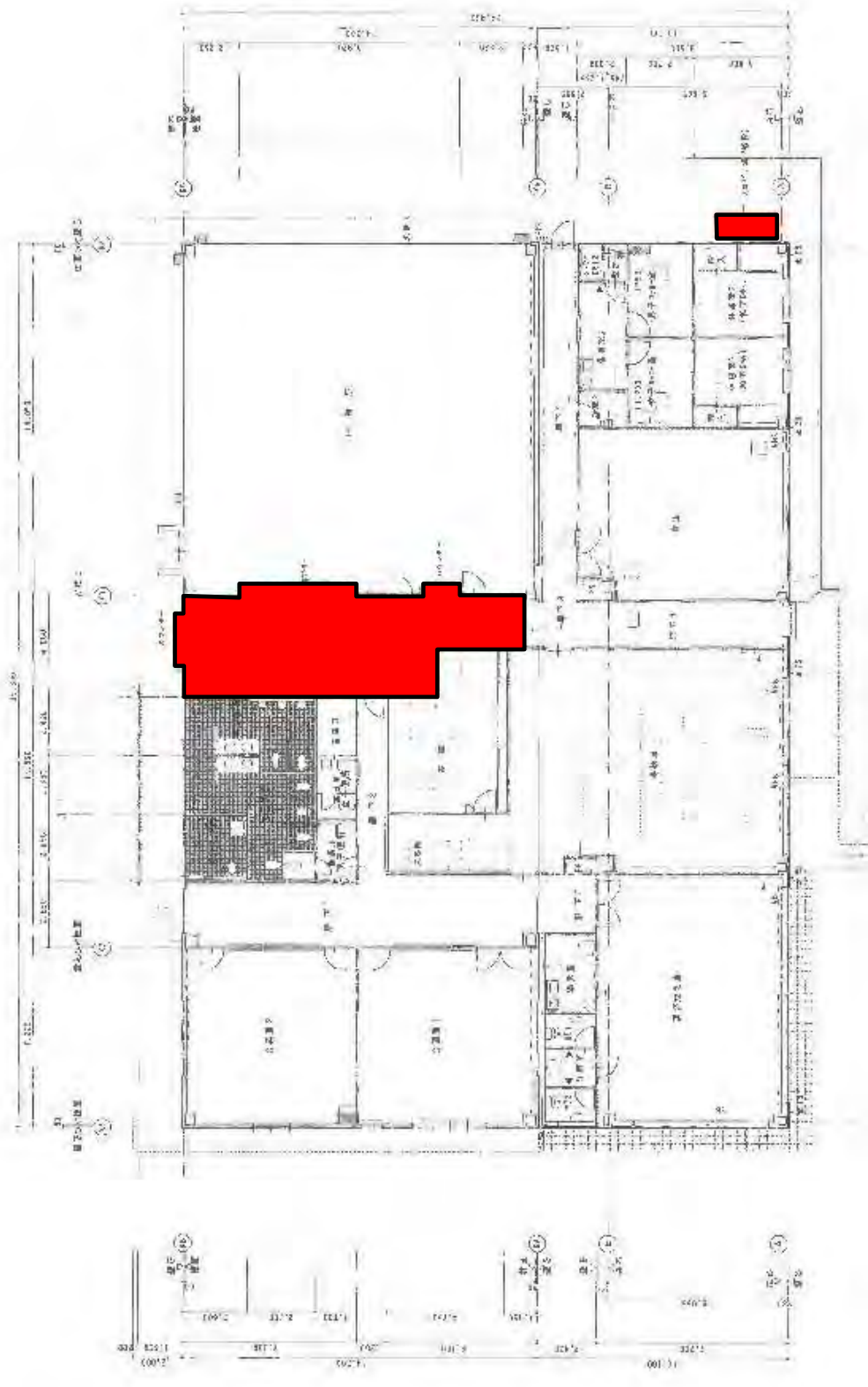
(三派川地区)

収益施設管理運営対象区域図



138タワーパーク
(三派川地区)

収益施設管理運営対象区域図
(休憩所内飲食物販施設)

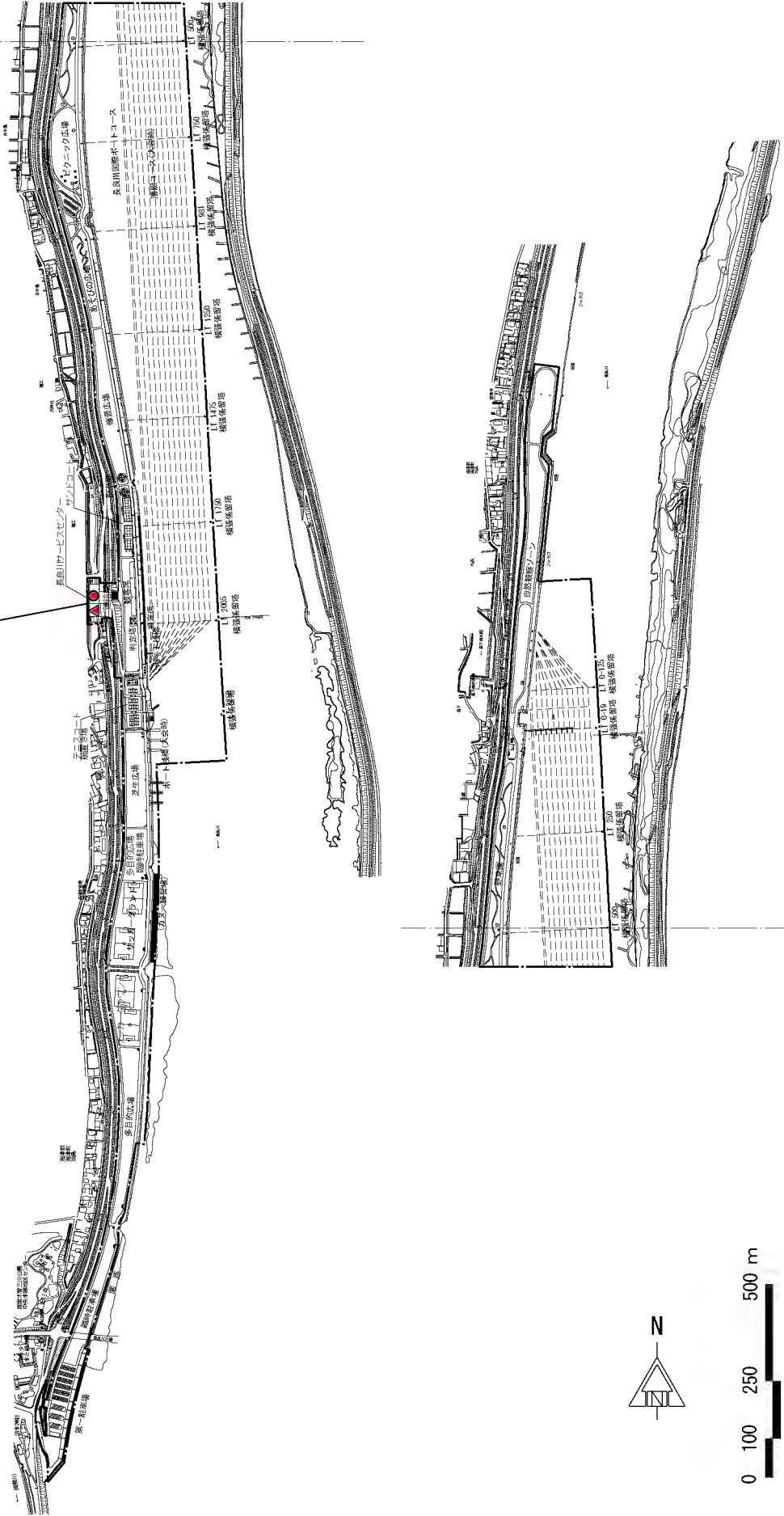


対象区域

長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)

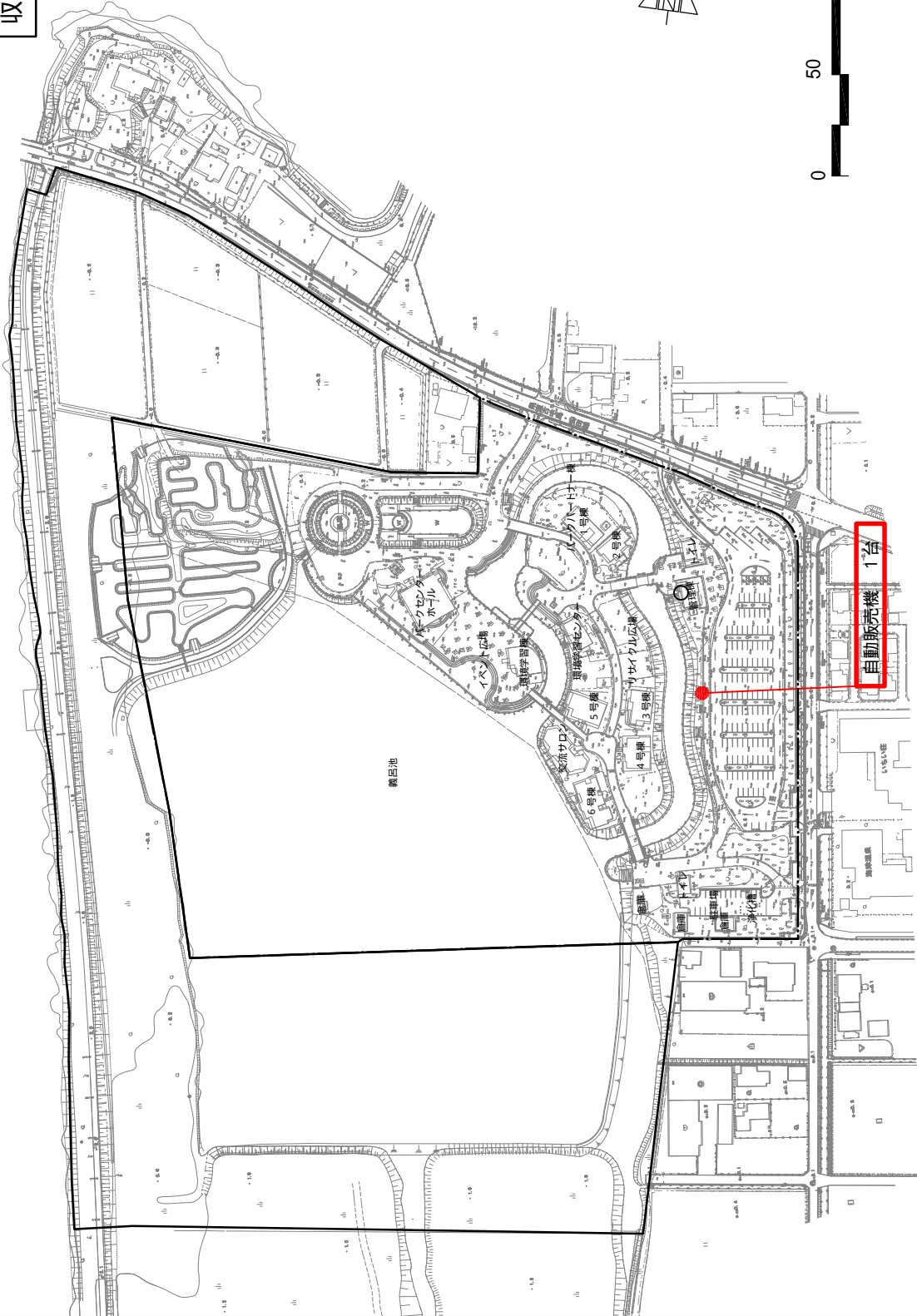
収益施設管理運営対象区域図

自動販売機 2台
電話



アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)

収益施設管理運営対象区域図



木曾三川公園センター

(中央水郷地区)

収益施設管理運営対象区域図

自動販売機 1台

自動販売機 1台

自動販売機 3台

飲食施設(レストランMamaz Cafe)

電話

自動販売機 2台

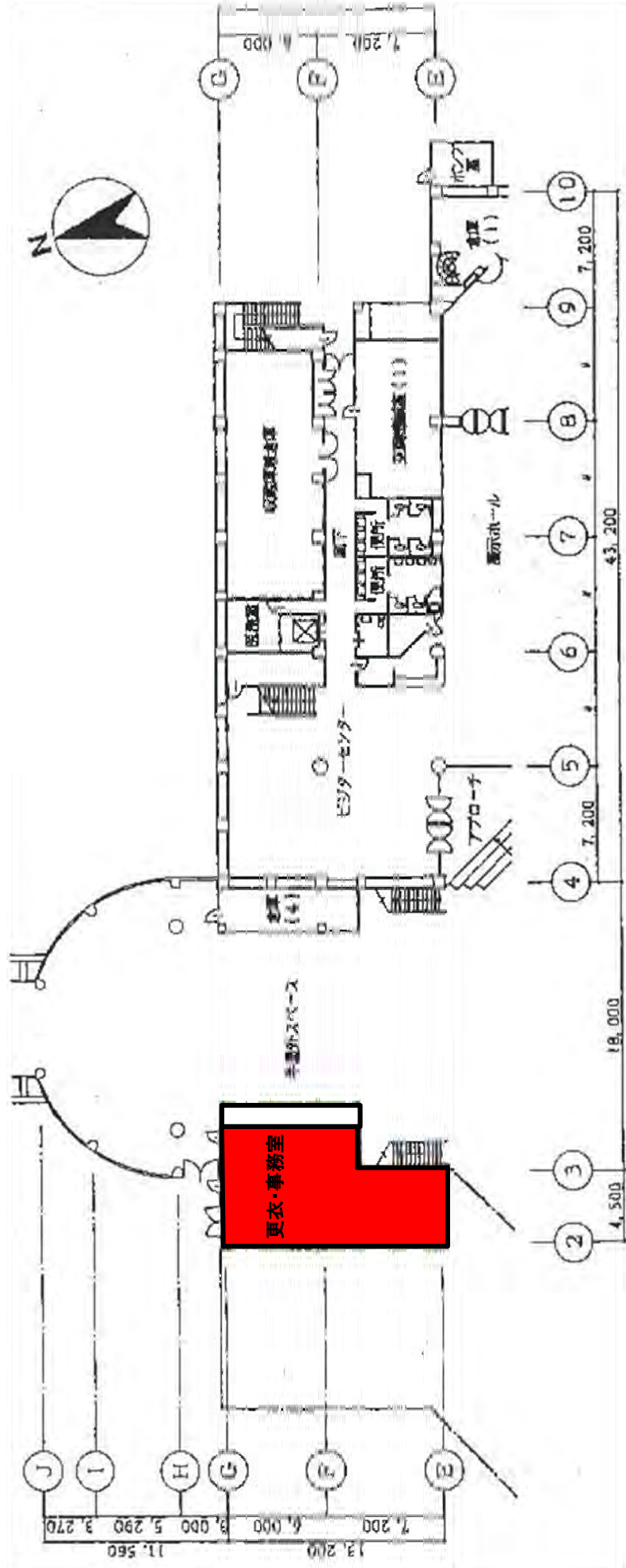
自動販売機 3台

展望タワー・展示施設



木曾三川公園センター
(中央水郷地区)

収益施設管理運営対象区域図
(レストラン Mamaz Cafe)

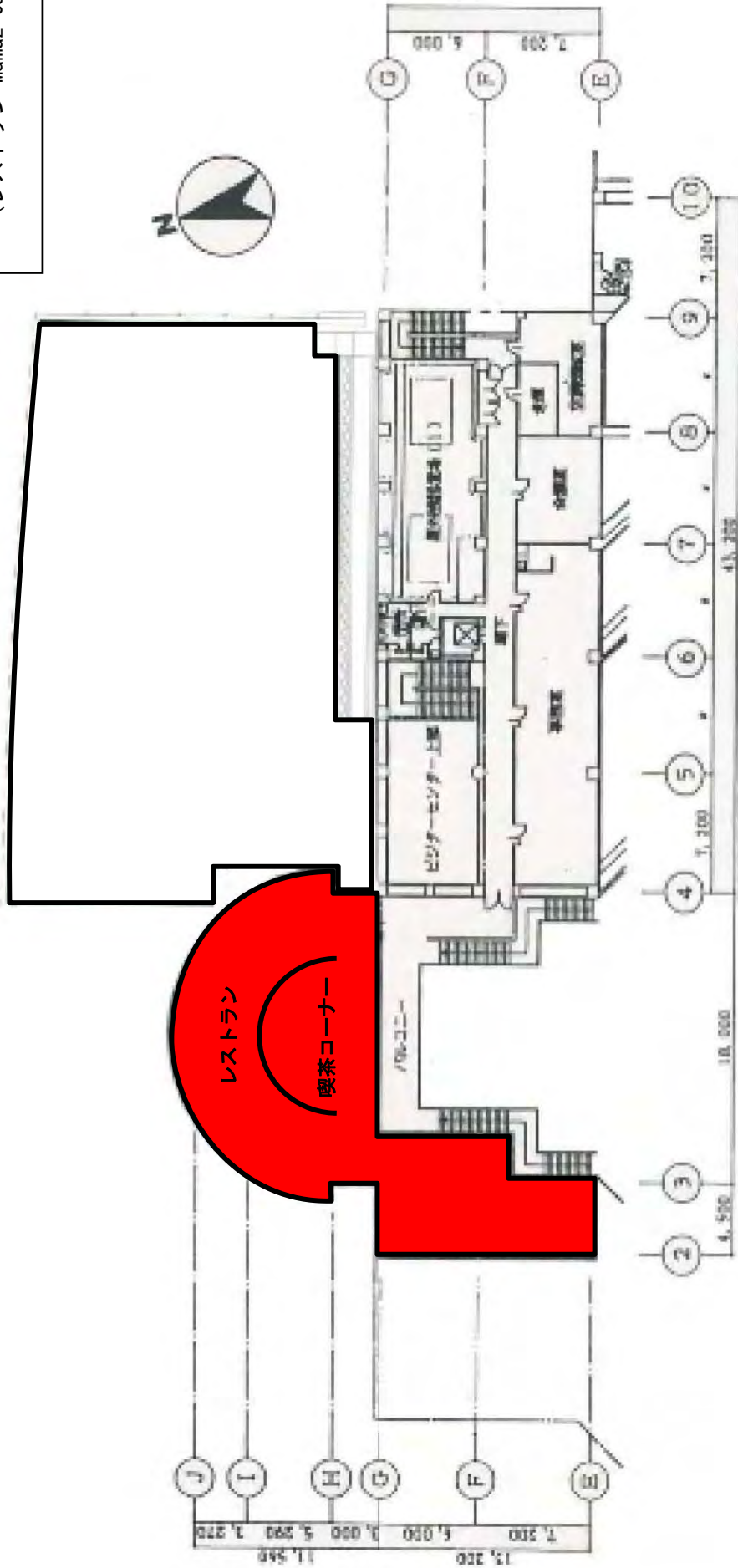


1階平面図

対象区域

木曾三川公園センター
(中央水郷地区)

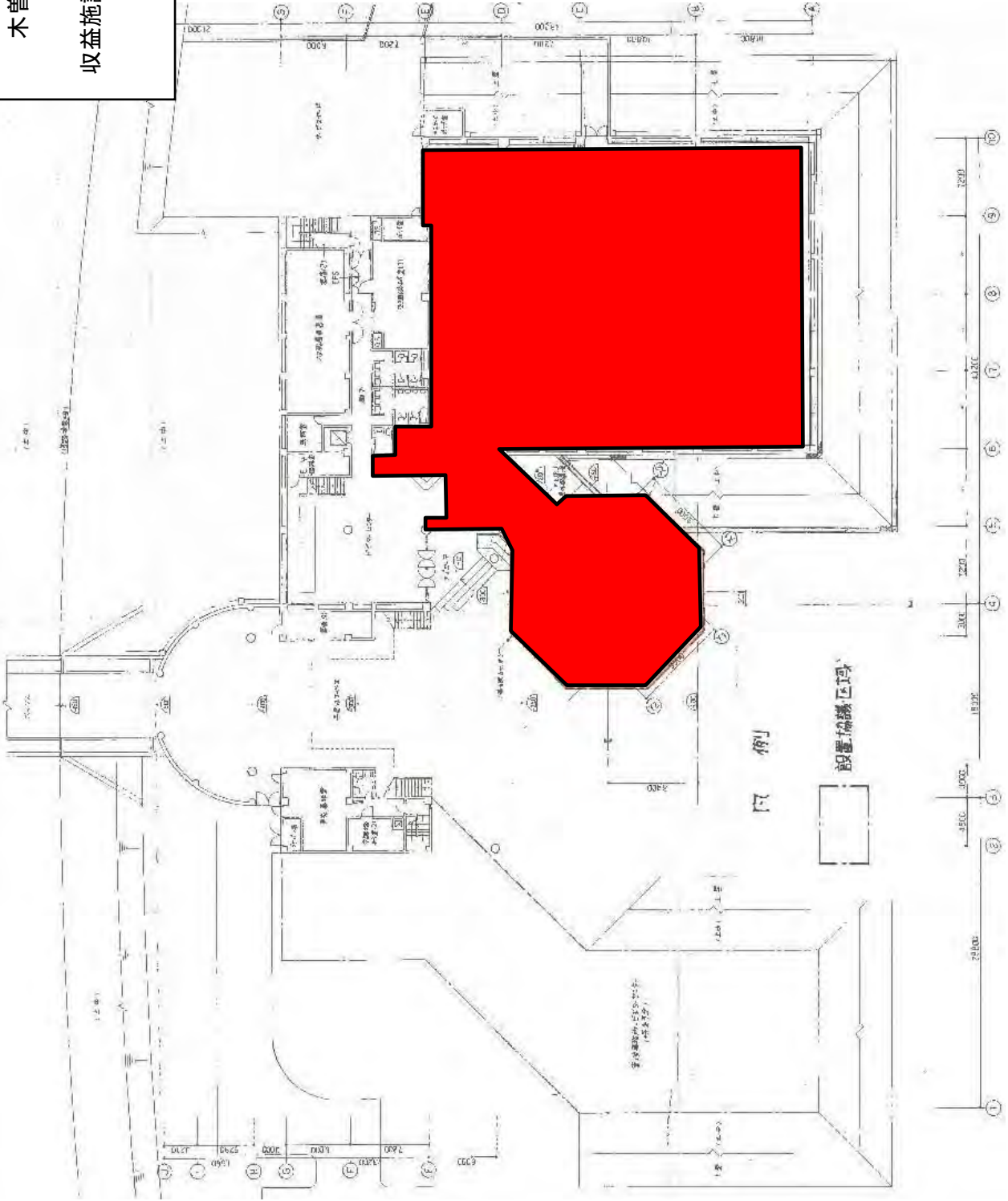
収益施設管理運営対象区域図
(レストラン Mamaz Cafe)



2階平面図

対象区域

木曽三川公園センター
(中央水郷地区)
収益施設管理運営対象区域図
(水と緑の館)



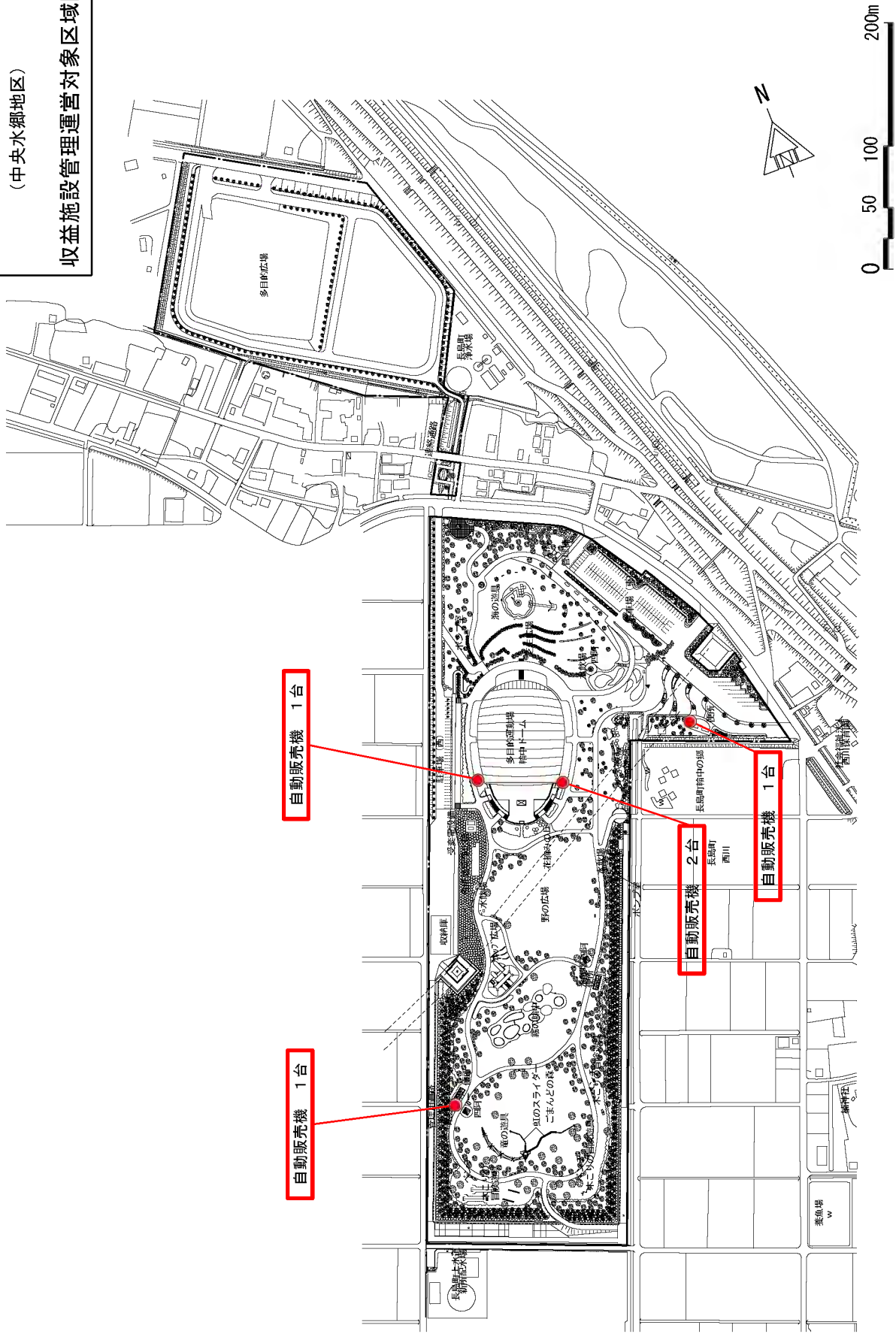
対象区域

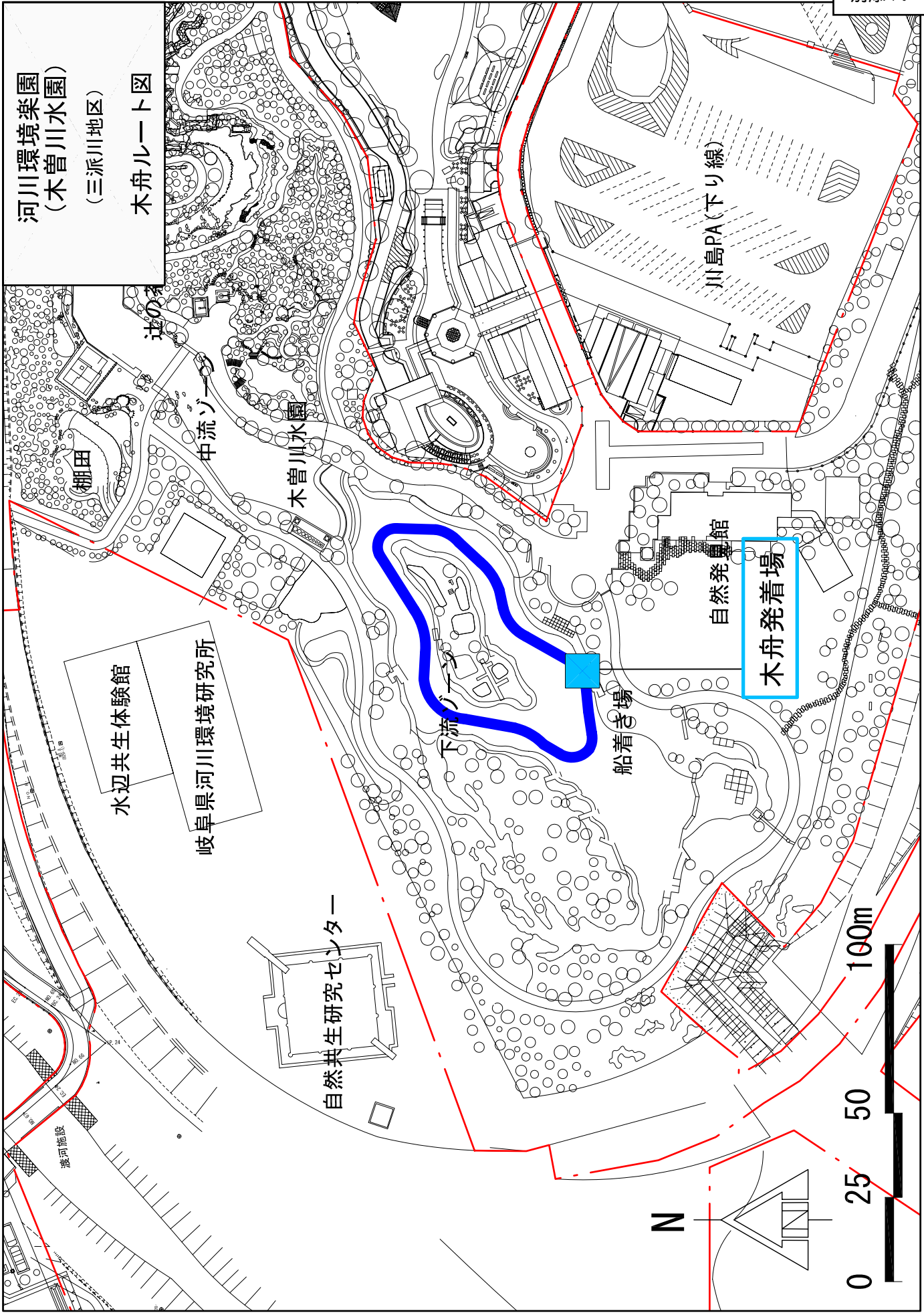


カルチャービレッジ

(中央水郷地区)

収益施設管理運営対象区域図



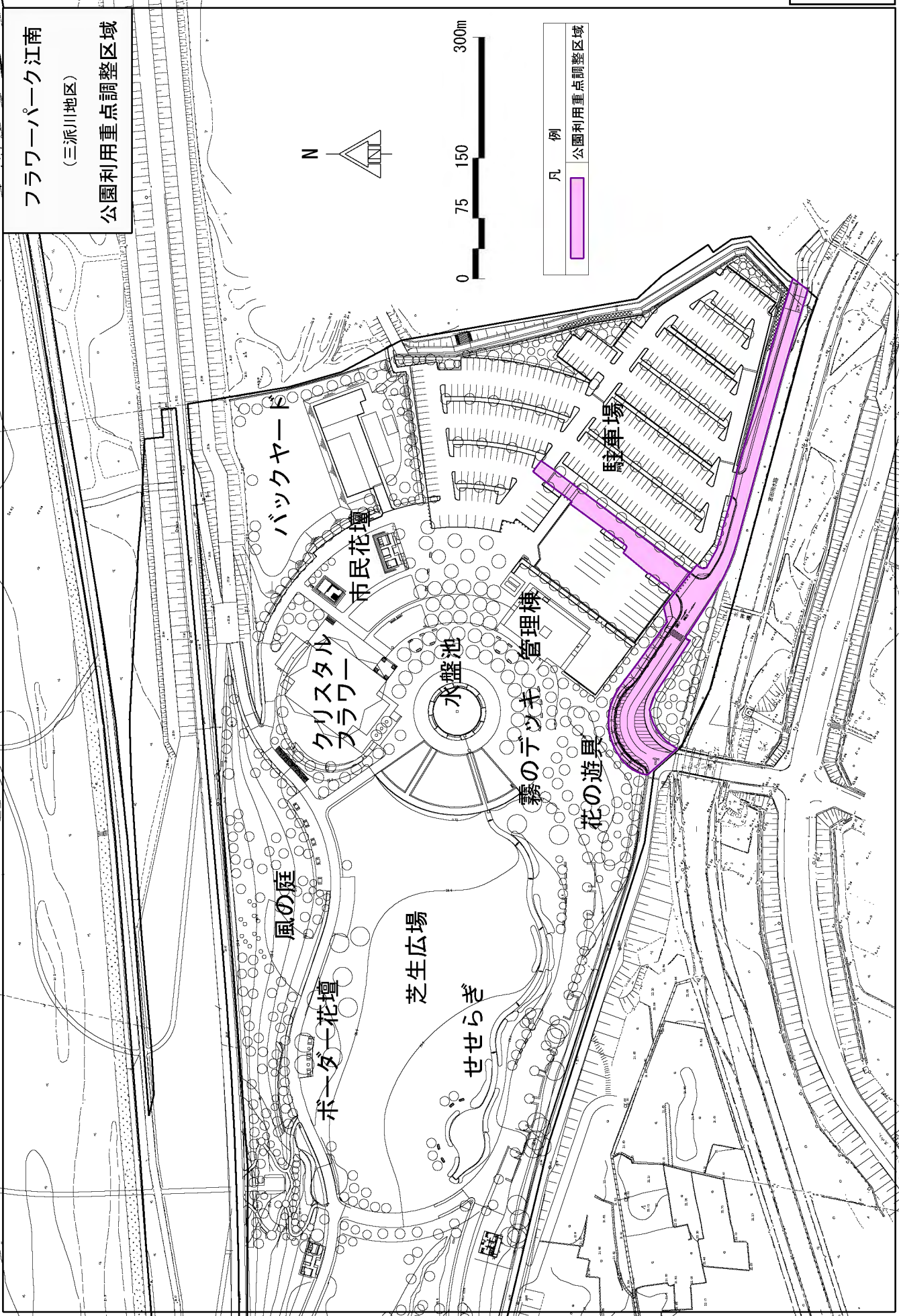


河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)
木舟ルート図

収益施設に係る自主点検一覧

別添41

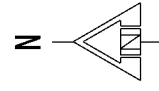
区分	名称	内容	点検項目
建築物	日常点検	目視、打診等による外観・機能点検	構造・形状等異常の発見
建築物	定期点検	目視、打診等による外観・機能点検	内装・天井・床等の劣化
空調設備	日常点検	目視等による外観・機能点検	構造・形状等異常の発見
空調設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃	設備機器の破損・腐植・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検 洗浄・清掃
消防設備	日常点検	目視等による外観・機能点検	構造・形状等異常の発見
消防設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃	設備機器の破損・腐植・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検 洗浄・清掃
電気設備	日常点検	目視等による外観・機能点検	構造・形状等異常の発見
電気設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃	設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検 ※分電盤については、年1回絶縁測定を実施
給排水設備	日常点検	目視等による外観・機能点検	水漏れ等異常の発見
給排水設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃	設備機器の破損・腐食・剥離等の点検
電話設備	日常点検	目視等による外観・機能点検	構造・形状等異常の発見
電話設備	定期点検	外観・機能点検及び清掃	設備機器の破損・腐食・剥離等の点検 設備機器の作動の良否を判定する機能点検



かさだ広場・各務原
アウトドアワールド
(三派川地区)
公園利用重点調整区域

まぼろしの池

野草広場



芝生広場
ネット遊具 四阿

花壇

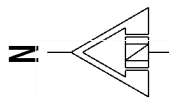
駐車場

トイレ

凡 例
公園利用重点調整区域

河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

公園利用重点調整区域



0 100 200m

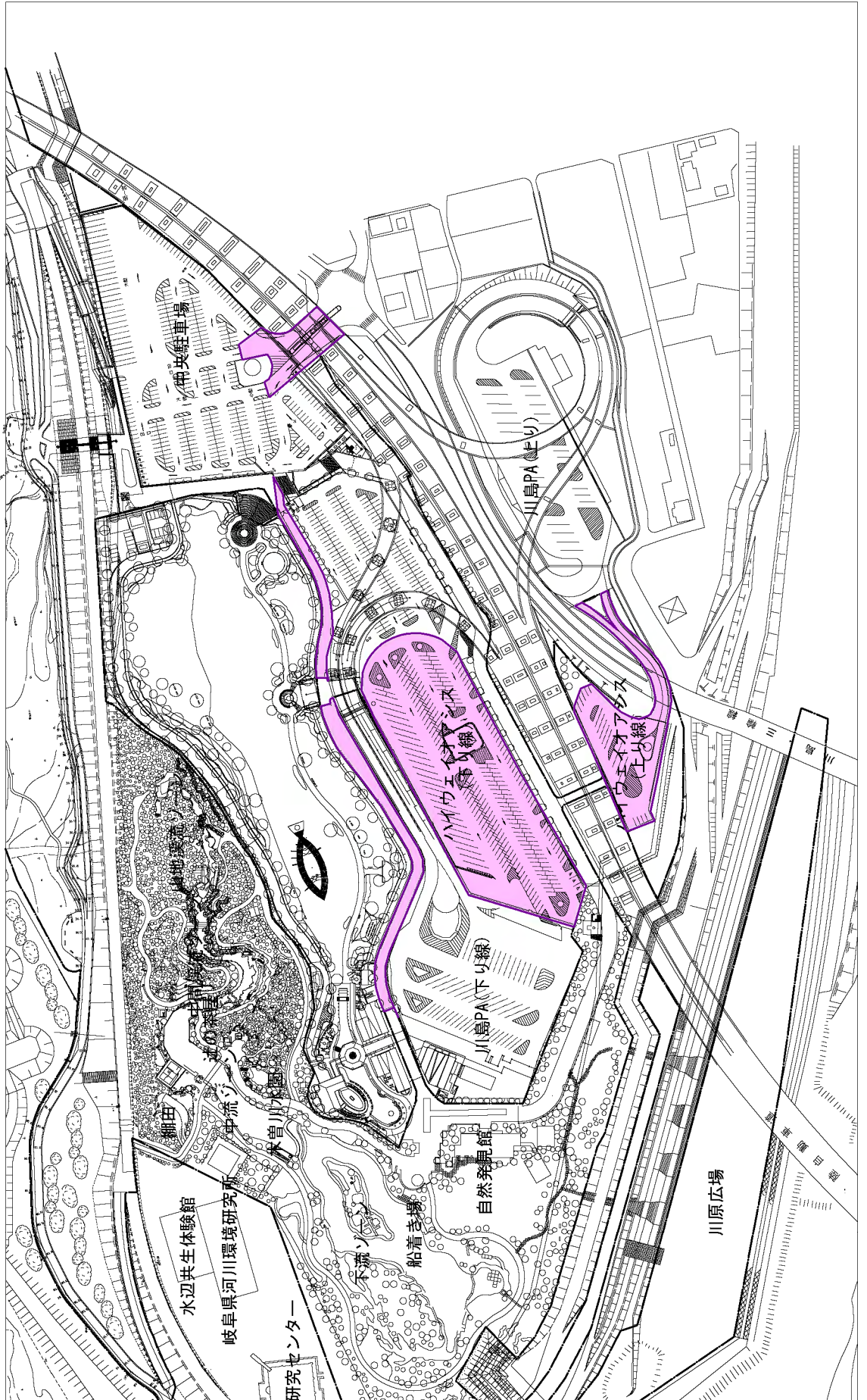
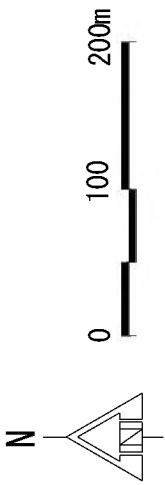
凡 例

公園利用重点調整区域



河川環境楽園
(木曾川水園)
(三派川地区)

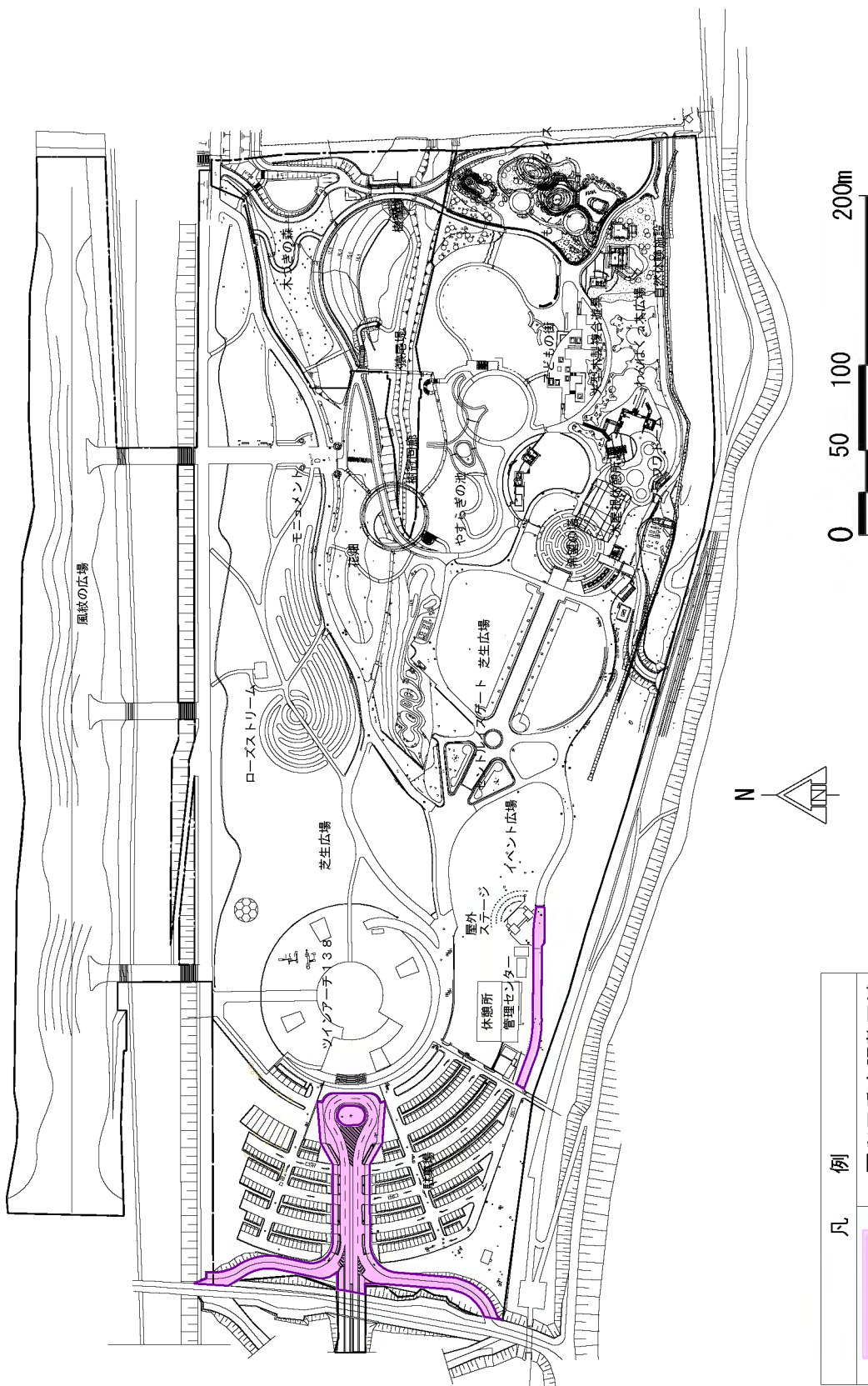
公園利用重点調整区域



138タワーパーク

(三派川地区)

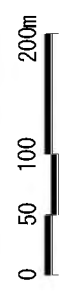
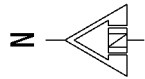
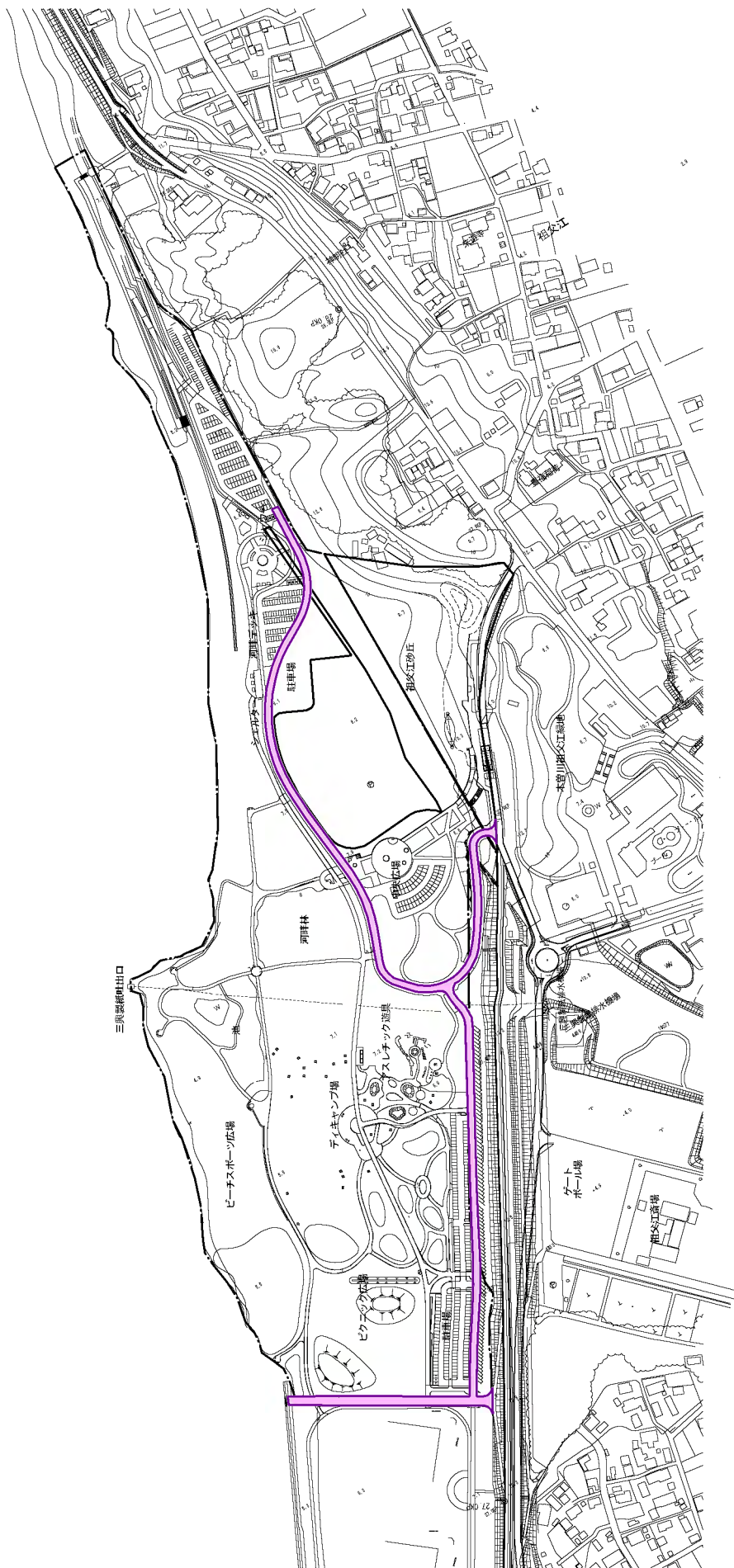
公園利用重点調整区域




凡例
公園利用重点調整区域

ワイルドネイチャー
プラザ
(中央水郷地区)

公園利用重点調整区域



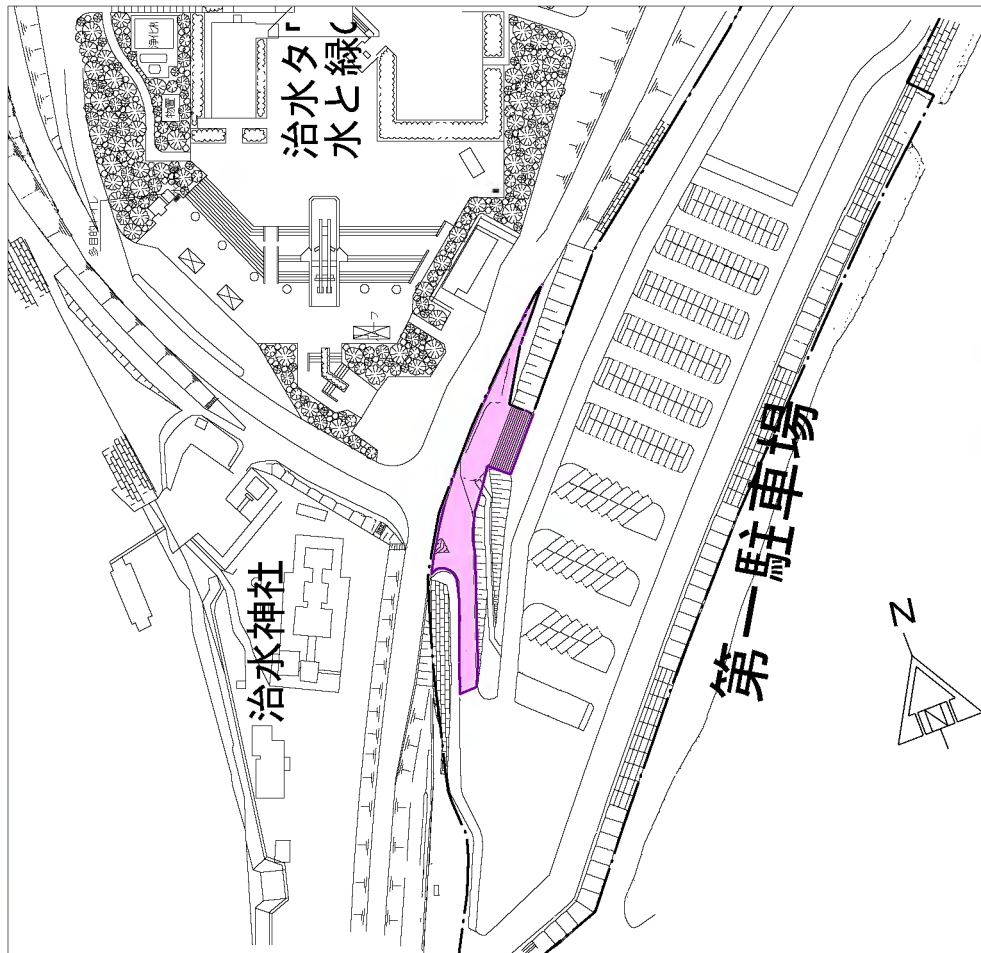
凡 例
 公園利用重点調整区域

長良川
サービスセンター
(中央水郷地区)

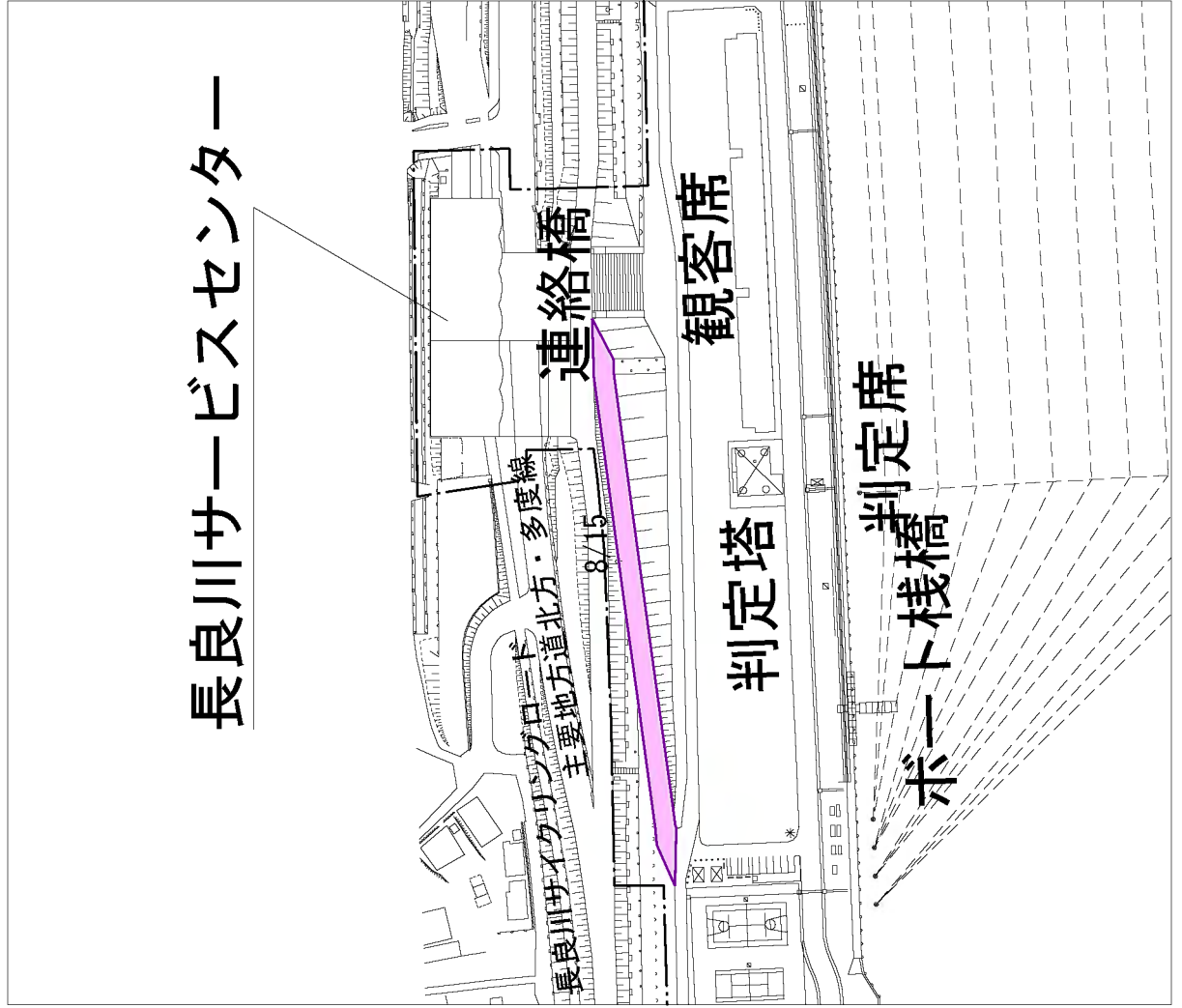
公園利用重点調整区域

凡 例

公園利用重点調整区域



長良川サービスセンター



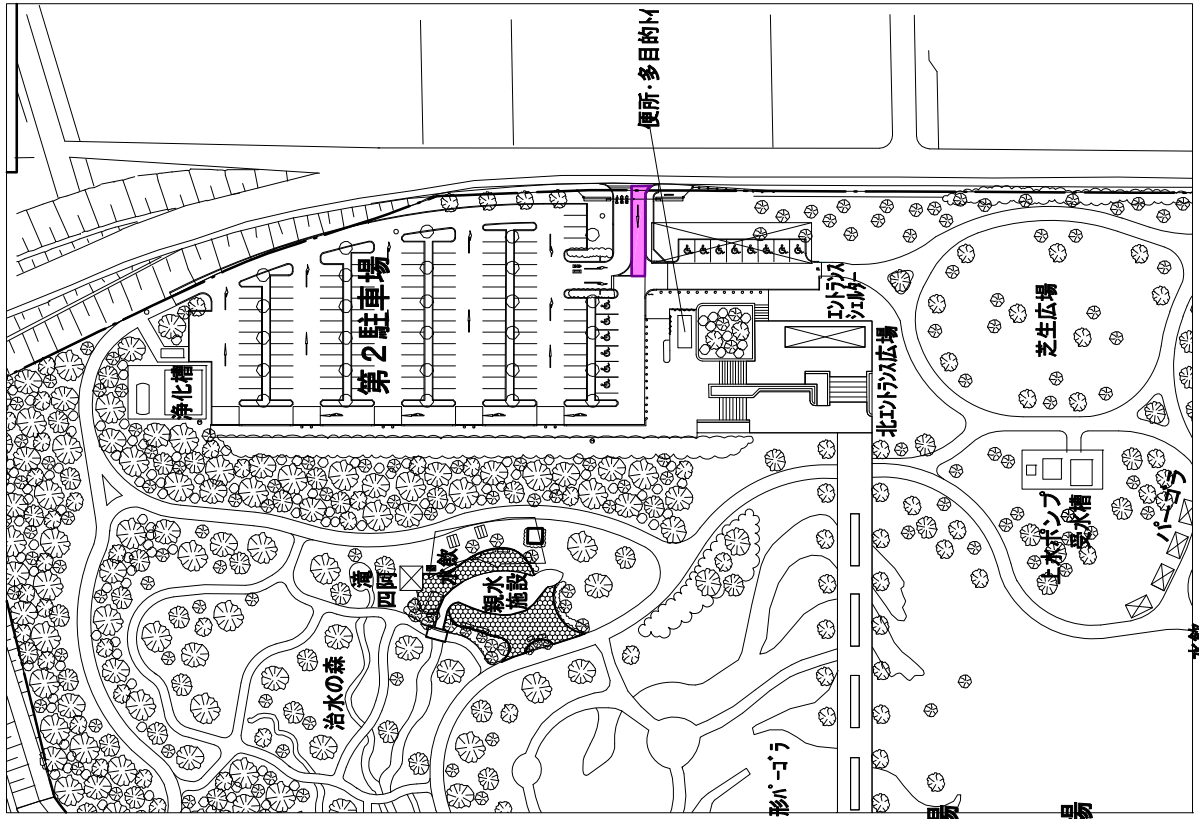
アクアワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)


公園利用重点調整区域

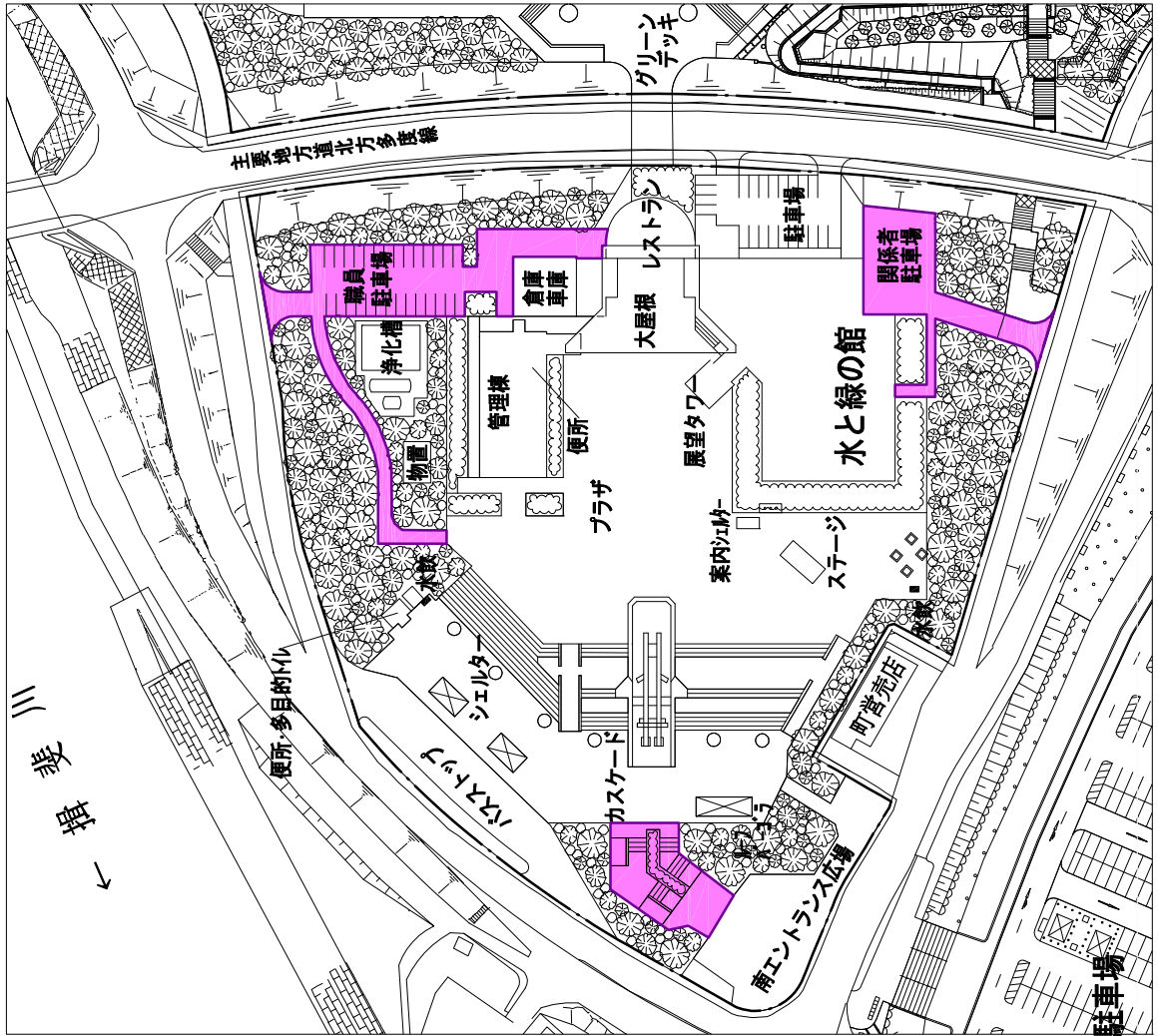


木曾三川公園センター
(中央水郷地区)

公園利用重点調整区域



凡 例
 公園利用重点調整区域



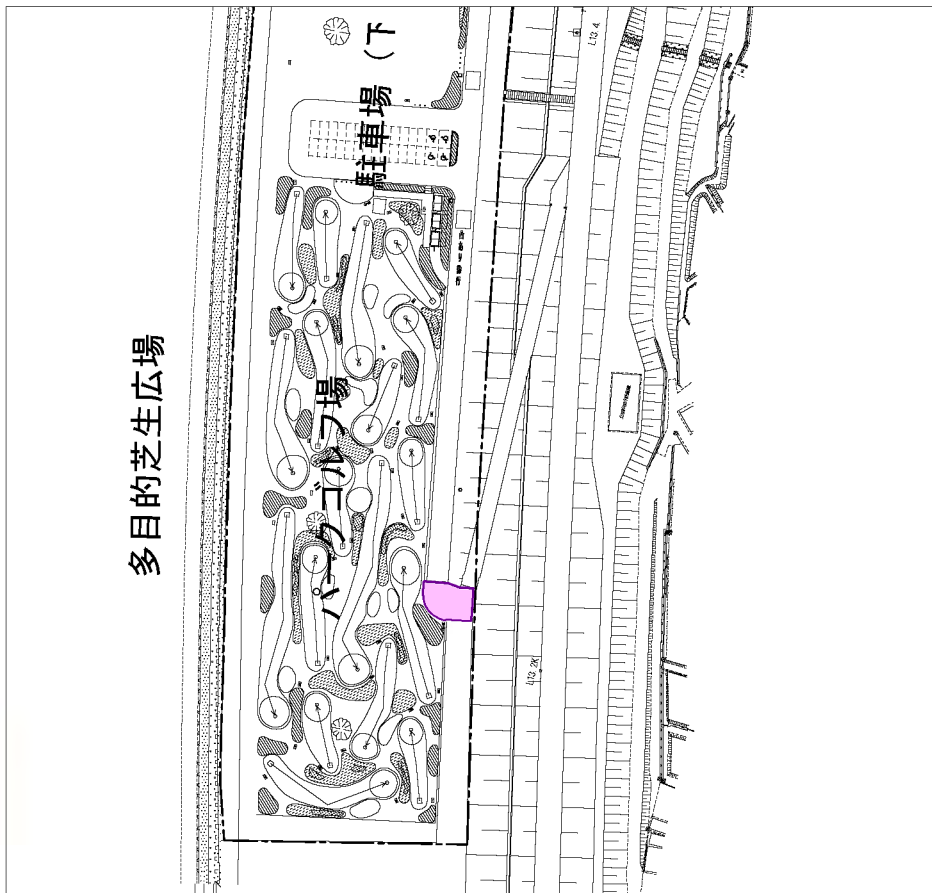
東海広場

(中央水郷地区)

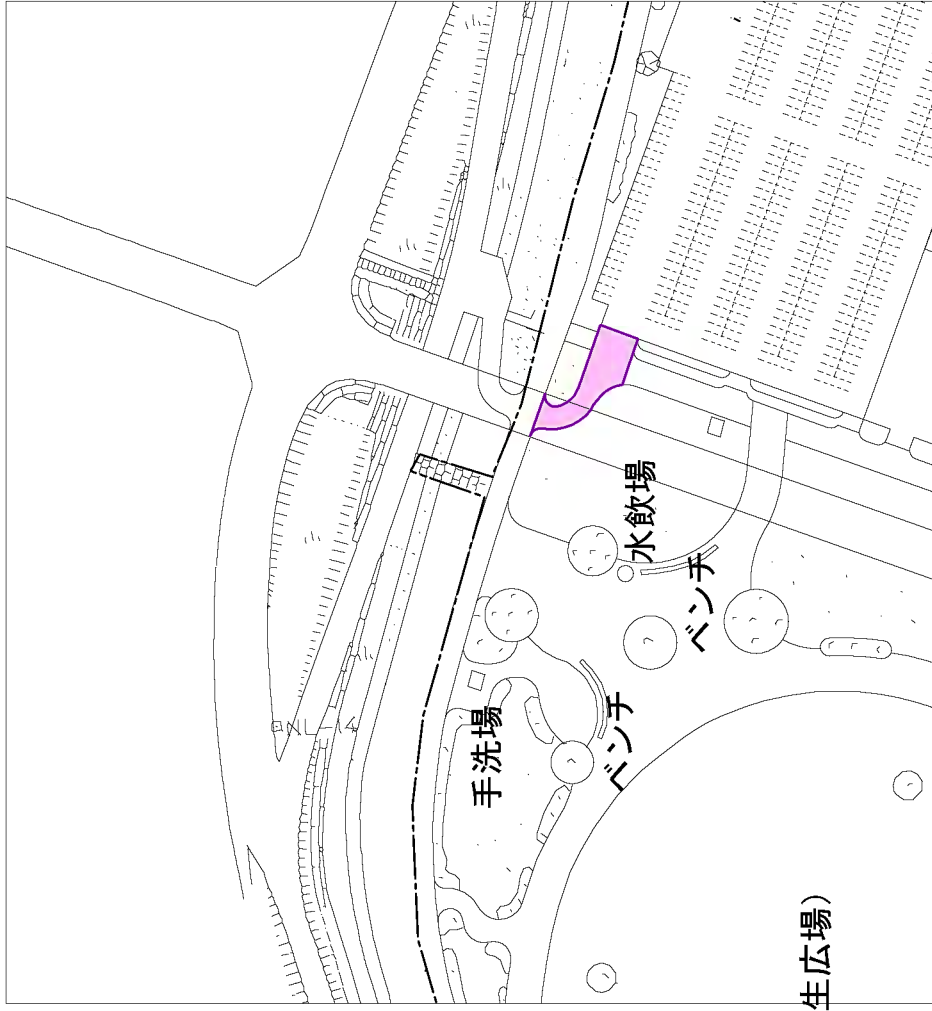
公園利用重点調整区域

凡 例

公園利用重点調整区域



多目的芝生広場




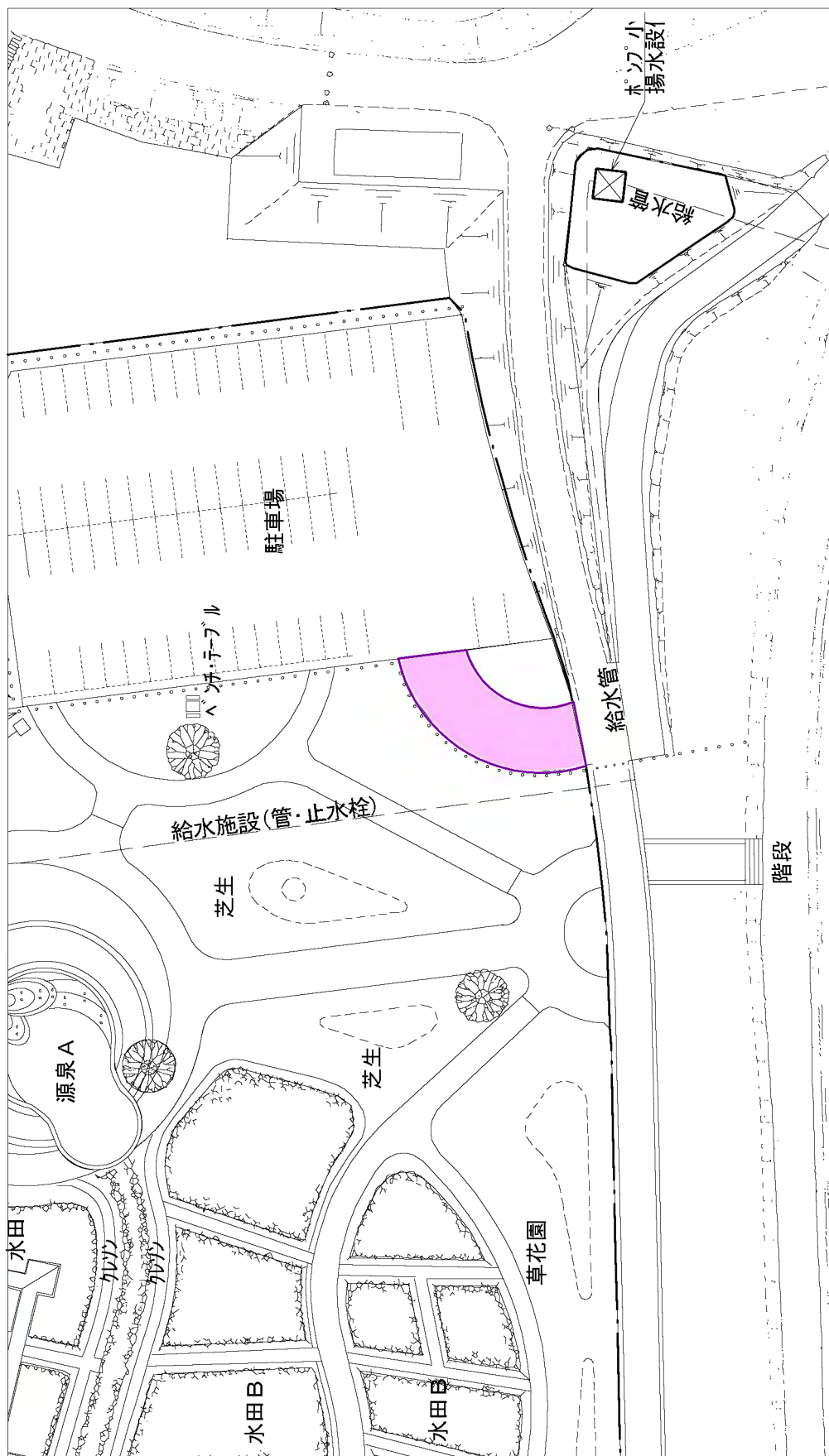
生広場)

船頭平河川公園

(中央水郷地区)

公園利用重点調整区域

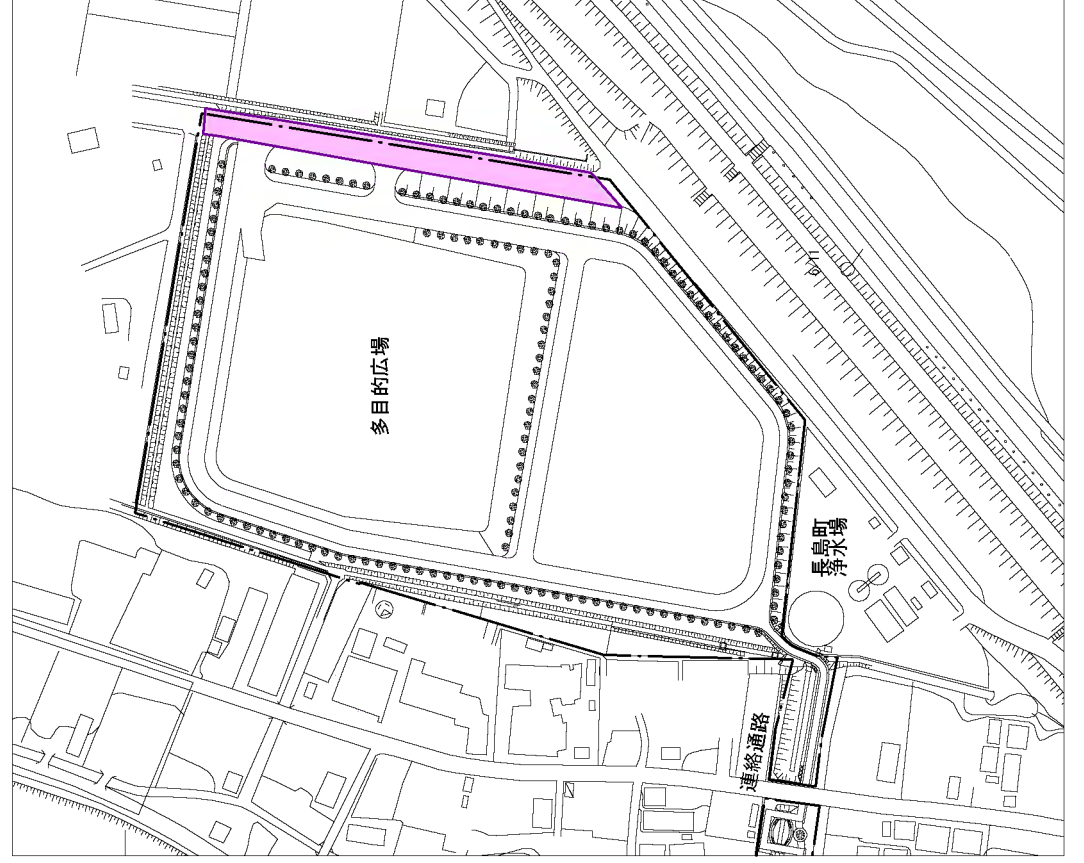
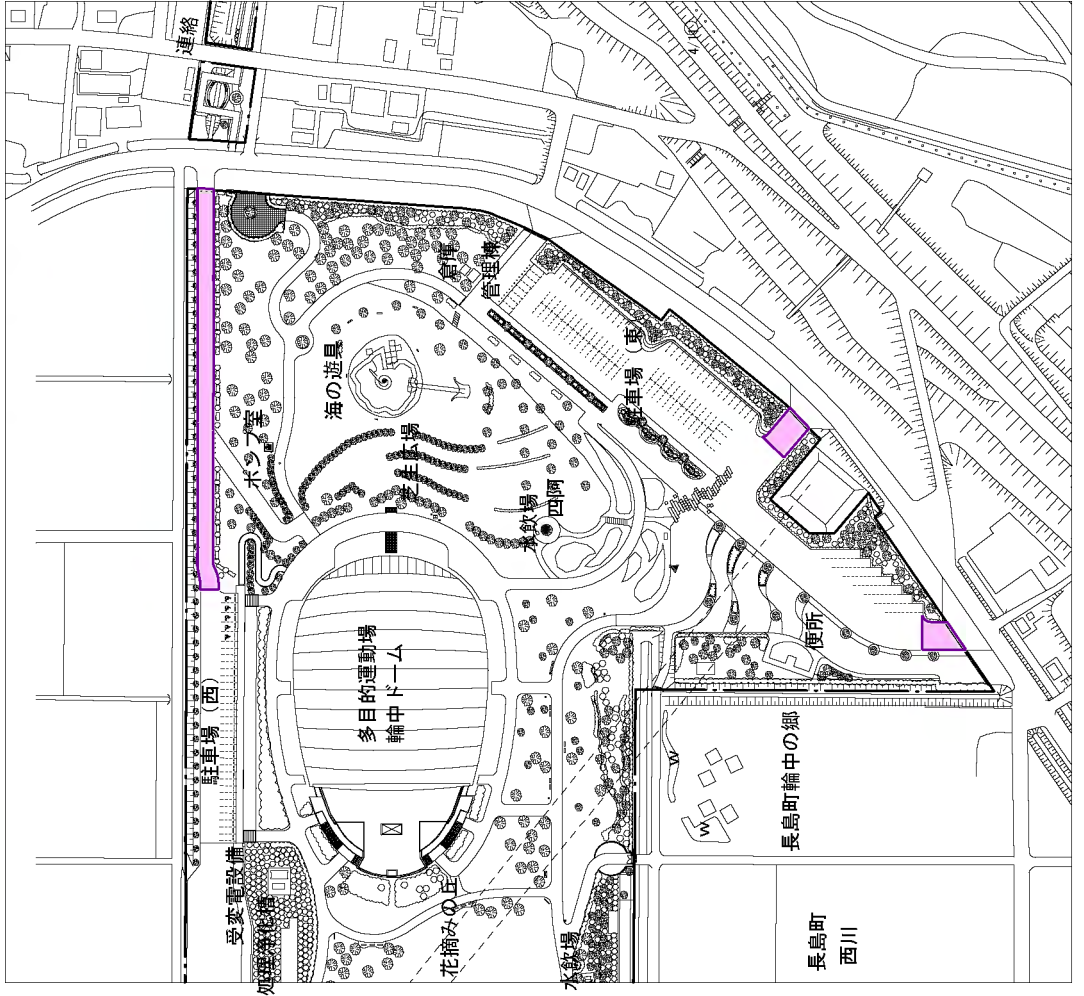
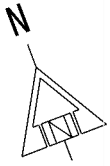
凡例
 公園利用重点調整区域



カルチャービレッジ

(中央水郷地区)

公園利用重点調整区域



自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象

設置範囲・改修施設の考え方

設置範囲は、公園区域が河川敷以外の拠点^{※1}で供用済みの範囲とする。(赤枠で図示)

設置不可範囲は、新たな建築物の設置を想定していないエリア並びに自然環境を保全するエリアである。(図示)

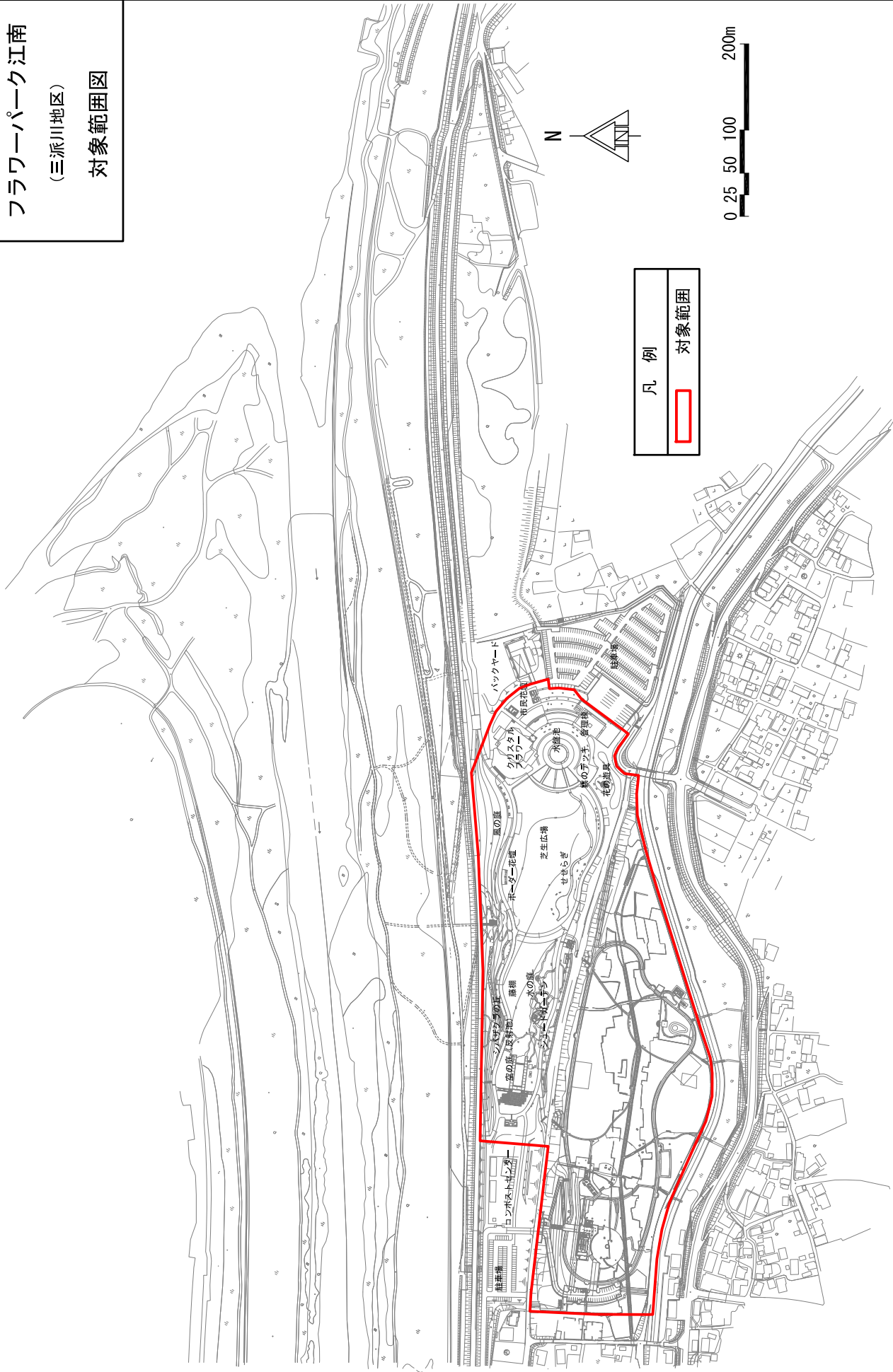
指定する既存施設の改修運営の対象は、別添 44「指定する既存施設の改修運営の対象一覧表」に示す施設とする。

※1 フラワーパーク江南、河川環境楽園（木曾川水園）、138タワーパーク、アクアワールド水郷パークセンター、木曾三川公園センター、カルチャービレッジ

フラワーパーク江南

(三派川地区)

対象範囲図



河川環境楽園
 (木曾川水園)
 (三派川地区)
 対象範囲図

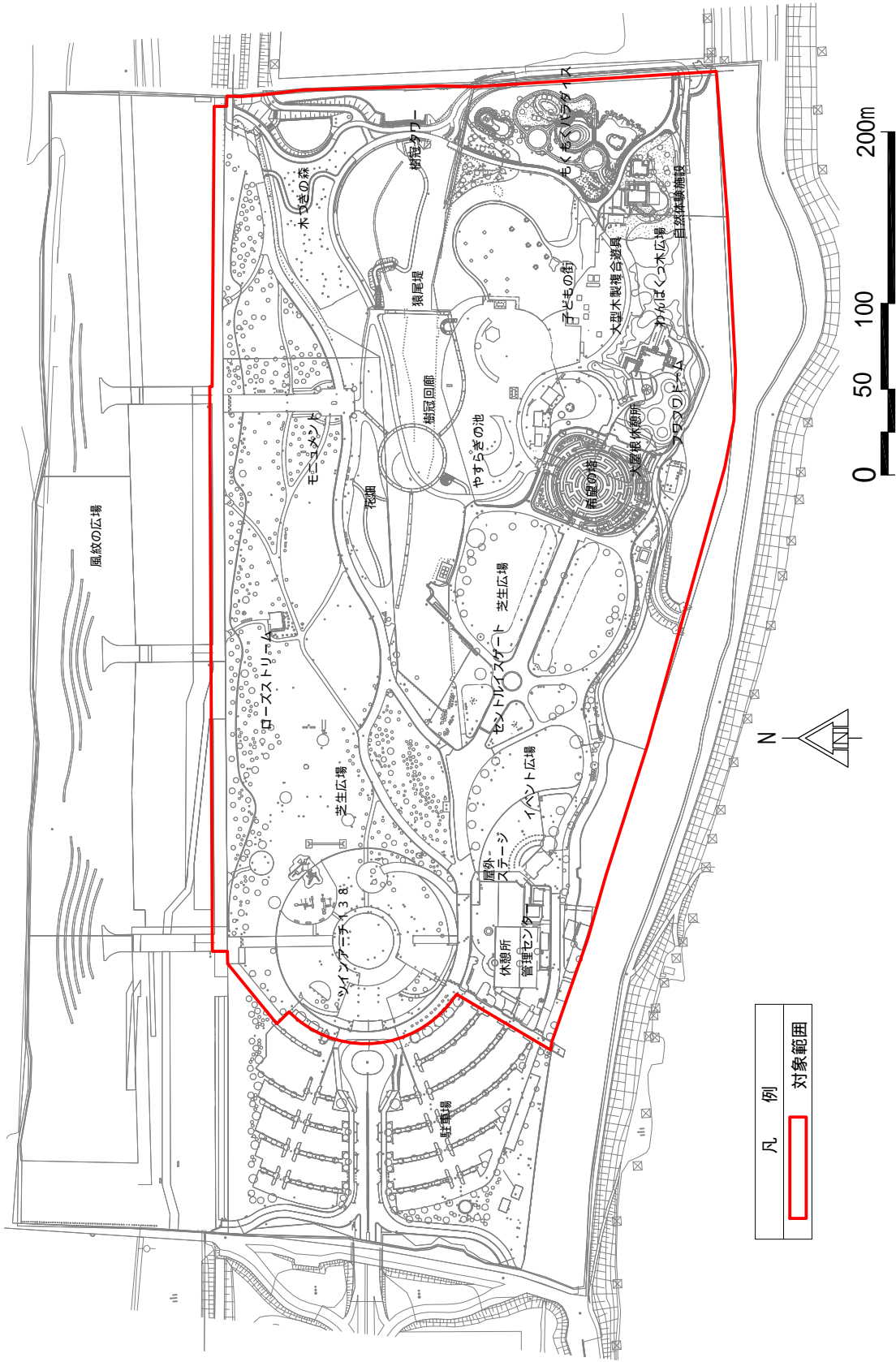
凡	例
	対象範囲



138タワーパーク

(三派川地区)

対象範囲図



アクワールド
水郷パークセンター
(中央水郷地区)

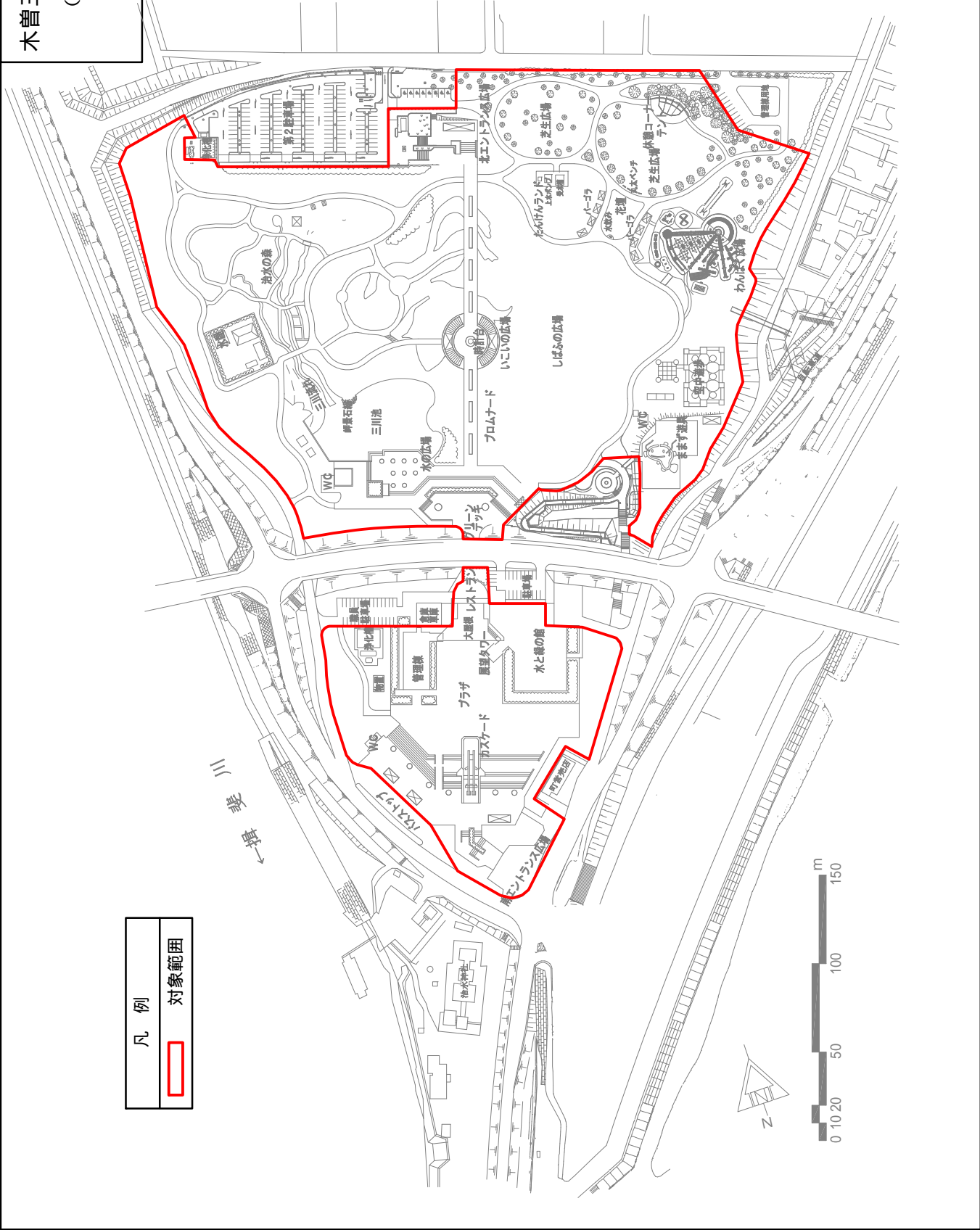
対象範囲図



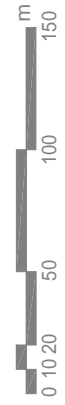
木曾三川公園センター

(中央水郷地区)

対象範囲図



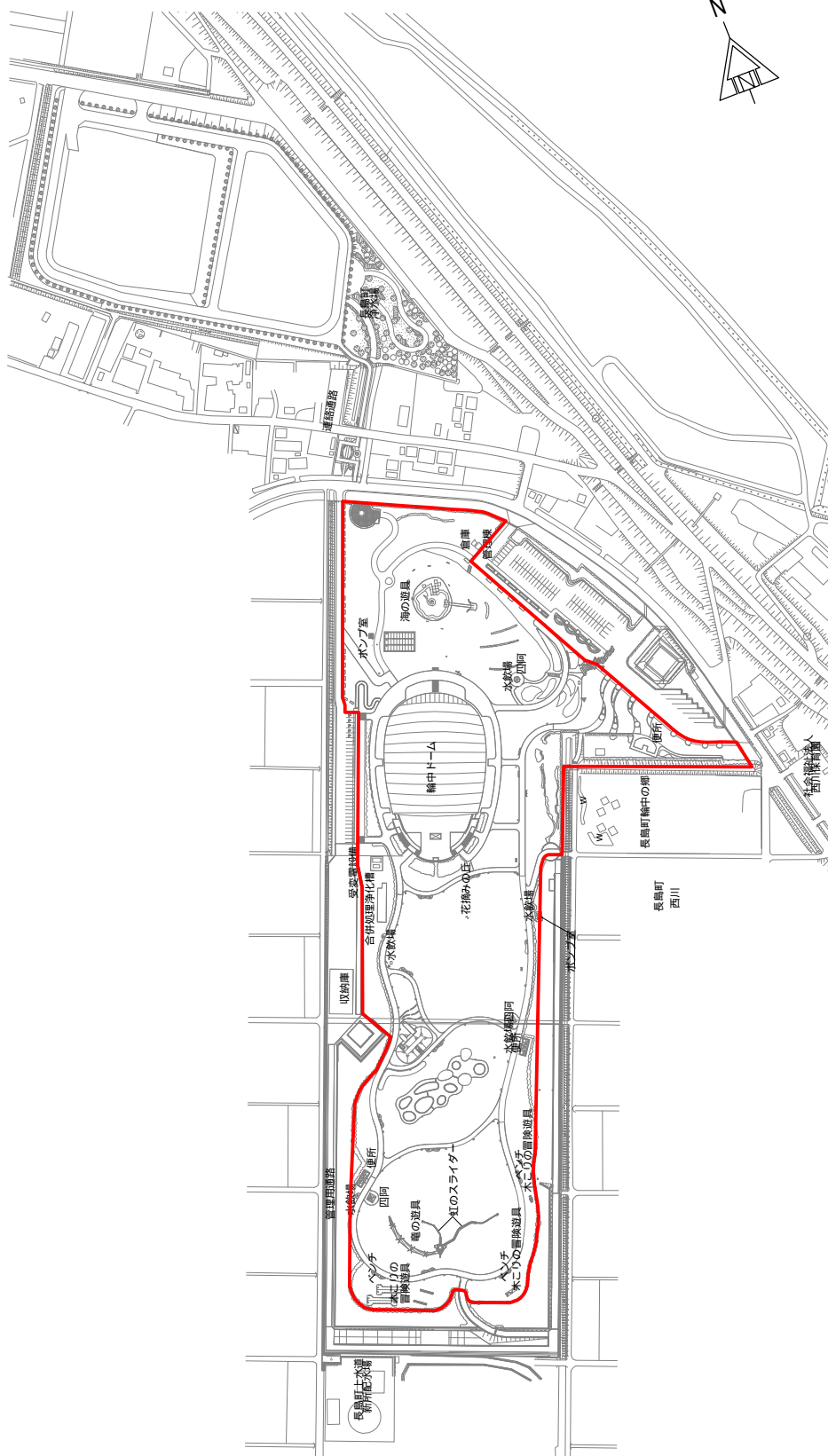
凡例
対象範囲



カルチャービレッジ
(中央水郷地区)

対象範囲図

凡例
対象範囲



指定する既存施設の改修運営の対象一覧表

公園施設の名称					許可面積 (予定) (㎡)	設置数
1	飲食施設	三派川地区	フラワーパーク 江南	クリスタルフラワー内飲食店	37	1
		三派川地区	138 タワーパーク	休憩所内飲食物販施設	52	1
2	物販施設	三派川地区	河川環境楽園 (木曾川水園)	辻の茶屋	15	1
3	運動施設	中央水郷地区	カルチャービレッジ	多目的運動場 (輪中ドーム) ※	2,706	1
4	教養施設	三派川地区	河川環境楽園 (木曾川水園)	研修施設 (自然発見館) ※	586	1
		中央水郷地区	アクアワールド水郷パークセンター	パークセンターホール※	403	1
5	管理施設	中央水郷地区	長良川サービスセンター	センターハウス (A棟) ※	3,096	1
				センターハウス (B棟) ※	2,387	1

※輪中ドーム、自然発見館、パークセンターホール、センターハウス (A棟、B棟) は、運営維持管理業務委託費の管理対象であるため、これらの施設またはその一部を施設等運営者が改修運営する場合、当該部分の管理内容、管理費等については、別途、中部地方整備局との協議により決定することとする。